

# 綿工連史

— 綿スフ織物業の歩み —

日本綿スフ織物工業組合連合会  
日本綿スフ織物工業連合会

# 綿工連史

— 綿スフ織物業の歩み —

日本綿スフ織物工業組合連合会  
日本綿スフ織物工業連合会

# 綿工連史

—— 綿スフ織物業の歩み ——

日本綿スフ織物工業組合連合会  
日本綿スフ織物工業連合会

# 発刊にあたって



日本綿スフ織物工業組合連合会理事長  
日本綿スフ織物工業連合会会長  
藤井良己

この度の「綿工連史」の発刊にあたって、一言ご挨拶を申し上げます。

日本綿スフ織物工業連合会は綿スフ機業会として昭和23年1月に発足し、日本綿スフ織物工業組合連合会は日本綿スフ織物調整組合連合会として昭和27年12月に発足いたしました。ともに発足してから五十有余年を経過し、正に戦後の日本の歴史とともに歩んで参りました。

綿工連の歴史については昭和33年に発行された「綿スフ織物工業発達史」以後はまとめられたものではなく、業界の歴史を記録として留めることが是非とも必要であると考え、今般、綿工連史の編纂に取り組んだ次第でございます。

ふり返りますと、昭和25年の朝鮮戦争勃発による特需景気、その後の過剰設備抑制のための設備登録制の実施、昭和40年代の構造改善事業のスタートと米国との貿易摩擦、過剰織機の共同廃棄事業の実施、中国からの輸入急増問題と数々の難題、課題に直面してきました。

わが綿工連はこれらの問題に対してどう向きあい、どのような行動をしてきたのか。またこれらの問題に取り組まれた先人達の苦労はいかばかりであったのか、本書においてその一端を書き残すことができたと思存します。

本書によって業界の皆様が過去の歴史を再確認されるとともに、今後のご参考として少しでも役に立つことができればと思存次第でございます。

最後に、本書の編纂にあたり各種資料のご提供のほか、ご助言、ご指導を賜りました編纂委員をはじめとする各位に対し、厚く御礼を申し上げます。

平成18年5月吉日

現 会長（理事長）・副会長（副理事長）



会長 藤井良己



副会長 高橋一光



副会長 貝原良治



副会長 松下満彦



副会長 竹内一房



副会長 池藤悦男

# 日本綿スフ織物工業組合連合会・日本綿スフ織物工業連合会 歴代会長（理事長）



安藤 梅吉

会長 昭和23年1月～昭和30年10月  
理事長 昭和27年12月～昭和30年10月



藤原 楠之助

昭和30年10月～昭和39年5月



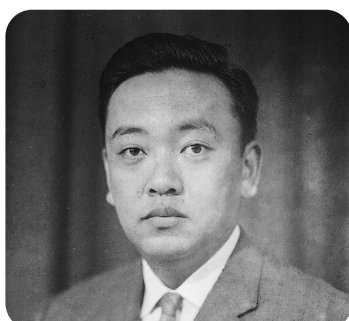
古谷 喜雨太

昭和39年5月～昭和43年9月



寺田 忠次

昭和43年9月～昭和49年5月



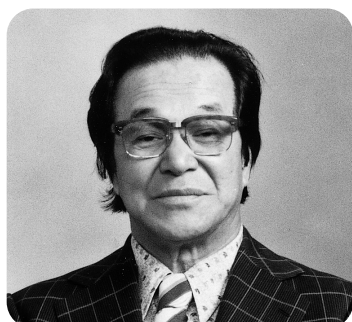
安藤 嘉治

昭和49年5月～昭和52年5月



藤原 一郎

昭和52年5月～昭和57年5月



池 治 一 見

昭和57年5月～平成元年4月



小 栗 久 明

平成元年4月～平成6年5月



石 川 三 三

平成6年5月～平成12年5月



塩 谷 春 雄

平成12年5月～平成16年5月



藤 井 良 己

平成16年5月～

## 綿工連歴代正副会長（正副理事長）

年 度	会長・理事長	副会長・副理事長				
昭和23年 ～28年	(知多) 安 藤 梅 吉					
昭和29年	(知多) 安 藤 梅 吉	(泉州) 藤原楠之助	(大阪南部) 榊野龍太郎			
昭和30年	(知多) 安 藤 梅 吉	(泉州) 藤原楠之助	(大阪南部) 榊野龍太郎			
昭和31年	(泉州) 藤 原 楠之助	(大阪南部) 榊野龍太郎	(知多) 滝田益四郎			
昭和32年	(泉州) 藤 原 楠之助	(大阪南部) 榊野龍太郎	(知多) 滝田益四郎			
昭和33年	(泉州) 藤 原 楠之助	(知多) 滝田益四郎	(遠州) 小林儀一郎	(播州) 宮崎 春吉	(岡山) 姫井三亀男	
昭和34年	(泉州) 藤 原 楠之助	(知多) 滝田益四郎	(遠州) 小林儀一郎	(岡山) 姫井三亀男		
昭和35年	(泉州) 藤 原 楠之助	(遠州) 小林儀一郎	(岡山) 姫井三亀男	(知多) 長坂 三郎	(大阪南部) 古谷喜雨太	
昭和36年	(泉州) 藤 原 楠之助	(遠州) 小林儀一郎	(岡山) 姫井三亀男	(大阪南部) 古谷喜雨太	(播州) 藤原 衛	(知多) 山田 耕市
昭和37年	(泉州) 藤 原 楠之助	(岡山) 姫井三亀男	(大阪南部) 古谷喜雨太	(播州) 藤原 衛	(知多) 山田 耕市	(遠州) 寺田 忠次
昭和38年	(泉州) 藤 原 楠之助	(遠州) 寺田 忠次	(岡山) 姫井三亀男	(知多) 山田 耕市	(大阪南部) 古谷喜雨太	(播州) 村上 允常
昭和39年	(大阪南部) 古 谷 喜雨太	(遠州) 寺田 忠次	(知多) 山田 耕市	(播州) 村上 允常	(岡山) 姫井三亀男	
昭和40年	(大阪南部) 古 谷 喜雨太	(遠州) 寺田 忠次	(知多) 山田 耕市	(播州) 村上 允常	(泉州) 黒川幸一郎	
昭和41年	(大阪南部) 古 谷 喜雨太	(遠州) 寺田 忠次	(知多) 山田 耕市	(播州) 村上 允常	(泉州) 黒川幸一郎	
昭和42年	(大阪南部) 古 谷 喜雨太	(遠州) 寺田 忠次	(知多) 山田 耕市	(播州) 村上 允常	(泉州) 黒川幸一郎	
昭和43年	(大阪南部) 古 谷 喜雨太	(遠州) 寺田 忠次	(知多) 安藤 嘉治	(泉州) 田中 政雄	(播州) 水嶋 十治	
昭和44年	(遠州) 寺 田 忠 次	(知多) 安藤 嘉治	(泉州) 田中 政雄	(大阪南部) 上ノ山利治	(播州) 水嶋 十治	
昭和45年	(遠州) 寺 田 忠 次	(知多) 安藤 嘉治	(泉州) 田中 政雄	(大阪南部) 上ノ山利治	(播州) 水嶋 十治	
昭和46年	(遠州) 寺 田 忠 次	(知多) 安藤 嘉治	(泉州) 田中 政雄	(大阪南部) 上ノ山利治	(播州) 水嶋 十治	
昭和47年	(遠州) 寺 田 忠 次	(知多) 安藤 嘉治	(泉州) 田中 政雄	(大阪南部) 上ノ山利治	(播州) 水嶋 十治	
昭和48年	(遠州) 寺 田 忠 次	(知多) 安藤 嘉治	(泉州) 田中 政雄	(大阪南部) 田中 貞統	(播州) 水嶋 十治	

年 度	会長・理事長	副会長・副理事長				
昭和49年	(知多) 安 藤 嘉 治	(天龍社) 百鬼末太郎	(泉州) 田中 政雄	(大阪南部) 田中 貞統	(播州) 藤原 一郎	
昭和50年	(知多) 安 藤 嘉 治	(天龍社) 百鬼末太郎	(泉州) 田中 政雄	(大阪南部) 田中 貞統	(播州) 藤原 一郎	
昭和51年	(知多) 安 藤 嘉 治	(天龍社) 百鬼末太郎	(泉州) 池治 一見	(大阪南部) 田中 貞統	(播州) 藤原 一郎	
昭和52年	(播州) 藤 原 一 郎	(天龍社) 百鬼末太郎	(泉州) 池治 一見	(知多) 長坂 昭治	(大阪南部) 山中 治雄	
昭和53年	(播州) 藤 原 一 郎	(天龍社) 百鬼末太郎	(知多) 長坂 昭治	(泉州) 池治 一見	(大阪南部) 山中 治雄	
昭和54年	(播州) 藤 原 一 郎	(天龍社) 百鬼末太郎	(知多) 長坂 昭治	(泉州) 池治 一見	(大阪南部) 山中 治雄	
昭和55年	(播州) 藤 原 一 郎	(天龍社) 鈴木 常夫	(知多) 長坂 昭治	(泉州) 池治 一見	(大阪南部) 山中 治雄	
昭和56年	(播州) 藤 原 一 郎	(天龍社) 鈴木 常夫	(知多) 長坂 昭治	(泉州) 池治 一見	(大阪南部) 山中 治雄	
昭和57年	(泉州) 池 治 一 見	(遠州) 高木弥一郎	(知多) 長坂 昭治	(大阪南部) 山中 治雄	(播州) 村上 亀六	
昭和58年	(泉州) 池 治 一 見	(遠州) 小栗 久明	(知多) 長坂 昭治	(大阪南部) 山中 治雄	(播州) 村上 亀六	
昭和59年	(泉州) 池 治 一 見	(遠州) 小栗 久明	(知多) 長坂 昭治	(大阪南部) 山中 治雄	(播州) 村上 亀六	
昭和60年	(泉州) 池 治 一 見	(遠州) 小栗 久明	(知多) 石川 三三	(大阪南部) 山中 治雄	(播州) 村上 亀六	
昭和61年	(泉州) 池 治 一 見	(遠州) 小栗 久明	(知多) 石川 三三	(大阪南部) 帯谷正次郎	(播州) 岡本和三郎	
昭和62年	(泉州) 池 治 一 見	(遠州) 小栗 久明	(知多) 石川 三三	(大阪南部) 帯谷正次郎	(播州) 岡本和三郎	
昭和63年	(泉州) 池 治 一 見	(遠州) 小栗 久明	(知多) 石川 三三	(大阪南部) 帯谷正次郎	(播州) 岡本和三郎	
平成元年	(遠州) 小 栗 久 明	(知多) 石川 三三	(大阪南部) 帯谷正次郎	(播州) 岡本和三郎	(泉州) 藤原 三郎	
平成 2 年	(遠州) 小 栗 久 明	(知多) 石川 三三	(大阪南部) 帯谷正次郎	(播州) 岡本和三郎	(泉州) 藤原 三郎	
平成 3 年	(遠州) 小 栗 久 明	(知多) 石川 三三	(大阪南部) 帯谷正次郎	(播州) 岡本和三郎	(泉州) 藤原 三郎	
平成 4 年	(遠州) 小 栗 久 明	(知多) 石川 三三	(泉州) 高橋 一光	(大阪南部) 塩谷 春雄	(播州) 藤井 良己	
平成 5 年	(遠州) 小 栗 久 明	(知多) 石川 三三	(泉州) 高橋 一光	(大阪南部) 塩谷 春雄	(播州) 藤井 良己	
平成 6 年	(知多) 石 川 三 三	(泉州) 高橋 一光	(大阪南部) 塩谷 春雄	(播州) 藤井 良己	(天龍社) 寺田 正捷	(広島) 貝原 定治
平成 7 年	(知多) 石 川 三 三	(泉州) 高橋 一光	(大阪南部) 塩谷 春雄	(播州) 藤井 良己	(天龍社) 寺田 正捷	(広島) 貝原 定治

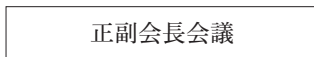
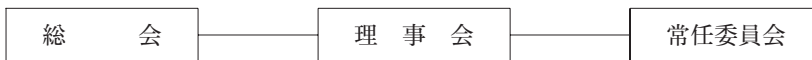
年 度	会長・理事長	副会長・副理事長					
平成8年	(知多) 石川 三三	(泉州) 高橋 一光	(大阪南部) 塩谷 春雄	(播州) 藤井 良己	(天龍社) 寺田 正捷	(広島) 貝原 定治	
平成9年	(知多) 石川 三三	(泉州) 松井 一雄	(大阪南部) 塩谷 春雄	(播州) 藤井 良己	(天龍社) 寺田 正捷	(広島) 貝原 定治	
平成10年	(知多) 石川 三三	(大阪南部) 塩谷 春雄	(播州) 藤井 良己	(広島) 貝原 定治	(泉州) 松井 一雄		
平成11年	(知多) 石川 三三	(大阪南部) 塩谷 春雄	(播州) 藤井 良己	(広島) 貝原 定治	(泉州) 松井 一雄		
平成12年	(大阪南部) 塩谷 春雄	(播州) 藤井 良己	(広島) 貝原 定治	(泉州) 松井 一雄	(三河) 鋤柄 渡	(天龍社) 大石 元泰	
平成13年	(大阪南部) 塩谷 春雄	(播州) 藤井 良己	(広島) 貝原 定治	(泉州) 松井 一雄	(三河) 鋤柄 渡	(天龍社) 大石 元泰	
平成14年	(大阪南部) 塩谷 春雄	(播州) 藤井 良己	(広島) 貝原 定治	(泉州) 松井 一雄	(三河) 鋤柄 渡	(天龍社) 大石 元泰	
平成15年	(大阪南部) 塩谷 春雄	(播州) 藤井 良己	(広島) 貝原 良治	(泉州) 高橋 一光	(三河) 鋤柄 渡	(天龍社) 大石 元泰	
平成16年	(播州) 藤井 良己	(泉州) 高橋 一光	(広島) 貝原 良治	(遠州) 松下 満彦	(知多) 竹内 一房	(大阪南部) 池藤 悦男	
平成17年	(播州) 藤井 良己	(泉州) 高橋 一光	(広島) 貝原 良治	(遠州) 松下 満彦	(知多) 竹内 一房	(大阪南部) 池藤 悦男	

- (注) 1. 正副会長（理事長）制は昭和29年より導入  
2. 綿工連会長は昭和23年より、綿スフ工連（設立当初は綿調連）理事長は昭和27年より就任



## 綿工連の組織図

団体の名称	日本綿スフ織物工業組合連合会	日本綿スフ織物工業連合会	財団法人日本綿スフ機業同交会	
略 称	綿スフ工連	綿工連	同交会	
設立年月日	昭和 27 年 12 月 8 日	昭和 23 年 1 月 28 日	昭和 20 年 5 月 11 日	
根 拠 法 規	中小企業団体の組織に関する法律	任 意	民 法	
事業内容等	会 員 数	31 会員	31 員	な し
	活動範囲	全国一円	全国一円	全国一円
	事業内容	1. 情報調査研究事業 2. 産地活性化・通商対策等業界振興事業 3. 指導・育成・情報提供事業 4. その他	1. 経営の合理化・取引条件の改善等 2. 通商対策 3. 青年層の育成 4. その他業界の振興に関する調査・研究並びに情報の提供	1. 情報調査研究事業 2. 情報提供事業 3. 業界振興事業 4. 施設の管理運営
代 表 者	理 事 長 藤井 良己	会 長 藤井 良己	理 事 長 藤井 良己	
役 員	副理事長 5 名 専務理事 池田 喜好 常務理事 由井 伸和 理 事 20 名 (除上記) 監 事 3 名	副 会 長 5 名 専務理事 池田 喜好 常務理事 由井 伸和 理 事 20 名 (除上記) 監 事 3 名	副理事長 1 名 常務理事 池田 喜好 理 事 7 名 (除上記) 評 議 員 10 名 監 事 3 名	



委 員 会	構造改善委員会 (10 産地 10 名) 通商委員会 (10 産地 10 名) 広幅生地専門委員会 (4 産地 4 名) 広幅先染専門委員会 (8 産地 8 名) かすり専門委員会 (3 産地 3 名) 小幅生地専門委員会 (4 産地 4 名) 情報調査専門委員会 (9 産地 10 名)
	過怠金再審査委員会 (7 産地 7 名)

日本綿スフ織物工業組合連合会・日本綿スフ織物工業連合会  
**会 員 名 簿**

<b>東北綿スフ織物工業組合</b> 理 事 長／菅野 晋一 事務局長／藤原 和一	〒960-1421 福島県伊達郡川俣町字鉄炮町 47	☎ 0245-65-3241 FAX 0245-65-2564
<b>青梅綿スフ織物構造改善工業組合</b> 理 事 長／田中富太郎 事務局長／茂木耕之助	〒198-0044 東京都青梅市西分町 3-123	☎ 0428-22-2126 FAX 0428-22-2128
<b>遠州綿スフ織物構造改善工業組合</b> 理 事 長／松下 満彦 事務局長／松尾 耕作	〒432-8036 静岡県浜松市東伊場 2-7-1	☎ 053-452-0121 FAX 053-452-0123
<b>天龍社綿スフ織物構造改善工業組合</b> 理 事 長／石田 宏治 事務局長／金原 宏好	〒437-1204 静岡県磐田郡福田町中島 226-4	☎ 0538-55-2121 FAX 0538-55-2132
<b>富山県綿スフ織物工業組合</b> 理 事 長／柴田喜代信 専務理事／藤原 一郎	〒939-1545 富山県南砺市布袋 20-3	☎ 0763-22-5988 FAX 0763-22-5968
<b>石川県織物構造改善工業組合</b> 理 事 長／西 紀幸 専務理事／福田 洋之	〒920-8203 石川県金沢市鞍月 2-20 石川県繊維会館内	☎ 0762-67-2172 FAX 0762-67-2139
<b>知多綿スフ織物構造改善工業組合</b> 理 事 長／竹内 一房 常務理事／竹内 孝之	〒475-0887 愛知県半田市御幸町 1	☎ 0569-21-4611 FAX 0569-22-1510
<b>三河綿スフ織物構造改善工業組合</b> 理 事 長／市川 良孝 専務理事／森田 勝巳	〒443-0056 愛知県蒲郡市神明町 12-20	☎ 0533-68-6161 FAX 0533-67-1887
<b>三州綿スフ織物構造改善工業組合</b> 理 事 長／榊原 康正 事 務 局／鳥居 文子	〒445-0852 愛知県西尾市花ノ木町 3-1	☎ 0563-56-3181 FAX 0563-56-3183
<b>尾州綿スフ織物工業組合</b> 理 事 長／墨 利春 専務理事／日比野健治郎	〒493-0001 愛知県葉栗郡木曾川町黒田蔵ノ浦 73	☎ 0586-86-2111 FAX 0586-87-5333
<b>尾北綿スフ織物工業組合</b> 理 事 長／平松 敏夫 事務局長／武藤 祥二	〒491-0811 愛知県一宮市千秋町加納馬場大山 9-1	☎ 0586-76-2138 FAX 0586-76-2596
<b>江南綿スフ織物工業組合</b> 理 事 長／小澤 義一 事務局長参与／江口 義輝	〒483-8205 愛知県江南市古知野町小金 112 江南商工会議所内	☎ 0587-56-2181 FAX 0587-56-2183
<b>岐阜県南部綿スフ織物工業組合</b> 理 事 長／田島 勇 事務局長／望月 恵市	〒501-6077 岐阜県羽島郡笠松町天王町 40-1	☎ 0583-87-3002 FAX 0583-87-3002
<b>福井県織物構造改善工業組合</b> 理 事 長／増永 矩明 専務理事／小島平二郎	〒910-0005 福井県福井市大手 3-7-1 織協ビル 703 号室	☎ 0776-21-2750 FAX 0776-21-2754
<b>滋賀県綿スフ織物工業組合</b> 理 事 長／川口 正敏	〒521-1222 滋賀県神崎郡能登川町佐野 383-7	☎ 0748-42-0631 FAX 0748-48-3394

高島綿スフ織物工業組合 理事長／川島 諦 事務局長／保木 一之	〒520-1501 滋賀県高島市新旭町旭 714-5	☎ 0740-25-3551 FAX 0740-25-5345
奈良県織物構造改善工業組合 理事長／笹田 宗計 事務局長／斉藤 暢子	〒635-0015 奈良県大和高田市幸町 2-33 奈良県広域地場産業振興センター内	☎ 0745-22-5002 FAX 0745-52-7788
和歌山県綿スフ織物構造改善工業組合 理事長／井谷 茂 事務局長／水端 陽一	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上 2-6-19	☎ 0734-22-2791 FAX 0734-22-2792
泉州織物構造改善工業組合 理事長／高橋 一光 専務理事／植野 和雄	〒594-0073 大阪府和泉市和気町 1-30-9	☎ 0725-41-0124 FAX 0725-41-7990
大阪南部織物構造改善工業組合 理事長／池藤 悦男 事務局長／柳本 正人	〒598-0011 大阪府泉佐野市高松北 1-2-40	☎ 0724-62-3121 FAX 0724-62-1842
河内織物構造改善工業組合 理事長／森内 一 事務局長／松野 友幸	〒578-0924 大阪府東大阪市吉田 4-3-39 森内織物(株)内	☎ 0729-67-0292 FAX 0729-67-0393
播州織工業組合 理事長／藤井 良己 常務理事／藤原 龍一	〒677-0033 兵庫県西脇市鹿野町 267-6	☎ 0795-22-1881 FAX 0795-22-7883
岡山県織物構造改善工業組合 理事長／片山雄之助 事務局長／藤本 英彦	〒700-0818 岡山県岡山市蕃山町 4-5	☎ 0862-25-2458 FAX 0862-25-8558
備中織物構造改善工業組合 理事長／黒木 保 事務局長／塩飽あすか	〒715-0014 岡山県井原市七日市町 10 井原郵便局私書箱 3 号	☎ 0866-62-0471 FAX 0866-62-8540
広島県織物構造改善工業組合 理事長／貝原 良治 常務理事／桑田 和夫	〒720-0804 広島県福山市緑町 1-20	☎ 0849-22-1022 FAX 0849-22-1108
徳島県綿スフ織物構造改善工業組合 理事長／岡本 政和 事務局長／鶴熊 敦子	〒770-0023 徳島県徳島市国府町府中宇宮/西 679-2 国府町商工会内	☎ 088-642-0258 FAX 088-642-0231
今治織物構造改善工業組合 理事長／村上誠之助 事務局長／日浅 和則	〒794-0015 愛媛県今治市常盤町 4-1-1	☎ 0898-32-2221 FAX 0898-32-0373
伊予織物工業組合 理事長／白方 達郎 事務局長／名楽 晴美	〒790-0065 愛媛県松山市宮西 1-5-20	☎ 089-924-8351 FAX 089-924-8384
九州綿スフ織物構造改善工業組合 理事長／宮田 智 事務局長／今井 潔	〒833-0056 福岡県筑後市大字久富 70 筑後染織協同組合内	☎ 0942-54-0705 FAX 0942-52-2448
久留米かすり工業組合 理事長／森山 虎雄 事務局長／富久 近次	〒839-0809 福岡県久留米市東合川 5-8-5 (財)久留米地域地場産業センター 1 F	☎ 0942-44-3701 FAX 0942-44-3705
熊本県織物構造改善工業組合 理事長／橘 好雄 事務局長／岡田 映子	〒862-0975 熊本県熊本市新屋敷 1-20-9 九州つばめタオル(株)内	☎ 0963-64-0871 FAX 0963-71-2011

日本綿スフ織物工業組合連合会・日本綿スフ織物工業連合会

歴代常勤理事名

年代	専務理事	常 務 理 事							
昭和年代	30	野沢久雄 昭和29年8月 昭和52年5月	木島貴一郎 昭和29年8月 昭和37年5月	谷原長生 昭和29年8月 昭和49年2月	橋本時一 昭和31年5月 昭和43年5月				
	40		岡田寿男 昭和37年5月 昭和45年5月			武藤俊二 昭和37年5月 昭和53年5月			
	50		吉田三次郎 昭和45年5月 昭和51年5月		野末 績 昭和43年5月 昭和51年5月		田中 実 昭和45年5月 昭和57年5月	内海保三 昭和49年5月 昭和53年5月	高木 理 昭和49年9月 昭和52年5月
		高木 理 昭和52年5月 昭和60年5月							
			中村 稔 昭和54年5月 昭和60年5月						
	60	中村 稔 昭和60年5月 昭和62年5月	河田勝喜 昭和60年5月 昭和63年5月	田口精一 昭和57年5月 平成元年5月	櫛田 治 昭和57年5月 平成5年5月	荒谷 昇 (理事) 昭和60年5月 昭和63年5月	広瀬秀男 (理事) 昭和60年5月 昭和63年5月		
						(常務理事) 昭和63年5月 平成6年5月			
	1	河田勝喜 昭和63年5月 平成11年5月	古谷日出夫 (理事) 平成2年5月 平成4年5月 (常務理事) 平成4年5月 平成9年4月						
		上野忠雄 平成11年6月 平成17年6月	由井伸和 平成12年5月						
		池田喜好 平成17年7月							

日本綿スフ織物工業組合連合会・日本綿スフ織物工業連合会

歴代常勤理事名

【専務理事】

在任期間

野澤久雄	昭和29年8月～昭和52年5月
高木理	昭和52年5月～昭和60年5月
中村稔	昭和60年5月～昭和62年5月
河田勝喜	昭和63年5月～平成11年5月
上野忠雄	平成11年6月～平成17年6月
池田喜好	平成17年7月～

【常務理事】

在任期間

木島貴一郎	昭和29年8月～昭和37年5月
谷原長生	昭和29年8月～昭和49年2月
橋本時一	昭和31年5月～昭和43年5月
岡田寿男	昭和37年5月～昭和45年5月
武藤俊二	昭和37年5月～昭和53年5月
野末績	昭和43年5月～昭和51年5月
吉田三次郎	昭和45年5月～昭和51年5月
田中実	昭和45年5月～昭和57年5月
内海保三	昭和49年5月～昭和53年5月
高木理	昭和49年9月～昭和52年5月
中村稔	昭和54年5月～昭和60年5月
田口精一	昭和57年5月～平成元年5月
櫛田治	昭和57年5月～平成5年5月
河田勝喜	昭和60年5月～昭和63年5月
荒谷昇	昭和60年5月～昭和63年5月（理事） 昭和63年5月～平成6年5月（常務理事）
広瀬秀男	昭和60年5月～昭和63年5月（理事）
古谷日出夫	平成2年5月～平成4年5月（理事） 平成4年5月～平成9年4月（常務理事）
由井伸和	平成12年5月～

## 編纂委員会委員名簿

藤井良己	日本綿スフ織物工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会 播州織工業組合	理事長 会長 理事長
高橋一光	日本綿スフ織物工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会 泉州織物構造改善工業組合	副理事長 副会長 理事長
貝原良治	日本綿スフ織物工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会 広島県織物構造改善工業組合	副理事長 副会長 理事長
松下満彦	日本綿スフ織物工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会 遠州綿スフ織物構造改善工業組合	副理事長 副会長 理事長
竹内一房	日本綿スフ織物工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会 知多綿スフ織物構造改善工業組合	副理事長 副会長 理事長
池藤悦男	日本綿スフ織物工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会 大阪南部織物構造改善工業組合	副理事長 副会長 理事長
河田勝喜	日本綿スフ織物工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会	元専務理事 ”

## ワーキンググループ委員名簿

松尾耕作	綿工連情報調査専門委員会 遠州綿スフ織物構造改善工業組合	委員 事務局長
金原宏好	綿工連情報調査専門委員会 天龍社綿スフ織物構造改善工業組合	委員 事務局長
竹内孝之	綿工連情報調査専門委員会 知多綿スフ織物構造改善工業組合	委員 常務理事
森田勝巳	綿工連情報調査専門委員会 三河綿スフ織物構造改善工業組合	委員 専務理事
植野和雄	綿工連情報調査専門委員会 泉州織物構造改善工業組合	委員 専務理事
柳本正人	綿工連情報調査専門委員会 大阪南部織物構造改善工業組合	委員 事務局長
藤原龍一	綿工連情報調査専門委員会 播州織工業組合	委員 常務理事
藤本英彦	綿工連情報調査専門委員会 岡山県織物構造改善工業組合	委員 事務局長
桑田和夫	綿工連情報調査専門委員会 広島県織物構造改善工業組合	委員 常務理事
河田勝喜	日本綿スフ織物工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会	元専務理事 "
荒谷昇	日本綿スフ織物工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会	元常務理事 "
上野忠雄	日本綿スフ織物工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会	元専務理事 "
池田喜好	日本綿スフ織物工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会	専務理事 "
由井伸和	日本綿スフ織物工業組合連合会 日本綿スフ織物工業連合会	常務理事 "

# 目 次

綿工連史の発刊にあたって	i
現 会長（理事長）・副会長（副理事長）	iii
日本綿スフ織物工業組合連合会・日本綿スフ織物工業連合会 歴代会長（理事長）	iv
綿工連歴代正副会長・理事長	v
綿工連の組織図	viii
会員名簿	ix
歴代常勤理事名	xi
綿工連史編纂委員名簿	xiii
綿工連史編纂ワーキンググループ名簿	xiv

## 綿工連史（昭和 20 年から平成 17 年）

第 I 章 綿工連の歴史	3
I-I 近代綿スフ織物業の創世（幕末、明治～昭和前期）	3
I-II 戦時下の綿スフ織物業	5
I-II-1 企業合同	5
I-II-2 集中生産	5
I-II-3 企業整備、金属回収	5
I-III 戦後の混乱期 昭和 20 年代（終戦）～	6
I-III-1 GHQ 管理政策と綿スフ織物業需給計画	6
I-III-2 生産統制	7
I-III-3 W リンク制	8
I-III-4 朝鮮戦争の勃発と調整事業の始まり	8
I-III-5 設備登録制の成立	9
I-III-6 安定法（団体法）の成立	9
I-III-7 対米輸出の増加と自主規制	11
I-IV 昭和 30 年代	12
I-IV-1 繊維工業設備臨時措置法と危機突破大会	12
I-IV-2 伊勢湾台風から岩戸景気へ	13
I-IV-3 第二次米国輸入規制問題、綿製品に対する取り決め（STA、LTA）	13
I-IV-4 綿工連青年部の発足	16
I-IV-5 昭和 30 年代後半期と米国クーリー法成立	17
I-IV-6 中小企業近代化促進法の成立	20
I-IV-7 電気税の軽減	22
I-IV-8 過剰設備の処理	22
I-V 昭和 40 年代	23



I-V-1	綿工連恒久対策特別委員会	23
I-V-2	特織法の成立と過剰設備の廃棄	24
I-V-3	日本繊維産業連盟の発足	25
I-V-4	対米自主規制宣言 ― 対米繊維規制反対総決起大会と織機買上措置（対米自主規制買上）	26
I-V-5	日米繊維協定と繊維救済策（臨織特）	29
I-V-6	振興基金制度の創設	33
I-V-7	繊維新法の誕生	34
I-V-8	織機の特例法登録	34
I-VI	昭和 50 年代	35
I-VI-1	織工審の関係業界への質問と繊維ビジョンとりまとめ	35
I-VI-2	輸入急増と綿工連訪中団の派遣	36
I-VI-3	過剰設備と共同廃棄事業	36
I-VI-4	取引問題	37
I-VI-5	木管保証金問題	40
I-VI-6	取引所問題	45
I-VII	昭和 60 年代	46
I-VII-1	第 2 次設備共同廃棄事業	46
I-VII-2	設備登録制の改正について	47
I-VII-3	産構審、織工審の繊維ビジョン見直しについて	47
I-VIII	平成年代	48
I-VIII-1	消費税の転嫁及び表示の方法に関する協定について	48
I-VIII-2	消費税転嫁円滑化事業	51
I-VIII-3	設備登録制の終焉	51
I-VIII-4	繊維産業活性化対策事業	52
I-VIII-5	輸入急増問題と二回にわたる繊維セーフガード措置発動要請	53
I-VIII-6	平成 9 年度における二つのビジョン策定	56
I-VIII-7	ジャパン・クリエーション開幕	59
I-VIII-8	タスクフォース創設	61
I-VIII-9	全国織物産地危機突破大会	68
I-VIII-10	輸出振興対策	70
I-VIII-11	中小繊維事業者自立事業について	72
I-VIII-12	FTA, EPA の動きについて	76
<b>第 II 章</b>	<b>設備登録制</b>	<b>80</b>
II-1	設備登録制とは	80
II-2	登録制の改正から廃止へ	82
II-3	設備登録制廃止への経緯	85
<b>第 III 章</b>	<b>輸入問題</b>	<b>90</b>
III-1	輸入急増	90

III-2 特恵関税の供与	94
III-3 請願の実施	96
III-4 繊維セーフガードの発動要請について	96
(1) 第1回目発動要請	96
(2) 第2回目発動要請	104
III-5 繊維製品輸入急増対策と繊維産審報告書	106
III-6 訪中団の記録	112
<b>第IV章 構造改善事業</b>	<b>116</b>
IV-1 特織法成立について	116
(イ) 財団法人繊維工業整備促進協会について	116
(ロ) 綿スフ織物業の恒久対策	117
(ハ) 織布業の構造改革についての答申	119
(ニ) 過剰設備の買上	123
IV-2 知識集約化型構造改善事業	123
IV-3 構造改善事業（繊維法後期）— LPU からマーケットインへ	125
IV-4 産構審・織工審の答申	126
<b>第V章 その他の関連団体等</b>	<b>131</b>
V-1 財団法人日本綿スフ機業同交会	131
V-2 日本綿スフ織物工業協同組合連合会	131
V-3 東京、大阪、名古屋事務所	131
<b>資料編</b>	
<b>法令関係</b>	
綿スフ織物調整規則	137
綿スフ織機設置制限規則	144
綿スフ織物調整規則、織機設置制限規則改正の内容	145
総合調整規程変更の経過	151
<b>綿工連年表</b>	<b>163</b>
<b>統計資料</b>	
・綿スフ織物業（事業所数・製造品出荷額等）推移	189
・綿スフ織物業（従業員数・織機台数）推移	189
・綿織物・スフ織物・合織（短）織物の生産推移	190
・綿織物・スフ織物・合織（短）織物輸出推移	190
・綿織物・スフ織物・合織（短）織物輸入推移	191
・綿織物品種別生産高推移	191

・綿織物品種別輸出高推移	192
・綿織物品種別輸入高推移	192
・綿織物仕向国別輸出推移	193
・綿織物の国別輸入推移	193
・事業所数・出荷額・従業員数・織機台数	194
・織物生産高	194
・織物輸出高	195
・織物輸入高	195
・織物品種別生産高（その1）	196
・織物品種別生産高（その2）	197
・織物品種別輸出高（その1）	198
・織物品種別輸出高（その2）	199
・織物品種別輸入高（その1）	200
・織物品種別輸入高（その2）	201
・綿織物国別輸出高	202
・スフ織物国別輸出高	203
・合織(短)織物国別輸出高	204
・綿織物国別輸入高	205
・スフ織物国別輸入高	206
・合織(短)織物国別輸入高	207

## 綿スフ織物工業発達史

第1章 綿スフ織物工業の発達	211
第2章 綿スフ織物工業の組織	264
第3章 綿スフ織物業の年譜	308
第4章 綿スフ織物業の統計	319

# 綿工連史

(昭和 20 年から平成 17 年)

第 1 章 綿工連の歴史

第 2 章 設備登録制

第 3 章 輸入問題

第 4 章 構造改善事業

第 5 章 その他関連団体等

今般の綿工連史の編纂にあたっては、昭和 33 年 3 月 1 日に発行された「綿スフ織物工業発達史」(巻末に参考資料として掲載)の続編という位置づけでの内容となり、記載項目については、綿工連の歴史のほかに本会が特に深く関わりをもった設備登録制、輸入問題、構造改善事業について記述した。

# 第 I 章 綿工連の歴史

## I-I 近代綿スフ織物業の創世 (幕末, 明治~昭和前期)

我が国で初めて力織機を設置したのは薩摩藩の島津斉彬公で、1858年に長崎の青木某から2台購入し、水力運転し、ついで島津忠義が100台の英国製の力織機を導入し、鹿児島紡績所に据え付けた。民間で初めて力織機を設置したのは紡績兼業者である。

しかし、我が国織物業の近代化への礎を築いたのは、明治23年11月の豊田佐吉氏(1857-1930)による豊田式人力織機の発明、明治29年の木製動力織機の発明によるところが大きいと考えられる。豊田氏はその後、石油発動機の開発にも成功し、明治39年12月に豊田式織機株式会社を創立した。豊田式織機が世に出てからは、各地において原田式、水野式、松浪式、岡戸式、中村式、山下式、田辺式、鈴木式、高柳式、飯田式、中山式等のいろいろな織機が造られるようになった。

この力織機の普及とともに電力の発達がその後の織物業者の創業を容易にし、明治後半以降生産量は急速に増加していった。

大正時代に入ると第一次世界大戦の勃発の影響を受け、我が国綿織物生産は輸出を中心に急速に増大し、世界各国に我が国綿製品が出回ることとなった。造れば売れる状況であったため、中には粗悪品も含まれるようになり、これを放置するとせっかく築き上げてきた販路を断たれる危険性が生じてきた。

これを解決するためには検査制度を確立させ、品質の向上と統一を図り粗悪品の輸出を阻止する必要があった。

政府は大正8年に輸出検査を実施することとし、検査機関として「日本輸出綿織物同業組合連合会」(以下「綿同連」という。)を認可した。

### —綿同連の概要—

- ・創立 大正8年6月  
(同年7月7日設立認可)
- ・会員 36
- ・本部 東京都日本橋区新乗物町11
- ・支部 49ヶ所
- ・組長 和田豊治

政府は、大正8年8月9日に輸出綿織物取締規則と検査標準を、9月26日に農商務省工務局長の依命通牒による検査規定を定め、綿同連は同年11月から輸出検査を実施した。

この他綿同連は、大正10、14年に外国博覧会に綿布を出品。大正15年、昭和4年には海外に調査隊を派遣し、市場開拓を行った。

昭和に入ると、昭和2年3月の渡辺銀行の不渡りをきっかけとした、未曾有の金融恐慌が勃発。昭和4年には世界金融恐慌が勃発し、この金融恐慌以後輸出が減退し不況が深刻になっていった。多数の業者は競争して単価を切り下げ、量産によって収益を確保しようとしたので、品質は低下し、海外市場を失う恐れが生じてきた。

遠州輸出綿織物工業組合永久社の高柳信蔵氏は、重要輸出品工業組合法に基づく工業組合の全国団体を作り、中小織物業者の繁栄と輸出振興を図ろうと計画した。

永久社の斡旋により昭和2年12月に大阪において全国工業組合大会が開催され、工業組合中央会と綿織物連合会を創設することが決められた。工業組合中央会は昭和3年1月に、日本輸出綿織物工業組合連合会(以下「綿工連」という。)は3月に創立された。

### —綿工連の概要—

- ・創立 昭和3年3月25日  
名古屋銀行協会にて創立総会開催

- ・目的 所属組合の共同利益の増進を図る
- ・出資 1口500円 組合の出資口数は1口以上50口以下とする。
- ・会員 6工業組合  
名古屋輸出綿布、遠州輸出綿織物、  
泉北郡織物連合会、日本毛布敷布、  
播州織第一、秦野輸出綿縮
- ・理事長 三輪常次郎（名古屋輸出綿布）

綿工連は昭和5年1月に名古屋から東京に事務所を移し、織物検査と生産の統制にあたったが、綿同連も輸出品の検査をしていたため、昭和4年4～5月の間に検査の統一と連絡が図られ、事実上の合体に成功した。

日本経済を全体的に捉えた場合、戦前期のこの時期はしだいに戦時色が強まり、やがて経済は縮小の方向に向かうこととなるが、わが業界については全盛期を迎えることとなる。

泉州、大阪南部、知多等の産地においては多数の織機を保有し、大勢の従業員を抱える大規模経営の企業が生まれた。

当時の代表的企業の工場数、設備数を参考までに示す（下欄）。

昭和12年7月に日華事変が勃発すると、軍需物資の急激な需要の増加に伴い、物資の輸入も激増した。政府は輸出入の制限を実施したが綿花は輸入額の25%に達しており、制限すると輸出を阻害する恐れがあるため、綿花の消費の節減を図り間接的に輸入の削減を図ろうとした。綿紡の操短が強化されると綿糸の価格が高騰し、輸出を阻害するので、綿花と綿糸の最高標準価格が定められることになった。

昭和13年2月1日綿製品ステープル・ファイバー

等混用規則が施行され、綿織物を製造するものは、スフその他の繊維を三割以上混用しなくなりました。

また同日に繊維工業設備に関する件が公布、同月18日から実施され、織機、毛焼機、起毛機、糊付機等の新增設が禁止されることとなった。

昭和13年3月1日には綿糸配給統制規則が公布、施行され、綿工連は実績を調査して綿糸割当票を発行した。その後は綿糸の割当を受けてもこれを現物化する事が非常に難しくなっていた。

昭和13年5月には綿糸販売価格取締規則（5月20日公布、22日施行）が実施され、綿糸の最高販売価格が定められてこれを超える対価での取引が禁止された。綿糸が制限されると綿布について仮需要が起こり、高値取引が行われるようになった。また輸出原材料である綿製品の内地流入も多くなり、輸出が減少するに至った。

政府は昭和13年6月29日に、綿製品の製造制限に関する件、綿製品の販売制限に関する件、綿製品の加工制限に関する件並びに繊維製品販売価格取締規則の4つの商工省令を公布、施行。綿製品に対する製造、販売、加工並びに販売価格の統制が行われた。

スフ糸についてもパルプの不足により、昭和14年1月から綿糸、その他の糸とともに糸配給統制により配給が統制されることになった。配給団体として、綿工連、日本スフ織物工業組合連合会（以下「スフ工連」という。）、その他の団体が指定された。スフ織物は14年10月より繊維製品製造制限規則により製造、販売が制限された。スフ工連は昭和15年8月からスフ織物の指定生産を開始した。昭和

（参考） 戦前の大規模企業の工場数、織機台数（実台数）

年次	(株)帯谷商店	熊取織物(株)	大鳥織布(株)	中七木綿(株)	岡徳織布(名)
昭和 8 年	6 工場 2,246 台	5 工場 933 台		2 工場 856 台	4 工場 1,074 台
9 年	6 工場 3,516 台	5 工場 1,021 台		3 工場 1,594 台	6 工場 1,592 台
10 年	6 工場 3,516 台	5 工場 1,021 台	4 工場 1,316 台		6 工場 1,592 台
11 年	6 工場 3,708 台	6 工場 1,165 台	4 工場 1,316 台	3 工場 1,624 台	
12 年	6 工場 5,338 台	6 工場 1,165 台	4 工場 1,990 台		

（註） 阿部武司著“日本における産地綿織物業の展開”より

15年秋から企業規模を100台以上、指定生産量を全量の50%に、昭和16年1月から企業規模を30台以上、指定生産量を全量の90%とした。

工業者は糸配給統制規則により、その製造したものの数量、原材料について割当団体の検査（糸量検閲）を受けなければならない決まりがあり、工業者は複数の団体に所属していたためそれぞれから割当を受けることとなり糸量検閲は混乱し、統制の目的を十分に達成することができなくなっていた。

綿業調整協議会は昭和13年6月に需給調整協議会令により綿需給調整協議会に改組され、14年5月に繊維需給調整協議会（繊維協）に改組され、繊維の一元的統制をすることとなった。綿織物については日本特免織物製造株式会社が設立され、14年9月より割当事務一切を任されることになった。

商工省は昭和15年9月、スフ織物の指定生産の実施に関連して、スフ織物の配給機構を整備することとなり、この製造統制に関しては日本特免織物製造株式会社が改組、増資して日本綿スフ織物製造株式会社となりこれを取り扱うこととなった。この日本綿スフ織物製造株式会社は統制機構の再編のため昭和18年9月解散し、その業務一切を綿スフ統制会と日本織物統制株式会社が引き継ぐこととなる。

## I-II 戦時下の綿スフ織物業

### I-II-1 企業合同

綿スフ織物専門家は内需用糸が減少すると輸出入織物を織るようになったが、昭和14年7月の日米通商条約の破棄、昭和15年9月の日独伊三国同盟の成立に伴い、円ブロック以外の地域との貿易は停止されることとなり、輸出も激減することになったので操業率が非常に低下するところとなった。事業者自身も経営の立て直しをせねばならなかった。また、政府においても生産者が少ない配給糸を活用するために、交織ものや薄地のものを多く生産するようになったため、消費者が適品を得ることができなくなり、これを確保してやる必要が生じてきた。

政府では業界を再編成し、生産効率の良い工場に生産を集中し、電力その他の資源の節約を図り、適

品の供給を確保するためにも、より強力な指定生産を実施する必要が生じていた。

この指定生産の円滑な実施のためには、織物規格の単純化、企業単位の規模の拡大、単位当たり割当量の増加なども必要となった。

商工省は昭和15年11月、「織物製造業者の合同に関する要綱」を決定し、企業合同を指導することとなった。その内容は織機200台を1企業の単位とし、これに達しない小規模な企業は合同させるというもので新たにできた合同体は必ず法人組織とし、商法上の会社か有限会社、あるいは工業小組合とするというものであった。

しかし、事業者は自己の独立性に対する執着心が極めて強く、操業率がいかに低くても、自己の工場を閉鎖して統合することを希望しなかった。このため織布業の企業統合は遅々として進まなかった。

商工省は昭和16年2月、東北、関東、中国、四国でブロック会議を開き、企業統合の推進に努めた。結果、織布業者の6割以上が小組合を結成し各企業の独立性は留保されたままの統合という形となった。

### I-II-2 集中生産

繊維産業の統制に関しては、工業組合中央会、中央物価統制協力会議、紡連その他でいろいろ研究されていたが、昭和16年のはじめごろからそれぞれ試案を発表した。そのうち紡連案は紡績会社を主体に、織布、染色加工と賃織関係を結ぶという内容のものであり、綿スフ織物業界はこの紡績会社を中心とした統制方式に大きな衝撃を受けることとなる。スフ工連は昭和16年9月に遊休工場に対し、補償金を支払う等の措置を講じて綿スフ織物の集中生産を実施させ自主性を保つことに努力した。昭和16年12月13日付で綿スフ織物集中生産実施要綱が定められ、集中生産が実施された。

綿紡業界については、最初50万鍾、後に100万鍾を統合単位として企業合同が行われた結果、後に10大紡と呼ばれる10の紡績会社に統合された。

### I-II-3 企業整備、金属回収

昭和17年5月に企業整備令（勅令）が発令され、

政府は戦局の重大化に伴って、昭和18年6月に戦力増強企業整備要綱を閣議決定し、人的物的生産力をすべて戦力化し、最大効率を發揮するという方針を決定した。

その基準については残存設備能力を現有設備能力の40%と設定。整備対象の基準としては—①軍需工場かそれに関連する工場に転換させる予定のもの。②規模の大小に関係なく、生産性の劣るもの、あるいは労力、動力、輸送の面で立地条件の悪いもの。③経営者の年齢、能力から見て転業し易い条件にあるもの。—以上が基準となった。

特に工場面積が200坪を超えるものについては、軍需工場に転用されることが多く、これに対しては絶対服従、有無を言わせないものであった。

また屑鉄の供出についてもノルマが課され、織布専業者で織機の全国総台数の60%にあたる56,477トンが、紡績兼営業者で31,506トンがスクラップ化しなければならなくなった。更に戦争末期の昭和19年3月には、金属回収令(勅令)に基づいた金属類決戦回収実施要領が閣議決定され、織布専業者で16,848トンが、紡績兼営業者で4,287トンの織機を更に上乗せで屑鉄として供出しなければならなくなった。

こうして転廃業が進み、織機の70%が消失した結果、再度業界編成をし直す必要が生じたため、昭和19年5月に第二次企業合同が行われたが、すでに業界はこの時業界としての体をなさない程に衰弱しきった状態に追い込まれていた。

企業整備前の全国の綿工連傘下の織機台数が専業者で26万1千台(紡績兼営業者を含めると約36万1千台)であったのに対し、終戦時には約9万3千台(同12万4千台)が残るのみとなってしまった。(※終戦前までの詳細については巻末資料「綿スフ織物工業発達史」を御参照下さい。)

## I-III 戦後の混乱期 昭和20年代(終戦)～

### I-III-1 GHQ 管理政策と綿スフ織物業 需給計画

昭和20年8月15日について戦争は終わることとなり、日本は連合軍の管理下に置かれることになった。

GHQは同年9月に軍需物資の現状保持を命じた。そして同月末に経済管理政策を発表した。その要旨はつぎのとおり。

- ① 賃金および主要商品の価格の統制と供給の不足せる主要商品の配給、統制をすること。
- ② 民需生産を促進すること。
- ③ 軍需品の生産を禁止し軍需関係産業の操業を停止し、その転換には許可を要すること。
- ④ 輸出入については許可を要すること。

連合軍の管理政策の内容がはっきりしてくると、繊維業界は明るい希望に包まれるようになった。特に綿業関係では綿花の輸入、生産の再開、世界市場への進出等の期待があった。

事実、繊維産業についてはわが国経済復興の手段として最大の期待をかけられるところとなったが、これには“繊維産業が典型的な平和産業であったこと。輸出促進が戦後復興の緊急課題であり、繊維産業には戦前から輸出産業としての下地があったこと。国民生活の向上と安定をはかるために衣料品の確保が急務であったこと。”等が起因していたと考えられる。

各地の綿スフ織物業者の代表も、交通、食料の不自由な中、たびたび東京、大阪に集まって対策を検討した。終戦直後の状況下で生産設備として使用できるのは12万台の内、1割強程度であり、残余のものは長い間休止していたため、すぐに使うことはできなかった。各組合は再開に備え、補修等の指導を行った。昭和20年10月末綿スフ織物の生産計画が立てられ業界は糸の割当を受けて再開した。しかし、副資材については裏付けがなく、関係先と折衝し、石炭3割、地下澱粉8割、わら工品8割の特配



を受けた。小麦粉や機械油は全然受けられなかった。また、割当を受けても、これを現物化することが非常にむずかしく、各地に出向いて少量ずつ集めたり、在庫品と物々交換して、かろうじて再開にこぎつけることができた。

昭和20年12月には繊維産業の再建とその実施のために新たに日本繊維協会が設立された（昭和22年7月に解散）。

商工省は昭和21年8月に繊維産業再建委員会を設置して総合的な再建計画を諮問した。同委員会は官民の総力を結集して5カ年計画を策定。この計画はGHQの勧告により3カ年計画に修正されたが、繊維産業の再建推進の基本として活用された。

綿スフ織物業に関する初年度計画の概略はつぎのとおり。

#### —綿スフ織物業の需給計画—

##### ・初年度の糸計画

綿糸 499 百万ポンド、スフ糸 22 百万ポンド、ガラ紡 18 百万ポンドとし織物ではそれぞれ 360 百万ポンド、15 百万ポンド、18 百万ポンドとする。織物用糸は織布専門業者が6割使用する。

##### ・設備

始期の稼動機は広幅 96,526 台、小幅 28,049 台であるが広幅には修理 11,000 台、転換 2,558 台があるので、終期の稼動台数は 110,084 台とする。

##### ・副資材

電力、石炭、マシン油、スヒパントガル油、クガリース、タガイナモ油、針金綜統、ヘッシェンクロス、梱包用クラフト紙、帯鉄等や木材、セメント、釘等と建築資材の割当および現物化について最優先的な取扱いをする。国内資材で充足できないものは輸入する。

##### ・資金

運転資金 1,120 百万円、設備資金 779 百万円を要する。初年度中にその半額の融資を受ける。

##### ・労務

男子 9,746 人、女子 40,932 人を要する。初年

度中に男子 2,700 人、女子 9,000 人を充員する。

昭和21年12月、商工省はGHQの指示を受け、翌年1月10日現在の繊維工業設備等の全国一斉調査を行った。

この結果広幅 97,082 台、小幅 29,601 台の合計 126,683 台が確認された。

## I-III-2 生産統制

昭和20年末までは生産については繊維統制会が糸の割当を行い、昭和21年1月からは日本繊維協会が繊維統制会に代わって割当を行った。

昭和22年4月に商工協同組合法に基づき日本綿スフ織物工業協同組合連合会<sup>(註)</sup>が創立され、同時期から糸の割当を行ったが、同年7月に解散し、綿スフ織物工業会が7月以降割当を引き継ぐこととなる。しかし、同会も昭和23年9月に閉鎖機関に指定されることとなる。

昭和23年1月には「綿スフ機業会」（安藤梅吉会長）が設立され、糸の割当業務を引き継ぎ、その後昭和26年10月には「日本綿スフ織物工業連合会」（略称「綿工連」という。）に名称変更をした。主として輸出振興や業界振興のための対策を実施し、業界の意見を取りまとめて行政に対して要望していくという役割を担い、今日まで活動を続けてきている。

政府は昭和24年から物資の供給が豊かになるものから逐次統制を廃止していった。

昭和24年年末までにガラ紡、特紡、繊維屑等の統制が廃止された。スフ糸、スフ織物の割当制も昭和25年2月に廃止。価格統制も同年5月から廃止された。

昭和25年6月に朝鮮戦争が勃発すると繊維品はいずれも暴騰するところとなった。紡績筋は綿花については各社が個々に買い付けを行っていることやその他の理由から、価格統制は困難であって綿糸布の統制の廃止を提案。これに対して織布専門業者は統制の廃止は市中価格にしわ寄せを受け、価格が暴騰することとなるので、統制の存続を各方面に対し働きかけた。こうした中、GHQは昭和26年4-6月期の綿糸の内需割当を従来の3万7500梱から5万梱に引き上げることを発表。供給不足の懸念も解消

し、一気に統制廃止の機運が強まっていった。

政府はいったん統制を停止し、その必要のないことを見届けた上で統制を廃止した。

綿糸、綿織物の割当制は昭和26年7月19日に停止、昭和27年3月に廃止。価格統制は昭和26年7月に停止、昭和27年3月に廃止された。

#### (註)

- ・日本綿スフ織物工業協同組合連合会設立 — 織物工業協同組合と同連合会

商工協同組合法は昭和21年11月法律第5号をもって公布、同年12月1日施行された。同時に商工組合法は廃止された。綿スフ織物の各統制組合は解散し、業者は新たに工業協同組合を設立した。施設組合はそのまま工業協同組合に改組した。

各綿スフ織物工業協同組合と紡績兼営織布業者は昭和22年4月日本綿スフ織物工業協同組合連合会を設立した。同連合会は、繊維統制の民主化の線に沿い、日本繊維協会の会員が業種別に独立して創設したものである。同連合会は、糸や副資材の割当、設備の復元、資金の確保その他織布業の再建等の事業を実施していたが、GHQの指示により同年7月解散した。

#### — 概要 —

- 会 員 59工業組合と10の紡績兼営業者
- 理事長 安藤梅吉
- 事 業 ① 原材料の購入、製品の販売、加工の共同施設
- ② 製品の検査、取締
- ③ 指導、研究、調査

### I-III-3 Wリンク制

昭和25年5月から原綿輸入のための外貨割当制が始まり、その方法は度々改められたが、割当てを受けるのは紡績に限られていた。昭和28年8月からは輸出実績にリンクする輸出リンク制が採用され、輸出実績100%に対し、加工度報酬費の名目で12%上乗せして割当てられるという方式であったため、100ポンドの織物を輸出すれば、112ポンドの原綿を輸入できる外貨の割当てが得られた。

しかし、この制度は織物業者にはまったく恩典がなく、紡績は輸出数量を確保するために輸出価格をぎりぎりに押さえたことから機屋の工賃はしわ寄せを受け、輸出と内需に価格差が生じることとなって、

糸買布売業者も高い糸を買わされるという不合理さが生じた。

このため本会は当局に陳情し是正をもとめた結果、昭和30年3月になってようやく“タンク制度”が設けられた。

タンク制度とは、織布業者が糸買布売で輸出織物を製造した場合、綿工連を經由して証明書を発行し、この証明書を紡績会社に呈示し、呈示を受けた紡績会社はこれにより相当分の外貨割当てが受けられるという制度である。

この制度によって糸の入手難は幾分是正され広く利用されたが、この方法では証明書を呈示する相手の紡績の紡出番手等の関係から希望する紡績と一致しないこともあり、綿工連は直接織布業者に割当てが受けられるよう関係当局に陳情した。

この結果、“加工内示書制度”いわゆる“Wリンク制”が昭和32年4月から実施されることとなった。

Wリンク制のWとは、紡績コードとは別に織布専業者にもコード制がひかれたことから、織布業者Weaverの頭文字のWのことである。

Wリンク制は画期的な制度であり、業界の基盤強化に大いに寄与することとなる。この制度は現実的には年間32,000俵（糸買布売の輸出実績に対する割当て12,000俵と糸買布売以外の輸出実績に対する割当て20,000俵の合計）の割当てを綿工連が受け、それを入札によって他に譲渡し、70%を産地組合経由で輸出工場へ還付し、残りの30%は業界全体のために使うことを目的に綿工連において積立をした。

この積立金は、昭和31年に制定された「繊維工業設備臨時措置法」に基づく過剰設備の買上げ資金等に充当された。

### I-III-4 朝鮮戦争の勃発と調整事業の始まり

戦後の日本経済に大きな活力を与えたのが昭和25年6月に勃発した朝鮮戦争であった。

日本経済にとってはまさに神風の到来で、特需により一気に各産業の息が吹き返し、綿布については特に東南アジアからの発注が殺到した。

朝鮮戦争は我が国繊維業界に恩恵を与えた最後の戦争であったといえることができる。

昭和26年6月には朝鮮戦争停戦に関するマリク提案が出され終結することとなる。その年、綿織物の統制は撤廃され、米綿大豊作の予測が伝えられたこともあって、綿糸布市況は暴落し、輸出商社は東南アジア諸国から大量のキャンセルに逢い製品は滞貨するところとなり300億円の損害を蒙った。流通は混乱し、取引は停頓する状態となり、恐慌の様相を呈する様になり、中小の織布専門業者が受けた打撃は甚大であった。

政府は昭和27年3月から綿紡績の4割操短を実施したが、織物については操短を実施しなかった。この結果、紡績賃織の削減、糸高製品安といった状態が生まれ、織布業者は製品停滞、採算悪化、資金繰りの逼迫といった状況に追い込まれていった。

終戦からわずか6年目にして、設備の過剰、供給過剰といった問題が表面化するところとなり、綿スフ織物業界においては何らかの規制が必要な状態となって、業界全体を統率する全国組織の設置が待望されるようになった。

昭和27年3月に東京において「全国綿スフ織物工業危機突破大会」が開催され、この時の決議に基づいて、綿と絹の織布業界は連携して強力な政治運動を展開した。

繊維議員連盟（星島二郎理事長）は業界の要望に応え、繊維産業安定法案を議員立法で国会へ提出。この結果、同年8月1日付で「中小企業の安定に関する臨時措置法」が公布、施行されることとなった。

同法により綿スフ織物業界では全国で33の調整組合が設立され、その中でもいち早く設立された知多綿スフ織物調整組合（安藤梅吉理事長）の呼びかけにより全国連合会が創設された。

同年12月に設立されたのが日本綿スフ織物調整組合連合会（安藤梅吉理事長、略称：「綿調連」）である。

### I-III-5 設備登録制の成立

「中小企業の安定に関する臨時措置法」は当初制限立法であったが、翌昭和28年8月に恒久法に移

行し、名称も「中小企業の安定に関する法律」（中小企業安定法）へと変わった。

全国で設立された調整組合においては所轄通産局の認可を得た上で、綿調連の総合調整規程と連携して生産調整、設備制限等の調整事業を実施することができたが、組合員企業に対してのみの適用であった。

このため紡績兼営事業者や非組合員企業に対しては拘束力が及ばず、綿調連はあらゆる機会を捉えて、アウトサイダーに対する規制命令（第29条命令の申立）を得るべく政府や政党に対し働きかけを行った。

通産省においては全国の事業場全てを監督することは事実上不可能であったため、アウトサイダー規制命令の発令は難航した。業界からは政府の直接命令に代えて、連合会の調整規程に従ういわば団体統制方式を考案して自由党、改進黨等にこの実現を働きかけた。この結果、昭和29年5月に安定法が改正され（5月26日参院本会議で可決成立）、29条命令が発令されることとなり、同年11月2日付で「綿スフ織物業生産設備制限規則」（通商産業省令第59号）と「未登録綿スフ織機設置制限規則」（通商産業省令第60号）が発令された。

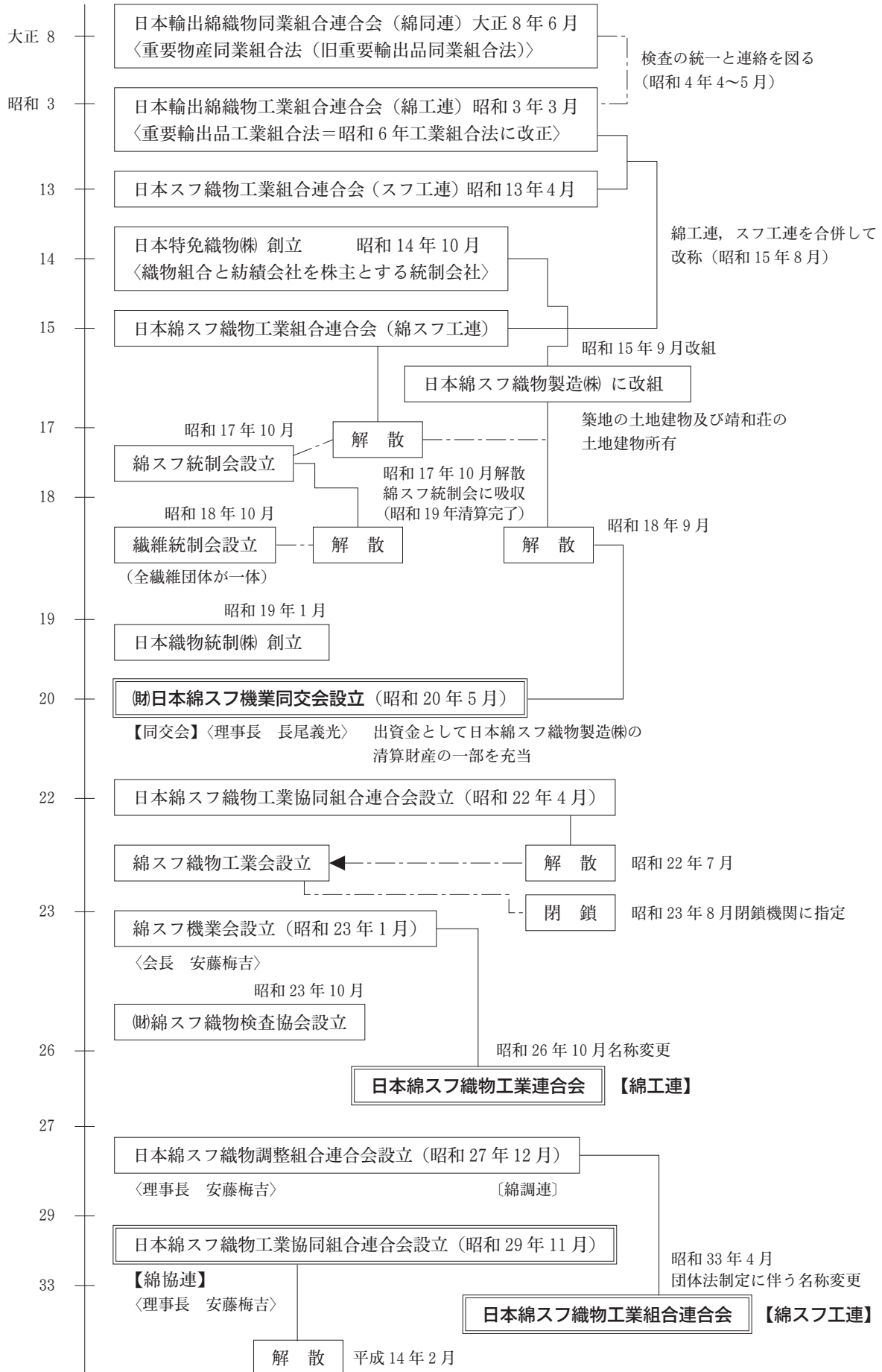
これにより日本国内の全ての事業者に対して規制がかけられることとなり、約40年の長きにわたって実施された、いわゆる設備登録制がスタートすることになる（設備登録制については第2章にて別途説明をする）。

### I-III-6 安定法（団体法）の成立

安定法に基づいた調整事業は数次の改正で次第に強化されたが、調整組合は経済行為を実施することができず、経済行為を実施しようとする場合には別途協同組合を組織しなければならなかったこと。また調整組合を組織できる指定業種が中小企業の工業部門に限られていたため、商業やサービス業は対象外であったこと等、安定法にはいくつかの不備な点があった。

昭和32年11月、中小企業安定法は廃止され、新たに「中小企業団体の組織に関する法律」（団体法）

綿工連組織の変遷



が公布、施行されることとなった。

団体法においては中小企業の工業組合、商業組合は、広範な調整事業を行えるほか、経済事業も行えること、アウトサイダー規制命令に加えて加入命令ができること、また組合交渉に際して相手方には応諾義務があること等が法律の骨子であるが、安定法に比べて団体としての権限が強化された内容となっている。

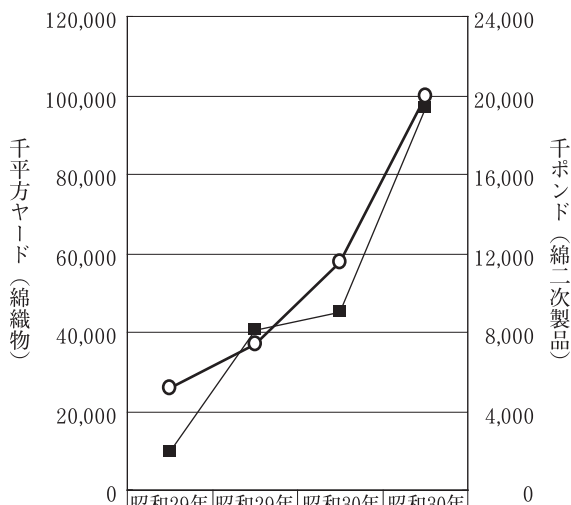
なお、日本綿スフ織物調整組合連合会は中小企業団体の組織に関する法律の施行に伴い、通産省に対して定款変更の認可申請を行ったが、昭和33年4月23日付織第686号をもって認可され、「日本綿スフ織物工業組合連合会」（以下「綿スフ工連」という。）に名称が変わった。

また、昭和29年9月28日に中小企業協同組合法に基づく、「日本綿スフ織物工業協同組合連合会」（以下「綿協連」という。）（安藤梅吉理事長）が創設され、火災共済事業が開始されることとなった。

### I-III-7 対米輸出の増加と自主規制

米国向け綿織物輸出は増加の傾向にあったが、昭和29年下期から急増した。綿ブラウス（俗に言われるワンダラーブラウス）を中心とした二次製品で、これが米国綿業界を刺激することとなり、米国の綿製品製造業者協会を中心として米政府へ輸入制限措

米国向け綿織物・綿二次製品輸出急増  
(昭和29年上期から30年下期)



■ 綿織物	9,764	40,258	45,149	96,628
○ 綿二次製品	5,176	7,419	11,587	19,942

置の実施を強く働きかけた。

ノースキャロライナ、サウスキャロライナの両州では日本製品の締め出しをねらった州法が制定され、米政府においても綿製品の輸入規制立法化の動きが見られた。この事態を重く見た日本政府並びに業界は昭和30年9月に渡米し米国政府や業界代表と話し合いを行った。

この結果、日本側は輸出調整を行うことが適切であると判断するに至り、昭和31年の1年間米国向け綿製品輸出を自主調整することとなった。

この自主規制の数量は綿織物で150百万m<sup>2</sup>、綿二次製品250万ダースに及んだ。

しかし、この日本側の自主規制に満足しなかった米国政府、及び綿業界は政府間の交渉に問題解決を持ち込んでしまった。

6ヶ月の交渉の後、昭和32年1月に日米綿製品協定が締結され、以後5年にわたって毎年規制枠が両国間で協定されることとなった。

これが日米貿易摩擦の発端である。

#### 日米綿製品協定の主な内容

- ① すべての綿製品につき昭和32年以降5年間輸出調整を継続するが、規制枠等については毎年これを検討する。
- ② 昭和32年の綿製品輸出総枠を235百万平方ヤード、うち綿布113百万平方ヤード、二次製品122百万平方ヤードとする。
- ③ 昭和32年の別珍ギンガムの内枠については31年の半分の水準に縮減するばかりでなく、33年の枠についても特に据え置く。別珍及びギンガム以外の織物については特定品種の内枠のほかに、ファインクロスの内枠を設ける。
- ④ 各グループの数量は総枠の範囲内で当該グループの10%を超えない数量まで超過することができる。

この自主規制の結果、日本からの対米輸出は減少することとなったが、減少した分香港、印度からの輸出が増加することとなり、米国綿業界を救済することにはならなかった。

## I-IV 昭和 30 年代

### I-IV-1 繊維工業設備臨時措置法と 危機突破大会

中小企業安定法が制定されたことにより設備登録制が実施され、業界の過剰設備問題については一応の対策が採られたが、当時の繊維産業が抱える基本的な過剰問題については解決した訳ではなく、長期的な需給見通しに基づいた繊維業界全体を包括した総合的な繊維対策を求める声が強くなっていった。

政府は昭和 30 年 8 月に通産省の内部に「繊維産業総合対策審議会」を設置し、繊維産業全体の基本問題について、有識者、業界代表から広く意見を求めた。

繊維産業総合対策審議会は「我が国繊維産業に必要な繊維工業設備の調整と合成繊維育成を中心とする」旨の答申を政府に対して行った。そしてこの答申を受けた政府は、昭和 31 年 6 月に「繊維工業設備臨時措置法」を制定、公布した。

同法の骨子については

- ① 精紡機、織物幅出機については登録制を布く。
- ② 安定法により登録制を実施している設備のうち、通産大臣の指示で一定数の過剰台数を廃棄、格納などの方法により処分する。
- ③ 過剰設備処理に当たっては、調整組合が設備処理規程を策定して処理を行うことができる。
- ④ 通産省に繊維工業設備審議会を設け、設備対策の重要事項を調査、審議する。

という内容のものであった。

これにより発足した繊維工業設備審議会は昭和 31 年度に 115,882 台の過剰織機の半数を昭和 31 年度から 4 年間で処理するという答申を出し、初年度(31 年度)に綿スフ織機 9,000 台を処理するというものであった。

昭和 30 年末頃からようやく受注量、工賃が上昇に転じ、31 年も輸出、内需ともに好調に推移したが、32 年に入ると米国を中心とした世界景気の低迷の影響を受け、広幅綿布を中心に景況は悪化し、翌 33 年には業況は更に悪化するところとなり、6

月には東京の九段において「綿スフ織物業危機突破大会」を開催し、1,800 名が参集し以下の 5 項目を満場一致で採択した。

綿スフ織物業危機突破大会での採択内容

- ① 過剰綿スフ織機を買い上げ廃棄するとともに、合成繊維用織機の新増設を禁止する措置を講ずること
- ② 過剰綿スフ織物を賠償物資として処分すること
- ③ 綿スフ織布専門業者の操短資金を確保すること
- ④ 綿スフ織布専門業者の現行輸出リンク方式と内地用原糸の流通方式並びに取引条件を改善すること
- ⑤ 綿スフ織布専門業者の設備近代化、製品の向上、技術の改善を図る措置を講ずること

(綿スフ織物情報 昭和 32 年 7 月 1 日 第 370 号記事より)

#### アメリカから帰って

綿工連会長 藤原楠之助

私は、去る 4 月に羽田を出発してアメリカ国内の中小企業の実態を中心に官庁、協会等を視察し、本月初め帰国致しました。

(中 略)

アメリカの中小企業は、大企業等との間もうまく連携し、企業による利益も労務者に対する待遇も大企業と大差はなく安定した状態が続けられていますが、政府は、更に中小企業の重要性を考え色々な保護政策をとっています。然るに、その経営は、常に自主的でしかも正常な競争によって自然に需給が調整され又たゆみなき改良進歩によって繁栄しています。こうして国内には豊かな循環、適切な拡大均衡が続けられています。これは、国内に豊富な資源があり又生産の大部分が国内消費である点もその重要な原因ではありますが、いつれの企業者も常に徹底した経営理念によって経営し、労務者も単に報酬のみの働きではなく企業の成長のためにまた進歩のために献身の努力をしている結果であると思います。

我が国の中小企業も、このように自由経済を基調とした自主的な経営によって安定なし得る事を切望致しますが、現在のように大企業の圧迫を受け、業者自体もまた反省なく常に過当競争を常識としている現状では少なくとも目先数年間は秩序ある調整によって、先ず生産の過剰を防ぎ老朽設備の近代化と経営の合理化を図る要があると思います。中小企業が大企業と同一の立場に立った発言力を持ち、企業の向上、働く者に対する待遇の改善等を行い、自主的に向上成長し得るように政府も政党もまた業者自身も思い切った対策を講じ努力することが緊急の必要事であることを改めて痛感いたしました。将来とも多事多難の折柄ではありますが、更に格別のご協力を特にお願ひ申し上げご挨拶と致します。

### I-IV-2 伊勢湾台風から岩戸景気へ

昭和33年6月を谷とする鍋底不況を脱すると、国内景気は上昇に転じ、綿スフ織物業界においても昭和34年の後半から徐々に好転していった。昭和34年9月末には伊勢湾台風による水害によって東海地区の企業は減産を余儀なくされ、品薄から綿布相場はこれにより3年ぶりの高値をつけることとなり、以後輸出契約の伸張や内需の伸び等により堅調を持続することとなった。

昭和35年に入ると池田勇人内閣の所得倍増計画が発表され、国内は岩戸景気と呼ばれるほどの活況を呈した。当業界においても世界経済が上昇期にあったことと、これに伴って我が国経済も活況を呈したため、昭和35年は年間を通して安定した状態となった。

その後昭和36年に入ると上期までは順調に推移するが、夏以降は輸出不振や金融引き締めの影響等により、再び市況は悪化。さらに全織同盟との賃上交渉の結果による労務費の上昇が生産コストを大幅に上昇させることとなり、各企業の採算性を大きく圧迫する要因となった。

#### (参考)『所得倍増計画の概要』

所得倍増計画は、昭和35年12月27日、「国民所得倍増計画に関する件」として閣議決定された。

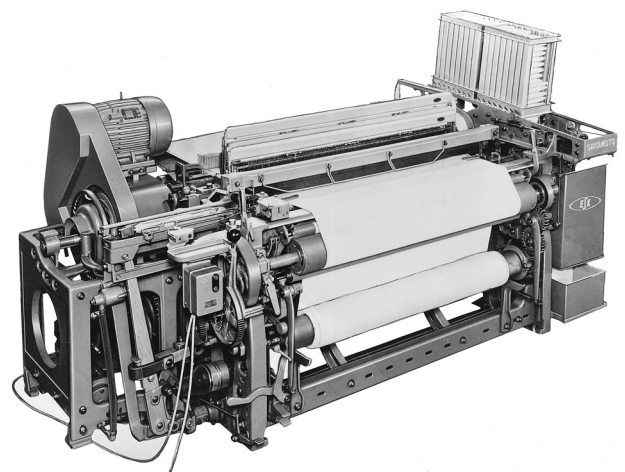
計画の中心的課題となったのは——①社会資本の充実、②産業構造高度化への誘導、③貿易と国際経済協力の促進、④人的能力の向上と科学技術の振興、⑤二重構造の緩和と社会的安定の確保——の五項目で、この計画目標を達成するための政策の方向づけが行われた。

### I-IV-3 第二次米国輸入規制問題、綿製品に対する取り決め (STA, LTA)

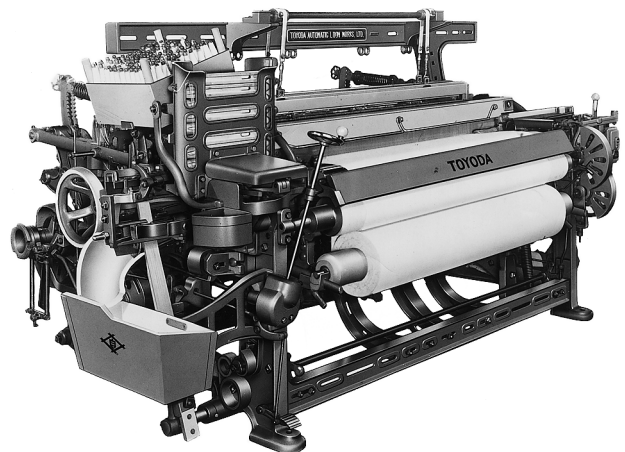
昭和36年に米国大統領に就任したジョン・F・ケネディーは、選挙に際して国内産業の保護を南北キャロライナ州の綿業界、労働組合に公約していた。



昭和35年6月28日  
綿工連、綿スフ検査協会共催全国事務局会議（於 箱根）



阪本式 KS-A 型 高速多管管替自動織機  
(昭和36年5月21日 綿スフ織物情報掲載)



豊田 G III 型（昭和37～38年頃）

大統領は昭和36年5月に7項目からなる繊維問題に対する取り組みプログラムである“繊維産業助成計画 (Seven Point Textile Program)”を発表した。

また西欧先進諸国においても日本の綿業復興に脅威を感じており、昭和36年7月スイスのジュネーブで開催された繊維の国際会議で昭和36年10月から1年間を対象とする「綿製品の国際貿易に関する取り決め」が決定された。これがいわゆる国際繊維協定の短期取り決め（STA=Short-Term Arrangement Regarding International Trade in Cotton Textiles）である。

この主な内容は綿製品貿易において、①現在輸入制限を実施している国は、制限を大幅に緩和する、②現在輸入制限を実施していない国は今後とも輸入秩序を維持する、③輸入市場の攪乱が発生した場合には輸出国が輸出規制措置をとるとともに、輸出規制ができない場合には輸入国が同レベルの輸入制限をすることができる、④STAの期間終了後の綿製品貿易については長期的解決策を検討する、そのためにGATT「暫定綿製品委員会（第19回GATT総会で承認された後、「綿製品委員会」と呼ばれた）」を創設する、ということであった。

STAの受諾は、昭和36年9月7日のアメリカを皮切りに、9月22日カナダ、10月13日に日本と

EEC6カ国、インド、12月7日のイギリスを最後として、7月のジュネーブ国際会議参加国すべてにおいてSTAが発効した。

STA加盟国はこの年の10月から翌年の2月にかけてジュネーブで会議を開催し、昭和37年10月1日から5年間を対象とする長期取り決め（LTA=Long-Term Arrangement Regarding International Trade in Cotton Textiles）が締結された。

LTAには二つの柱があり、一つが輸入の増大であって、もう一つが市場攪乱の防止であった。

LTAは綿製品の輸入国と輸出国の二国間協定交渉や市場攪乱の証拠がある場合に、特定国から特定の種類の綿製品に数量規制を課すことが定められている。

これによって6年間綿製品の国際貿易が国際的規制の下におかれることとなったが、昭和42年、45年にそれぞれ3年間ずつ延長され、更に昭和48年9月に3ヶ月間延長され、昭和48年12月31日に失効した。

その後は第1次多国間繊維取極（MFA I）が成立し、昭和49年1月1日よりLTAに代わって発

## 綿製品の国際貿易に関する長期取決め（抜粋）

### 前 文

参加国は、(略)

世界貿易の発展のため協力的かつ建設的な行動をとる必要を認め、さらに、このような行動は、経済的拡大を容易にすること、並びに原料及び技術のような必要な資源を有する低開発諸国が能率的に生産することができる産品の世界市場における販売により外貨を獲得する機会を一層増大させることにより、これらの低開発諸国の発展を促進することを目的とするものでなければならないことを認め、(略)

しかしながら、若干の国においては、その国の見解によれば、綿製品市場の攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある状態が生じていることを考慮し、

綿製品貿易の発展が輸入国及び輸出国における個々の市場及び個々の生産部門に対する攪乱的影響を回避するような合理的かつ秩序ある方法で行われることを条件として、これら産品の輸出機会を増大させるような方法でこれらの諸問題を処理することを希望し、……

(中 略)

### 第1条

参加国は、この取決めの前文に掲げる諸問題の解決に資するため、綿製品の国際貿易の類型の変化により必要となる調整に資する特別なかつ実際的な国際協力の措置を今後数年間適用することが望ましいと考える。ただし、参加国は、上記の措置が関税及び貿易に関する一般協定（以下「ガット」という。）に基づくそれらの国の権利及び義務に影響を与えるものでないことを確認する。参加国はまた、これらの措置が綿製品の特定の問題について処理することを目的とするものであるから、他の分野には適用されるべきでないことを確認する。

### 第2条

1. 参加国で他の参加国からの綿製品の輸入に対しガットの規定に合致しない制限を維持するものは、これらの制限をできるだけすみやかに撤廃するため毎年漸進的にこれらの制限を緩和することに合意する。



2. (前略) いかなる参加国も綿製品に関しガットに基づく義務に合致しない新たな輸入制限を適用し、また既存の輸入制限を強化してはならない。
3. 4. 5. (略)
6. 参加国は、他の参加国を原産地とする綿製品で加工後再輸出するため一時的輸入の制度の下で輸入するものに対する輸入制限をできるだけ撤廃しなければならない。
7. (略)

### 第 3 条

1. 1 または 2 以上の参加国から他の参加国に輸入される特定の綿製品で輸入制限の対象となっていないものが輸入国の市場で攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある場合には、当該輸入国は、市場攪乱を起こしているか、または、起こす恐れがあると判断する産品を輸出している参加国に対しそのような攪乱を除去し、または回避するため協議を要請することができる。当該輸入国は、その判断により、そのような産品の輸出が規制されるべきと考える特定の水準を提示するものとする。もっとも、この水準は、附属書 B に掲げる水準よりも低いものであってはならない。前記の要請にはその要請の理由及び正当性に関する詳細な事実に関する陳情書を付さなければならない。要請国は、同様の情報を同時に綿製品委員会に通報しなければならない。
2. 要請参加国は、3 に定める期間における輸入の不当な集中が事故の救済を困難にする損害を起こすような緊急な事態においては、この期間の末日までの間、1 または 2 以上の関係国からの 1 に掲げる輸入を制限するため必要な暫定措置的措置をとることができる。
3. 関係 1 または 2 以上の輸出国が要請を受領した後 60 日以内に輸出規制の要請またはこれに代わる解決策についての合意が得られない場合には、要請参加国は、市場攪乱を起こしているかまたは起こす恐れがある 1 に掲げる 1 または 2 以上の参加国からの国内需要向け輸入を、当該参加輸出国が前記の要請を受領した日に始まる期間について、附属書 B に定める水準よりも高い水準で行うことを拒絶することができる。
4. 5. (略)
6. この条の規定を援用する参加国は、この条に基づいてとる措置をできる限りすみやかに緩和し、または撤廃するため検討を続けなければならない。  
(略)
7. (前略) 参加国は、この条に定める措置は控え目に使用され、またはとられるべきであること及び、この取決めの前文に掲げる合意された目的を十分に考慮に入れて、市場攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある当該産品または当該群 (グループ) 若しくは類 (カテゴリー) の産品に限定されるべきであることを合意する。  
(略)

### 第 4 条

この取決めのいかなる規定も、この取決めの基本的目的に合致する他の条件に基づく相互に受諾可能な取決めの運用を妨げるものではない。

(後略)

### 附属書 B

1. (a)市場攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある綿製品の輸入または輸出を第 3 条に基づきそれ以下の水準に規制してはならない水準とは、協議の申入れが行われた月に先立つ 3 ヶ月前に終了する 12 ヶ月の期間におけるこれら綿製品の実際の輸入または輸出の水準とする。  
(b)関係参加国の間に(a)に掲げる 12 ヶ月の期間について適用する年間規制水準に関する 2 国間取決めが存在する場合には、市場攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある綿製品の輸入または輸出を第 3 条の規定に基づきそれ以下の水準に規制してはならない水準とは、(a)にいう 12 ヶ月の期間における実際の輸入または輸出の水準ではなく、当該二国間取決めが規定する水準とする。  
(略)
2. 規制措置が更に 12 ヶ月の期間継続される場合には、当該期間の水準は、これに先立つ 12 ヶ月の期間について定められた水準に 5 パーセントの増加を加えたものよりも低いものであってはならない。前記の水準を適用することが極度に困難な例外的な場合においては、関係輸出国と協議の後、輸入国の市況その他の関連要素にかんがみ 5 ないし 0 の百分率を適用することができる。
3. 規制水準が更に長期の期間継続される場合には、その後の各 12 ヶ月の期間の水準は、これに先立つ 12 ヶ月の期間について定められた水準に 5 パーセントの増加を加えたものよりも低いものであってはならない。

効することとなった。

### LTA に基づく日米綿製品取極

昭和 37 年 12 月 28 日、アメリカは突如 LTA 第 3 条に基づいて日本の対米綿製品輸出はアメリカ市場を攪乱していると通告し、協議を要請してきた。翌年 1 月から日米交渉が開始され、日本は対米輸出が STA に基づく対米自主規制枠に従ったものであると反論したが、米国側は LTA 第 3 条第 3 項の規定に基づいて輸入制限も辞さないとの態度を示し、3 月より二国間協定交渉へ移行し、対米輸出規制は前回の協定に比べて強化され、昭和 38 年 1 月 1 日から 3 年間の新協定が結ばれることとなった。

#### 一新協定の概要一

- ① 対米規制総枠の増加率は昭和 38 年は同率（前年比、以下同じ）、39 年は 3% 増、40 年 5% 増
  - ② 昭和 38 年の総枠は 2 億 8,750 万平方ヤード
  - ③ 群間振替率、品目間振替率（一部特定品目、ギンガム、別珍等 9 品目を除く）は 5% まで
  - ④ 32 品目について個別の枠を設定
- 等極めて厳しいものであった。

その後、昭和 41 年 1 月 14 日に日米綿製品暫定協定が締結され、期間は 41 年 1 月 1 日から 42 年末日または新協定成立のうちいずれか早い日までであった。

#### 一暫定協定の概要一

- ① 規制総枠の年間増加率は 5%
- ② 昭和 41 年の総枠は 3 億 2,647 万 8,000 平方ヤード
- ③ 群間振替率を 10% とし、衣料品のみは 5% とする
- ④ 品目間振替率はすべて 5%
- ⑤ 品目枠は 25 品目に減少

昭和 43 年 1 月 1 日から 45 年 12 月末日までの期間で締結された新協定については

- ① 昭和 43 年の規制総枠は 3 億 7,307 万 7,000 平方ヤード

- ② 品目枠を 24 品目に削減

- ③ 前年の規制枠未達成分（品目枠とその他枠）が生じた場合、群枠および品目枠の 5% の範囲内で次年度に繰り越すことができる
- といった内容であって、暫定協定に比べて若干改善されている。

昭和 45 年末から我が国は LTA の再延長議定書への署名を保留したので、日米綿製品協定は昭和 46 年 1 月 1 日から 1 年間、暫定協定が締結された。その後 46 年 10 月に LTA 議定書へ署名をし、LTA へ復帰したため日米間の新協定を昭和 47 年 1 月 1 日より 48 年 9 月 30 日まで、43 年時協定と同内容のもので締結された。

その後日米間の協定は、49 年 9 月末で終了予定の綿製品協定、及び毛・人造繊維協定を日米繊維協定として一本化し、昭和 49 年 10 月 1 日より発効した。

### I-IV-4 綿工連青年部の発足

各産地の青年層は青年部を結成し、諸問題の研究、他産地視察のほか相互の啓発を図る事業を実施していたが、各青年部を統率する全国組織の設立が切望されていた。

昭和 36 年 6 月 13 日に遠州青年織物同友会（市川重雄代表幹事）、三州織物青年会（永井仁会長）、知多織青年会（石川三三会長）の三団体は、綿工連会長に対して綿工連青年部の設置を要望した。その後同年 11 月 9 日には東海地区織物青年協議会（市川重雄会長）が本会对し、綿工連青年部の設置を要望した。

これを受けて本会は昭和 37 年 2 月 7 日に常任委員会を開催して青年部の設置を決議。その後同年 2 月 21 日の臨時総会において、青年部の設置を機関決定した。

本会は同年 4 月 20 日、大阪において各産地青年会の合同会議を開催し、綿工連青年部の運営要領並びに正副委員長を決定した。

- |      |            |
|------|------------|
| 委員長  | 市川重雄（遠州）   |
| 副委員長 | 石川三三（知多）   |
| 〃    | 山中治雄（大阪南部） |

## 宣 言

我が日本経済は、技術革新、貿易自由化の二つの問題に於いて一大転換期に遭遇している。特に我が綿スフ織物業界に於いても内外の高度化したる需要と国内に於ける多数の業者の過当競争という事態に直面し業界そのものの構造改革を強く求められている。

斯かる状態に於いて推移せんか、原料高、製品安、の採算割れは常態となり、経営は日増しに困窮の度を加え、老朽化せる設備の更新も、清新なる労務者の充足も、円滑になすことを得ず、大企業との格差はますます拡大し、経営の危機を将来するに至るは明らかである。

我々綿工連青年部は、斯かる事態の重大性を自覚し、先ず青年としての誠実と、情熱とに基づいて業界の刷新を図り、その創意を発揚して経営の合理化、新製品の開発並びに業界の内外の情勢の確実なる把握に務め、この実態に則する対策を究明して関係当局にこれが具体化を要請する。

また、これらの対策の実現については、必要に応じ綿工連の尖兵として挺身するものであることを誓約する。

茲に綿工連青年部の創立記念大会に参加した全国各地の青年会代表はこの趣旨にかんがみ、今後益々相互の提携を強化し青年としての英知と、清新なる実行力をもって次の四項目の実行を期するものであることを宣言する。

1. 業界のモラルの高揚をはかる。
1. 業界の団結の強化をはかる。
1. 中小企業基本法の制定並びに綿スフ織物業界の振興対策の実現をはかる。
1. 織物の高級化、新繊維の研究並びに経営の改善をはかる。

昭和 37 年 5 月 19 日

綿工連青年部創立記念大会参加各地区青年会

〃 高島退策（備前）

昭和 37 年 5 月 19 日、尾北組合において創立記念大会が開催され、“業界のモラルの高揚、団結の強化、中小企業基本法の制定、綿スフ織物業界の振興対策の実現、織物の高級化、新繊維の研究、経営の改善”を決議した。

綿工連青年部の設置は本会に新風を吹き込む画期的な出来事であり、青年層を対象とした諸問題に対する討議、研究の場としての存在意義を高めたことは勿論のこと、青年部から多くの傑出した指導者が輩出されることとなり、その後の本会運営に対しても大きな影響を与えることとなるのである。

平成 17 年 2 月 12 日に青年部創設 40 周年記念大会が大阪の日航ホテルにおいて開催され、現青年部メンバーや関係者のほか多くの青年部 OB が出席した。

なお綿工連青年部の歴代正副委員長並びに全国大会の歩みを 18, 19 ページに掲載する。

### I-IV-5 昭和 30 年代後半期と 米国クーリー法成立

昭和 37 年は市況の悪化が改善せず、年間を通じて生産制限の実施や無籍織機の取締強化を行った。昭和 38 年の 8 月には日米綿製品取極めが妥結され、米国への綿製品輸出は規制されることとなる。また韓国から廉価下級の綿布輸入もあり国内需要は減少。原糸高や全織同盟との 4 ヶ月間にわたる中央交渉の結果の一斉賃上げによる労務費の上昇も相まって企業収益を更に悪化させることとなった。

昭和 39 年の上期は比較的平穏に推移するも、下期に入ると金融引き締め政策の効果が浸透しはじめ、景気は急速に悪化することとなった。更に韓国、台湾、香港からの下級綿布の輸入増加が国内外の需要を圧迫し、また若年労働力不足が深刻化し、労務需給の逼迫により賃金は上昇を続けた。この年の 4 月 9 日には米国において国内産業保護法案である新綿花法（クーリー法）が成立した。

（解説）クーリー法案：輸出向けのほか国内用綿花に対して補助金を交付し、国内綿製品業者が海外

綿工連青年部歴代正副委員長

	(委員長)	(副委員長)				
昭37	市川重雄	石川三三	山中治雄	高畠退策		
38	市川重雄	長坂兵衛	山中治雄	上輝夫		
39	市川重雄	平野功	山中治雄	上輝夫		
40	市川重雄	平野功	山中治雄	上輝夫		
41	長坂兵衛	丹羽和彦	中林茂	上輝夫		
42	長坂兵衛	丹羽和彦	中林茂	上輝夫		
43	長坂兵衛	丹羽和彦	帶谷正次郎	上輝夫		
44	沢田悟	斉藤郷吉	石川八郎	神原柳三		
45	沢田悟	斉藤郷吉	石川八郎	神原柳三		
46	帶谷正次郎	飯田健一郎	小田朝一	神原柳三		
47	帶谷正次郎	飯田健一郎	小田朝一	神原柳三		
48	神原柳三	小畑治美	榊原嘉則	藪定彦	田島勝太郎	
49	神原柳三	小畑治美	榊原嘉則	藪定彦	田島勝太郎	
50	榊原嘉則	丹羽稔夫	安田光鉉	藪定彦	芦谷浅彦	
51	榊原嘉則	丹羽稔夫	安田光鉉	藪定彦	藤原悦男	
52	丹羽稔夫	山中稔	岡戸重親	森内一	藤原悦男	
53	丹羽稔夫	山城進	新美英成	萩原真幸	好岡久寿	
54	帶谷正武	堀内国夫	新美英成	野上浩矢	好岡久寿	
55	帶谷正武	堀内国夫	新美英成	野上浩矢	好岡久寿	
56	新美英成	堀内国夫	下村修身	佐々木茂之	清瀬英也	
57	新美英成	堀内国夫	山田慶勝	佐々木茂之	清瀬英也	
58	山田慶勝	嶋田順一	二宮聡	堀口慶道	藤原博明	
59	山田慶勝	嶋田順一	二宮聡	田中廉久	藤井孝千代	
60	山口誠一	加藤治吉	浅岡直樹	佐々木二良	藤井孝千代	
61	山口誠一	加藤治吉	川角広正	田仲功	藤原正巳	
62	岡野良典	浜口以久雄	川角広正	藤原正巳		
63	岡野良典	古橋敏明	水野賢治	加藤哲	宮崎春六	
平元	加藤哲	古橋敏明	竹内喜一	辰己雅美	宮崎春六	
2	加藤哲	古橋敏明	原田仁昭	辰己雅美	高瀬安哲	
3	加藤哲	古橋敏明	加藤尊臣	中川茂樹	高瀬安哲	
4	加藤哲	古橋敏明	加藤尊臣	中川茂樹	小沢孝敏	
5	加藤哲	古橋敏明	榊原資得	中川茂樹	小沢孝敏	
6	加藤哲	鈴木基	榊原資得	松井正徳	阿木幸太郎	
7	加藤哲	鈴木一郎	榊原彰宏	松井正徳	杉本重也	
8	大竹一夫	榊原彰宏	松井正徳	藤井邦彦		
9	大竹一夫	長坂光紀	津村文治	間島基博		
10	大竹一夫	長坂光紀	津村文治	間島基博		
11	阿部正登	長坂光紀	杉浦邦秀	大江光敏		
12	阿部正登	長坂光紀	大江光敏	稲垣裕之		
13	阿部正登	福田靖	竹内利守	服部忠弘		
14	阿部正登	金原隆彦	天野敬人	永野雅之		
15	阿部正登	金原隆彦	小田慶太	永野雅之		
16	阿部正登	永野雅之	大城戸祥暢			
17	阿部正登	永野雅之	大城戸祥暢			

青年部全国大会の歩み

創立総会	昭 37. 5. 19	尾北綿スフ織物工業組合（愛知）
第 1 回	39. 6. 11	児島繊維産業会館
第 2 回	40. 7. 21	ホテル嵐山（京都）
第 3 回	41. 10. 2	名古屋観光ホテル
第 4 回	42. 10. 22	熱川ハイツ（静岡）
第 5 回	43. 11. 1	福井市繊維会館
第 6 回	44. 11. 28	西脇市民会館（兵庫）
第 7 回	45. 11. 17	九段会館（東京）
第 8 回	46. 11. 7	浜松グランドホテル（静岡）
第 9 回	47. 10. 25	東洋ホテル（大阪）
第 10 回	48. 10. 7	岡山国際ホテル
第 11 回	49. 11. 21	綿工連会館（東京）
第 12 回	50. 10. 23	名古屋郵便貯金会館
第 13 回	51. 10. 29	綿工連会館（東京）
第 14 回	52. 11. 8	播州織総合開発センター（兵庫）
第 15 回	53. 10. 26	綿工連会館（東京）
第 16 回	54. 10. 26	大阪コクサイホテル
第 17 回	56. 2. 20	綿工連会館（東京）
第 18 回	57. 2. 19	綿工連会館（東京）
第 19 回	58. 3. 5	ホテルパークみなと館（岐阜）
第 20 回	59. 3. 3	綿工連会館（東京）
第 21 回	60. 3. 2	名古屋サンプラザ
第 22 回	61. 3. 3	綿工連会館（東京）
第 23 回	61. 11. 1	旅館大森（金沢）
第 24 回	62. 11. 15	兵衛向陽閣（神戸）
第 25 回	平 元. 2. 4	ハトヤホテル（静岡）
第 26 回	元. 11. 11	京都全日空ホテル
第 27 回	2. 11. 10	美よし観光旅館（名古屋）
第 28 回	4. 3. 14	ホテル南海（大阪）
第 29 回	5. 3. 13	ホテルパーク（岐阜）
第 30 回	6. 3. 13	福山グランドホテル（広島）
第 31 回	8. 3. 10	大阪繊維リソースセンター
第 32 回	9. 3. 16	西脇ロイヤルホテル
第 33 回	10. 3. 15	奈良パークホテル
第 34 回	11. 3. 7	ホテル東海園（愛知）
第 35 回	12. 2. 26	アクトシティ研修交流C（静岡）
第 36 回	12. 11. 4	全日空ゲートタワーホテル（大阪）
第 37 回	13. 12. 7	有明ビッグサイトカメラ（東京）
第 38 回	14. 12. 5	有明ワシントンホテル（東京）
第 39 回	15. 12. 4	有明ワシントンホテル（東京）
第 40 回	17. 2. 12	ホテル日航大阪（大阪）



第 10 回綿織物青年会全国大会  
（昭和 48 年 10 月 7 日 於 岡山国際ホテル）



綿工連青年部創立 20 周年記念大会  
（昭和 58 年 3 月 5 日 於 岐阜市ホテルパークみなと館）

の業者と同じ値段で原綿を買い付けできるようにしようとするもの。期間は1964年8月から1966年7月までの2年間。

この法案は1962年9月米国綿製品業者が輸入課徴金制を提唱したが、この運動が失敗したためその後に登場したもの。

米国は現在の支持価格1ポンド32.47セントから30セントへ引き下げるとともに、アメリカ国内紡績業者に対し、国際価格(24セント)との差をうめるため、6.5セントの補助金を交付することとしている。このため、アメリカ紡績業者の採算は大きく好転し、輸入綿布に対する競争力は大幅に強化される。そしてすでにアメリカ市場では綿布はポンド当たり1~5セント値下がりし、特に日本の対米輸出の主力の糸染綿布はポンド当たり4.5セントと大幅に値下がりした。

#### I-IV-6 中小企業近代化促進法の成立

昭和30年代後半からの労働力不足の深刻化、海外市場における発展途上国の進出、貿易自由化の進展等、中小企業を取り巻く経済環境は急激に変化し、大企業に比べて近代化の立ち遅れや環境への円滑な適応が中小企業に求められる大きな課題となっていた。

政府は昭和38年7月に「中小企業基本法」を制定すると同時に「中小企業近代化促進法」を制定し、中小企業者に対しては中小企業金融公庫から近代化貸付が行われ、とりわけ織物業の施策の中心となっていた。

綿スフ織物業は昭和38年9月に近促法第3条の指定業種に指定され、翌昭和39年に実態調査を実施。同年9月30日に開催された中小企業近代化審議会繊維部会において“綿スフ織物業の近代化実施計画”が策定され(10月30日付通商産業省告示第658号、659号)、当業界に対して以下の税制措置、金融措置が摘要されることとなった。

—近代化計画策定にともなう措置について—

##### (A) 税制措置

- ① 合併の場合の課税の特例(清算所得のうち

評価益からなる部分の課税の繰延)

法人が合併した場合、被合併法人の清算所得のうち積立金からなる部分については20%、評価益からなる部分については43%の税率で課税されることになっているが、その合併により近代化基本計画に定める近代化の目標に達することとなる旨の主務大臣の承認を得た場合は、評価益からなる部分の清算所得については課税されない。ただし、この場合合併法人は、被合併法人から引き継いだ資産を圧縮記帳しなければならない。

##### ② 現物出資の場合の課税の特例

法人が他の法人に現物出資をした場合、時価で出資することになるので、時価と帳簿価格との差額は譲渡所得として課税の対象となるが、その出資により近代化基本計画の目標に達することとなり、かつその出資が必要である旨の主務大臣の承認を得たときは、前記の譲渡所得を損金に算入することができる。ただし、現物出資の代価として取得した株式について現物出資をした法人は圧縮記帳をしなければならない。

##### ③ 登録税の軽減

上記①、②によって主務大臣の承認を得た法人を設立し、合併または増資をした場合には、その承認の日から1年以内にこれらに関する登記をする場合に限り設立、合併、増資の登記およびこれに伴う不動産の登記について登録税が軽減される。

##### ④ 機械等の割増償却

割増償却は、基本計画の策定とは直接関係なく、近促法に基づく業種指定と同時に発効しているものであるが、綿スフ織物業のウェイトが50%を超える事業者は、その有する機械および装置並びに工場用の建物および附属設備について5年間3分の1の割増償却が認められる。

##### (B) 金融措置

##### ① 特利特枠融資制度

近代化基本計画が策定された業種に属する

中小企業者については、中小企業金融公庫に別枠資金を設け、金利7分5厘、期間7年（2年据置5年間償還）の資金が貸し出される。

② 信用保証限度額の引き上げ

信用保証の限度額は、1企業あたり1,000万円であるが、近代化基本計画が策定された業種については3,000万円まで引き上げられる。

③ 合併に関する高度化資金の貸付

近代化基本計画が策定された業種の企業が合併して新たに工場や機械設備を取得する場合で、近代化基本計画の目標に達するために必要と認められるときは、優先的に中小企業近代化助成法に基づく高度化資金の無利子貸付が行われる。

その後、昭和44年には法律改正が行われ、国際競争力を強化し産業構造の高度化を図る見地から、構造改善の制度が設けられることとなり、企業の集約化、設備の近代化、取引構造の改善の3点を主として構造改善事業が実施された。しかし、昭和49年に「繊維工業構造改善臨時措置法」（通称、新繊維法）が制定されたのに伴って、構造改善事業はこの新繊維法に移行することとなったので、昭和49年6月末で近促法による構造改善事業は打ち切られた。

この近促法は昭和42年に制定された「特織法」とともに、綿スフ織物業の近代化事業、構造改善事業に大きく寄与するところとなった。

中小企業近代化促進法の内容は概略つぎのとおりであった。

- ① 経済政策上特に急速に近代化を図らなければならない業種を政令で指定し、指定業種の中小企業につき近代化基本計画を定め、また毎年、基本計画の実施に必要な近代化実施計画を定めて必要な指導を行う。
- ② 近代化計画の円滑な実施に必要な場合、近代化計画に定められた中小企業構造の高度化等の事項に関し、主務大臣が中小企業者、関連業者等に対して勧告を行うことができる。
- ③ 近代化計画の円滑な実施のために、必要な助

成措置を講ずる。すなわち、指定事業（指定業種に属する事業）を営む中小企業に対しては、近代化に必要な資金について政府がその確保又は斡旋に努めるほか、租税特別措置法により固定資産の特別償却を認め、また基本計画の目標に即して合併・共同出資などを行う場合、租税特別措置法により法人税、登録税を軽減する。

- ④ 中小企業近代化の促進のために、中小企業の事業転換を指導し、必要に応じて転換のための資金融通の斡旋、従業員の就業援助に努める。
- ⑤ 通産省に中小企業近代化審議会を置き、中小企業近代化に関する重要事項の調査・審議に当たらしめる。

近促法の指定業種は、昭和38年度が20、39年度25、40年度24、41年度16と毎年追加指定されていき、昭和46年度には144業種を数えるに至り、中小企業の占める割合の高い業種のほとんどが網羅される結果となった。

また、近促法の具体策のうち中心的な役割を果たしたのが“中小企業近代化促進貸付”であり、中小企業金融公庫が貸付主体となって行われた。

同貸付制度の貸付要領の概要は以下のとおりであった。（（注）貸付条件等については昭和50年に改正されている）

- ① 貸付対象：近促法施行令第2条に掲げる指定業種に属する事業を営む中小企業
- ② 資金用途：中小企業近代化基本計画に定められた機械設備及びそのほかの施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な資金
- ③ 貸付方式：直接貸付又は代理貸付
- ④ 貸付条件
  - a. 貸付金額の限度：一貸付先当たり一般貸付と合わせて8,000万円以下
  - b. 貸付利率：通常利率（年9.0%）とするが、別に定める特利対象機械設備にかかる貸付については5,000万円を限度として年8.5%となるよう利息の一部を免除する。
  - c. 貸付期間等：7年以内（うち据置き1年以内）
- ⑤ 照会官庁に対する照会：本貸付を行う場合は、

中小企業金融公庫は貸付決定前に所定の照会官庁あて当該貸付が中小企業近代化基本計画の定める目標に適合するか否かについて照会する。

- ⑥ その他：特定機械貸付，特定輸出貸付の対象となるものは，本貸付によらず，当該貸付により取り扱う。

### I-IV-7 電気税の軽減

産業用電力使用に対する電気税については，昭和23年7月に創設され，政府の産業政策に基づき，特定業種については非課税措置が採られていた。

本会は，日本紡績協会をはじめ関連団体と電気税の軽減を働きかけた結果，昭和39年6月1日より5年間の期間で，綿スフ織物業については一般税率7%を2%に軽減する措置が採られることとなった。

この時，軽減措置が適用となったのが，綿スフ織物のほか，綿糸，スフ糸，絹人織織物の4品目で，以後，毛糸，毛織物，合繊紡績糸・織物，絹紡糸，麻糸・織物，半製品，メリヤス製品と順次軽減品目に加えられていった。

その後も本会はこの税の軽減措置の延長の働きかけを行った結果，綿スフ織物業については平成元年の電気税廃止時点まで継続して軽減措置が実施された。

平成元年4月1日以降は「消費税」が実施されることに伴って，地方税としての電気税は廃止され，消費税に吸収されることとなった。

#### —電気税軽減措置の経緯—

昭和23年7月	創設	地方税税率5%
昭和25年7月	地方税税率10%，シャープ勧告により一定税率となる。	
昭和37年3月	改正	
5月1日	実施	税率9%に変更
昭和38年4月	改正	
4月1日	実施	税率8%に変更
昭和39年3月	改正	
4月1日	実施	税率7%に変更
昭和48年10月	改正	
10月1日	実施	税率6%に変更

昭和49年6月改正	電気税とガス税分離	
昭和50年1月改正		
1月1日	実施	税率5%に変更
		廃止時まで続く
平成元年3月31日	廃止	

### 電気税軽減に対する陳情の状況

本会をはじめ日本紡績協会，日本化学繊維協会，日本絹人織織物工業組合連合会の4団体は，昭和37年より通産省，自治省，大蔵省のほか自民党税制調査会，政府税制調査会の各委員に繰り返し陳情し，特に本会と日絹連から地元の議員に対し強く陳情を行った。

昭和39年の陳情については以下の3点を強調した。

- ① 重要輸出産業であり，外貨獲得のため重要な地位を占め，全輸出額の30%に達する業績を上げている。
- ② 内に貿易自由化，外には後進国の著しい進出，加えて輸出障壁もますます高まりつつある今日，輸出競争力を高めることは目下の急務である。
- ③ 生産コスト低減に資し，輸出増強に寄与するため本税を廃止願いたい。

この結果，綿スフ織物のほか綿糸，スフ糸，絹人織織物の4品目について軽減措置の対象品目として認められ，税率7%が2%へ軽減されることとなった。

### I-IV-8 過剰設備の処理

繊維工業設備臨時措置法（繊維旧法）（昭和31～39年）は“繊維製品の正常な輸出の発展に寄与するため，繊維工業設備に関する規制を行うことにより繊維工業の合理化を図ること”を目指して，紡績，織布業等特定の設備に対する区分登録，過剰設備の処理を行った設備調整施策の柱であった。この施策は昭和39年の繊維工業設備等臨時措置法（繊維新法）（昭和39年～45年）さらには昭和42年に制定された特織法へと受け継がれて行った。

繊維旧法，新法による設備の廃棄実績は以下のとおり。



	事業費（百万円）		
	業界負担	政府補助	計
繊維旧法	1,186	1,582	2,768
繊維新法下	160	134	294
	織機処理数（台）		
	綿 ス フ	絹 人 絹	計
繊維旧法	48,927	30,955	79,882
繊維新法下	2,265	549	2,814

※繊維新法下の昭和41年、総合的な構造改善施策の検討が行われている中で、政府は、繊維工業整備特別対策として、5.5億円を計上、転廃業設備の買上事業に着手する。

繊維工業整備促進協会の設立である。促進協会は昭和41、42年に綿スフ、絹人絹の織機を合わせて2,814台 294,241千円（政府補助133,900千円）の買上を行った。

## I-V 昭和40年代

### I-V-1 綿工連恒久対策特別委員会

昭和40年は前年後半からの不況の影響を受けて、一年を通して市況は低迷を続けた。かかる状況の中、設備の老朽化、設備の過剰、過剰生産、労働力需給の逼迫等の構造上の問題が浮き彫りとなってきた。業界からはこうした構造改革の必要性が強く叫ばれるようになり、年末には通産省の産業構造審議会繊維部会と繊維工業審議会の内部にそれぞれ「体制委員会」が設置され、繊維産業の構造問題を検討していくこととなった。また綿工連内部にも恒久対策特別委員会を設置し、綿スフ織物業の恒久対策を検討することとなった。

また業界秩序の強化、正常化を進めるために、各通産局別の織機監視委員会の中央機関としての中央織機監視委員会が設置され、無籍織機の取締等が一元的に強力に実施されることとなった。綿スフ工連においても従来の登録票を転写マーク式のものに取り替え、取締体制の強化を図った。

昭和41年の日本経済は、政府において国債の発行、公共事業投資等の本格的な景気の刺激策が採ら

れた結果、国内景気は上向きに転じたが、綿スフ織物業については景気好転の恩恵を受けることはなく、不況状態が継続したままとなった。

綿工連では恒久対策委員会において綿スフ織物業の恒久対策をとりまとめ、政府、国会に対し要望を行った結果、9月20日に産構審、織工審合同の体制小委員会から、通産大臣に対し①設備近代化と企業集約、②過剰設備の廃棄、転廃業の円滑化、③商品開発、技術開発、④市場開拓、⑤労務対策等を産地構改革組合が実施するという内容の答申が出された。

また自民党内部にも11月に繊維対策特別委員会（福田一委員長）が設けられ、12月19日に開催された第6回委員会において、繊維工業の構造改善対策の実施が決定された。

綿工連は構造改善対策の実現の統一的推進を図るために、紡績協会、化繊協会、日絹連とともに「繊維構造改善対策推進委員会」（谷口豊三郎会長一紡績協会会長）を設置した。その後12月15日に大阪において「中小紡織業構造改善期成決起大会」を開催し、参加者1,800人による大デモンストラシヨ



中小紡織構造改善期成決起大会（司会 長谷川社長）



中小紡織構造改善期成決起大会（寺田綿工連副会長）



デモ行進

ンを谷口会長を先頭に展開した。この大会には本会より古谷会長をはじめ各産地代表が参加した。

### I-V-2 特織法の成立と過剰設備の廃棄

昭和42年も国内経済は順調に推移したが、綿スフ織物業界にとっては原糸の高騰もあって企業の採算はむしろ圧迫され、企業経営は更に悪化するところとなった。

しかし、この年は構造改善事業に対する業界からの熱烈なる要望、関係当局に対する働きかけ、行政当局の努力が結びついて、7月10日に中小企業振興事業団法が成立（8月14日施行）、7月19日に特定繊維工業構造改善臨時措置法が成立（7月25日公布、8月14日施行）。同法等による構造改善事業実施のため中小企業振興事業団の設立と、繊維工業整備促進協会を改組して繊維工業構造改善事業協会が設立され、産地構造改善事業がスタートすることとなった。本会関係では42年中に23産地の構造改善計画が通産大臣の承認を受け事業が開始された。

昭和42～48年度において実施した設備ビルドは1,037億円（承認計画に対する達成率73.8%）になった。

※構造改善事業については第4章で別途記述する。

41年答申（126ページ参照）では、紡績業、織物業ともに設備調整対策が色濃く出ており、過剰設備の処理について、その方針を具体的に示している。

すなわち織物業においては、構造改革による設備近代化の過程で、12万6千台（注一織物業全体の数字）の過剰設備を指摘し、放置すれば近代化投資効率が著しく阻害され、ひいては産地の構造改革の

昭和41年度特定織機の産地別転廃業者買取り台数  
（綿スフ織物業関係）

（金額単位：千円）

組合名	廃棄台数	補助金額
新 潟	6	360
栃 木	23	1,236
常 総	5	150
武 州	4	126
青 梅	494	17,784
千 葉	13	438
遠 州	112	5,660
知 多	132	6,520
三 河	113	5,650
三 州	52	2,600
尾州絹化織	6	408
岐 阜 南 部	4	240
岐 阜 中 部	2	90
福 井	53	2,440
和 歌 山	35	1,370
奈 良	14	580
泉 州	384	19,520
大 阪 南 部	360	18,080
播 州	122	6,980
加 西	16	950
野 間	30	1,690
北 播	30	1,800
黒 田 庄	19	1,080
岡 山	56	2,880
備 中	19	1,388
広 島	45	1,890
備 後 緋	13	390
今 治	6	300
八 幡 浜	97	4,850
合 計 29 組合	2,265	107,450

実をあげることが困難になるとして、廃棄事業を構造改善事業の一環として位置づけている。

織物業の設備廃棄事業は—①転廃業者の設備買取廃棄、②上乘せ廃棄の二種類の方法が採られた。（上乘せ廃棄については、近代化設備新設の条件として、一定率の老朽旧設備を廃棄する義務を課したもの）

転廃業者の買取廃棄については、繊維工業整備促進協会が昭和41年に実施し、昭和42年度からは繊維工業構造改善事業協会がこれを引き継ぎ、設備買取事業、助成金交付事業を担当することとなった。

上乘せ廃棄事業については昭和42年から48年まで実施され、転廃業者の買取廃棄と同様に繊維事業

特織法に基づく特定織機の産地別転廃業者買取り台数  
(綿スフ織物業関係) (金額単位：千円)

組合名	台数	補助金額
青 梅	501	18,420
遠 州	320	16,594
天 竜 社	125	6,250
知 多	142	4,840
三 河	15	750
岐 阜 中 部	2	66
泉 州	20	600
大 阪 南 部	52	2,600
播 州	307	19,164
加 西	18	1,080
野 間	24	1,440
北 播	54	3,432
黒 田 庄	8	480
岡 山	199	9,950
備 中	37	2,458
今 治	32	1,600
八 幡 浜	38	1,550
石 川	9	450
合 計 18 組合	1,903	91,724



昭和 43～44 年頃 織機の破碎 (於 今治産地)

協会が設備買取り事業、助成金交付事業を行った。

### I-V-3 日本繊維産業連盟の発足

昭和 45 年の後半以降、対米繊維問題や金融引締措置等により、綿スフ織物業の業況は急速に悪化することとなった。

同年 1 月 19 日には綿工連はじめ繊維 19 団体で構成する「日本繊維産業連盟」(谷口豊三郎会長一紡績協会会長)が発足し、同年 12 月 16 日には同連盟の呼びかけにより「対米繊維規制反対の総決起大会」

特定織機の産地別上のせ廃棄実績 (綿スフ織物業関係)  
昭和 42～48 年度計 (金額単位：円)

組合名	台数	助成金額
新 潟	1,291	68,586,500
所 沢	109	5,805,160
遠 州	2,061	104,690,000
天 竜 社	1,860	93,203,500
知 多	1,929	86,161,800
三 河	1,560	83,395,040
三 州	552	29,085,500
名 古 屋	83	4,296,100
奈 良	395	20,598,500
和 歌 山	97	5,406,600
泉 州	2,134	98,680,200
大 阪 南 部	2,331	117,416,200
河 内	237	10,870,000
播 州	857	53,250,600
野 間	144	8,524,200
加 西	276	17,292,200
北 播	303	19,199,700
黒 田 庄	119	7,218,000
兵 庫 重 布	26	1,408,000
岡 山	1,272	65,080,300
備 中	221	14,952,300
広 島	793	42,899,100
山 口	65	4,816,560
徳 島	242	11,856,820
八 幡 浜	353	17,470,500
今 治	265	13,012,500
香 川	77	3,973,100
九 州	318	16,695,140
熊 本	243	12,805,000
合 計 29 組合	20,213	1,038,649,120

が開催された。(日米繊維協定については別項で記述)

この年の 12 月 8 日には産業構造審議会、繊維工業審議会の合同会議が開催され、宮沢通産大臣に対し、織布業の構造改善事業を 2 年間延長する旨の中間答申が出され、その後特織法自体は昭和 47 年 6 月 2 日に可決、成立し、織布業の構造改善事業は昭和 48 年度まで実施されることとなった。

織産連発足当時の 19 団体は — 日本紡績協会、日本化学繊維協会、日本羊毛紡績会、日本綿スフ織物工業連合会、日本絹人織織物工業会、日本毛織物

## 日本繊維産業連盟設立趣意書

(昭和 45 年 1 月 19 日)

わが国繊維産業は、明治以来、自主独立の精神に徹し幾多の荒波に堪えつつ、日本経済発展の主導的役割を果たしてきた。最近産業構造の高度化とともに、その役割は漸次変化しつつあるといえ、なお 190 万人の従業員を擁し、生産は製造業（生産金額）の 1 割を占め、年間 20 億ドルを越える輸出を達成する最も重要な産業の一つである。わが国産業は、高度の成長をとげつつある反面、産業構造においても、国際的地位においても、基本的な変化に直面し、単に経済問題としてのみでは解決し難い諸問題に逢着せざるを得ない状況に立ち至っている。繊維産業においても、現に米国より輸出制限を強要されているが、この問題は経済問題の域を越えて、国際的政治問題として不当な政治取引の具に供されるおそれがある。

われわれは、経済人として自由公正な企業努力による発展を期すものであるが、このような政治が絡み、業界全体の死活にかかる重要問題に対しては、繊維産業の正当な主張を貫徹するよう万全の態勢をとらねばならないことを痛感する。

われわれは対米繊維輸出対策協議会に結集された全国繊維関係業界一致の態勢を一段と強化し、繊維産業がわが国民経済発展のため担う重要な役割とそのための正当な主張について、政財界等より十分な認識と強力な支援を受け、これを貫徹することができるよう、活発な活動を行う決意を固め、ここに日本繊維産業連盟を設立することとした。各方面の深いご理解をお願いする次第である。

日本繊維産業連盟

会 長 谷 口 豊三郎

以下加盟 19 団体名称と代表者名（省略）

等工業組合連合会、日本染色協会、日本毛整理協会、日本メリヤス工業組合連合会、日本経編メリヤス工業組合連合会、日本横編メリヤス工業組合連合会、日本靴下工業組合連合会、日本輸出縫製品工業組合連合会、日本綿糸布輸出組合、日本絹化繊輸出組合、日本毛麻輸出組合、日本繊維製品輸出組合、日本フルファッションニットウェア工業会、日本輸出ニット工業会 — であった。

### I-V-4 対米自主規制宣言

#### — 対米繊維規制反対総決起大会と 織機買上措置（対米自主規制買上）

昭和 43、44 年の業況については比較的堅調に推移するが、米国の輸入課徴金制度の導入や途上国からの輸入量の増加、特惠関税等が次第に問題として浮上。こうした中、政府は昭和 43 年 7 月 1 日よりケネディラウンドで妥結した関税の引き下げを実施する。

昭和 44 年の 2 月にニクソン米大統領が表明した繊維輸入の規制については、その後スタンズ米商務

長官が各国を歴訪し、輸出の自主規制を要請してまわったが、この米国における対日輸入規制問題について本会は他の繊維団体とともに反対を表明し、繊維団体 20 団体で組織された対米繊維輸出対策協議会は同年 10 月 17 日に東京のサンケイホールにおいて「対米繊維規制反対総決起大会」を開催し、2,700 名がこれに参加した。

しかし、この日米繊維問題は日本が悲願としていた沖縄の返還問題と重なり苦渋の選択をせざるを得なくなるのである。

日本繊維産業連盟は昭和 46 年 3 月 8 日、“対米繊維輸出自主規制”の実施を決定し、以下の内容の宣言を行った。

その後、政府は昭和 46 年 5 月 21 日の閣議において、以下の内容の特別措置を実施することを決定した。

この特別措置の主眼は“設備の買上げ廃棄”と“長期低利融資”であり、この設備買上げが“対米繊維輸出自主規制に伴う織機の買上げ”である。

## 対米繊維輸出自主規制に関する宣言

昭和46年3月8日  
日本繊維産業連盟

日本繊維産業連盟は、日本の国内法に基づく所要の措置をとり、下記により、全繊維製品の対米輸出を規制することを宣言する。連盟は本宣言の発表にあたり、日本の対米輸出繊維製品が、米国において重大な被害または市場攪乱を生ぜしめたと認めるが故にかかる規制を行うものでないことを特に強調するものである。

しかしながら、連盟は日米繊維問題を未解決のまま放置することは、米国の保護主義を助長し、このため、各国において連鎖反応を惹起し、その結果、日米両国にとって好ましからざる事態をもたらし、かつ、世界の自由貿易に重大なる脅威を及ぼすものと判断する。故に、これを未然に防止し、さらに政治問題化した本件を解決することにより、日米間の政治並びに経済における友好関係の維持改善をはかるため、大局的見地に立って、あえて本措置をとるものである。

本件については、政府間において長期にわたり交渉が続けられたが、連盟は、本宣言によって政府間交渉を継続する必要は解消するものと信ずる。

言うまでもなく、連盟は、かかる措置が日本の繊維製品の他の輸出市場に拡大され、或いは繊維以外の製品の対米輸出の前例となるが如きことがあってはならないと信ずる。

## 記

## 1. 対象範囲

本規制は、現行日米綿製品取極に定められた綿製品、化合繊維製品及び毛製品の合計総量を対象とする。ただし、繊維原料を除く。

本規制は、現時点においては、いかなる糸をも含まないものとする。ただし情勢が変化した場合には、糸の適用除外について再検討することがある。

## 2. 算定基準

規制の算定は、第3項に定める規制の始期の直前の15ヶ月の始めの12ヶ月間における現時点において第1項で対象とされている綿製品、化合繊維製品及び製品の対米輸出の合計総量を以って基準とする。

## 3. 期 間

本規制は、宣言の日から3ヶ月経過後の翌月から、36ヶ月間実施する。ただし、米国の繊維製品の輸入の相当部分を占める他の諸国が、当該国の国情に応じた類似の規制を実施しない場合は、日本は、当該諸国がかかる規制を実施する日の翌月から始める。

## 4. 規制枠（数量基準）

(イ) 規制の初年度枠は、第2項に定める基準の5%増しとする。

(ロ) 第2年度枠は、初年度枠の6%増とする。

(ハ) 第3年度枠は、第2年度枠の6%増とする。

## 5. 監 視

連盟は、現在の繊維製品の対米輸出のパターンの不当な変動を防止するため、嚴重な監視を行い、かつ、必要ある場合は、修正措置をとる。

## 6. 留保条項

連盟は、下記の場合には、上記の自主規制措置を変更もしくは撤回する権利を留保する。

(イ) 米国が新たな立法もしくは現行法に基づく繊維の一般的輸入割当、繊維製品に対する一般的な新たな関税の賦課、もしくは関税の引き上げ、または、米国への繊維製品の輸入を一般的に規制するその他の措置をとる場合。ただし米国がガットの19条もしくはその他の条項に従い、新たな立法もしくは現行の法律によって特定繊維品に対し、関税の引き上げ、もしくは、その他の輸入規制を賦課する場合には、連盟は、上記の自主規制を変更する（ただし、撤回は行わない）権利を留保する。

(ロ) 国際経済情勢、外国貿易全般もしくは、繊維貿易の情勢に重大な変化が生じた場合。

(ハ) 本規制と類似の規制を実施しない諸国の繊維の対米輸出が著しく増加し、かつ当該諸国が本規制と類似の規制を実施しない場合であって、日本が著しく不利益となる場合。

## 7. 本宣言は、日本及び米国の国内法に抵触せざるよう実施されるものとする。

## 8. 本規制は、現行日米綿製品取極に影響を及ぼすものではない。

## 『対米繊維輸出自主規制等に係る特別措置』

昭和46年6月3日  
通商産業省

### I. 織機、編立機等の買上げ廃棄

対米繊維輸出の自主規制等に伴う経済環境の変化に対処し、過剰設備の抜本的解消を図るため、事業の廃止または事業規模の縮小を行う者の設備の買上げ廃棄を行う。

#### 1. 対象業種

綿スフ織物業、絹人織物業、毛織物業、細幅織物業、染色業、メリヤス製造業、撚糸業および輸出縫製業。  
なお、メリヤス製造業および輸出縫製業については、事業の廃止の場合に限定することとする。

#### 2. 対象設備

綿スフ登録織機、絹人絹登録織機、毛登録織機、届出織機、細幅登録織機、たて編メリヤス登録編立機、よこ編メリヤス登録編立機、丸編メリヤス登録編立機、丸編くつ下登録編立機、登録撚糸機、ローラー捺染機および縫製用プレス機。

#### 3. 実施機関

綿スフ織物業、絹人織物業、染色業およびメリヤス製造業については繊維工業構造改善事業協会、輸出縫製業については日本輸出縫製品工業組合、毛織物業については毛織物等工業組合、細幅織物業については繊維雑品工業組合、撚糸業については撚糸工業組合とする。

#### 4. 買上げ単価

##### (1) 綿スフ織物業、絹人織物業、毛織物業および細幅織物業

	事業廃止の場合	事業規模縮小の場合
買上げ単価	25万円	22万円
うち国の負担分	20万円	17万円
うち業者の負担分	5万円	5万円
(2) 染色業	483万円	425万円
(3) メリヤス製造業	44.4万円	—
(4) 撚糸業	42万円	37万円
(5) 輸出縫製業	69万円	—

上記(2)~(5)の単価のうち、事業廃止の場合は国の負担5分の4、業界負担5分の1とし、事業規模縮小の場合は国負担4分の3、業界負担4分の1とする。

(中 略)

#### 5. 買上げ台数

業 種 名	事業廃止の場合	事業規模縮小の場合	合 計
綿スフ、絹人織、毛の各織物業積算台数 (実台数見込)	16,000 (18,000)	37,000 (42,000)	53,000 (60,000)
細幅織物業	540	1,260	1,800
染 色 業	8	18	26
メリヤス製造業	2,000	—	2,000
撚 糸 業	500	1,000	1,500
輸出縫製業	180	—	180

#### 6. 織機、編立機等の買上げ廃棄の実効を確保するための措置

- 1) 買上げの対象となった事業者に対し、買上げ後10年間は事業の再開または設備の増設を行わないよう義務づける。
- 2) 織物業については、工業組合連合会および傘下の工業組合が行っている無籍織機の解消のための措置ならびに通商産業局、都道府県、商工組合等で構成している織機監視委員会制度による無籍織機監視体制について、その抜本的強化を図る。

(中 略)

## 7. 実施期間

綿スフ織物業，絹人織物業，毛織物業，染色業および輸出縫製業については昭和46年度とし，細幅織物業，メリヤス製造業，捺糸業については，昭和46年度および47年度とする。

## II. 長期低利運転資金融資

対米繊維輸出の自主規制等の影響を受ける事業者の必要とする資金繰資金等の運転資金について長期低利の融資を行う。

## 1. 融資方法等

## 1) 長期低利の融資を行うため

- ① 政府関係中小企業金融三機関から通常金利により600億円の融資を行う。国はこのため必要となる財源につき別途方策を講ずる。
- ② 国は都道府県を通じ，金利が当初3年間6.5%，残余期間7.0%になるよう一般会計から補助を行う。
- ③ 一債務者当たりの金利軽減対象の限度については，業種の実態に応じて定めるものとする。
- ④ 都道府県に対し，②の国の補助に追加して利子補給を行うよう要請する。

## 2) 融資期間は7年（据置期間2年）以内とする。

3) 融資の円滑化を図るため，各都道府県に通商産業局，都道府県，政府関係中小企業金融機関，商工組合等で構成する協議機関を設置する。

4) この融資を行う期間は，実施の日から6ヶ月間とする。ただし，Iの4の(7)の融資について買い上げの時点において融資を行う。

## 2. 融資に対する保証

1) 上記融資に対する保証については，繊維工業構造改善事業協会（以下「事業協会」という。）が法律上行うものについては原則として事業協会において行うものとし，このため，事業協会に3億円の政府出資を行うとともに，信用基金による保証の倍率を従来の10倍から15倍に引き上げ，保証枠の拡大を行う。

2) 1)以外のものについては，必要に応じ信用保証協会の保証を活用する。この際，都道府県に対し信用保証協会の保証料について助成措置を講ずるよう要請する。

3) 2)の保証に伴う中小企業信用保険公庫の保険引受枠の確保を図る。

4) 2)および3)の措置に伴い，将来特に必要が生じた場合，信用保証協会および中小企業信用保険公庫に対し，所要の措置を行う。

## III. 構造改善の一層の推進

特定繊維工業構造改善臨時措置法に基づく構造改善をさらに推進するとともに，紡績業特に中小紡績業については，その体質改善を一段と進めるという方向で，現行の構造改善対策の延長その他の措置について検討を行う。

※対米繊維輸出自主規制による国会関係の織機の買上げ台数については30ページに掲載。

I-V-5 日米繊維協定と繊維救済策  
(臨織特)

前述のとおり，昭和46年3月に谷口豊三郎織産連会長は機先を制する考えから，「対米繊維輸出自主規制宣言」を行い，その後自主規制宣言は6月21日に開催された役員総会において正式に決定されることとなった。

しかしこれによって日米間の政府間交渉は解消するといった織産連の読みはずれ，同年10月15日に政府は日米繊維協定に仮調印することとなる。

織産連は仮調印の直前の昭和46年10月13日，東京神田の共立講堂において“対米繊維輸出規制屈

辱的政府間協定反対”の総決起大会を開き3千人が集結した。この決起大会においては，“われわれ一千万の繊維関係者は一致団結して協定に断固反対し，無限の憤りをもって政府と対決する”といった決議を採択した。

その後同年12月2日には綿，絹，毛の3団体は東京赤坂の東急ホテルにおいて，対米繊維輸出規制政府間協定による織布業界の“被害補償救済陳情大会”を開催した。

この大会で——①過剰織機の買上げ，②長期低利資金の融資，③休機の補償——について関係当局へ陳情していくことを決め，大会終了後大蔵省，通産省及び関係議員へ陳情を行った。

## 『対米繊維輸出規制に係る特別措置』

昭和 46 年 12 月 17 日  
閣 議 決 定

対米繊維輸出規制に伴う経済環境の変化に対処し、繊維産業の構造改善を推進すること等のために、つぎの施策を実施するものとする。

1. 繊維産業の過剰設備の抜本的解消を目途として一両年中に事業を廃止する者等の綿スフ織機、絹人織機、毛織機、麻織機、タオル織機、細幅織機、製紐機、メリヤス編立機、輸出縫製のミシンおよび仕上げ機等、ねん糸機、仮より機、精紡機、分織機、染色整理設備等を買上げ処理する。このため国は 377 億円の支出を行う。  
なおこれらの織機等の買上げ処理の実効を確保するため、万全の事後措置を講ずる。
2. 対米繊維輸出規制の影響を受ける繊維業者に対し、政府関係中小企業金融 3 機関から 650 億円、長期信用銀行から 100 億円の運転資金融資を行うこととし、国はこのため必要となる財源につき、別途方策を講ずるとともに、その金利負担を軽減するための措置を講ずる。
3. 2 の融資に係る債務保証を円滑にするため、繊維工業構造改善事業協会等に対して、9 億円出資を追加する等の措置を行う。
4. 海外市場動向の調査、諸外国の繊維産業政策の調査、高級化、ファッション化しつつある繊維品の需要動向に適合した新規商品および新規技術の開発等の事業を工業組合等が行う場合に、これを補助するための基金を創設し、国は 10 億円の出資を行う。
5. 中小企業振興事業団の高度化資金について、2 年の範囲内において返済、繰り延べ措置を講ずる。

織産連も 11 月 29 日に企画調査委員会を開いて日米繊維政府間協定の仮調印による被害の補償救済要求額をまとめ、翌 30 日に開催された自民党商工部会と織特委の合同会議に提出し補償措置の早期実現を要望した。

これらの動きを受けて、政府は昭和 46 年 12 月 17 日の閣議で、日米繊維問題の政府間協定に伴う繊維救済策、いわゆる臨時繊維産業特別対策（臨織特）を以下の内容のとおり決定した。

この臨織特による織機の買上げはつぎの内容で行われた。

- 価格：事業廃止 25 万円，事業規模縮小 22 万円  
(いずれも換算台数 1 台当たりの価格)  
自動織機，ドビー，ジャカード付きのものは 10% 増し
- 被買上者の義務：10 年間新規開業，増設の禁止  
(1 親等家族含む)

- 実施期間：昭和 46, 47 年度
- 買上げ実施者：繊維事業協会

※臨織特による織機の買上げ台数は右記に掲載。

### 対米繊維輸出自主規制等及び臨時繊維産業特別対策に係る買上げ織機実績

(金額単位：円)

対米繊維輸出自主規制等 買上げ分 (昭和 46 年度実施)		組 合 数	53
		台 数	27,972
		補助金額	5,148,799,400
臨 時 織 維 産 業 特 別 対 策 買 上 げ 分	46 年度予備費 買上げ分	組 合 数	58
		台 数	19,370
		補助金額	4,908,339,448
	47 年度第 1 次 買上げ分	組 合 数	44
		台 数	6,927
		補助金額	1,614,519,200
	47 年度第 2 次 買上げ分	組 合 数	38
		台 数	3,784
		補助金額	900,326,000
臨織特分 計	組 合 数	62	
	台 数	30,081	
	補助金額	7,423,184,648	
合 計		組 合 数	62
		台 数	58,053
		補助金額	12,571,984,048



昭和 46 年についてはこの他に、開発途上国を対象とした特惠関税制度が 8 月 1 日より実施されたことや、8 月 15 日にニクソン米国大統領が発表したドル防衛策（いわゆるニクソンショック）等、繊維産業を取り巻く環境は大きな様変わりをするこ

なり、若干上向きに転じようとしたわが業界の景況は低迷し続けることとなった。

政府は昭和 47 年 1 月 4 日、米国ワシントンにおいて日米繊維協定に正式調印した。

その内容は以下のとおり。

## 日本国とアメリカ合衆国との間の毛製品及び人造繊維品の貿易に関する 日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極

### 前文

この取極の目的は、両国の繊維経済の健全な発展と合致するよう日本国から合衆国への毛製品及び人造繊維製品の輸出貿易の急激な増加を防止し、かつ、その秩序ある発展をもたらすことにある。

この目的のため、及びこの取極の規定に従い、日本国は、合衆国への毛製品及び人造繊維製品の輸出の年間総増加量が、この取極に規定する水準をこえないように配慮してこれらの製品の輸出を行い、合衆国は、この取極の実施にあたって、日本国により前記の水準が完全に利用されることを確保するよう考慮を払う。

1. (a) この取極の規定は、両政府により、それぞれ自国の関係法令に従って実施される。

(b) 日本国政府は、1971 年 10 月 1 日から始まる 3 年間、合衆国への毛製品及び人造繊維製品の輸出に対しこの取極に規定されている規制を行う。

2. 両政府は、関税及び貿易に関する一般協定に基づく両国の権利及び義務がこの取極によって影響されるものではないことを確認する。

3. (a) この取極の 3 年間における毛製品及び人造繊維製品の年間総枠は、次のとおりである。

#### 平方ヤード相当分

1971 年 10 月 1 日～1972 年 9 月 30 日	997,500,000
1972 年 10 月 1 日～1973 年 9 月 30 日	1,047,400,000
1973 年 10 月 1 日～1974 年 9 月 30 日	1,099,800,000

(b) (a)に規定する年間総枠のうち、毛製品の年間総枠は、取極第 1 年については 42,833 千平方ヤード相当分、取極第 2 年については 43,261 千平方ヤード相当分及び取極第 3 年については 43,694 千平方ヤード相当分とする。(c) (a)に規定する年間総枠のうち、人造繊維製品の年間総枠は、取極第 1 年については 954,667 千平方ヤード相当分、取極第 2 年については 1,004,139 千平方ヤード相当分及び取極第 3 年については 1,056,106 千平方ヤード相当分とする。

4. 3 に規定する毛製品及び人造繊維製品の関係年間総枠の中で、ある種の種目群、種目亜群及び特定の種目の年間枠は、附表 A に掲げられ又はそれらに従って決定されるとおりとする。

5. 3 に規定する毛製品及び人造繊維製品の関係年間総枠（この取極の規定に従って調整されることがある）の中で、附表 A に掲げる群及び亜群の輸出枠は、それぞれの群及び亜群について附表 A に示されている百分率により、及びこの取極の他の規定に従って超過することができる。この取極の規定に従って調整されることがある関係枠の中で、附表 A に掲げる特定の種目の輸出枠は、同附表の注及びこの取極の他の規定に従って超過することができる。

6. (a)(1) アメリカ合衆国政府は、いずれかの取極年において、附表 A に掲げられていない種目の日本国からの輸入又は附表 A に掲げられている種目に属する特定の製品の日本国からの輸入が増加し、合衆国市場の攪乱を起こし又は起こす恐れがあると認めるときは、日本国政府に協議を要請する。

(2) 日本国政府は、両政府の間で双方にとって満足な解決が得られるまでの間、前記の協議が要請された種目又は製品の当該取極年における輸出を、それぞれ次の輸入水準を基準として、人造繊維製品については 105%及び毛製品については 103%の水準に制限する。すなわち、前記の協議が要請された月に先立つ最近の 12 ヶ月の期間であって両国政府が関係資料を入手することができる期間における当該種目又は当該製品の日本国から合衆国への輸入水準を基準とする。

(b) 附表 A に掲げられていない種目については、いずれかの 12 ヶ月の期間における日本国からの当該種目の輸入が、1971 年 3 月 31 日に終了する 12 ヶ月の期間における当該種目の輸入水準に対して人造繊維製品にあっては 10% 及び毛製品にあっては 3% の率を各取極年につき複利で乗じた水準まで増加したときはいつでも、(a) という協議が要請される。

この(b)に基づく協議は、いずれの種目についても、日本国からの輸入が、衣料品以外の人造繊維製品にあっては各種目あたり 50 万平方ヤード相当分、人造繊維の衣料品にあっては各種目あたり 35 万平方ヤード相当分及び毛製品にあっては各種目あたり 10 万平方ヤード相当分を超えない限り要請されない。

この(b)に示されている水準において前記の協議が要請された場合においては、両政府の間で双方にとって満足できる解決が得られるまでの間、日本国政府は、当該取極年における当該種目の輸出を協議要請の基礎となった日本国から合衆国への輸入水準に制限する。

(c) この 6 に規定するいかなる協議も、迅速に行われ、かつ、迅速に結論を見出すものとする。アメリカ合衆国政府は、協議の要請にあたっては、その要請の理由及び正当性に関する詳細なかつ事実に即した説明書（第 3 国からの輸入についての関係資料を含む。）を提示する。アメリカ合衆国政府は、合衆国への毛製品及び人造繊維製品の輸出が規制を受けている他の諸国からの同じ種目の又は同じ製品の輸入が増加しているときは、それらの政府に対し類似の協議要請を行う。

7. (a)(1) 取極第 2 年及び第 3 年においては、人造繊維製品の年間総枠、毛製品の年間総枠並びに附表 A に掲げる群、亜群、特定種目の年間枠及び内枠を超えて輸出を行うことができるが、この繰越は、前取極年における関係枠の 5% 又は前取極年における当該枠内における輸出の実際の未達のいずれか少ない方を限度とする。

(2) 附表 A に掲げる種目又は内枠の未達の繰越は、未達が生じたものと同一の種目又は内枠における輸出に使用される。

(3) 附表 A に掲げる種目又は内枠に係るもの以外の未達の繰越は、6 の規定に従うことを条件として、附表 A に掲げられていない同一繊維の製品の輸出に使用することができる。

(4) この 7 の規定による輸出は、この取極の他の規定による輸出に追加して行われるものである。

(b)(1) 人造繊維製品については、日本国からの輸出が 3 (c) に規定する年間総枠を下回るときにのみ未達が生じたものとされるが、附表 A に掲げる特定の種目又は内枠における輸出の場合には、当該輸出に適用される群、亜群及び種目の枠又は内枠をも下回るときにのみ未達が生じたものとされる。毛製品については、輸出が 3 (b) に規定する年間総枠を下回るときにのみ未達が生じたものとされるが、附表 A に掲げる特定の種目又は内枠における輸出の場合には、当該輸出に適用される群、亜群及び種目の枠又は内枠をも下回るときにのみ未達が生じたものとされる。

(2) 附表 A に掲げる群、亜群、種目又は内枠の未達を決定するにあたり、(b)(1) にいう枠は、この取極に規定するいかなる調整も受けていないものをいう。

8. 日本国政府は、この取極にいう規制の結果、日本国が合衆国への毛製品及び人造繊維製品の輸出が規制を受けている第三国に比し不公平な立場に置かれ、もしくは置かれるおそれがあると認めるとき、又は他のいずれかの輸出国からの合衆国への輸出の著しい増加等の要因によりそれらの国と比較して実質的に不利な立場に置かれもしくは置かれるおそれがあると認めるときは、アメリカ合衆国政府に協議を要請することができる。この協議は、この取極に合理的な修正を加えること等の適切な是正措置をとることを目的として、迅速に行われ、かつ、迅速に結論を見出すものとする。アメリカ合衆国政府は、同協議において両政府が満足と認める適切な是正措置をとる。

9. (a) この取極の有効期間中、通商産業省及び商務省並びに両政府の他の権限ある機関の専門家は、この取極の対象となっている繊維製品の日本国と合衆国との間における輸出及び輸入に関する最新の資料を交換し、取極の実施を詳細に検討し及びこの取極から生ずるあらゆる問題(弾力性の問題及び分類の問題を含む。)を検討するため、原則として毎月会合する。アメリカ合衆国政府は、前文に掲げる原則に合致する合理的な態度でこれらの問題を日本国政府とともに検討する。

(b) この取極の最初の 2 年間に於いて、前記の専門家は、1971 年 10 月 1 日前に届出のあった附表 A の種目に関する既存の輸出契約であって、それが履行された場合には輸出が取極第 1 年の枠を超えることとなるものから生ずる問題を検討するために会合し、合衆国市場の状況に考慮を払いつつ、この問題に関する満足な解決策を探求する。取極第 1 年の枠を超過することが認められる場合には、その超過分は取極第 2 年の枠から差し引く。

- (c) 前記の専門家は、日本国又は合衆国のいずれかにおける困難な状況であってこの取極の運用又はこの取極の下で行われる貿易に関連することがあるものについても検討を行い、また、そのような状況を解消するため自国の政府に対し適切な勧告を行うことができる。
10. 日本国政府は、季節的要因を考慮に入れつつ、実行可能な限り、各取極年を通じて四半期単位で輸出を均等に配分するよう努力する。
11. (a) この取極の対象となる繊維製品の種目及びこの取極の下で適用される換算率は、附表 B に掲げられるとおりである。前記の種目に含まれる繊維製品の範囲及び定義は、必要に応じさらに明確にされることを条件として合衆国の関税分類及び定義に従って決定される。その全部または一部が毛又は人造繊維であるが主要価値が綿でないいかなる繊維製品も、この取極の規定の対象となる。主要価値が毛でない製品又は主要価値が人造繊維でない製品の分類に関するいかなる問題も、両政府間の協議の対象とし、この協議においては、合衆国におけるこれらの製品の市場取引状況を考慮に入れる。
- (b) 両政府の専門家は、日本国政府が繊維及び衣料品の産業以外の産業の製品であり繊維又は衣料品ではないと考えるある種の製品に対する前記の定義の適用について討議するため必要に応じて会合する。
12. この取極の有効期間は、1971 年 10 月 1 日から 3 年間である。両政府は、この取極の第 3 年目において、この取極をその後の期間まで延長することについて検討する。
13. 各政府は、いつでも、この取極の修正を提案することが出来る。他方の政府は、そのような提案に対して好意的な考慮を払う。

(以下省略)

## I-V-6 振興基金制度の創設

前述した“対米繊維輸出規制に係る特別措置”（昭和 46 年 12 月 17 日閣議決定）によって、政府は事業協会に対し 10 億円を出資。さらに昭和 47 年特種法を改正して事業協会に振興基金を創設するとともに、協会の目的業務に繊維業界に対する振興事業を追加し、業界が行う各種振興事業を助成していくこととなった。

事業協会 2 番目の基金として発足した振興基金は、政府出資 10 億円と民間出捐金で構成され、臨織特による設備買上げ 387 億円が全額政府負担で実施され、この 10%にあたる 39 億円（当初計画では 38.7 億円）が、繊維産業発展のための振興事業に対する出捐金として民間から拠出されることとなった。

出捐金は設備買上げ対象の 23 の業界から 7 年年賦で拠出（出捐期間は 9 年間にまたがった）され、民間出捐金の取り崩しを事業資金として振興事業が行われた。

振興事業助成金の助成対象となる事業は、繊維産業の振興発展を目指す団体（出捐団体の推薦を受けた団体）等の事業としてつぎのようなものが対象となった。

- 新商品の開発
- 新需要の開拓
- 新技術の開発
- 海外における繊維産業事情調査
- 内外の需要動向調査
- 流通の近代化、合理化
- その他繊維製品の需要の動向に即応する事業

助成金は振興基金運営委員会の議を経て交付された。

振興事業の変遷については以下のとおり。

昭和 47 年～昭和 63 年

（振興基金）

民間出捐	39 億円
情報事業民間出捐	1 億円
政府出資	
絹製品需要振興	1 億円
情報事業	11 億円

（振興事業） 振興事業助成金交付、絹振興助成金交付

（情報事業） 繊維情報センター運営

織機登録特例法による買取り実績

(金額単位：千円)

	件数	広幅	並幅	小幅	足踏	台数計	買取金額
49年度	798	975	7,532	1,508	112	10,127	1,435,968.4
50年度	627	711	4,367	1,862	0	6,940	946,021.6
51年度	103	70	465	95	1	631	90,476.2
合計	1,528	1,756	12,364	3,465	113	17,698	2,472,466.2

平成元年～3年

政府出資

消費税対策 110億円

その他上記民間出捐金、政府出資金は継続  
(振興事業) 振興事業助成金交付(継続)、絹  
振興助成金交付(継続)

(産地取引適正化事業) 産地需要開拓助成金交  
付、全国取引適正化事業(直接事業)、産  
地取引適正化事業(事業委託)

(情報事業) 繊維情報センター運営

※民間出捐金39億円は7年年賦で収納。取り  
崩して助成金交付事業資金としたので、この  
基金による助成事業は平成3年で終了。

平成4年以降

政府出資消費税対策110億円については、平  
成4年から登録制廃止対策繊維産業活性化事業  
原資となる

その他上記民間出捐金、政府出資金は継続  
(振興事業) 絹振興助成金交付(継続)

(繊維産業活性化事業) 産地需要開拓助成金交  
付、産地構造改善推進事業(事業委託)、  
繊維産業構造改善推進事業(直接事業)

(情報事業) 繊維情報センター運営

### I-V-7 繊維新法の誕生

翌昭和47年になるとようやく当業界にも明るい兆しが見え始め、市況も回復してきた。9月には田中首相が訪中し、日中国交正常化が実現した。しかし48年の後半以降、通貨調整に伴う円高の影響を受け、輸出は減少、輸入は増加することとなり、しかも輸入品については大量の下級綿布の流入により異常在庫として滞留することとなり、市況を大幅に混乱させてしまった。更に年末にかけて糸値の大幅

な上昇が起こり、また石油問題が深刻化し重油、電力料金の上昇、人件費の高騰や諸物価の高騰等が相まって、わが業界各企業の採算は極度に悪化した。

昭和49年には大幅な輸入の増加の影響により、受注量は極度に減少し、工賃の大幅下落、在庫量の増加も加わって企業経営を直撃し、倒産や休業業を余儀なくされる企業が続出した。この様な中、5月にはそれまでの「特織法」を改正した「繊維工業構造改善臨時措置法」(繊維新法)が成立し、業界は知識集約化グループを中心とした新しい構造改善事業へ取り組んで行くこととなるのである。

### I-V-8 織機の特例法登録

織機については設備登録制が昭和29年より実施されていたが、大量の無籍織機が好況時に発生し、各地において問題が深刻化していった。

昭和46年、繊維法の改正審議の際に国会において、対米自主規制の特別措置の実施と関連してこの問題が取り上げられ、通産省は同年8月25日に“無籍設備取締要領”を定めるとともに、登録制実施の各工連に対し取締強化を指示するとともに、無籍業者、無籍織機の実態把握に努めた。

昭和47年11月に改正された綿スフ織物調整規則の附則に無籍織機の特例を認める内容を規定して、無籍織機の解消を図ろうとしたが、一部の無籍織機保有者から猛反対を受け、国会議員を巻き込んだ反対運動へと発展し、大混乱を招き、本件は最初の振り出しにもどることとなるのである。

その後昭和48年5月に自民党の稲村左近四郎衆議院議員を代表として、自民、社会、公明、民社の4党の共同提案として「中小企業団体の組織に関する法律に基づく織機の特例等に関する法律」(特例法)が提出され、同年8月に両院を通過。9月1日告示、9月17日から10月25日までを調整規程附則

7項に基づく届出期間とし、11月1日施行となった。

特例法の概略は、基準日の昭和48年11月1日以前に設置されていた織機の4分の3については登録を受けられ、残り4分の1については1台20万円（小幅織機は2万5千円）を納付すれば、登録を受けられる。（納付金を払いたくない場合は、無籍織機の4分の1を廃棄することで登録を受けられる。）という内容のものであった。

特例法によって登録された綿スフ登録織機は全体で71,223台であり、納付金24.7億円余りが原資となって昭和49年度から51年度まで織機買上げ事業が実施された。

この特例法買上げでは1,528工場で17,698台が買上げ廃棄され、本法は無籍織機の解消に大きな役割を果たすこととなった。

また特例法登録織機は相続、会社の合併を除いては、所有権の移動が禁止されていたが、特例法が失効した昭和53年7月をもって、従来からの登録織機と同等の扱いを受けることとなった。

## I-VI 昭和50年代

### I-VI-1 織工審の関係業界への質問と 繊維ビジョンとりまとめ

昭和50年に入っても不況状態は改善されず、政府、関係機関に対し、不況対策の要望を行った。政府では「繊維問題懇談会」（稲葉秀三座長）を設置し、検討が進められた。同年9月には綿、絹、毛3工連で「織布業の危機打開に関する緊急要望書」をとりまとめ、同懇談会へ提出。11月に同懇談会から当面の繊維対策についての提言が政府並びに業界に対して行われた。

政府はこれを受けて繊維工業審議会に政策小委員会と専門委員会を設置し、過剰設備並びに登録制、構造改善、輸入、取引所、流通改善等の問題について約1年間にわたって議論が交わされた。

その後、昭和51年5月に繊維工業審議会総合部会、政策小委員会専門委員会（滝沢菊太郎委員長）は、繊維産業の構造的諸問題の検討や、今後の業界のあり方のより一層の探求のため、本会をはじめ日

本紡績協会、日本化学繊維協会、日本絹人織織物工業組合連合会等関係の業界15団体に対し、5項目25設問からなる質問を行い、文書による回答を求めた。

これを受けて綿スフ工連でプロジェクトチームを作り、主要産地組合からの情報の収集や関連資料の分析等を精力的に行い、期限までに回答書を専門委員会に提出した。

織工審では各団体からの回答内容も十分に踏まえ検討した結果、同年12月に通産大臣に対し「新しい繊維産業のあり方」（繊維ビジョン）を提言した。

（プロローグ）：“48年答申と新繊維法の基本的な

方向を堅持することを再確認し、徹底的にその具体化を図るとともに、その後の推移を考え合わせた補完措置を加味することとして、ここに新しい繊維産業のあり方について提言する。我々は我が国の繊維産業が内外ともに自由な経済体制のもとで自立していくためには、根本的な構造改善の実行がどうしても必要であり、新繊維法の期限である昭和54年6月までの期間がこのための最後の機会であると考えている。繊維業界と政府は、このことを深く認識して構造改善に総力をあげて取り組むよう強く希望する。”

#### —新繊維ビジョンの要点—

##### ・構造改善の推進

構造改善指導員の育成配置／臨時繊維構造改善対策室の設置／協会の指導助言機能の強化／協会の情報提供機能の強化、情報の共有化／構造改善事業の業界間及び都道府県との調整等

##### ・アパレル産業の振興

9項目に及ぶ対策列記／別に振興策を検討審議する場が必要／人材育成について具体策を調査研究

##### ・過剰設備問題

個別企業の自主的判断を基礎に産業側の自己責任で／中小企業グループの共同廃棄は融資等で配慮を／設備登録制は不安を与えないよう配慮しながら廃止を検討

・流通の改革

迂回性を克服し総合的な効率化を推進／製品規格，サイズ等の統一推進／取引近代化推進協議会の活動に期待／工賃問題は繊維取引近代化委員会で継続審議／取引所の利用，運営の健全化

・転廃業の円滑化

構造改善計画で十分な配慮を／商品開発センターの運営メニューで新分野の能力開発／中小企業事業転換対策臨時措置法の活用／事業転換関連情報の提供，指導等／雇用の安定確保

・秩序ある輸入の確保

特定品目の輸入急増については国際ルールに則り機動的な措置が必要だが，一時的な緊急避難としてとらえられるべきであり，早急に撤廃するため，徹底した構造改善努力が必要とし，8項目の対策を提言

I-VI-2 輸入急増と綿工連訪中団の派遣

この年代の特筆すべき事象として，中国をはじめとした海外からの綿織物の輸入が激増したことがあげられる。

この輸入急増問題によって，わが業界の市況は著しく悪化し，以後慢性的な不況状態に追い込まれることとなる。

昭和52年の2月には第一回目の綿工連訪中団（安藤嘉治団長）が結成され，二週間の日程で北京，済南，青島，上海の各地を訪問し，政府機関と懇談し，輸入秩序化に対する要請を行った。この後，綿工連訪中団は平成8年の第18次派遣まで約20年の長きにわたり，訪問を重ねることとなる。

訪中の記録については，別途第3章で説明する。

I-VI-3 過剰設備と共同廃棄事業

この時期慢性的な不況状態とともに過剰設備（織機）の問題が更に深刻化することとなる。

昭和49年度から実施された織機の特例法買上げは，実施終了時期の昭和51年度になっても，依然として30%を超える高い過剰率が続いていた。こ

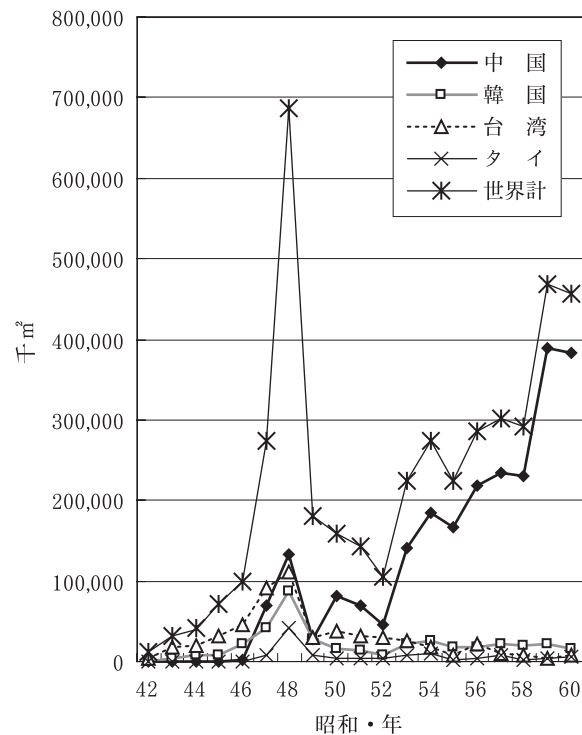
綿織物輸入の推移

(単位：千 m<sup>2</sup>)

昭和年別	韓国	中国	台湾	全世界
40				
41	204	—	2	3,690
42	647	751	4,219	12,386
43	4,817	943	17,049	32,115
44	7,748	524	19,159	41,340
45	7,377	175	32,063	71,771
46	21,867	1,056	45,535	100,018
47	40,902	69,447	91,561	273,404
48	87,718	133,609	110,991	686,734
49	28,596	28,163	30,526	181,516
50	16,483	82,232	37,010	158,435
51	14,682	69,727	31,478	142,237
52	7,528	45,371	29,347	105,730
53	22,127	140,859	26,014	223,584
54	25,353	183,652	17,959	274,355
55	18,150	165,845	8,653	224,394
56	18,063	217,526	21,419	286,459
57	21,750	233,518	9,838	301,814
58	19,676	229,749	7,562	291,968
59	22,027	388,788	4,198	469,197
60	16,780	383,109	7,395	457,111

資料出所：大蔵省通関統計

綿織物輸入の推移



52～55年度設備共同廃棄事業の実績一覧表

事業口	参加組合数	企業数	廃棄織機台数	所要資金 (単位：千円)
52年度	41	1,345	20,584	9,729,398
53年度1次	43	1,234	14,918	7,244,212
53年度2次	28	410	6,004	2,804,995
(53年度計)	(52)	(1,644)	(20,922)	(10,049,207)
54年度	42	743	6,237	2,941,351
55年度	33	677	8,316	3,923,830
合計		4,409	56,059	26,643,786

のため本会は日絹連ほか関係の中小繊維団体とともに自民党、民社党や政府関係機関に対し設備廃棄事業の早期実施の要請を強力に行った。

昭和52年10月6日、通産省は関係通産局、都府県、中小企業振興事業団の各担当者を集め設備共同廃棄事業に関する合同会議を開催し、同事業の実施ができるよう協力を要請した。

同年11月30日には綿スフ工連、日絹連の二団体、関係通産局、都府県、中小企業振興事業団の関係者を集め合同指導会議を開催した。

会議では綿スフ工連の「過剰綿スフ織物用織機共同廃棄事業実施計画」が診断の上、承認され、共同廃棄事業が実施できる運びとなった。

この時綿スフ工連が提出した計画は、昭和52～54年までの3カ年間で75,000台廃棄、所要資金340億円。初年度の昭和52年度だけで22,660台廃棄、所要資金108億円。当初3カ年計画で行われたが、計画に対する達成率が63.4%と低率であったため、1年延長され55年度も事業が実施された。

本事業の実施内容の概略についてはつぎのとおり。

- ① 日本綿スフ織物工業組合連合会（綿スフ工連）を実施主体とするB方式。
- ② 買上価格は、標準織機（並幅単丁杼）1台当たり45万円。
- ③ 買上対象は転廃業者又は一部縮少者
- ④ 買上資金の95%は事業団からの融資を受け、都府県の負担は11.875%。
- ⑤ 買上参加者は、買上価格の10%を保証金として16年間無利子で工連に預託するほか、返済分担保、事務手数料を工連に納入する。

## I-VI-4 取引問題

取引の問題については個々の取引当事者間の問題であることは言うまでもないが、前近代的な商習慣、複雑な流通機構、業界の脆弱な資金力等の要素が混じり合い、取引上では常に受け身となってきた当業界共通の問題でもある。

戦後の統制期においては生産の主力が輸出向けに注がれ、輸出品については汎用性のある規格品が主であったため、少品種大量生産が行われるようになった。元来資金力が脆弱であった織布業者においては特色のない織物を自販することができず、販売を商社、産元等の他の商業資本に委ねることとなった。こうして戦後は戦前以上に各産地から販売機能が完全に分離してしまうこととなるのである。

また戦後、通貨量を抑えインフレを抑制する必要から、手形決済が普及し、織物についても昭和26年頃から現金から手形に移行するようになった。

糸も織物も45日手形となったが、糸代は金利付きで買われ、織物は金利なしで売らなければならず、糸は紡績からの出荷日起算（オン・ルール）、織物は受入検収後起算という不利な条件であった。そしてその後も織物の手形サイトは著しく長期化する等、当業界にとって手形決済の普及は取引問題に深刻な影響を与えることになるのである。

取引問題は、このように業界が抱えてきた構造上の問題が長い歳月の経過とともに醸成していった極めて不合理で理不尽な問題でもあるため、昭和48年の産構審・織工審の答申にも「取引条件の改善」が盛り込まれるところとなった。

答申では繊維産業の課題として、返品率が高いこと、手形サイトが長いこと、リベート制が広く行われていること等を指摘して取引条件の改善を取り上げ、

- ・中小零細企業の経営の慢性的な低収益性
- ・商品仕入れ、在庫調整、販売計画等について当事者間の責任の所在が不明確
- ・仮需の発生、市況の安定性

等が産業全体の環境適応能力を低め、その健全な発展を阻害すると指摘。

さらに昭和 49 年の繊維法の改正に際して、つぎのような国会の付帯決議がなされた。

—衆議院付帯決議—

構造改善事業の成果が消費者に反映するよう繊維製品の流通過程の合理化，不適切な商習慣の排除等取引条件の改善に努めること。

この答申，法改正を受けて昭和 49 年 12 月に通産省生活産業局長の私的諮問機関として「繊維取引改善委員会」（高城元委員長）が設置され，取引改善について審議が行われた。

昭和 51 年 5 月 27 日には同委員会から第一次答申が出され，同年 10 月 21 日には「繊維取引近代化推進協議会」が発足し（事務局運営は繊維事業協会が担当），以後平成 11 年 6 月に繊維事業協会が廃止されるまで，同協議会は繊維産業における取引問題の協議，検討の場としての役割を担うのであった。

〈繊維取引近代化推進協議会が実施した事業〉

- ① 繊維取引近代化憲章の制定
- ② 取引改善指針提示の事業
- ③ 書面契約推進事業
- ④ 取引改善環境醸成事業
- ⑤ 調査研究事業
- ⑥ 推進体制整備事業
- ⑦ 個別企業指導事業
- ⑧ 取引慣行定時定点観測事業
- ⑨ 商事紛争処理指導事業
- ⑩ 広報事業

綿工連では昭和 33 年 11 月の役員会において経営委員会の設置を決定し，以来，取引問題については経営委員会を中心として検討されてきたが，昭和 40 年 1 月 20 日に開催された役員会において取引改善委員会を設置して，綿スフ糸の取引問題について検討していくことが決定した。その後昭和 52 年 11 月に開催された経営委員会において不平等取引是正の取引改善問題を専門に取り組んでいく取引改善小委員会を設置することが決まり，翌昭和 53 年 6 月 8 日に大阪において第 1 回目の会合が開かれた。

取引改善小委員会は昭和 52 年に制定された「繊維取引近代化憲章」に基づき，不平等取引是正のために書面契約を推進することとし，昭和 53 年 10 月 12 日の委員会で“標準書面契約書”の成案をとりまとめた。その後公正取引委員会からの意向を踏まえ，昭和 54 年 1 月 11 日の同委員会において修正を行い，同年 3 月 6 日の経営委員会で了承された。本会はこの標準書面契約書を会員組合に配布するとともに，積極的に書面契約を推進するよう働きかけを行った。

※標準書面契約書については，40, 41 ページに掲載

また昭和 55 年 7 月には取引条件等の紛争解決のための指導助言機関として「クレーム処理委員会」を設置し，取引紛争の解決にあたった。

その後，平成 16 年 9 月 13 日に繊維ファッション SCM 推進協議会は経営トップ合同会議を開催し，同協議会の TA（テキスタイル・アパレル）プロジェクト委員会において検討とりまとめが行われた

## 綿スフ織物業クレーム処理委員会設置規程

（委員会の設置）

第 1 条 日本綿スフ織物工業連合会（以下「連合会」という。）は，所属会員の組合員（以下「組合員」という。）の繊維取引に関する紛争につき，調査し，指導助言を行い，その円滑な解決を図るため，綿スフ織物業クレーム処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（取扱う紛争の範囲）

第 2 条

- (1) 当該取引に係る両当事者または何れか一方の当事者が組合員であること。
- (2) 繊維製品の売買または製造，加工若しくは販売の委託取引に関連して発生した取引条件または品質に関するものであること。



## (委員会の業務)

第3条 委員会は、会長が付託する繊維取引に係る前条の紛争について調査、審議し、当事者に対し指導助言する。

- 2 委員会は、付託された紛争の処理ができない場合において、繊維取引近代化推進協議会の繊維取引紛争処理委員会等の機関を利用することにつき斡旋を行う。

## (紛争処理委託の申込み)

第4条 委員会における紛争の処理は、会員組合が設置する地方綿スフ織物業クレーム処理委員会（複数の会員が共同で設置するものを含む。）において審議し、指導助言をしたもので解決に至らなかった事件について、会員理事長からの申込みにより行うものとする。

- 2 申込みは、会員の地方綿スフ織物業クレーム処理委員会の審議、指導助言の経過を記載した書面を添付した申込書を連合会に送付して行うものとする。

## (指導助言の実施)

第5条 連合会事務局が申込みを受けた時は、直ちに実情を調査し会長に報告する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、当該クレームの処理を委員会に付託する。
- 3 委員会は、付託案件について事務局の事前調査結果に基づき、指導助言の内容等の処理方針を審議する。
- 4 委員会が必要であると認められた場合は、紛争当事者若しくは提訴した会員の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 連合会事務局は、委員会の審議結果を遅滞なく関係会員を通じ紛争当事者に通知し、またその結果に基づいて必要な指導助言を行う。

## (指導助言の費用負担)

第6条 指導助言に要する費用は、予算の範囲内において連合会が負担する。ただし、当事者（提訴した会員の関係者を含む。以下この条において同じ。）が行う事情説明、話し合い、その他当事者が委員会の求めに応じて委員会に出席するための費用等は、提訴した会員が負担する。

## (組織)

第7条 委員会は、会長が理事会の承認を得て委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。
- 3 前項の委員のほか、特定の事項を処理するため特に必要があるときは、あらかじめ処理する事項を定めて臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員の任期は、定められた事項に係る業務が終了するまでの期間とする。ただし、任期の途中において解任することを妨げない。
- 5 第3条第2項に掲げる業務を処理するため、必要があるときは、小委員会を設けることができる。
- 6 小委員会に関し、必要な事項は委員会で定める。

## (委員長の選任等)

第8条 委員会に委員長一人、副委員長一人をおく。

- 2 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

## (召集および議事)

第9条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員および議事に関する臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

## (意見の聴取)

第10条 委員会は、その業務に関し、必要に応じ関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

## (秘密の保持)

第11条 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密をみだりに他へ漏らしてはならない。

## (庶務)

第12条 委員会に関する事務は、連合会大阪事務所において処理する

## 附 則

この規程は、昭和55年8月1日から施行する。

収入  
印紙

## 売 買 契 約 書

契約 No \_\_\_\_\_

契約成立日 昭和 年 月 日

品名および規格	数量	単価	納期	受渡場所	決 済 条 件	検査内容
					現 金 % 手 形 % 手形サイト 日 金利年 %	自家 内地 輸出
					現 金 % 手 形 % 手形サイト 日 金利年 %	自家 内地 輸出
摘 要	運賃 売主・買主 負担					

下記特約条項を了承のうえ、上記のとおり売買契約をいたしました。

買 主 \_\_\_\_\_ 印

売 主 \_\_\_\_\_ 印

### 売 買 特 約 条 項

第1条 買主は本商品を受領したときは、直ちに受領証を売主又はその指図人に交付するものとし、受領証の交付をもって商品の引き渡しを完了したものとする。

2 特に検査を引き渡し後にするものとした場合は、買主は本商品を受領した後 日以内に本商品の検査を完了し、直ちに、検収書を売主に交付するものとする。万一 日以内に検査が完了しないときは、本商品受領後 日経過したときに検収書が交付されたものとする。

(以下略)

第2条 本商品の所有権は、商品の引き渡しがあったときに売主から買主に移転する。ただし、前条第2項の場合には、検収書の交付があったとき、移転するものとし、第4条第2項の場合には手形の決済が完了するときまでは、本商品の所有権は移転しないものとする。

第3条 本商品の引き渡し前に生じた滅失、汚損、き損、減量、その他一切の損害は買主の責に期すべき場合を除き、売主の負担とし、引き渡し後に生じたこれらの損害は、売主の責に期すべき場合を除き、買主の負担とする。

(以下省略)

「TA プロジェクト取引ガイドライン」について了承するとともに、今後実取引において実行していくことを確認した。

本会においても、このガイドラインの周知を図るため、平成17年3月9日に大阪において「取引ガイドライン」の説明会を開催し、取引問題に関する情報交換を行った。

### I-VI-5 木管保証金問題

織布業界に特有な商習慣に木管保証金制度がある。これはチーズ巻綿糸が市販されるようになって以来のもので、チーズ巻が大勢を占めるようになった大正時代後半で1本2銭、昭和初期には2.5銭～3銭と改訂されたが、紡績会社によってまちまちであった。

(標準書面契約書)

収入 印紙	<u>委 託 加 工 契 約 書</u>				契約 No _____		
契約成立日 昭和 年 月 日							
製品名および規格	数量 反 yd m	工賃 yd m	納 期	出荷先	摘 要		
		円			運賃 原糸 発注者負担 製織品 受注者負担		
供給 原糸	原糸, 番手		反 yd m 当り糸量	供給原糸量	原糸供給期日	工 賃  決済条件	現 金      %
	経糸						手 形      %
	緯糸						手形サイト    日 金 利 年    %
下記の特約条項を了承のうえ、上記のとおり委託加工契約をいたしました。							
甲 委託者		印					
乙 受託者		印					
<b>委託加工特約条項</b>							
加工委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、甲の製品の製造委託業務につき、次のとおり特約する。							
第 1 条 甲は、乙の加工業務に支障なきよう原糸供給期日までに原材料（以下「原糸」という。）を乙に供給しなければならない。この場合の引き渡し場所は乙の工場とする。							
2 乙は、甲より供給を受けた原糸をもって加工委託業務（製織）を遂行し、その仕上がり品（以下「製品」という。）を約定に基づき、甲に引き渡すものとする。							
第 2 条 乙が原糸を受領したとき、又は甲が製品を受領したときは、それぞれ相手方に受領証を交付するものとする。							
2 甲又は乙が原糸又は製品の引き渡し場所を変更する必要がある場合は、それぞれ相手方の承認を得るものとし、変更により生じた過分の費用は、変更した者が負担するものとする。							
(以下省略)							

戦後の昭和 21 年に 1 本 2 円 50 銭，昭和 25 年に 4 円 50 銭，昭和 43 年には 1 本 10 円となり，現在もほぼこの相場が維持されている。

この保証金はいわば，商品の容器代金のようなもので，機屋としては到底承伏しがたい不合理な制度であり，この保証金の廃止は綿工連の糸取引上での長年の懸案事項であった。

綿工連は紡績会社，糸商等と折衝を重ね，「木管保証金に対する手形金利撤廃」，「保証金の回収を保証する木管保証金保全協会の設立」，「織布振興奨励

金制度」等と木管保証金制度に対する改善策が徐々に採られていき，解決策が図られてきた。

その後，革新織機の普及や木管に代わる紙管の普及等徐々に木管の使用率は低下してきているが，現在でもこの木管保証金制度は続いている。

・木管保証金に対する手形金利撤廃

糸商が織布工場に糸を販売する際，糸代に木管保証金を上乘せし，糸代，木管保証金ともに金利が付加されていた。

また、織布業者が空木管を選別送付して保証金の支払を受けるまで2~3ヶ月、ひどい場合には100日を超えるケースがあった。

昭和40年9月13日に大阪の綿業会館において、通産省繊維局の橋本、宮本両課長臨席のもとに、古谷綿工連会長以下主要産地代表者と紡績協会島津不況対策委員長以下業務委員の代表

とが協議会を開催した。

この時提起された問題の中に“木管保証金に対する金利問題”が取り上げられ、会議の席上紡績協会側から、10大紡については10月出荷分より金利を撤廃し、その他の企業についても順次撤廃していくこととする旨の通告があり、本会宛に糸商組合より以下の通知があった。

日本綿スフ織物工業組合連合会  
理事長 古谷喜雨太 殿

40綿糸総発第54号  
昭和40年9月18日

日本綿糸商業組合  
理事長 市橋市太郎

### 木管保証金の金利撤廃について

拝啓 秋冷のみぎり貴会いよいよ清栄の段大慶至極に存じます。

さて、このたび紡績10社においては本年10月物の出荷綿糸より木管保証金の金利を撤廃されましたので、これに伴い需用者各位とのお取引における10月物以後の販売綿糸については、木管保証金の金利を請求申し上げないことに相成りました。

つきましては、この旨貴組員各位へ周知方ご配慮相煩わたく、この段ご通知方ご依頼申し上げます。

なお新紡および新々紡については、現在検討中とのことでありますので、早急に実施願えるよう申し入れておりますので、何卒お含み願います。

匆々

#### ・木管保証金保全協会

昭和41年8月9日、古谷喜雨太会長をはじめとする綿工連首脳部は、紡績協会業務委員会との合同会議を開催し、協議した結果、木管保証金の債権保全については木管保証金保全協会を設置して、これが債権保全を図っていくこと

に合意した。

なお、昭和41年7月14日付で「木管保証金保全協会会則」（昭和51年に一部改正された）が定められた。

その内容については以下のとおり。

### 木管保証金保全協会会則

昭和41年7月14日制定  
昭和51年7月30日改定

#### 第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、木管保証金制度の正常な運用を確保促進することによって、紡績糸需要先の期待に応え、紡績糸取引の円滑と安定を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、木管保証金保全協会と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会は主たる事務所を大阪市東区に、従たる

事務所を名古屋市中区に置く。

#### 第2章 会 員

(会員の資格)

第4条 日本紡績協会の会員であって、第1条の主旨に賛成し、木管保証金制度により、紡績糸の取引を行うものは、本会の会員となることができる。本会の会員は、本会会則を誠実に遵守しなければならない。

(加入)

第5条 前条の資格を有する者は、加入申込をし、第9条の預託を行うことによって会員となることができる。

(脱退)

第6条 本会を退会しようとする会員は、6ヶ月の予告期間経過後でなければ退会できない。

2 前項によって退会したものは、退会後においても、退会までに生じた本会ならびに木管保証金に対する義務は履行しなければならない。

(除名)

第7条 本会は次の各号に該当する会員を、理事会の議を経て、総会の決議により除名することができる。

① 本会の会則を守らずまたは本会の信用を著しくそこなう行為をなした者

② 理由なくして預託義務に反した者

2 除名された会員については前条の規定を準用する。

(会員名簿)

第8条 本会は会員名簿を作成の上、事務所に備え付けるとともに必要方面に配布する。

2 会員に異動ある場合は、前項に準じて処理する。

### 第3章 木管保証金の保全

(木管保証金預託の義務)

第9条 会員は、会員が紡績糸出荷の際に、糸商等から預かる木管保証金の担保のために相当する価額の有価証券を会長に預託しなければならない。

2 預託に関する手続きは別に定める。

(預託の目的と範囲)

第10条 前条の有価証券は、当該会員に係る木管保証金の返還に事故を生じた場合、会長がその担保権を行使して、その代価をもって当該会員の債務の弁済に充当するものとする。

2 前項の担保権の行使は、当該会員が預託した有価証券の処分額の範囲で行うものとし、対象は木管保証金の債務とする。

(預託に関する契約書の締結)

第11条 会員は預託にあたり会長と別紙(省略)内容の預託契約書を締結しなければならない。

2 この契約書には第14条に定める担保権の行使に関する条項を含むものとする。

(有価証券の種類と評価)

第12条 第9条に定める有価証券は、次の各号に定めるものに限るものとする。

I 定期預金証書……期間1カ年以上のものとする。

II 株式……東京、大阪、名古屋証券取引所第一部上場株を原則とする。

III 公社債……大阪三品取引所充用承認銘柄に準ずる

2 有価証券の評価は別に定める基準による。

3 定期預金証書または記名式公社債を預託する場合

は、会長が会則第14条に定める担保権の行使にあたって会員に代わって証書類を受領するための代理受領承諾書および証書類発行者の質権設定承諾書を添付しなければならない。

(基金)

第13条 木管保証金制度の円滑な運用のために基金を設ける。

基金の規模、運営等については別に定める。

(担保権の行使)

第14条 会長は、次の場合であって、木管保証金の返還に事故が生じた場合に限り、当該会員に係る木管保証金の確定債務について、当該会員の承諾を求めずして預託を受けた有価証券を質権の実行によるほか任意に処分し、その代価をもって、木管保証金の確定債権者に対し、当該会員に代わり債務の弁済に充当することができる。

イ 会員が、破産、和議開始、会社更正手続開始、会社の整理開始、または特別清算開始の申立を行ったとき。

ロ 会員が支払いを停止し、または手形もしくは小切手の不渡処分を受けたとき。

2 木管保証金の債権者が日本綿スフ織物工業組合連合会の会員またはその組合員の場合は、会長は同連合会を通じて弁済することができる。

3 弁済の手続きは別に定める。

4 第1項以外の場合であって、会員の申し出があった時は、前項に準ずる。

### 第4章 木管保証金の返還

(保証金の早期返還)

第15条 会員はその所有に係る空木管の返済を受けた後、可能なかぎり早期に木管保証金を返還するよう努力しなければならない。

(返還期間の目標)

第16条 前条の期間は空木管到着の日より支払日までを30日程度を目途とする。ただし、現在すでにこの期間より短い期間内に返還している会員は特別の事情の発生しない限りそれを維持するものとする。

(紛議の処理)

第17条 木管保証金の返還に関して会員がその相手先と紛議を生じ、その斡旋の要請が当事者または利害関係人よりあった時は会長が斡旋する。

### 第5章 役員等

(役員の数)

第18条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
常務理事	1名
理 事	6名
監 事	1名

(役員任期)

第19条 役員任期は1年とする。

但し、再任は妨げない。

(役員任務)

第20条 会長は本会を代表し、業務を執行する。

2 常務理事は会長を補佐し、常務を執行する。会長事故ある時は職務を代行する。

3 理事は理事会を構成、本会の運営に関する重要事項を審議する。

4 監事は本会の会計を監査する。

(役員選任)

第21条 会長は日本紡績協会会長が就任する。

2 常務理事は日本紡績協会業務担当理事が就任する。

3 理事および監事は参加者より選挙により選任する。

(理事会決議)

第22条 理事会は役員3分の2以上の出席により成立し、決議は出席役員過半数による。

(運営委員会)

第23条 本会の運営のために運営委員会を設ける。

2 運営委員長および運営委員は理事会の議を経て会長が任命する。

3 運営委員会は運営委員長の召集により開催し、本会の運営に係る事項について協議する。

(実務委員会)

第24条 本会の運営に係る実務処理のため実務委員会を設ける。

2 実務委員長および実務委員は運営委員会の議を経て、運営委員長が任命する。

3 実務委員会は実務委員長の召集により開催し、実務処理について検討し、運営委員会の諮問に答える。

(参与会)

第25条 本会に運営委員会の諮問機関として参与会を設け必要に応じて運営委員長がこれを召集する。

2 参与は関係団体の推薦者について理事会の議を経て会長が委嘱する。

(事務局)

第26条 本会の業務は日本紡績協会に委嘱する。

## 第6章 総 会

(総会)

第27条 総会は理事会が必要と認めるとき、会長が召集する。

(総会決議)

第28条 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、決議は出席会員の過半数による。

(総会審議事項)

第29条 次の各号については、総会の承認を得なければならない。

イ) 会員の除名に関する事項

ロ) 役員選任(改選)に関する事項

ハ) 会則の変更

ニ) 解散に関する事項

ホ) その他理事会が必要と認められた事項

## 第7章 雑 則

(会費)

第30条 会員は運営に要する経費を負担しなければならない。

会費は年会費と特別徴収会費との2種とする。

2 会員は年会費として2千円を納入するものとする。

3 特別徴収会費は必要が生じた時に理事会の決議を経て徴収する。

(会則の変更)

第31条 本会則は理事会全員の決議を経て総会の承認を得たときには変更することができる。

(解散)

第32条 本会は理事会全員の決議を経て総会の承認を得たときは解散するものとする。

(会計年度)

第33条 本会の決算期は3月末日とする。

(始期)

第34条 本会は昭和41年4月1日より発足する。

(附則)

1. 改訂会則は昭和51年7月30日より有効とする。

### ・木管回収手数料

昭和43年6月5日に日本紡績協会は木管保証金を1本4.5円から10円に改訂すると一方的に綿工連へ連絡してきた。

本件は綿工連にとって重大問題であり、緊急役員会を開いて協議する必要があるため、実施を延期するよう紡績側へ連絡するとともに、通産省へも“木管保証金は両業界の長年にわたる懸案事項であり、綿工連側の改善申し入れを放置

して、一方的な値上げ申し出があった”旨報告をした。

通産省の金井繊維雑貨局長も事態を重視して、紡績側に一方的な引き上げを中止して、話し合いによる円満解決をするよう進言をした。

古谷会長は紡協岡田委員長らと折衝を重ねた結果、6月18日に以下の事項の確認を行い、綿工連、紡績側双方の合意に至った。

(合意内容)

- ① 木管保証金の存廃等に関する基本問題並びに当面の改善問題について、常設機関を設けて協議を行い、解決をはかるようにすること。
- ② 紡績会社は、昭和43年6月18日より綿工連傘下各組合の返還木管に対し、1本30銭の手数料を支払うこと。

その後、木管回収手数料についてはつぎの契約書 諮った。  
を紡績各社と取り交わし、手数料回収の円滑化を

## 契 約 書

株式会社（以下「甲」という）と日本綿スフ織物工業連合会傘下木管回収事業協同組合（以下「乙」という）との間に木管回収手数料の支払について次のとおり契約を締結する。

木管回収事業協同組合とは木管回収を行う各織物工業協同組合をいう。

第1条 甲は乙が甲所有の空木管を嚴重に選別し、甲へ返却したものに限り、乙に木管回収手数料を支払うものとする。

第2条 木管回収手数料は、甲所有の空木管1本につき30銭とする。

第3条 前条木管回収手数料は、甲において確認された回収木管に対し1本当たり木管保証金10円に30銭を加算し検収後早急に1本当たり10円30銭を乙に支払うものとする。

(以下 省略)

昭和 年 月 日

甲 紡績株式会社

乙 日本綿スフ織物工業連合会 会長 古谷喜雨太

### ・織布振興奨励金制度

日本紡績協会加盟の紡績業者は、織布業者が返還した空木管1本に対し40銭の“織布振興奨励金制度”を設けて、昭和50年4月1日以降の紡績業者への着荷分より実施された。

### I-VI-6 取引所問題

繊維品については市況性が強く、リスクヘッジのために上場されていたものが、投機筋の介入により相場場の乱高下を招き、需要者である織布業者にとって多大な損害を受けることが多かった。

昭和50年9月に織布3工連でとりまとめられた基本問題懇談会において、経営安定のための阻害要因の一つとなっていた繊維取引所については、廃止すべきであるという要望が取りまとめられた。

このような、会員組織によって運営されている繊維取引所に対し、需要家の意向も充分に反映させる意図から、昭和51年2月に大阪三品取引所（現在の大阪商品取引所）に泉州織物工業協同組合と大阪南部織物工業協同組合が加入申込を行い、当年5月

に池治一見、田中貞統の両理事長が理事に就任し、同取引所の運営に参画した。

その後も産構審・織工審の繊維ビジョン策定時において繊維取引所問題は常に議論されることとなり、昭和58年の綿スフ工連ビジョンにおいては「場違い筋の介入が多い東京繊維取引所については直ちに廃止すべき」という方針を打ち出した。

綿布の取引については、戦後一時期大阪三品取引所において、スワッチ2003番、2023番が上場されたが、昭和31年6月に立会を休止し、現在では実物取引によって価格が形成されている。

また綿糸の上場については、平成10年6月にとりまとめられた繊維ビジョンにおいて、「綿糸の上場問題については、関係者による協議の場を設置することを期待する」旨の提言がなされたことを受けて、日本紡績協会と本会を含む関係需要業界、さらに商品取引所、学識経験者を加えた「繊維の上場に関する懇談会」が平成10年12月に設置され、6回にわたる会合が開かれた。

第6回目の会合において中間とりまとめが行われ、

『綿糸の上場廃止を主張する紡績業界と存続を主張する流通業界、一部ユーザー業界及び商品取引所側との間において意見の一致には至らなかった。したがって、当面、綿糸市場の取引動向を見守ることとし、一定期間経過後、再度関係者による懇談会を開催し、意見交換を行う』という内容で合意された。

その後、綿糸の上場については取引高の減少ということから、東京工業品取引所で平成12年9月に、中部商品取引所で平成14年3月に、大阪商品取引所では平成16年4月に上場が廃止され、綿糸については国内定期取引市場から姿を消すこととなった。

## I-VII 昭和60年代

### I-VII-1 第2次設備共同廃棄事業

昭和58年の産構審・織工審の答申（繊維ビジョン）においては、設備共同廃棄事業の有効性に疑問を投げかけるも、転廃業対策の緊急性を勘案し、転廃業希望者が多数予想されることから、設備共同廃棄事業を検討すべきとの基本的方向が示唆された。

綿スフ工連は昭和59年10月8日に役員会を開催し、同年春より検討してきた“綿スフ織物業ビジョン”を了承するとともに、設備共同廃棄事業の基本方針を決めた。

昭和60年3月7日には東京において、日絹連、毛工連、タオル工連、撚糸工連とともに設備共同廃棄事業に係る説明会を開催し、通産局、都府県、中小企業事業団へ協力を要請した。

通産省においては同年3月28日に同省において、綿スフ織物、化合織長繊維織物、毛織物、タオル織物、撚糸業の合同指導会議を開催。それぞれの工連から提出された設備共同廃棄事業の実施計画、実施要領を診断し承認した。

第2次の共同廃棄事業は昭和60年度から62年度までの3カ年にわたって実施される予定であったが、昭和61年の年初に撚糸工連事件が起り、昭和61年度からは実施主体が産地組合に移り実施されることとなった。

撚糸工連の不祥事によって、通産省の浜岡生活産業局長は昭和61年2月21日に、設備共同廃棄事業

実施団体の長に対して、同事業の厳正な運営を行うよう通達を出すとともに、同年の3月3日には設廃実施団体に対して、点検項目の内容を示し早急に内部点検を実施するよう通達を出した。

昭和60年度から実施された本事業の概要については以下のとおり。

#### 〈昭和60年度実施事業〉B方式

実施主体：日本綿スフ織物工業組合連合会  
 実施回数：60年度1次、60年度2次  
 買上対象者：完全転廃業者  
 買上価格：標準織機（並幅） 557千円  
 融資比率：90%

#### 〈昭和61,62年度実施事業〉A方式

実施主体：産地組合  
 実施回数：61年度、62年度  
 買上対象者：完全転廃業者  
 買上価格：標準織機（並幅） 557千円  
 融資比率：90%

その他：実施体制、監視体制の厳格化が図られた。（例えば都府県職員による現場確認や設備破碎時立会等の徹底）

〈60～62年度設備共同廃棄事業実績表〉

	事業口	組合数	企業数	織機台数 (台)	所要資金 (単位：千円)
B 方 式	60年度 1次	38	1,224	18,495	10,275,612
	60年度 2次	18	208	2,434	1,485,636
	B方式 計	48	1,432	20,929	11,761,248
A 方 式	61年度	14	203	5,728	3,511,955
	62年度	45	1,370	25,559	14,854,740
	A方式 計	46	1,573	31,287	18,366,695
総 計			3,005	52,216	30,127,943



## I-VII-2 設備登録制の改正について

昭和29年から続いてきた設備登録制については、昭和51年の産構審・織工審の審議会において早期延長停止の方向性が打ち出された後検討が重ねられ、昭和58年の両審議会答申では——“設備登録制については本来的意味での過当競争は減少しており、国際競争力が低下している状況下では登録制を実施しても効果はない。登録制のメリットを主張する意見のほとんどが業界の秩序維持、実態把握といった副次的、反射的効果の主張にとどまっており、登録制はもはやその今日的意義を認めることは難しく、早急に延長を停止すべきという意見が専門委員会では支配的であった。”——との検討結果が示された。

昭和61年の延長時（改正）において遂にそれまでの延長とは異なる改正が行われることとなり、“追加登録制”が導入されることとなった。

追加登録制とは、現行の57条、58条命令の基本的な枠組みは維持しつつも、以下に掲げる一定の要件に該当する設備に対しては、スクラップ無しで設置、登録が認められるという制度であった。この時点まで30年以上維持してきた登録制の基本であった“スクラップアンドビルド”の体制に、いわば風穴を開けた形となった。

（追加登録が認められる場合）

- ① 繊維工業構造改善臨時措置法により通産大臣の承認を受けた構造改善計画に従って設置する織機
- ② 中小企業事業団法に規定する事業に基づいて設置する織機
- ③ その他繊維工業の構造改善に特に資するものとして通産大臣が承認した織機を新たに設置するとき

そして翌昭和62年には登録制改革の第二段となる“特別登録制”が導入された。

特別登録制とは事業者がある業種（例えば綿スフ織物業）の登録織機を他の業種（例えば毛織物業）の織物の製造の用に供しようとする場合、当該業種

の既存設備の一定の範囲内（綿スフ、毛、麻織物業ではそれぞれ10%以内）で1年間に限り登録替えが認められた制度で、（ただし特別登録をした場合は、元の業種の織物を織ることはできない。）綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の3業種において実施された。

さらに昭和63年には複数登録制が導入され、織物の素材ごとに区分けされていた“村区分”が大幅に緩和されることとなった。

複数登録制とは天然繊維の複合化が急速に進展している中、これに対応するために1台の織機で複数の制限織物を織ることが認められる制度であって、綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の3業種において実施され、タオル製造業については綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業との間において設備の5%の範囲内で登録を受け、当該業種の織物を織ることが可能となる特別登録制度が導入された。

また字区分（綿スフ織物業の場合は、“広幅生地”、“広幅先染”、“別珍コール天”、“小幅生地”、“その他”の区分があった）についても昭和63年の改正時に廃止されることとなった。

## I-VII-3 産構審、織工審の繊維ビジョン見直しについて

昭和62年11月30日、田村通産大臣は産業構造審議会繊維部門と繊維工業審議会総合部会に対し、「今後の繊維産業及びその施策のあり方」について諮問を行った。

これを受けて両審議会は12月7日に合同会議を開き審議を開始。両審議会の下に合同政策小委員会を設置して検討していくこととなり、12月14日に第1回目の会合が開かれた。

諮問を受けた検討項目は——1.我が国繊維産業の現状と内外環境の変化、2.これまでの構造改善事業の評価と今後のあり方（繊維事業協会のあり方）、3.産業調整、設備調整のあり方、4.技術開発のあり方、5.通商問題、海外投資、国際化への対応方策、6.デザイン、ファッション化への対応のあり方、7.流通の合理化、適正化施策のあり方、8.情報化への対応のあり方、9.繊維産業の人材育成・確保のあり方、

10. 地域活性化と繊維産業のかかわり方、11. 我が国繊維産業の将来像とそれを踏まえた施策の基本方向—についてであって、具体的な運営方法としては大きく6つのテーマに区分けし、テーマごとにワーキンググループを設置し、検討が行われた。

ワーキンググループ別の検討内容は第1WGが構造改善・産地対策について、第2WGが産業調整について、第3WGが需給見通しについて、第4WGが貿易・国際的展開・通商問題について、第5WGが技術・情報化及び事業協会について、第6WGがアパレル産業・ファッション化・流通問題についてであった。

昭和63年11月30日、産業構造審議会繊維部会と繊維工業審議会総合部会の合同会議が開催され、約1年間にわたり検討が行われた「今後の繊維産業及びその施策のあり方」をとりまとめ、田村通産大臣に対し答申が行われた。(答申の概要については127ページ参照)

## I-Ⅷ 平成年代

### I-Ⅷ-1 消費税の転嫁及び表示の方法に関する協定について

消費税法は昭和63年12月30日、法律第108号

で成立、平成元年4月1日から施行されたが、通産省はこの消費税の導入にともなって資本金1億円以上の企業、業界団体等に対して、つぎのような通達を行った。

- ① 消費税を適正に転嫁するとともに転嫁を適正に受け入れること
- ② 消費税の導入に対応した新しい商慣行の形成のため必要に応じて各業界において価格の表示、価格交渉等の統一のための共同行為を行うときは公正取引委員会のガイドラインを遵守すること
- ③ 便乗値上げをしないこと
- ④ 物品税等の廃止を価格に適正に反映させること

本会では消費税の適正な転嫁をどのような方法で対処していくか、織布5団体で協議を行ったほか、内部組織として昭和63年11月に「消費税問題研究会作業部会」(本会常任委員がメンバー)を発足させ協議を行った。

本会は同年々末、織布5工連として消費税制度創設を睨んで、以下の内容の要望書を通産省、織産連に提出した。

#### 消費税制度創設に際しての要望事項

拝啓 日頃は織布業界の振興発展のため、何かとご指導ご鞭撻を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、我々織布業界は以前から取引近代化に鋭意努力を重ねているところでありますが、繊維業界は古くからの商習慣の上に成り立っており、流通経路が複雑であるとともに、力による取引が歴然と行われている現状にあります。また、取り扱う製品は相場商品でありコストに関係なく値が決まり、常に安定した収益が得られない状況にあります。

このような状況下において消費税法が施行されますと、当業界においては転嫁が至難と考えられ、大打撃を受けることが予想されます。

このため、我々は当初から消費税制度の創設には反対を表明してきたところでありますが、同法案が衆議院を通過した現段階において下記の点を要望するものであります。 敬 具

記

#### 1. 実効ある転嫁方法を確立されたい

実効ある転嫁方法を確立するためには、取引相手業者の理解と協力が必要不可欠であります。しかし、現行の税制改革法案に盛り込まれた転嫁対策では、精神的規定の色彩が強く不十分であり、このままでは取引相手業者の理解と協力が得られず十分な転嫁が出来ない恐れがあります。

取引相手業者の理解と協力を得るためには、法律の転嫁義務規定を更に明確にするとともに製品購入業者が販売業者のカルテルの内容を理解し協力すること、請求書、領収書等には消費税額を外枠表示すること、更に営業サイドの商談は、製品価格の値決めに限定し、代金決済時に自動的に消費税額を上乘せすること、等を義務化し、繊維業界全体が忠実に厳守する体制をとる必要があります。

このため、国会において具体的な方法についても必要な対策を講じるよう要望いたします。

## 2. 転嫁出来ない業界には特段の措置を講ぜられたい。

今回の制度では、売上があれば転嫁が出来なくても消費税額が算出出来ることになっているため、転嫁出来なかった業者は利益を減らして税（第二法人税というべき性格となる）を納めなければならなくなり、逆に消費税込みで安く買った業者はその分だけ合法的に利益を増すことが出来る制度となっております。

我々織布業界としては、転嫁方法が確立されていない現時点で、この問題が最も心配されるところであり、このままで消費税法が施行されますと産地の死活問題になるものと考えます。

従って、消費税法が施行される際は、織布業界に対し抜本的な取引改善対策、輸入対策、および需要振興対策等特段の措置を同時に講じるよう強く要望いたします。

## 3. 消費税法の施行は、1年以上延期されたい。

政府は、昭和64年4月1日から消費税法を施行する予定であります。予定通り施行されると当業界において上述のとおり多大な影響と混乱が免れないものと考えます。このため、取引慣行の是正と事務上のトラブル防止の準備期間として法律の施行を最低1年以上延期するよう要望いたします。

その後、平成元年に入ると本会は消費税の転嫁及び表示の方法を明示した協定書を策定するとともに、消費税の転嫁を適正に行うため、“転嫁及び表示に関する共同行為”を定款に加えることとし、このために定款を一部変更することとした。

平成元年2月8日に役員会を開催して決議し、2月20日には臨時総会を開催して本件について機関決定を行った。

本会は2月21日に通産大臣宛に定款変更認可申請書を提出し、3月13日付で認可された。

また3月14日に公正取引委員会に、「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に関する協定書」を届出し、即日受理され、4月1日より共同行為を実施することが認められた。

### 定款変更箇所

(1) 第7条4項を5項とし、第4項として次の事業を加える。

4 第1項および第3項に掲げる事業のほか、次の事業を行う。

(1) 会員の組合員が生産する綿スフ織物等に係る消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為

(2) 会員の組合員が生産する綿スフ織物等に係る消費税についての表示方法の決定に係る共同行為

(2) 定款の末尾に次の一項を加える。

### 附 則

第7条第4項の規定は、平成3年3月31日限り、その効力を失う

本会が定めた消費税の転嫁、表示方法を明示した協定書の内容はつぎのとおり。

## 『消費税の転嫁及び表示の方法の決定に関する協定』

日本綿スフ織物工業組合連合会

### (目的)

第1条 この協定は、消費税法に定める税額は最終的に一般消費者が負担するものであるとの認識に立ち、消費税の導入により現行の国内における綿織物もしくはステープル・ファイバー織物または綿スフ織物風合成繊維織物もしくは綿スフ織物風酢酸繊維織物（以下「織物」という。）の取引に混乱が生じないよう、取引秩序を維持するため税額の転嫁及び表示に関する共同行為を定め、業界の健全な発展を図ることを目的とする。

### (協定の参加者)

第2条 この協定に参加する資格を有する事業者は、日本綿スフ織物工業組合連合会（以下「本会」という。）の会員の組合員であって、かつ、この共同行為の趣旨に同意する者（以下「協定参加者」という。）とする。

(適用範囲)

第3条 この協定は、協定参加者が内地向け及び輸出向けに生産する織物の販売及び製織加工に係る取引について適用する。

(税額の転嫁)

第4条 協定参加者は、織物の販売または製織加工に係る取引について各々が自主的に定める税抜き価格に消費税額分を上乗せして販売しなければならないものとする。また、平成元年3月31日までに締結した契約に基づき同年4月1日以降に出荷されるものについても、その契約に消費税額の扱いが明示されているか否かにかかわらず、消費税抜き価格に消費税額分を上乗せして販売しなければならないものとする。

(価格交渉及び請求における価格表示)

第5条 協定参加者は、取引先と販売価格または製織加工賃を交渉する際には、税抜き価格を示して行うものとする。

2 協定参加者は、交渉が成立したときに締結する契約書等には税抜き価格で表示するものとし、その旨を明示するものとする。

3 協定参加者は、取引先に販売代金または製織加工賃を請求する際には、契約した税抜き価格に消費税を上乗せした金額を示して、請求しなければならないものとする。

4 協定参加者は、取引先に販売代金または製織加工賃を請求する請求書等に税抜き価格と消費税額を区分して表示しなければならないものとする。

(端数処理)

第6条 協定参加者は、端数処理を請求代金で行うものとし、税抜き価格に消費税額分を上乗せした結果、計算上生ずる1円未満の端数は、四捨五入するものとする。

(本協定の趣旨に反する不公正な要請についての報告等)

第7条 協定参加者は、この協定の適正な実施を妨げるような消費税導入による取引慣行の悪化の防止に努めるものとする。このため、取引先に対し、次に掲げるような独占禁止法または下請代金支払遅延防止法に違反するような不公平な取引方法を用いることのないよう要請するものとし、また、取引先からこの協定の適正な実施を妨げ、かつ、独占禁止法等に違反するような不公正な要請があった場合には、会員を通じ第8条の調査委員会に報告するものとする。

(1) 販売価格又は製織加工賃の一方的設定及び値引き

イ. 消費税法適用日前の販売価格又は製織加工賃での納入を強要すること。

ロ. 販売価格又は製織加工賃を一方的に値引きすること。

ハ. 第5条に規定する表示された消費税額を支払わないこと。

(2) 受領拒否及び取引拒絶

イ. 消費税法適用日前の契約価格と適用日後の消費税を含んだ販売価格または製織加工賃の相違を理由に織物の受領を拒否すること。

ロ. 消費税の転嫁を理由に取引の拒絶または取引数量を縮小すること。

(3) 不当返品

イ. 消費税法適用日前に仕入れたものを課税仕入分として税額控除の対象とするため、不当に返品し、消費税法適用日後、再度、消費税法適用日前と同一の価格で納入を強要すること。

(4) 支払遅延及び支払条件の変更

イ. 税額転嫁の受入れの見返りとして手形振出日の遅延、手形サイトの長期化を強要すること。

(5) その他

イ. 税額転嫁の受入れの見返りとして歩引等の導入及び歩引率等のアップを強要すること。

(調査委員会の設置)

第8条 本会は、この協定の適正な実施を確保するため調査委員会を設置するものとする。

2 調査委員会は、第4条、第5条及び第6条の遵守状況を調査するものとする。

3 調査委員会は、第7条の報告を受けたときは、その実態を調査し、この協定の適正な実施を妨げている取引先事業者が存在すると認めるときは、取引先関係団体にこの協定の趣旨が全うされるよう協力を求めるものとする。

4 調査委員会は、前項により協力を求めても、なお改善が認められない場合は、必要に応じ通商産業省、公正取引委員会等関係行政機関に、その是正の指導を求めることができるものとする。

(関係団体等に対する協力要請)

第9条 本会は、関係団体及び関係事業者などに対して、本協定の趣旨及び内容の周知徹底に努め、理解と協力を求めるものとする。

(違約金)

第10条 本会は、この協定に違反した協定参加者に対し、次の各号に掲げる違約金を課することができるものとする。

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| (1) 第4条または第5条の規定に違反したとき | 10万円以下 |
| (2) 第6条の規定に違反したとき       | 5万円以下  |

(実施期間)

第11条 この協定の実施期間は、平成元年4月1日から平成3年3月31日までとする。

## I-Ⅷ-2 消費税転嫁円滑化事業

平成元年4月1日より消費税が実施されることにともない、中小の繊維事業者がその転嫁に対し困難を伴うことが予想されることから、昭和63年の補正予算において政府は繊維工業構造改善事業協会に対して110億円の出資を行った。

この110億円資金の運用益から繊維の需要の振興、取引関係の適正化に関する事業を実施することによって結果的に消費税の転嫁の円滑化を図ろうとするものであった。

具体的な事業内容についてはつぎのとおりであった。(内容抜粋)

### 1. 繊維産地需要開拓事業

(事業の必要性)

繊維製品は今回の税制改革により、他に比べ格段かつ集中的に影響を受けることが予想される。このため産地組合等が行う、需要開拓事業、販売促進事業、高付加価値品試作、ビジョン作成に対して支援し、消費税の円滑な転嫁のための環境を整備する。

(事業の内容)

- ・展示会、求評会
- ・産地における商品販売促進
- ・高付加価値製品の試作
- ・産地振興ビジョン作成

### 2. 繊維産地取引適正化推進事業

(事業の必要性)

繊維産業は従来から特有の取引慣行が存在し、取引関係が多段階かつ複雑で曖昧なものとなっており、新税導入に伴ってさまざまな混乱を生じる恐れがある。税の公平性や円滑化の観点から取引適正化推進事業を実施して、消費税の転嫁円滑化のための環境整備を行う必要がある。

(事業の内容)

事業協会は繊維産地取引適正化推進事業を次のとおり行う。(産地組合等に委託して実施した。)

#### (a) 全国繊維取引適正化推進事業

- ・全国レベルでの繊維取引の実態の調査、分析
- ・繊維取引適正化のための基本方針の作成
- ・基本指針の啓蒙普及

#### (b) 産地取引適正化推進事業

- ・産地レベルでの繊維取引の実態の調査、分析
- ・繊維取引適正化のためのマニュアルの作成
- ・産地の個別事業者に対する取引適正化のための指導

## I-Ⅷ-3 設備登録制の終焉

平成年代に入ると元年9月から日米構造協議が開

始され、我が国の各種規制に対する見直しや緩和が検討され、また自由競争原理の導入が声高に叫ばれるようになった。

設備登録制については平成元年の改正時には1年間単純延長されたが、平成2年の改正時には新規登録制（事業者以外の者が新たに事業者となる目的で、繊維中小企業者の経営に悪影響を及ぼさないと判断され、通産大臣が承認したものについては設置、登録を認めるという制度）が導入されることとなった。

平成3年7月には公正取引委員会の“政府規制等と競争政策に関する研究会”から「独占禁止法の適用除外制度については早急に廃止の方向で検討すべきである」旨の中間報告が発表された。

本会を含めた登録制を実施する織布5団体は、「登録制の存続」を訴え、行政当局をはじめ自民党織特委等に対し登録制を存続するよう再三にわたり要望を行った。しかし、登録制廃止に向けた意見が大勢を占めるようになり、同年12月6日通産省において、現行設備登録制を平成7年10月末までの間に段階的に廃止していくことが決定されるとともに、平成7年10月末までに登録制を全廃することを決定した業種に対しては、①低利融資制度の創設、②構造改善指導事業への助成、③新債務保証制度の創設、④構造改善の弾力化、の4本柱を中心とする繊維産業活性化対策を講じることが打ち出された。

織布5団体で協議を重ねた結果、現行設備登録制の段階的廃止の方向については周囲の厳しい状況からやむを得ないとの結論に達し、それぞれの団体において機関決定を行うこととなった。

本会においては平成3年11月21日の役員会に続き、12月10日の臨時総会において登録制の段階的廃止を行うことを決議し、機関決定を行った。

また本会傘下の59の工業組合においては、繊維産業対策の諸制度の助成を受けるために、“平成7年10月までになるべく早い時期までに登録制の段階的廃止を行う”件につき機関決定を行い、通産大臣に対して「加速的に構造改善に取り組む必要がある商工組合」としての認定を受けるために申請を行ったが、平成4年3月30日付で大臣からの認可書が交付された。

(大臣認可書)

## 通商産業省

4生第415合  
平成4年3月30日

〇〇〇工業組合理事長殿

通商産業大臣 渡部恒三

設備登録制全廃に関する決定を行い、今後加速的に構造改善に取り組むべき商工組合の認定について

平成4年3月16日付け〇〇〇号をもって申請がありました上記の件については、認定します。

平成4年の改正時には58条命令である“織機設置制限規則”が廃止されるとともに、織機を新設する場合はスクラップアンドビルド方式を原則廃止し、中小企業事業者の経営の安定に重大な影響を及ぼす恐れがあると認められない限り、織機の新設を認めるという個別審査方式が導入され、平成5年10月31日に約40年にわたり続いてきた設備登録制は終わりを迎えることとなった。

### I-VIII-4 繊維産業活性化対策事業

政府が平成3年11月に設備登録制の段階的廃止を決めたとき、登録制を実施していたのは、綿スフ織物業を含めて9業種（その他の業種は、絹人織、毛、タオル、麻、ニット、編レース、細幅織物、撚糸）であり、廃止の時期については段階的ではあるが平成7年10月までのなるべく早い時期と決められた。

この措置に関連して、登録制を実施していた中小繊維事業者の活性化をはかるために、平成3年度の補正予算で①中小繊維工業活性化特別貸付、②中小繊維工業事業転換等特別貸付、③事業協会の当該貸付に係る債務保証と振興基金による産地構造改善推進事業等の支援策のための資金が確保され、平成4年度から消費税転嫁円滑化事業に代わる「繊維産業活性化事業」がスタートした。

通産省においては繊維産業対策実施要領を策定し登録制廃止決定団体に示した。

これによって本会を含む9業種の団体は業種別ビ

ジョンを策定。また、本会傘下の主要産地組合においては産地ビジョンを作成し、活性化事業に取り組むこととなった。

なお、登録制を廃止した9業種については平成6年度から“設備登録制対策分”として5億円の資金が「地域中小企業振興事業」として財団法人中小企業総合研究機構から交付されることとなり、同事業は平成10年度まで実施された。

この事業の概要については以下のとおり。

(事業内容)

① 構造改善推進事業

(イ) 調査研究事業

- ・産地等構造調査（産地概況調査、設備、経営、流通調査）
- ・景況調査
- ・構造改善円滑化計画基本調査
- ・産地ビジョンのフォローアップ調査
- ・構造改善調査

(ロ) ビジョン等の作成

- ・産地ビジョン（平成4、5年に作成した産地は除く。ただし、大幅な変更が生ずる可能性がある場合は、フォローアップ調査を実施する。）策定次第必ず通産省へ提出。

(ハ) 産地フォーラム等

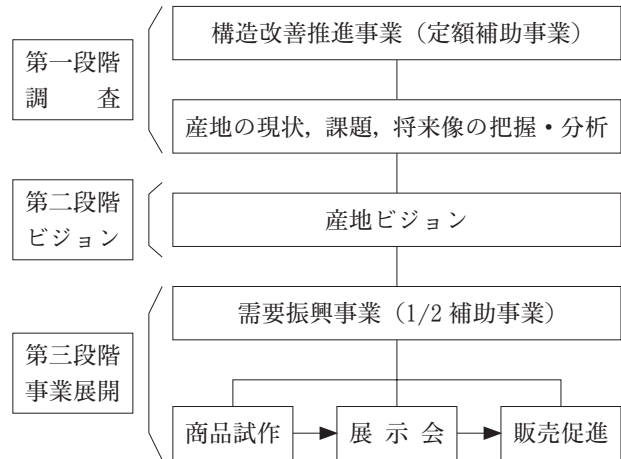
- ・産地ビジョンに基づくセミナー又は人材養成セミナー
- ・デザイナー及び小売業者等とのセミナー

② 需要開拓事業

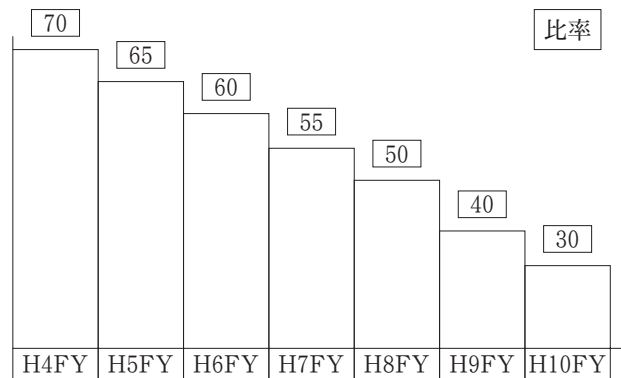
- ・商品試作
- ・展示会、求評会（海外展開を含む）
- ・産地における商品販売促進（ビデオ作成、産地のイメージアップのためのパンフレット作成）
- ・ファッションショー（展示会等に付帯して行うもの）

各年度ごとの産地別実績については以下のとおりであるが、いずれの年度もほぼ業界団体への割当分をほぼ使い切る状況であり、地域中小企業振興事業

助成金の効果的な活用方法



助成総額に占める人件費の比率の上限



〈平成4年度～10年度の綿スフ織物業関係事業実績額〉

実施年度	事業実績額 (円)	実施組合数
平成4年度	111,497,774	40
平成5年度	100,756,981	37
平成6年度	88,376,899	35
平成7年度	121,342,748	31
平成8年度	112,976,481	31
平成9年度	92,062,084	29
平成10年度	91,498,405	29
合計	718,511,372	

※新潟, 石川, 福井産地の数字を除いたもの

助成金については大いに活用された。

I-VIII-5 輸入急増問題と二回にわたる  
繊維セーフガード措置発動要請

綿織物の輸入については第3章の輸入問題のところで詳述しているが、昭和40年代後半から急増し

はじめ、以降本会の関係当局、関係機関への懸命な働きかけもあって、一時沈静化をしたが、昭和50年代後半から60年代、さらに平成年代にかけて急速に増加をするところとなった。

本会では関係先に対する輸入抑制の陳情、要望のほか、国際ルールに則って直接輸入国からの輸入を規制する方策についても、かねてより検討を行っていた。

平成5年の繊維ビジョン策定時には、通商問題小委員会が設けられて約1年間にわたって通商問題について検討が行われ、平成6年11月に通産省は「繊維セーフガード措置に係る手続き等の制定について」（MFA発動の運用指針）を発表した。

本会は緊急措置の発動にむけた準備を進めていたが、平成7年2月23日に日本紡績協会と連名で、通産省に対して、綿製ポプリン・ブロード織物を対象品目とし、中国、インドネシアを対象国とする「繊維セーフガード措置の発動要請」を行ったのである。

通産省ではこれを受けて調査を4月21日に開始するが、同年11月15日に“最近の輸入数量は落ち着いてきているため、緊急措置発動を見合わせる”旨の発表を行った（平成7年11月15日付通商産業省告示668号）。ただし、今後の輸入動向を注視するための“輸入者の報告制度”が平成7年12月1日から実施されることとなり、平成7年11月24日付通商産業省告示第686号で告示された。（告示の内容は103ページに掲載）

その後一時沈静化した様に見えた輸入が平成7年の後半より再び増加に転じてきたため、本会は平成8年7月9日に、紡績協会とともに二回目となる「繊維セーフガード措置の発動要請」を通産省に対して行ったのである。

通産省は同年8月9日に調査を開始したが、11月6日に中国側から対日輸出の自主規制措置が出されたが、調査については平成9年8月8日1年間の期間の延長が行われ、さらに、平成10年8月7日に1年間の調査期間の延長が行われることとなる。

平成9年1月1日から、中国の自主管理制度が採

用されて中国紡織品進出口総会社の日本代理店である中大(株)の捺印があるインボイスが正規の中国輸出品であるとされた。

本会は日本紡績協会と共同で中大(株)との定期会合を開き、数量等のチェックを定期的に行ったが、次第に中大(株)の捺印がない香港、韓国等からの迂回輸入の数量が増えはじめ、中国政府はじめ中大(株)に対しても再三にわたり嚴重抗議を行うが、迂回輸入は増加の一途を辿り、また織物輸入自体が減少していくこととなったため、同会合は平成11年7月が最後となった。

（解説） 繊維セーフガードとアンチダンピングについて

繊維の国際貿易については、昭和49年（1974年）の年初から多国間繊維取極（MFA：Multi Fiber Arrangement「繊維製品の国際貿易に関する取極」）という繊維分野独自のルールの下に置かれて運営されてきたが、昭和61年（1986年）から開始されたウルグアイ・ラウンドの交渉においてMFAルールからガット（関税及び貿易に関する一般協定）の一般ルールの管理下に戻すことが最大目標とされた。

平成7年（1995年）には世界貿易機関（WTO）が正式に発足し、繊維分野については“WTO繊維協定（繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定）”が発効した。

この新たな協定においては平成7年（1995年）から10年間の経過期間を設けて段階的にガットルールの下に統合する措置が採られ、3段階に分けられた製品の統合、残存MFA、経過的セーフガード措置等の重要規定がおかれた。

セーフガード措置については、一般セーフガードと繊維セーフガードに大別される。

—繊維セーフガードの概要—

・対象品目

協定附属書にある品目（MFA対象品目）のうち第2条に基づきガット統合がなされているもの及び附属書の脚注3品目を除く全ての品目



・発動要件

① 総輸入の増大に基づく国内産業に対する重大な損害又はその現実のおそれ（以下「市場攪乱」）の発生

(a) 市場攪乱の発生は特定品目の総輸入の増大によらなければならない。技術的変化、消費者の嗜好の変化等他の要因によって生じたものであってはならない。

(b) 市場攪乱の存在を決定する際、例えば以下の経済指標の変化に反映された特定産業の状況に与える影響について検討がなされなければならない。

生産量、生産性、操業度、在庫、市場占拠率、輸出、賃金、雇用、国内価格、利潤、投資

② 市場攪乱の原因となっている適用対象国の決定

以下の(a), (b)を基礎として個別に決定

(a) 特定国からの輸入の急激かつ相当量の増加。

(b) 他の輸入国からの輸入と対比した特定国の輸入水準、市場占拠率、及び商業取引上比較し得る段階での輸入価格と輸出価格。

③ 発動手続き

(通常の場合)

- ・ 輸入国による輸出国への協議要請、TMB議長への通報
- ・ 協議→合意された場合は数量制限→合意後60日以内にTMBに通報→TMBの勧告
- ・ 60日でも協議不成立→一方的数量制限の発動→TMBへ付託→30日以内の勧告
- ・ 期間満了（60日）前にTMBへの問題付託も可→30日以内のTMBの勧告

(緊急の場合)

- ・ (5作業日以内に協議の要請及びTMBへの通報を行うことを条件として) 暫定的規制措置（数量制限）を実施
- ・ 協議成立→90日以内にTMBに通報→TMBの勧告

・ 協議不成立→60日以内にTMBに通報→TMBの勧告

④ 規制水準

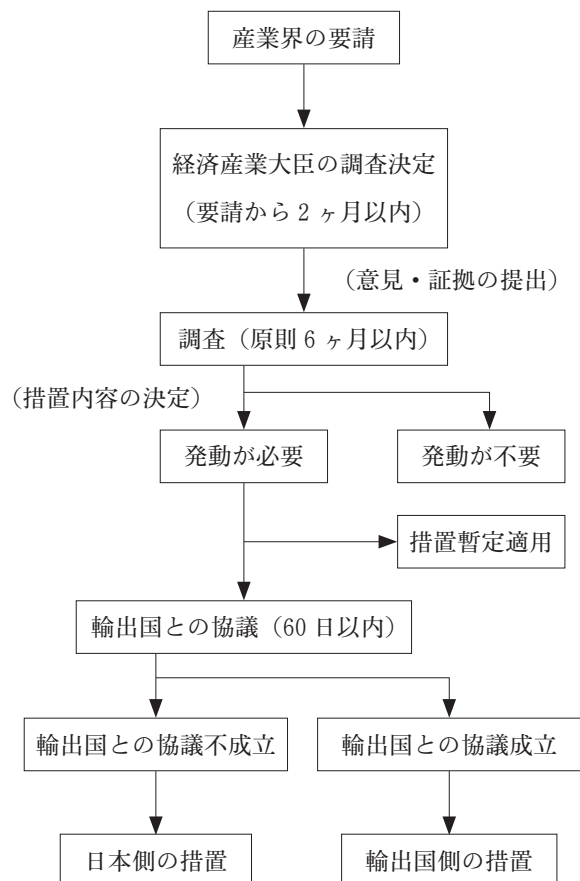
・ 初年度：協議要請が行われた月に先立つ2ヶ月前に終了する12ヶ月間の輸入又は輸出実績

・ 2年度目以降：原則年率6%を下回らない伸び率

⑤ 期間

延長なしの3年間又は品目がガットに統合されるまでのいずれか早い方。

繊維セーフガード措置の発動手順



—アンチダンピング関税措置の概要—

1. 概要

アンチダンピング関税は、ダンピング輸出（輸出国内における販売よりも安く行う輸出）が輸入国の国内産業に被害を与えている場合、ダンピング価格を正常な価格に是正する目的で課す特別な関税。

## 2. 国際協定

- 1994年の関税及び貿易に関する一般協定（ガット）第6条
- ガット第6条の実施に関する協定（ダンピング防止協定）

## 3. 国内関係法令

- 関税定率法第8条（不当廉売関税）
- 不当廉売関税に関する政令
- 相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン

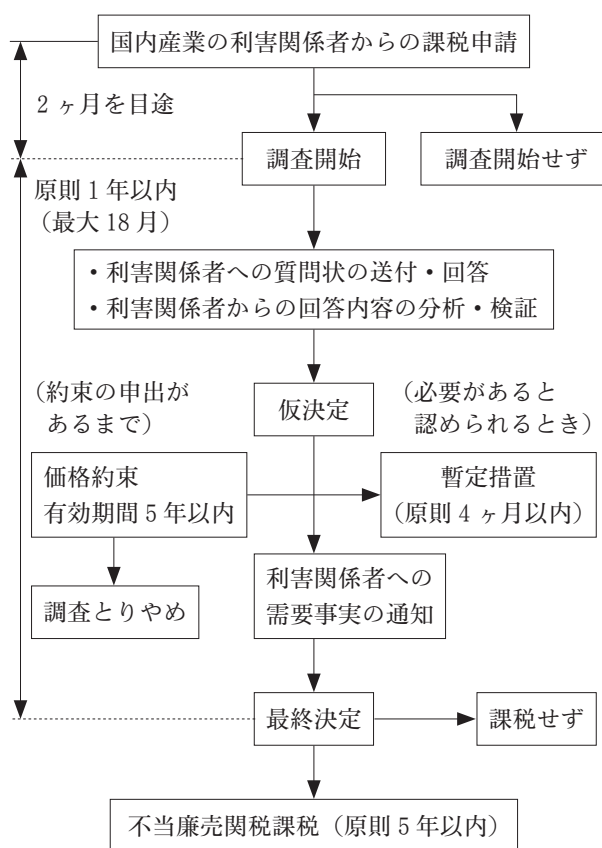
## 4. 措置内容等

- ① 措置内容：輸入関税の賦課
- ② 措置期間：最長で5年以内。ただし、期間内に正当な見直しがあった場合は、延長される。
- ③ 対象：当該貨物の供給者又は供給国を特定し適用
- ④ 発動要件：(イ)不当廉売輸入の事実  
(ロ)国内産業の損害の事実  
(ハ)両者の因果関係  
(ニ)国内産業を保護するために必要であること

## 5. 発動事例

- ① フェロシリコマンガン  
申請者：日本フェロアロイ協会  
申請：平成3年10月8日  
AD関税賦課：平成5年2月3日  
～平成10年1月31日
- ② 綿糸20番手等  
申請者：日本紡績協会  
申請：平成5年12月20日  
AD関税賦課：平成7年8月4日  
～平成12年7月31日
- ③ 韓国及び台湾産ポリエステル短繊維の一部  
申請者：帝人(株)，東レ(株)，(株)クラレ，東洋紡績(株)，ユニチカファイバー(株)  
申請：平成13年2月28日  
AD関税賦課：平成14年7月26日～

## アンチダンピング関税措置の発動手順



(注) 調査は財務省、経済産業省及び産業所管省の三省が共同で実施。

## I-Ⅷ-6 平成9年度における二つのビジョン策定

### (1) 短繊維織物産地企業活性化ビジョン

繊維セーフガード発動要請を行った結果、中国の自主管理措置強化という形で一応決着がついた後、本会は国内企業の活性化対策に取り組んだ。

グローバル化の進展、国際的価格競争が激化する中、輸入品の増大によって国内需要は減少し転廃業者が続出し産地全体が縮小していく中、業界関係者が英知を集め綿スフ織物業界の将来展望や今後のあり方等について検討し、業界の活性化のために努力していくことが重要と考え、地域中小企業振興助成金を利用して「短繊維織物産地企業活性化ビジョン」を策定することとした。

本会は平成9年2月28日、第1回短繊維織物産地企業活性化ビジョン策定委員会を開催し、今後の検討項目、業界の現状や問題点等についての具体的

## 短繊維織物産地企業活性化ビジョン策定委員会委員名簿（順不同・敬称略）

（肩書等は当時のもの）

（委員長） 富澤 修身	大阪市立大学商学部教授・経済学博士		
（委員） 新村 宏行	静岡県繊維産元協同組合副理事長	（委員） 石川 三三	日本綿スフ織物工業組合連合会理事長
菅沼 泰雄	静岡県織物染色協同組合専務理事	溝垣 穂	（有）一永織布工場代表取締役（遠州組合）
高瀬 英夫	内外織物（株）取締役専務	太田 正彦	丸敏織物（有）代表取締役（天竜社組合）
鳥居 照明	（株）三陽商会婦人服第一事業部企画第一部長	長坂 光紀	丸璋織物（有）専務取締役（知多組合）
中瀬 進司	小森（株）取締役副社長営業本部長	牧野 孝彦	（株）丸奈代表取締役（三河組合）
長谷川芳正	日本紡績協会業務担当常任幹事	加藤 哲	三州資材工業（株）代表取締役（三州組合）
松田 正夫	（株）大阪繊維リソースセンター取締役情報部長	野上 浩矢	野上織布（株）代表取締役（泉州組合）
宮本 恵史	山喜（株）代表取締役社長	辰巳 雅美	辰巳織布（株）代表取締役（大阪南部組合）
村上 正禧	（財）北播磨地場産業開発機構専務理事	遠藤多久雄	エンヤス織布（有）代表取締役（播州組合）
米良 章生	（株）伊藤忠繊維研究所代表取締役		

協議に入っていた。

この委員会は、学識経験者、業界代表者、関連業界、主要産地代表企業等で構成し、委員会に2つの

ワーキンググループを設け、検討が重ねられた。

平成9年8月に策定された「短繊維織物産地企業活性化ビジョン」の要旨はつぎのとおり。

## 短繊維織物産地・企業活性化ビジョン（要約）

## 1. 現状と課題

- (1) 現代は大競争時代である。市場には世界の繊維品が溢れ、消費者はファッション性、カジュアル性及び感性・機能性を重視し、自己の基準で判断して良質かつ適正価格の商品を選び原産国はあまり問題にされない。
- (2) また、ユーザーとしてのアパレル業界は、依然として綿織物業界は生地が主体で、ブランド品にはほど遠く、また、下請け專業のために主体性のないことから、アパレル企業のパートナーとしての取引は組めないとしている。
- (3) これに対し織物業は、新しい企画のできる人材に乏しく商社・産元の賃加工業者としての選択しかなく、近隣諸国からの安価な輸入品にシェアを奪われ、優れた製織技術を有しながら利益配分が不適正で低工賃かつ、クレームによる返品のはめは負わされるなど極めて弱い立場におかれているとしている。

## 2. わが国短繊維織物業の方向性と企業戦略

- (1) 現行の安易な賃加工による産元等への全面依存方式は低工賃のために、いずれ成り立ちいかなくなり、生き残っていくためには改革が不可欠となってくる。即ち、自社又はグループにより現状の生地織りから脱却して、ユーザーに提示できる完成（加工）織物への移行が、また、製品化に向けた一貫化志向が必要であり、さらに素材、アパレル、小売企業からなる大グループの一員として生き残っていく必要がある。  
当然のことながらリスクの分担も負うこととなり、ハイリスク、ハイリターン方式をとらざるを得ないであろう。
- (2) また、個性ある織物の創造のためには、糸、織り、染色加工の各段階の技術又はこれらの複合化により差別化が必要であり、競争力の強化となり得る。  
織物の専門家として企画決定の過程への参加のためにも企業内に最低限の企画販売機能は不可欠となつてこよう。
- (3) 現状を踏まえた織物の将来方向としては企画開発への関与を高次加工された完成織物化で、賃織り形態でも

受け身型から参画提案型への移行、同様に自販形態でも生機中心からいわゆる完成織物中心の企画品自販型への移行が必要となってくる。

いずれもリスクの共同負担はさげられない。

新商品開発による差別化の場合には企画、開発及び後加工を考慮した体制作りが必要で小ロット、短納期のよ  
うな企業運営差別化の場合には品質・納期管理、在庫管理等の技術が必要となろう。

### 3. 短繊維織物業の経営基盤の整備

このように新製品への企画に関わる基盤整備については、カラリストやテキスタイルデザイナーなど、最終製  
品を想定した織物づくりのできる専門家の養成が急務であり、差別化製品の場合も新素材新技術に対応できる技  
術者の養成が必要となってくるであろう。これがために公的試験研究機関、リソースセンター等の支援が望まれ  
る。

また、情報の収集・発信・自己リスクで新商品を販売する場合の運転資金の確保又は金融支援などいろいろ  
な面での基盤の整備が必要となってくるであろう。

### 4. 綿スフ工連と産地組合の連携と役割

21世紀に向けての企業戦略を支え発展させるための重要な役割を産地組合が任っているが、産地企業の転廃  
業に伴い産地組合が弱体化してきていることは否めない。

そこで組合の再生に向けての新しい方向と綿スフ工連と産地組合の新しい連携が求められよう。

(1) 産地組合は、企業が産地以外との連携又は全国的なグループ連携をとることも想定されることから、組合  
事業もその活動範囲の拡大を迫られてくることになり、必然的に組合間の連携体制が必要となる。また、ア  
パレル企業等への販売開拓支援・商品開発へのアドバイスなど新しい業務の拡大に伴い、現行業務の見直し  
又は関係産地と一部事務の共同化などの検討をすべきであろう。また、新しい事業に必要な人材の確保育成  
が緊急の課題となり、大学・公的試験研究機関、リソースセンター等の支援が望まれる。

(2) 綿スフ工連は産地組合間の連携等、新しい動きに対応して仲介活動、他業種との交流を推めるなど組合活  
動を支援する。

また、輸入秩序化、取引改善、情報化の推進など中央団体として行う事業の一層の推進を図るとともに、本  
ビジョンの実施状況把握のための専門委員会を設置し進捗状況を点検することが必要であろう。

## (2) 短繊維織物産地活路開拓ビジョン

本会はさらに平成9年7月より、産地インフラを  
分析し、問題点等の整理を行って、今後の連合会、  
産地組合のあるべき姿を示し、業界の進むべき道を  
明確にしていくビジョンの策定に入った。

具体的には全国中小企業団体中央会の補助金を利用  
して、「短繊維織物産地活路開拓ビジョン」を策定  
することとなった。

このビジョン策定のために調査研究委員会並びに  
ビジョン作成委員会を設け、検討を行ったが、平成  
10年1月20日に開催した全体委員会においてビジョ  
ンの内容が確定した。

調査研究委員会及びビジョン作成委員会のメンバ  
ーは以下のとおり。(順不同・敬称略)

(委員長) 富澤 修身	大阪市立大学商学部教授・経済学博士
(専門家委員) 大田 康博 山岸 正勝 市川 駿 中田 耕一	徳山大学経済学部助手 日本織物中央卸商業組合連合会専務理事 (株)日本アパレル産業協会専務理事 (株)日本染色協会専務理事
(業界側委員) 曾布川之宏 金原 宏好 竹内 孝之 森田 勝巳 米津 紀郎 田中 稔 大沼 宏三 村上 昇 河田 勝喜	遠州綿スフ織物構造改善工業組合事務局長 天竜社綿スフ織物構造改善工業組合事務局長 知多綿スフ織物構造改善工業組合常務理事 三河綿スフ織物構造改善工業組合事務局長 三州綿スフ織物構造改善工業組合事務局長 泉州織物構造改善工業組合専務理事 大阪南部織物構造改善工業組合専務理事 播州織物構造改善工業組合常務理事 日本綿スフ織物工業組合連合会専務理事

本ビジョンの概要についてはつぎのとおりである。

まず「I. ビジョン策定の緊急性」が述べられ、続いて「II. 織布企業の先進的取り組みと産地内工程連関」、「III. 関連企業・業界の現状と連携の可能性」について染色・整理加工企業、産元商社、生地商、アパレル企業、のそれぞれの現状が述べられ“連携の可能性”ということで、次のように述べている。

○連携の可能性（内容抜粋）

取引の全てが一挙に転換することはあり得ないが、現状のままでは見通しが開けないことも皆認識している。一步を踏み出す勇気と努力が求められているといえる。

この間の競争環境変化で注目すべきは、①国内小売業での内外企業間競争の激化、②アパレル企業の海外展開の可能性、である。①②ともに、連携を形成することによってスピード利益、オリジナル利益を確保できることになる。（中略）ここでは在庫をいかなる形でどこで持つか（誰が持つかではない）と、アパレルの売り切る能力がポイントになる。

また「IV. 産地組合の現状と教訓」ということで遠州、播州の二つの産地を上げて、現状分析と教訓を述べている。

「V. 短繊維織物産地企業活性化」では産地戦略と綿スフ工連、産地組合の役割とアクション・プログラムの内容について明記している。

そして「VI. 産地活路開拓における産地組合と綿スフ工連の役割」でただちに着手すべき課題として

- ① フォローアップ委員会の設置
- ② 活性化ビジョン、活路開拓ビジョンの大学習と各産地への適用
- ③ 事務・事業の見直しと分担関係の構築、組織革新
- ④ ジャパン・クリエーション'98の総括
- ⑤ 政策要求
- ⑥ 地球環境事業

を行っていくことが必要と述べ、さらに“産地戦略を実現するために、中長期的視野で着実な実施が求められる課題”として

- ① 情報の結節点、取引・交流のための場づくり、産地外の資源を上手に利用する
- ② バイリンガル、トリリンガル人材の育成、技術、技能の継承

- ③ 共同事業
- ④ 調査・広報事業
- ⑤ 政策要求
- ⑥ 地域づくりへの参加、地域行政機関との対話を上げている。

なお、本会では東京で行われた平成10年1月20日の全体委員会終了後に“講習会”（講師：大田康博 徳山大学経済学部助手）を開催し、本ビジョンの啓蒙、普及を図った。

### I-Ⅷ-7 ジャパン・クリエーション開幕

繊維産業審議会で答申された新繊維ビジョン（平成5年）では、我が国繊維産業の発展のためにはクリエーションを育む産業構造の構築が必要であるとされた。

このため、日本のテキスタイル技術・クオリティを高め、国内外の高級品市場に向けて需要の喚起を図るための事業として、クリエーション及びプレゼンテーションの向上を指向する産地のテキスタイルメーカー及び関連企業が問屋・アパレル・小売に対する企画提案能力を高め、ビジネスチャンスの拡大に資する業種横断的な全国規模のテキスタイル展示会「ジャパン・クリエーション」を開催することとなった。

主催者団体はテキスタイル関係8中央工連（綿、絹、毛、タオル、撚糸、ニット、編レース、資材）とし、各工連から選出された委員により事業執行機関である実行委員会（本会の歴代実行委員については下記参照）が設置され、平成9年2月5日に第1回目の会合が開催された。その後約1年間に亘り開催に向けた協議を重ね、平成10年1月21日から23日の3日間にわたり東京有明のビッグサイトにおいて、連合会主催の初めてのテキスタイル総合展示会である第1回目のジャパン・クリエーション（JC'98）が開催された。

#### 本会関係歴代実行委員

- |            |           |
|------------|-----------|
| JC 98（第1回） | 藤井良己、古橋敏明 |
| JC 99（第2回） | 藤井良己、伊藤陽子 |
| JC 00（第3回） | 藤井良己、伊藤陽子 |



### JAPAN CREATION '98

- JC 01 (第4回) 藤井良己, 伊藤陽子
- JC 02 (第5回) 鋤柄 渡, 伊藤陽子
- JC 03 (第6回) 鋤柄 渡, 辰巳雅美
- JC 04 (第7回) 鋤柄 渡 (4~8月)  
大石元泰 (9~3月)  
辰巳雅美
- JC 05 (第8回) 貝原良治, 辰巳雅美
- JC 06 (第9回) 貝原良治, 辰巳雅美

会期中の開催事業は、①総合テキスタイル見本市、②テキスタイルデザインコンテスト、③各種フォーラムなどで、JC '98 においては228社が385ブースを出展し(コットンゾーンは22社37小間)、2万6千人の来場があった。

第2回のJC '99では新たにファッションショーが追加され、東京ファッションデザイナーズ協議会と出展企業のジョイントによる「JCコレクション」が実施された。

JC '2001(第4回)からは海外輸出振興事業として「JC輸出振興グループ」を形成し、ニューヨーク、パリ、香港の海外展示会にJCブースを出展し、海外進出に意欲のある企業がこれに参加した。

JC '2003(第6回)からは総合見本市に先駆けて、来場者をバイヤーに限定したビジネス直結型ファブリック商談会「JCプレビュー」を開催。出展企業70社、大手アパレルやコンバーターなど586名の来場があった。

JC '2004(第7回)には産地企業とファッション系専門学校との橋渡しを推進する事業として産学連携コラボレーションを実施し、その作品をJC会場内の特設コーナーで展示した。

ジャパン・クリエーションは平成18年(2006年)に開催10回目の節目を迎えることから、平成17年9月に「JC改革委員会(坂口昌章座長)」が設置され今後のJCのあり方について検討が行われた。

同委員会は同年9月27日、10月17日、11月11日の3回にわたり協議を行い、11月29日に開催されたJC実行委員会において、JC改革案が報告され、了承された。

その報告書の主要点は、JC改革の理念として、「日本のファッションビジネスが国際的な競争の中で勝ち残っていくためには、デザイナー(創)・アパレル(商)・テキスタイル(匠)が三位一体となり、世界に向けた情報発信を図るための基盤整備が

## ジャパン・クリエーション開催概要

		開催日	出 展 者				来 場 者 (人)
			全 体		コットンゾーン		
			申込件数	小 間 数	申込件数	小 間 数	
第1回	JC 98	1998年1月21～23日	228	385	22	37	26,055
第2回	JC 99	1998年12月9～11日	278	466	19	41	36,072
第3回	JC 2000	1999年12月8～10日	290	520	26	58	48,161
第4回	JC 2001	2000年12月6～8日	394	834	37	86	59,983
第5回	JC 2002	2001年12月5～7日	461	903	69	124	64,794
第6回	JC 2003	2002年12月4～6日	485	914	77	138	65,351
第7回	JC 2004	2003年12月3～5日	513	979	79	144	65,812
第8回	JC 2005	2004年12月1～3日	474	907	76	130	58,682
第9回	JC 2006	2005年12月7～9日	412	771	71	120	54,359

急務であり、その中で新生 JC は、日本の素材展の中核として、日本のテキスタイル及び繊維製品の国際競争力を高めると共に、日本が高品質のテキスタイル及び繊維製品の取引の国際的な中心地になることを目的とする。」ことが提唱されている。

また、具体的な方策として、① JC の開催は世界のビジネスカレンダーに入ること念頭に年2回開催、②展示会出展者には一定の出展資格要件を課すこと、③高い技術レベルをもつ日本のクオリティ・トレンドを発信し、海外からのバイヤーを積極的に呼び込む方策・体制を早急に構築すること、④出展企業への国際ビジネス支援を検討すること、⑤ JC の運営組織の見直しを行なうこと、⑥ファッション・クリエーションを支える人材の育成が必要とされている。

## I-VIII-8 タスクフォース創設

平成12年1月に開催された日本繊維産業連盟の総会において前田会長から平成12年度の活動方針について述べられ、— ①新繊維ビジョンの着実な実行、②競争力強化を重要課題として取り組む、③秩序ある輸入について繊維産業全体として取り組む、④繊維産業の重要性を広く訴えていく — の大きく4点が取り上げられた。

これを実践していくための組織として、同年4月に「繊維産業貿易に関するタスクフォース」が官民合同によって設置され、通商問題を中心に協議が行

われることとなった。

4月3日に第1回目の会合が開かれ、本会からは塩谷副会長（同年5月より会長）がメンバーに加わり参画した。

## タスクフォースメンバー

(民間側)	桜井 正樹	日本繊維産業連盟常任委員 (コ・チェアマン)
	勝山 繁雄	日本化学繊維協会 旭化成工業㈱副社長
	的場 寛	日本紡績協会 業務委員長
	塩谷 春雄	日本綿スフ織物工業組合連合会副理事長
	梶富 次郎	日本絹人織織物工業組合連合会 化合繊維物部会委員長 石川県織物組合理事長
	樋口 修一	日本ニット工業組合連合会理事長
	米良 章生	日本繊維輸入・輸出組合 伊藤忠繊維研究所代表
	馬場 和哉	日本アパレル産業協会会長 オンワード樫山㈱代表取締役社長
	石津谷悦朗	日本百貨店協会 伊勢丹取締役
	河邊 司郎	日本チェーンストア協会 イトーヨーカ堂取締役
	大川三千男	ワーキングパーティー主査 日本化学繊維協会輸入対策専門委員会主査
(通産省側)	掛斐 敏夫	大臣官房審議官 (コ・チェアマン)
	小林 憲明	生活産業局繊維課長
	嶋野 武志	生活産業局繊維課通商室長

タスクフォースワーキングパーティーメンバー

(民間側主査) 大川三千男	
(通産省側主査) 保元 道宣	生活産業局繊維課総括班長
(WP民間側) 日下銀次郎 真弓喜代教 古賀 一徳 小町 重之 上野 忠雄 志村 俊明 小代田寛之 内海 博基 山本 宏 市川 駿 今井 成价 鏡山 泰男	日本繊維産業連盟常任幹事 日本紡績協会専務理事 日本化学繊維協会国際担当部長 日本羊毛紡績会調査統計部長 日本綿スフ織物工業組合連合会専務理事 日本絹人織物工業組合連合会常務理事 日本ニット工業組合連合会専務理事 日本繊維輸出組合理事 日本繊維輸入組合専務理事 日本アパレル産業協会専務理事 日本百貨店協会理事 日本チェーンストア協会会長秘書役
(通産省側) 河本 雄 師田 晃彦 清水 幹治 黒田 紀幸	生活産業局繊維課企画班長 同繊維課化合繊維班長 同総務課通商班長 同繊維課通商室通商企画班長

このタスクフォースは当初半年間程の期間において共通認識をとりまとめ、終了する予定であった。事実平成12年11月に“共通認識”がとりまとめられ、内容が発表された。

その後、6月11日から18日まで中国に対する実態調査が行われ、塩谷会長がミッションのメンバーに加わった。

調査は上海、青島、香港の各都市を訪問し、現地テキスタイル、アパレル工場の視察や生産者との意見交換が行われた。

6月17日には中国ミッションにおける共通認識が取りまとめられた。

中国ミッションにおける共通認識(2000.6.17)

1. 国際分業の進展は、時代の流れであること。
2. 中国製品の品質向上、競争力強化には、日本の技術が貢献してきたこと。
3. 海外向けビジネスを展開する必要があること。
4. 輸入急増問題は、日本の国内問題でもあること。
5. 中国のWTO加盟によって中国の競争がますます激化する可能性があること。

(設置の目的等)

繊維産業貿易に関するタスクフォース

2000年4月  
タスクフォース事務局

1. 目的

本タスクフォースは、繊維業界自身の構造改革の推進や今後の繊維政策の実施の基礎となるべき繊維産業貿易の現状等の情報について、官民合同によって整理・分析することにより、わが国繊維産業を取り巻く現状につき官民の共通認識を構築することを目的とする。

なお、わが国繊維産業を取り巻く現状につき共通認識をいっそう深めるために、必要に応じて官民合同の調査団を国内外へ派遣する。

2. 当面の検討項目

- 繊維貿易投資に関する実態(アンケート調査によって、統計上に反映されない繊維に関する貿易投資の実態を把握する)
- わが国繊維産地の実態
- わが国繊維産業に関わる高コスト構造の実態と国際比較
- 繊維産業貿易実態の日米欧比較
- 海外諸国の繊維産業及び通商政策(米国、欧州、中国及び韓国に関して、各国の繊維産業の実態、各国の通商政策等が繊維産業・企業に与える影響等を調査する。)

3. 当面の進め方

4月3日に第1回タスクフォースを開催し、その後、検討状況に応じて適宜開催。また、適宜、タスクフォースの進捗状況をレビューし、総括を行う。



また、同年9月9日から16日までの日程にて米国調査、10月22日から29日にかけて欧州調査が実施された。

タスクフォースの場において、塩谷会長から以下のような要望、提案を行っている。

(平成12年8月23日)

- 1985年のプラザ合意以後、急激に企業数は減少し、現在ピーク時の20%程度に落ち込んでいる。
- 二次製品輸入の影響を受けて、今年に入ってから仕事が極端に減少。このままでは3~5年で壊滅してしまう恐れがある。
- 日本から繊維産業を無くして良いのか。国民生活の必需物資の衣料を守るためにも、需要に対して何割を残すかを考え、施策を検討いただきたい。

(平成12年9月4日)

- 日本国に加工貿易により輸入される繊維製品については、日本製生地使用表示を制度化する。
- 本制度は関係業界即ち小売専門店、量販店、アパレル等の相互理解が最重要であり、我々業界も理解、協力を努力するが、行政の指導を得て法制化する。

そして平成12年11月6日に第10回目のタスクフォースが開催され、“タスクフォースの共通認識”——(TSG, ADの国際ルールの上乗せの修正, 委託加工減税の改善, 特惠関税制度の見直し等々の通商問題を中心とした内容)がとりまとめられた。

平成13年に入ると再びタスクフォースが開催されることとなり、活動の基本的な考え方として、“さらに広範囲な問題を扱いながら、繊維産業対策を考えていく”こととなった。

特に現状認識の上で重要と考えられる8項目——①コスト構造分析, ②業界内の次世代の新しい動き, ③グローバル化の進展, ④輸出振興の取り組み, ⑤新しいSPA業態への考え方や対応, ⑥BP Rの取り組み, ⑦リサイクルへの取り組み, ⑧技術

開発への取り組み——についてとりまとめた各業界団体から報告を受け、それらを取りまとめて課題整理を行い、平成14年の春頃の予定で全体のとりまとめを行っていくこととなった。

—塩谷会長からの発言内容—

(平成13年8月30日——綿スフ織物業の現状と課題の報告要旨)

※項目のみ箇条書き

#### 1. 業界の自助努力

- ① 白生地偏重から完成織物づくりへ
- ② 染色加工企業及びコンバーターとの連携を強め、企画提案力の強化
- ③ ITを活用した経営の合理化・効率化(少量・多品種・短サイクルへの対応)
- ④ 商品開発への取り組み
- ⑤ 設備の合理化による生産性の向上
- ⑥ 不合理な取引慣行の是正

#### 2. 行政等への要望

- ① 国内に一定量の生産基盤を確保・維持する産業政策の構築
- ② 高コスト構造の是正——電力料金, 物流費等の引き下げ
- ③ 関税制度
  - 委託加工再輸入減税制度の拡充: 減税計算の簡素化, スtockオペレーション取引への対応
  - 諸外国関税の引き下げ
- ④ 加工再輸入繊維製品に対する日本製生地使用表示の実施
- ⑤ 輸出振興対策(内外展示会等への支援)
- ⑥ 産地活性化対策の強化及び運用の弾力化
  - 例えば地場産業等活性化補助金
  - 自治体負担が困難な地域業界に対する代替策
  - 新商品開発等事業について年度当初からの実施を可能とすること

その後もタスクフォースにおける協議は行われたが、平成14年6月6日開催の第21回目の会合にお

いて“タスクフォース共通認識”のとりまとめが行われた。(タスクフォース共通認識については、以下に掲載。)

平成12年には、このタスクフォースの議論の成果を具体的な政策に反映させるため、同年11月9日より繊維産業審議会基本政策小委員会が開催され、同年12月25日の第5回目の会議において「繊維産業審議会総合部会基本政策小委員会報告書」がとりまとめられた。

また、本会が中心となって平成12年10月5日に開催した『全国繊維産地危機突破大会』における訴

えが取り上げられて、“自民党繊維対策特別委員会輸入急増対策プロジェクトチーム”と“与党繊維対策に関するプロジェクトチーム”において通商問題を中心に検討が行われ、平成12年12月1日付で「繊維製品輸入急増対策」が取りまとめられた。

この「繊維製品輸入急増対策」の内容については、①急激な製品輸入の増大への対応、②供給過剰体質の改善、③繊維産地の活性化、④グローバルな繊維産業の構築、⑤国産品の消費拡大、⑥繊維製品のライフサイクルシステム構築のための検討、⑦技術基盤の整備、というものであったが、“第3章 輸入問題”のところで詳述する。

## タスクフォース共通認識

平成14年6月6日

### 1. 基本認識

#### (1) 繊維産業の現状と存在意義

我が国の繊維産業は、衣料品分野を中心とした繊維の国内需要の不振、中国をはじめとしたアジア諸国からの安価な繊維製品輸入の急増、産業インフラの高コスト構造等を受け、国内生産は低迷しており、各繊維産地では廃業が増加し産地の集積にも深刻な影響が危惧されるなど、非常に厳しい状況にある。しかし、我が国繊維産業は全国に約160の産地を有し、雇用面では全製造業の1割弱の68万人、繊維卸・小売を合計すれば関連雇用者数は約183万人を占めるなど、漸進的な低落傾向は続いているものの、地場産業として地域経済、地域社会を支える重要な産業である。また、高い技術力を背景に、衣料分野のみではなく、環境、医療福祉、情報、建築土木分野等の非衣料分野においても多様な用途展開がなされており、他の産業をも幅広く支え、今後も多様な分野への広がりの可能性を有し、豊かな国民生活の実現に繋がる奥行き深い産業であり、我が国の重要かつ必要な基幹産業の一つと位置づけられる。

実際に、小売、アパレル、デザイナー等からは、高い技術力を持ち、きめ細かい対応が可能な国内繊維産業に対して期待する声が聞かれ、また、中国製品にはない日本製品の良さを再度見直そうとする動きも一部に出てきている。一方、全国の繊維産業においては、徹底したQR対応や、小回りの利く、きめ細かい対応など、ユーザーからの期待に的確に答えていくことにより、経営基盤の確立に努力する多くの前向きな企業、グループが見られる。

このような繊維産業の更なる発展を図るため、業界及び国がそれぞれに競争力強化のための取り組み及び必要とされる支援を積極的かつ迅速に行っていくべきである。

#### (2) 繊維産業の今後の見通し

世界の繊維需要及び繊維品貿易は、中国、インドといった経済成長の大きい地域を中心に今後とも拡大の見通しにある。しかし、アジア諸国、特に中国では安価な人件費を背景とした低コスト生産に加え、近年では技術力も向上しており、定番品分野については強いコスト競争力を持ち、この分野での日本の繊維産業の競争力確保は大変厳しくなっている。また、グローバル化が急速に進む中、日本繊維企業による中国投資も進みつつあり、このままでは国内繊維産業の空洞化は益々進むと懸念される。

こうした中、日本の繊維産業が国際競争力を強化していくためには、急速に進むグローバル化や時代の変化に的確に対応し、日本の強みを伸ばしていくことが必要である。具体的には、日本の繊維産業は、差別化衣料品及び産業資材用製品などの非衣料分野など、高度な技術を要する製品においては、強みを有しており、今後もこれらの強みを更に強化することで、国際的優位性を保持することは十分に可能であると考えられる。また、日本の消費市場は非常に成熟した市場であり、こうした市場に近接しているという優位性を最大限活かし、消費者ニーズに立った、きめ細かい対応を行っていくことも強みとなりうる。なお、情報化が進む中、繊維産業においてもITを積極的に導入、活用し、生産・販売の効率化、無駄の排除等を行うことが、日本の繊維産業の強みを伸ばす有効なツールになると考えられる。

グローバル化等、時代の大きな環境変化に対応するためには、繊維産業に関連する各企業、各グループ、各団体が引き続き自助努力することが重要である。また、これに対して、国、地方公共団体、関係研究機関等が連携し、支援を行っていくことが必要である。グローバル化に対応できる、力強い繊維産業の再生に向けて、関係者が一丸となって取り組むことが望まれる。

## 2. 繊維産業の今後の競争力強化戦略

### [1. 繊維産業の今後の目指すべき基本的方向性]

#### (1) グローバリゼーションへの対応

繊維大国から繊維強国を目指す中国がWTOに加盟するなど、更に進むグローバル化に対応するため、定番衣料品は中国、アセアン等アジア諸国で生産し、日本では「エコ・環境に配慮した製品、高品質・高機能製品、ファッション性の高い製品などの差別化衣料品、産業資材など高機能な非衣料製品等に特化した生産を行う」または、「徹底したQR対応、IT技術の活用による効率的なSCMの構築等により、国内市場へのきめ細かい対応を行う」など、世界的に見た適地生産の分業体制を構築することが必要である。そうした中で、国内における川上から川下に至る全ての繊維関連企業がそれぞれに自らの生きる道を見つけ、独自の強みを伸ばしていくことにより、活路を見いだしていくべきである。

また、発展する中国等アジア諸国は、生産拠点としてのみではなく、潜在的な大きな消費市場としてのチャンスを秘めている。中でも、中国が加盟したことによる中国市場の開放は、我が国繊維産業にとっても、大きなビジネスチャンスであり、繊維製品の輸出市場としても有望と思われる。今後、中国繊維産業と日本の繊維産業が共存、共栄していくことは非常に重要と考えられ、日中繊維業界間で意志疎通を図り、共栄していくための双方の連携、協力の在り方等について話し合える場（例えば日中繊維産業会議の創設等）を設けるような時代になっているのではないかと。

なお、こうしたグローバル化への対応を図る上では、中国をはじめとする東アジアの諸国における自由な経済活動の円滑化が図られることも必要であるが、そのための環境整備として、今後、各種障壁の撤廃や制度の共通化・統一化が進められていくことについて、繊維業界の立場からも具体的な検討を行っていくべきである。

#### (2) 時代の大きな変化に適応するための前向きな取り組みとそれに対する支援

現在、繊維産業は、消費者の嗜好の多様化、変化の激しさといった消費行動の変化や急速に進むグローバル化、安価な輸入品の大量流入といった時代の大きな変化に直面しており、各企業、各企業グループ、各団体においては、それぞれが自らの問題として真剣にこれらに向き合い、時代の変化へ対応した前向きな取り組みを行うことが必要とされている。具体的には、研究開発・商品開発、協業化、輸出振興、ジャパン・ファッションの構築・発信、生産流通改革などの取り組みを更に推進させることにより、繊維産業全体の構造改革を推し進め、競争力を高めていくことが必要である。これまでも、意欲のある前向きな取り組みが多種多様に各企業、企業グループ等で行われてきているが、そうした個々の企業、企業グループの前向きな取り組みが、結果として産業全体の競争力強化に繋がるものとする。

今後、こうした取り組みを益々活性化させるためには、各企業、各企業グループ等が更に継続的に自助努力を続ける必要があり、また国としても、積極的に支援を行っていく必要がある。産学官及び地方自治体とうまく連携をとって産業競争力強化を図っていくことが必要である。なお、国としては、現在の中小企業をめぐる厳しい金融経済情勢を踏まえ、やる気と潜在能力のある中小企業までが破綻に追い込まれないよう、中小企業対策として金融面でのセーフティネット対策に万全を期していくことも必要である。

### [2. 具体的課題と戦略]

#### (1) 研究開発の推進

日本の繊維産業が競争力を有していくためには、常に新しい技術開発・商品開発を行っていく必要がある。各企業においては、特に、超軽量繊維や超防汚繊維などの新原糸の開発や新機能を付与する加工技術の開発、今後とも市場の拡大が期待される産業用途などに対する技術開発を更に推進していくべきであり、また、そのためには個々の企業の自助努力に加え、産学官連携による効率的な研究開発体制のもと、産学官が総力を結集して研究開発を推進していくべきである。また、ITの活用による受注から生産までの効率的な染色やニット生産など、IT活用による技術開発も重要である。

国においては、このような研究開発の取り組みに対し、支援していくことが必要である。特に、中小企業の技術開発については、規模による経営資源の不足を補うためにも、きめ細かな支援を行っていくことが必要である。

#### (2) 協業化の促進

中小企業の多い繊維産業では、自主的に新しい取り組みを行うに当たり、産地内外の同業種、異業種の企業と連携し、それぞれの企業が独自の強みを活かしながら、機能を補完しあう例が増えてきており、徐々に成功例も出てきている。特に、消費者視点に立った商品開発を行うため、小売、消費者への直接的な販路開拓を行うなど、SPA

的な事業形態への転換を図ろうとする動きが出てきている。近年、益々消費者の嗜好が多様かつ変化の激しい時代であり、その時々消費者ニーズを的確に把握し、商品開発に反映していくことが求められており、そのためにはSPA的業態への転換も一つの有効な手段であると思われる。また、協業、グループ化に際して、IT導入による情報の共有化を図ることも有効と思われる。特に一産地の枠を越え、産地間連携、広域連携も徐々に出てきており、効果的なIT活用を促進する必要があるのではないか。今後も、地場産業等活性化補助金や経営革新支援法に基づく支援などの各種中小企業施策を積極的に活用し、消費者視点に立った商品開発、販路開拓、IT活用による効率化などの前向きな取り組みを活性化させていくことが必要である。

さらに、協業を行う際のマッチング（個々のケースに合わせて、取引企業等の紹介を行うこと）、コーディネートは協業化の成否を分けるほどに重要であり、コーディネーター機関の設置、あるいは人材の配置に対する要望は大きい。国としても、協業化が円滑に行われるよう、マッチング機会の提供のための環境整備、コーディネーターの設置支援につき、検討する必要がある。

### (3) 輸出振興

日本の繊維産業は、かつては我が国の代表的な輸出産業であったが、近年ではあまり積極的な輸出戦略はとられてこなかった。しかしながら、グローバル化が更に進む中、再び海外市場へも目を向けていくべきである。今後は国内市場のみではなく、欧米市場やアジアの勃興する富裕層等、海外市場も視野に入れ、輸出に力を入れていくことも繊維産業の活性化のための有力な手段と考えられる。

輸出振興にあたっては、日本向けの商品をそのまま輸出してもうまくいくとは限らず、海外市場のニーズにあった輸出用の商品開発が必要である。具体的な輸出国、製品用途等、ターゲットを絞った商品開発に取り組む必要がある。また、そのためには、海外市場に関する専門的で詳しい市場調査、情報収集が必要であり、産地の織・染等の繊維製造業者自らが海外市場を見て、顧客に会い、ニーズは何であるかを明確に知ることが非常に重要である。

一方、国としては、個別中小企業だけでは対応が難しい各種課題について、積極的に支援していくことが必要である。具体的には、海外における情報収集、販路開拓、輸出機能の構築などの機能を補完するため、ジェットロとの連携による海外情報の提供、海外企業との国際マッチング（海外企業の紹介等を行うこと）、コーディネート人材による輸出支援、海外見本市・展示会への出展・開催支援等の拡充・強化につき、検討する必要がある。さらに、具体的な輸出振興策を策定・実行していこうとする動きについては、商社のバックアップ機能がこれまで以上に期待され、国としても側面支援を検討する必要がある。

また輸出振興に資する通商関税政策として、関税暫定措置法に基づく加工再輸入減税制度については、業界からの要望を踏まえ、対象の拡大（輸出原材料にニット生地及びニット製衣類の半製品を、輸入製品にニット製衣類を追加）、ストックオペレーションの導入による原材料輸出手続きの緩和といった制度改正を行い、既に4月から改正措置法が施行されている。これにより加工再輸入における優遇措置が広がり、持ち帰りのための輸出が促進されることが期待される。さらに、諸外国の高関税の是正や非関税障壁の撤廃も、繊維製品の輸出拡大を図るためには重要であり、今後、WTO新ラウンドにおける協議等を通じて、実現に向けた努力が必要である。

なお、安価な繊維製品の輸入急増に対する緊急避難的な対応としては、繊維セーフガード措置、アンチダンピング関税制度等をそれぞれ国際ルール及び関連国内法令に則り、適切に活用していくことが必要である。

### (4) ジャパンファッションの構築・発信

我が国においては、世界的にも通用するファッション製品が多数あり、また、品質、機能性に加え、ファッション性に優れたテキスタイルを生産する高い技術力を有しているが、アパレルにしてもテキスタイルにしてもジャパンファッションとしてのブランド力に乏しく、世界へ向けた発信力は未だ小さい。今後、日本がアジアにおけるファッションの中心的存在として生きるためには、ファッション製品のブランド力を磨き、かつ優れたファッション製品を生み出すための感性豊かなテキスタイルを開発し、これを日本国内だけでなくアジアを含めて世界に向けて発信していくことが必要である。そのためには、ジャパンファッションの構築、及び効果的な発信が望まれる。

その一つの方法として、効果的な展示会を数多く開催していく必要がある。また内外のファッションイベント、展示会等に中小企業が積極的に参加できるよう、商品開発、出展のための各種支援を積極的に行っていく必要がある。

現在アパレル業界においては、2005年にアジア最大のファッションイベントの開催を検討しており、国としても、こうした業界発のアパレルファッションイベント開催への支援を検討する必要がある。

またテキスタイルにおいては、ジャパנקリエーション海外展の拡充、具体的には、現在の欧米に加え、アジア、特に中国での開催を検討すべきである。さらに、現在開催されている国内の素材展示会は、全国的な大イベントとしてのジャパנקリエーションと、各産地毎など小規模で行われるグループ展、産地展が主であり、大規模か小規模かに限られるため、これに加え、広域かつ中規模の、よりテーマを絞った、専門性の高い展示会の開催が新たな課題となってきた。

その他、全世界に80箇所のセンターを持つジェットロと連携し、海外情報の収集、展示会の活用等、日本のアパレル製品並びにテキスタイルの効果的な発信を図っていく必要がある。さらに、情報化社会においては、ITを使った情報発信も効果的に用いることが重要であり、インターネットやファッション情報サイト等を有効に活用し、積極的に海外へ発信していくことが望まれる。

#### (5) 知的財産権の保護

グローバル化が進む中、我が国繊維産業が国際競争力を維持・強化していく上で、製造技術、ブランド、デザイン等の知的財産の保護は重要な課題である。知的財産に対する意識の低さから、アジア諸国への意図せざる技術移転が発生し、我が国産業の持つ技術優位性の相対的低下も危惧されるところである。また、知的財産の管理・保護を各企業が戦略的に行うことが、日本企業のブランド価値を高め、ジャパンブランドの構築による競争力強化に繋がるものと考えられる。

このため、各企業が戦略的に特許、実用新案、意匠等の知的財産権を取得し、徹底した生産ノウハウ、技術の管理及びブランド戦略を実施するなど、自社の知的財産保護に対する意識を高め、社内の知的財産の管理体制を強化する必要がある。また、国としては、各企業の知的財産を核とした戦略的取組を促し、営業秘密の漏洩や意図せざる技術移転を防止するための参考となるべき指針の策定、不正競争防止法による営業秘密の保護の強化、特許の平均審査期間の短縮化といった取組を行うほか、海外における模倣品等の知的財産権侵害品の製造・流通を防止するため、官民が一体となり、外国政府に対する働きかけを強化する等、各企業が円滑に知的財産戦略を実施できるよう基盤整備を更に行っていく必要がある。

#### (6) 生産流通構造の改革

##### ① 取引改善の推進

繊維業界の取引慣行は、従来から正式な契約がなされないなど、責任があいまいで不透明であり、そこから多くの無駄が発生している。こうした不透明な取引慣行から発生する多くの無駄、不要なコストを削減する必要がある。

平成13年3月に「繊維業界と公正取引委員会・経済産業省との検討会」において、取りまとめられた「繊維業界の取引慣行改善に向けての対応」に基づき、独禁法及び下請法上問題となる取引事例に関連した研修会や取引改善状況を把握する実態調査等を行ってきたところである。繊維業界の取引改善への取り組みを更に進めるため、今後も引き続き、公正取引委員会及び経済産業省が業界の協力を得つつ、実態調査等を継続して行う予定である。

また、取引改善を抜本的に推し進めるためには、積極的に業界主体の取り組みが行われることが必要であり、今後は、国との連携を図りつつ、健全な取引慣行を業界内の共通認識として普及、定着させていくための、業界主体の取り組みが望まれる。

##### ② 効率的なITの活用とSCM体制の構築

我が国の繊維産業は、優れた素材開発力を始めとして、川上から川下に至るまでの幅広い業種、柔軟な連携による高度な製品開発・供給を可能とする企業群が存在しており、繊維製品に関する一貫した生産工程を自国内で構成できるとともに、感性の高い消費者を国内市場に求められる市場近接性を備えていることが強みであった。

しかし、生産の分業性が非常に高く、流通構造が複雑であることから、消費者のニーズに素早く対応する仕組みが不十分であり、多くの無駄、不要なコストを発生させている。このため、IT等の活用による更なる短納期化、在庫の削減、不良在庫の消失等を実現する新たなビジネスモデルを創出し、より一層のSCM体制の構築を図ることが必要である。

現在、大手の百貨店・アパレルメーカー間、アパレルメーカー・テキスタイル間の取引において、需要予測、販売計画などの情報共有、生産や在庫・返品に関する責任の明確化を図るための契約の取決め等がなされ、無駄を排除した効率的な取引関係構築、IT活用による取引の効率化への実証実験が行われているところであり、今後、こうした取引関係を広く普及させていく必要がある。また、中小企業、中小企業グループにおいては協業化によりSPA的な事業形態への転換を図ろうとの動きが出てきており、中小企業自らの努力による生産流通構造改革への取り組みとして注目される。また、こうしたグループ全体で効率的なSCM体制の構築を目指したり、SPA化への取り組みを図るといった動きをさらに円滑に進めるツールとして、ITの活用は非常に有効であり、中小企業におけるIT導入の更なる促進により、QRの推進、円滑な取引関係の構築、SCM化への対応等が図られることが望まれる。国としても、このような効率的な取引関係の構築への動きや、中小企業のグループ化による新たな生産流通構造の構築、ITの導入といった動きを積極的に支援していくことが必要である。

また、一方では、流通改革に有用なツールであるIT活用による情報化に関しては、各社ばらばらのシステムを用いていることに起因するコスト高、非効率性が起こっており、特に中小企業にとっては大きな負担となっている。このため、コストの低減や利便性の向上を目的とした業界標準の情報システムの開発、設置に関し、業界内における検討を進める必要がある。国としても、情報システムの標準化の実現のため、標準化システムのモデル作り等に関し、支援を検討していく必要がある。また中小企業が円滑に自らITを導入、活用できるよう、これまでもIT

導入に関する研修会を行うなどの支援を行っているが、更に、個別に企業へ専門家派遣を行うなど、きめ細かい対応を検討し、支援の充実を図ることが必要である。

#### (7) 産地の人材確保への対応

繊維産地では、若手労働者の確保が困難となっており、労働者不足、人材確保への対策について、今後更に議論を深める必要がある。

アパレル業界では、ITを活用した繊維・ファッション業界専門の求人・求職情報のマッチングが行われるようになっており、こうした取組が繊維業界全体に広がることも、人材確保の一つのツールとして期待される。

また、外国人研修・技能実習制度については、あくまで開発途上国の経済発展を担う人づくりに協力するための制度であるが、業界からは当研修制度の研修期間の延長、受入れ枠の拡大についての要望が高く、引き続き各関係方面に働きかけるなど、法制度の整備を含めた見直しの必要性等につき広くコンセンサスが得られるよう、努力していくことが必要である。

#### (8) 高コスト構造の是正

我が国は、人件費のみならず、エネルギー、物流、社会資本、租税、社会保障負担の各面にわたって高コスト構造となっており、国内製造業はコスト競争力の面では劣位に置かれている。そこで、規制緩和や競争政策の強化により競争を促進し、インフラ利用コストの低減を図り、コストを含めて国際的に遜色のない水準のサービスが提供されることにより、我が国の産業競争力の強化を図っていく必要がある。

現在、電気料金については、総合資源エネルギー調査会の電気事業分科会に対し、繊維業界からの要望を行い、電気料金制度を含めた電気事業制度全般について、見直しの議論が行われているところである。国においては、こうした高コスト構造是正のため、引き続き各関係方面に働きかけをしていくことが必要である。

また、同時に、経営の効率化、企業体質改善にあたっては、個々の企業、業界の自己責任・自主判断・自助努力は当然のことであり、特に人件費の高コスト構造是正にあたっては、個々の企業、業界における徹底的な自助努力が必要である。

## I-VIII-9 全国織物産地危機突破大会

本会は昭和40年代後半から輸入問題に取り組み、日本政府をはじめ中国政府、国内輸入関係業者に“輸入秩序化”を訴えてきたが、平成9年頃より織物輸入は減少しはじめ、これに代わって二次製品の輸入が急増し、わが織物業界に大きな影響を与えることとなり、織物産地は崩壊の危機に直面することとなった。

このため平成12年6月には本会関係の各産地から地元選出国會議員に対して、輸入の秩序化に対する陳情が行われた。

平成12年8月10日に大阪で開催された正副会長会議において“全国織物業者の決起大会”を開催することを決定し、急遽8月23日に東京において常任委員会、情報調査専門委員会、青年部代表者の合同会議を開催し決起大会について協議が行われた。

合同会議では、同年10月5日に東京において“全国織物産地危機突破大会”を開催することを決定した。

大会に向けて急遽実行委員会を組織し、具体的準備を進めていくこととなった。

“全国織物産地危機突破大会”の概要は以下のとおり。

### 【全国織物産地危機突破大会】

#### 〈開催期日・場所〉

平成12年10月5日／東京日比谷公園野外音楽堂  
大会終了後、日比谷公園から国会までデモ行進・集団行進を行う

#### 〈参加産地〉

福島、桐生、茨城、所沢、武州、青梅、千葉、遠州、静岡小幡、天竜社、知多、三河、三州、尾西、尾州、尾北、江南、岐阜、三重、富山、石川、福井、高島、西陣、奈良、和歌山、大阪、播州、岡山、備中、広島、備後緋、山口、徳島、香川、今治、伊予、九州の38産地。

#### 〈大会決議〉

我が国の経済社会のめざましい発展に先導的役割を果たしてきた全国の織物産地は、繊維製品の洪水的な輸入の影響を受けて、今や壊滅の危機に直面している。



我々は、これまでに幾度となく政府に対して欧米先進国並の輸入制限措置の発動を要請するとともに懸命の企業努力を重ねてきた。しかしながら、何ら措置が講じられることなく無秩序に輸入品が増大し、今日の織物産地が危機的状況に至ったことは、我々業界はもとより地域関係者にとって誠に残念なことで憤慨に耐えないところである。

国会及び政府は、衣料品が「衣食住」という生活必需品の一端を担う重要物資であることを再認識して、その危機管理の観点からも国策として輸入秩序化対策に取り組み、国内での生産供給基盤を維持確保し、織物産地の崩壊を防止するため、下記事項の思い切った施策を早急に講ずることを強く要望し、その早期実現を期するものである。

〈大会スローガン〉

- ・ 洪水的な輸入を阻止せよ
- ・ 国内生産を需要の30%以上確保せよ
- ・ 地域雇用を守れ
- ・ 産地を守れ、中小零細企業を守れ
- ・ 電力料金を大幅に引き下げろ

〈参加人員〉 3,011名

〈大会出席国会議員〉 34名 五十音順

※政党名は当時のもの

(衆議院)

赤松正雄 (公明), 浅野勝人 (自民), 井上喜一 (保守), 伊吹文明 (自民), 大木浩 (自民), 尾身幸次 (自民), 岸本光造 (自民), 小林興起 (自民), 笹川堯 (自民), 佐藤剛男 (自民), 塩川正十郎 (自民), 棚橋泰文 (自民), 田野瀬良太郎 (自民), 渡海紀三朗 (自民), 中山太郎 (自民), 西川太一郎 (保守), 福島豊 (公明), 松浪健四郎 (保守), 松宮勲 (自民), 村上誠一郎 (自民), 森岡正宏 (自民), 柳沢伯夫 (自民), 山名靖英 (公明)

(参議院)

末広まきこ (自民), 鈴木政二 (自民), 鈴木正孝 (自民), 竹山裕 (自民), 田中直紀 (自民), 谷川秀善 (自民), 服部三男雄 (自民), 保坂三蔵 (自民), 松村龍二 (自民), 山崎正昭 (自民), 山下善彦 (自民)

大会終了後、自由民主、公明、保守の与党各党に請願を行った。

〈請願の内容〉

平成 12 年 10 月 5 日

自由民主党総裁 森 喜朗 殿  
公明党代表 神崎武法 殿  
保守党党首 扇 千景 殿

全国織物山地危機突破大会実行委員会  
委員長 塩谷 春雄  
(日本綿スフ織物工業連合会会長)

### 繊維製品の輸入秩序化に関する陳情書

拝啓 秋冷の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は業界の振興に関し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、われわれ織物業界は繊維製品の洪水的な輸入の影響を受けて、各地で倒産、廃業する企業が続出し、産地崩壊の危機に直面しております。

ここにおいて、われわれは本日全国織物産地危機突破大会を開催し、業界の窮状を訴えるとともに、これが対策について別紙のとおり満場一致をもって決議いたしました。

つきましては、これが実現につき格別なご高配を賜りたく陳情申し上げます。

敬 具

(本葉に大会決議を添付)

また、大会前日の 10 月 4 日に、中山太郎議員(衆議院大阪 18 区)の呼びかけにより、衆議院第二議員会館会議室において与党議員と“綿スフ織物産地関係議員懇談会”を開催し、織物業界の窮状を説明した。

(綿スフ織物産地関係議員懇談会出席議員)

赤松正雄(公明)、浅野勝人(自民)、井上喜一(保守)、大木浩(自民)、岸本光造(自民)、左藤章(自民)、塩崎恭久(自民)、高市早苗(自民)、竹山裕(自民)、中山太郎(自民)、橋本龍太郎(自民)、松浪健四郎(保守)、村田吉隆(自民)、柳沢伯夫(自民)、山下善彦(自民)

#### I-VIII-10 輸出振興対策

本会では、繊維産業のグローバル化が進み川上・川下業界における生産拠点の海外移転が進展する中で、国内綿スフ織物の生産基盤の維持確保を図るためには、海外に向けた市場開拓が緊急の課題であるという認識のもと、平成 14 年 3 月に通商委員会内部に輸出振興部会を設置し、輸出促進に向けた対策の検討を行った。

(輸出振興部会委員)	(役職は委員就任当時のもの)
藤井 良己	綿工連副会長、播州織工業組合理事長
松下 満彦	遠州綿スフ織物構造改善工業組合理事長
大石 元泰	綿工連副会長 天竜社綿スフ織物構造改善工業組合理事長
榊原 芳男	知多綿スフ織物構造改善工業組合副理事長
藤田 勝司	三河綿スフ織物構造改善工業組合常務理事
関本南海男	泉州織物構造改善工業組合監事
池藤 悦男	大阪南部織物構造改善工業組合副理事長
高橋 志郎	高島綿スフ織物工業組合理事
黒木 立志	(備中) クロキ(株)社長
貝原 良治	(広島) カイハラ(株)社長
光延 申二	(九州) (株)ミツノブ社長
(アドバイザー)	
米良 章生	(株)伊藤忠繊維研究所代表取締役

輸出振興部会は海外市場開拓視察団を結成し、平成 14 年 10 月 8 日から 12 日までの 5 日間の日程で、中国の上海、香港の現地調査を実施し、現地縫製工場の視察や商社現地駐在員との懇談会を開催し中国市場の実態を調査した。

そしてこの現地調査を基に平成 15 年の 2 月に、中小企業総合事業団の委託を受けて『綿スフ織物業の海外市場開拓行動計画』を策定した。



## 綿スフ織物業の海外市場開拓行動計画

### 1. 海外市場情報の収集・提供

日本綿スフ織物工業組合連合会（以下「工連」という。）は、適時海外市場調査を実施し、的確な情報収集に務めるとともに、ジェトロの海外事務所等の情報支援機能を活用して海外市場情報を収集し、産地企業に対して各種の情報提供を行う。

### 2. 完成織物での企画・販売体制の構築

産地企業は、他への依存体質から脱却し完成織物での企画・販売体制を構築するものとし、工連はこのための経営者セミナー等を各地で開催するものとする。また、完成織物での企画提案に向けて染色加工業者との連携を深めるため、染色業界との定期的な会合をもって品質情報・技術情報の共有化の問題等共通課題から取り組み、織布・染色業の垂直協業化に向けた関係を構築する。

### 3. 海外市場向け商品の企画・開発

工連等は、海外市場のトレンドセミナーの開催及び紡績・商社OBやデザイナー等の人材をアドバイザーとして積極的に活用し、海外市場を睨んだタイムリーな商品の企画・開発の指導にあたるものとする。

### 4. ITの積極的活用

ITを活用した①情報収集・情報発信、②新商品・新技術開発、③多品種・小ロット・短サイクル対応に積極的に取り組むこととする。このためのIT導入等に関するセミナーを開催する。

### 5. 輸出環境（機能）の整備

輸出機能を整備強化するため、個別企業、グループあるいは産地単位で産元や輸出専門商社等「商」機能との協業化を促進するとともに、商社OB等人材を活用して輸出関連業務をサポートする体制を整備する。

また、工連は輸出環境（機能）の整備の一環として、基本的な貿易実務や海外市場におけるマーケティングセミナー等を開催する。

### 6. 海外展示会への出展等

#### (1) 海外展示会

産地・企業は、ジャパン・クリエーション輸出振興委員会が参加するパリ、ニューヨーク、上海、北京等の海外見本市へ積極的に出展するとともに、その他の地域で開催される海外見本市へも積極的に出展する等海外市場開拓に取り組むものとする。その際に工連、産地組合などは、展示会の案内や参加申込、展示ブースの設置の紹介や指導等で商社OB等の人材を活用したサポート体制を整備する。

#### (2) 海外常設展示場の設置

工連は、綿スフ織物の海外市場への売り込み拠点として、上海に常設展示場を設置するものとする。なお、当該常設展示場の機能・役割を効果的に発揮させるため、現地バイヤー或いはエージェントに対し商品紹介や常設展示場への呼び込み並びに現地市場動向の情報収集等について、ジェトロのコーディネーターリテイン事業の支援を得るものとする。

### 7. 国産生地使用繊維製品の需要促進

国産綿素材生地を使用した繊維製品に生地の原産国（日本製）を表示した「ジャパン・コットン・マーク」を添付し、優れた国産綿素材生地をアピールして国産生地の消費（持ち帰り用原反輸出）の拡大を図る。

### 8. 輸出振興対策のフォローアップ等

工連は、通商委員会の下に設置した輸出振興部会において、本アクションプログラムのフォローアップとともに、引き続き輸出振興対策に関する検討を行うこととする。

本会はこの行動計画を実践するために、平成15年10月15日から17日までの日程で上海市場調査団（团长：塩谷春雄 シオタニ(株)代表取締役社長）を派遣して常設展示場候補地の調査を行い、候補地の絞り込みを行った。

同年の11月17日、大阪において輸出振興部会と正副会長の合同会議を開催して、中国上海の常設展示場出展について協議を行った結果、上海市の上海縫製繊維協同組合（STP：Sewing Textile Party）に常設展示場を開設することを決定した。

本会は会員に対して上海展示場の開設を周知するとともに、翌平成16年1月13日、大阪において出展希望者を対象とした説明会を開催した。

そして同年2月26日に中国上海市のSTPコレクションルームにおいて、“綿工連上海展示場”の開所式を執り行ない、杉本上海総領事をはじめ上海市当局関係者や上海、常州、揚州の各服装協会関係者、上海縫製繊維協同組合（STP）の縫製企業等約60名が出席した。

#### 〔綿工連上海展示場の概要〕

○所在地：中華人民共和国上海市泰康路200号502室

上海縫製繊維協同組合（STP）コレクションルーム

#### ○運営管理

展示場の運営管理業務は(株)エスシーネットワーク（SCN）に委託する。

#### ○出展条件

本会会員の組合員または会員組合が認める者で、原則として個別企業単位とする。

なお組合単位の出展も可とするが、商談・引き合い等に迅速に対応できる体制が採られていることが必要。

#### ○出展形態

- ・原則ハンガー展示とする。
- ・商談には常駐スタッフがサポートする。

#### ○出展参加料

1コーナー63,000円（半年間、消費税込）

上海展示場には7社が出展した。



その後、平成16年7月9日に大阪で上海展示場の出展者による会議が開催され、出展者協議会（会長：塩谷春雄シオタニ(株)代表取締役社長）を設置することを決定するとともに、展示商談会を開催することを決め、同年9月8日、9日に上海展示場において展示商談会を開催した。

## I-VIII-11 中小繊維事業者自立事業について

平成15年7月17日に経済産業省は産業構造審議会繊維産業分科会を開催し、繊維業界にとっては5年ぶりとなる新繊維ビジョン「日本の繊維産業が進むべき方向ととるべき政策——内在する弱点の克服と強い基幹産業への復権を目指して——」が策定された。

このビジョンでは繊維産業の特に川中分野に対し、“今後賃加工を脱して最終ユーザーを常に注視し、差別化定番品を開発、生産販売することと“小ロット高付加価値商品を企画、開発、生産して最終ユーザーにより近いところで販売する”ことが必要であるとして、これを補完するための国の役割として“構造改革の推進”、“輸出振興と通商面のイコールフットィングの確保”、“技術開発の推進”、“人材育成の推進”の4項目を上げている。特に“構造改革

の推進”の項目においては、“賃加工等から脱却し、生産、流通のロスを削減しつつより最終ユーザーに近いところで販売していくための自立化事業の支援”と“SCM化とIT化の推進”の二項目が記述されている。

経済産業省においては、川中の中小繊維事業者を

対象として、国際競争力のあるコストパフォーマンスの良い商品を企画、開発、生産、販売し“今後のビジネスモデルとなる事業”に対し助成を行う「中小繊維製造事業者自立事業」を平成15年度から実施することを決め、平成15年6月2日付で公募を行った。

## 中小繊維製造事業者自立事業の公募について

平成15年6月2日  
中小企業総合事業団  
理事長 見学 信敬

我が国の繊維産業は、衣料品分野を中心とした繊維の国内需要の低迷、中国等からの安価な輸入品の占める量的シェアの大きさ等により国内生産は低迷しており、各繊維産地では廃業が増加するなど、非常に厳しい状況にあります。

こうした中、川中の中小繊維製造事業者は、国際的にも非常に優れた技術力を有している場合が多いにもかかわらず、これまで自らがリスクを負って商品を企画・販売することがなく、川下のアパレル卸や川上の原糸メーカー等からの受注による賃加工等に依存してきたため、アパレル卸が海外発注を強めたり、原糸メーカーが海外進出を行うにつれて、大幅な受注減となり、苦境に立つに至っております。

そもそも、繊維産業の大きな問題点は、依然、量産の体質が残る上に、非常に大きな生産ロス、流通ロスが存在することであり、これらを削減しつつ、消費者ニーズにマッチした高付加価値品を開発し提供すれば、繊維産業は十分な国際競争力を持ち得ます。

そこで、事業団では、今般、繊維産業の構造改革に資する新たなビジネスモデルとなる事業を支援することにしました。すなわち、川中を中心とした中小繊維製造事業者が、これまでの下請け賃加工形態から脱却し、自らマーケティングと商品企画を行い、できるだけ市場に近いところで自ら販売を行うなどの自立化に向けた前向きな取り組みに対し、助成を行うこととし、広く募集することと致しました。

### 1. 助成対象となる事業内容

川中の繊維製品の製造又は加工の事業を主に営む中小事業者（以下「川中の中小繊維製造事業者」という。）が主体となって、新たに国際競争力のある費用効果（コストパフォーマンス）の良い商品を一貫して国内において企画、開発、生産し、内外で販売する、今後のビジネスモデルとなる事業を対象とします。

具体的には、以下のすべてを満たす事業です。

(1) 川中の中小繊維製造事業者が大きな位置づけを占めて、企画、開発の全部又は一部を主体的に行うものであること。（商品は最終商品に限らず、衣料用に限らないが糸は除く。また、販売は小売に限らない。）

なお、助成対象となった初年度中に、商品の企画、開発、生産、販売のすべてが行われる事業であることは求めないが、補助対象となってから遅くとも2年度目の末までに、商品の企画、開発、生産、販売のすべてが行われる事業でなければならない。

(2) 助成対象事業は、自ら原材料を買い、生産し、商品を販売するものであること。（会計処理上、明白な賃加工のみならず、実質的にも賃加工ではないもの。）

(3) 助成対象事業は、具体的な最終購買層（例：東京23区内等に居住の30代女性の高所得キャリア、携帯電話の〇〇部品）を想定し、そのニーズにマッチしたものであること。（衣料用生地の商品企画、開発、生産、販売のように、直接の販売先が消費者でない場合にも、最終購買層を想定すること。）

(4) 生産面及び流通・販売面の両面において、既往の事業に比べて、費用効果の相当程度の向上が図られるものであること。

① 生産面：生産性の向上又は生産工程のロスの低減（工場在庫（所有権の如何にかかわらず、自己の敷地内で管理している在庫）の削減等）

② 流通・販売面：流通、販売におけるロスの低減（流通経路の短縮、返品が行われないこと、流通及び販売在庫の削減等）

(5) デザイナー、スタイリスト、企画・コンサルタント等を活用し、外部から十分な経営資源の補完が行われているものであること。

(中 略)

#### 4. 助成金額等

(1) 助成対象経費は、補助対象事業の2年間の各1年間の経費が対象となります。ただし、平成15年度においては、30億円のうちの15～20億円以内について、平成15年度1年限りの補助しか求めない申請案件を優先して交付対象とすることとします。

(2) 助成金の上限は特に設けませんが、1件当たり単年度の助成対象経費総額の規模は、1,000万円以上とします。

(3) 助成対象経費は、別表のとおりです。

なお、生産、販売に係る経費は、あくまで本業によって企画、開発する商品に係るものに限り認められます。また、交付申請書及び事業完了報告書等の作成に係る業務費用は認められません。

(4) 助成金額は助成対象経費総額の2/3以内です。

(5) 下記の助成事業を除く自治体等の補助は認めますが、その結果、助成対象事業者の自己負担が助成対象経費総額の1/5未満となる申請は認めません。

- ① 国の補助事業又は事業団の他の助成事業
- ② 繊維産業活性化基金による助成事業

(以下省略)

平成15年度における川中繊維産業全体の採択件数は、申請件数575件のうち110件。このうち綿スフ織物業としては6件が採択された。

事業開始2年目の平成16年度では全体で269件申請があったうち、169件が採択され、綿スフ織物業では11件が採択された。

その後、経済産業省は平成16年9月末に川中自立加速化委員会（委員長：松田正夫大阪繊維リソースセンター顧問）を設置し、自立事業の加速化を図るための検討を行った。

そして平成16年11月25日、同委員会が開催され以下の内容の報告書が提出された。

## 自立事業の問題点及び改善策について

平成16年11月25日

(前略)

### 1. 経営・取引実態を踏まえた案件の採択

#### (1) 販売形態について

(問題点)

- 15年度、16年度採択案件の約6割が最終ユーザーへの直販事業を計画した。直販事業は、川中企業が最終ユーザー情報に自ら接することにより、商品企画力を向上させ、流通ロスの削減にも最も寄与する販売形態であり、自立事業の趣旨に叶っている。
- 他方で、最終ユーザーへの直販事業は、川中事業者にとってリスクが大きい。実際にも、15年度の採択案件の場合、15年度中に店舗を開設することを計画した49件中、それが達成できたものは39件に過ぎない。さらに店舗開設に至った案件の中でも、事業計画どおりに進展していると考えられる案件は多くはないと見られる。小売ビジネスに特有な問題（立地の問題や品揃え、ディスプレイ、広告等への対応）が川中企業の小売進出への障壁となっている。それにもかかわらず、実際の審査では、企業体力やノウハウの蓄積を勘案しつつも、リスクの極めて高い最終ユーザーへの直販を高く評価する結果となっている。

(提言)

自立事業の審査委員の間で、以下の点について、認識の共有を図るとともに、川中企業に対し、十分な説明を行う。

- 最終ユーザーへの接近の目的は、①最終ユーザーのニーズをくみ取り商品企画力を向上させるとともに、②流通ロスを削減することにある。この目的を果たすための販売形態としては、川中事業者が最終ユーザーと直接に取引することが唯一最善の方法ではなく、しっかりした販売体制と販路を持ち、相応のリスクを負い、売上情報等を共有できるアパレルや小売と連携を図ることも、有力かつ現実的な選択肢となること。
- 最終ユーザーへの接近に伴うリスクとリスク負担能力とが見合ったものでなければならないこと。
- 原則としては、最終ユーザーに接近することを要件とするが、最終ユーザーへの接近に伴うリスクが、当該申請企業のリスク負担能力から見て過大となる場合には、販売先と最終ユーザーとの距離が従来と変わらないことも許容する。
- 川中企業が川下企業との連携によって最終ユーザーのニーズをくみ取り、商品企画力を向上することができるよう、川中企業と共同申請者となる川下企業とが、売上情報をできるだけ共有するよう努めること。取引実態と大きく乖離した内容を要求すると新規連携が進まないことから、採択に必要な最低限の水準と望ましい水準を提示する。申請時において、より高い水準で情報共有することが確認された案件については、審査において高く評価するものとする。
- 川中企業と共同申請者となる川下企業が、両者の間でビジネスリスクが適当に配分されるような取引条件の設定及び遵守に努めること。取引実態と大きく乖離した内容を要求すると新規連携が進まないことから、努力目標として遵守することが望ましい取引条件項目を提示し、申請時において、より多くの項目について取引条件とすることが確認された案件については、審査において高く評価するものとする。
- 連携の具体的なイメージを事業者を持たせるため、公募前の産地説明会等において、織布、編立て、染色・加工、縫製、アパレル、小売（SPAを含む。）について、自立事業の主体となる川中企業ごとに、現実的な組合せと、その組合せごとの現状・課題・留意点等を提示すること。

## (2) 委託生産の扱いについて

### (問題点)

- 公募要領上、自販することが助成要件とされているため、商品の企画・開発、生産能力が優れているにもかかわらず、信用力が不足していることなどから、自販に踏み出すことができない企業にとっては、採択の途が閉ざされている。

### (提言)

- 原則としては、自販を要件とするが、自販に伴うリスクが当該申請企業のリスク負担能力から見て過大となる場合には、信用力を補完し、申請者に代わり原材料の購入及び製品の販売を行う委託先を共同事業者として明確に位置づけた上で、例外的に申請者の委託生産を許容する。ただし、その場合でも商品の企画・開発、生産は申請者自ら行うことを必須とする。

## 2. 審査の合理性

### (問題点)

- 申請書が大部なことから、審査する側と申請書を作成する側双方にとって過重な負担となっている。
- 本年の審査において、申請者が折角良い事業計画を考えながら、申請書の書き方が稚拙なため書類選考における評価が低く、面接において正当に評価される案件が少なくないことが判明した。

### (提言)

- 申請書を簡略化する。記載事項の重複の排除、記述量の削減等により、従来は、定款や財務諸表等添付書類を除き25枚程度だったものを、10枚程度に納める。
- 面接を重視し、書類選考後、可能な限り多くの案件の面接を行う。
- 事業計画の質の向上を図るため、申請前に、事業計画に関するアドバイスを実施する。

### (略)

## 3. 採択案件の効果的サポート

### (問題点)

- 現状では、経済産業省・中小企業基盤整備機構は、案件の採択までは関与してきたが、その後の事業の実施は、基本的に採択事業者に委ねられてきた。目に見える成果を出すためには、採択後の効果的サポートも重要である。

### (提言)

- モデルケースと成り得る案件を指定し、実務経験豊富な有識者を活用して、採択後もきめ細かなフォローを実施する。

- ・現在、年1回の①事業報告書の提出、②経済産業省繊維課、経済産業局、中小企業基盤整備機構（支部も含む。）による現地調査を実施しているが、これらは継続する。

〈以下項目のみ記述、内容は省略〉

4. 優れた川中事業者とアパレル・小売等の出会いの促進
5. 自立事業の評価
6. 助成規模の設定
7. その他

経済産業省はこの報告を受けて、以下のとおり平成17年度の本自立事業の採択基準等の見直しを行った。

#### —自立事業の改正のポイント—

- ・川中企業と川下企業の連携を促進する

川中企業がリスクを顧みず無謀に小売事業に進出するのではなく、川下企業と売上情報を共有し、取引条件の改善を図りながら連携することを現実的・有力な選択肢として評価する。

- ・審査を改善する

申請書類を半減し、面接を重視する。また申請前に事業計画に関するアドバイスを実施し、よりよい事業計画の作成を支援する。

- ・採択案件を効果的にサポートする

アドバイザーを活用し自立事業の運営に深く立ち入った指導を実施する。

- ・出会いの場を設ける

経済産業省・中小機構が主導し、産地の優れた川中事業者とアパレル・小売等の出会いの場（非常設の展示会）を設け、直接の連携を促す。出会いの場は採択事業者から中心に選ぶ。

また、上記の“審査の改善”を受けて「自立事業企画立案支援のアドバイス制度」を立ち上げ事業計画立案に関する無料アドバイスを実施した。

平成17年7月1日には平成17年度の自立事業の採択結果が発表され、全申請件数295件のうち88件が採択され、このうち綿スフ織物業関係は4件が採択された。

## I-Ⅷ-12 FTA, EPAの動きについて

FTA（自由貿易協定：Free Trade Agreement）については、『特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減或いは撤廃することを目的とするもの』と定義され、一方のEPA（経済連携協定：Economic Partnership Agreement）については『特定の二国間又は複数国間で、その域内の人、もの、金の移動の更なる自由化、円滑化を図ることを目的に、水際及び国内規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うもの』と定義される。

2003年までにWTOに通報があった地域貿易協定の累計数については

1970年	6
1990年	31
2003年	184

と、近年急速に増加してきている。

日本におけるFTA, EPAへの取り組みは遅く、平成14年（2002年）1月に我が国はシンガポールとのEPAを初めて締結し、以後メキシコとのEPAを平成16年（2004年）9月に締結署名し、さらに平成17年9月にタイとのEPAを大筋で合意し、同年12月13日にはマレーシアとのEPAに署名したことが発表された。

以下日本が平成17年末までに締結した三つのEPA（経済連携協定）の概要を示す。

#### —日本・シンガポール経済連携協定（JSEPA）の概要—

##### 総則

##### ○総則（第1章）

総括委員会を設置し、両国間で毎年開催し、協定の適正実施を確保するとともに、両国間の経済連携の一層の強化に向けた協議を実施する。総括委員会の下にはワーキング・グループを設け、産業界、学会からの参加も可能とし、幅広い層からの意見を反映させる。

#### ○物品の貿易（第 2 章）

物品貿易の関税の撤廃・貿易救済措置（二国間セーフガード等）の整備など。

#### 関税の撤廃

シンガポール側は、わが国に対して全品目、無税譲許を約束した（新規の約束は酒類の 4 品目のみ）。

日本側はシンガポールからの輸入の 93.8%の関税を撤廃（現在は 84.2%）。このうち鉱工業品については、多くの化学品、石油製品、繊維等の関税を新たに撤廃することにより、88.2%無税から 98.2%無税となった。（残った鉱工業品 10 品目については、6~8 段階で引き下げを行う。）農林水産品についても一部実行関税無税の品目等を関税撤廃の対象とした。

#### 二国間セーフガード措置

関税を撤廃することによる予期せぬ状況の進展から輸入が増加し、国内産業に重大な損害またはそのおそれが生じた場合に、一般の譲許税率まで戻すような貿易救済措置が導入された。

#### ○原産地規則（第 3 章）

※FTA 原産地規則は、当該製品の生産、加工又は製造がその国の原産であるか否かを判断するルールを規定したものである。

第 3 国からの迂回輸入の防止の観点から、特惠関税享受のための原産地の定義（原産地規則）を明確化した。

具体的には日本が途上国向け一般特惠関税制度において採用する関税番号変更基準を原則としつつ、シンガポール側の関心が高い石油・化学関係の品目を中心に 264 の品目について付加価値基準の原産地規則が適用された。これら 264 の品目については、日本側提案の関税番号変更基準（大部分がわが国の特惠原産地規則）

又は付加価値基準（60%以上）が適用される。

原材料が①締約国において 60%以上の付加価値率を確保し、②いずれかの当事国において最後に十分な加工が行われる場合、原産原材料価額は、原材料の価額の 100%となるものとする（ロールアップテストルール）。それ以外の場合は、純粋に締約国内で生じた原材料の価額であるものとする。

繊維関係の品目で付加価値基準が適用されるものは一切なし。

その他日本側が無税譲許した品目については、日本側提案の関税番号変更基準が適用される。

「繊維関係については、①原則締約国内で造られた糸から製造されたもの、②但し、布帛衣料については、締約国内で造られた織物から製造されたもの」となる。

シンガポールの近隣地域における委託加工をシンガポールにおける作業と認めるとの例外措置の適用は、日本の希望通り完全に消滅した。原産地証明書の発給は、日本は商工会議所、シンガポールは貿易開発庁（TDB）。有効期間は 12 ヶ月。複数回の輸入には使用できない。

$$\text{○付加価値率} = \frac{\text{FOB 価額} - \text{非原産原材料価額}}{\text{FOB 価額}} \times 100\%$$

$$\text{○非原産原材料価額} = \text{総原材料価額} - \text{原産原材料価額}$$

#### ○紛争の回避及び解決（第 21 章）

協議における友好的な解決が最も重要であるとの考え方にに基づき、多面的な協議規定を設ける。他方、協定により与えられる利益が侵害され、協議による解決が得られない場合には、仲裁裁判により終局的な解決が得られるよう手続規定を整備する。

なお日本シンガポール間では繊維貿易が微少であり（日本の総輸出に占める繊維品のシェアは 0.6%、同じく総輸入に占めるシェアは 0.2%）、かつ原産地規則の判断基準も繊維業界の要望（関税番号変更基準）が認められたこともあり、日・シンガポール EPA の繊維産業に及ぼす直

接の影響は小さいものと言えるが、日本が無税譲許しない品目に重油を含む石油製品が含まれることになった。

#### —日本・メキシコ経済連携協定の概要—

##### ○協定の狙い

日本とメキシコの間の商品、人、サービス、資本の自由な移動を促進し、双方の経済活動の連携を強化するとともに、競争政策、ビジネス環境整備、人材育成や中小企業支援等の二国間協力を含む包括的な経済連携を推進する。

##### ○日本にとっての意義

- ・メキシコ市場（人口約1億人、世界第10位の経済規模を有する成長市場）へのアクセスの拡大

- ・南北アメリカ市場への進出拠点（ゲートウェイ）の確保

メキシコは北、中、南米諸国、EU諸国等42カ国とFTAを締結しており、これらの市場への参入機会が生まれる。

- ・日本が被っている不利益の解消

メキシコへ輸出するほぼすべての鉱工業品について、10年以内の関税撤廃が約束されており、今後の輸出拡大が期待される。

##### ○協定の内容

協定は前文、本文177箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関し、実施取極が作成されている。

##### ○分野別の合意事項

###### (イ) 物品の貿易

農産品と工業品を含む包括的な関税の撤廃と引き下げを行う。

###### (ロ) 貿易円滑化のための税関手続き

両国は迅速な通関手続きのために互いに協力する。

###### (ハ) 越境サービス貿易

越境サービス貿易の自由化を原則とし、相手国のサービス提供者に対して、原則として内国民待遇及び最恵国待遇を与えるこ

とを約束。

###### (ニ) 投資

互いの国の投資家に対し、投資の自由化と保護のために内国民待遇及び最恵国待遇を与え、例外を明記することで透明性の高いルールを規定。

###### (ホ) 政府調達

本規定によりメキシコは政府機関、政府系企業のサービス、建設サービスや財の調達を我が国企業にも開放。

###### (ヘ) 競争政策

両国は執行活動に関する通報やその他執行活動上の協力・調整等を通じ、反競争的行為の規制の分野において協力する。

###### (ト) ビジネス環境整備

両国の企業間の貿易・投資を促進するためのビジネス環境を整備するため、協議する。ビジネス環境整備委員会を設置。

###### (チ) 二国間協力

両国の経済連携の強化に資するべく、貿易投資促進、裾野産業、中小企業、科学技術、人材育成、知的財産、農業、観光、環境の9分野において二国間の協力を進める。

###### (リ) 紛争処理

#### —日本・マレーシア経済連携協定の概要—

##### ○意義

- ・東アジア・コミュニティ構想の具現化

→ASEAN諸国との包括的な連携の重要なステップとなる

- ・マレーシアにおける日本企業の経済的利益の確保

→。マレーシアの事業環境の向上

- ・部品調達コスト等の低減による競争力向上

- ・新たなビジネスモデルの可能性

- ・マレーシア産業の国際競争力の強化

→。国内産業を国際競争力にさらすことで強化すべく、段階的に自由化



- 日本側からの各種協力を通じた競争力強化

○特徴

- ・ 包括的経済連携協定である（物・資金・人材の移動の自由化・円滑化，ルールとの調和，並びにそれらに伴う協力を対象）
- ・ ハイレベルな自由貿易協定である（ほぼ全品目の関税を撤廃することとし，WTO ルールの求める水準を遙かに超える）
  - ◦ 知的財産，競争，基準認証，ビジネス環境整備等に係るルールを整備
    - 物品貿易では，約 9,300 品目を対象（中タイ間のアーリーハーベストは約 200 品目が対象）
- ・ サービス貿易では，規制の透明性・安定性を向上
  - 投資でも透明性，安定性の向上に加え，投資家・投資財産の保護を強化

○繊維分野の協定内容

① 関税

日本マレーシア双方は繊維品目（50～63 類と 65 類・94 類の一部。HS コード 9 桁で 1,109 品目）のすべての品目について撤廃。このうちほぼすべての品目（1,097 品目）については即時撤廃。

注）一部例外品目（ゴム糸，帽子，布団等）は協定発効から 7 年で完全撤廃。

② 原産地規則

日本が主張した関税番号変更基準原則 2 工程ルールで決着

③ ASEAN 域内の累積原産地規則について

日本マレーシア EPA においては，繊維品目の大半について ASEAN 累積ルールを採用した。これによる双方のメリットは以下のとおり。

- (イ) 日本と ASEAN との経済的な連携を強化するという当初の基本路線の達成に向けて大きく前進する。
- (ロ) グローバル展開している日系企業は，ビジネスの幅が広がる。
- (ハ) マレーシアは地場の川上・川中業界が弱いいため，2 工程を自国で満たすのは難しいが，このルールで輸出の可能性が広がる。

※累積原産地規則について

日本マレーシア EPA では，繊維製品について，ASEAN 域内で 2 工程を行えば EPA の対象製品として認める，というルール。

上記のメリットのほか，中国等の第三国産のテキスタイルが ASEAN で縫製され，無税で輸入されるという動きは防ぐことができると考えられる。

今後，日本と EPA を締結する ASEAN 各国に同様のルールを適用していくことを想定している。

## 第Ⅱ章 設備登録制

昭和 25 年に勃発した朝鮮戦争による特需により、わが国の織布設備は飛躍的に増加していき、戦争終結後はそのつけが一気に回ってきた形となった。前述のとおり業界全体を取り仕切る全国組織の団体が必要になった。

昭和 27 年 11 月に日本綿スフ織物調整組合連合会と全国の調整組合において実施が認められた調整事業ではアウトサイダーへ効力が及ばず、関係当局へ働きかけを行った結果、昭和 29 年 5 月に中小企業安定法が改正され、同年 11 月 2 日に「綿スフ織物業生産設備制限規則」と「未登録綿スフ織機設置制限規則」が通商産業省令で発令され、日本の綿スフ織物事業者全体に規制がかかることとなった。

設備登録制が実施されはじめた初期のころは、産地組合の地区変更、制限織物の追加、組合の名称変更などが承認される等、登録制草創期らしい外形整備的な改正が行われた。

昭和 33 年に入ると中小企業団体の組織に関する法律が施行され、同法の 57 条命令の「綿スフ織物調整規則」が 4 月 25 日付省令第 32 号により発令されることとなり、「綿スフ織物業生産設備制限規則」は廃止された。

また 58 条命令である「織機設置制限規則」も同日付省令第 33 号により発令され、「未登録綿スフ織機設置制限規則」は廃止された。

### Ⅱ-1 設備登録制とは

設備登録制とは、織布製造において使用する織機の過剰設置を防ぐために採られた規制制度であり、「中小企業団体の組織に関する法律」（団体法）の 57 条命令「綿スフ織物調整規則」と 58 条命令「織機設置制限規則」によって、— ①登録を受けた織機以外で「制限織物」（綿・スフ織物）を織ってはならないこと。②何人も織機を新たに設置してはな

らないこと。— という“規制”が全国にかけられ実施された。

連合会、産地組合の調整事業と登録制との関係はつぎのとおり。

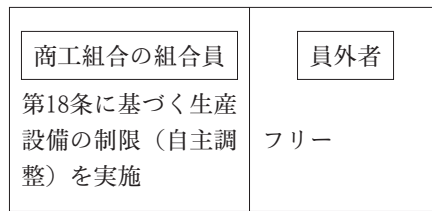
- ① 団体法 18 条の規定により、産地組合は調整規程を作って調整事業を行うことができる。
- ② 連合会は団体法 32 条の規定により、産地組合の調整規程の内容を統括した総合調整規程を作り全国的に調整事業を行うことができる。  
しかし、このままでは規制がかけられるのは組合員に対してであり、アウトサイダーに対しては効力が及ばない。
- ③ 連合会は調整事業を実施していく上でアウトサイダーの事業活動が妨げとなって効果が出ないため、アウトサイダーをも規制する安定命令（調整規則）を発令されるよう通産大臣に対して申し出る。
- ④ 通産大臣は上記③の申し出を正当性があるものと判断し、団体法 57 条命令（綿スフ織物調整規則）を発令し、すべての事業者（アウトサイダーを含む）が従うようにする。
- ⑤ さらに、57 条命令だけでは事業者に対しては効力が及ぶが、新たに事業者となる者に対しては“設備の新增設制限”がないため、団体法 58 条命令（織機設置制限規則）を発令して、“何人も織機を新たに設置してはならない”（新設制限）という規制をかける。

これが“設備登録制”と言われているものである。登録制のスキーム図を次頁に示す。

登録制の根幹は織機台数増加の防止であって、綿スフ織物事業者は現有織機台数（正確には換算台数）を超えて織機を設置することは認められなかった。

スキーム図

団体会法 18 条（商工組合）



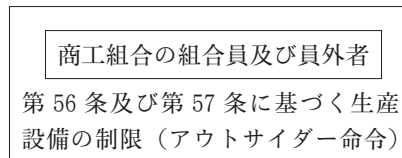
団体会法 32 条（商工組合連合会）

組合員は制限対象となる綿織物の生産に商工組合の登録を受けた設備以外のものを使用してはならない。

- ・商工組合からの申し出
- ・自主調整では員外者の存在によりその効果が阻害されると認定

**【商工組合調整規程を大臣が認可】**

団体会法 56 条（商工組合）



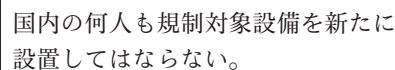
又は

団体会法 57 条（商工組合連合会）

事業者（組合員及び員外者）は制限織物の生産に、主務大臣の登録を受けた設備以外のものを使用してはならない。

**【調整規程等を参酌した大臣の安定命令】**  
 アウトサイダー命令発動後又は発動に際し大臣が特に必要と認めた場合

団体会法 58 条



**【大臣の設備新設制限命令】**

登録手続きについては「綿スフ織物調整規則」第4章の雑則において本会に事務処理委託されており、事務手続きの具体的方法については別途定められた「綿スフ織物調整規則実施要領」により実施された。

登録手続きの具体的内容については大凡つぎのようなものがあった。

- ・入替…古い織機を廃棄して新しい織機に入れ替える場合
  - ・廃棄…古い織機や故障した織機を処分する場合
  - ・譲受(渡)…織機の譲り受け渡し（貸し借り含む）を行う場合
- ※登録台帳の事業者名は織機を実際に使用している者（所有者でなく

使用者主義が採られた）の名称が記載された。

- ・相続…登録台帳に記載されている個人事業者が死亡した場合
- ・名称変更…法人の名称が変わった場合や個人事業者が婚姻、改名等により姓名が変わった場合等
- ・設置場所変更…織機の設置場所に変更があった場合
- ・装置変更…織機の開口装置、杼替装置等に変更があった場合  
 (例)開口装置のタペットからドビーへ変更、  
 杼替装置単丁杼 1×1 から 2×2

へ変更する場合等

- ・区分変更…“広幅生地” “広幅先染” “小幅生地” “別珍・コール天” “その他” の織物区分を変更する場合（本変更については昭和 63 年 10 月末日をもって廃止された）

登録事務の変更手続きの流れについては、— 事業者が管轄する産地の工業組合に申請を行い、産地組合が現状確認を行った後、申請書類を整えて本会に提出する。本会は提出された書類に基づき保管している台帳の記載内容を訂正（変更）し、承認書を組合を通じて事業者に戻送する。— というものであった。

設備登録制に基づく綿スフ織物業の各年度別の企業数、織機台数は下表のとおり。

企業数、織機台数の推移（綿スフ織物業）

年 別	企 業 数	登録織機	制限外織機	織機合計	年 別	企 業 数	登録織機	制限外織機	織機合計
昭和 30 年	13,200	428,202		428,202	昭和 50 年	17,906	370,973	20,747	391,270
31 年	13,308	427,599		427,599	51 年	17,410	362,802	20,224	383,026
32 年	12,662	428,542		428,542	52 年	17,367	361,208	20,154	381,362
33 年	12,753	411,229	35,903	447,132	53 年	16,552	341,406	18,527	359,933
34 年	13,311	403,902	35,895	439,797	54 年	15,815	321,773	17,122	338,895
35 年	13,368	371,075	33,727	404,802	55 年	15,304	314,614	16,607	331,221
36 年	13,099	368,139	34,318	402,457	56 年	14,843	304,820	16,102	320,922
37 年	13,122	365,114	35,493	400,607	57 年	14,604	301,604	16,049	317,653
38 年	12,207	362,117	36,028	398,145	58 年	14,409	299,831	15,842	315,673
39 年	12,159	363,324	35,902	399,226	59 年	14,294	296,571	15,665	312,236
40 年	12,630	388,095	33,161	421,256	60 年	14,235	292,094	15,426	307,520
41 年	12,739	392,597	31,640	424,327	61 年	12,797	268,419	13,907	282,326
42 年	16,885	393,016	31,555	424,571	62 年	12,572	259,956	13,566	273,522
43 年	16,949	388,237	30,954	419,182	63 年	11,106	228,937	12,098	241,035
44 年	17,190	379,928	29,668	409,596	平成 元年	10,948	219,575	11,853	231,428
45 年	17,078	373,861	28,716	402,577	2 年	10,689	213,172	11,533	224,705
46 年	17,026	368,614	27,862	396,481	3 年	10,330	201,806	10,948	212,754
47 年	16,357	340,213	25,700	365,913	4 年	9,805	185,837	10,275	196,112
48 年	15,382	310,858	21,323	332,181	5 年	9,309	170,302	9,620	179,922
49 年	18,281	380,694	21,246	401,940					

- (註) ① 本表の数値は設備登録制実施により、綿スフ工連調査の数値で工業統計、織維統計の数値とは異なる。  
 ② 企業数、織機台数は織布専業者と紡績兼営業者の合計数値。  
 ③ 昭和 30 年～41 年は織維統計による工場数。昭和 42 年以降は綿スフ工連調査による企業数

## II-2 登録制の改正から廃止へ

### (1) 綿スフ織物調整規則

綿スフ織物調整規則については昭和 61 年以降以下の内容の改正が行われた。

#### ① 追加登録制の導入

「昭和 61 年 10 月 31 日付省令第 64 号」— 追加登録制の導入 —

昭和 61 年度の登録制改正においては、それまで基本的に継続されてきた登録制の枠組み自体に初めて改正が加えられることとなった。

具体的には追加登録制が実施されることとなった。

追加登録制の具体的内容は、57 条命令、58 条命令の基本的な枠組みは維持して、一定の要件に該当

する場合については織機をスクラップせずに、新たに設置して登録を認めるという制度である。

登録が認められる一定の要件とは、つぎのとおりである。

- (イ) 繊維工業構造改善臨時措置法に基づき通商産業大臣の承認を受けた構造改善事業計画に従って設置する設備
- (ロ) 通商産業大臣の承認を受けた施設共同化事業計画に従って設置する設備
- (ハ) その他繊維産業の構造改善に特に資するものとして通商産業大臣が承認した設備

## ② 特別登録制の導入

「昭和62年10月31日付省令第55号」——特別登録制の導入——

設備登録制の改正の第二段として、昭和62年10月の改正時に「特別登録制」が導入された。

特別登録制とは綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の3業種について、事業者がある業種（例：綿スフ織物）の登録織機を、他の業種（例：毛織物）の製造の用に供したい場合、他の業種の既存の設備の10%の台数の範囲内で登録を受け、当該業種の織物を織ることができる制度であって、同年の12月1日より施行された。

この他、62年10月の改正時において、当時登録制を実施していた11業種（綿スフ、絹人織、毛、麻、タオル、細幅、組ひも、くつ下、ニット、編レース、ねん糸）の中で、細幅織物等製造業（リボン及び織マークを除く）と組ひも製造業については57条命令（調整規則）と58条命令（設置制限規則）が廃止され、くつ下製造業については57条命令が廃止（58条命令はすでに廃止）されるとともに、ねん糸機のアップツイスターについては58条命令の適用外となった。

特別登録ができる織機台数については、11月26日付で通商産業省告示された。

この告示によって毛・麻から綿スフへ特別登録できる台数は28,900台、綿スフ・麻から毛へ特別登録できる台数は6,600台、綿スフ・毛から麻へ特別登録できる台数は600台（いずれも換算台数）と定

められた。

通商産業省告示第518号

綿スフ織物調整規則（昭和47年通商産業省令第123号）第7条第2項の規定に基づき、同項の登録を行うことができる織機の台数を次のように告示する。

昭和62年11月26日

通商産業大臣 田村 元

2万8千9百台。ただし、綿スフ織物調整規則（昭和47年通商産業省令第123号）別表5の上欄に掲げる織機の種類ごとに、同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た数をもって、織機の台数とするものとする。

## ③ 複数登録制の導入

「昭和63年10月31日付省令第60号」——複数登録制の導入——

登録制に対する63年10月の改正では、複数登録制が導入された。

複数登録制とは綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の3業種について、事業者が当該業種の中のある業種の登録織機を他の2業種（両方又はいずれか）の織物の製造の用に供しようとする場合に、申請をして通商産業大臣の承認が得られれば複数の織物を織ることが認められる制度のこと。

この複数登録制の導入によって、綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の間で実施されている特別登録制は発展的に解消されることとなり、新たにタオル製造業と綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の3業種との間に特別登録制が導入されることとなった。

タオルと綿、毛、麻の3業種との間の特別登録制については、それぞれの業種の既存設備の5%の台数の範囲内で、3業種のいずれかからタオルへ、又はタオルから3業種のいずれかへ特別登録して当該業種の織物を織ることができるようになった。

なお、綿スフ織物調整規則の改正された内容については同年12月1日から施行された。

その他、本会関係以外では63年10月の改正で、ねん糸製造業のうち、かさ高加工糸製造業の58条

命令が廃止され、細幅織物製造業（リボン・織マークに限る）を 58 条命令の対象から外すとともに、57 条命令（全国を規制対象とする命令）から 56 条命令（福井県のみを規制対象地区とする命令）に変更した。

また複数登録制導入による村区分（綿スフ、絹人織等の制限織物の区分のこと）の大幅緩和にともない、綿スフ織物業、毛織物業、絹人絹織物業において実施されていた字区分（綿スフ織物業の場合は— 広幅生地、広幅先染、小幅生地、別珍コール天、その他 — に分けられていた）が廃止された。

#### ④ 追加登録の一部改正

「平成元年 10 月 31 日付省令第 72 号」では、スクラップなしでビルドできる織機に改正繊維法による構造改善円滑化計画によって承認された織機が加わることとなり、有効期限が 1 年間延長された。

#### ⑤ 新規登録の導入

「平成 2 年 10 月 31 日付省令第 51 号」— 新規登録の導入 —

平成 2 年 10 月の改正においては、新規事業者がある一定の条件の下に、新たに織機を設置することが認められる“新規登録制”（新規事業者に限り 50 台を限度とする）が導入され、タオルと綿スフ、毛、麻の 3 業種との間で実施されていた“特別登録制度”が廃止され、改めて綿スフ、絹人絹、毛、麻、タオルの織物全分野において複数登録制が取り入れられることとなり、改正内容については同年 12 月 1 日より施行された。

#### ⑥ 新規登録の台数制限の撤廃

「平成 3 年 10 月 31 日付省令第 61 号」では、新規登録制度の台数制限が撤廃されるとともに、有効期限が 1 年間延長された。

#### ⑦ 個別審査制の導入から 57 条命令の廃止へ

「平成 4 年 10 月 30 日付省令第 67 号」では、織機を新設する場合、スクラップアンドビルドの原則を廃止し、今後織機を新設する場合は、業界事業者の

経営の安定に重大な悪影響を及ぼさない限り認められる“個別審査制”が導入されることとなり、これに伴い追加登録制と新規登録制は廃止されることとなった。

58 条命令である「織機設置制限規則」は平成 4 年 10 月の改正時には延長されず廃止されることとなった。

そして翌年の平成 5 年には 57 条命令である「綿スフ織物調整規則」は延長が行われず、平成 5 年 10 月 31 日をもって 40 年の長きにわたり続いた設備登録制は幕を閉じるのである。

## (2) 織機設置制限規則

### ① 追加登録の導入

「昭和 61 年 10 月 31 日付省令第 64 号」— 追加登録の導入 —

昭和 61 年度の登録制改正においては追加登録制が実施されることとなり、一定の要件を満たす場合には織機をスクラップせずに、新たに設置して登録を認められることとなった。

織機設置制限規則には、第 1 条（織機の設置の禁止）の例外規定として第 5 項に以下の内容が追加され、一部改正が行われた。

- (イ) 繊維工業構造改善臨時措置法に基づき通商産業大臣の承認を受けた構造改善事業計画に従って設置する設備
- (ロ) 通商産業大臣の承認を受けた施設共同化事業計画に従って設置する設備
- (ハ) その他繊維産業の構造改善に特に資するものとして通商産業大臣が承認した設備

### ② 特別登録の導入

「昭和 62 年 10 月 30 日付省令第 54 号」では特別登録の導入と 58 条命令が廃止された業種並びに対象設備機種に対する関係箇所について規則の一部改正が行われた。

### ③ 複数登録の導入

「昭和 63 年 10 月 31 日付省令第 65 号」では綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の 3 業種において複

数登録制が導入されたこと、又この3業種とタオル製造業との間において特別登録制が導入されたこと並びにねん糸製造業のうちの“かさ高加工糸製造業”と“細幅織物（リボン・織マークに限る）製造業”の58条命令が廃止されたことに伴う規則の一部改正が行われた。

#### ④ 追加登録の一部改正

「平成元年10月31日付省令第77号」では、スクラップなしでビルドできる織機として、改正された繊維法による構造改善円滑化計画によって承認された織機が加わることとなり、このための規則の一部改正が行われるとともに有効期限が1年間延長された。

#### ⑤ 新規登録制の導入

「平成2年10月31日付省令第59号」では新規事業者が一定の条件の下に新たに織機を設置することが認められる新規登録制度が導入されたこと、綿スフ、絹人絹、毛、麻、タオルの織物全分野において複数登録制が導入され、タオルと綿スフ、毛、麻との間で実施されていた特別登録制が廃止されたこと

に伴う規則の一部改正が行われた。

#### ⑥ 58条命令の廃止

「平成3年10月31日付省令第66号」では有効期限が1年間延長されたが、翌年は改正（延長）されず、58条命令である織機設置制限規則は平成4年10月31日をもって廃止された。

### II-3 設備登録制廃止への経緯

設備登録制については自主規制の時代を含めると昭和27年から途切れることなく平成年代まで続き、当初の導入目的であった“過当競争の激化から業界を守る”ことから次第に“業界秩序の維持”や“大企業参入の阻止”のための施策としての役割を担うようになってきた。

通産省においてはかなり早い段階からこの“設備登録制”に関する議論が交わされてきており、昭和51年の産構審・織工審の提言においては「設備登録制のような同業種の現状固定的な仕組みはもはやその政策的意義を失いつつあり、できるだけ早い時期に延長を停止すべき」とした基本的方向が示された。

#### 〈51年提言の内容〉

（前略）

設備登録制は、不況克服の緊急措置として導入されたものであるが、その後対象範囲が変更されながら毎年延長され、今日に至っている。その間この制度は、業界秩序の維持などにある程度の効果をもたらしているが、無籍設備の発生等もあって設備過剰の事態を解消するのに有効かどうか疑問を持たざるを得ない。更に、今後の繊維産業が異業種間の結び付きを通じて活力と柔軟性に富む企業ないし企業グループの形成に努めるべきであるとの観点に立てば、設備登録制のような工程別同業種間の現状固定的な仕組みは、もはやその政策的意味を失いつつあるといわざるを得ない。

しかし、この制度が長い間毎年延長されてきたため、これを直ちに停止することは、現実問題として混乱を生じる可能性があるため、段階的な解消の方法の検討を含め必要な準備を早急に進めるべきである。そして、現行法による構造改善事業の成果を見きわめつつ、できるだけ早期にこの延長を停止すべきである。

また、織機などの登録制のように製品の種類ごとの登録区分が既に現実的な意味をもたなくなっているものについては、これを廃止することも検討に値するであろう。

更に、繊維産業の中小企業性を考慮し、循環の変動による不況を克服するための措置の効果的な活用を検討するとともに、業界団体が新しい理念に基づいて果たすべき役割を探求するなど、業界に無用な不安を与えないよう配慮する必要がある。

その後も種々議論が交わされ、両審議会による繊維ビジョン（新しい繊維産業のあり方）の策定段階においては、昭和58年7月4日の合同審議会において、設備登録制を中心議題とした集中審議が行われた。

合同審議会へは本会から池治会長が業界側委員として、仕入日絹連理事長、伊藤毛工連理事長らとともに出席し、“設備登録制については施策の基礎となっており、廃止すれば業界組織は崩壊し、地域経済に一大混乱をもたらすこととなる。このため廃止については絶対反対である。”という内容の発言を行っている。

その後、7月11日には自民党繊維対策特別委員会に、8月8日には福田衆議院議長に対し中小繊維10団体名で登録制存続を陳情した。また、本会は8月29日に産構審・織工審の合同政策小委員会に対し意見書を提出し、登録制存続を強く求めた。

さらに織布5工連では登録制存続に対する国会請願を行うことを決め、8月より署名運動を行った。そして同年の9月30日から10月6日の間に、衆参両議院議長に対し請願書を提出した。

この請願に対しては、紹介議員が衆議院議員115名、参議院議員54名で署名者総数は24万人であった。

### 織機登録制の存続に関する請願書

#### 1. 請願の要旨

現在、織物業界は企業経営の安定と業界秩序維持のため、中小企業団体の組織に関する法律（団体法）に基づき織機の登録制を実施しておりますが、この制度が廃止された場合、企業の経営と業界組織の安定に重大な支障が生じますので、この制度を現行通り存続されることを請願いたします。

#### 2. 請願の理由

中小零細企業である織物業界は、その構造的な不況状況の克服と企業の零細過多性による過当競争を排し、安定した経営を維持するため中小企業団体の組織に関する法律（団体法）に基づき工業組合を組織し、同法の定めるところにより織機登録制を実施しております。

しかしながら、現在産業構造審議会、繊維工業審議会並びに通商産業省は、この制度について、廃止を含めてその存廃の検討をしているようにうけたまわっております。

もし、仮にこの制度が廃止されれば無用な過当競争が増大し、中小零細織物業者の経営は一段と不安定となり、企業の存立はもとより業界の組織及び産地の崩壊につながり、地域経済に一大混乱が発生することが予想されます。

つきましては、織機登録制につき何卒現行通りの存続をはかられたく請願申し上げます。

このように本会は58年答申に向けて関係機関に対し、登録制存続のための要望・陳情を強力に行った。

同年11月にとりまとめが行われた繊維ビジョンにおいては、“設備調整対策の見直し”の項目の中で、“設備登録制”についてつぎのように記述している。

#### — 設備登録制 —

設備登録制については、当審議会は、51年の提言において、登録制のような現状固定的な

仕組みはもはやその政策的意味は失いつつあるとの判断に立って、段階的な解消の方法の検討を含必要な準備を早急に進め、できるだけ早期にこの延長を停止すべきであるとの基本的方向を示した。

今回の審議においては、先進国型産業への転換を求められているという厳しい環境条件の下で、登録制の現状固定的な問題が従来にも増して強く指摘され、51年提言で示されている基本的方向を具体化するため、延長の早期停止に



向けての進め方について検討を行ってきた。

ただ、登録制を実施している業界においては、これについて議論の浸透、進展がなお十分とは言えない状況にある。

当審議会としては、今回の審議の過程で示された停止までの猶予期間の問題等具体的内容については、このような状況にある現時点で結論を出すことは尚早であると判断し、真に繊維産業の発展を期すにはこの問題にどう対処すべきか業界関係者で真剣かつ広範な検討が早急に行われることを期待しつつ、さらに審議を重ね、この答申全体の意義及びその一体性が損なわれることのないよう速やかに結論をとりまとめることとしたい。

本会をはじめとする中小繊維工業の10団体（本会のほか、絹、毛、タオル、麻、撚糸、ニット、編レース、靴下、雑品の各団体）は、繊維ビジョンの内容を受けて、「中小繊維工業団体連絡協議会」を結成し、昭和58年11月に初会合を開催し、設備登録制の存続をはじめ構造改善事業の推進等をはじめとする諸問題について検討していくこととなった。

昭和59年3月28日に行われた、衆議院商工委員会の繊維法一部改正案の審議において、本会の池治会長が参考人として国会へ招かれ、構造改善事業への取り組み、輸入問題、設備登録制に対する考え方等について意見陳述を行った。

設備登録制について池治会長が述べた意見は概ねつぎのとおり。

（池治会長発言内容）

設備登録制は中小零細企業の安定経営維持のため、業界組織維持のため必要不可欠なものであって、今後ますます必要性が増すものと考えられる。今後も引き続き何分のご支援をお願いしたい。

その後も本会は機会あるごとに、登録制の現状維持、存続について国会、政府機関等に対し要望を行っていくが、前述のとおり昭和61年以降少しずつ登録制に対し改正が行われていくこととなるのである。

平成年代に入ると、元年にアルシュサミットの際の日米首脳会談において、日米両国の貿易、国際収支の調整の上で障壁となっている両国の構造問題を解決していくために日米構造協議を開催し検討していくことが決定された。

構造協議については平成元年9月に第1回目の協議が行われ、平成2年4月には中間報告がとりまとめられるが、この中に各種の規制項目が取り上げられ、検討、見直しが行われることとなるのである。

平成3年7月には公正取引委員会の政府規制等と競争政策に関する研究会より“独占禁止法の適用除外制度については早急に見直し、廃止の方向で検討すべきである”との中間報告が出され、通産省においては同年12月に現行設備登録制を、“平成7年10月末までの間に段階的に廃止していく”という方針を打ち出した。

また、登録制廃止後の混乱を防止するため、—平成7年10月末までに設備登録制を全廃することを決定した業種に対して、①低利融資制度の創設、②構造改善指導事業への助成、③新債務保証制度の創設、④構造改善の弾力化—の4本柱を中心とする繊維産業活性化緊急対策が講じられることとなったのである。

本会は平成3年11月21日、役員会で登録制の段階的廃止を決定し、同年12月10日に臨時総会を開催し、登録制の段階的廃止を了承し、機関決定した。

臨時総会において、河田専務理事から“登録制の段階的廃止”に関する説明が行われたが、その発言の要旨については以下のとおり。

（河田専務理事説明内容）

日米構造協議等の関連で現行の設備登録制に関する周囲の環境は非常に厳しいものがあり、通産省においては12月6日に登録制の段階的廃止の方向を打ち出した。また、登録制廃止後の混乱を回避するため通産省では繊維産業活性化対策を講じ、低利融資や構造改善指導助成等による産地活性化が図られることとなった。

また本日自民党繊維対策特別委員会が開催され、通産省から「設備登録制全廃に伴う繊維産業対策」の説明が行われ、同委員会の了承が得

られている。

本会においては去る11月27日、繊維産業活性化対策の実施にあたり利用しやすいものにしていただけるよう、また登録制廃止後の産地組合の諸施策に混乱が生じないよう、設備把握のための施策を講じられるよう、織布5工連協議の上で要望書を生活産業局長宛に提出している。

本件については11月21日の役員会において了承されており、機関決定するために本日の総会にお諮りする次第である。

こうして“設備登録制の段階的廃止決議議案”を提出することとなった経緯が説明された後に議案が諮られ、全員が了承し、登録制の段階的廃止が決定した。

### 日本綿スフ織物工業組合連合会第138回臨時総会での決議内容

1. (中団法第58条に基づく通産大臣の設備制限命令について)

現在実施されている中団法第58条に基づく設備新設制限命令に関しては、平成4年10月末日をもって廃止することについて、同意する。

2. (中団法第57条に基づく通産大臣の安定命令について)

現在実施されている中団法第57条に基づく安定命令に関しては、平成5年10月末日までに廃止することについて同意する。

3. (中団法第32条に基づく総合調整規程について)

現在実施している中団法第32条に基づく生産設備に関する総合調整規程については、平成5年10月末日までのなるべく早期に廃止する。

4. (中団法第18条に基づく調整規程について)

現在実施している中団法第18条に基づく生産設備に関する調整規程については、段階的に廃止し、平成7年10月末日までのなるべく早期に全廃する。

(参考)

## 織物業の設備登録制（調整事業）の変遷の概要

時 期	事 項
昭和 27 ～30 年	安定法に基づき、綿スフ織物業、絹人絹織物業、毛織物業、麻織物業及びタオル織物業の各業種毎に調整組合を設立し、それぞれ自主調整による設備制限を開始
昭和 29 ～31 年	安定法第 29 条の規定に基づき、無登録織機の使用制限を内容とする設備制限規則の制定及び織機の新設禁止を内容とする設置制限規則を制定。
昭和 33 年	団体法に移行。 綿スフ織物業、絹人絹織物業、毛織物業及び麻織物業の各業種別に発動されていた設置制限規則を統合し、織機設置制限規則を制定。
昭和 36 年	タオル織物業の設置制限規則を織機設置制限規則に統合
昭和 47 年	省令の改正 ・綿スフ織物調整規則（昭和 47 年 11 月 1 日通商産業省令第 123 号） ・絹人絹織物生産設備調整規則（同第 124 号）・毛織物等調整規則（同第 125 号） ・麻織物調整規則（同第 126 号）・タオル調整規則（同第 127 号） ・織機設置制限規則（同第 128 号）
昭和 61 年	追加登録制の導入（織物全業種で導入）
昭和 62 年	特別登録制度導入（綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の 3 業種で導入）
昭和 63 年	複数登録制度導入（綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の 3 業種で導入） 特別登録制導入（タオルと綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業 3 業種で導入）
平成 2 年	新規登録制度導入（織物全業種で導入） 特別登録制度の廃止（タオルと綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業 3 業種で実施していたものが廃止） 複数登録制度導入（絹人絹織物業が加わり織物全業種で実施される）
平成 4 年	58 条命令の廃止（織物全業種） 個別審査方式の導入（織物全業種で実施していた追加登録制、新規登録制は廃止）
平成 5 年	57 条命令の廃止（織物全業種）により設備登録制廃止される。

## 綿スフ織物業の設備登録制（調整事業）の変遷の概要

時 期	事 項
昭和 27 年 12 月 5 日	日本綿スフ織物調整組合連合会設立し、調整事業開始。
昭和 29 年 11 月 2 日	安定法第 29 条第 2 項命令により綿スフ織物業生産設備制限規則（省令第 59 号）、未登録綿スフ織機設置制限規則（省令第 60 号）が発令される。（11 月 2 日付公布、施行）
昭和 33 年 4 月 25 日	団体法の施行により綿スフ織物調整規則（57 条命令）と織機設置制限規則（58 条命令）がそれぞれ省令 32, 33 号で発令され、旧規則は廃止された。
昭和 61 年改正時	追加登録制の導入
昭和 62 年改正時	特別登録制度導入（綿スフ、毛、麻の 3 業種で導入）
昭和 63 年改正時	複数登録制度導入（綿スフ、毛、麻の 3 業種で導入） 特別登録制導入（タオルと綿スフ、毛、麻の 3 業種で導入）
平成 2 年改正時	新規登録制度導入 対タオルとの特別登録制度の廃止
平成 4 年改正時	58 条命令の廃止 個別審査方式の導入
平成 5 年 10 月 31 日	設備登録制廃止

# 第Ⅲ章 輸入問題

## Ⅲ-1 輸入急増

本会にとって設備登録制（第2章参照）と同様に、重要事項として取り組んできたのが、通商問題であり、その中でも特に力を入れて取り組んだのが輸入対策であった。

綿布の輸入、特に中国からの輸入が急増し始めるのは昭和40年代の後半になってからで（36ページの表参照）、昭和48年には6億8千6百万m<sup>2</sup>と前年に比べて2.5倍強となる驚異的な数量を記録。以後50年代はじめにかけては減少し、輸入は沈静化したかに見えた。

しかし、昭和53年以降再び増加に転じ、以後数値の増減はあるも、綿織物の輸入数量は特に中国綿布を中心として増加の一途を辿ることとなる。

本会は輸入が激増した昭和48年11月7日、大阪にて役員会を開催し不況対策を協議した。その結果、この根元は輸入商社の無秩序輸入と輸入品在庫の異常累積状況によるところが大きいと判断されることとなった。

日本繊維輸入組合のほか主要な輸入商社に対し、“節度ある輸入秩序の確立と異常在庫を凍結し、内需市場とは隔離すること”の申し入れを行った。

寺田忠次会長ほか全役員は11月7～8日にかけて、丸紅(株)、(株)トーメン、三井物産(株)、(株)八木商店、朝日繊維(株)、兼松江商(株)、伊藤忠商事(株)、三菱商事(株)、日綿実業(株)、興和(株)、西沢(株)、蝶理(株)の各社を歴訪し、文書を手渡し、口頭で申し入れを行った。

この時の商社経営首脳部側からの返答は綿スフ織物情報の48年11月11日付第934号に掲載されているが、つぎのとおりであった。

『ドル減らしの呼びかけもあって輸入急増することになった。綿工連からの申し出はもっとも

なことで、在庫品は輸出へ振り向けたい。緊急に輸入組合にて話し合いを行いご回答することにした。』

その後、綿スフ織物63産地は昭和48年11月30日に大阪の御堂会館において“全国綿スフ織物業者総決起大会”を開催し1,500名が集まった。一同は輸入綿布の抑制等を訴えて御堂筋をデモ行進した。

昭和49年3月28日、綿工連は日絹連とともに東京ヒルトンホテルにおいて“織布業不況突破陳情業者大会”を開催し、産地代表500名が参集。衆参両院議員73名が来賓として出席し、陳情文を採択した後、各産地代表が国会、通産省へ陳情に出向いた。

（陳情文の内容一項目のみ抜粋）

- ① 不況打開のための長期低利の緊急融資と償還猶予
- ② 織物製品の無秩序な輸入の防止
- ③ 織物輸出の振興
- ④ 安定操業の維持と公平な付加価値配分の確保
- ⑤ 緊急時の過剰生産防止体制の確立
- ⑥ 一時帰休者に対する失業保険の支給

昭和49年9月5日、本会は日絹連、毛工連、麻工連、タオル工連と共同し、織布5工連にて東京の共立講堂で“全国織布業者危機突破大会”を開催した。

この大会では全国から産地代表者2,300名と国会議員130余名が参加。10項目の決議を採択するとともに、代表団を編成して国会、通産省へ陳情を行った。

（決議内容一項目のみ）

- ① 制度融資を2年間償還猶予すること
- ② 織物製品の輸入規制を実行すること
- ③ 市況を混乱させる海外投資を抑制すること

- ④ 公正なる付加価値の配分を確保すること
- ⑤ 過剰在庫の凍結を即時実施すること
- ⑥ 織物を海外援助物資として活用すること
- ⑦ 長期低利の減産資金融資を確保すること
- ⑧ 過剰設備共同廃棄事業を実施すること
- ⑨ 機動的需給調整措置を確立すること
- ⑩ 雇用保険法を早期に設立させること

こうした本会の動きもあって輸入数量については昭和49年から昭和52年にかけて対前年比で減少を続け、輸入秩序化に対する訴えが奏功したかに思われた。

本会は常に輸入動向を注視し、増加の傾向が現れると即座に行動を起こした。

昭和50年6月17日には、本会の安藤嘉治会長ら首脳が長谷川四郎自民党繊維対策特別委員長を訪ね、早急に輸入を沈静化されるよう強く要望を行った。

これを受けて自民党は織特委を6月24日に開催し、中小繊維業界代表を呼び事情聴取を行った。

同委員会では内部に繊維輸入小委員会（稲村左近

四郎委員長）を設けて検討することとなった。

また政府においても同年11月に繊維問題懇談会（稲葉秀三座長）を設け検討を行い、その後具体的な政策議論は繊維工業審議会総合部会の政策小委員会に引き継がれ検討が行われた。

そして昭和51年12月7日、繊維工業審議会より「新しい繊維産業のあり方について」の提言が出され、その中で“秩序ある輸入確保”という項目が盛り込まれることとなった。

昭和51年の年間の輸入数量は対前年比で減少したが、綿織物の輸入数量は1億4千万m<sup>2</sup>と依然として高水準を維持していたため、本会では昭和52年2月28日、安藤会長を団長とする総勢9名の訪中団を結成し、3月14日までの期間中国へ派遣した。

訪中団は“中国との交流を深め相互理解を図り秩序ある対日輸出体制を確立する”ことを目的として、北京、済南、青島、上海の中国主要都市を歴訪し、織布工場のほか紡績、染色、縫製等の工場を見学した。

本会ではこれ以降、約20年間にわたり合計18回

綿織物国別輸入高

(単位：千m<sup>2</sup>)

西暦(昭和・平成)	全世界	韓国	中国	台湾	インドネシア	パキスタン
1986(昭和61)年	506,188	31,036	434,694	3,956	10,428	1,374
1987(昭和62)年	559,630	21,807	496,408	1,022	10,394	2,083
1988(昭和63)年	688,566	29,593	567,664	3,145	29,614	15,294
1989(平成元年)	798,082	30,706	600,857	5,226	54,497	42,574
1990(平成2)年	602,188	19,453	432,406	3,394	36,044	44,264
1991(平成3)年	668,703	16,467	523,116	3,152	41,028	26,840
1992(平成4)年	662,591	6,136	532,085	1,544	38,193	37,961
1993(平成5)年	804,306	3,180	685,328	782	31,801	43,548
1994(平成6)年	806,532	4,955	621,020	1,206	59,951	72,071
1995(平成7)年	701,654	3,013	569,923	466	37,447	43,714
1996(平成8)年	835,326	3,783	637,203	577	63,356	81,610
1997(平成9)年	753,224	10,433	577,894	923	48,235	62,511
1998(平成10)年	650,146	8,398	516,872	774	52,328	30,350
1999(平成11)年	744,298	8,210	569,138	1,212	81,137	42,979
2000(平成12)年	686,790	6,755	515,145	1,631	75,625	33,830
2001(平成13)年	591,268	7,871	445,235	1,620	69,990	25,661
2002(平成14)年	549,582	6,166	428,438	550	54,992	20,814
2003(平成15)年	564,919	3,569	432,092	829	57,436	27,904
2004(平成16)年	505,877	3,510	383,769	870	52,432	26,088

## 「新しい繊維産業のあり方について」提言の中の“秩序ある輸入の確保”について

我が国の繊維製品貿易では、全体としてみると依然繊維製品の輸出額が輸入額を大幅に上回っており、我が国は世界の主要な繊維輸出国となっているが、一部の繊維製品について、かなりの輸入定着化の傾向があらわれている。

しかしながら、繊維産業が軽々に輸入制限への道を歩むとすれば、諸外国の批判は高まり、貿易によって立つ我が国の立場を大きく損なうことになる。

また我が国繊維産業が今後国民的存立基盤を確保していくためには、上に述べたように企業の垂直的連携などを通じて体質の改善に常に努力し、輸入品の追従を許さないような製品を供給する体制を確立すべきであるが、このためには、企業の創造性と活力を減退させるような輸入制限などの保護主義的な考え方に陥ってはならない。

しかし、このことは、どのような事態でも輸入を放置せよということではない。構造改善のための努力が払われているにもかかわらず、短期間に輸入が急増することは、国内需給を混乱に陥れ、企業経営を不安定にし、構造改善を阻害するおそれが大いばかりか、輸出国との安定的な貿易の発展にとっても好ましいものではない。特に繊維産業では国内流通段階などで生じる思惑的な仮需の増大や市況の高騰がしばしば輸入の一時的な急増を誘発しやすいので、内需、輸入、価格などの動向を平常時からの確かつ早期に把握し、全体として適切な需給関係を実現することがまず必要である。

それにもかかわらず、特定品目の輸入が急増し、我が国繊維産業に重大な被害を生じたり、そのおそれをもたらすような場合には、政府は、繊維貿易に関する国際ルールに則り、事態の進展に対応した機動的な措置をとるべきである。ただし、このような措置はあくまで一時的な緊急避難として行われるべきものであり、これを早急に撤廃するため、徹底した構造改善努力が払われなければならない。

このため、業界と政府は次の対策を講ずべきである。

(1) 関係業界は、需要動向を的確に把握して情報交換を積極的に行い、過当投機や思惑による無秩序な輸入の増加を防ぐよう相互に努力すべきである。

また、必要に応じ輸出国業界と情報を交換し、これらを通じて相互理解を深めるよう努力すべきである。

(2) 政府は次の対策を講ずべきである。

① 輸入成約統計の作成と活用の充実その他各種資料の整備などにより、引き続き監視体制を整備する。

② 生産業者、輸入業者、小売業者、消費者などの関係者で構成する繊維需給協議会において、一般的需給見通しを作成する。

また、需給上特に問題があるとみられる品目については、関係者間でより具体的な情報交換を行うこととし、このため上記の協議会を拡充して機動的に運営する。

③ 輸入を含む需給の安定対策などを検討するため、当審議会に需給貿易部会（仮称）を設け、これを活用する。特定品目の輸入の急増などにより需給上特別の問題が生じた場合には、問題点の調査、整理、具体的対応策の検討などを行うため、必要に応じ部会の下に中立委員から成る調査委員会を設ける。

④ 特定品目の輸入が急増し国内産業に被害を生じるような場合には、事態の進行に応じ輸入業者に対する強力な行政指導、輸出国に対する自粛協力の要請など機動的な措置をとる。更に重大な被害を生じるような場合には、繊維貿易に関する国際ルールに基づき強い措置をとる。

⑤ 関税上の措置については、以上のいろいろな措置の効果をにらみ合わせながら、20%引き下げの停止、緊急関税などの適用をも検討する。

⑥ 繊維貿易の健全な発展に役立つよう、繊維品の関税について、機会をみて他の先進諸国との不均衡を是正するため、積極的に努力する。

の訪中団を派遣し、“対日綿製品輸出三原則”である——①日本の国内需給を乱さない、②日本の市況を下回る価格で輸出しない、③思惑取引を行う商社と取引しない——の3点について中国関係機関に対し要請し続けた。

本会の訪中団の記録については112ページにまとめて掲載する。

このほか本会は日本繊維輸入組合と定期的に会合（本会正副会長、貿易委員と輸入組合理事長、織物委員）を開き、輸入動向、海外情報等の情報交換を行うとともに、また国会、通産省に対し秩序ある輸入体制の確立と輸入正常化のための諸施策を要望した結果、昭和49年12月度より“輸入成約状況調査制度”が確立され、昭和50年9月より資料が公開されることとなった。

昭和52年4月25日に、本会正副会長及び本会貿易委員代表は大阪において、繊維輸入組合理事長、同組合織物委員代表と定期懇談会を開催し、同年7月5日には正副会長は来日中の中国紡織品進出口総公司一行と大阪で懇談し、この時本会より“輸入秩序化”について要請を行った。また同年6月2日には藤原会長は自民党織特委で“輸入抑制、関税是正、特惠関税品目から繊維品を除外する”ことを要望し、同年10月26日には藤原会長は衆議院商工委員会に参考人として招かれ、“不況対策”のほか“輸入抑制、関税是正、特惠関税から繊維品を除外すること”について要望を行った。

昭和52年の綿織物輸入は前年比26%減と沈静化したように見えたが、52年後半からの円高も手伝って、52年年末から53年にかけて再び増加に転じたため、藤原会長ほか首脳部は昭和53年10月12日、国会の有力議員、通産省生活産業局長を訪ね、輸入増加の阻止や関税不均衡の是正について善処方を要請した。

また、同年11月17日には正副会長が、生活産業局長を訪ね、綿布輸入の抑制について要請を申し入れるとともに、同年12月5日に東京で情報調査専門委員会が開催され、“綿織物輸入阻止、関税不均衡是正、中国への特惠関税供与除外”について中央と地方から陳情を行うことを決定した。

昭和54年の2月2日には、藤原会長は自民党織特委に出席し、“①綿織物輸入阻止、②中国への特惠関税供与除外、③綿織物の関税是正”について要望を行うとともに、同年3月16日には衆議院商工委員会、4月24日には参議院商工委員会にそれぞれ参考人として招かれ、繊維法改正について意見陳述を行うとともに、“秩序ある輸入体制の確立”について要請を行った。

本会正副会長は昭和54年6月22日、自民党織特委員長ほか有力議員に対し“秩序ある輸入体制確立”について陳情を行うとともに、紡績協会首脳部と頻繁に会合を行い、輸入問題について意見交換を行い、同年12月7日には商社を交えた3業種の首脳懇談会を開催し、輸入問題についての情報交換を行ない、翌昭和55年2月7日に本会正副会長と紡績協会業務委員会代表メンバーとの懇談会の場において、“輸入問題において一致協力して問題解決に当たっていく”ことを確認した。

日本繊維産業連盟（大屋晋三会長）においても昭和53年10月6日に輸入問題対策委員会（近藤勲太郎委員長）を開催し、急増している繊維品輸入問題や関税対策について協議し、繊維業界挙げて対策に取り組み、行政に強力に働きかけていく方針を決めた。

しかし、昭和53年の輸入数量は52年に比べて倍以上に増加し、特に中国からの輸入数量は3倍以上に膨れ上がり、昭和54年も更に輸入数量は増加するところとなった。

昭和55年10月23日に藤原会長は自民党織特委に出席し、輸入対策について要望を行うが、翌11月13日に開催された同委員会において、若杉生活産業局長から前回開催時に業界から要望が出た点についての回答という形で、“輸入対策については、常時動向をウォッチし、問題が発生した時は関税割当等を検討するが、今はその時期ではない。”といった輸入対策についての考え方が述べられた。

このようにして本会をはじめ関連団体とも相協力して、輸入対策に懸命に取り組んできたが、205ページに示すとおり、綿織物については中国を中心とした輸入が増加の一途を辿り、遂に昭和59年には4

億 6 千 9 百万 m<sup>2</sup> と昭和 48 年以降の最高水準に達し、昭和 60 年代に入ると 61 年に 5 億 6 百万 m<sup>2</sup> と 5 億 m<sup>2</sup> を突破し、昭和 63 年にはついに 6 億 8 千 8 百万 m<sup>2</sup> と昭和 48 年を抜き史上最高水準となるが、平成元年には 7 億 9 千 8 百万 m<sup>2</sup> と 8 億 m<sup>2</sup> に達しようかという数量となるのである。

さらに、平成 5 年、6 年と 8 億 m<sup>2</sup> を超える輸入数量を記録し、平成 8 年には 8 億 3 千 5 百万 m<sup>2</sup> という数量が記録されることとなる。

以後、平成 12 年の数量は前年比で 7.7% 程減少するも、国内の綿織物生産量を超える数値となり、以後ほとんどの年で国内生産量を上回る輸入数量を記録している。

本会は、輸入問題については最重要課題として、その動向を常に注視し、機会あるごとに国会、政府等関係先に対し、“秩序ある輸入体制の確立”ということ柱として要請し続けてきたが、結果的には本会の要望は通らず、輸入は増加の一途を辿ることとなる。

結果、わが業界は大打撃を受けるところとなり、転業、廃業をする企業が続出した。

昭和 52～55 年度と昭和 60～62 年度（61、62 年度は産地組合が実施）の 2 回にわたって行われた設備共同廃棄事業の参加企業は 7,400 企業（52～55 年度は一部縮小企業を含み、ダブルカウントされている企業も含まれる）、廃棄された織機台数は 108,000 台に上り、この他に多数が自主的に転廃業した。

現在、平成 16 年末時点の織機台数はピーク時のほぼ 10 分の 1 程度に縮小してきている。

### Ⅲ-2 特恵関税の供与

昭和 39 年（1964 年）に国連加盟 77 の後進国の提唱で、第 1 回国連貿易開発会議（UNCTAD）が 121 カ国参加の下ジュネーブにおいて開催された。会議では①後進国からの輸入品に対する先進国の特恵供与、②既存特恵制度の漸進的解消と後進国の地域の特恵グループの形成等が提案された。

その後第 2 回（昭和 43 年）、第 3 回（昭和 45 年）UNCTAD 会議が開催され、供与方式、引き下げ幅、

セーフガード等について各国の意見が一致せず議論が重ねられたが、昭和 45 年（1970 年）に開催された第 4 回目の UNCTAD 会議において次の事柄が採択された。

- ① 第 2 回 UNCTAD 会議において採択された相互に受諾可能な一般的非互恵的無差別の特恵制度の早期実現を図る。
- ② 発展途上国（LDC）の輸出所得の増大、工業化の促進、経済発展の促進を目的とする。
- ③ 逆特恵及び既存特恵 — 緊急の問題として、関係国間で協議するものとし、UNCTAD 事務総長はこれを応援する。
- ④ セーフガード措置 — 特恵供与国は必要があれば権利を留保するが、相手国に適当な協議の機会を与える。
- ⑤ 実施期間 — 一応 10 年間とし、その終了前に延長するかどうかにつき包括的なレビューを行う。
- ⑥ レビュー機構 — UNCTAD 内に設ける。
  - ・特恵の効果に関する 1 年毎のレビュー
  - ・発展途上国の特恵による利益の評価並びにシステム及びその運用の改善の可能性に関する 3 年ごとのレビュー
- ⑦ 原産地規則 — 特恵の効果を損なわないよう供与国と受益国との緊密な協力が望ましい。

特恵関税制度は、当時紛糾していた日米繊維問題に隠れ世間の注目を集めなかったが、昭和 45 年 9 月 10 日の経済閣僚協議会において最終的に実施の方向を決定し、昭和 46 年 8 月 1 日から実施されることとなった。実施の概要は次頁のとおり。

なお、特恵関税制度の実施にあたっては、前述のとおり“事前割当方式”が採用され、本会は生産者団体として、輸入数量、輸入金額について確認を行ってきたが、綿織物については発展途上国からの輸入が激増し、国内企業へ深刻な打撃を与えることから、政府当局へ働きかけを行った結果、昭和 56 年 4 月 1 日より平成 13 年 3 月 31 日まで適用除外品目に指定された。



## 特恵関税実施の概要

### (1) 実施日とその期間

関税定率法等の一部を改正する法律に掲げる関税暫定措置法の改正規定として昭和46年8月1日より実施。期間は10年間。ただし国連貿易開発会議（UNCTAD）レビュー機構で10年経過の1年前に総合的レビューを行い、延長の可否を決める。

### (2) 特恵関税供与品目

全商品1,096品目（ブラッセル関税表—BTN1～99類）を特恵関税供与・非供与別にみるとつぎのごとく。

- ① 農水産品（ブラッセル関税表—BTN1～24類）177品目のうち有税品142品目については  
供与品目：59品目 非供与品目：83品目
- ② 鉱工業品（ブラッセル関税表—BTN25～99類）919品目のうち有税品843品目については  
SP品目（50%カット）：57品目 一般品目（100%カット）：776品目 例外品目（非供与）：10品目  
農水産品の供与品目はポジティブ・リストに列挙され、引き下げ率は100%ないし20%カット。  
鉱工業品の例外品目10品目は原油、重油、石油ガス等のほか繊維関係では衣類、生糸、絹織物の3品目が含まれていた。また関税率50%カットのSP（SELECTED PRODUCTS）品目は繊維関係品目の大部分がこれに含まれる。

### (3) 特恵受益国

UNCTAD加盟国136カ国のうち特恵受益国を自己選択した101カ国の中の93カ国にスペイン、ギリシャ、トルコを入れた96カ国に対して特恵供与を決めた。

アジア州16、中南米州23、欧州5、大洋州2、中近東12、アフリカ州38

### (4) シーリング枠

一般品目及びSP品目については、1968年暦年の開発途上国からの輸入実績に、最近年（暦年）における先進国からの輸入額の10%を加えたものをシーリング枠として、その枠に達するまでは特恵関税を供与し、その枠を超える輸入に対しては例外品目と同様一般税率（ケネディー・ラウンドによって引き下げられたいわゆるKR税率）を課する。

また「頭打ち条項」により、年度途中である開発途上国からのある製品の輸入がシーリング枠の50%を超えた場合には、その国からのその製品に対しては特恵関税の供与を停止することとした。

### (5) 特恵関税割当制度

特恵関税供与は輸入業者に対して無差別適用が原則で、輸入申告書の先着順方式を原則とするが、繊維品の場合先着順では輸入業者の過当競争を誘発し、かつ港湾滞貨、貨物の集中を激化する恐れがあるとともに、特恵供与の公正を期しがたく、商品相場の急激な変動をもたらし、当時実施していた構造改善事業の円滑な推進を妨げる恐れが出てきた。このためこれらを防止するために例外的に“事前割当方式”が採用された。

関税暫定措置法第8条の4の規定により綿糸、綿織物、人造繊維織物等の構造改善事業関係9品目と黄麻糸、黄麻織物を含む11品目を事前割当品目に指定し、過去の輸入実績に基づき関係官庁が事前に輸入業者に割り当てられた。

### (6) 原産地証明制度

特恵関税の適用を受けようとする産品がはたして開発途上国産品であるか否かを判定するために関税暫定措置法施行令を改正し、特恵制度における原産地の意義及び原産地証明書の提出義務、その他原産地証明に関し必要な事項が定められた。

#### ① 原産地認定基準

- 完全生産品…その国で採掘された鉱産物、収穫された植物等であって問題発生のおそれがないもの
- 実質的変更…実質的変更が開発途上国でなされたものと認定される商品は開発途上国産品として特恵関税供与の対象となる

#### ② 実質的変更基準

繊維品の場合は、実質的変更がされたか否かを判定するために工程を“繊維原料の採集、製造”、“梳綿・精梳綿”、“紡績（精紡工程）”、“製織”、“縫製”の5つに分け、例えば綿花→梳綿→紡績、糸→織物→縫製のごとく2工程以上が開発途上国で行われた場合には、実質的変更が開発途上国で行われたものとして開発途上国産品と認められ、特恵関税供与の対象となるが、糸→織物、織物→縫製品といった1工程だけでは実質的変更がなされた産品とは認められないという基準が採られた。

### Ⅲ-3 請願の実施

本会は平成4年12月1日に東京の健保会館において緊急の役員会を開催し、「輸入秩序化対策の確

立に関する請願」を実施することを決定した。

請願の内容はつぎのとおり。

この請願に対する本会の呼びかけによって、以下の署名が集まった。

平成 年 月 日

紹介議員

#### 綿織物の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願書

請願者

(住所・氏名)

印  
外 名

衆参議院議長 殿

#### 1. 請願の趣旨

綿スフ織物業は全国に多数の産地を形成し、長年にわたりその地域経済の中核として地域の振興に寄与して参りました。

しかし、最近にいたり綿織物の輸入は逐年増大して参り、昨平成3年は綿糸布の大幅下落にもかかわらず、中国をはじめ近隣諸国からの輸入は6億7千万m<sup>2</sup>で前年比11%増加（特に中国は前年比21%の大幅増）生産対輸入比率が42%の高水準に達し、需給バランスの失調に拍車をかけております。

さらに布帛二次製品の大量輸入ともあわせて綿スフ織物業界は、未曾有の不況に見舞われております。

このため各産地において休廃業を余儀なくされる企業が続出し、設備登録制の段階的廃止措置とも関連し、業界全体に不安感が拡がり、パニックの様相となってきております。綿織物の輸入をこのまま放置すれば、業界は大幅な需給バランスの崩れにより、販売不振、工賃の更なる下落等益々深刻な状況に陥り、壊滅的な打撃を受けることは必至であります。

綿スフ織物業界はこのような状況にありますので、企業並びに産地が現在の苦境を脱し、めまぐるしく変化する国際経済情勢下で生き残りをはかるためには、国による輸入秩序化対策その他の業界対策等の実施が必要であります。

#### 1. 請願事項

国におかれてはすみやかに綿織物等の実効ある輸入秩序化対策を確立されたい。

	紹介議員数	提出組合数	署名者数
衆議院	43人	32	26,000人
参議院	19人	22	24,000人
合計	62人		50,000人

(註) この数字は平成5年2月23日の役員会で報告したものの。

### Ⅲ-4 繊維セーフガードの発動要請 について

#### (1) 第1回目発動要請

織物輸入については、91ページの表のとおり、

平成年代に入っても増加し続け、わが業界を更に窮地へと追い込んでいる状態が続いていた。

平成5年の繊維ビジョン策定の過程においては通商問題が取り上げられ、通商問題小委員会を設けて、ほぼ1年間にわたって業界ヒアリングや輸入相手国の実態調査等が行われた。

こうした結果、平成6年5月に同小委員会より「繊維セーフガード措置の取り扱いについての提言」が告示された。等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規程」が告示された。  
 がなされ、この提言を受けて同年年末に「繊維製品

## 繊維セーフガード措置に係る手続等の制定について

平成6年11月21日  
 通商産業省

### 1. 趣旨

- (1) 本年5月、繊維産業審議会通商問題小委員会より、繊維セーフガード措置の発動の判断の枠組みについて一般的な考え方を示した提言が、通商産業大臣に対してなされた。
- (2) 通商産業省としては、この提言を参考として検討を進めてきたが、この度下記2のとおり、繊維セーフガード措置に係る手続等を制定することとした。繊維セーフガード措置は、国際取極で認められた措置であるが、今次の手続等の制定は、繊維セーフガード措置に係る運用手続等の明確化を図るものである。

### 2. 繊維セーフガード措置に係る手続等の概要

- (1) 繊維セーフガード措置は、わが国への繊維製品等の輸入に関する緊急の貿易数量制限措置である。これは、次の二つの措置の態様の措置からなる。

① わが国と特定の輸出国との間の国際取極に基づく二国間協定等により、当該特定の輸出国が実施する緊急輸出制限措置

② わが国が輸入貿易管理令に基づき輸入割当の方法で実施する緊急輸入制限措置

(注) MFA（多国間繊維取極）及びウルグアイラウンド繊維協定に基づく繊維セーフガード措置の発動については、輸入国と輸出国の二国間交渉の合意に基づき、輸出国が規制を実施することが原則となっている。したがって、輸入国が規制を実施するのは、二国間交渉の結果、輸出国規制についての合意が得られなかった場合等例外的な場合である。

- (2) 今回の繊維セーフガード措置に係る手続等の整備に当たっては、緊急輸入制限措置について、手続等の骨格を内容とする通商産業省告示と実際の運用に係るガイドラインを制定することとし、又、緊急輸出制限措置の内容及びその取扱いについては、緊急輸入制限措置の関連規定に準拠して対応するものとしている。

実際の運用としては、特定の輸出国からの繊維製品等の輸入につき、(3)の手続等により調査を行った結果、繊維セーフガード措置の発動を行うべきと判断された場合に、わが国国際取極に定める手続等に従い、当該特定の輸出国に対し繊維セーフガード措置に関する協議の要請を行い、当該協議が整えば当該特定の輸出国により緊急輸出制限措置が実施されることとなり、また当該協議が整わない場合には、わが国が緊急輸入制限措置を実施することとなる。

なお、繊維セーフガード措置に係る手続等は通商産業省告示が公布される12月5日をもって効力を発生することとなる。

- (3) 具体的な手続等は以下のとおり

ア. 通商産業大臣は、関連業界からの要請があった場合等において、十分な証拠があり、かつ必要があると認めるときは、下記イからエの判断の基準に照らして調査を行う。

また、関連業界からの要請が妥当かつ適切なのであり、かつ十分な証拠があると認められる場合には、調査開始の決定をこの要請があった日から2ヶ月以内に行うよう努めるものとし、調査はその開始の日から原則として1年以内に終了させることとする。

イ. 措置発動の可否を判断する際の基本的枠組み

繊維製品等の輸入増加の事実及びこれによるわが国の産業に与える重大な損害等の事実に関する技術的判断

+ 両面から総合的に判断

国民経済上の緊急の必要性に関する政策的判断（緊急措置の実施によるメリットとデメリットとの比較衡量）

ウ. 技術的判断要素

- 輸入増加の事実及び国内産業の重大な損害については次のとおり

- (ア) 輸入増加の事実（総輸入の伸び、輸入浸透率の増加）
- (イ) 国内産業の重大な損害（生産量、雇用、事業所数等）
- (ウ) (ア)と(イ)の因果関係
- (エ) 基準期間は直近3年間程度

- また対象国の判断については次のとおり

- (ア) 当該国からの輸入の伸び率
- (イ) 当該国の輸入のシェア
- (ウ) 当該国からの輸入価格

エ. 政策的判断要素

- (ア) 効果（メリット）

繊維産業のうち国内経済的に重要なセクターにつき、①を基本的要素とし、②の雇用面の効果を併せて勘案して判断。

- ① 現実的かつ有効な構造改善のための環境整備
- ② 地域の産業調整過程における過度に急激な雇用問題の回避

- (イ) 問題点（デメリット）

- ① 経済的悪影響

消費者・ユーザーの不利益との関係

不効率生産者の温存による発動期間経過後の混乱の拡大

技術革新の停滞

- ② 通商政策上の悪影響

わが国の輸入促進との関係

アジア諸国の経済発展への協力との関係

オ. 通商産業大臣は、上記ア.の調査の間、利害関係者等に対して、証拠等の提出、意見の表明等の機会を与えるものとする。

カ. 緊急輸入制限措置の内容は次のとおりとする。

- (ア) 輸入割当総量の設定

1年目は最近1年間の輸入実績を下回らない。

2年目以後年率6%以上の枠拡大

- (イ) 輸入割当の期間

3年以内。再発動には慎重。1年間は再発動不可。

当該措置により国内価格が相当程度上昇したり、構造改善の十分な取り組みが進んでいない場合には、発動期間中であっても解除。

- (ウ) 品目の波及

厳しく限定。

## 繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規程

『本規程は、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第3条第1項の規定に基づき定められるものであって、12月5日に告示されることをもってその効力を発生するものである。』

（趣旨）

第1条 通商産業大臣は、特定の品目の繊維製品等の輸入の数量の増加の事実（以下「繊維製品等の輸入増加の事実」という。）があり、当該繊維製品等の輸入が、これと同じ品目の繊維製品等その他用途が直接競合する繊維製品等の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又はその現実のおそれがある事実（以下「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合であって、かつ、国民経済上緊急に必要なであると認める場合において、輸入貿易管理令第3条第1項の規定により当該繊維製品等の輸入について必要な事項（当該繊維製品等の品目を輸入割当てを受けるべき貨物の品目として定める場合の当該品目、当該繊維製品等のうち輸入割当てを受けるべきものの原産地、当該輸入割当ての総量及び当該輸入割当てを受けるべき期間を含む。）を定め、これらを公表しようとするときは、こり規程の定めるところによるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、「繊維製品等」とは繊維及び繊維製品（衣類を含む。）をいう。

（緊急の措置の対象となるべき繊維製品等）

第3条 第1条の輸入について必要な事項を定める貨物として定めることのできる繊維製品等は、別表に掲げるものに限るものとする。

（注：ガットに統合された繊維製品等については、随時削減する。）

（緊急の措置としての輸入割当てを受けるべき繊維製品等の原産地）

第4条 第1条の輸入割当てを受けるべき繊維製品等の原産地は、次に掲げる事項を基礎として定めるものとする。

- 一 当該原産地から輸入された繊維製品等の急激な、かつ、著しい数量の現実の又は差し迫った増加
- 二 当該原産地から輸入された繊維製品等の他の原産地から輸入された同じ品目の繊維製品等の数量と対比した数量
- 三 当該原産地から輸入された繊維製品等の市場占有率
- 四 当該原産地から輸入された繊維製品等の本邦の同じ品目の繊維製品等の価格と商取引の同様な段階において対比した価格

2 既に輸入割当てを受けるべきものとして原産地が定められている繊維製品等につき、新たに同一の原産地を輸入割当てを受けるべきものとして定めることはできない。

（緊急の措置としての輸入割当ての総量）

第5条 一年当たりの第1条の輸入割当ての総量は、輸入割当てを受けるべき期間の最初の一年間にあつては、最近の一年間における当該繊維製品等の輸入の数量以上のものとし、輸入割当てを受けるべき期間の始期から一年を経過した日以後にあつては、その前年における輸入割当ての総量を年6パーセント以上の伸び率で増加させたものとする。

（緊急の措置としての輸入割当てを受けるべき期間）

第6条 第1条の輸入割当てを受けるべき期間は、3年を超えないものとする。

2 前項の期間は、延長しないものとする。

（調査）

第6条 通商産業大臣は、繊維製品等の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、次条から第12条までの規定に定めるところにより調査を行うものとする。

（調査の開始の告示）

第8条 通商産業大臣は、前条の調査（以下「調査」という。）を開始するときは、速やかに、次に掲げる事項を官報で告示するものとする。

- 一 調査に係る繊維製品等の品目
- 二 調査を開始する年月日

### 三 調査事項の概要

#### 四 その他参考となるべき事項

##### (調査期間)

第9条 通商産業大臣は、調査を、前条の規定により告示された当該調査を開始する日から一年以内に終了させるものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

2 通商産業大臣は、前項ただし書の規定により調査の期間を延長しようとするときは、速やかに、延長される調査の期間及び延長の理由を官報で告示するものとする。

##### (証拠の提出等)

第10条 調査に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、必要があると認める場合又は通商産業大臣から要求があった場合には、当該繊維製品等の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実に関し、通商産業大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2 通商産業大臣は、利害関係者から前項に規定する証言を行う旨の申し出があつたとき又は自ら利害関係者の証言を求めるときは、当該利害関係者に対し、当該証言を行うべき期日その他証言の実施の要領を書面により通知するものとする。

3 通商産業大臣は、第1項の規定により提出された証拠又は同項の規定によりされた証言を秘密として取り扱うことを適当と認めるときは、当該証拠を提出し、又は証言をした者に対し、当該証拠又は証言の要約であつて秘密として取り扱うことを要しない事項を記載した書面の提出を求めることができる。

4 前項の書面の提出を求められた者は、当該書面を提出することができないと考えるときは、その理由を記載した書面を提出しなければならない。

##### (証拠等の閲覧)

第11条 通商産業大臣は、利害関係者から要求があった場合には、前条第1項の規定により提出された証拠又は同項の規定によりされた証言を録取した書面その他調査において使用する証拠（その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められるものを除く。）並びに同条第3項及び第4項の規定により提出された書面（次項において「証拠等」という。）を閲覧させなければならない。

2 調査において使用される証拠等について、前項の規定により閲覧をしようとする者は、閲覧をしようとする証拠等の標目及び当該調査に利害関係を有する事情を記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない。

##### (意見の表明)

第12条 利害関係者等（利害関係者及び通商産業大臣が適当と認める第三者をいう。以下同じ。）は、調査に関し、書面により又は通商産業大臣が認める場合には口頭により意見を表明することができる。

2 前項の規定に基づき、書面により意見を表明しようとする利害関係者等は、その意見及び当該調査に利害関係を有する事情を記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 第1項の規定に基づき、口頭により意見を表明しようとする利害関係者等は、その理由及び当該調査に利害関係を有する事情を記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない。この場合において、通商産業大臣は、口頭による意見表明を認めるときは、当該利害関係者等に対し、当該意見表明を行うべき期日その他意見表明の実施の要領を書面により通知するものとする。

##### (輸出入取引審議会への諮問)

第13条 通商産業大臣は、調査の結果に基づき第1条に規定する輸入割当てに関する公表（以下「輸入割当てに関する公表」という。）を行う必要があると認めるときは、速やかに、輸出入取引審議会に諮問するものとする。

##### (輸入公表を行わないことの告示)

第14条 通商産業大臣は、輸入割当てに関する公表を行わないことを決定したときは、速やかに、その旨及びその理由を官報で告示するものとする。

##### (その他繊維製品等の輸入について必要な事項)

第15条 通商産業大臣は、第13条の諮問を行い、かつ、輸入割当てに関する公表を行わないことを決定した場合において、必要と認めるときは、調査に係る繊維製品等の輸入について必要な事項を定めることができる。

2 第6条の規定は、前項の場合に準用する。

本会では緊急措置発動に向けての準備を進めていたが、政府のセーフガード措置に対する一連の運用指針が発表されると、発動要請に向けての資料のとりまとめを急ぎ行った。

中国政府はこうした日本政府の動向を睨んでか、平成6年末になって平成7年1月1日から新しい制度に基づく輸出の自主規制措置を採ることを発表した。

しかし、平成7年の年が明けても自主規制の内容

がなかなか明らかにされなかったため、平成7年2月23日、本会はかねてより輸入対策の検討を行ってきた日本紡績協会と連名で、通商産業省に対し『繊維セーフガード措置(TSG)の発動要請』を行った。

対象品目は綿製ポプリン・ブロードで、対象国は中国、インドネシア。

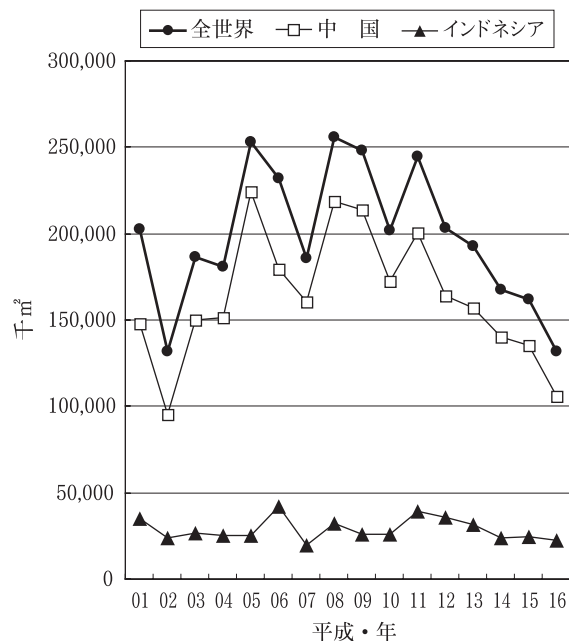
この時、紡績協会は単独で綿糸40番手についても中国、韓国、インドネシアに対しTSGの発動要請を行った。

ポプリン・ブロード織物国別輸入高

(単位：千m<sup>2</sup>)

西暦(平成)	全世界	中国	インドネシア
1989(平成元年)	202,442	147,668	34,758
1990(平成2年)	131,944	95,465	23,940
1991(平成3年)	186,338	149,871	26,631
1992(平成4年)	180,661	151,362	24,902
1993(平成5年)	252,928	224,524	24,949
1994(平成6年)	231,931	179,703	41,907
1995(平成7年)	185,449	160,432	19,437
1996(平成8年)	255,988	218,374	31,927
1997(平成9年)	248,041	214,033	25,716
1998(平成10年)	201,560	172,777	26,134
1999(平成11年)	244,481	200,527	39,542
2000(平成12年)	203,405	163,732	35,752
2001(平成13年)	192,754	157,221	31,851
2002(平成14年)	167,717	139,953	23,869
2003(平成15年)	162,259	135,109	24,223
2004(平成16年)	131,449	106,109	22,339

ポプリン・ブロード織物国別輸入高の推移



通商産業大臣  
橋本龍太郎 殿

平成7年2月23日

要請者 大阪市中央区備後町2丁目5番8号  
日本紡績協会  
会長 広瀬 貞雄  
東京都港区西麻布1丁目7番9号  
日本綿スフ織物工業組合連合会  
理事長 石川 三三

繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急措置に関する規程により、  
繊維セーフガード措置を実施することを求める要請書

中華人民共和国及びインドネシア共和国から輸入された綿製ポプリン・ブロード織物について、輸入増加の事実及びわが国産業に与える実質的な損害の事実がありますので、当該貨物に対し繊維セーフガード措置を実施するよう、輸入貿易管理令第3条第1項の規定に基づいて定められた「繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急措置に関する規程」により要請します。

なお、日本紡績協会及び日本綿スフ織物工業組合連合会で、綿製ポプリン・ブロード織物のわが国生産量の約99%を占めております。

これを受けて通産省は「繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規程」に基づき、輸入増加の事実があるとして同年4月21日付通商産業省告示第232号により、調査を正式に開始することを決定した。

この時発表された調査項目の概要についてはつぎのとおりであった。

- ① 調査に係る繊維製品等の輸入増加の事実に関する事項
- ② 調査に係る繊維製品等その他用途が直接競合する繊維製品等を生産する本邦の産業に与える重大な損害等の事実に関する事項
- ③ ①と②との因果関係に関する事項
- ④ 調査に係る繊維製品等の原産地に関する事項
- ⑤ 調査に係る繊維製品等の輸入について必要な事項を定めることの国民経済上の緊急の必要性に関する事項
- ⑥ その他参考となるべき事項

本会は、利害関係者として証拠を提出するため、主要9産地の構造改善円滑化計画承認申請書を中心とした資料をとりまとめ、同年6月21日に通産省へ提出し、意見表明を行った。

しかし、通産省は同年11月15日に「綿製ポプリン・ブロード織物」と「綿糸40番手クラス」の2品目に対しては、緊急措置の発動を見送ることを決定した。

この時に発動が見送られた理由については、“調査対象2品目の輸入は直近3年間の一定期間では急増し、我が国の産業に対し重大な損害発生の事実が認定されたとしながらも、最近では調査対象2品目の輸入は落ち着いて推移していること等の状況から、輸入割当に関する公表は行わない。”という内容のものであった。

中野生活産業局長からは、『この調査対象品目の輸入がここ3年間で大きく増減しており、再び急増する可能性を否定できないことから、今後もその輸入動向を注意深く見守ることとし、再度輸入が急増

〈通商産業省告示第668号〉

綿製ポプリン・ブロード織物に係る調査開始の件（平成7年通商産業省告示第232号）で告示した繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規程（平成6年通商産業省告示第667号）第7条の調査の結果について、同規程第14条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成7年11月15日

通商産業大臣 橋本龍太郎

一 調査に係る繊維製品等の品目

綿製のポプリン・ブロード織物（関税率表の番号で第5208.11、第5208.12、第5208.21、第5208.22、第5208.31、第5208.32、第5208.41、第5208.42、第5208.51及び第5208.52に分類され、輸入統計品目表第5208.11-092号、第5208.12-093号、第5208.21-092号、第5208.22-020号、第5208.31-092号、第5208.32-092号、第5208.41-092号、第5208.42-092号、第5208.51-093号及び第5208.52-094号のもの。）

二 結論

調査対象貨物について輸入割当てに関する公表は行わない。ただし、今後とも調査対象貨物の輸入の動向を注意深く見守ることとする。

三 理由

調査対象貨物の輸入は、直近3年間の中の一定の期間においては急増し、また、本邦産業における重大な損害の発生の事実が認められた。しかしながら、最近においては、調査対象貨物の輸入は、前年同期比で減少傾向が続いていること等から、輸入割当てに関する公表は行わないこととする。

ただし、調査対象貨物の輸入は、直近3年間において大きく増減しており、今後も再び急増する可能性を否定し得ないことから、今後とも調査対象貨物の輸入の動向を注意深く見守ることとする。



した場合は、業界の要請、あるいは行政の判断で再調査に踏み切ることとする』旨の発言があり、綿工連と紡績協会の両業界にとっては可能性を残した形の結末となった。

その後発動を見送った2品目の輸入動向を注視するため、同年11月24日付通商産業省告示第686号によって、中国から当該品目を輸入した者は、通関後2週間以内に“輸入数量、輸入金額、貨物の原産地等”を記載した報告書を通産大臣に提出しなければならないこととなった。

この緊急措置発動の見送りに関しては、石川会長からつぎのようなコメントが出された。

『今回の決定は、輸入沈静化の現状からやむを得ないものとする。通産省においては輸入貿易管理令により中国から平織綿織物を輸入した者から通産大臣への報告が実施されることとなった。これにより再び輸入が急増した場合はTSG発動を実施されるよう切望する。今後はさらに中国に対し秩序ある輸出の確立を要請するとともに、国内業者へ輸入自粛を求め当業界の構造改善の一層の推進をはかって参りたい。』

#### 第1回繊維セーフガード措置発動要請の経過

○平成6年11月21日

繊維セーフガード措置に係る手続等の制定について発表

○平成6年12月5日

通商産業省告示第667号で「繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規程」を告示。

“繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置の実施についてのガイドライン”制定される

○平成7年2月23日

日本紡績協会と連名で繊維セーフガード措置の実施を求める要請書を通商産業大臣宛に提出

○平成7年4月21日

通商産業省告示第232号で調査開始の官報告示

○平成7年6月7日～9日

綿工連事務所において通商産業省の主要9産地に対するヒアリング実施される

○平成7年6月21日

通商産業省貿易調査企画室長に対し、証拠の提出並びに意見表明を行う

○平成7年7月19日

同室長より本邦生産者、生産者団体に対して質問状が出される

○平成7年8月31日

#### 〈通商産業省告示第686号〉

輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第16条の規定に基づき、中華人民共和国を原産地とする英式番手表示で30.7番手から47.2番手までの綿糸及び平織の綿織物であって綿の重量が全重量の85パーセント以上で、重量が1平方メートルにつき二百グラム以下のものを輸入した者が報告すべき事項を次のように定め、平成7年12月1日から施行する。

平成7年11月24日

通商産業大臣 橋本龍太郎

中華人民共和国を原産地とする英式番手表示で30.7番手から47.2番手までの綿糸（関税率表の番号で第5205.14号、第5205.24号、第5205.34号、第5205.44号、第5206.14号、第5206.24号、第5206.34号及び第5206.44号のもの。）及び平織の綿織物であって綿の重量が全重量の85パーセント以上で、重量が1平方メートルにつき二百グラム以下のもの（関税率表の番号で第5208.11号、第5208.12号、5208.21号、5208.22号、第5208.31号、第5208.32号、第5208.41号、第5808.42号、第5208.51号及び5208.52号のもの。）を輸入した者は、通商産業大臣の定めるところにより、輸入数量、輸入金額、貨物の原産地、船積地域その他必要な事項を記載した報告書を、通商産業大臣に提出しなければならない。

同室長に対して質問状を提出する

○平成7年11月15日

通商産業省告示第668号において、緊急措置の発動を見送ることを表明

○平成7年11月24日

通商産業省告示第686号において“輸入者報告制度”実施を表明

○平成7年12月1日

綿糸40番手、綿製ポプリン・ブロード織物の2品目について“輸入者報告制度”が実施される

## (2) 第2回目発動要請

その後中国からの綿織物輸入は一時沈静化したように見えたが、平成7年の後半以降、平成8年の前半にかけて増減はあるものの、総体的には再び増加に転じてきた。

特に平成7年6月から平成8年5月までの直近1年間の輸入量が2億2千万m<sup>2</sup>となり対前年比で19%増となったため、平成8年7月9日、本会は日本

紡績協会と共同で、「綿製ポプリン・ブロード織物に対する繊維セーフガード措置の発動を求める要請書」を再び通産省に対して提出した。

通産省はこれを受けて同年8月9日に調査開始を決定し、国内調査を実施するとともに、中国との二国間協議を鋭意行った。

この結果、中国側から対日輸出の自主管理措置を強化する旨の申し出があり、日中両国は合意することとなる。

通産省は11月6日に大臣談話を発表した。

中国における自主管理措置の内容はつぎのとおり。

- ① 綿製ポプリン・ブロード織物を含んだ一部綿織物（中国の海関統計で分類されている綿製平織物10品目）については、正規の輸出品には輸入インボイスに証明印を中国紡織品進出口総会社が押印する。
- ② 日本側は輸入通関時に証明印がない場合は輸入を認めない。
- ③ 中国は日本にEL（輸出許可証）の発給状況

## 日中繊維貿易について（通商産業大臣談話）

平成8年11月6日

1. この度、綿製ポプリン・ブロード織物を含んだ一部綿織物について、中国側から、対日直接輸出が安定するよう自主管理措置を強化するとの説明を受けた。日本としては、これに対応して、中国からの輸入が正当に輸出されたものであるか否かを輸入通関時に確認することとした。
2. 日中双方は、以上の措置により中国産一部綿織物の貿易の安定化が図られるとの認識を共有している。  
すなわち、以上の措置により、中国側海関統計で見た一部綿織物の対日輸出水準は大きな変動なく安定的に推移し、3年後の水準は最近4年間ないし5年間の対日輸出数量の平均と同等の水準となることが見込まれる。
3. 綿製ポプリン・ブロード織物については、本年7月9日の日本紡績協会及び日本綿スフ織物工業組合連合会からの繊維セーフガード措置発動の要請を踏まえ、8月9日にWTO繊維及び繊維製品に関する協定に整合した国内手続等に従い、同織物に係る調査開始を決定して以降、調査を進めてきたところである。  
しかしながら、繊維セーフガード措置においては、当該協定の定めているとおり、具体的な管理は、まず輸出国側が行うこととされているところ、今回の措置も、輸出国たる中国側の管理措置であり、数量的にも上記の効果が期待できることに鑑み、当該調査の続行を見合わせることにする。
4. なお、日中双方は、中国側の自主管理措置対象綿織物の日中間の貿易に関し、状況を十分に把握し、必要な意見交換・調整を行うため、引き続き密接な連絡を取り合うこととしている。  
また、中国側自主管理措置の運用、迂回輸入等につき注視する必要があることから、日本側としては、今後とも綿製ポプリン・ブロード織物の輸入の動向を注意深く見守ることとする。

を定期的に知らせる。

平成8年11月15日付官報につきのように告示された。

○通商産業省告示第544号

輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第3条第1項の規定に基づき、昭和41年通商産業省告示第170号（輸入割当を受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件）の一部を次のように改正し、平成9年1月1日から実施する。

平成8年11月15日

通商産業大臣 佐藤信二

第3号の1から31まで以外の部分中「(14)」を「(15)」に改め、同号の7の(1)から(14)まで以外の部分中「(14)」を「(15)」に改め、同号の7の(14)の次に次のように加える。

(15)中華人民共和国を原産地とし、かつ、船積地域とする平織りの綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1㎡につき200g以下のものに限る。）であって漂白していないものについては、中国紡織品進出口総公司駐日本代表処が証明印を捺印したインボイス

このように本措置は平成9年1月1日から実施された。

日中両国においては、中国側の自主管理の状況を十分に把握し、必要な意見交換や調整を行うために、引き続き綿密な連絡を取り合うことが合意された。

また通産省においては、自主管理措置の運用、迂回輸入について今後も監視していく必要があることから、綿製ポプリン・ブロード織物の輸入動向を注視していくこととなった。

本会はこれらの発表を受けて、11月13日に緊急の正副理事長会議を開催し、本件について協議をし、石川会長から次のコメントが発表された。

『本決定に至るまでの日中協議において村田局長をはじめご担当者の皆様のご努力に対し敬意

を表するとともに、本措置が繊維セーフガード措置の発動と同等以上の効果が生じることを確信し、今後の中国からの輸入数量の推移及び香港等からの迂回輸入の動向に注視、輸入が増大した場合には繊維セーフガード措置の発動等早急な対応措置を講じられることを要望する。』

第2回 TSG 措置発動要請の経過

○平成8年6月27日

本会は紡協と連名で村田生活産業局長に TSG 措置の発動を陳情

大蔵省、5月分の通関統計発表。中国からの PB 輸入量 26 百万 m<sup>2</sup>（対前年同月比 257.7%）を記録

○平成8年7月9日

日本紡績協会と連名で塚原通産大臣に対し TSG 措置の発動を再度要請

○平成8年7月22日

塚原通産大臣と本会会長、紡協会長が懇談し、TSG 措置の発動を要望する

○平成8年8月9日

・通産省は綿製ポプリン・ブロード織物に係る TSG 措置の調査開始を決定し告示する。（通商産業省告示第364号）

・通産省貿易調査課長より本邦生産者に対して質問状が出される。

○平成8年8月9日～9月11日

PB（ホパフパリン・フガロートガ）生産者への被害状況等の実態調査実施。

○8月14日～9月11日

PB 生産者への構造改善アンケート実施。

○平成8年8月20日

本会正副会長と紡協首脳は村田生活産業局長と TSG 問題で懇談。

○平成8年9月5日～9月12日

本会情報調査専門委員組合に対する構造改善アンケートを実施。

○平成8年9月10日～9月14日

本会訪中団、中国経貿部等と輸入秩序化について懇談。

- 平成8年9月25日～26日  
綿工連事務所において、通産省繊維製品課による本会主要産地に対するヒアリング実施される。
- 平成8年9月30日
  - ・本会会長、村田生活産業局長とTSG問題で第2回目の懇談を行う。
  - ・「綿製ポプリン・ブロード織物の数量の増加に際しての緊急措置に係る調査に関する一証拠の提出、意見表明／証拠の要約」の提出について」を通産省貿易局貿易調査課長宛に提出する。
  - ・生田繊維製品課長と本会正副会長は名古屋、大阪において輸入問題について懇談。
- 平成8年10月23日  
村田生活産業局長と本会正副会長等は第3回日中協議の結果等について懇談。
- 平成8年11月5・6日  
生田繊維製品課長と本会正副会長は大阪市、浜松市で輸入問題について懇談。
- 平成8年11月6日
  - ・石川会長、村田生活産業局長と懇談し、日中の合意内容について説明を受ける（12時）。
  - ・村田生活産業局長が記者会見を行い、大臣談話を発表し、繊維セーフガード措置の発動見送りを発表（16時）。
- 平成8年11月15日  
通産省告示第544号において「中国からの平織生地綿織物については総公司駐日代表処の証明印を捺印したインボイス」の項目を加える旨、告示される。
- 平成8年11月18日  
会員宛に、繊維セーフガード措置の発動見送りを公式文書にて通知する。
- 平成9年1月1日  
輸入通関時確認制実施される。
- 平成9年8月8日  
調査期間が1年間延長される。（通商産業省告示第456号）

このように、第2回目の発動要請に対しても、繊維セーフガードは発動されることはなかったが、綿織物の輸入数量自体もそれまでとは異なった動きを示すようになる。

91ページの表のとおり綿織物輸入は平成8年の8億3千5百万m<sup>2</sup>をピークとして翌年以降増減はあるものの、総体的に減少傾向に転じることとなるのである。

### Ⅲ-5 繊維製品輸入急増対策と 織産審報告書

綿織物の輸入については、平成9年は7億5千3百万m<sup>2</sup>（対前年比90.2%）、平成10年では6億5千万m<sup>2</sup>（対前年比86.3%）と減少が続くが、平成11年には7億5千万m<sup>2</sup>と再び増加に転じた。

平成12年3月30日、自由民主党本部において繊維対策特別委員会（奥田幹生委員長）が開催され、日本繊維産業連盟から輸入の現状と繊維業界の実態について説明が行われるとともに、石川会長から輸入秩序化の要望を行った。

#### （石川会長からの要望内容の要旨）

綿スフ織物業界は長引く景気の低迷に加え中国等からの輸入品の攻勢により、受注及び生産は著しく減少し、製品価格や工賃の低下により今や業界は危機的状況にあります。この輸入問題についてはそれぞれの業界単位で個別に取り組んできましたが、現在織産連を中心として取り組んでいただくこととなりましたので、この輸入問題に対して速やかに何らかの措置をとっていただくことをお願い申し上げます。

その後も各繊維業界団体から繊維製品の輸入急増に対する訴えは続き、同年8月3日に繊維対策特別委員会（尾身幸次委員長）は再び開催されることとなった。

この他、平成12年には4月3日に第1回目の繊維産業貿易に関するタスクフォースが開催され、同年11月6日に開催された第10回目の会合において『タスクフォースの共通認識』がとりまとめられ、

翌7日に“とりまとめ”の内容が発表された。

タスクフォースの共通認識（項目のみ箇条書き）

平成12年11月7日

1. 基本認識

- (1) 事業環境の激変
- (2) 繊維製品輸入の急増
- (3) 環境変化に対応した海外の繊維産業
- (4) 繊維産業の役割・存在意義について

2. 政策の方向性

- (1) 総合的な対策の必要性
- (2) 繊維通商政策の機動的な活用
  - ① 繊維セーフガード及びアンチダンピングの機動的活用のための環境整備
  - ② 委託加工関税優遇制度（減税制度の改善、免税制度の検討）について
  - ③ 特惠関税制度の見直し
  - ④ 海外諸国の高関税の是正，非関税障壁の撤廃
  - ⑤ 調査，統計資料等について
- (3) 繊維産業の仕組みの改革の必要性
  - ① 不透明な取引慣行の是正
  - ② ITの活用による生産流通構造の改革
  - ③ 協業化の促進
  - ④ 繊維製品リサイクルシステムの構築
- (4) 産業インフラ面での高コスト構造の是正
- (5) 新たな市場の開拓及び技術，新商品の開発
  - ① 海外市場への展開の支援
  - ② 国内における繊維製品消費の喚起
  - ③ 繊維技術開発の推進
- (6) ベンチャー育成・人材育成の強化
- (7) その他

本会関係では，織物二次製品の輸入増加に加えて平成11年の織物輸入が増加に転じたため，平成12年6月には主要産地から地元国会議員に対して“輸入秩序化に対する陳情”が行われた。

平成12年8月23日に開催された常任委員会，情報調査専門委員会，青年部代表者による合同会議において“全国織物産地危機突破大会”を開催するこ

とが決定し，同年10月5日に東京日比谷公園野外音楽堂において同大会を開催し，全国から3千人が参集した。（詳細は第1章参照）

この大会終了後，本会正副会長は，公明党，保守党の与党両党と懇談会を開催し，業界の実情を両党に説明した。

【公明党との懇談会】平成12年10月25日

（出席議員）

衆議院 北側一雄，赤松正雄，山名靖英，西博義，青山二三，池坊保子  
参議院 山下栄一，但馬久美

【保守党との懇談会】平成12年11月1日

（出席議員）

衆議院 海部俊樹，野田毅，井上喜一，西川太一郎，松浪健四郎  
参議院 月原茂皓，鶴保庸介

こうした本会をはじめとする繊維業界の動きを受けて，自由民主党の繊維対策特別委員会は「輸入急増対策プロジェクトチーム」（左藤剛男座長）を結成し，平成12年10月18日に第1回目の会合を開催した。

自由民主党輸入急増対策プロジェクトチーム

座長 佐藤剛男  
委員 稲葉大和，栗原博久，笹川堯，杉浦正健，渡海紀三朗，松島みどり，松宮勲，村上誠一郎，村田吉隆，村松龍二

自由民主党，公明党，保守党の与党三党においても，「繊維対策に関するプロジェクトチーム」が結成され，平成12年10月30日に衆議院第一議員会館会議室において初会合が開催され，本会をはじめとする繊維業界団体との間で通商問題を中心とした意見交換が行われた。

平成12年10月30日の繊維対策に関するプロジェクトチームの会議に出席した議員

自由民主党

尾身 幸次（党繊維対策特別委員長）

岸田 文雄（党商工部会長）

佐藤 剛男（党輸入急増対策PT座長）

公明党

赤松 正雄（党副幹事長）

山名 靖英（党労働局次長、建設委員会理事）

保守党

西川太一郎（党副幹事長）

松浪健四郎（党副幹事長）

その後、平成12年11月27日に自民党繊維対策特別委員会 輸入急増対策PTの第3回目の会合が開催され、『繊維製品輸入急増対策案』がとりまとめられた。

この対策案は同年12月1日に、自民党繊維対策特別委員会と与党三党の繊維対策に関するプロジェクトチームにおいても協議され内容が了承された。

平成13年度の繊維関連予算案においては新たに繊維産地対策分として約3億円（地場産業等活性化補助金繊維対策分）が盛り込まれることとなり、繊維対策分の活性化補助金については平成13年度から実施されることとなった。

## 「繊維製品輸入急増対策」

### 課題1. 急激な製品輸入の増大への対応

#### （対応1） 繊維セーフガードに関する対応の迅速化

輸入急増を受けた繊維産業の厳しい状況に鑑み、対応の迅速化を図るとの観点から、今まで発動要請の際に必要なとされていた「構造改善見通し」の作成及びその審査が手続きの障害とならないよう、関係審議会の審議を経た上で、業界に「構造改善見通し」の策定を求めないこととすること。

繊維セーフガードについて、業界が具体的な品目を検討する場合には、通産省は要請の手続きに関する理解を促進するため、担当官を産地に派遣して説明するなどの支援を行うこと。

#### （対応2） アンチダンピング制度の活用

国際ルールと国内法制の調査開始要件の差はないことを確認すること。

※WTO協定上は「合理的に入手可能な情報」で申請が可能であり、当局はそれが「十分な証拠」かどうかを審査することとなっているところ、我が国の国内ルールは、文言上は申請時に「十分な証拠」を求めていることから、過剰要件との誤解を生んでいたが、今回、当局に申請者が「合理的に入手可能な情報」で申請し、当局はそれがWTOルールにいう「十分な証拠」かどうかを審査することを確認。

#### （対応3） 対中繊維特別セーフガードの均てん

米中間で合意されている対中繊維特別セーフガードの発動権が我が国にも確保されるよう、今後も全力をあげて交渉を行うこと。

#### （対応4） 特惠関税制度の保護水準維持

特惠関税制度については、現在、特惠メリットの維持・均てん化・制度の簡素化などの点から見直しが行われているところ、繊維産業の現状に鑑み、実質的な保護水準を現在とほぼ同程度にすべく税率調整等により対応すること。

### 課題2. 供給過剰体質の改善

#### （対応1） 取引慣行是正に向けた新たな検討会などの開始

① 下請代金支払遅延等防止法の運用等について、公正取引委員会、通産省、繊維業界の間で検討会を設け、問題点を整理し、法改正も視野に入れて年度内に結論を得ること。

② 繊維産業は、契約書面が無い、見本品（サンプル）に対する代金支払いの基準が曖昧などの取引慣行の問題がある。これらについて、関係業界は、自主的検討会を開始し、通産省は同検討会を側面支援すること。

③ 通産省は、繊維産業の不透明な取引慣行の是正のために、通達の発出など指導を強化すること。

(対応2) 情報技術の活用による生産流通構造の改革

製造業者と販売業者の間における情報共有を進めることにより、需要予測精度や生産計画の柔軟性を高め、無駄な在庫の抑制や生産設備の有効活用などを図ること。

課題3. 繊維産地の活性化

(対応) 繊維産地活性化のための新たな支援の検討

産地の再生を図るためには、産地中小企業が、川上から川下までの縦型協業化と異業種連携も含めた横型協業化により、消費者直結型ビジネスへの転換を図ることが必要である。こうした産地活性化のための取り組みに対する新たな支援を講ずるよう検討すること。

また、国内生産基盤の確保、更なる発展のための施策につき、今後とも検討すること。

課題4. グローバルな繊維産業の構築

(対応1) 加工再輸入減税制度の改善

加工再輸入減税制度（輸出原材料価格部分のみを減税対象とする制度）について、手続きを簡素化すること。具体的には、現行制度の下では輸出時に提出することが義務づけられている「附属書」を製品の輸入時まで提出すれば良いこととすること。なお、業界が当初要請していた、加工再輸入免税制度（国産テキスタイル使用の海外縫製品の縫製付加価値部分についても関税を免除する制度）については、WTO補助金協定に違反するため困難である。ただし、我が国素材の需要拡大に資する策については別途検討する。

(対応2) 海外市場の開拓

アジア、欧米等への市場展開を図るため、繊維業界は国内外におけるイベント、展示会強化などを通じて、我が国の優れた素材や製品の情報発信を行うこととし、通産省はこれを支援すること。

(対応3) 諸外国の関税・非関税障壁の除去

通産省はWTO新ラウンドなどを活用しつつ、海外諸国の高関税の是正、非関税障壁の撤廃に努力すること。

課題5. 国産品の消費拡大

(対応)

- ① 生地の出産地表示については、素材の生産者とアパレル企業との話し合いが進むよう通産省は支援すること。
- ② 出産地表示一般及び生地の出産地表示について、通産省は消費者への意識調査を実施すること。
- ③ 例えば環境マークの活用などによる製品差別化を図り、日本製品の消費を拡大する方策を検討すること。

課題6. 繊維製品のリサイクルシステム構築のための検討

(対応)

廃棄物の増加による環境負荷が増大している恐れがあることに鑑み、繊維製品のリサイクルについて、通産省と業界で総合的に検討すること。

課題7. 技術基盤の整備（テクノロジー、クリエイション）

(対応1) 大型技術開発プロジェクトの推進

高強度繊維開発等の技術開発プロジェクトの推進を通じて、根本的な意味での競争力の強化を図ること。

(対応2) クリエーションの知的基盤整備

服飾専門学校が保有している衣装や織物等をインターネット上検索可能なデータベースとして、一般公開し、産業界も広く利用可能にすることにより、産学連携の促進を図っていくこと。

(地場産業等活性化補助金について (内容抜粋))

地場産業等活性化補助金とは、地場産業の活性化のために組合や中小企業グループが行う新商品開発、人材育成、販路開拓等の事業に対して、原則として国と地方公共団体がそれぞれ事業費の1/2ずつを補助(事業者にとっては100%を補助)するものである。平成13年度においては、補助事業規模で約6億円(国の予算では約3億円)が繊維中小企業特別対策として確保されている。

支援対象事業となるのは、繊維中小企業グループや、組合等が協業・ネットワーク化することにより、産業構造の改革や消費者の嗜好の変化に対応した消費者起点の事業形態への転換を図るための活動である。(以下省略)

また、平成12年11月9日には繊維産業審議会総合部会基本政策小委員会が開催され、塩谷会長が委員として出席した。

その後、本小委員会は11月16日(第2回目)、11月24日(第3回目)、12月11日(第4回目)にそれぞれ開催され、第5回目の12月25日に報告書のとりまとめが行われた。

この後綿織物の輸入は平成15年では対前年比で増加するが、16年には減少に転じる。平成16年の年間生産数量は5億5千万m<sup>2</sup>とピーク時平成8年との数量対比で60%程度の水準まで減少してきている。

111ページの表のとおり織物に替わって二次製品の輸入が年々増加してきており、各製品を織物換算数値に置き換えた数値では(綿工連試算)、昭和63年(1988年)と平成15年(2003年)を対比すると、

## 『繊維産業審議会総合部会基本政策小委員会報告書の概要』

### 第1章 基本認識

1. 繊維産業は、①個人の自己実現を支える生活文化産業、②190万人に上る雇用を抱え、地域経済を支える産業、③高いレベルの技術力による多様な用途展開など、幅広い産業を支える基幹産業としての役割を持つ。
2. しかし平成11年以降、主に中国からの輸入が急増し、産地においては分業体制の解体が進んだ。その背景には、マクロでは消費者の嗜好の変化、産業構造の変化、アジアの繊維産業のレベルアップという要因があり、ミクロでは我が国繊維企業による海外生産活動の急速な増加、産地において商社等が担ってきたコーディネート機能の低下という要因がある。また、繊維産業の産業構造は、産地において典型的に見られるよう、垂直・水平に分断されており、消費者の嗜好についての情報が円滑に伝達されにくい。このことが、昨今の環境変化への対応を困難にしていると考えられる。
3. 今後の発展の方向性として以下のものが挙げられる。
  - ・業種を超えた協業・ネットワーク化や経営統合も含めた規模の拡大
  - ・消費者と共に価値を創造する仕組みの創出
  - ・海外市場の開拓などのグローバル展開
  - ・情報化など社会的要請への対応

### 第2章 早急に対処すべき課題と対応策

1. 繊維セーフガードについては、発動要請時の構造改善見通しの策定を求めないこととすることにより調査要請時の負担を軽減するべきである。
2. アンチダンピング制度については、国際ルールと国内法制について、調査開始時における要件の差は無いことを確認した。
3. 現在行われている特惠関税制度の見直しに当たっては、繊維産業の現状に鑑み、実質的な保護水準を現在とほぼ同程度とすべきである。
4. 対中繊維特別セーフガードについては、仮に特定国に発動権が認められるのであれば、我が国も発動権を確保するべきである。



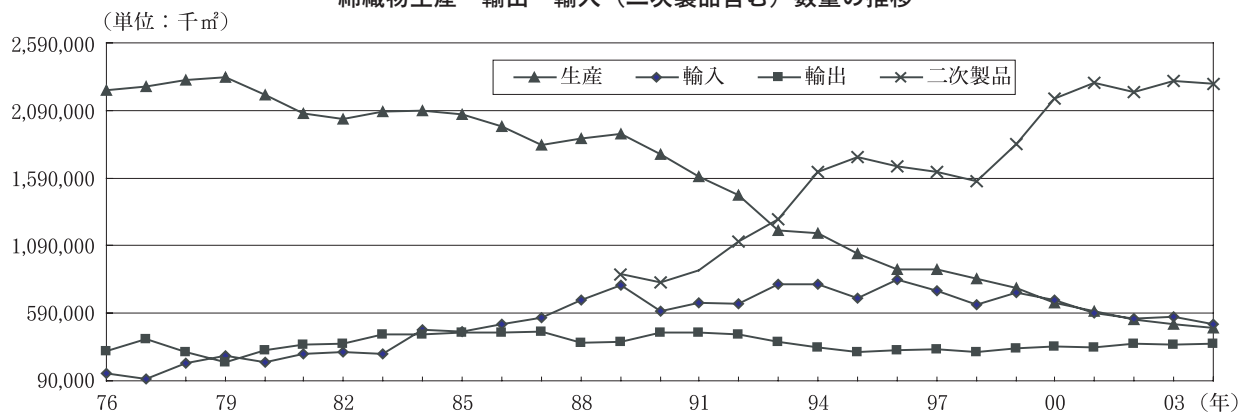
第3章 競争力強化のための中長期課題

1. 不透明な取引慣行を是正し、情報技術の活用による取引企業間での情報共有を進め、企画・提案力を強化することにより、効率的・高付加価値型の生産流通構造への転換を図るべきである。
2. 特に繊維中小企業については、異業種連携なども行いつつ協業・ネットワーク化を行い、差別化された企画・開発、及び市場開拓を実現することが必要である。また、そのようなモデル的な取組にあたって政府が適切な支援を講じるべきである。
3. エネルギー、物流等産業インフラ面での高コスト構造是正が必要である。
4. グローバルな繊維産業の構築のために以下の取組を行うべきである。
  - ・海外展示会の強化などによる官民が緊密に連携した海外市場の開拓
  - ・加工再輸入減税制度の手続きの改善
  - ・海外諸国の高関税の是正、非関税障壁の撤廃

第4章 繊維産業の全般的基盤的課題

1. 国内繊維消費の喚起のために以下の取組を行う必要がある。
  - ・消費者ニーズへの迅速・的確な対応や価値の提案を行うこと
  - ・製品の縫製国のみならず生地の出産国についても表示することについて、政府が関係業界間の検討が円滑に進むよう支援すること
  - ・環境、健康、安全等の基準を満たしていることの表示を行うことも重要であり、その際には、国際標準との整合性も配慮しつつ民間が主導して行うこと。
  - ・変化の著しい市場の実態把握のため、官民が連携して調査すること。
  - ・非衣料・産業資材分野において多用途展開を進めることにより、市場拡大を図ること。
2. 衣料品を始めとする繊維製品のリサイクルシステムについて政府及び関係者が総合的に検討する場を設置し、具体的に検討するべきである。
3. 意匠権、商標権等の知的財産権を活用して、デザインを保護し、利益を確保するため、業界の意識改革と弁護士や弁理士との連携強化などの取組が必要である。
4. 技術基盤を整備するため、以下の取組を行うことが必要である。
  - ・技術開発プロジェクトの実施により、新たな産業技術のブレークスルーを図るとともに、それを通じた産学官の連携を推進すること。
  - ・価値創造の基盤となる知的ストックの拡充を行い、広く公開する仕組みを作ること
5. 以上のような対応を行い、新しい環境下での繊維産業を活力あるものとするため、企画・生産・販売の全体をコーディネートするベンチャー企業の活躍が期待される。また、価値の創出を支える人材について、創工商にわたるきめ細かな育成及び異業種も視野に入れた人材確保の仕組みが必要である。

綿織物生産・輸出・輸入（二次製品含む）数量の推移



出所：経済産業省繊維統計／財務省通関統計

二次製品の輸入数量は米国織物、アパレルカテゴリーシステムの平方メートル換算係数により換算した縮工連試算値である。

15年では実に3.4倍の驚異的な数量となっている。

### Ⅲ-6 訪中団の記録

本会は急増する綿織物について、“秩序ある輸入体制の確立のため”中国に対して昭和52年から平成8年までの20年間にわたり、18回の訪中団を派遣し、中国政府等関係機関に対し要請をし続けてきた。

その主張の根幹となったのが、対日綿製品輸出三原則〔①日本の国内需給を乱さない、②日本の市況を下回る価格で輸出しない、③思惑取引を行う商社と取引しない〕であった。

以下訪中団の概要について示す。

#### 第1次訪中団

(期 日) 1977. 2. 28～3. 15

(団 員)

団 長：安藤嘉治

副団長：百鬼末太郎，池治一見

団 員：山中治雄，野沢久雄，倉橋正雄  
細田正一，山田廉平，後藤光将

秘書長：南條 修

秘 書：津嘉山直子

(訪問先)

①北京：中国国際貿易促進委員会  
中国紡織品進出口総公司

②青島：中国紡織品進出口青島分公司

③済南：中国紡織品進出口済南支公司

④上海：中国紡織品進出口上海分公司

⑤全行程随行：中国紡織品進出口総公司  
劉桂初氏，張維昌氏

#### 第2次訪中団

(期 日) 1978. 7. 4～14

(団 員)

団 長：藤原一郎

副団長：(兼秘書長) 村瀬武士，帯谷正次郎  
竹内登喜一

団 員：高木 理，後藤繁作，岡本 稔

藤木利男，奥出利明，山埜 茂  
森 政明，鈴木竹男，小栗久明  
伊藤 辰，中村俊司，櫛田 治

秘書兼通訳：広沢直子

(訪問先)

①上海：中国紡織品進出口上海分公司

②広州：中国紡織品進出口総公司広東省分公司

#### 第3次訪中団

(期 日) 1979. 9. 19～25

(団 員)

団 長：百鬼末太郎

団 員：山中治雄，長坂昭治，田中 実

通 訳：岩田憲幸

(訪問先)

①北京：中国紡織品進出口総公司  
中日友好協会

中国国際貿易促進委員会

中華人民共和国紡織工業部

在中華人民共和国日本国大使館

②天津：天津市對外貿易局

中国紡織品進出口公司天津市分公司

天津第四綿紡織廠

天津市第二染整廠



第1次訪中団

#### 第4次訪中団

(期 日) 1981. 9. 14～26

(団 員)

団 長：山中治雄

団 員：池治一見，鈴木常夫，中村 稔

通 訳：本郷顕生

(訪問先)

- ①北京：中国紡織品進出口総公司  
中国紡織工業部  
在中華人民共和国日本国大使館
- ②西安：国営西北第四綿紡織廠
- ③鄭州：黄河水理センター  
国営鄭州第四綿紡織廠  
国営鄭州第一紡織廠
- ④武漢：武漢第三棉紡織廠  
武漢市国営東方紅床单廠（シーツ工場）
- ⑤上海：中国紡織品進出口上海市分公司  
上海第三印染廠  
上海第十七紡織廠

第5次訪中団

(期 日) 1983. 3. 29～4. 3

(団 員)

- 団 長：池治一見
- 団 員：石川三三, 帶谷正次郎, 荒谷 昇
- 通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

- ①北京：中国紡織品進出口総公司  
中国紡織工業部  
中国国際貿易促進委員会  
北京印染廠
- ②天津：中国紡織品進出口公司天津分公司  
天津市床单五廠
- ③上海：中国紡織品進出口公司上海市分公司
- ④杭州：中国紡織品進出口公司浙分公司

第6次訪中団

(期 日) 1984. 7. 2～8

(団 員)

- 団 長：池治一見
- 団 員：小栗久明, 山中治雄, 村上亀六  
櫛田 治
- 通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

- ①北京：中国紡織品進出口総公司  
中国對外經濟貿易部

- ②南京：江蘇省紡織品進出口分公司  
江蘇省人民政府外事弁公室, 江蘇省對外經濟貿易廠（懇談）

- ③無錫：無錫第一棉紡織廠  
無錫第一色織廠  
無錫市對外經濟貿易局, 中国人民對外友好協會（懇談）

- ④上海：上海市紡織品進出口分公司

第7次訪中団

(期 日) 1985. 9. 23～29

(団 員)

- 団 長：池治一見
- 団 員：小栗久明, 山中治雄, 石川三三  
村上亀六, 河田勝喜

通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

- ①北京：中国紡織品進出口総公司  
中国紡織工業部  
中国對外經濟貿易部對外貿易管理局  
中国国際貿易促進委員会
- ②新疆ウイグル自治区（石河子, ウルムチ, トルフアン）：  
中国紡織品進出口公司新疆分公司  
新疆石河子對外經濟貿易局  
新疆石河子八十一綿紡織廠

第8次訪中団

(期 日) 1986. 5. 31～6. 10

(団 員)

- 団 長：池治一見
- 団 員：小栗久明, 石川三三, 帶谷正次郎  
安藤嘉治（顧問）, 広瀬秀男

通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

- ①北京：中国紡織品進出口総公司
- ②重慶：中国紡織品進出口公司重慶分公司  
重慶第三棉紡織廠
- ③武漢：中国紡織品進出口公司武漢市分公司  
武漢国棉一廠

④上海：中国紡織品進出口公司上海市分公司

石家莊第一印染廠  
石家莊石潤紡織染有限公司

#### 第9次訪中団

(期 日) 1987. 10. 26～30

(団 員)

団 長：小栗久明

団 員：石川三三，岡本和三郎，古谷日出夫

通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

①広州：中国紡織品進出口総公司（広州交易会  
会場内）

②香港：華潤紡織品有限公司

#### 第10次訪中団

(期 日) 1988. 9. 20～24

(団 員)

団 長：小栗久明

団 員：石川三三，帯谷正次郎，岡本和三郎

櫛田 治

通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

①北京：中国紡織品進出口総公司

②香港：華潤紡織品有限公司

#### 第11次訪中団

(期 日) 1989. 9. 25～30

(団 員)

団 長：小栗久明

団 員：石川三三，帯谷正次郎，岡本和三郎

河田勝喜

通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

①香港：華潤紡織品有限公司  
在香港日本商社等5社

②北京：中国紡織品進出口総公司  
中国紡織工業部

中国对外經濟貿易部

中国国際貿易促進委員会

③河北省石家莊市：

河北省第二綿紡織廠

#### 第12次訪中団

(期 日) 1990. 10. 28～11. 3

(団 員)

団 長：小栗久明

団 員：石川三三，帯谷正次郎，岡本和三郎

藤原三郎，由井伸和

通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

①大連：遼寧省紡織品分公司  
大連綿紡織廠

②營口：營口綿紡織廠

③北京：中国紡織品進出口総公司  
中国对外經濟貿易部  
中国紡織工業部

④香港：華潤紡織品有限公司

#### 第13次訪中団

(期 日) 1991. 10. 28～11. 2

(団 員)

団 長：小栗久明

団 員：石川三三，岡本和三郎，中谷正治

通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

①北京：中国紡織品進出口総公司  
中国对外經濟貿易部  
中国紡織工業部  
北京京華紡織品有限公司（華潤紡織品  
有限公司）

②西安：陝西省紡織品進出口公司  
西北第四綿紡織廠

#### 第14次訪中団

(期 日) 1992. 10. 25～30

(団 員)

団 長：小栗久明

団 員：石川三三，荒谷 昇

通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

- ①北京：中国紡織品進出口総公司  
中国对外經濟貿易部  
中国紡織工業部
- ②香港：華潤（集团）有限公司  
華潤紡織品有限公司



第 14 次訪中団

第 15 次訪中団

(期 日) 1993. 10. 24～29

(団 員)

- 団 長：石川三三
- 団 員：藤井良己，古谷日出夫
- 通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

- ①北京：中国紡織品進出口総公司  
中国对外經濟貿易合作部  
中国紡織総会  
丸紅北京事務所  
伊藤忠北京事務所  
北京第一紡織廠
- ②香港：華潤紡織品有限公司  
丸紅香港事務所  
伊藤忠香港事務所

第 16 次訪中団

(期 日) 1994. 10. 30～11. 4

(団 員)

- 団 長：石川三三
- 団 員：藤井良己，塩谷春雄，貝原定治  
寺田正捷，光延 進，古橋敏明  
高垣英子

通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

- ①北京：中国紡織品進出口総公司  
中国对外貿易經濟合作部  
中国紡織総会
- ②香港：華潤紡織品有限公司  
現地日本商社，華僑商社

第 17 次訪中団

(期 日) 1995. 9. 28～10. 1

(団 員)

- 団 長：石川三三
- 団 員：藤井良己，米原美砂子
- 通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

- ①北京：中国紡織品進出口総公司  
中国对外貿易經濟合作部  
中国紡織総会  
中国紡織品進出口商会
- ②上海：ジェトロ上海事務所  
上海浦東地区視察

第 18 次訪中団

(期 日) 1996. 9. 10～13

(団 員)

- 団 長：石川三三
- 団 員：塩谷春雄，藤井良己，貝原定治  
寺田正捷，西牟田仁
- 通 訳：戸毛敏美

(訪問先)

- ①北京：中国紡織品進出口総公司  
中国对外貿易經濟合作部  
中国紡織総会  
中国紡織品進出口商会
- ②西安：陝西省紡織品進出口公司

## 第Ⅳ章 構造改善事業

### Ⅳ-1 特織法成立について

日本経済が高度成長期へと移行する中、綿スフ織物業界においては昭和30年代後半から深刻な不況に見舞われ、特に39年、40年と業況は極端に低迷した。

これは単なる景気循環によるものではなく、業界の構造上の種々の問題点を浮き彫りにし、様々な問題提起を投げかけた。

すなわち①若年労働力不足と労務費の上昇による生産コストの上昇、②設備の老朽化による生産性の低さ、③業界内の過当競争の激化等の問題が表面化し、加えて先進国の輸入制限や後進国の追い上げが加わり、業界自体が自らの構造、体質そのものを改革していく必要性に迫られていた。

本会は昭和40年11月に恒久対策委員会を設置し、綿スフ織物業の長期安定対策について検討を行った。同月には古谷会長、寺田副会長らが上京し、「綿スフ織物の恒久対策」について、三木通産大臣、佐橋事務次官、乙竹繊維局長らに個別に面接し、恒久対策を説明し、この趣旨に基づいた所要の措置を講ぜられるよう建議した。

これより前の同年9月に日本紡績協会は「日本繊維産業の将来と恒久対策」を、日本化学繊維協会は「繊維産業構造対策」をそれぞれ発表し、運動を開始していた。

また本会傘下の主要8産地においても、これに呼応して将来ビジョンの検討に入った。

紡績協会、化繊協会と本会はそれぞれの将来計画を発表し、気運を盛り上げていったが、その後日絹連もこれに加わり、4団体で政治運動を展開していった。

同年12月に三木通産大臣は産業構造審議会、繊維工業審議会に対して「繊維産業の将来のあり方」

を諮問した。これを受けた両審議会は体制委員会を設置し、具体的な検討に入ることとなった。

同年12月末には、寺田副会長が上京して、自民党田中幹事長、赤城政調会長らと懇談し要請を行った結果、今国会に取り上げ検討されることとなった。

政府は当面の対策として昭和41年度予算に繊維工業整備特別対策費として5億5千万円を計上し、事業実施機関として「財団法人繊維工業整備促進協会」を認可することとなる。

#### (イ) 財団法人繊維工業整備促進協会について

財団法人繊維工業整備促進協会は、日本紡績協会、日本化学繊維協会、日本羊毛紡績会、日本綿スフ織物業組合連合会、日本絹人織織物業組合連合会、日本毛織物等工業組合連合会の6団体が設立発起人となり、昭和41年5月19日に設立発起人会を開催し、同年6月15日に通商産業大臣の設立認可を受け発足した。

その事業内容は中小規模の紡績業および織物業の転廃業を円滑化するための設備の買上げを内容とする繊維工業整備特別対策事業並びに繊維産業構造対策調査であり、政府施策を受けた民間の協力実施機関として位置づけられる。

#### (設立趣意書)

繊維工業は、わが国近代工業の先駆として、また、先導的輸出産業として、明治以来わが国産業発展の推進力となってきたのみならず、第二次世界大戦後においては、荒廃のうちからいち早く立ち上がり、戦後経済の驚異的な復興の支柱として、国民経済上絶大なる貢献をなし遂げてきた。

しかしながら、わが国繊維工業は、現在、発展途上の諸国における繊維工業の発達、国内における労働力需給の逼迫、繊維間競争の激化等の諸要因によ

り、その構造の抜本的な改善を迫られている。

このような状況に鑑み、繊維工業の構造の整備および改善を促進するため、中小企業者の転業または廃業の円滑化に資する設備の買収、保有および処分、繊維工業の構造の整備および改善に資する調査および研究等を業務とする財団法人繊維工業整備促進協会を設立し、もってわが国繊維工業の国際競争力の強化を図り、わが国経済の発展に寄与せんとするものである。

○役員 理事：田川 信一（紡 協）  
 坂井 五郎（絹人織）  
 酒井 弘（羊毛紡）  
 杉村正一郎（化 織）  
 田和 安夫（紡 協）  
 野沢 久雄（綿工連）  
 安田 穰（毛工連）

監 事：田村 武敏

評議員：15名

○編成 本 部：東京  
 支 部：名古屋、大阪

財団法人繊維工業整備促進協会が発足した昭和41年は国内経済が回復し、戦後最長最大の「いざなぎ景気」に突入する。

促進協会の主たる事業であった転廃業設備の買収は、折からの市況の好転により、紡績設備の買収は見送られ、織機の買取りも手続きの遅れから、昭和41年内で完了できず、42年にずれこむこととなった。

前述の昭和42年7月「特定繊維工業構造改善臨時措置法」の成立にともない、同年9月1日付で「繊維工業構造改善事業協会」が発足し、促進協会の一切の権利および義務（資産22,418,562円、負債8,381,495円、差引正味財産14,037,067円）は、昭和42年9月1日に事業協会に承継され、促進協会は同日解散した。

促進協会が行った織機の買収の内訳についてはつぎのとおり。

	買収代金	屑鉄代金	合計金額
綿スフ織機	214,900	21,547	236,447
絹人絹織機	52,900	4,894	57,794
合 計	267,800	26,441	294,241

（注） 単位は千円

※政府補助金…買収代金の1/2 267,800×1/2=133,900

## （ロ） 綿スフ織物業の恒久対策

### 1. 恒久対策の必要性

(1) わが国の繊維産業は、国民衣料ならびに生産資材用繊維製品を供給する一方、輸出産業として、国民経済の安定と発展に極めて重要な役割を果たしてきた。しかし近年の動向を見ると、低開発諸国の綿業部門への進出、先進工業国における綿業部門の合理化の促進、輸入制限の強化ならびにわが国における労働需給関係の変化等、繊維産業をめぐる環境はとみに厳しさを加え今後早急に抜本的対策を講じなければ、国際競争力の維持もできず繊維産業は崩壊の一途を辿りひいてはわが国の輸出貿易に重大なる支障を与えることは明らかである。

(2) 綿スフ織物業は、糸から最終繊維製品までの生産過程における地位、繊維製品全体の輸出に占めるウエイトならびに就業者数等何れの面から見ても繊維産業の中核となっている。このような観点から前記の抜本的対策を講ずる場合には繊維産業の中核たる綿スフ織物業につき重点的にきめの細かい対策を実施する必要がある。

(3) 綿スフ織物業の現状を見ると、企業の零細過多性による低生産性と過当競争ならびに労務費の値上がり等によるコストの上昇と利潤率の低下を招来して経営基盤が弱体化し、このためわが国経済の高度成長に伴うひずみを強く受け、収益性はますます低下し、内部蓄積のとりくずしあるいは借入金増大によって経営の維持をはかっている。

このため設備の更新もできず耐用年数を超え老朽化したものが逐年増加して約60%余に達するようになった。

綿スフ織物業は、内外の情勢に鑑み中小企業近促法その他政府の諸施策により、設備や経営の近

近代化を進めているが、原資の不足と金利の割高等のため近代化は遅々として進展せず、現実には政府の期待に反して業界の指導的立場にある中堅企業が、経営維持のため、農村の兼業家内労働を求めて分解ならびに零細化するなど非近代的な道を歩み始めている傾向すら見受けられる。このような状態をそのまま放置することは、将来のわが国繊維産業およびわが国経済全体に重大なる支障が惹起されるものと考えられる。以上の事態に鑑み政府も業界も一丸となって早急に綿スフ織物業の抜本的な恒久対策を講ずる必要がある。

## 2. 恒久対策のねらい

綿スフ織物業の抜本的恒久対策を講ずるため、綿スフ織物業振興法（仮称）を制定し、これを強力に実施する必要がある。

同法のねらいとするところは次の諸点である。

### (1) 設備近代化の促進

現在の綿スフ織物業は内外の諸情勢から急速に近代化を促進する必要があるにもかかわらず、前記の事情で自己の資金力によって設備の近代化を図ることは極めて困難な状況である。また、融資を受けてする場合でも、現在の金融体制のもとにおいては、信用力等の関係から融資額は極めて僅少でしかも高利、短期のため、設備の急速な近代化はできない。かかる現状に鑑み、政府出資の事業団を設置して設備の近代化を促進するものとする。同事業団は綿スフ織物の需給見通し、産地の生産構造、近代化に関連した既存設備の廃棄率その他の諸事情を勘案して綿スフ織物業の近代化計画を策定し、この計画に従って近代化設備の長期の賃貸または割賦販売を実施するものとする。

### (2) 合併、協業化等の促進

設備の近代化を図るためには、産地の特殊事情ならびに業種業態に即応して生産規模の適正化と各企業間の協調により、合併、協業化を促進することが必要である。これらの措置により、取引関係の正常化、新製品、新生産方式の開発、市場の開拓などを可能ならしめ経営の合理化と利潤の確保をはかるものとする。

また、合併、協業化等を推進するため金融、税制上の優遇措置を講ずるものとする。

### (3) 安定経営の確保

設備の近代化、合併、協業化等を行った企業については、取引関係等において安定した経営が確保される措置を講ずることが必要である。このため、長期低利資金の導入により、資産構成の是正を行い経営基盤の強化を図るべきである。また、下請取引については、官民合同の協議会の設置、標準取引約款の策定等により取引の改善をはかる措置を講ずるものとする。

### (4) 転廃業の円滑化

上記の綿スフ織物業の恒久対策の実施に伴う転廃業者に対しては設備の買上げ一時金の交付ならびに金融税制等について手厚い措置を講じ、転廃業の円滑化をはかるものとする。

## 3. 綿スフ織物業振興法（仮称）の要旨

### (1) 事業団の設立

- ・特別法人としての事業団を設立する。
- ・事業団の運営資金は政府出資による。

### (2) 事業団の運営

- (イ) 事業団に運営委員会を設け、設備の近代化計画の策定とその実施等に関する重要事項を審議する。
- (ロ) 事業団の業務は、工業組合または協同組合の組織を活用して実施する。

### (3) 事業団の業務

- (イ) 設備の賃貸ならびに割賦販売
  - ① 設備の賃貸ならびに割賦販売購入の申請者は前記の近代化計画に基づく計画と既存設備の売渡しを事業団に申し出るものとする。
  - ② 事業団は上記申請があった場合、前記の近代化計画に定める基準に適合するときは、設備の賃貸または割賦販売ならびに既存設備の買上げを行うものとする。
  - ③ 既存設備の買上げ価格は、帳簿価格に補償料を加えた価格とする。
- (ロ) 転廃業者に対する措置



- ① 設備の買上げ（買上げ価格は帳簿価格に補償料を加えたものとする。）
- ② 一時金の交付
- (ハ) 登録織機の譲受けまたは譲渡し
  - ① 事業団は(イ)の③または(ロ)の①にかかる買上織機の登録権を保有する。
  - ② 事業団は、保有した登録権を別に定める基準により、譲渡することができるものとする。
- (4) 金融上の特別措置
 

設備近代化、合併協業化等を行う者ならびに転廃業を行う者に対しては長期低利資金の融資またはこれにかわるべき措置を行うものとする。
- (5) 税制上の措置
  - ① 合併、協業化を行う者ならびに合併協業化により新設する法人または存続する法人に対する税の減免をはかるものとする。
  - ② 設備を事業団に譲渡した場合の譲渡利益は非課税とする。
- (6) 下請取引の適正化
  - ① 下請取引適正化協議会の設置
  - ② 下請取引の標準約款の制定
- (7) 設備の制限
  - ① 織機の登録制を実施する。
  - ② 織機の新設禁止を行う。
- (8) 有効期間は、昭和41年度より5年間とする。ただし、昭和46年度以後においても、事業団は残務整理の必要期間存続するものとする。

こうした努力の結果、国会、日絹連を主体とした中小企業対策を兼ね備えた構造改善事業が実施できることとなり、官民一体でこれに当たることとなった。国会は準備段階のフレーム作りに主要8産地と合同で取り組み、当時の通産省繊維局担当官、国会、産地組合事務局が泊まり込みで作業を行った。

昭和41年の11月末には業界からの要望によって、自民党政務調査会の内部に繊維対策特別委員会（福田一委員長）が設置され、同年12月に開催された第6回の委員会において、構造改善対策の実現と昭和42年度予算措置を実現することを決議した。ま

た、同年末に行われた衆議院議員総選挙の際、自民党の公約の一つとして繊維工業の構造改善事業の実施が掲げられた。

#### (ハ) 織布業の構造改革についての答申

産業構造審議会、繊維工業審議会の体制小委員会は11回の委員会と4回の起草委員会を開催。9月20日に三木通産大臣に対して答申が行われた。

この答申を受けて通産省では構造改善対策推進の体制づくりを開始。業界では同年11月に国会、紡績協会、化繊協会、日絹連の4団体において、構造改善の統一的推進をはかるための組織として「繊維構造改善対策推進委員会」（会長：谷口豊三郎紡績協会会長）が設置され、12月には大阪において「中小紡織業構造改善期成決起大会」を開催し、参加者1,800人による大デモンストレーションを展開した。

国会他関係団体はこれ以降も構造改善関係法案の早期成立を政府、関係当局に対し要望を行った結果、昭和42年7月10日に中小企業振興事業団法（法律第56号）が参議院本会議において可決、成立（同年8月14日付公布、施行）。また特定繊維工業構造改善臨時措置法（法律第82号）は同年7月19日に参議院本会議において可決、成立し、同年7月25日に公布、8月15日に施行された。また、同年9月1日には特定繊維工業構造改善臨時措置法に基づき繊維工業構造改善事業協会が設立された。

これにより産地型（水平型）構造改善事業がスタートすることとなった。（水平型の意味は「同業種水平結合」の意味であり、後の知識集約型構造改善で使われた「垂直連携」との対比で用いられるようになった。）

昭和42年度から構造改善事業を実施した国会傘下の産地は23で、43年度に5産地、44年度に3産地の42～44年度3ヶ年度で31の産地が実施した。

通産省は「特定織布業構造改善事業実施要領」を昭和42年8月15日付繊維雑貨局長による通牒を出し、関係方面へ通達した。

構造改善事業の内容は近代化のための設備ビルドや共同施設の強化を中心としたもので、実施要領の

## 織布業の構造改革についての答申（概要）（41.9.20）

繊維工業審議会  
産業構造審議会

### I. 構造改革の必要性和その方向

(1) わが国における綿スフ織布業および絹人織織布業（以下、単に「織布業」という。）は、輸出産業として、国民衣料の供給者として重要な役割を背負っているにもかかわらず、その体質はいちじるしく弱くなっている。設備では織機の41%が耐用年数を超えた老朽織機であり自動化率は僅か15%。他の先進諸国に例を見ない近代化の遅れを示している。

これは、(イ)織布業を営む企業が零細過多であること、(ロ)これが収益性を低下させ生産技術とか商品開発の立ち遅れをもたらしていること、(ハ)従来主として依存した若年労働者が不足し、その賃金が急速に上昇しつつあること等の構造的な諸条件のからみ合いによるものである。

他方、海外事情を見れば、発展途上国繊維工業の急速な伸張と輸出競合国としての追い上げは急速であり、国際的な動きとしてもこれを支持する大勢にある。また、先進諸国においては思い切った助成措置により、国際競争力強化施策は着々と成果をあげている。こうして、わが国織布業は、国際市場において先後両面からの脅威にさらされている。

(2) 織布業の深刻な事態を看過すれば、年間6億ドルを超える大きな外貨獲得力を喪失する恐れがあり、これは国民経済の安定的発展にとって重大な問題となる。また、織布業の疲弊は産地経済に重大な影響を与えるのみならず、4万を超える中小企業者と35万人の従業員の死活に及ぶという大きな社会問題を惹起することとなる。

このような事態を打開するためには、織布業の構造改革は思い切った措置を緊急に進める必要がある。

(3) 織布業に対する強力な助成については、すでに先進諸国の例にみられるところである。

先進諸国は、それぞれの強力な助成策および輸入制限により、たとえばアメリカやEEC諸国では1人当たり年間消費量を上回る生産を堅持している。その政策的狙いは、国民衣料の安定的供給と国際収支のバランスの確保にあるものと推測されるが、わが国の織布業にあつては、産地性と膨大な中小企業を抱える業界であるという特殊な事情からして、手を打つべき緊急性はこれらの国に比べてさらに強い面がある。

(4) このような観点からして、織布業は、現在の単純労働集約的な産業形態から高能率、高技術産業に脱皮することにより、物的生産性を高めることが必要であり、さらにまた、技術開発力、市場開拓力を涵養するとともに、生産取引面における自主性を回復し、これが両々相まって付加価値を高めることが急務である。

(イ) 法定耐用年数を超えた織機の比率は現在の1/2に減少し、自動化率は現在の2倍以上に達する。これにより、織機の実効生産性は、総平均で40%以上上昇する。

(ロ) 生産量は5年間に15%前後の増加にとどまる反面、高級品化の促進により付加価値額はおおむね60%前後と大幅に増大し、付加価値生産性も80%以上上昇する。

(ハ) グループ化が進展し、独立企業数、グループ数の合計が現在の1/2に減少し、独立企業およびグループの平均規模も現在の1.7倍となる。

### II. 構造改革対策

以上のような問題意識に立って、慎重に審議した結果、われわれは織布業については、以下に述べるような構造改革対策を積極的かつ総合的に推進することが急務であるとの結論に達した。

#### 1. 構造改革対策のすすめ方

(1) 織布業は典型的な中小企業業種であり、したがって、織布業構造改革対策は中小企業対策でもあるが、他面重要産業である繊維工業に対する緊急対策としての性格をあわせ有するものであり、対策の内容および規模は抜本的なものとするべきである。

(2) 上述のように繊維工業に対する緊急対策としての性格を有する以上、構造改革対策は、短期間に集中して実施しなければその目的を達し得ない。したがって、対策の実施期間については42年度以降3年間の希望する。対策が3年以内に実施できない場合でも、5年以内には完全に終了すべきである。

(3) 織布業は典型的な産地産業としての性格を有しており、各産地は生産品種の構成が違うのみならず、その生産取引形態も産地によって大きな差異があり、設備構造についても企業当たり織機台数、老朽度に差異がみられる等あらゆる面においてそれぞれ異なっている。

したがって、構造改革対策の実施はそれぞれの産地の特性に即応して産地ごとにすすめるべきである。

(4) 産地単位に設立されている工業組合が産地構造改革計画を策定し、通産大臣の認定を受けて行う。また通産局、地方自治体、金融機関、産地関連業界等をもって構成する「産地構造改革指導委員会（仮称）」を設け、指導、支援を行わせることが望ましい。

(5) 現在発動中の安定命令等は、このような対策の実効性を確保するために必要最小限の規制として存置すべき。

## 2. 構造改革対策の内容

### (1) 企業の集約化、設備の近代化

設備近代化投資を積極的に行う必要があり、その規模はおおむね織機 174 千台、1,288 億円となる。初年度には少なくとも 258 億円～429 億円程度の投資規模を確保すべき。

企業集約化は零細過多性に苦しむ織布業にとって緊要事であり、産地組合が一括して近代化設備を取得し、これを組合員に貸与する方式により近代化設備の利用の効率化をはかり、企業集約化を抜本的に進める必要がある。

### (2) 過剰設備の処理、転廃業の円滑化

構造改革対策完了時に 126 千台の設備過剰が推定される。過剰設備を放置すると近代化の投資効率がいちじるしく阻害され、産地構造改革の実をあげることが非常に困難となる。

このため、構造改革事業の一環として、つぎの方式により廃棄されなければならない。

(イ) 繊維工業構造改善事業団が全国的に転廃業者の設備を買上げて廃棄する。これによって廃棄される過剰設備は 30 千台と見込まれる。

(ロ) 残りの 96 千台については産地組合が近代化設備を新設する際に旧設備を廃棄することによって処理すべき。今回は公的環境整備という意味において上乘せ廃棄を責任をもって実施すべき。上乘せ廃棄率はビルド 1 に対して 0.6～0.5 とする。

### (3) 取引構造の改善、生産取引秩序の確保

現在の賃織り体制から糸買布売の自主的生産取引体制へ脱皮することが必要で、産地組合はこのために必要な資金の円滑な調達をはからなければならない。また産地組合は生産品種の専門化、集中化等の調整事業を実施する必要がある。

### (4) 商品、設備の開発

今後は商品の高級化が必要とされ、近代的設備の開発が進められなければならない。このため産地組合は研究開発、普及の主導体となるとともに、織機メーカー等とのタイアップのもとに織布設備の開発を推進する必要がある。

### (5) 市場開拓

商品の高級化による需要拡大や自主的生産体制への脱皮の推進のためには積極的な市場開拓が不可欠。このため産地組合は市場開拓事業を推進する必要がある。

### (6) 労務対策

産地組合は共同の福利厚生施設の設置、共同求人、従業員教育等の従業員確保と資質向上に関する事業を推進するとともに、転廃業、集約化等に伴う労務者の転換円滑化事業を積極的に行う必要がある。

## III. 助成措置

構造改革の達成には巨額の資金を短期的に集中的に投入しなければならず、織布業界には資金調達する余力は皆無に等しい。したがって政府は次の抜本的な助成措置を産地組合に対し集中的に講ずべきである。

### 1. 財政上の措置

産地組合に近代化設備貸与事業等の産地構造改革事業に要する資金につき、国庫補助を行う必要がある。

なお、本年度から実施された転廃業設備買上事業補助制度については、これを継続実施すべきである。

### 2. 金融、税制上の措置

産地組合による近代化設備貸与事業については、その必要資金の 80%につき、中小企業振興事業団（仮称）を通じて画期的な長期低利資金の融通を行う必要がある。この近代化設備貸与事業に対する特別金融は総額 1,030 億円となるが、対策の緊急性に鑑み初年度は 206 億円ないし 343 億円の規模で行うべきである。また税制措置については所要の措置を講ずる必要がある。

## IV. 関連業界の強力

前述のような構造改革対策を円滑に推進するためには、大きな影響力を有する紡績業界、化合織業界の積極的な支援が必要である。就中、密接不可分の関係にある紡績業界との緊密な協調を堅持するとともに積極的な支援を期待する。

また、染色整理業界、繊維機械業界、商社、金融機関等の関連業界の理解ある協力を期待する。

骨子はつぎのとおりであった。

- 実施組合は、出資組合である構造改善工業組合に改組する。
- 設備ビルド機械は、構革組合が取得し、組合員との間に買い取り義務つき賃貸借契約を結び、組合員は2年据置、10年賦で賃貸料を支払う。償却は組合員が行う。
- 組合は、取得設備代金の70%を役員連帯保証で事業団から融資を受け、これを2年据置、10年賦、金利2.6%で返済。
- 組合は、ビルド資金の4%相当額を構造改善事業準備金として徴収するほか、一定額の保証金を納入させる。
- 構造改善事業資金借入のための債務保証を受け

るため、構造改善事業協会に対し応分の出捐をする。

- 都府県と産地にはそれぞれ行政担当官、学識経験者からなる構造改善指導援助委員会が設置され、全体計画、年度別計画の指導、助言にあたる。

当初昭和42～47年度までの5カ年計画でスタートしたが、この事業実施期間中、特惠関税制度の実施、国際通貨危機、米国ニクソン大統領によるドル防衛措置の発表、対米繊維輸出規制に関する仮調印等の内外経済情勢が激変した。このため通産大臣は織工審、産構審に諮問、両審議会は同法を2年間延長することを答申し、特織法は2年間延長されることとなった。

#### 産地別設備ビルド実績（昭和42～48年度）

##### ①ビルド台数

実施組合数	織機ビルド台数（綿スフ織物業）					合計
	普通	自動	超自動			
			有杼	無杼	計	
30	3,151	8,598	18,155	2,580	20,735	32,484

##### ②ビルド資金（綿スフ織物業）

（単位：千円）

機械関係					共同施設 （土地・建物）	合計
織機	織機付属設備	準備機	その他	計		
33,787,932	4,154,474	15,361,048	8,492,160	61,795,614	3,312,868	65,108,482

#### 構造改善事業資金実績表（綿スフ織物業）（昭和42～48年度）

（単位：百万円）

資金区分	承認計画	実績	達成率（%）
設備ビルド資金	87,161	65,108	74.7
上乗せ廃棄資金	3,376	2,084	61.8
転廃業設備買取り資金	258	182	70.7
集約化資金	1,542	430	27.9
取引改善資金	16,924	5,808	34.3
商品設備開発資金	578	405	70.1
市場開拓資金	540	444	82.3
労務対策費	2,608	2,661	102.0
その他事業費	23,015	22,900	99.5
合計	136,004	100,025	73.5
準備金	3,139	2,236	71.2
組合経費	1,565	1,562	99.8
総計	140,708	103,787	73.8

## (二) 過剰設備の買上げ

構造改善事業による設備の近代化と平行して進められたのが、過剰設備（織機）の買上げで、大別すると、転廃業者の織機を買上げる“買取り廃棄”と、織機をビルドした者が新設織機と旧織機との能力換算値の差を上の上のせして破砕することが義務づけられていた“上のせ廃棄”に大別することができる。

下表のとおり、(1)特定織機の上のせ廃棄については昭和42年度から48年度までの7年間にわたって実施され、通産大臣の承認を受けた産地組合が実施する構造改善事業の設備ビルド事業について、一台の通常廃棄分に平均0.6～0.5台の上のせ廃棄の義務を課すもので、上のせ分について織機価格の1/2の助成金を交付した。(2)転廃業者の買取り廃棄については42年度から45年度までの4ヶ年度にわたって実施され、政府の助成金は転廃業設備であることから、買取金額の1/2相当額であった。

### 過剰設備処理事業実績総括表（綿スフ織物業）

#### (1) 特定織機の上のせ廃棄

(単位：円)

年 度	組合数	台 数	助成金額
42年度	21	3,449	172,417,140
43年度	27	2,354	119,010,740
44年度	27	3,485	178,529,860
45年度	29	5,084	259,159,820
46年度	28	2,596	139,848,460
47年度	23	1,572	81,027,560
48年度	24	1,674	88,655,540
合 計		20,214	1,038,649,120

#### (2) 特定織機の買取り廃棄

##### ① 転廃業者の買取廃棄

(単位：円)

年 度	組合数	台 数	助成金額
41年度	29	2,265	107,450,000

(注) 1. 台数は廃棄実台数

2. 買上代金は補助金と同額の業界分担金が加算される。

##### ② 特織法に基づく転廃業者の買取り廃棄

(単位：円)

年 度	組合数	台 数	助成金額
42年度	11	1,038	46,488,000
43年度	4	350	19,240,000
44年度	13	453	23,134,000
45年度	3	62	2,862,000
合 計		1,903	91,724,000

## IV-2 知識集約化型構造改善事業

特織法による7年間の構造改善事業は、短期間の内に設備近代化を図り、国際競争力強化面においては有効に働いたが、紡績業、織布業等の業種ごとの括りで行われた、いわゆる“同業種水平結合型”の取り組みが中心であった。

特織法実施時期後半からの対米輸出規制を境に急速に内需指向が強まり、また消費者における消費動向についても高級化、個性化等の多様化に移行しようとする時期にあったため、構造改善に対する理念も一大転換の時期にさしかかっていた。

昭和48年の産構審・織工審の答申（答申の内容については別掲）は、「知識集約化型構造改善」を掲げたものであり、理念の一大転換を求める内容のものであった。

この答申（繊維ビジョン）については、今まで護送船団方式に慣れてきた産地中小企業にとって馴染みにくいものであり、浸透していくまでに試行錯誤を繰り返すこととなった。

昭和48年の答申（ビジョン）を受けて、昭和49年にはいわゆる新繊維法が登場することとなった。

法律名は特定の文字が取られ、「繊維工業構造改善臨時措置法」に改まった。この繊維法は昭和54年、59年の2回延長され、15年間にわたってわが国繊維産業の知識集約化型構造改善事業を推し進めていくこととなった。

49年の法改正では、「異業種連携の要件」が示され、事業計画の作成主体（資格要件）を①二以上の特定組合、②特定組合及び企業組合等、③二以上の特定組合、④特定組合及び繊維事業者、⑤企業組合等および繊維事業者、⑥四以上の繊維事業者、⑦異なる種類の事業を併せ行う特定組合又は企業組合等、⑧二又は三の繊維事業者の出資新会社、合併会社とし、具体的な事業内容は①設備の近代化、と②商品開発センターの設置である。

昭和50年2月には「特定織布業構造改善実施要領」に代わり「繊維工業構造改善事業実施要領」が制定された。

実施要領では単県計画の場合と2以上の都道府県にまたがる広域計画に分けて、それぞれ都道府県及び通産局に設けられた「指導援助委員会」に指導、審査を義務づけるとともに、同委員会にワーキング・グループを設置し、法、省令、実施要領に対する整合性、融資に関する審査を行うなど指導審査体制の整備、強化が図られた。

〈事業展開〉

1. 知識集約化グループの展開

○具体的事業内容

- ① 新商品または新技術の開発を目的として行う情報収集、試験研究、商品試作等の事業及び当該事業を実施するための施設の設置（商品開発センター）・拡充
- ② 新商品等の開発事業の成果を実施するために必要な設備のリース事業
- ③ 設備等の近代化事業（生産性、品質の向上、公害防止設備の導入等）
- ④ 企業規模の適正化事業（合併会社・企業組合の設立、組合による共同経営事業）
- ⑤ 取引関係の改善事業
- ⑥ 労務対策に資する事業

○助成措置の内容

承認を受けた計画についてはつぎの助成措置が用意された。

（融資）

- ① 中小企業振興事業団融資（高度化資金）  
 対象：特定組合、企業・協同組合、中小企業者である合併・出資新会社が行う新商品の開発、設備リース、設備近代化事業資金  
 金利：2.6%  
 貸付比率70%（県負担10%）以内  
 期間：新商品開発事業 設備資金16年以内  
 運転資金 7年以内
- ② 中小企業金融公庫融資  
 対象：事業団融資対象外のグループが行う新商品開発、設備近代化事業  
 金利：8.5%（1.2億円限度）

期間：10年以内

③ 日本開発銀行融資

対象：中堅企業が行う新商品開発、設備近代化事業

金利：8.5% 貸付比率50%以内

期間：10年以内

（債務保証）

- ・繊維工業構造改善事業協会の債務保証制度による

対象：上記融資制度に係る自己調達資金

（課税の特例）

- ・割増償却、賦課金特例、圧縮記帳、土地保有税、事業所税非課税等

2. 施設共同化事業

知識集約化のグループなどに参加することが難しい零細事業者に対する支援対策としての事業で、知識集約化の準備段階として実施する合理化近代化事業である。

計画作成主体は繊維事業を資格事業とする商工組合、事業協同組合等で、対象事業は知識集約化を目指す施設共同化（共同施設、公害防止施設、共同工場等）、設備リース事業等である。

構造改善事業の実績（繊維産業全体）

年次	大臣承認件数		
	知識集約化	施設共同化	合計
昭和50年	25 (25)	5 (5)	30 (30)
51年	46 (21)	11 (9)	57 (30)
52年	53 (7)	8 (2)	61 (9)
53年	53 (3)	6 (3)	59 (6)
54年	17 (4)	2 (2)	19 (6)
55年	21 (4)	5 (4)	26 (8)
56年	26 (4)	5 (1)	31 (5)
57年	30 (3)	6 (2)	36 (5)
58年	33 (3)	5	38 (3)
59年	22	2 (1)	24 (1)
60年	26 (3)	1	27 (3)
61年	24	1	25
62年	21		21
63年	21	1	22 (1)
合計	77	30	107

（注）（ ）内数値は新規グループ数  
 合計欄は新規グループの積み上げ

助成措置として

①事業団融資 金利 2.6% 期間 12 年  
貸付比率 70% (県負担 10%)

②協会債務保証

が用意されている。

### IV-3 構造改善事業（繊維法後期）

#### — LPU からマーケットインへ

繊維産業をとりまく環境は昭和 60 年代に入り大きく変化することとなる。すなわち、国内消費需要は量的な充足を終え、高感度、多様化、高品質、短サイクル化時代に突入し、技術革新、情報化の進展は、CAD, CAM, POS, オンライン取引等つぎつぎに登場し、企業は生産、流通を問わず新しい技術の導入、新システムの構築等の対応を迫られることになった。

昭和 63 年度の産構審・織工審の答申（答申の内容については別掲）はこのような内外環境の変化に対応する、まさに転換期の新しいビジョンの提示であった。

具体的には「実需対応型供給体制の構築」ということであり、いわゆるリンケージ・プロダクション・ユニット（LPU）がはじめて登場することとなった。

平成 5 年の答申ではファッション化、国際化の流れに対応する環境整備が急務であるとして、プロダクト・アウトからマーケット・インへの構造改革を提言している。そして平成 6 年の法律改正では名称を「繊維産業構造改善臨時措置法」に変更し、施策対象に総合流通業者やデザイナーなどを加え、名実共に繊維産業挙げての取り組みと位置づけて、具体的には QR（クイック・レスポンス）の推進、電子商取引など流通取引の革命的要変の対応などに繋がっていくのである。

#### 〈平成元年の法律改正の主な点〉

昭和 63 年の答申を受けた平成元年の繊維法の改正では実需対応補完連携というグループの連携を重視し、より戦略的機能の強化を目指すこととなる。

平成元年の法改正の主な点は第一に実需対応型補完連携（LPU）の登場で、法律の第 4 条で計画作成主体となるグループ企業の事業相互の関連性をつぎのとおり厳しくチェックしている。

- ・ 4 以上の繊維事業者（任意のグループ化による LPU）
- ・ 4 以上の特定組合もしくは繊維事業者（特定組合を加えた任意のグループ化による LPU）
- ・ 特定組合及び繊維事業者（特定組合と繊維事業者による LPU）
- ・ 特定組合（特定組合単独の LPU）
- ・ 2 以上の繊維事業者の出資新会社、合併会社

※特定組合＝繊維工業又は繊維製品の販売に事業を主として行う事業協同組合・同小組合第二が構造改善円滑化事業の登場である。

改正で、特定商工組合の事業として、構造改善円滑化事業を新設。LPU の形成ができないような場合等を含め、産地等のインキュベーター機能を果たす地域・産地の商工組合等の活動を重視し、これらの組合の構造改善事業を支援する制度を設けている。

第三として「繊維リソースセンター」の登場である。このリソースセンターについては、事業活動の強化を図るため、平成 6 年の法律改正から構造改善円滑化事業の対象に組み込まれて行くこととなる。

#### 〈平成 6 年の法律改正の主な点〉

名称を「繊維産業構造改善臨時措置法」と改正し、繊維製品の販売業（卸売業、小売業）が加わり、名実共に川上から川下に至る生産、流通の全業種を対象とした構造改善事業となった。

平成 5 年の答申のプロダクト・アウトからマーケット・インへの構造改革、情報化時代のネットワーク型連携スタイルの構築には必要不可欠な法改正であった。

その他、構造改善事業計画に「販売又は在庫の管理の合理化」を加え、さらに事業相互の関連性に関する要件を定める省令で、連続性関係の一つにテキスタイル、アパレル等のデザイン業を加えている。

## IV-4 産構審・織工審の答申

昭和41年以降の産業構造審議会、繊維工業審議会が通商産業大臣に対して行った答申の内容について、要点を簡潔に絞って記述する。

### ◎41年答申

- ・昭和41年9月20日、三木通産大臣に対して答申。
- ・紡績業と織布業の構造改革の大きく二点について提言。
- ・特定繊維工業構造改善臨時措置法の公布(42.7.25)、施行(42.8.15)。

(織布業の構造改革)

“輸出産業として、また国民衣料の供給者として極めて重要な役割を担っているにもかかわらず、体質は著しく脆弱で設備の老朽化が進み自動化率は15%と近代化が大きく遅れている。このような事態が外貨獲得力の喪失に繋がることも憂慮される”と分析し、構造改革は思い切った措置を緊急に講ずる必要を強調し、現在の単純労働集約的な産業形態から高能率高技術産業に脱皮し生産性の向上を図るとともに技術開発力、市場開拓力を涵養し、生産取引面の自主性を回復することが必要としている。

構造改革対策としては①企業の集約化設備の近代化、②過剰設備の処理、転廃業の円滑化、③取引構造の改革、④商品、設備の開発、⑤市場開拓、⑥労務対策等をあげ、産地組合に対する抜本的な助成措置を集中的に講ずべきとしている。

### ◎43年答申 — 染色・メリヤス業の構造改善 —

- ・染色業、メリヤス業の構造改善対策について答申。
- ・特織法改正(44.4.30 — 染色業、メリヤス業の構造改善事業計画の策定・承認)

“(47.6.7 — 紡績業の共同行為部分の削除、事業協会業務に振興基金を設ける等の変更)

- ・日米繊維問題への対処

### ◎48年答申 — 70年代の繊維産業 —

- ・これまでの構造改善策は概ね終わりを告げたとの認識にたつて、改めて70年代の繊維産業ビジョンを考え、講ずべき施策を提示した。
- ・次の諸点を解決しなければならないと提言。  
縦の構造改善策／省力化、合理化策／情報システム化の推進／技術開発、技術指導の強化策／取引条件改善策／一部部門の事業転換策／海外投資の秩序ある推進策／繊維原料の安定的確保策
- ・繊維工業構造改善臨時措置法の公布(49.5.25)、施行(49.6.30)

従来の組合中心の業種横断的構造改善事業から、“組合や繊維事業者が相互に連携するグループが行う構造改善”や“商品開発センター等のグループを支援する組合の構造改善事業”へと変更。

改正法により、計画作成主体、構造改善事業計画の内容も一変し、“異業種連携の要件”が示された。

49年の繊維法改正は以後15年間にわたる知識集約化型構造改善事業計画策定上の基本ベースとなっていく。

- ・事業協会内に繊維情報センターが創設され、小規模事業者を対象とした技術指導事業が開始された。

### ◎53年答申

この答申では48年の答申の目指す基本的方向を踏襲しつつ内外環境の変化に即応して新たな発展を享受していくための方向を次のように示した。

- ・知識集約化、すなわち高級化、多様化、個性化する需要に即応しうる体制を早急に確立する必要がある。
- ・繊維産業の知識集約化を推進する上でアパレル産業の発展が焦眉の急である。
- ・知識集約化を目指した構造改善を円滑に進め



るためには、産元等と生産企業との協調，連携を実現するとともに，合理的取引慣行を確立することにより，生産，流通部門間の協調的発展を図る必要がある。

- ・構造改善推進の基盤を整備するため，過剰設備の処理，企業の集約化等を進め，過剰供給，過当競争体質の是正を図る必要がある。
- ・繊維工業構造改善臨時措置法の改正（54.5.15法律第34号で公布，即日施行）
  - 事業協会の業務に人材育成業務を加える。
  - 事業協会に人材育成基金を設ける。

◎58年答申 — 先進国型産業を目指して —

この答申では我が国の繊維産業の将来像について「消費の高度化が進み，需要の量的拡大よりも，その多様化，個性化，高級化の方向へ深化がみられ，質の高い製品に対するニーズはむしろ高まりつつあり，技術革新の進展により工程の省力化，自動化が進むとともに，製品の差別化，高付加価値化が可能となり，さらに産業用資材の分野でも新たなフロンティアを切り拓くような新素材が生まれ出されつつある。こうした変化は質的に高度化，多様化した広範な市場を有し，工業技術と文化的創造性のポテンシャルが高く，これを担うヒューマン・キャピタルも豊富であるという先進国の持つ潜在力がフルに発揮され，国際的にも優位性を保ちうる先進国型産業として繊維産業の再生が可能であることを示唆している。我が国繊維産業は今後，技術革新と創造性を軸に知識集約化を進めることにより，先進国型産業として発展を指向すべきである。」

施策の提言では①構造改善の推進（垂直連携による構造改善事業の一層の推進／技術開発，導入の推進／繊維産業の国際的地位の確立／創造的人材の育成），②設備調整対策，③転廃業の円滑化，④円滑な通商関係，⑤流通取引，⑥情報化，品質向上 等の施策を述べている。

- ・繊維法の改正（59.5.18法律第33号で公布，即日施行）
  - 事業協会の業務に技術指導を行う者の養成

業務，新技術の開発導入に関する調査研究業務を追加する。

この繊維法の改正を受けて，事業協会は技術指導員育成事業，技術振興事業，繊維産業国際化対策事業を開始した。

◎63年答申 — 生活文化提案型産業への新たな展開 —

この答申では，基本的立場を①国際的には世界の中の日本を意識し，②繊維産業の社会文化へ与える影響も視野に入れつつ，③産業社会を席卷しつつある技術革新・情報化の波が繊維産業に与える計り知れない影響を意識し，中長期的観点での繊維産業のあり方を考えるべきとし，58年答申以降環境変化の予想外の大きさと早さを考えると，現下の対応のあり方が繊維産業の将来を左右する重大な時期にあると捉え，次の課題を挙げている。

- ・内需の構造的な変化に対応する供給体制（新しい実需対応型供給体制）を構築する。
- ・高感度，高品質化などファッション化傾向に対応するため，繊維産業の商品企画，情報収集・発進力を向上させる必要があり，基盤施設の整備，人材育成の充実など環境整備を行う。
- ・急速に進みつつある技術革新，情報化の成果を積極的に繊維産業に活かす。

（諸施策の提言）

- ・構造改善の推進（実需対応型補完連携とクイックレスポンス機能の強化／実需対応型補完連携と外部との連携／実需対応型供給体制の構築と繊維流通業の役割／産地機能の強化と活用）
- ・設備調整・事業転換
- ・基盤整備（ファッション化への対応施策／人材育成施策／ファッション感性の醸成／技術開発への支援，品質問題への対応／情報化への支援／取引，流通の改善）
- ・通商問題への円滑な対応
- 繊維法の改正（平成元年4月29日法律19号

で公布、即日施行。)

改正繊維法は、実需対応型補完連携グループ（LPU）及びこれを支援する商工組合等の事業展開、産地等の機能強化を支援する繊維工業高度化促進施設の整備等に視点をあてて関係条文の改正が行われた。

●設備登録制の廃止

平成3年に日米構造協議でカルテル行為が排他的と指摘されたことを契機に、政府は繊維9業種の設備登録制の廃止を決定し、関連施策として中小繊維工業活性化特別貸付（国民金融公庫，中小企業金融公庫，商工中金が窓口）制度を設け、消費税転嫁円滑化事業から繊維産業活性化事業へと転換が図られていくこととなる。

◎5年答申 — 市場の創造とフロンティアの拡大に向けて

この答申では、構造改革を促す環境の変化に、①消費行動の変化、②国内労働需給の逼迫化、③アジアの繊維産業の台頭と発展、を挙げ米国、イタリアなどの教訓を捉えて、あらためてわが国繊維産業の課題をつぎのように明らかにしている。

- ・ 中小企業を個性的で多様な商品供給に適した体質に
- ・ 産地構造の改革
- ・ リスク低減への挑戦と流通構造の構築
- ・ 業界協力の人材育成
- ・ クリエーションを育む仕組みと市場の創造
- ・ 国際的なビジネスの展開

これらについては、すでに改革の兆しが見え始めており、①登録制の廃止、販路開拓など産地ぐるみの取り組み、②産地における世代交代等自主独立の中小メーカーの存在、③ロードサイドやブランド戦略など新しい流通構造構築の動き、④デザイナーや小売りと連携するクリエイションに向けての試み、⑤ファッション産業人材育成機構、産学協議会等の活動などの萌芽も見られるが一層の促進が急務と分析。

繊維産業の改革目標を「市場の創造とフロンティアの拡大」において次の項目について論じている。

国内拠点の整備

- ・ LPUを軸とした構造改善の弾力運用
- ・ 情報化、開発指向のネットワーク型組織による構造改善
- ・ 戦略的側面からの指導助言

海外拠点の整備

- ・ 国際展開事業化、事業活動の支援

市場創造とフロンティア拡大へ向けての環境整備

- ・ プロダクトアウトからマーケットインへの構造改革
- ・ クリエーションを育む環境整備
- ・ グローバル戦略確立のための環境整備

産業調整問題への対応

通商政策のあり方

商品取引所問題

●繊維法の改正

繊維法の改正は、平成6年3月31日法律第27号で公布、4月28日施行された。

改正内容については以下のとおり

- ・ 題名変更，繊維工業だけでなく，繊維製品の流通を含めた形の「繊維産業構造改善」に変更
- ・ 施策対象者を繊維工業者，繊維専門販売業者に加えて，総合流通業者，デザイナー等を対象に
- ・ 繊維リソースセンターを計画主体に追加
- ・ 協会事業（目的）に，販売在庫管理の合理化を追加
- ・ 法律の廃止期限を平成11年6月30日とする

◎10年答申 — 21世紀に向けて5つの改革

この答申では繊維産業を巡る競争環境に、①市場主導時代の到来、②グローバル大競争時代の到来、③ニューフロンティア時代の到来、を挙げ、革命的变化（3つの新時代の到来）が起こりつつあると捉え、次の4つの課題を提示して改革途上の繊維産業の現状を分析している。

- ・市場主導時代への対応不全
- ・グローバル大競争時代における更なる国際展開の必要性
- ・ニューフロンティア時代への新たな挑戦の必要性
- ・繊維産地改革の困難な道のり

その上で今後の繊維産業のあり方について、21世紀に向けての繊維産業の役割、市場展開のあり方を示し、繊維産業発展のため次の5つの改革推進を求めている。

- ・消費者とともに価値を創造する仕組みの構築
- ・アジアを軸とする世界の繊維産業としての発展
- ・ニューフロンティアの拡大による基幹産業としての基盤整備・強化
- ・やる気のある産地企業の自律的・持続的発展と産業集積の高度化
- ・人材の確保・育成

繊維産業構造改善臨時措置法の取り扱いについては廃止を適当とし、今後の事業協会業務の扱いやその他の政策実施機関のあり方を示すものとなった。

#### ◎平成15年繊維ビジョン

「日本の繊維産業が進むべき方向ととるべき政策——内在する弱点の克服と強い基幹産業への復権を目指して——」

##### 1. 繊維産業の発展の意義

- (1) 国内市場は、未だベターゾーン以上は国産品が主体
- (2) 輸入品と国産品の価格差の原因は、労賃等の差もあるが、むしろ最終商品ベースで4割以上にも上ると言われる国内の生産及び流通のロスと不効率によるところが大きい。
- (3) 生産や流通のロスを大幅に削減し、世界有数の技術力、デザイン力等を活用したコストパフォーマンスの良い商品を開発、生産、販売する構造となれば、国際競争力を持った強力な産業に飛躍する可能性は十分

に存在。

##### 2. 繊維産業が全体として取り組むべき課題——構造改革への本格的な取組

近年の繊維製造事業者数等の減少傾向、経営者の高齢化や中国繊維産業の急速な発展を考慮すれば、日本の繊維産業にとって、今後5年間で最後の改革期間。この間に、下記の構造改革を本格的かつ集中的に行うことが必須。

- ① 各企業が最終ユーザーを意識した商品企画・開発を行い、これら自立した企業の対等な連携等により生産、流通、小売りがリンクして、それぞれのロスを削減し、より高付加価値でコストパフォーマンスの良い商品を提供していくこと。
- ② このような新しいビジネスの普及に伴うSCM（電子データ交換等によるサプライチェーンマネジメント）化、IT化の推進等

##### 3. 川上、川中、川下 それぞれの課題

###### (1) 川上の課題

- ① 多品種小ロット生産をより効率的に行うため、生産システムを改革。
- ② 革新的な糸を絶え間なく開発。

###### (2) 川中（織物、ニット、染色、縫製）の課題

- ① 差別化定番品を次々と開発し、それを生産、販売。
- ② 小ロット高付加価値商品を企画・開発、生産し、最終ユーザーにより近いところで販売。これらを自ら又は他企業と連携し、リスクを負って一貫して行うことにより、生産や流通のロスを削減し、コストパフォーマンスの良い商品を提供。

###### (3) 川下（アパレル、小売）の課題

世界に通用する日本ブランドの確立を目指して、アパレルに求められる生産、デザイン、流通等の高度なコーディネート機能を発揮し、「日本の優れた素材に立脚したコストパフォーマンスの良い商品」を提供し、輸出拡大を牽引。

#### 4. 国の役割

##### (1) 構造改革の推進

- ① 現状の構造のままでは生き残ることが最も困難な川中の中小繊維製造事業者が中心となって行う「賃加工から脱却し、自ら、商品企画・開発とマーケティングを行い、生産・流通のロスを削減しつつ、より最終ユーザーに近いところで販売する事業」を支援。(15年度 30 億円。今

後 3～5 年間で総額百数十億円を予定。)

##### ② SCM 化, IT 化の推進

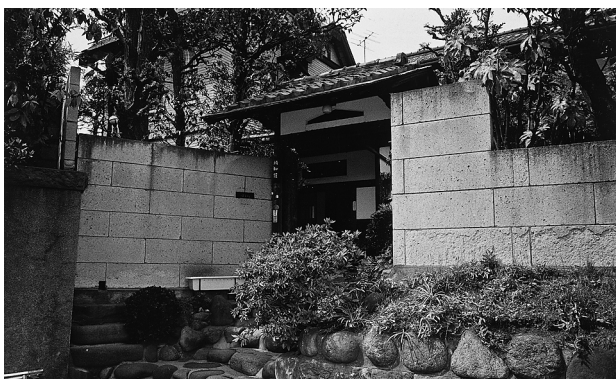
- (2) 輸出振興と通商面のイコールフットィングの確保
  - ① 輸出振興
  - ② 通商面のイコールフットィングの確保
- (3) 技術開発の推進
- (4) 人材育成等の推進

## 第V章 その他の関連団体等

### V-1 財団法人日本綿スフ機業同交会

昭和20年3月23日に長尾義光氏（徳島綿業株式会社社長）が代表となって、財団法人の設立許可申請を行い、同年5月11日に認可された。設立当時の財産は50万円で、これは日本綿スフ織物製造株式会社の清算の一部で、東京築地の土地、建物（昭和16年建築）（東京都中央区築地3丁目8番地）と飯倉の旧靖和荘の土地、建物（東京都港区麻布台1丁目6番5号）については、同会社の清算財産のうちから同交会に無償譲渡されたものである。

同会の事業は、織物の進歩発展に関する調査研究、織布事業関係者の善行表彰、施設管理等で、初代理事長の長尾義光氏の後は、綿工連会長（綿スフ工連理事長）がこれを兼務することとなった。



靖和荘



靖和荘

### V-2 日本綿スフ織物工業協同組合 連合会

昭和29年9月28日に中小企業協同組合法に基づき、“相互扶助の精神に基づき、所属員のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上を図る”ことを目的に「日本綿スフ織物工業協同組合連合会（綿協連）」が創設され、織物工場の建物、機械、器具等を対象とした火災共済事業が行われた。

しかし、保険金支払額が最高150万円と少額であったことや、地方において同種の共済事業が活発に行われたこと等により加入件数が減少したため、昭和55年度で火災共済事業を廃止し、以後業界振興対策事業のみを実施した。

平成14年2月6日、綿協連は所期の目的を達成したために解散した。

### V-3 東京、大阪、名古屋事務所

#### (1) 綿工連東京事務所

綿工連をはじめとする四団体の事務所は長らく中央区築地3丁目8番地にあったが、昭和41年10月17日に中央区東銀座4丁目1番地の丸正ビルに移転し、この後に東京都港区西麻布1丁目8番7号の土地を取得。そして昭和45年10月20日に地鎮祭を挙行し、綿工連会館の建設を開始した。そして翌昭和46年8月31日に竣工式を執り行い、東京事務所を同ビル6階に移転した。

また昭和45年8月27日にビル建設地に近い、同区西麻布1丁目7番9号の土地を取得し、駐車場として運用した。そして平成元年1月に同土地に綿工連西麻布ビルの建設を着工。同年12月13日に竣工式を行ない、東京事務所を同ビル3階に移転した。



綿工連会館

その後、東京事務所は平成10年11月に再び綿工連会館2階に移転し、現在に至っている。

## (2) 綿工連大阪事務所と名古屋事務所

大阪事務所については、綿スフ機業会が大阪市東区備後町4丁目37番地の野呂克ビルにあったが、昭和29年に大阪市東区本町2丁目26番地の綿輪聯合会館5階に移転した。

その後昭和35年8月に大阪市中央区南本町4丁目3番6号に大阪府商工会館が竣工したので、同会館の3階に移転した。

平成8年4月からは財団法人綿スフ織物検査協会と同室に移り現在に至っている。

名古屋事務所については、名古屋市中区栄1丁目3番18号の愛織会館で事務を執り行っていたが、昭和58年12月、同区栄1丁目10番32号に愛織会館が新築されたため移転した。

その後平成8年5月末日に廃止された。



綿工連会館

# 資料編

## ○法令関係

- ・綿スフ織物調整規則
- ・織機設置制限規則
- ・綿スフ織物調整規則，織機設置制限規則改正の内容
- ・総合調整規程変更の経過

## ○綿工連年表

## ○統計資料

- ・事業所数・出荷額・従業員数・織機台数の推移
- ・織物生産高の推移（織物別・品種別）
- ・織物輸出高・輸入高の推移（織物別・品種別・国別）

## ○綿スフ織物工業発達史

- ・第1章 綿スフ織物工業の発達
- ・第2章 綿スフ織物工業の組織
- ・第3章 綿ス・フ織物業の年譜
- ・第4章 綿スフ織物業の統計

# 法令関係

○綿スフ織物調整規則

○織機設置制限規則

○綿スフ織物調整規則，織機設置制限規則改正の内容

○総合調整規程変更の経過



## ○「綿スフ織物調整規則」

## ●通商産業省令第 32 号

中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 57 条，第 64 条，第 65 条および第 92 条の規定に基づき，綿スフ織物調整規則を次のように制定する。

昭和 33 年 4 月 25 日

通商産業大臣 前尾繁三郎

## 第 1 章 総 則

## (定義)

第 1 条 この省令において「制限織物」とは，別表第 1 に掲げる織物をいう。

2 この省令において「事業者」とは，制限織物を製造する事業を営む者およびその事業を行う中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 45 号）第 2 条第 1 項に掲げる団体をいう。

3 この省令において「織機」とは，手織機以外の織機をいう。

4 この省令において「調整数量」とは，事業者が一月間に生産することができる第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる制限織物の区分ごとの数量をいう。

## 第 2 章 設備に関する制限

## 第 1 節 織機の登録

第 2 条 事業者は，制限織物の製造の用に供すべき織機として通商産業大臣の登録を受けた織機（以下「登録織機」という。）以外の織機を制限織物の製造の用に供してはならない。ただし，次の各号に掲げる織機についてそれぞれ当該各号に定める期間は，この限りでない。

- (1) この省令の施行の日以後新たに事業者となった者が事業者となった際現に未登録綿スフ織機設置制限規則（昭和 29 年通商産業省令第 60 号）第 1 条第 1 項ただし書もしくは第 3 条の規定により通商産業局長に届出もしくは報告をして設置している織機または綿スフ織機設置制限規則（昭和 33 年通商産業省令第 33 号）第 1 条第 1 項ただし書の規定により通商産業局長に届出を

して設置している織機については，その事業者となった日から起算して 30 日間

- (2) 第 6 条第 1 項または第 3 項の登録申請書の提出に係る織機については，登録または登録の拒否の処分があるまでの期間

第 3 条 前条の登録は，次の各号に掲げる織機の区分により行うものとする。

- (1) 広幅生地織物（別表第 2 に掲げるものをいう。以下同じ。）の製造の用に供すべきもの
- (2) 広幅先染織物（別表第 3 に掲げるものをいう。以下同じ。）の製造の用に供すべきもの
- (3) 別珍またはコール天の製造の用に供すべきもの
- (4) 小幅生地織物（別表第 4 に掲げるものをいう。以下同じ。）の製造の用に供すべきもの
- (5) 前各号に掲げるもの以外の制限織物の製造の用に供すべきもの

2 事業者は，同一の織機については，前項の規定による登録の区分（以下単に「登録の区分」という。）の二以上について前条の登録を受けることができない。

第 4 条 事業者は，登録織機をその登録を受けた登録の区分に係るもの（第 6 条第 4 項の規定による申請に係る登録織機（以下「特別登録織機」という。）にあっては，その申請に係る種類のもの）以外の制限織物の製造の用に供してはならない。

第 5 条 第 2 条の登録は，綿スフ織機登録台帳に次の事項を記載することにより行う。

- (1) 登録の区分
- (2) 織機の型式およびおさ幅ならびにかすり用板巻管の有無
- (3) 氏名または名称および住所
- (4) 織機の設置の場所
- (5) 登録の年月日
- (6) 登録番号
- (7) 特別登録織機にあっては，制限織物の種類および登録の期間

(登録の申請)

第 6 条 この省令の施行の日以後新たに事業者となった者は，第 2 条第 1 号に掲げる織機について同条

の登録を受けようとするときは、事業者となった日から起算して30日以内に、前条第1号から第4号までに掲げる事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、登録織機（特別登録織機を除く。）に関し、現に登録を受けているもの以外の登録の区分について登録を受けようとするときは、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 現に登録を受けている登録の区分および登録番号
- (3) 登録を受けようとする期日

3 事業者は、取りはずした登録織機または第11条第1項の規定による届出に係る織機に代えて新たに設置した織機についてその現に登録を受けている区分の登録を受けようとするときは、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 従前の織機の登録の区分および登録番号

4 事業の規模が著しく零細な事業者がその事業の維持のため、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第56条または第57条の規定に基づく命令（この省令を除く。以下「他の命令」という。）に基づき通商産業大臣の登録を受けている織機を、期間を限り、季節的に需要の増加する制限織物の製造の用に供しようとする場合において、その織機について第2条の登録を受けようとするときは、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 他の命令により通商産業大臣の登録を受けている当該織機の登録番号
- (3) 登録を受けようとする期間
- (4) 登録を受けて製造しようとする制限織物の種類
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、通商産業大臣が告示で定める事項

5 二以上の織機について第2条の登録を受けよう

とする場合は、その設置場所が同一の工場または事業所に属し、かつ、受けようとする登録の区分が同一であるときに限り、同一の登録申請書で登録の申請をすることができる。

（登録の基準）

第7条 通商産業大臣は、前条の登録申請書を受理したときは、その申請書に記載された事項について調査し、その申請事項が次の各号に適合すると認めるときは、登録を行う。

- (1) 申請書に不実の記載がないこと
- (2) 前条第3項の申請にあつては、登録を受けようとする織機の能力が従前の織機の能力の範囲内であり、かつ、登録を受けようとする織機がかすり用板巻管を有するものであるときは、従前の織機がかすり用板巻管を有するものであること。

(3) 前条第4項の申請にあつては、通商産業大臣が告示で定める登録の基準に適合すること。

2 前項第二号の織機の能力を算定する場合の基準は、別表第5のとおりとする。

3 前条第二項の規定による申請に基づき第1項の規定により登録を行う期日は、昭和33年5月1日、同年10月25日または昭和34年4月25日とする。

（登録票）

第8条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により登録を行ったときは、当該織機に登録票を取り付ける。

2 通商産業大臣は、第12条の規定による登録の抹消をしたときは、前項または次項の規定により当該織機に取り付けてある登録票を取りはずす。

3 第2条の登録を受けた事業者は、登録票が滅失し、または汚損したときは、通商産業大臣に届け出て、新しい登録票の取り付けを受けることができる。

4 事業者は、第1項または前項の規定により取付を受けた登録票を取りはずしてはならない。

（登録の効力の承継）

第9条 登録織機を譲り受け、または借り受けてこれを制限織物の製造の用に供する者（事業者のそ

の事業の全部を譲り受けたものを除く。)は、その織機について第2条の登録を受けた事業者の地位を承継する。

(登録の変更)

第10条 第2条の登録を受けた事業者は、第5条第3号または第4号に掲げる事項に変更があったときは、30日以内に、次の事項を記載した登録変更申請書を、その変更が氏名または名称に係るものであるときはその事実を証する書面を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所
- (2) 変更のあった事項
- (3) 変更の年月日および理由
- (4) 変更に係る織機の登録番号

2 前条または第26条の規定により第2条の登録を受けた者の地位を承継した者は、30日以内に、次の事項を記載した登録変更申請書に承継の事実を証する書面を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所
- (2) 承継の年月日および理由
- (3) 承継に係る織機の登録番号

3 通商産業大臣は、前二項の登録変更申請書を受理したときは、その申請書に記載された事項について調査し、申請書に不実の記載がないと認めるときは、その申請に係る登録事項を変更する。

(滅失等の届出)

第11条 事業者は、登録織機が滅失したときは、遅滞なく、次の事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所
- (2) 滅失した織機の登録番号

2 事業者は、その事業を廃止したとき(合併または事業の全部の譲渡による場合を除く。)は、30日以内に、次の事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所
- (2) 事業を廃止した年月日
- (3) 登録織機の登録番号

3 事業者は、その登録織機を事業者以外の者であっ

てその織機を設置して使用するものに譲り渡したときは、30日以内に、次の事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所
- (2) 譲渡の年月日
- (3) 譲渡した織機の登録番号

(登録の抹消)

第12条 通商産業大臣は、第6条第2項または第3項の登録申請書を受理した場合において、第7条第1項の登録(前条第1項の届出に係る織機に代えて設置した織機についてのものを除く。)をするときは、その申請に係る従前の登録を抹消する。

2 通商産業大臣は、前条の規定による届出があったときは、その届出に係る織機の登録を抹消する。

3 通商産業大臣は、特別登録織機の登録の期間が終了したときは、その登録を抹消する。

第13条 通商産業大臣は、登録織機について第7条第1項第3号の規定に相当する他の命令の規定に基づき登録をするときは、その織機の登録を抹消する。

2 通商産業大臣は、前条第3項の規定に相当する他の命令の規定により前項に規定する登録をした織機の登録を抹消したときは、その織機に係る同項の抹消前の登録事項を登録する。

第2節 織機の封印等

(広幅生地織機の封印)

第14条 通商産業大臣は、毎月その前月の25日における事業者の第3条第1項第1号の区分に係る登録織機(以下「広幅生地織機」という。)の台数から5を控除した数に0.2を乗じて得た台数(小数点以下の端数を生ずるものについては、小数点以下第一位を四捨五入して得た台数)の広幅生地織機に封印をする。

2 事業者は、前項の封印を損じてはならない。

第15条 事業者は、その工場または事業所ごとに広幅生地織機を広幅生地織物の製造の用に供しない日(以下「使用停止日」という。)を毎月4日(次項の規定により使用停止日の数を減少しようとする場合にあっては、4日からその減少すべき日数を控除した日数)以上定め、当該月の前月の

28日までに、通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、当該月の前月の25日におけるその者の広幅生地織機の台数が5をこえない事業者は、この限りでない。

- 2 事業者は、当該月に広幅生地織機について通商産業大臣の封印を受けることを申し出て、第1項の使用停止日の数を減少することができる。この場合において、その減少することができる日数は、その封印を受けるべき台数を前条第1項の規定により封印を受ける広幅生地織機の台数に0.125を乗じて得た数で除して得た数（小数点以下の端数を生ずるものについては、小数点以下第一位を四捨五入して得た数）とする。
- 3 事業者は、第1項の規定により届け出た使用停止日に、その届出に係る工場または事業所において広幅生地織機を広幅生地織物の製造の用に供してはならない。
- 4 通商産業大臣は、第2項の申し出があったときは、当該事業者の申し出に係る広幅生地織機に封印をする。
- 5 前項の封印については、前条第2項の規定を準用する。

(封印の解除等)

第16条 事業者は、火災、風水害その他これに準ずる理由によりその事業に係る生産能力が著しく減少したときは、通商産業大臣に申請して第14条第1項もしくは前条第4項の封印の全部もしくは一部の解除または前条第1項の規定により届出をした使用停止日の数の減少の承認を受けることができる。

- 2 通商産業大臣は、前項の申請があったときは、当該理由の発生した日以前における当該事業者の広幅生地織機の台数および被害状況を参酌して、期間を定めて、同項の解除または承認をする。

### 第3章 生産数量に関する制限

(調整数量の割当)

第17条 通商産業大臣は、毎月事業者に対し、別表第6の上欄に掲げる制限織物の区分に従い、同表の下欄に掲げる数量にそれぞれ次の各号に掲げる

登録織機の台数を乗じて得た数量を当該月の調整数量として割り当てる。

- (1) 広幅生地織物については、当該月の前月の25日における当該事業者の広幅生地織機の台数から第14条第1項の規定により封印をする広幅生地織機の台数を控除した台数
- (2) 別珍もしくはコール天または広幅先染織物については、当該月の前月の25日における当該事業者の当該区分に係る登録織機の台数

- 2 前条の調整数量の割当は、当該月の前月の末日までに調整数量を記入した帳簿を当該事業者に交付することによって行う。

第18条 事業者は、前条第1項に規定する調整数量の割当であって二部制（引き続き一月以上従業員の交替制により一日八時間をこえて行う操業をいう。以下同じ。）に係る調整数量の割当を受けようとするときは、当該月の前月の25日までに、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所
- (2) 二部制を実施しようとする工場または事業所の所在地
- (3) 登録織機の登録の区分ごとの台数
- (4) 制限織物の製織に直接従事する従業員の数
- (5) 始業、交替および終業の時刻その他操業の方法

- 2 通商産業大臣は、前項の申請が次の各号に適合すると認めるときは、前項の二部制に係る調整数量を当該事業者に割り当てる。

- (1) 申請者に不実の記載がないこと。
- (2) 操業の方法が二部制を実施するのに適したものであること。

(生産数量の制限)

第19条 事業者は、その者が第17条の規定による割当を受けた調整数量をこえて当該調整数量に係る制限織物を生産してはならない。

(数量の確認)

第20条 事業者は、その数量がその区分に係る調整数量をこえないことについて、あらかじめ通商産業大臣の確認を受けたものでなければ、別表第6

の上欄に掲げる制限織物の引き渡しをしてはならない。

2 事業者は、前項の確認を受けようとするときは、次の事項を記載した数量確認申請書に第17条第2項の帳簿を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所
- (2) 当該制限織物の区分および数量

3 通商産業大臣は、第1項の確認をしたときは、当該制限織物に確認をした旨の表示を付す。

#### 第4章 制限外織機の届出

##### (制限外織機の届出)

第21条 この省令施行の日以後新たに事業者となった者は、30日以内に、その者が事業者となった際現にその者が使用する工場または事業所に設置している別表第7に掲げる織機以外の織機（以下「制限外織機」という。）について、次の事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所
- (2) 制限外織機の設置の場所
- (3) 制限外織機ごとの型式およびおさ幅ならびに製造しようとする織物の種類

2 事業者は、制限外織機を新たに設置したとき（設置されている制限外織機を譲り受け、または借り受けたときを含む。）は、15日以内に、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。ただし、その織機について前項第2号に掲げる事項の変更について第23条の規定による届出をしたときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、事業者が制限外織機について他の命令により通商産業大臣の登録を受け、または前二項の規定に相当する他の命令の規定により通商産業大臣に届出をしたときは、適用しない。

##### (届出済の証票)

第22条 通商産業大臣は前条第1項または第2項の届出書を受理したときは、その届出に係る織機に届出済の証票を取り付けるものとする。

##### (変更の届出)

第23条 事業者は、第21条第1項または第2項の規定による届出をした織機について同条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

##### (譲渡等の届出)

第24条 事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

- (1) 第21条第1項または第2項の規定による届出をした織機を譲渡し、または貸与したとき。
- (2) 第21条第1項または第2項の規定による届出をした織機をとりはずしたとき（前号に掲げる場合を除く。）
- (3) 第21条第1項または第2項の規定による届出をした織機が滅失したとき。

2 通商産業大臣は、前項第1号または第3号の規定による届出があったときは、その制限外織機に係る届出済の証票を取りはずす。

第25条 第23条および前条の規定は、昭和29年11月通商産業省告示第319号（綿スフ織物業生産設備制限規則に基づき工場または事業所の所在地の区分等を定める件）で定める調整規程の定（以下「調整規程」という。）第16の二第1項もしくは第2項または調整規程第6次変更規程附則第2項の規定による届出をした織機について準用する。

#### 第5章 雑 則

##### (承継)

第26条 第2条の登録を受けた事業者について、その事業の全部の譲渡または相続もしくは合併があったときは、その譲受人または相続人もしくは合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、その事業者のこの省令に基づく地位を承継する。

##### (事務処理の委託)

第27条 この省令に係る通商産業大臣の事務のうち次に掲げるものは、日本綿スフ織物工業組合連合会（東京都中央区築地3丁目8番地、以下「連合会」という。）に処理させるものとする。

- (1) 第6条第1項から第4項までの登録申請書第10条第1項および第2項の登録変更申請書ならびに第18条第1項の申請書の受理に関する事務
- (2) 第7条第1項および第13条第2項の登録ならびに第10条第3項の規定による登録事項の変更に関する事務
- (3) 第8条（附則第5項において準用する場合を含む。）の登録票の取付および取りはずしに関する事務
- (4) 第11条および第15条第1項の届出書の受理に関する事務
- (5) 第12条および第13条第1項の規定による登録の抹消に関する事務
- (6) 第14条第1項および第15条第4項の封印に関する事務
- (7) 第17条第1項および第18条第2項の調整数量の割当および第17条第2項の帳簿の交付に関する事務
- (8) 第20条第1項および附則第7項の確認ならびに第20条第2項（附則第8項において準用する場合を含む。）の表示に関する事務
- (9) 第21条第1項および第2項、第23条（第25条において準用する場合を含む。）ならびに第24条第1項（第25条において準用する場合を含む。）の届出の受理に関する事務
- (10) 第22条の規定による届出済の証票の取付および第24条第2項（第25条において準用する場合を含む。）の規定によるその取りはずしに関する事務

（手数料）

第28条 事業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を連合会に納付しなければならない。

第6条第1項から第4項までの登録申請書を提出するとき	おさ幅が68.58センチメートル以上の力織機 1台につき150円 おさ幅が68.58センチメートル未満の力織機および足踏織機 1台につき90円
第8条第3項（附則第5項に	1枚につき100円

において準用する場合を含む。）の規定により登録票の取付を受けるため届出をするとき	1枚を増すごとに	50円
第10条第1項または第2項の登録変更申請書を提出するとき	1件につき	500円
第20条第2項の数量確認申請書を提出するとき	織上り幅が45.72センチメートル以上の織物	91.4センチメートルまたはその端数につき0.005円
	織上り幅が45.72センチメートル未満の織物	11.37センチメートルまたはその端数につき0.03円

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は昭和33年5月1日から、第19条および第20条の規定は同年5月5日から施行する。
- 2 この省令中第2章第2節および第3章の規定は昭和33年7月31日限り、その他の規定は昭和34年9月30日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、その時以後もなおその効力を有する。
- 3 綿スフ織物業生産設備制限規則（昭和29年通商産業省令第59号）は、廃止する。
- 4 この省令の施行の際現に調整規程第2第1項、第5第1項、第1次変更規程附則第1項、第2次変更規程附則第1項または第3次変更規程附則第1項の登録を受けている織機は、おさ幅が68.58センチメートル未満の力織機および足踏織機については第3条第1項第5号の区分に係る第2条の登録を、おさ幅が68.58センチメートル以上の力織機については第3条第1項第1号の区分に係る第2条の登録を受けたものとみなす。ただし、日本綿スフ織物工業組合連合会総合調整規程（昭和33年4月24日附認可）に基づき連合会の登録を受けたものとみなされた織機は、その登録の区分

に従い、それぞれ第3条第1項各号の区分に係る第2条の登録を受けたものとみなす。

- 5 前項の場合において、調整規程第12条第2項の規定により当該織機に取り付けてある調整規程第12条第1項の登録票については、第8条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 6 昭和33年5月にあつては、第14条第1項中「その前月の25日」とあり、第15条第1項中「当該月の前月の28日」とあり、同条第1項、第17条第1項および第18条第1項中「当該月の前月の25日」とあるのは「昭和33年5月1日」と、第17条第1項中「同表の下欄に掲げる数量」とあるのは「同表の下欄に掲げる数量に6分の5を乗じて得た数量」と、同条第2項中「当該月の前月の末日」とあるのは「昭和33年5月5日」と読み替える。
- 7 第20条第1項の規定は、事業者が昭和33年5月4日までに生産した別表第6の上欄に掲げる制限織物であつて同月5日までに通商産業大臣の確認を受けたものについては適用しない。
- 8 第20条第3項の規定は、前項の確認をした場合に準用する。

別表第1

綿織物またはステープルファイバー織物であつて、次の各号に掲げるもの以外のもの

- (1) タオル
- (2) 織上り幅が13センチメートル未満のもの
- (3) 毛布
- (4) じゅうたんおよびだんつう
- (5) 二重パイル織機またはワイヤーを使用して製織するモケット、テレンプ、ブラッシュ、シールおよびアストラカン

別表第2

なま糸のみを使用したもの（別珍、コール天、変り織物（9枚以上のそうこうを使用して製織するものをいう。以下同じ。）、紋織物、からみ織物および石底を除く。）および先染めまたは先ざらしの糸を使用したかや地または苗育布であつて、織上り幅が

45.72センチメートル以上の制限織物

別表第3

先染めまたは先ざらしの糸を使用したもの（別珍、コール天、かや地および苗育布を除く。）ならびになま糸のみを使用した変り織物、紋織物およびからみ織物であつて、織上り幅が45.72センチメートル以上の制限織物

別表第4

なま糸のみを使用したもの（重布（0.835平方メートルの重量が226.8グラム以上のものをいう。）を除く。）であつて、織上り幅が45.72センチメートル未満の制限織物

別表第5

織機の能力は、その織機が次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値に応じた能力を有するものとして算定するものとする。

種 類	数値
足踏織機	0.2
おさ幅が68.58センチメートル未満の力織機	0.6
おさ幅が68.58センチメートル以上114.3センチメートル未満の力織機	1.0
おさ幅が114.3センチメートル以上の力織機	1.4

別表第6

制限織物の区分	織機1台当りの数量	
	二部制の場合	その他の場合
広幅生地織物	1,463メートル	878メートル
広幅先染織物	1,255メートル	753メートル
別珍またはコール天	329メートル	198メートル

（註） 本表の数量は、2.54センチメートル間のよこ糸の本数が広幅生地織物にあつては60本、広幅先染織物にあつては70本、別珍またはコール天にあつては288本（以下「標準打込本数」という。）のものの数量であつて、それ以外のものについては、本表の数量に、標準打込本数を当該制限織物の2.54センチメートル間のよこ糸の本数が標準打込本数に比し5本増加し、または減少するごとに、標準打込本数に5を加え、または5を減じた数で除して得た数を乗じて得た数量とする。

別表第7

- (1) 杼の働き幅が18センチメートル未満の織機
- (2) 登録織機

○「綿スフ織機設置制限規則」

●通商産業省令第33号

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第58条の規定に基づき、綿スフ織機設置制限規則を次のように制定する。

昭和33年4月25日

通商産業大臣 前尾繁三郎

（設置の禁止）

第1条 何人も、綿スフ織物調整規則（昭和33年通商産業省令第32号。以下「調整規則」という。）第1条第1項に規定する制限織物の製造の用に供すべき織機（手機織機を除く。以下「制限織機」という。）を新たに設置してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 調整規則第2条の登録を受けた制限織機（以下「登録織機」という。）を取りはずし、または滅失した場合において、その登録を受けた者が当該織機に代えてその能力の範囲内で制限織機を新たに設置するとき。
- (2) 調整規則第1条第2項に規定する事業者が登録織機を新たに設置するとき。
- (3) 未登録綿スフ織機設置制限規則（昭和29年通商産業省令第60号。以下「旧規則」という。）第1条第1項ただし書もしくは第3条もしくは調整規則第11条第2項の規定による届出もしくは報告に係る制限織機またはこの号もしくは次号の規定による届出をして設置した制限織機を取りはずし、または滅失した場合において、その届出または報告をした者があらかじめその旨をその設置の場所を管轄する通商産業局長（以下「所轄通商産業局長」という。）に届け出て当該織機に代えてその能力の範囲内で制限織機を新たに設置するとき。
- (4) 調整規則第1条第2項に規定する事業者以外の者があらかじめ所轄通商産業局長に届け出て、

登録織機、旧規則第1条第1項ただし書もしくは第3条もしくは調整規則第11条第2項の規定による届出もしくは報告に係る制限織機またはこの号もしくは前号の規定により届出をして設置した制限織機（前号に規定する取りはずしに係るものを除く。）を新たに設置するとき。

2 前項第1号または第3号の能力を算定する場合の基準は、別表のとおりとする。

第2条 前条第1項第3号または第4号の規定により制限織機の設置の届出をしようとする者は、次の事項を記載した綿スフ織機設置届出書にその設置が前条第1項第3号または第4号に適合する旨を明らかにする書面を添え、所轄通商産業局長に提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所
- (2) 設置の場所
- (3) 織機の型式およびおさ幅

（適用除外）

第3条 この省令の規定は、国、地方公共団体および私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人には、適用しない。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令は、昭和34年9月30日限りその効力を失う。ただしその時までにした行為に対する罰則の適用については、その時以後もなおその効力を有する。
- 3 未登録綿スフ織機設置制限規則は、廃止する。

別 表

制限織機の能力は、その織機が次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値に応じた能力を有するものとして算定するものとする。

種 類	数値
足 踏 織 機	0.2
おさ幅が68.58センチメートル未満の力織機	0.6
おさ幅が68.58センチメートル以上114.3センチメートル未満の力織機	1.0
おさ幅が114.3センチメートル以上の力織機	1.4



## ○綿スフ織物調整規則、織機設置制限規則改正の内容

### 1. 第1次綿スフ織物調整規則、第1次織機設置制限規則

#### (1) 綿スフ織物調整規則

「昭和33年4月25日付省令第32号」で公布された「綿スフ織物調整規則」においては①織機の登録と登録替について、②広幅生地織機の封印（5台控除20%）と使用停止（月4日間の休日）について、③広幅生地織物、別珍コール天、広幅先染織物の生産数量の制限について、④制限外織機の届出についての項目が規定された。

「昭和33年7月26日付省令第78号」においては、①広幅生地織機の封印強化を図り、②広幅先染織物の生産数量制限の強化、③別珍コール天の数量制限緩和、④織機の封印、休日および数量制限の実施期間が3ヶ月延長された。

「昭和33年9月1日付省令第95号」においては織機設置制限規則の施行に伴う条文整備が行われた。

「昭和33年10月28日付省令第120号」では生産制限の実施期間が5ヶ月間延長され、「昭和34年1月31日付省令第2号」では、事業者が廃業した場合、制限織物以外の織物を製造する者に譲渡した場合は、登録の復活を認めないこととした。

「昭和34年3月3日付省令第15号」では過剰綿スフ織機処理規則に基づいて綿スフ工連に引き渡した織機の登録は職権抹消できることとした。

このようにこの時期の綿スフ織物調整規則の変更（延長）は、織機の封印、生産数量の制限が3ヶ月あるいは5ヶ月といった短期間ごとに行われた。

#### (2) 織機設置制限規則

「昭和33年9月1日付省令第94号」では、— ①綿スフ、絹人絹等の区別なく織機のすべてについて新設を制限、②合成繊維織機等の制限外織機を新設制限の対象とした —

### 2. 第2次綿スフ織物調整規則、第2次織機設置制限規則

#### (1) 綿スフ織物調整規則

「昭和34年9月30日付省令第97号」で公布され

た規則は①織機の入替の場合、旧織機を廃棄する。②登録織機以外の使用禁止、③広幅生地織機の封印率の設定、④広幅生地織機の1ヶ月4日以上の使用禁止、⑤生産数量制限 — 広幅生地1台1ヶ月1,463㎡、広幅先染1台1ヶ月1,255㎡、別珍コール天329㎡、⑥制限外織機の届出について規定された。

しかし「同年10月28日付省令第110号」では広幅生地織機の封印率の緩和と使用停止日制度が廃止され、「12月25日付省令第122号」では封印、数量制限の有効期間が3ヶ月延長された。

「昭和35年3月31日付省令第24号」と「同6月30日付省令第67号」においてもそれぞれ封印、数量制限の有効期間が3ヶ月延長された。

#### (2) 織機設置制限規則

「昭和34年9月30日付省令第103号」では、織機の入替については旧織機を廃棄し、または滅失した場合に限り認めることとした。

### 3. 第3次綿スフ織物調整規則、第3次織機設置制限規則

#### (1) 綿スフ織物調整規則

「昭和35年9月30日付省令第102号」では、生産数量の制限において、広幅先染織物の制限率0.25を0.2に改めるとともに、調整数量換算方法を改めた。

「昭和35年12月24日付省令第126号」では広幅生地織機の封印台数算定上、設備処理台数控除方法の控除率を一律80%に変更するとともに、封印および数量制限の有効期間を3ヶ月延長した。

以後「昭和36年3月31日付省令第15号」、「6月30日付省令第45号」においてもそれぞれ封印および数量制限の有効期間が3ヶ月延長された。

#### (2) 織機設置制限規則

「昭和35年9月30日付省令第106号」の変更内容は第2次と同様。

「昭和36年6月30日付省令第43号」ではタオル織機を新設制限の対象として加えた。

#### 4. 第4次綿スフ織物調整規則、第4次織機設置制限規則

##### (1) 綿スフ織物調整規則

「昭和36年9月30日付省令第80号」においては、織機の登録、生産数量制限、制限外織機の届出については第3次変更時と同様とし、織機の封印については封印率20%を15%に改めるとともに、設備処理台数控除を80%から85%に改めた。

「昭和36年12月20日付省令第107号」においては、封印および生産数量制限の規定の有効期間を3ヶ月間延長するとともに、広幅生地織機の封印率を15%から20%へ改め、設備処理台数控除を80%から85%に改めた。

「昭和37年3月31日付省令第34号」では封印、生産数量制限が6ヶ月間延長された。

「同年6月30日付省令第62号」においては — ①封印、生産数量制限の6ヶ月延長、②広幅生地織物の織機1台1ヶ月当たりの生産数量制限を10%強化、③広幅先染織物の生産数量制限を6台以上の台数制限率20%を40%に強化、④別珍コール天織物の生産制限については織機1台1ヶ月当たり1反削減 — が規定された。

##### (2) 織機設置制限規則

「昭和36年9月30日付省令第85号」は第3次と同様。

「昭和37年9月29日付省令第104号」では、 — ①有効期限を昭和38年9月30日まで1年間延長、②「綿スフ織物調整規則（昭和36年通商産業省令第80号）」を「綿スフ織物調整規則（昭和37年通商産業省令第99号）」に改めた。 —

「昭和37年11月14日付省令第124号」では、細幅織物用織機を新設制限の対象として加えた。

「昭和38年9月28日付省令第115号」では、有効期限を昭和39年9月30日まで1年間延長した。

「昭和39年3月27日付省令第23号」では、綿スフ織物調整規則による仮登録を受けた広幅生地用織機を新たに設置することができるものとした。

「昭和39年9月30日付省令第95号」では、有効期限を昭和40年9月30日まで1年間延長した。

「昭和40年9月29日付省令第103号」では、 —

①有効期限を昭和41年9月30日まで1年間延長、  
②綿スフ織物調整規則による仮登録を受けた広幅生地用織機の新設規定を削除した。 —

「昭和41年9月29日付省令第107号」では、有効期限を昭和42年7月31日まで延長した。

「昭和42年7月31日付省令第104号」では、 — ①有効期限を昭和43年7月31日まで1年間延長、②能力換算率のうち、手織機及び足踏織機の換算率を3段階に区分した。 —

「昭和43年7月31日付省令第90号」では、有効期限を昭和44年7月31日まで1年間延長した。

「昭和44年7月31日付省令第70号」では、有効期限を昭和45年7月31日まで1年間延長した。

「昭和45年7月31日付省令第68号」では、有効期限を昭和46年7月31日まで1年間延長した。

「昭和46年7月27日付省令第88号」では、有効期限を昭和47年7月31日まで1年間延長した。

「昭和47年7月29日付省令第90号」では、 — ①有効期限を昭和48年1月31日まで6ヶ月間延長、②織機的能力換算率を登録織機的能力換算率と同一に改めた、③昭和47年7月31日までに契約した織機について、同年8月1日以後納入されるものについては、旧換算率の適用が認められることとした。 —

#### 5. 第5次綿スフ織物調整規則

「昭和37年9月29日付省令第99号」においては、織機の登録の規定の中に — ①廃棄、滅失の届出をした織機に代えて設置した織機の登録申請期限を、廃棄または滅失の日から起算して6ヶ月以内と定めた。②廃棄または滅失の届出をした織機に代えて設置した織機に限り、旧織機の登録の区分にかかわらず、新たに区分の登録を受けることができるようにした。 — の内容を追加し、その他は第4次と同様とした。

また、織機の封印については — ①設備処理台数の80%控除を廃止し、②休日制により封印に代替する制度を設けた。 — の内容の他は第4次と同様とした。

その他生産数量制限では広幅生地織物の10%削

減を廃止した。

「昭和 37 年 12 月 22 日付省令第 134 号」, 「昭和 38 年 3 月 30 日付省令第 28 号」, 「昭和 38 年 6 月 29 日付省令第 73 号」では封印および数量制限の規定の有効期間がそれぞれ 3 ヶ月ずつ延長された。

「昭和 38 年 6 月 29 日付省令第 73 号」では広幅生地織物の生産数量制限が廃止された。

「昭和 38 年 9 月 28 日付省令第 110 号」においては有効期限を一般規定で 1 年, 生産数量制限で 6 ヶ月延長するとともに, 広幅生地織機の封印制を廃止した。

「昭和 39 年 3 月 27 日付省令第 23 号」では — ① 生産数量制限の規定の有効期限を 6 ヶ月間延長するとともに, ② 広幅生地用織機 (おさ幅が 114.3 cm<sup>2</sup> 以上 154.9 cm<sup>2</sup> 未満の力織機) として 3 万台について仮登録を行い, 仮登録を受けた織機を設置したときは登録を認めることとした, ③ おさ幅が 114.3 cm<sup>2</sup> 以上 154.9 cm<sup>2</sup> 未満の織機的能力換算率を現行の 1.4 から 1.0 にしたこと, ④ 広幅先染織物の生産数量制限率を現行の 40% から 20% に緩和した, ⑤ 別珍及びコール天の生産数量制限を廃止した — の内容変更があった。

「昭和 39 年 9 月 30 日付省令第 89 号」では一般規定については, その有効期限を昭和 40 年 9 月 30 日まで 1 年間延長され, 生産数量制限については有効期限を昭和 40 年 3 月 31 日までの 6 ヶ月間延長された。

「昭和 40 年 9 月 29 日付省令第 87 号」では — ① 有効期限を 1 年間延長, ② 仮登録並びに仮登録織機の登録に関する規定を削除, ③ 広幅先染織物の生産数量制限の規定を削除 — についての変更があった。

「昭和 40 年 10 月 30 日付省令第 123 号」では — ① 登録区分ごとに織機的能力から 50 を控除した能力の 10% 封印を実施, ② 制限織物の各区分ごとに, 登録織機保有台数能力が 50 台以上の者に対し, 登録織機的能力から 50 を控除した生産能力の 20% 出荷数量制限を実施 — について変更した。

「昭和 41 年 4 月 30 日付省令第 45 号」では — ① 広幅生地織機の封印と広幅生地織物の出荷数量の制限の有効期間を 41 年 9 月 30 日まで延長, ② 広幅先

染, 別珍コール天, 小幅生地及びその他の区分に係る織機の封印及び織機の出荷数量の制限を廃止 — の変更があった。

「昭和 41 年 9 月 29 日付省令第 98 号」では一般規定の有効期限を昭和 42 年 7 月 31 日まで延長すること, 封印と出荷数量制限の有効期限を昭和 41 年 12 月 31 日まで延長した。

「昭和 41 年 12 月 24 日付省令第 143 号」においては封印と出荷数量制限の有効期限が昭和 42 年 7 月 31 日まで延長された。

「昭和 42 年 7 月 31 日付省令第 102 号」では — ① 有効期限が昭和 43 年 7 月 31 日まで延長され, ② 織機の封印と出荷数量に関する制限が廃止 — の変更があった。

以後「昭和 43 年 7 月 31 日付省令第 88 号」, 「昭和 44 年 7 月 31 日付省令第 68 号」, 「昭和 45 年 7 月 31 日付省令第 62 号」, 「昭和 46 年 7 月 27 日付省令第 85 号」のそれぞれの変更においては, 有効期限が 1 年ずつ延長された。

「昭和 47 年 7 月 29 日付省令第 84 号」では — ① 有効期限を昭和 48 年 1 月 31 日までの 6 ヶ月間延長, ② 織機的能力換算値を次のように改めた。足踏織機を 0.2 から 0.3 に変更, 無杼織機の小幅 0.6 を 0.8 に, 並幅 1.0 を 1.2 に広幅 1.4 を 1.6 に変更, ③ 昭和 47 年 7 月 31 日までに集約した織機について, 同年 8 月 1 日以後納入されるものについては旧換算率の適用が認められることとした — 内容の変更があった。

## 6. 第 6 次綿スフ織物調整規則, 第 5 次織機設置制限規則

### (1) 綿スフ織物調整規則

「昭和 47 年 11 月 1 日付省令第 123 号」においては — ① 織機の登録について特別登録制度が廃止され, 登録事項として製造番号が加えられた, ② 無籍織機については一定の条件のもとに届出を行わせた上, 当該届出織機については昭和 48 年 10 月 31 日までの間に限り, 稼動を認める制度を設けた — についての変更が行われた。

「昭和 48 年 10 月 31 日付省令第 113 号」においては — ① 有効期限を昭和 49 年 10 月 31 日まで延長,

②登録関係手数料を改訂，③特定織機の使用期限を昭和48年12月15日までに改めた — について変更された。

「昭和49年10月29日付省令第72号」，「昭和50年10月28日付省令第99号」の変更では，それぞれ有効期限が1年ずつ延長された。

「昭和51年10月28日付省令第80号」では — ①有効期限を昭和52年10月31日まで延長，②織機的能力換算値を以下のように改める，③昭和51年10月31日以前に売買契約した織機について，同年11月1日以降，昭和52年4月30日（通産大臣の承認を得たものについてはその期間）までに納入されるものについては，旧換算率の適用が認められることとした — についての変更が行われた。

(織機能力換算値)

織 機 内 訳			換算率
足踏織機			0.3
小 幅	無籽織機		0.8
	有籽織機		0.6
並 幅	無籽織機	水噴射式	2.0
		そ の 他	1.2
	有籽織機		1.0
広 幅	無籽織機	水噴射式	2.6
		グリッパー	2.2
		そ の 他	1.6
	有籽織機		1.4
大 幅	無籽織機	水噴射式	3.2
		グリッパー	2.8
		そ の 他	1.7
	有籽織機		1.5

「昭和52年10月28日付省令第52号」，「昭和53年10月31日付省令第50号」では有効期限が1年ずつ延長された。

「昭和54年8月30日付省令第59号」では — ①織機的能力換算値の改訂を行い，昭和54年9月1日より実施する，②昭和54年8月末日までに織機の購入または借入の契約をしたものについては，従前どおりの換算値を適用する — の変更があった。織機的能力換算値で変更があったものはつぎのとおり。

り。

(織機能力換算値変更内容)

おさ幅が68.58 cm<sup>2</sup>以上154.9 cm<sup>2</sup>未満の力織機の無籽織機水噴射式を2.0から2.4に変更，無籽織機に空気噴射式を新たに加えて1.8とし，無籽織機その他の1.2を1.4に変更する。

おさ幅が154.9 cm<sup>2</sup>以上276.86 cm<sup>2</sup>未満の力織機の無籽織機水噴射式を2.6から3.0に変更，無籽織機に空気噴射式を新たに加えてそれぞれ2.5とし，無籽織機グリッパー式を2.2から2.4へ変更する。おさ幅が276.86 cm<sup>2</sup>以上の力織機の無籽織機水噴射式を3.2から4.3に変更，無籽織機グリッパー式を2.8から3.1へ変更する。 —

「昭和54年10月30日付省令第87号」では有効期限が1年間延長された。

「昭和54年10月30日付省令第100号」においては昭和54年9月1日より実施された織機能力換算数値の改訂に伴う経過措置について，その期間が昭和55年2月29日まで延長された。

「昭和55年10月30日付省令第47号」では， — ①有効期限が1年間延長，②一部織機的能力換算値の改訂，③昭和55年10月31日以前に購入，借入の契約をして昭和56年4月30日までに当該織機を新たに設置する場合は従前どおりの換算値を適用する — の変更が行われた。

(織機能力換算値変更内容)

おさ幅が68.58 cm<sup>2</sup>以上154.9 cm<sup>2</sup>未満の力織機の無籽織機空気噴射式を1.8から2.2へ変更し，おさ幅が154.9 cm<sup>2</sup>以上276.86 cm<sup>2</sup>未満の力織機無籽織機空気噴射式を2.5から2.8へ変更。

「昭和56年10月31日付省令第70号」では — ①有効期限の1年間延長，②登録手数料の改正（従来の2倍） — の変更が行われた。

「昭和57年10月30日付省令第55号」では， — ①有効期限の1年間延長，②一部織機的能力換算値の改訂，③登録区分の変更期日を廃止 — の変更が行われた。

(織機能力換算値変更内容)

おさ幅が68.58 cm<sup>2</sup>以上154.9 cm<sup>2</sup>未満の力織機の無籽織機水噴射式高速型を追加して3.8とし，従来

の水噴射式を水噴射式その他として2.4を2.8に変更した。おさ幅が同幅の無杼織機空気噴射式を2.2から2.5へ変更した。

おさ幅が154.9 cm<sup>2</sup>以上276.86 cm<sup>2</sup>未満の力織機の無杼織機水噴射式高速を追加して4.2とし、従来の水噴射式を水噴射式その他として3.0を3.5に変更した。おさ幅が同幅の無杼織機空気噴射式を2.8から2.9へ変更した。

おさ幅が276.86 cm<sup>2</sup>以上の力織機の無杼織機水噴射式4.3を4.4に変更し、無杼織機空気射式を新たに加え3.0とする。また同幅の無杼織機グリッパー式を3.1から3.2へ変更する。

「昭和58年10月31日付省令第68号」,「昭和59年10月31日付省令第64号」,「昭和60年10月31日付省令第48号」では、それぞれ有効期限が1年間延長された。

## (2) 織機設置制限規則

「昭和47年11月1日付省令第128号」においては、— ①有効期限を昭和48年11月30日まで延長, ②廃棄, 滅失した織機に代えて設置する織機の届出期限を、廃棄, 滅失した日から起算して6ヶ月以内と定めた。—

「昭和48年10月31日付省令第118号」においては、有効期限を昭和49年10月31日まで延長した。

「昭和49年10月29日付省令第77号」,「昭和50年10月28日付省令第105号」においては、それぞれ有効期限が1年間延長された。

「昭和51年10月29日付省令第86号」においては、— ①有効期限を1年間延長, ②織機的能力換算値を調整規則の換算値と同様に改訂を行った, ③昭和51年10月31日以前に売買契約した織機について、同年11月1日以降、昭和52年4月30日までに納入されるものについては、旧換算率の適用が認められることとした。—

「昭和52年10月28日付省令第58号」,「昭和53年10月31日付省令第56号」については、それぞれ有効期限が1年間延長された。

「昭和54年8月30日付省令第64号」では、— ①織機的能力換算値を調整規則の換算値と同様に改

訂を行い、昭和54年9月1日より実施する、②昭和54年8月末日までに織機の購入または借入の契約をしたものについては、従前どおりの換算値を適用する—の変更があった。

「昭和54年10月30日付省令第93号」では、有効期限が1年間延長された。

「昭和54年10月30日付省令第105号」では、昭和54年9月1日より実施された織機能力換算数値の改訂に伴う経過措置について、その期間が昭和55年2月29日まで延長された。

「昭和55年10月30日付省令第52号」では、①有効期限の1年間延長, ②一部織機(無杼織機の空気噴射)の能力換算値の改訂, ③昭和55年10月31日以前に購入, 借入の契約をして昭和56年4月30日までに当該織機を新たに設置する場合は従前どおりの換算値を適用する。—

「昭和56年10月31日付省令第75号」では、有効期限が1年間延長された。

「昭和57年10月30日付省令第60号」では、①有効期限の1年間延長, ②一部織機的能力換算値を調整規則の換算値と同様に改訂を行った, ③昭和57年10月31日以前に購入, 借入の契約をして昭和58年4月30日までに当該織機を新たに設置する場合は従前どおりの換算値を適用する。

「昭和58年10月31日付省令第74号」,「昭和59年10月31日付省令第70号」,「昭和60年10月31日付省令第54号」においては、それぞれ有効期限が1年間ずつ延長された。

## 7. 登録制の改正から廃止

### (1) 綿スフ織物調整規則

「昭和61年10月31日付省令第64号」では57条命令, 58条命令の基本的枠組みは維持しつつ、一定の要件に該当する場合は織機をスクラップせずに新たに設置することができる追加登録制が導入された。

登録がみとめられる一定要件は以下のとおり

- ① 繊維工業構造改善臨時措置法に基づき通商産業大臣の承認を受けた構造改善事業計画に従っ

て設置する設備

- ② 通商産業大臣の承認を受けた施設共同化事業計画に従って設置する設備
- ③ その他繊維産業の構造改善に特に資するものとして通商産業大臣が承認した設備

「昭和 62 年 10 月 31 日付省令第 55 号」では綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の 3 業種において、それぞれ他の業種の既存の設備の 10% の台数の範囲内で登録を受け、当該業種の織物を織ることができる特別登録制度が導入された。

「昭和 63 年 10 月 31 日付省令第 60 号」では、①綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の 3 業種において複数の織物を織ることが認められる複数登録制が導入、これにより綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の間で実施されていた特別登録制は廃止。②新たにタオル製造業と綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の 3 業種との間に既存設備の 5% の範囲内で登録が認められる特別登録制が導入。③登録区分の削除。

「平成元年 10 月 31 日付省令第 72 号」では、スクラップなしでビルドできる織機に改正繊維法による構造改善円滑化計画によって承認された織機が加わり、有効期限が 1 年間延長された。

「平成 2 年 10 月 31 日付省令第 51 号」では新規事業者がある一定の条件の下に、新たに織機を設置することが認められる“新規登録制”（新規事業者に限り 50 台を限度とする）が導入され、タオルと綿スフ、毛、麻の 3 業種との間で実施されていた“特別登録制度”が廃止され、改めて綿スフ、絹人絹、毛、麻、タオルの織物全分野において複数登録制が導入された。

「平成 3 年 10 月 31 日付省令第 61 号」では、新規登録制度の台数制限が撤廃されるとともに、有効期限が 1 年間延長された。

「平成 4 年 10 月 30 日付省令第 67 号」では、業界事業者に重大な悪影響を及ぼさないと判断された場合スクラップアンドなしで登録が認められる“個別審査制”が導入され、これに伴い追加登録制と新規登録制は廃止。

## (2) 織機設置制限規則

「昭和 61 年 10 月 31 日付省令第 64 号」では一定の要件を満たす場合には織機をスクラップせずに、登録が認められる追加登録制が導入された。

登録がみとめられる一定要件は以下のとおり

- ① 繊維工業構造改善臨時措置法に基づき通商産業大臣の承認を受けた構造改善事業計画に従って設置する設備
- ② 通商産業大臣の承認を受けた施設共同化事業計画に従って設置する設備
- ③ その他繊維産業の構造改善に特に資するものとして通商産業大臣が承認した設備

「昭和 62 年 10 月 30 日付省令第 54 号」では綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の 3 業種において、それぞれ他の業種の既存の設備の 10% の台数の範囲内で登録を受け、当該業種の織物を織ることができる特別登録制度が導入された。

「昭和 63 年 10 月 31 日付省令第 65 号」では綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の 3 業種において複数登録制が導入され、これに伴い綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の 3 業種において実施されていた特別登録制は廃止された。又この 3 業種とタオル製造業との間において特別登録制が導入された。

「平成元年 10 月 31 日付省令第 77 号」では、スクラップなしでビルドできる織機に繊維法による構造改善円滑化計画によって承認された織機が加わり、このための規則の一部改正が行われるとともに有効期限が 1 年間延長された。

「平成 2 年 10 月 31 日付省令第 59 号」では新規事業者がある一定の条件の下に新たに織機を設置することが認められる新規登録制度が導入され、綿スフ、絹人絹、毛、麻、タオルの織物全分野において複数登録制が導入され、タオルと綿スフ、毛、麻との間で実施されていた特別登録制が廃止された。

「平成 3 年 10 月 31 日付省令第 66 号」では有効期限が 1 年間延長された。

## ○総合調整規程変更の経過

## 変更経過

変更回数	認可日	有効期限	内 容
設定	昭和27年 12月2日	無期限なるも基本 法の有効期限が1 年であるので実質 28年7月末	設備制限…① 織機の登録 ② 未登録織機の使用制限 生産制限…休機 一般織物 15.5% タイヤコートガ織機 20%
第1次 変更	昭和28年 9月1日	無期限	生産制限の過少設備保護率変更
第2次 変更	昭和29年 10月20日	無期限	① アウトサイダー命令発令準備としての条文の整備 ② 生産制限率の変更 休機 一般織物 10% かすり織物 50%
第3次 変更	昭和30年 1月20日	無期限	生産制限方法の変更 一般織機 1ヶ月7日休日 かすり織機 2台控除 50%封緘
第4次 変更	昭和30年 4月12日	昭和30年4月1日 ～6月30日	生産制限方法の変更… 一般織機 1ヶ月7日休日又は10台控除 12%封緘
第5次 変更	昭和30年 6月3日	昭和30年6月1日 ～9月30日	生産制限方法の変更…一般織機 10台控除 12%封緘 封緘手数料の徴収…1台につき10円
第6次 変更	昭和30年 8月1日	昭和31年7月31日	生産制限方法の変更… (1) 別珍コール天, 小幅生地織機の品種別認定制実施 (2) 別珍コール天の生産数量の制限 8台まで13反 9台以上11反 (3) 小幅生地織機の封印強化 50台まで20% 50台超30%
第7次 変更	昭和30年 9月1日	昭和31年7月31日	制限織物の定義変更 (1) 75吋以上の織機で製織する服地用スフ織物を制限織物とした (2) 年間を通じ4ヶ月間毛調連登録織機で服地用スフ織物の製織を認めた
第8次 変更	昭和30年 9月29日	昭和31年7月31日	制限織物の定義変更… 特殊織物, 紬織, 銘仙類を制限織物に追加
第9次 変更	昭和30年 12月1日	昭和31年7月31日	制限織物の定義変更… (1) “だんつう”及び“じゅうたん”を制限織物から除外 (2) 片麻織物を制限織物に追加 生産制限方法の変更 (1) 広幅生地, 広幅先染織機の品種別認定制を実施 (2) 広幅生地織機の封印を10台控除 16%に強化 (3) 広幅先染織機の数量制限を実施… 11台以下686碼(二部制2倍) 12台以上624碼( “ ” ) (4) 対米輸出向けギンガムの品種規制を実施 (5) 広幅生地織機の週休制を実施
第10次 変更	昭和31年 6月29日	昭和32年7月31日 ただし織機の封緘 については 昭和31年8月31日	生産制限率の変更… (1) 別珍コール天織機…10台控除 12%封緘 (2) 広幅生地織機…10台控除 4%封緘 に緩和 (3) 小幅生地織機…同上 調整手数料の徴収 1台1ヶ月 広幅力織機 2円 小幅力織機 1円20銭 足踏織機 40銭

第11次 変更	昭和31年 9月1日	昭和32年7月31日	織機封緘の有効期限を一般の生産制限の規定と同じにした。																								
第12次 変更	昭和31年 12月6日	無期限	設備制限方法の変更 (1) 他調連の織機で制限織物を生産するときは登録替を実施することにした (2) 毛調連織機による服地用スフ織物の生産を禁止した																								
第13次 変更	昭和32年 6月6日	(1)については 無期限 (2)については 昭和32年7月31日	(1) 違反織機封緘規定を新設 (2) 別珍コール天制限方法 ① 別珍コール天織機の封緘を10台控除4%に緩和 ② 別珍コール天の数量制限を廃止																								
第14次 変更	昭和32年 8月1日	昭和33年7月31日	生産制限実施期間を延長 (昭和32年7月31日を昭和33年7月31日に)																								
第15次 変更	昭和32年 11月30日	昭和33年7月31日	(1) 制限外織機の届出制を実施 (2) 従来の織機の封緘および休日制を廃止し、織機1台1ヶ月当たり次の数量制限を実施した <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>二部制</th> <th>一部制</th> <th>標準打込本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広幅生地織機</td> <td>1600碼</td> <td>960碼</td> <td>60本(時間)</td> </tr> <tr> <td>広幅先染織機</td> <td>1372碼</td> <td>824碼</td> <td>70本(〃)</td> </tr> <tr> <td>別珍コール天</td> <td>360碼</td> <td>216碼</td> <td>288本(〃)</td> </tr> <tr> <td>小幅生地織機</td> <td>180反</td> <td>108反</td> <td>88本(鯨時間)</td> </tr> <tr> <td>かすり織機</td> <td>75反</td> <td>45反</td> <td>64本(〃)</td> </tr> </tbody> </table>		二部制	一部制	標準打込本数	広幅生地織機	1600碼	960碼	60本(時間)	広幅先染織機	1372碼	824碼	70本(〃)	別珍コール天	360碼	216碼	288本(〃)	小幅生地織機	180反	108反	88本(鯨時間)	かすり織機	75反	45反	64本(〃)
	二部制	一部制	標準打込本数																								
広幅生地織機	1600碼	960碼	60本(時間)																								
広幅先染織機	1372碼	824碼	70本(〃)																								
別珍コール天	360碼	216碼	288本(〃)																								
小幅生地織機	180反	108反	88本(鯨時間)																								
かすり織機	75反	45反	64本(〃)																								
第16次 変更	昭和32年 12月13日	昭和33年7月31日	広幅生地織機の封緘を実施… 5台控除20%(休日代替を認める)																								
第17次 変更	昭和33年 1月16日	昭和33年7月31日	広幅生地織機の封印を… 5台控除30%に変更(10%についてのみ休日代替を認める)																								
第18次 変更	昭和33年 3月22日	昭和33年7月31日	ネル生地用織機の届出制を実施し、ネル生地を広幅生地織物から分離して数量制限を実施した <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>1台1ヶ月</td> <td>二部制</td> <td>2,200碼</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一部制</td> <td>1,320碼</td> </tr> </tbody> </table>	1台1ヶ月	二部制	2,200碼		一部制	1,320碼																		
1台1ヶ月	二部制	2,200碼																									
	一部制	1,320碼																									
中小企業 団体法施行に伴う 全文変更	昭和33年 4月24日	昭和34年9月30日 生産制限の規定は 昭和33年7月31日	(1) 中小企業団体法施行に伴う条文整理 (2) 織機の認定制を止め、区分登録の方法に改める (3) 紋羽を広幅生地織物に包含した (4) 広幅生地織機の30%封印を20%封印と月4日の休日に変更																								
第1次 変更	昭和33年 6月30日	昭和34年9月30日 ただし生産制限の規定は 昭和33年10月31日	(1) 生産制限の規定の有効期間を昭和33年10月31日まで3ヶ月延長 (2) 広幅生地織物の制限数量を6台以上の台数につき25%減に強化(二部制, 一部制) (3) 別珍コール天の生産制限数量を9台以上の台数につき、12反を11反に引き下げた (4) 広幅生地織物の強制品質検査を実施																								
第2次 変更	昭和33年 7月24日	同上	(1) 広幅生地織機の封印を次のように変更した 20台以下のもの 5台控除20%封印 21台以上のもの (5台控除20%)+(20台控除10%) (2) 広幅生地織機の休日数を次のように強化した 20台以下のもの 1ヶ月4日 21台以上のもの 1ヶ月7日																								
第3次 変更	昭和33年 10月27日	昭和34年9月30日 ただし生産制限の規定は 昭和34年3月31日	生産制限の実施期間を昭和34年3月31日まで5ヶ月間延長した																								



第4次 変更	昭和34年 4月1日	昭和34年9月30日	ただし生産制限の規定は昭和34年6月30日 (1) 設備処理規程によって買上廃棄した織機については自動的に職権抹消できるようにした (2) 広幅生地織機を処理した組合員に対しては、その処理した台数に応じ封印を軽減することとした (3) ネル生地の調整方法を織機の届出制による生産限度制限の方法から実績を中心とする数量制限の方法に改めた (4) 生産制限の実施期間を昭和34年6月30日まで3ヶ月間延長した
第5次 変更	昭和34年 6月29日 34織 第1255号	昭和34年9月30日	生産制限の規定の有効期限を、昭和34年9月30日まで延長
第6次 変更	昭和34年 10月1日 34織 第1987号	昭和35年9月30日 織機の一般封印と 数量制限（ネル生 地に関するものを 除く）の規定は 昭和34年12月31日	(1) 登録織機の入替の場合は、旧織機を廃棄し、または旧織機が滅失した場合に限ることとした（ただし制限外織機と登録織機との交互入替の場合を除く） (2) 織機の封印を一般封印と特別封印の二種とした イ. 一般封印…広幅生地織機について次の式によって行う $\{(\text{登録台数}-5) \times 0.2 + (\text{登録台数}-20) \times 0.1\} - \text{設備処理台数} \times 0.7$ (20台以下は0.8) - 特別封印台数 ロ. 特別封印…広幅生地、広幅先染、小幅生地、小幅先染について次の式によって行う $(\text{登録台数}-10) \times 0.2 - \text{設備処理台数}$ (3) 織機の封印制について代替封印制度を認めた (4) 広幅先染織物の調整数量を6台以上については25%減を35%減に強化 (5) 有効期限を一般規定は、昭和35年9月30日まで、織機の一般封印と数量制限は34年12月31日まで延長した。特別封印は、ネル生地の調整に関する規定は一般規定と同様にする事とした
第7次 変更	昭和34年 10月31日 34織 第2182号	同上	(1) 広幅生地織機の一般封印制を廃止した (2) 広幅生地織機の使用停止日（休日制）を廃した
第8次 変更	昭和34年 12月24日 34織 第2539号	昭和35年9月30日 数量制限について は 昭和35年3月31日	数量制限の有効期限を昭和35年3月31日まで延長
第9次 変更	昭和35年 3月31日 35織 第490号	昭和35年9月30日 数量制限について は 昭和35年6月30日	数量制限の規定の有効期限を昭和35年6月30日まで延長
第10次 変更	昭和35年 6月29日 35織 第1150号	昭和35年9月30日	数量制限の規定の有効期限を昭和35年9月30日まで延長
第11次 変更	昭和35年 9月30日 35織 第1735号	昭和36年9月30日 織機の封印及びネ ル生地以外の数量 制限については 昭和35年12月31日	(1) 実施期間の延長 イ. 一般規定……………昭和36年9月30日まで1年間延長 ロ. 封印及び数量制限…昭和35年12月31日まで3ヶ月延長 (2) 広幅先染織機の封印の廃止 (3) 広幅先染織物の数量制限方法の変更

			<p>イ. 標準打込本数……… 1 時間 70 本を 60 本に改めた</p> <p>ロ. 基準割当数量……… 1 台 1 ヶ月につき 753 m<sup>2</sup> (二部制, 1,255 m<sup>2</sup>) を 810 m<sup>2</sup> (二部制, 1,350 m<sup>2</sup>) に改めた</p> <p>ハ. 6 台以上の削減率…35%を 25%に改めた</p> <p>ニ. 調整数量換算率………従来 of 打込換算率のほか, 次の品種別換算率を適用することとした</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>8 枚 (なま糸のみを使用するものにあつては 16 枚) 以下の綜統を使用して製織するもの (からみ織を除く)</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> </tr> <tr> <td>9 枚以上 16 枚以下の綜統を使用して製織するもの (前欄に掲げるもの及びからみ織を除く)</td> <td style="text-align: center;">1.18</td> </tr> <tr> <td>前二欄に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">1.35</td> </tr> </table> <p>(4) かすり織物の基準割当数量 1 台 1 ヶ月につき 520 m<sup>2</sup> (二部制, 867 m<sup>2</sup>) を 900 m<sup>2</sup> (二部制, 1,500 m<sup>2</sup>) に改めた</p>	8 枚 (なま糸のみを使用するものにあつては 16 枚) 以下の綜統を使用して製織するもの (からみ織を除く)	1.00	9 枚以上 16 枚以下の綜統を使用して製織するもの (前欄に掲げるもの及びからみ織を除く)	1.18	前二欄に掲げるもの以外のもの	1.35
8 枚 (なま糸のみを使用するものにあつては 16 枚) 以下の綜統を使用して製織するもの (からみ織を除く)	1.00								
9 枚以上 16 枚以下の綜統を使用して製織するもの (前欄に掲げるもの及びからみ織を除く)	1.18								
前二欄に掲げるもの以外のもの	1.35								
第12次 変更	昭和35年 12月24日 35織 第2369号	一般規定 昭和36年 9 月30日 封印及び数量制限 昭和36年 3 月31日	(1) 封印及び数量制限の規定の有効期限を 3 ヶ月延長 (2) 広幅生地織機の封印台数算定上, 処理台数控除方法 20 台以下 80%, 21 台以上 70%を一律 80%に変更						
第13次 変更	昭和36年 3 月30日 36織 第 524 号	一般規定 昭和36年 9 月30日 封印及び数量制限 昭和36年 6 月30日	(1) 封印及び数量制限の規定の有効期間を 3 ヶ月延長 (2) 広幅先染織物の数量制限中, 6 台以上の台数の制限率 20%を 30 %に引き上げる (3) ネル生地の生産限度, 総数量を総合調整規程の附則で定めることとした (4) 昭和 36 年度上期のネル生地生産限度総数量を 5,500 万 m <sup>2</sup> に定めたこと						
第14次 変更	昭和36年 6 月29日 36織 第1235号	昭和36年 9 月30日	封印及び数量制限の規定の有効期間を 3 ヶ月間延長						
第15次 変更	昭和36年 9 月30日 36織 第1950号	昭和37年 9 月30日 織機の封印及びネル 生地以外の数量 制限については 昭和36年12月31日	(1) 実施期間の延長 ① 一般規定………昭和 37 年 9 月 30 日まで 1 年間延長 ② 封印及び数量制限…昭和 36 年 12 月 31 日まで 3 ヶ月延長 (2) 広幅生地織機の封印率 (20%) を 15%に改め, 設備処理台数控除率 (80%) を 85%に改めた (3) 小幅生地織機及び小幅先染織機の封印率 (20%) を 15%に改めた (設備処理台数控除は現行どおり) (4) 昭和 36 年度下期のネル生地の生産限度総数量を 3,000 万メートルと定めたこと						
第16次 変更	昭和36年 12月21日 36織 第2508号	一般規定 昭和37年 9 月30日 封印及び数量制限 昭和37年 3 月31日	(1) 封印および数量制限の規定の有効期間を 3 ヶ月延長 (2) 広幅生地織機の封印率 (15%) を 20%に改め, 設備処理台数控除率 (85%) を 80%に改めた						
第17次 変更	昭和37年 3 月31日 37織 第 546 号	一般規定 昭和37年 9 月30日 封印及び数量制限 昭和37年 6 月30日	(1) 封印および数量制限の規定の有効期間を 3 ヶ月延長 (2) 昭和 37 年度上期のネル生地の生産限度総数量を 4,400 万メートルと定めたこと						

第18次 変更	昭和37年 6月30日 37織 第1135号	昭和38年9月30日 織機の封印及び数量制限については 昭和37年9月30日	(1) 実施期間の延長 ① 一般規定……………昭和38年9月30日まで延長 ② 封印および数量制限…昭和37年9月30日まで3ヶ月間延長 (2) 広幅生地織物について1台1ヶ月当たりの生産数量制限を10%強化する (3) 広幅先染織物の生産数量制限を6台以上の台数の制限率30%を40%に強化する (4) 別珍コール天織物の生産制限については、織機1台1ヶ月当たりの生産数量を8%以下の台数については12反を11反に、9台以上の台数については11反を10反にそれぞれ1反宛削減する (5) クレープの生産調整を次の要領で実施することとした ① 調整期間 上期1月1日～6月30日まで 下期7月1日～12月31日まで ② クレープの生産限度総数量は総合調整規程の附則で定める ③ 生産限度数量の70%は前年度同期の生産実績に按分して割り当て、30%は希望に応じて割り当てる ④ 生産限度数量の割当は、調整証紙を交付して行い、数量確認を実施して調整の確保を図る。調整証紙は数量確認申請書に貼付し、確認したときは消印する ⑤ 昭和37年度下期の生産限度総数量は2,000万メートルとした
第19次 変更	昭和37年 9月29日 37織 第1711号	一般規定 昭和38年9月30日 封印及び数量制限 昭和37年12月31日	(1) 封印及び数量制限の規定の有効期間を3ヶ月延長 (2) 廃棄または滅失の届出をした織機に代えて設置した織機の登録申請期限を廃棄または滅失の日から起算して6ヶ月以内と定めた。 (3) 廃棄または滅失の届出をした織機に代えて設置した織機に限り、旧織機の登録の区分にかかわらず、新たな区分の登録を受ける事ができるように改めた (4) 広幅生地、小幅生地および小幅先染織機の封印方法について、過剰設備処理台数を控除する方式を廃止するとともに、休日制により封印に代替する制度を設けた (5) 広幅生地織物の生産数量の制限については、10%数量削減を廃止した。 (6) 昭和37年度下期のネル生地の生産限度総数量を2,400万メートルと定めた
第20次 変更	昭和37年 12月22日 37織 第2114号	一般規定 昭和38年9月30日 封印及び数量制限 昭和38年6月30日	(1) 封印および数量制限の規定の有効期間を6ヶ月延長 (2) 目的（第1条）について、定款の変更に応じ条文の整理をした (3) 登録関係の諸手数料を原則として50%引き上げた (4) 昭和38年度上期のクレープの生産限度総数量を3,000万メートルと定めた
第21次 変更	昭和38年 3月30日 38織 第335号	一般規定 昭和38年9月30日 封印及び数量制限 昭和38年6月30日	昭和38年度上期のネル生地の生産限度総数量を3,960万メートルと定めた
第22次 変更	昭和38年 6月29日 38織 第1041号	一般規定 昭和39年9月30日 封印及び数量制限 昭和38年12月31日	(1) 実施期間の延長 ① 一般規定……………昭和39年9月30日まで ② 封印および数量制限…昭和38年12月31日まで (2) 小幅先染織機の封印制を廃止した (3) 広幅生地織物、小幅生地織物、小幅先染織物およびその他織物の生産数量制限を廃止した (4) 昭和38年度下期のクレープの生産限度総数量を1,800万メートルと定めた

第23次 変更	昭和38年 9月30日 38織 第1735号	一般規定 昭和39年9月30日 数量制限 昭和39年3月31日	(1) 数量制限の規定の有効期間を3ヶ月延長 (2) 広幅生地織機、小幅生地織機の封印制度を廃止した (3) 昭和38年度下期のネル生地の生産限度総数量を2,000万メートルと定めた
第24次 変更	昭和38年 12月24日 38織 第2218号	一般規定 昭和39年9月30日 数量制限 昭和39年3月31日	(1) クレープの調整手数料(1メートルにつき0.1円)を1メートルにつき0.055円に引き下げた (2) 昭和39年度上期のクレープの生産限度総数量を2,700万メートルと定めた
第25次 変更	昭和39年 3月26日 39織 第473号	昭和39年9月30日	(1) 数量制限の規定の有効期間を6ヶ月延長 (2) 広幅先染織物の数量制限を6台以上の制限率40%を20%に緩和した (3) 別珍およびコール天の生産数量の制限を廃止した (4) 昭和39年度上期のネル生地の生産限度総数量を3,600万メートルと定めた (5) おさ幅が114.3センチメートル以上154.9センチメートル未満の織機の能力換算率を現行の1.4から1.0にした (6) 広幅用織機として約30,000台の織機の仮登録を行ない、仮登録を受けた織機を設置したときは、登録を認めることとした。(おさ幅が114.3センチメートル以上154.9センチメートル未満の力織機に限る)
第26次 変更	昭和39年 6月30日 39織 第1095号	一般規定 昭和40年9月30日 数量制限 昭和39年9月30日	(1) 一般規定の有効期間を昭和40年9月30日まで延長 (2) 先染クレープをクレープの生産数量制限の対象に加え、生産限度総数量は生地クレープ、先染クレープ別に定め、相互の流用を認めないこととした。 (3) 昭和39年度下期のクレープの生産限度総数量を次のように定めた。 生地クレープにあっては1,720万m <sup>2</sup> 先染クレープにあっては80万m <sup>2</sup>
第27次 変更	昭和39年 9月29日 39織 第1539号	一般規定 昭和40年9月30日 数量制限 昭和40年3月31日	(1) 広幅先染織物の生産数量制限を6ヶ月延長 (2) かすり織物の生産数量制限を廃止した。 (3) 昭和39年度下期のネル生地の生産限度総数量を2,000万m <sup>2</sup> と定めた。
第28次 変更	昭和39年 12月22日 39織 第2165号	一般規定 昭和40年9月30日 数量制限 昭和40年3月31日	(1) クレープの調整期間(1~6月, 7~12月)を4~9月と10~3月に改めた。 (2) 昭和40年1~3月のクレープの生産限度総数量を次のように改めた。 生地クレープにあっては1,810万m <sup>2</sup> 先染クレープにあっては80万m <sup>2</sup>
第29次 変更	昭和40年 3月27日 40織 第627号	昭和40年9月30日	(1) 広幅先染織物の生産数量制限を廃止 (2) ネル生地の定義を次のように一部改正 (イ) 使用糸の番手を よこ糸…16番手から30番手までの単糸 たて糸…6番手から14番手までの単糸または16番手から30番手までの双糸であって、あま燃りのもの (ロ) よこ糸の密度(1時間)を36本以上、60本未満 (3) 昭和40年4~9月度のネル生地の生産限度総数量を3,600万m <sup>2</sup> と決定 (4) 昭和40年4~9月度のクレープの生産限度総数量を次のとおり決定 生地クレープにあっては1,970万m <sup>2</sup> 先染クレープにあっては30万m <sup>2</sup>
第30次 変更	昭和40年 9月28日 40織 第2033号	昭和41年9月30日	(1) 有効期間を昭和41年9月30日まで1年間延長 (2) 仮登録並びに仮登録織機の登録に関する規定を削除した。 (3) ネル生地及びクレープの生産数量制限方法を打込本数による換算を止め、実際の長さにより調整することに改めた

			(4) 昭和40年下期のネル生地の生産限度総数量を2,600万m <sup>2</sup> と定めた (5) 昭和40年下期のクレープの生産限度総数量を生地クレープにあっては2,700万m <sup>2</sup> , 先染クレープにあっては55万m <sup>2</sup> と定めた
第31次 変更	昭和40年 10月27日 40織 第2383号	一般規定 昭和41年9月30日 封印及び出荷数量制限 昭和41年4月30日	(1) 登録の区分ごとに織機的能力から50を控除した能力の10%封印を実施した (2) 制限織物の各区分ごとに, 登録織機保有台数能力が50台以上の者に対し, 登録織機的能力から50を控除した生産能力の20%出荷数量制限を実施した
第32次 変更	昭和41年 3月29日 41織 第343号	一般規定 昭和41年9月30日 封印及び出荷数量制限 昭和41年4月30日	(1) 昭和41年上期のネル生地の生産限度総数量を4,000万m <sup>2</sup> と定めた。 (2) 昭和41年上期のクレープの生産限度総数量を生地クレープは2,300万m <sup>2</sup> , 先染クレープにあっては30万m <sup>2</sup> と定めた
第33次 変更	昭和41年 4月28日 41織 第3902号	昭和41年9月30日	(1) 広幅生地織機の封印および広幅生地織物の出荷数量の制限を昭和41年9月30日まで延長した (2) 広幅先染, 別珍コール天, 小幅生地およびその他の区分に係る織機の封印および織物の出荷数量の制限を廃止した
第34次 変更	昭和41年 9月28日 41織 第5570号	一般規定 昭和42年9月30日 封印及び出荷数量制限 昭和41年12月31日	(1) 一般規定の有効期間を昭和42年9月30日まで1年間延長したこと (2) 広幅生地織機の封印と広幅生地織物の出荷数量の制限を昭和41年12月31日まで延長したこと (3) 昭和41年度下期のネル生地の生産限度総数量を2,860万m <sup>2</sup> と定めた (4) 昭和41年度下期のクレープの生産限度総数量を生地クレープ2,700万m <sup>2</sup> , 先染クレープ30万m <sup>2</sup> と定めたこと
第35次 変更	昭和41年 12月19日 41織 第8024号	一般規定 昭和42年9月30日 封印及び出荷数量制限 昭和42年7月31日	広幅生地織機の封印と広幅生地織物の出荷数量の制限を昭和42年7月31日まで延長したこと
第36次 変更	昭和42年 7月27日 42織 第1693号	昭和43年7月31日	(1) 一般規定の有効期間を昭和43年7月31日まで延長した (2) 広幅生地織機の封印と広幅生地織物の出荷数量の制限を廃止したこと (3) ネル生地の生産数量制限とクレープの生産数量制限に関する規定を削除したこと
第37次 変更	昭和43年 7月29日 43織 第1558号	昭和44年7月31日	有効期間を昭和44年7月31日まで延長した
第38次 変更	昭和44年 7月31日 44織 第1203号	昭和45年7月31日	有効期間を昭和45年7月31日まで延長した
第39次 変更	昭和45年 7月31日 45織 第1119号	昭和46年7月31日	有効期間を昭和46年7月31日まで延長した
第40次 変更	昭和46年 7月24日 46織 第642号	昭和47年7月31日	有効期間を昭和47年7月31日まで延長した

第41次 変更	昭和47年 7月29日 47織 第1593号	昭和48年7月31日	(1) 有効期間を昭和48年7月31日まで延長した (2) 織機的能力換算率を次のように改めたこと ・足踏織機 0.2を0.3へ ・無籽織機 小幅0.6を0.8へ 並幅1.0を1.2へ 広幅1.4を1.6へ (3) 昭和47年7月31日までに契約した織機について、同年8月1日以降納入されるものについては旧換算率の適用が認められることとした																																																
第42次 変更	昭和47年 10月31日 47織 第2649号	昭和48年11月30日	(1) 有効期間を昭和48年11月30日まで4ヶ月間延長した (2) 特別登録制度を廃止し、織機の製造番号を登録事項としたこと (3) 織機の発注届出制度を設けたこと (4) 違反者に対する発注禁止の規定を設けたこと (5) 無籍織機について、一定の条件のもとに届出を行わせたうえ、当該届出織機については、その届出の日から昭和48年10月31日までの間に限り、移動を認める制度を設けたこと																																																
第43次 変更	昭和48年 10月31日 48生 第397号	昭和49年10月31日	(1) 有効期間を昭和49年10月31日まで延長したこと (2) 綿スフ届出織機の届出は、昭和47年6月10日以前に設置された織機について認めることとなっていたが、これを昭和47年11月1日以前に設置された織機に改め、その届出織機の使用期限を同年12月15日まで延長したこと (3) 登録関係諸手数料を改めたこと																																																
第44次 変更	昭和49年 10月30日 49生 第1744号	昭和50年10月31日	有効期間を昭和50年10月31日まで延長																																																
第45次 変更	昭和50年 10月27日 50生 第1742号	昭和51年10月31日	(1) 有効期間を昭和51年10月31日まで延長 (2) 織機発注届出制度の条文を整備し、織機の入替に係る申請（届出）書を提出する際は、織機発注確認済届出書を添付することとした																																																
第46次 変更	昭和51年 10月27日 51生 第1846号	昭和52年10月31日	(1) 有効期間を昭和52年10月31日まで延長 (2) 織機的能力換算率を次のように改めた <table border="1" data-bbox="742 1415 1417 1921"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th colspan="2">数 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">足 踏 み 織 機</td> <td colspan="2">0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">おさ幅が 68.58 cm<sup>2</sup> 未満の力織機</td> <td>無籽織機</td> <td colspan="2">0.8</td> </tr> <tr> <td>有籽織機</td> <td colspan="2">0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">おさ幅が 68.58 cm<sup>2</sup> 以上 154.9 cm<sup>2</sup> 未満 の力織機</td> <td rowspan="2">無籽織機</td> <td>水 噴 射</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有籽織機</td> <td colspan="2">1.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">おさ幅が 154.9 cm<sup>2</sup> 以上 276.86 cm<sup>2</sup> 未満 の力織機</td> <td rowspan="2">無籽織機</td> <td>水 噴 射</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>グリップパー</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有籽織機</td> <td colspan="2">1.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">おさ幅が 276.86 cm<sup>2</sup> 以上の力織機</td> <td rowspan="2">無籽織機</td> <td>水 噴 射</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>グリップパー</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有籽織機</td> <td colspan="2">1.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1.5</td> </tr> </tbody> </table> (3) 昭和51年10月31日までに契約した織機について、同年11月1日以降納入されるものについては、旧換算率の適用が認められることとした	種 類		数 値		足 踏 み 織 機		0.3		おさ幅が 68.58 cm <sup>2</sup> 未満の力織機	無籽織機	0.8		有籽織機	0.6		おさ幅が 68.58 cm <sup>2</sup> 以上 154.9 cm <sup>2</sup> 未満 の力織機	無籽織機	水 噴 射	2.0	そ の 他	1.2	有籽織機	1.0				おさ幅が 154.9 cm <sup>2</sup> 以上 276.86 cm <sup>2</sup> 未満 の力織機	無籽織機	水 噴 射	2.6	グリップパー	2.2	有籽織機	1.6		1.4		おさ幅が 276.86 cm <sup>2</sup> 以上の力織機	無籽織機	水 噴 射	3.2	グリップパー	2.8	有籽織機	1.7		1.5	
種 類		数 値																																																	
足 踏 み 織 機		0.3																																																	
おさ幅が 68.58 cm <sup>2</sup> 未満の力織機	無籽織機	0.8																																																	
	有籽織機	0.6																																																	
おさ幅が 68.58 cm <sup>2</sup> 以上 154.9 cm <sup>2</sup> 未満 の力織機	無籽織機	水 噴 射	2.0																																																
		そ の 他	1.2																																																
	有籽織機	1.0																																																	
おさ幅が 154.9 cm <sup>2</sup> 以上 276.86 cm <sup>2</sup> 未満 の力織機	無籽織機	水 噴 射	2.6																																																
		グリップパー	2.2																																																
	有籽織機	1.6																																																	
		1.4																																																	
おさ幅が 276.86 cm <sup>2</sup> 以上の力織機	無籽織機	水 噴 射	3.2																																																
		グリップパー	2.8																																																
	有籽織機	1.7																																																	
		1.5																																																	

第47次 変更	昭和52年 10月28日 52生 第1782号	昭和53年10月31日	有効期間を昭和53年10月31日まで延長
第48次 変更	昭和53年 10月31日 53生 第2469号	昭和54年10月31日	有効期間を昭和54年10月31日まで延長
第49次 変更	昭和54年 8月30日 54生 第1730号	昭和54年10月31日	織機的能力換算率を改訂 おさ幅が68.58cm <sup>2</sup> 以上154.9cm <sup>2</sup> 未満の力織機について <ul style="list-style-type: none"> <li>・水噴射式を2.0から2.4へ改める</li> <li>・空気噴射式を新たに加え1.8とする</li> <li>・その他のものを1.2から1.4へ改める</li> </ul> おさ幅が154.9cm <sup>2</sup> 以上276.86cm <sup>2</sup> 未満の力織機について <ul style="list-style-type: none"> <li>・水噴射式を2.6から3.0へ改める</li> <li>・空気噴射式を新たに加え2.5とする</li> <li>・グリッパー式のものを2.2から2.4へ改める</li> </ul> おさ幅が276.86cm <sup>2</sup> 以上の力織機について <ul style="list-style-type: none"> <li>・水噴射式を3.2から4.3へ改める</li> <li>・グリッパー式のものを2.8から3.1へ改める</li> </ul>
第50次 変更	昭和54年 10月30日 54生 第2067号	昭和55年10月31日	有効期間を昭和55年10月31日まで延長
第51次 変更	昭和55年 10月29日 55生 第2092号	昭和56年10月31日	(1) 有効期間を昭和56年10月31日まで延長 (2) 空気噴射式織機的能力換算率を改訂する <ul style="list-style-type: none"> <li>・おさ幅が68.58cm<sup>2</sup>以上154.9cm<sup>2</sup>未満の空気噴射式を1.8から2.2へ改める</li> <li>・おさ幅が154.9cm<sup>2</sup>以上276.86cm<sup>2</sup>未満の空気噴射式を2.5から2.8へ改める</li> </ul>
第52次 変更	昭和56年 10月30日 56生 第2223号	昭和57年10月31日	(1) 有効期間を昭和57年10月31日まで延長 (2) 登録手数料(従前の金額の倍額に)の変更
第53次 変更	昭和57年 10月29日 57生 第2116号	昭和58年10月31日	(1) 有効期間を昭和58年10月31日まで延長 (2) 織機的能力換算率を改訂する —おさ幅が68.58cm <sup>2</sup> 以上154.9cm <sup>2</sup> 未満の力織機について <ul style="list-style-type: none"> <li>・水噴射式に高速型を新たに設け3.8とする</li> <li>・水噴射式のその他を2.4から2.8へ改める</li> <li>・空気噴射式を2.2から2.5へ改める</li> </ul> —おさ幅が154.9cm <sup>2</sup> 以上276.86cm <sup>2</sup> 未満の力織機について <ul style="list-style-type: none"> <li>・水噴射式に高速型を新たに設け4.2とする</li> <li>・水噴射式のその他を3.0から3.5へ改める</li> <li>・空気噴射式を2.8から2.9へ改める</li> </ul> —おさ幅が276.86cm <sup>2</sup> 以上の力織機について <ul style="list-style-type: none"> <li>・水噴射式を4.3から4.4へ改める</li> <li>・空気噴射式を新たに設け3.0とする</li> <li>・グリッパー式のものを3.1から3.2へ改める</li> <li>・無籽織機その他のものを1.7から2.0へ改める</li> </ul>

第54次 変更	昭和58年 10月31日 58生 第2126号	昭和59年10月31日	有効期間を昭和59年10月31日まで延長
第55次 変更	昭和59年 10月31日 59生 第1988号	昭和60年10月31日	有効期間を昭和60年10月31日まで延長
第56次 変更	昭和60年 10月31日 60生 第2098号	昭和61年10月31日	有効期間を昭和61年10月31日まで延長
第57次 変更	昭和61年 10月30日 61生 第1966号	昭和62年10月31日	有効期間を昭和62年10月31日まで延長
第58次 変更	昭和62年 10月29日 62生 第1836号	昭和63年10月31日	(1) 有効期間を昭和63年10月31日まで延長 (2) 昭和61年度に追加登録制が導入され、調整規則が改正されたので、これに準拠するための条文整理を行う 第7条（登録の申請）に新たに第5項（追加登録の項目）を以下のとおり加える。 (1) 繊維工業構造改善臨時措置法（昭和42年法律第82号）第4条第1項から第3項までの規定による承認に係る構造改善事業計画に基づいて設置する織機 (2) 中小企業事業団法施行令（昭和55年政令第241号）第3条第3項第4号に規定する事業に基づいて設置する織機 (3) 前各号のほか繊維産業の構造改善に特に資するものとして本会が認めた織機 その他、関係する条文の整理を行う
第59次 変更	昭和63年 10月28日 63生 第1889号	昭和64年10月31日	(1) 有効期間を昭和64年10月31日まで延長 (2) 綿スフ織物調整規則の改正（以下の点）に伴って、これに準拠させるべく条文整理を行う ① 登録区分の廃止 ② 綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の分野に複数登録制が導入されたこと ③ タオル織物業と綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の間で特別登録制度が導入されたこと
第60次 変更	平成元年 10月27日 元生 第1839号	平成2年10月31日	(1) 有効期間を平成2年10月31日まで延長 (2) 広幅生地織物にかかる引渡し方法の制限の項を削除 (3) スクラップなしでビルドできる出来る織機に、繊維法による「構造改善円滑化計画によって承認された織機」を含める
第61次 変更	平成2年 10月29日 2生 第1638号	平成3年10月31日	(1) 有効期間を平成3年10月31日まで延長 (2) 綿スフ織物調整規則の改正（以下の点）に伴って、これに準拠させるべく条文整理を行う ① 新規登録制の導入 ② タオル織物業と綿スフ織物業、毛織物業、麻織物業の間で実施されていた特別登録制を廃止する ③ 新たに織物全分野（綿、絹、毛、麻、タオル）において複数登録制が導入された



第62次 変更	平成3年 10月28日 3生 第1603号	平成4年10月31日	有効期間を平成4年10月31日まで延長
第63次 変更	平成4年 10月27日 4生 第1835号	平成5年10月31日	(1) 有効期間を平成5年10月31日まで延長 (2) 織機新設の場合のスクラップアンドビルドの原則を廃止すること に伴う関係条文の整理

# 綿工連年表

○綿工連の動き

○繊維産業を取り巻く動き

○社会の動き

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
昭和20年 5. 11	財団法人日本綿スフ機業同交会 (理事長長尾義光) 設立認可	9. 27	GHQ, 繊維の生産を許可	8. 15	終戦
		12. 20	日本繊維協会(会長関桂三) 設立	12. 19	国家総動員法, 戦時緊急措置法 廃止
				12. 22	労働組合法公布(施行 21. 3. 1.)
昭和21年 2. 5	GHQ, 輸出織物工場は 200 台 以上の工場に限定すると内示	3. 31	日本繊維協会, 生産, 在庫品等 の実態調査行う	3. 2	物価統制令施行
		7. 31	全国繊維産業労働組合同盟(全 織同盟) 創立	5. 22	第一次吉田内閣成立
		8. 29	繊維生産者大会を東京で開催, 物資統制の民主化を決議	8. 16	経団連創立
		11. 11	商工協同組合法公布, 12 月 1 日施行		
		12. 21	国布綿保全規則公布	11. 3	日本国憲法公布
昭和22年 4. 25	日本綿スフ織物工業協同組合連 合会(理事長安藤梅吉) 設立, 同連合会は GHQ の指示により 7 月に解散	4. 7	労働基準法公布, 9 月 1 日施行	3. 31	衆議院選挙法改正(中選挙区, 単記制) 公布, 教育基本法・学 校教育法公布
		4. 14	私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律公布, 7 月 1 日施行		
		9. 1	指定繊維資材配給規則(商工省 令) 公布, 施行	4. 5	第 1 回知事・市区町村長選挙 (統一地方選挙)
7. 31	綿スフ織物工業会(会長安藤梅 吉) 設立	9. 1	繊維製品検査規則(商工省令) 公布, 施行	4. 7	労働基準法公布
		9. 19	国有繊維保全規則(商工, 運輸 省令) 公布, 施行	5. 3	日本国憲法施行
8. 15	繊維局長通牒により綿スフ織機 の実態調査	10. 15	電気需給調整規則(商工省令) 公布	6. 1	片山哲内閣成立
		12. 12	紡績 25 社(転廃 8 社, 新 17 社) の復元決定	6. 5	マーシャルプラン発表
		12. 27	繊維局長通牒により, 指定繊維 資材及び衣料品の代金決済を商 業手形とすることを指導	7. 1	公正取引委員会発足
				10. 21	国家公務員法公布
昭和23年 1. 28	綿スフ機業会(会長安藤梅吉) 設立	1. 3	生産動態統計調査規則(商工省 令) 公布	1. 1	関税と貿易に関する一般協定 (GATT) 発足
			大日本紡績連合会, 日本紡績協 会として再出発	3. 1	芦田均内閣成立
3. 31	綿スフ織物協同組合の共同施設 に 9,425 千円の国庫補助受ける	5. 14	米陸軍省, 対日 6000 万弗棉花 民間借款協定成立発表	4. 1	ソ連, ベルリン封鎖
		5. 27	綿業の各団体, 日本綿業共同委 員会を設置	5. 16	第 1 次中東戦争勃発
		6. 8	政府, 繊維産業生産促進対策を 決定, 中央・地方に繊維産業生 産審議会を設置	7. 2	政府, 経済安定 10 原則発表
8. 3	綿スフ工業会閉鎖機関に指定	6. 15	指定生産資材割当規則公布, 施 行	8. 1	中小企業庁・工業技術庁設置さ れる
10. 21	財団法人綿スフ織物検査協会創 立	8. 19	日本化学繊維協会創立	12. 19	GHQ, 経済安定 9 原則指示
昭和24年 3. 1	綿スフ織物専業者, 大阪にて全 国大会を開催	2. 1	原綿払下げ制実施	4. 1	東京証券取引所設立(5 月 16 日取引開始)
4. 15	繊維局は綿スフ織機の復元を打 ち切る			4. 4	西側 12 カ国 NATO 調印(8. 24. 発効)
6. 1	中小企業等協同組合法施行, 各 産地の綿スフ織物工業協同組合 逐次改組	6. 23	臨時繊維機械設備制限規則公布, 7 月 1 日施行	4. 25	単一為替レート(1 ドル 360 円) 設定
8. 26	産地代表, 中央綿業株式会社を 設立, 同社は 29 年 5 月解散	8. 3	通産省, 繊維設備機械登録事務 を地方局に移譲	5. 25	通産省設置法公布, 商工省, 貿易庁, 石炭庁を通産省に改組
9. 12	内需綿織物用糸の割当, 紡績兼 営会社は本省, 織布専業者分は 地方通産局と決定			6. 1	日本国有鉄道・日本専売公社発 足
10. 1	輸出生地綿布に 5% の糸の超過 割当	10. 1	生産資材のプール運賃廃止		中小企業協同組合法を公布(7. 1. 施行)
				8. 15	通産省, 第 1 回通商白書発表
				8. 26	シャープ使節団, 税制改革勧告 案発表
				10. 1	中華人民共和国成立
				11. 3	湯川秀樹, ノーベル物理学賞受賞

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
				12. 1	対共産圏輸出統制委員会(COCOM)設立 外国為替, 外国貿易管理法(外為法)公布
昭和25年				1. 7 1. 14 3. 16 5. 1 6. 25 7. 11	千円札発行 ベトナム民主主義共和国独立宣言 物資の割当に関する法律廃止される 外貨導入法公布, 施行 朝鮮戦争勃発 日本労働組合総評議会(総評)発足
1. 1	織物消費税, 取引高税廃止, 特紡糸・ガラ紡糸・特紡織物・ガラ紡織物等の価格統制を撤廃	5. 9	繊維局, 衣料用織物の新規格を制定		
2. 1	GHQ, スフ糸, スフ綿, スフ織物の統制解除指示	5. 12	日英米の綿業会談始まる		
5. 1	スフ織物の価格統制撤廃	5. 20	繊維局, 内需綿織物の標準規格を制定		
5. 19	綿スフ機業会第1回優良新作綿織物品評会開催	6. 27	GHQ, 綿紡の設備制限を撤廃		
8. 5	繊維局, 内需綿織物検査実施要領を決定	7. 4	GHQ, スフ紡の設備制限を撤廃		
10. 9	臨時繊維機械設備制限規則の一部改正(綿スフ織機の設備制限の撤廃)	8. 4	政府, 内需用綿製品の確保を閣議決定		
		12. 25	中小企業信用保険法施行		
昭和26年				4. 2 9. 8	500円札発行 対日平和条約・日米安全保障条約調印
10. 1	綿スフ機業会, 日本綿スフ織物工業連合会(略称「綿工連」と名称変更)	4. 26	衣料品配給規則及び衣料切符規則廃止		
10. 1	綿工連, 関係当局へ制電に伴う深夜業の許可, 重油配給を要望	6. 11	大阪三品取引所開所		
11. 3	織布専業者へ重油500トン配給				
昭和27年				3. 14 6. 7 8. 13	企業合理化促進法公布施行 会社更生法公布(8.1施行) 日本, IMF・世界銀行に加盟
2. 27	物価庁, 停止中の綿織物の統制額廃止	1. 18	官民繊維懇談会開催—金融難打開, 設備制限生産調整協議		
3. 27	東京にて全国綿スフ織物工業危機突破大会を開催, 綿糸布の生産調整の実施, 市銀, 中金の融資増額を決議し, 関係当局へ要望	2. 25	通産省, 綿紡績設備の4割操短を勧告(翌年5月まで継続)		
5. 22	東京で全国綿スフ織物製造業者大会を開き, 国会で中小企業安定法の制定を期し, 指定業種に綿スフ織物製造業を指定することを決議し, 国会, 政府にその実現を要望	3. 26	綿糸布暴落, 綿糸翌月物200円台を割り三品市場は後場休会となる		
12. 5	日本綿スフ織物調整組合連合会(略称「綿調連」)(理事長安藤梅吉)設立認可	8. 1	特定中小企業の安定に関する臨時措置法公布, 施行		
昭和28年				3. 5 8. 12 12. 31	ソ連首相スターリン没 ソ連, 水爆実験に成功 NHK 紅白歌合戦を日劇で初の公開放送
1. 22	綿工連, 他団体とともに繊維議員連盟へ安定法改正を要望	8. 1	中小企業安定法の改正(恒久立法化, 総代制, 購入方法のその他盛り込まれる)		
		8. 20	中小企業金融公庫設立, 9月10日業務開始		
昭和29年				3. 1 9. 26	第5福竜丸, ビキニの水爆実験により被災 台風15号で青函連絡船洞爺丸遭難
6. 18	綿調連, 政府に不況対策として綿糸布買上げ機関の発動, 安定法29条命令の発令を要望	5. 26	中小企業安定法の一部改正法成立		
9. 28	日本綿スフ織物工業協同組合連合会(略称「綿協連」)(理事長安藤梅吉)創立, 火災共済事業開始				
11. 2	綿スフ織物調整規則, 未登録綿スフ織機設置制限規則公布, 同日施行				
昭和30年				9. 1 12. 19	日本, ガットに加入 原子力基本法公布
10. 25	綿工連・綿調連・綿協連役員会を大阪で開催, 安藤梅吉会長(理事長)が辞任, 藤原楠之助氏が就任する	5. 9	国会議員・業界代表, 繊維懇談会を結成		
		8. 15	繊維製品品質表示法公布, 11月14日施行		

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
昭和31年 6.29	特別委員会制を止め、常任委員制を設置	3.15	全国中小企業等協同組合中央会創立	7.17 12.18	経済白書「もはや戦後ではない」と規定 国連総会、日本の国連加盟を可決
昭和32年 4.8	綿工連、綿調連役員会を大阪において開催 原綿リンク、過剰綿スフ織機の処理促進、未登録織機の監察強化等を審議したほか、藤原会長渡米中の会長事務代行者を柘野副会長と決定	4.16 5.7 5.19	中小企業団体法 商工委員会において本格審議始まる 中小企業団体法 衆議院本会議通過 中小企業団体法 継続審議となる	1.29 2.25	第1次南極観測隊、昭和基地設営 第1次岸内閣成立
6.12	柘野、滝田両副会長ほか役員10名は金融難打開のため衆議院商工委員長等に陳情を行う	6.19	帝人、東レ、ポリエステル繊維の商標名を「テトロン」と発表	8.27	東海村、第一号原子炉に点火
6.27	綿工連、綿調連役員会を東京において開催、未登録織機の監察強化、輸出リンク制に関する件、総合調整計画変更を議決	10.22	参議院商工委員会において中小企業団体法案の審議を開始	10.1	日本国連安保理非常任理事国に当選
6.30	昭和31年度過剰綿スフ織機処理終了	11.13	中小企業団体法成立	10.1 10.4	五千円札新登場 ソ連世界初の人工衛星「スプートニク」打上成功
9.2	綿調連役員会を兵庫県有馬にて開催、第二年度過剰織機の買い上げ、生産調整につき協議	11.18	繊維工業設備審議会において昭和32年度の過剰織機処理方針を決定	12.6	日ソ通商条約調印
9.3	紡協側と協議の結果、綿調連の買い上げ台数の比で紡績会社の織機の処理を確約	12.1	制限外織機の届出制実施	12.11	百円硬貨発行
11.1	綿調連第20回臨時総会において制限外織機の届出制実施を議決	12.13	繊維工業設備臨時措置法第24条第1項の規定に基づき過剰綿スフ織機処理に関する共同行為指示さる		※なべ底不況（昭和32年末～昭和33年上期）
11.16	綿調連役員会を大阪において開催、昭和32年度の過剰綿スフ織機処理要領を決定				
11.30	綿調連第21回臨時総会を東京事務所において開催、総合調整計画一部変更の件を議決				
昭和33年 2.26	綿調連、綿工連、綿協連臨時総会を東京で開催 事業計画案、収支予算案、会費徴収案、総合調整計画一部変更の件を承認、役員補欠選挙実施	2.1 4.1 4.25	過剰綿スフ織機処理規則制定施行さる（通商産業省令第5号） 中小企業団体の組織に関する法律施行 団体法57条命令発令	1.1 3.9	欧州共同市場（EEC）発足—参加6カ国 関門トンネル開通
4.3	綿調連は第25回臨時総会を開催 定款変更（名称変更）、57条命令申出の件、64条の事務処理申出の件を決定	9.1	合成繊維織機等の新增設を禁止する織機設置制限規則制定（団体法58条命令）		
4.23	綿調連は日本綿スフ織物工業組合連合会に（略称：綿スフ工連）に改称	9.15 9.29	織機設置制限規則施行 通産省、スフ糸の生産調整を12月まで延長	8.25	世界初の即席めん「日清チキンラーメン」発売
6.23	全国綿スフ織物工業者危機突破大会を東京九段会館において開催、過剰綿スフ織機の買い上げ廃棄、合成繊維織機の新増設の禁止等6項目に亘る決議文を作成、実行委員をあげて関係各方面へ陳情	10.22 11.11	綿工連、絹人織工連、毛工連第1回首脳会談を開催—当面の不況対策につき懇談 第2回繊維三団体首脳会談を東京において開催、合織織機の対策、共同購入、系列化その他振興について意見交換	11.1	ビジネス特急「こだま」運転開始
7.24	綿スフ工連総合調整規程変更認可	12.22	第3回繊維三団体首脳会談東京において開催	12.1 12.23	1万円札発行 東京タワー完成
7.26	綿スフ織物調整規則改正	12.23	繊維総合対策懇談会開催	12.29	欧州通貨協定（EMA）発足
昭和34年 1.24	綿スフ工連役員会を東京で開催、過剰設備処理要綱案を承認	1.27	中小企業安定審議会において、綿スフ織物業者が廃業した場合、	1.1	メートル法施行

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
1. 31	綿スフ織物調整規則改正（通商産業省令第2号）		又は事業者以外の者へ登録織機を譲り渡し、登録抹消織機の再登録を認めないことを決定する	4. 10	皇太子明仁殿下御成婚式
2. 28	綿工連、綿スフ工連、綿協連の臨時総会開催			4. 15	最低賃金法制定公布（7. 10. 施行）
	昭和34年度事業計画案、収支予算案、賦課金徴収方法案、等承認可決	3. 3	過剰綿スフ織機処理規則制定公布	4. 20	東海道新幹線起工
5. 22	綿工連、綿スフ工連、綿協連の通常総会を開催、昭和33年度事業報告、決算報告、総合調整規程の一部変更の件を承認			5. 9	中小企業退職金共済法公布
7. 27	綿スフ工連は第33回臨時総会を東京にて開催、総合調整規程一部変更の件、34年下期のネル生地調整総数量を議決	9. 16	通産省では「綿スフ織物調整規則」、「織機設置制限規則」の有効期限が切れるため、改めて、両規則の設置に関し意見を聴取	9. 26	伊勢湾台風で東海地方の被害甚大
10. 6	綿工連役員会を大阪に於いて開催、伊勢湾台風による被害対策を決定			11. 11	貿易自由化開始（対ドル地域180品目自由化）
10. 15	中小企業等協同組合法施行10周年記念に当り、綿協連は優良組合として全国中央会より表彰	10. 26	中小企業安定審議会において調整規則変更を決定	11. 20	欧州自由貿易連合（EFTA）設立条約調印
昭和35年					
2. 24	綿工連、綿スフ工連、綿協連は築地新橋倶楽部において役員会、臨時総会を開催、35年度の事業計画、収支予算、台数割会費徴収方法を承認	1. 13	閣議において設備近代化補助金を13億円と決定	1. 19	日米新安保条約調印
		3. 21	中小企業安定審議会において綿スフ工連から申出のあった綿スフ織物操短を6月末まで延長を決定	1. 25	三井三池炭鉱争議はじまる
5. 23	綿工連、綿スフ工連、綿協連の通常総会開催、役員改選、事業報告を承認	4. 21	中小企業業種別振興臨時措置法成立、30日公布	2. 13	フランス、サハラで初の原爆実験成功
8. 22	綿スフ工連は役員会、臨時総会を開催、総合調整規程の一部変更を決定	9. 3	通産省では織機設置制限規則等違反織機の取締りについて団体法第93条第1項の規定に基づく政府職員として民間関係業者を監視員に委嘱	2. 20	東証ダウ1,000円台乗せ
9. 30	35年下期のネル生地生産限度総数量について通産大臣より承認される	12. 16	中小企業安定審議会において綿スフ織物の1～3月の操短を決定——①広幅生地織機の封印、数量制限を3月末まで延長②広幅生地織機の封印台数算定方法の内設備処理台数の控除方法を登録台数の如何にかかわらず80%にした——	4. 30	ソニー、世界初のトランジスタテレビ発売
	綿スフ工連の総合調整規程が承認される			5. 3	欧州自由貿易連合（EFTA）正式発足
	綿スフ業界に対するアウトサイダー規制命令は向こう1年間継続実施されることとなり、10月1日より新たな命令が公布されることとなる			6. 15	安保闘争激化
				7. 19	第一次池田勇人内閣成立
				9. 14	イランら5カ国石油輸出国機構（OPEC）結成
				10. 12	浅沼稻次郎社会党委員長刺殺事件
				12. 8	第二次池田勇人内閣成立
				12. 27	「国民所得倍增計画」閣議決定
昭和36年					
1. 18	名古屋市で繊維局、大阪・名古屋両通産局の担当官、泉州、大阪南部、知多、三河、三州の組合代表者らは、無籍織機の取締対策を協議し、取締り強化を申し合わせた	2. 6	東京で、中小企業振興審議会の第1回繊維分科会（北野重雄会長）を開催、繊維業の実態調査を決定	1. 3	米国、キューバと断交
		3. 30	繊維局長は、各通産局、各業界団体に対し「無登録織機の取り締まりについて」取締りの基本方針、織機監視委員会設置要領、取締り要領を指示	1. 20	ジョン・F・ケネディー第35代米国大統領に就任
2. 7	藤原会長、全織同盟滝田会長と懇談、大幅賃上げに応じられない旨説明	3. 31	所得税法、法人税法、租税特別措置法の改正により割増控除制度の廃止、合理化機械などの特別償却制度を新設	4. 1	国民皆保険、皆年金制度発足
2. 24	綿工連ら織布の中央団体は国会、大蔵省と織布設備の耐用年数短縮を折衝、耐用年数23年が15年になることに内定（耐用年数の短縮は4月1日から実施）	5. 30	大阪市繊維輸出会館で、綿輪組、紡協、綿工連、染色同業会の4団体は輸出振興共同委員会を開催、輸出協力体制について懇談	4. 26	池田首相は、自民党に「中小企業基本問題調査会」の設置を決定
		6. 2	中小企業団体総連合の創立世話人会開催、藤原会長は発起人に推薦される	5. 1	資本取引自由化実施
5. 16	同交会は、大阪で理事会を開催、綿スフ会館（地上9階地下2階）の改築を決議	6. 23	繊維局長、織機の近代化資金の貸付は老朽織機の廃棄を条件と	6. 1	ラテン・アメリカ自由貿易連合会（LAFTA）発足
				8. 13	ベルリンの壁でできる
				9. 16	第2室戸台風が上陸

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
		8. 22	する旨指示 日米綿製品交渉、東京で開催、 9月9日妥結①対米輸出総枠は 現行枠の30%増とする②品目 分類は一次製品三、二次製品六 とする③振替率は10%とする	11. 2	初の日米貿易経済合同委員会開 催
		10. 13	撚糸工連は綿スフ工連に設備制 限につき協力を要請	11. 15	災害対策基本法公布
		10. 14	中小企業庁は「団体法施行三周 年記念式」を挙行し、優良組合 などを表彰（綿工連他18組合、 6名が表彰）	11. 24	年金福祉事業団創設
		12. 14	日本綿製品輸出振興組合は綿工 連に綿糸買上げに協力を申し入 れる		
昭和37年					
1. 29	綿工連は綿製品輸出振興組合に 綿布の買上げ促進を申入れ	1. 8	ジュネーブにおいて、国際繊維 会議の技術省委員会を再開	2. 1	東京都の人口、世界で初めて 1,000万人突破
2. 21	綿工連、綿スフ工連、綿協連は 東京で役員会・臨時総会を開催、 綿工連は青年部設置を正式に決 定	1. 31	中小企業庁は、中小企業に対す る36年度第4四半期の財投 110億円の追加を発表	2. 27	日本電気、国産初の大型電子計 算機発表
		2. 9	綿製品国際貿易に関する長期取 極めが締結	3. 1	テレビ受信契約1,000万突破
		2. 27	中小企業団体法改正案が閣議で 決定	3. 6	日米、ガット関税取極め調印
4. 20	大阪市中で綿工連青年部第一回委 員会を開催、運営要領並びに正 副委員長を決定	4. 1	産業構造調査会発足、綿工連か ら野沢専務が専門委員として参 加	4. 26	全日本労働総同盟組合会議（同 盟会議）結成
		5. 19	藤原楠之助綿工連会長は全国中 央会会長に就任	5. 15	不当景品類・不当表示防止法公 布
5. 19	綿工連青年部は尾北組合におい て創立記念大会を開催	5. 19	藤原楠之助綿工連会長は全国中 央会会長に就任	6. 10	北陸本線北陸トンネル開業
		6. 1	撚糸機の登録事務開始	6. 22	日本、EEC関税相互引き下げ 協定調印
		6. 30	中小企業団体組織法一部改正法 （合理化事業の新設等）が公布、 7月1日より公布	8. 30	初の国産中型旅客機YS-11、 試験飛行成功
		9. 29	家庭用品品質表示法が公布、10 月1日より施行	10. 22	アメリカ、キューバ海上の封鎖 声明（キューバ危機）
10. 23	綿工連傘下の労働組合を持つ事 業所の有志は、大阪で会合を開 き、労務対策連絡協議会の結成 を決定	10. 1	綿製品国際長期取極めが発効		
		10. 26	中小企業庁は中小企業向け年末 金融対策として財投400億円、 並びに買いオペ150億円を追加 する旨発表	12. 31	日米関税協定調印
昭和38年					
2. 11	綿工連は大阪で労務委員会と労 務連絡協議会（仮称）との合同 会議を開催、当面する賃上げ問 題の対策と協議会運営について 協議	1. 7	対米綿製品交渉が日米両国政府 間で開始	2. 5	日ソ貿易協定調印
		1. 31	綿業6団体代表（綿工連から村 上、桑村、渡辺、土井各氏参加） はライシャワー駐日大使、大平 外務、福田通産の両大臣を訪問、 対米綿製品交渉促進などについ て要望	2. 20	日本、ガット11条国移行
3. 2	全織加盟労働組合を持つ経営者 の各産地代表は大阪で賃金改訂 に関して全織各幹部と協議、中 央交渉をすることを決定	2. 5	中小企業基本法案が閣議で正式 決定、7日国会に提出	6. 5	黒四ダム完成
4. 18	大阪にて全織とのトップ会談を 開催、綿工連側から中央交渉の 趣旨の確認と大企業との格差を つけることを要望	2. 6	繊維製品品質表示規程が公布施 行	7. 15	日本初の高速道路、名神高速道 路開業（栗東～尼崎）
6. 1	同交会はモータープールを開設、 営業開始	2. 8	中小企業近代化促進法案、中小 企業指導演案が閣議で正式決定、 11日に国会に提出された	10. 26	東海村の原子力研究所動力試験 炉、日本初の原子力発電に成功
7. 26	綿工連は大阪で紡協と共同委員 会を開き、輸出綿糸布協議会と 輸出綿糸布生産者協同委員会運 営などについて協議、綿スフ検 査協会と綿工連の首脳は大阪で 検査協会評議員会の規程など について打ち合わせた	3. 10	イラク政府は14品目の対日輸 入制限を解除	11. 1	新千円札発行
		4. 9	日米綿製品交渉において米国案 提示	11. 22	初の日米間テレビ宇宙中継受信 実験成功、……ケネディー米大 統領暗殺事件を報じる
9. 4	綿工連は紡協と共同委員会を開 き、韓国の輸入綿布対策を検討	7. 6	中小企業基本法が成立		
		7. 20	中小企業基本法（法律第154号）、 中小企業等協同組合法の一部を 改正する法律（法律第155号）、 中小企業信用保険法の一部を改	12. 17	韓国、朴大統領就任

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
9. 12	綿スフ工連は大阪で役員会、臨時総会を開催、総合調整規程の変更、事業規制命令の申出など10月以降の生産制限に関する事項を協議 広幅生地織機と小幅生地織機の封印制の廃止、広幅先染織物、別珍コール天、緋織物の生産数量制限の実施時期を現行規定のまま39年3月31日まで延長し、38年度下期のネル生地の生産限度数量を2000万メートルとすることをそれぞれ決定	8. 1	正する法律（法律第156号）、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（法律第157号）がそれぞれ公布施行 中小企業庁は、開庁15周年記念祝賀会を開催		
9. 28	綿スフ工連は東京で常任委員会を開催、無籍織機対策、強制検査制度について検討	8. 27	日米綿製品交渉は、ワシントンの国防省において日本側武内駐米大使、米国側ジョンソン経済担当国務次官補（ラスク長官代理）の間で協定書に署名された第2回中小企業近代化審議会が開催、中小企業近代化促進法の指定業種に綿スフ織物業以下22業種の指定を承認		
11. 4	綿スフ工連は大阪で第7回クレープ専門委員会を開催、品質検査もしくは規格検査の実施要領を決定し、クレープ生地については11月15日より実施、先染クレープについては先染専門委員会に諮り決定	9. 4	通産省は中小企業安定審議会を開催、綿スフ織物調整規則、織機設置制限規則の延長を審議し、原案どおり決定		
12. 5	綿スフ工連は臨時総会を開催、総合調整規程一部変更の件と昭和39年度上期クレープ生産限度総数量2,700万メートルを決定	9. 20	綿スフ織物調整規則の一部を改正する省令（省令第110号）織機設置制限規則の一部を改正する省令（省令第115号）が公布、10月1日より施行		
9. 28	綿スフ工連は東京で常任委員会を開催、無籍織機対策、強制検査制度について検討	9. 28	綿スフ織物調整規則の一部を改正する省令（省令第110号）織機設置制限規則の一部を改正する省令（省令第115号）が公布、10月1日より施行		
昭和39年					
1. 22	綿工連、綿スフ工連、綿協連は役員会を開催、昭和39年度予算の概要を決定し無登録織機対策等につき協議	3. 12	中小企業安定審議会は①広幅先染織物の生産制限の緩和②別珍コール天の生産制限の緩和③約3万台の織機の仮登録等を含む綿スフ織物調整規則の改正を原案通り決定	3. 23	国連貿易開発機構（UNCTED）の第1回会議がジュネーブにおいて開催
2. 21	綿工連、綿スフ工連、綿協連は東京で臨時総会を開催、昭和39年度事業計画、予算、賦課金徴収方法、総合調整規程の一部変更、設備制限確保対策を決定	3. 27	通産省は綿スフ織物調整規則、織機設置制限規則の一部改正省令を公布	4. 1	日本、IMF 8条国へ移行
2. 24	藤原会長は化繊協会幹部と懇談、スフ糸の操短撤廃を要望	3. 30	通産省は繊維工業設備等臨時措置法（繊維新法）案を国会に提出	4. 8	米国下院は農業法（クーリー法）案を可決、8月実施を決定
3. 18	谷原常務は自民党中小企業金融懇談会（一万田尚登会長）に出席、中小企業金融の現状を説明、各種対策実施を要望	4. 1	通産省は輸出貢献企業認定制度を実施	4. 28	日本、OECDに加盟、欧米諸国以外では初めてとなる
5. 21	綿工連、綿スフ工連、綿協連は通常総会を開催①事業報告、決算報告②総合調整規程の変更③役員改選（古谷喜雨太氏、会長（理事長）に選任）を決議	4. 20	通産省は繊維品輸出会議を開催、昭和39年度繊維品の輸出目標を13億370万弗を決定		
5. 22	播州織産地4団体は、クーリー法の成立に関連し対米向けギンガムの振興策につき政府に要望書を提出	5. 19	東京通産局は東京地区綿スフ織機監視委員会を開催、無登録織機対策について協議	9. 17	東京モノレール開業
6. 1	綿スフ織物業の電気ガス税6%引き下げ実施	6. 15	大阪通産局は大阪地区綿スフ織機監視委員会を開催、無登録織機解消計画について協議	10. 10	東京オリンピック開幕
8. 17	綿工連労務協議会は大阪で会合し、全織同盟に対する回答を決定	6. 16	繊維工業設備等臨時措置法（繊維新法）公布		
8. 24	綿工連、綿スフ工連、綿協連は大阪で臨時総会を開催①理事補欠選挙②総合調整規程一部変更の件を決定	9. 29	通産省は中小企業近代化審議会織物分科会を開催、綿スフ織物製造業実態調査報告書および近代化基本計画案昭和39年度近代化実施計画案を決定	11. 9	第1次佐藤内閣成立
11. 12	綿スフ工連は大阪で役員会、臨時総会を開催①総合調整規程の一部変更②理事補欠選挙	9. 30	綿スフ織物調整規則一部改正省令、織機設置制限規則一部改正省令公布	11. 15	シンザン、戦後初の三冠馬に
		11. 26	綿業7団体は日米綿製品協定の改訂交渉を進めるよう外務、通産の両大臣に要望	11. 16	ガット、関税一括引下交渉再開（ケネディー・ラウンド）
昭和40年					
1. 1	泉州織物工業協同組合は小幅織	2. 16	通産省は中小企業政策審議会下	1. 20	日本航空、JALパック発売



綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
1. 14	物の特岡と岡の規格検査を実施 青梅綿スフ織物工業組合は夜具 地の生産調整を図るため、800 台の織機を買い上げ一括破碎		請小委員会を開催、下請取引の 適正化に関する中間答申案を決定	2. 7	米軍、北ベトナム爆撃開始
2. 1	古谷会長は中政連の倒産対策特別 委員会委員に就任、綿工連は 取引改善委員会を開催、糸代金 利の引き下げ、糸代を金利込み 価格とする、手形起算日を着荷 日計算とすることを糸商に申し 入れることを決定	3. 19	政府は中小企業団体組織法施行 令の一部を改正する政令を公布	6. 1	厚生年金保険法の一部を改正す る法律が公布施行
2. 23	綿工連、綿スフ工連、綿協連は 東京で通常総会を開催①昭和 40年度事業計画、収支予算、 賦課金徴収方法②総合調整規程 の一部変更③設備制限確保対策 を決定④理事の補欠選挙	4. 1	通産省は繊維局の大幅な機構改 革を実施	6. 22	日韓基本条約調印
7. 1	綿工連は綿商組合に糸代金利2 厘引き下げを要望	4. 26	通産省は輸出会議を開き40年 度の輸出目標と輸出振興対策を 決定	7. 1	名神高速道路全通
7. 26	綿工連は全織同盟と賃上の中央 交渉について懇談	5. 4	中小企業近代化資金助成法施行 令の一部を改正する政令が公布、 施行	10. 21	朝永振一郎、ノーベル物理学賞 受賞
8. 23	綿工連、綿スフ工連、綿協連は 臨時総会を開催、総合調整規程 の一部変更を決議	5. 19	対米綿製品改定交渉終わる	11. 10	中国で文化大革命始まる
9. 21	綿スフ工連は臨時総会を開催、 50台基礎控除20%封印実施を 決定	7. 5	糸商組合は糸代金利の1厘引き 下げを実施	11. 19	閣議、戦後初の赤字国債発行を 決定
11. 10	綿工連は綿スフ織物業者の長期 安定対策を検討するために恒久 対策委員会を設置し、第1回委 員会を開催、現状と問題点を検 討	7. 28	通産省は中小企業安定審議会織 維部会を開催、綿スフ織物業の 昭和40年度近代化実施計画を 決定	12. 10	日本、国連安保理事会非常任理 事国に当選
11. 25	綿工連労務協議会は全織同盟と 賃上に関する中央交渉を終え協 定書に調印	8. 16	政府は経済政策会議および最高 輸出会議を開催、昭和40年度 輸出目標を85億3千万円とす ることを決定	12. 14	日本 OECD 常任理事国に決定
12. 18	綿工連は6産地代表者会議を開 催、無登録織機処理対策を検討	8. 30	政府は繊維工業審議会の総合、 需給、紡績の各部会の合同部会 を開催、繊維産業の現状報告と 綿スフ紡績業の不況カルテル結 成、ナイロン長繊維製品の買上 げ機関の設置につき了承		
12. 18	綿工連は8産地事務局会議を開 催、当面の諸問題を協議	9. 29	通産省は綿スフ織物調整規則、 織機設置制限規則の一部を改正 する省令を公布		
		10. 1	通産省繊維局は「無登録織機取 締要領」を改正し、織機の廃棄 確認を通産局専任監視員が実施 することとし、関係方面に通達 を発し、協力を要請		
		10. 14	織布5工連代表者は乙竹繊維局 長ら繊維局首脳と当面の諸問題 について懇談		
		11. 1	中小企業庁は中小企業金融の円 滑化を図るため、保険料率の大 幅な引き下げと新種保険を創設 するなどの中小企業信用保険制 度の拡充強化を決めた		
		11. 29	中小企業近代化促進法の指定業 種団体は、協議の結果近促法指 定業種団体協議会を結成、綿工 連は代表幹事に選任される		
昭和41年		4. 25	通産省、大幅な機構改革（繊維 局は繊維雑貨局に）	1. 24	インド・インディラ＝ガンジー 内閣成立
		9. 7	通産省は昭和42年度の重点施 策を発表 ― 構造改善、大幅な 予算措置を定める	2. 4	航空機事故相次ぐ（2.4：全日 空機、3.4：カナダ航空機、3.5： BOAC機、11.13全日空YS11 型機）
	9. 21	9. 20	産業構造審議会、繊維工業審議 会は織物業の構造改善対策につ いて通産大臣に対して答申	3. 31	日本の総人口1億人を突破
		11. 17	自民党、第一回繊維対策特別委 員会（福田一委員長）を開催、 綿工連から寺田副会長出席		
	10. 17	11. 17	紡績協会、化繊協会、綿工連、 絹工連は4団体の構造改善対策 の実現について統一の推進を図 るため共同機関として「繊維構 造改善対策推進委員会」の設置		

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
			を決定 ― 会長谷口豊三郎（紡協）、副会長賀集益蔵（化繊）同古谷喜雨太（綿工連）、長谷川清（絹工連）		
昭和42年 2. 28	綿スフ工連は正副会長、産地代表らとともに菅野通産大臣、三木外務大臣ほか通産、大蔵担当官、関係代議士を歴訪し、構草対策へのご支援、協力を謝意を表す	7. 10	中小企業振興事業団法成立（8. 14. 施行）	7. 1	欧州共同体（EC）発足
11. 9	第1回綿スフ織布業構造改善推進合同会議開催	7. 19	特定繊維工業構造改善臨時措置法成立（7. 25. 公布／8. 14. 施行）	8. 3	公害対策基本法公布
				8. 8	東南アジア諸国連合（ASEAN）結成
				12. 11	佐藤首相、衆院予算委で非核三原則を言明
昭和43年 3. 5	繊維工業構造改善事業協会は42年度の転廃買上織機の申込締切の結果、綿スフ関係から58社1165台の申込あり	3. 1	通産省と繊維業界、繊維輸出首脳者会議を開催、米国に対し輸入課徴金阻止を要望することを決定	5. 16	十勝沖地震（M 7.9）
		3. 25	通産省、特定織布業構造改善実施要領を改正 ― 計画様式の簡素化、対象設備の追加等 ―	5. 30	消費者保護基本法公布
6. 10	中小企業庁は団体法施行10周年行事として、綿スフ工連、泉州組合など優良商工組合、組合功労者を表彰	7. 19	中小企業政策審議会企画小委員会は椎名通産大臣へ「今後の中小企業政策のあり方」について中間報告	6. 10	大気汚染防止法、騒音規制法公布
				7. 1	政府はケネディーラウンドで妥結した関税引き下げを実施
				12. 10	東京・府中市で3億円強奪事件発生
				12. 11	川端康成、ノーベル文学賞受賞
					〈この年国民総生産（GNP）西独を抜いて米に次いで2位に〉
昭和44年		4. 21	経団連会館で繊維品輸出会議を開き、繊維品輸出目標と政府要望事項を決定するとともに、米国繊維輸出規制問題について制限の阻止を決議	1. 18	警視庁機動隊、東大安田講堂の封鎖解除に出勤（1. 19 解除）
2. 1	綿スフ工連は織機発注届出制を実施	5. 9	米国の繊維品輸入制限に対し、参院本会議で阻止決議	5. 23	政府初の「公害白書」発表
3. 1	寺田会長、万博日本繊維館協会の理事に推薦	8. 13	繊維13団体は対米繊維輸出問題について協議した結果、如何なる規制にも反対することを申し合わせた	5. 26	東名高速道路全通
		10. 17	繊維業界関連20団体で組織された対米繊維輸出対策協議会は、東京のサンケイホールに2,700名を集め、対米繊維規制反対総決起全国大会を開催	5. 30	政府、新全国総合開発計画を決定
10. 27	綿工連は緊急に常任委員会を開き、特惠問題について協議を行い、政府、国会等に陳情	11. 17	繊維の自主規制問題について日米間の予備会議がジュネーブで開催されたが、話し合いがつかぬ間に22日閉会	7. 20	米アポロ11号、人間をのせ初の月面着陸に成功
				11. 17	佐藤首相訪米 ― 11. 21 安保堅持、昭和47年の沖縄返還などを確認
					〈この年、対米繊維輸出に米の規制要求強まる〉
昭和45年		1. 19	繊維業界19団体で構成される「日本繊維産業連盟」が発足、東京プリンスホテルにおいて設立総会が開催	3. 14	大阪千里で日本万博博覧会開幕（～9. 13）183日間で6,420万人が入場
7. 30	寺田会長は安井日絹連会長と特惠対策について関係方面に陳情	6. 24	宮沢通産大臣とスタンズ商務長官は対米繊維問題について共同声明を発表	3. 31	日航機よど号赤軍派学生9人に乗っ取られ韓国の金浦空港に着陸
		6. 29	繊維連は宮沢・スタンズ共同声明に対し、声明文を発表	7. 18	東京・杉並区で高校生40数人、光化学スモッグで倒れる
10. 20	同交会は正副会長ら70名参列のもとに綿工連ビルの地鎮祭を挙行	10. 1	家内労働法施行	7. 21	アラブ連合のアスワン・ハイダム完成
		12. 8	産業構造審議会、繊維工業審議会は合同会議を開催、織布構草の2年間延長を答申	11. 25	三島由紀夫、東京・市ヶ谷の自衛隊内で割腹自殺
		12. 16	繊維連は東京の共立講堂で対米繊維規制反対の総決起大会を開催	12. 18	公害関係14法案成立
昭和46年 3. 3	綿工連は、対米自主規制の一方	2. 4	繊維連の谷口会長ら幹部は通産	3. 26	東パキスタン独立宣言（4. 17

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
4. 21	的宣言につき役員会を開き協議した結果、金融措置、過剰設備買上げ等の条件つきでこれに同意することを決定 綿、絹、毛の織布3工連は東京の赤坂プリンスホテルにおいて大会を開催し、織機の買上げと長期低利融資の要望を決議	2. 8	省ほか関係方面へ香港、中国等に対する特惠供与の除外を陳情 織産連の役員総会において、対米自主規制の一方的宣言を行う	6. 17 7. 1 8. 15	国名：バングラディッシュ人民共和国 沖縄返還協定調印 環境庁発足／日本繊維産業連盟、対米輸出自主規制実施 米、ニクソン大統領ドル防衛の新政策を発表。(ニクソンショック)
7. 28	綿スフ工連は第1回対米輸出織物出荷調整委員会を開催	6. 21	織産連の役員総会において、対米自主規制実施を決定	10. 25 11. 17	国連総会、中国招請・台湾追放を可決 自民、衆議院特別委員会で沖縄返還協定を抜打ち強行採決——11. 24 衆議院本会議、返還協定承認案を可決——12. 22 参議院本会議も可決
12. 2	綿、絹、毛の織布3工連は東京の赤坂東急ホテルで対米繊維輸出規制政府間協定による被害補償救済陳情大会を開催	8. 1 9. 23 10. 15 12. 10	特惠関税実施 政府は緊急中小企業対策を閣議決定 政府は日米繊維協定に仮調印する 織産連、繊維協定で田中通産大臣に対し行政訴訟起こす	12. 18 12. 19	10ヵ国蔵相会議で金1オンス＝38ドルなどに合意(スミソニアン体制発足) 大蔵省、1ドル＝308円に変更を告示
昭和47年					
1. 13	綿スフ工連は産地代表者会議を開催して、日米繊維協定に伴う特別措置について協議	1. 4 1. 24～26	政府は日米繊維協定に正式に調印 通産省は臨時繊維産業特別対策に係る特別措置実施要綱(案)を関係府県と業界に指示	2. 3 2. 19 2. 21	第11回冬季オリンピック札幌大会開催 浅間山荘事件 ニクソン米大統領、中国訪問(2. 27 米中共同声明)
1. 28	綿工連は日絹、織物染色、糸染、毛整理、レース等の団体とともに、日本繊維産業会議に加盟				
4. 25	綿スフ工連は緊急に役員会を開催し、無籍織機対策小委員会(委員長水嶋十治)の設置を決定			5. 15	沖縄施政権返還(沖縄県本土復帰)
7. 3	綿スフ工連ほか6団体は沖縄の繊維業界実態調査のため調査団を派遣	6. 28	通産省の稲村政務次官は無籍織機対策の談話を発表	6. 11	田中角栄通商相、「日本列島改造論」を発表
8. 2	綿、絹、毛の織布3工連は無籍織機取締りの抜本強化を協議	7. 15	豪雨により知多産地152工場が浸水	6. 17	米国、ウォーターゲート事件発覚
11. 15	沖縄県に綿スフ織物調整規則を適用施行				
11. 21	寺田会長は合同基本問題検討小委員長の稲葉秀三氏とポスト構革について懇談し、織布業の新ビジョン確立への支援を要望			9. 25	田中首相、訪中(9. 29日中両国首相共同声明に調印、国交樹立)
昭和48年					
2. 13	米ドル平価10%切り下げに伴う長期低利資金等の緊急措置を通産省へ要請			1. 1 1. 27 2. 12	70歳以上の老人医療が無料になる ベトナム和平協定調印 米国はドルの平価10%切り下げを行う(スミソニアン体制崩壊)
6. 14	綿スフ工連は4党に織機特例法案の早期成立を陳情	8. 24 9. 1	織機登録の特例法が参院で可決成立 織機の特例法公布	2. 14 8. 8	円を変動相場制に移行 韓国元大統領候補金大中、KCIAにより東京のホテル・グランドパレスから拉致(金大中事件)
11. 30	綿スフ織物63産地は大阪において、全国綿スフ織布業者総決起大会を開催	10. 25	産構審・織工審は「70年代の繊維産業政策のあり方について」を通産大臣に答申	10. 6 10. 17	第4次中東戦争勃発 OAPEC、原油生産削減決定(第1次石油ショックへ)
12. 11	寺田会長、石油問題で中小企業庁長官と懇談			11. 2	関東・関西でトイレトペーパー買いだめパニック
昭和49年					
3. 28	綿工連は日絹連と共同で「織布業危機突破陳情業者大会」を開催、国会、通産省へ陳情	3. 5 6. 30	政府は閣議で政府系三金融機関による505億円の融資決定を行う 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律が公布	2. 19 4. 11	公取委、石連と石油元売12社を独禁法違反で告発 春闘で空前の交通スト
5. 28	新会長に安藤嘉治氏を選出	7. 16	日米繊維協定(9月末で期限切	8. 8	ニクソン米大統領ウォーターゲ

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
9. 5	綿工連等織布 5 工連は東京共立講堂で「全国織布業者危機突破大会」を開催	9. 30	れ)は現行取り決めに大幅に緩和し、両国間で仮調印 織産連は緊急役員総会を開催し、連盟内に「不況対策委員会」を設置	10. 8	ト事件で辞任 佐藤栄作、ノーベル平和賞受章決定
昭和50年				10. 14	長嶋茂雄、現役引退
3. 11	野口生活産業局長は紡協、綿糸商、綿工連の各理事長を通産省に招き、綿工連から提起され未解決になっていた木管、糸代金利について斡旋案を提示、紡協、綿糸商はこの案に協力することとなる			11. 26	田中首相、閣議で辞意表明
4. 1	日本紡績協会加盟の紡績業者は、織布業者が空木管を紡績会社へ返還した際、1本につき40銭の「織布振興奨励金」を交付する制度を実施	6. 27	通産省は無籍織機取締り強化のため、「無籍織機取締要領」を定めるとともに、織機メーカーの協力を得て「織機発注納入届出制度」を創設する	3. 10	山陽新幹線、岡山ー博多間開業
7. 22	新宿区西大久保駐車場の竣工式開催	7. 10	織機の産地間移動については産地間の事前了解が必要である旨、生活産業局長より通牒	4. 1	雇用保険法施行される
8. 22	綿工連は今後の織布業の基本問題についての対策を検討するため、主要6産地理事長で構成する「基本問題緊急対策委員会」を設置			7. 19	沖繩国際海洋博覧会開幕(～51. 1. 18)
9. 3	綿、絹、毛の3工連は「織布業の危機打開に関する緊急要望書」のとりまとめを行う	11. 6	繊維問題懇話会(稲葉秀三座長)は、緊急不況対策等の諸問題を「当面の繊維対策についての提言」としてまとめ通産大臣に提出するとともに業界へ明示	11. 15	第1回先進国首脳会議(サミット)仏、ランブイエで開催
10. 27	綿工連は紡績協会、化繊協会、織物卸商連、産元協組に対し、「織物販売代金、織工賃支払いの正常化」について要請				
昭和51年					
4. 22	綿工連は電力料金値上げ問題について、通産大臣等に対して値上げ反対の陳情	5. 2	織工審専門委は業界探求のため業界15団体に対し5項目からなる質問を行う		
6. 25	第1回目の情報調査専門委員会開催	7. 11	中小企業庁は組合事業助成策として「組合等直面問題調査研究事業」制度を創設	7. 2	ベトナム社会主義共和国成立(南北ベトナム統一)
6. 28	織工審専門委からの質問に対する綿スフ織布業としての回答書を提出	9. 14	通産省は「無籍織機取締要領」を改正強化し「違反織機取締要領」とした		
		10. 21	繊維取引近代化推進協議会の設立総会開催	11. 10	天皇在位50年式典
		11. 1	中小企業事業転換対策臨時措置法が参院本会議で可決成立		〈この年戦後生まれ、総人口の半数を超える〉
		12. 3	繊維取引近代化推進協議会は「繊維取引近代化憲章(案)」をまとめる		
		12. 7	織工審基本政策小委員会は「今後の繊維産業政策のあり方」に関する提言を正式決定		
昭和52年					
2. 28	第1回目の綿工連訪中団、中国へ出発(3. 15. 帰国)	2. 14	織産連は東京で総会を開催、不況緊急特別委員会を設置		
3. 15	綿スフ織物業、中小企業事業転換臨時措置法の指定業種に指定	3. 10	織産連は「繊維不況緊急対策についての要望」を取りまとめ、大屋会長ら首脳が政府・各政党へ陳情	9. 3	王貞治、756本の本塁打世界記録を達成
5. 26	通常総会開催、会長に藤原一郎氏、専務理事に高木理氏を選任				
9. 28	綿スフ工連は東京で役員会、臨時総会を開催、共同廃棄事業実施に伴う定款の一部変更の件、共同廃棄事業実施要領、共同廃棄計画、借入金最高限度額について原案を承認・決議	7. 21	日本繊維産業会議は東京で、繊維危機突破大会を開催、雇用・構革・金融・輸入・円高是正対策等7項目からなる緊急決議を行った	10. 4	税制調査会、一般消費税導入を提言
10. 6	通産省は共同廃棄事業について	8. 3	自民党織特委開催され、綿スフ、	11. 1	大蔵省、外貨準備高(10月末現在)を史上最高の195億

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
11. 30	合同会議を開催，都道府県に協力方を要請 通産省は東京で共同廃棄事業に係る指導会議を開催，過剰綿スフ織物用織機共同廃棄事業実施計画を診断，承認	9. 7	化合織機共同廃棄事業の融資条件等について協議し，52年度からの実施と融資方式の採用を決定 通産省は，構造不況対策本部を設置	12. 5	7,700万ドルと発表 中小企業倒産防止共済法公布(53.4.1施行)
昭和53年 1. 2	特定不況業種離職者臨時措置法が施行，綿スフ織物業々種指定される	2. 14	政府は「円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法」を公布，施行	1. 4	円高1ドル=237.9円の戦後最高値を記録
3. 13	綿スフ工連は大阪，名古屋，東京で事務局会議を開催，共同廃棄事業関係の説明・連絡を行う	3. 10	政府は「中小企業倒産防止共済法」の施行規則等公布(4月1日施行)	2. 14	円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法を施行
7. 4	第2次綿工連訪中団出発	3. 25	政府は経済対策閣僚会議を開き，7項目からなる対策を決定	5. 20	成田空港開港式
7. 18	通産省は織布5工連に対し，特例法織機の移動禁止解除を通達	5. 15	政府は構造不況業種救済対策の一環として「特定不況産業安定臨時措置法」を公布，施行	6. 12	宮城県沖地震(M7.5)
10. 12	綿工連は取引改善小委員会を開催し，標準書面契約書案をまとめる	5. 17	政府は円高騰関連中小企業対策臨時措置法に基づく「中小企業為替変動対策緊急融資制度」を拡充強化	8. 12	日中平和友好条約調印
		6. 30	政府は「特定不況産業法」に基づき，合繊4業種の不況業種指定	10. 31	円高1ドル=175.50円を記録
		11. 17	産業構造審議会，繊維工業審議会は合同小委員会で作成された答申原案を承認，通産大臣へ答申	11. 11	無限連鎖講(ネズミ講)防止法公布
				12. 27	税制調査会，一般消費税試案を答申 〈この年，各地で観測以来の酷暑/タンクトップ流行〉
昭和54年 2. 2	藤原会長ら繊維連首脳は自民党繊維特委を訪れ輸入対策の早期実現方を要請	7. 2	政府は産地振興法及び同法施行令を公布，施行	1. 13	初の国立大学共通1次試験実施
3. 16	藤原会長は衆議院商工委で繊維法改正案に関し，意見陳述	8. 27	日本繊維産業会議(労使で構成)，「繊維輸入危機突破大会集会」開催	1. 17	国際石油資本(メジャー)対日原油供給の削減通告(第2次石油ショック)
9. 19	第3次綿工連訪中団出発(9.25.帰国)	8. 10	通産省，産地中小企業対策臨時措置法に基づく産地と指定業種を告示	3. 28	米，スリーマイル島原子力発電所で放射能漏れ事故発生
		11. 17	繊維審，産工審繊維部会，通産相に繊維工業構造改善臨時措置法の延長などを答申	6. 28	第5回先進国首脳会議(東京サミット)開催
				12. 27	ソ連軍，アフガニスタンへ侵攻
昭和55年 1. 18	綿工連は自民党繊維特委員長ほか関係議員へ共同廃棄事業の延長と綿織物輸入増加阻止について陳情	3. 17	通産省は産構審総合部会を開催，80年代の通商産業政策のあり方を審議・答申	6. 22	初の衆・参両議院同時選挙
5. 30	通産省，中小企業庁，都府県，事業団は合同会議を開催して綿スフ織物業の設備共同廃棄事業の1年延長を了承	3. 19	政府は物価問題関係閣僚会議を開催，7項目の当面の物価対策を決定	7. 19	第22回モスクワオリンピック開催(日・米・中国・西独など不参加)
10. 23	綿工連と紡協は自民党繊維特委に綿糸，綿織物の不況対策の実現を要望	3. 25	通産省，中小企業庁は中小企業近代化審議会産地対策部会を開催し，産地法の特定期業種，特定産地について審議(繊維関係38産地，全体で66産地を指定することを決定)		
11. 13	綿工連と紡協首脳は自民党繊維特委と不況対策について懇談	5. 30	中小企業政策審議会は80年代中小企業ビジョンをまとめ首相に答申		
		8. 29	産地中小企業連絡協議会が発足		
		9. 5	政府は経済対策閣僚会議で8項目からなる総合経済対策を決定		
昭和56年 6. 10	綿工連は紡協業務委と懇談，不況カルテル延長反対を表明	1. 13	日本繊維産業会議は繊維産業再建対策集会を開催	2. 23	ローマ法王ヨハネ=パウロ2世来日
6. 15	綿工連の第1回中長期対策委員会を開催	2. 6	政府は，豪雪災害復旧措置発動を決定	3. 2	中国残留日本人孤児47人初の正式来日(26人が身元判明)

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
8. 18	綿工連は志賀生活産業局長に綿紡不況カルテル即刻中止を要望	4. 1	日本短繊維サイジング協組設立	3. 20	神戸で博覧会「ポートピア'81」開幕
9. 14	第4次日本綿織物業界友好訪中団出発(9. 26. 帰国)	9. 22	紡協の臨時本委員会は不況カルテル再延長申請の取りやめ	10. 19	福井謙一、ノーベル化学賞受章決定
10. 16	綿工連、民社党繊維対策特別委員会に対し、要望	12. 1	中小企業庁は中小企業近代化審議会に情報化分科会を設置		〈この年、宅配便が郵便小包の取扱数を抜く〉
昭和57年					
4. 27	藤原会長は自民党織特委に出席し、秩序ある輸入制度の確立を要望	2. 4	織産連役員総会において、MFAの輸入への適用等3項目の決議を採択	2. 8	東京・永田町のホテル・ニュージャパンで火災
5. 19	中国紡織工業部訪日代表団が播州産地を訪問	2. 21	公取委は「繊維製品の取引の公正化について」の通達を関係先あてに行う	2. 9	日航機、羽田空港前の海に墜落
5. 24	綿工連、綿スフ工連、綿協連通常総会開催、池治一見氏が新会長に就任			4. 2	アルゼンチン、英国と領有権争い中、フォークランド諸島を占領(フォークランド紛争)
6. 1	綿スフ工連は「綿スフ織物業の今後の方向」について発表				
7. 23	知多組合は不況打破総決起大会を開催	8. 30	日本と中国の第2回繊維雑貨貿易実務者協議が北京で開催	6. 23	東北新幹線開業
8. 5	中国紡織品進出口総公司・織布貿易小組代表は大阪で綿工連首脳と懇談	9. 1	日本と米国はワシントンでGATTのMFAに基づく二国間繊維協定に調印	7. 26	中国、日本の教科書検定による歴史記述に抗議、訂正を要望
8. 10	産構審・織工審合同政策小委員会専門委員会は綿スフ工連等4団体から繊維ビジョン策定のためのヒアリングを行う	10. 8	政府は内需拡大、不況産業対策、雇用対策などを中心とする総合景気対策を決定	8. 24	公職選挙法改正公布(参議院全国区に拘束名簿式比例代表制導入)
8. 18	綿工連は自民党織特委に輸入対策等4項目からなる要望書を提出	11. 10	紡協の本委員会は韓国産綿糸をダンピング提訴することを確認	11. 15	上越新幹線開業
昭和58年					
3. 1	綿工連は山中通産大臣に綿スフ織物業の電力引き下げを要望	2. 2	産構審・織工審は「今後の繊維産業のあり方」の中間とりまとめを了承	3. 23	中国自動車道全線開通(吹田ー下関間)
3. 17	池治会長は田中紡協会長とともに山中通産大臣、黒田生活産業局長に中国製綿製品の輸入秩序化を要望	3. 14	第二次臨時行政調査会は最終答申を行う	5. 26	日本海中部地震(M7.7)
3. 29	第5次訪中団出発(4. 3. 帰国)				
6. 1	池治会長ほか綿工連首脳は、黒田生活産業局長に「設備登録制の存続について」の決議文を提出して要望				
7. 11	自民党織特委開催され、繊維10団体は登録制存続を陳情			8. 21	フィリピンのアキノ元上院議員暗殺
7. 15	繊維10団体は連絡協議会を設置する			9. 1	ソ連、領空侵犯の大韓航空機を撃墜
8. 8	繊維10団体の首脳は福田衆議院議長に登録制存続を陳情			10. 3	三宅島大噴火
9. 21	産構審・織工審起草委員会は登録制問題について綿スフ工連首脳に対し、ヒアリングを実施	10. 31	産構審・織工審は「新しい時代の繊維産業のあり方」を宇野通産大臣に答申		
9. 30	織布5工連は登録制存続の請願書を国会へ提出				
11. 11	繊維10団体首脳は、答申を受け今後の対策を協議、中小繊維工業団体協議会を設置することを決定				
昭和59年					
3. 28	池治会長らは衆議院商工委員会で繊維法の一部改正法案の審議に関連し、参考人として意見陳述を行う	4. 1	中国は香港向け繊維輸出に許可証の取得を義務づける	1. 19	国連食糧農業機関(FAO)アフリカの飢餓状態について発表
3. 30	事務局会議を開催し、産地ビジョン策定を要請	6. 12	米国は繊維製品輸入制限法案提出	8. 21	臨時教育審議会発足
7. 2	第6次訪中団出発(7. 8. 帰国)			9. 6	韓国大統領全斗煥来日
10. 8	綿スフ工連は役員会において				

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
	「綿スフ織物業ビジョン」を了承するとともに、共同廃棄事業の基本方針を決める	8. 3	米国は、輸入繊維品の原産地証明規則を改正、強化	11. 1	日銀 15 年ぶりに新札発行（1万円札、5千円札、千円札）
昭和60年					
1. 8	綿工連は崔東秀駐日代表と日中貿易センターで会談、秩序ある対日輸出を重ねて要請	2. 8	織産連は役員総会で「繊維産業活性化基金」の新設、アパレル産業協会、日本繊維輸入組合の加盟を承認	4. 1	日本電信電話(株) (NTT)、日本たばこ産業(株)発足
3. 7	綿スフ工連は東京の農林年金会館で日絹連、毛工連、タオル工連、撚糸工連と共に、設備共同廃棄事業の説明会を開催、通産局、都道府県、中小企業事業団へ協力を要請				
3. 28	通産省は同省にて綿スフ織物、化合織長繊維織物、毛織物、タオル織物業、撚糸業の共同廃棄事業の合同指導会議を開催、それぞれの実施要領、実施計画を診断し承認、各工連を指導することとした	9. 20	織産連は京都で第1回の日韓織産連年次合同会議を開催	8. 12	日航ボーイング747ジャンボ機が群馬県御巣鷹山山中に墜落
4. 12	綿スフ工連は通産省からの設備共同廃棄事業の指導勧告事項についてその対応策を通産大臣に提出	10. 10	全パキスタン紡織協会 (APTMA) は、対日綿糸輸出に価格チェック制の導入を決定	9. 22	米・日・西独・英・仏5ヵ国蔵相・中央銀行総裁会議、ドル高修正のため為替市場への協調介入強化で合意 (G5、プラザ合意) 円高進行の契機に
9. 23	綿工連第7次友好訪中団出発 (29日帰国)	11. 21	政府は円高に対処するため中小企業国際経済調整措置を決定		
11. 29	綿スフ工連が実施した昭和60年度第1次設備共同廃棄事業に係る資金が中小企業事業団より交付	12. 3	アメリカ下院本会議は繊維法案 (11. 13. 上院可決) を可決		
		12. 17	アメリカのレーガン大統領は繊維輸入規制法案に拒否権を発動		
昭和61年					
1. 22	池治会長ほか綿工連首脳は大阪で中国貿易代表団と懇談、対日綿織物・EC織物輸出の秩序化を要請	1. 1	米国向け繊維輸出に輸出貿易管理令が発動	1. 28	米のスペースシャトル (チャレンジャー) が打上直後に爆発
2. 21	通産省の浜岡生活産業局長は撚糸工連の不祥事件に関連し、設備共同廃棄事業実施団体長に対し、厳正に運営する旨の通達出す	2. 15	特定中小企業事業転換対策等臨時措置法が参議院本会議で可決成立 (25日公布、施行)	4. 1	男女雇用機会均等法施行
3. 3	浜岡生活産業局長はこれまで実施した設備共同廃棄事業について、各工連の内部点検項目を示し、早急に実施するよう関係団体へ指示、通達	4. 8	政府は経済対策閣僚会議を開き、急激な円高によるデフレ効果を緩和し、引き続き内需を中心とした景気の維持・拡大を確実なものにするための「総合経済対策」を決定	4. 26	ソ連のチェルノブイリ原子力発電所で大事故
3. 4	綿スフ織物業事業転換法の規定に基づく特別融資の対象業種に指定される			7. 6	衆参両院同時選挙
3. 13	通産省、中小企業事業団は生活産業局長通達に基づき、綿スフ工連東京事務所に立ち入り、登録事務処理状況並びに設備共同廃棄事業の実施状況について監査	7. 30	自民党織特委が開催され、浜岡生活産業局長より抜本的な見直し作業が進められている設備共同廃棄事業及び設備登録制の設備調整対策を軸とした諸問題について報告を受ける	11. 15	伊豆大島三原山が209年ぶりに大噴火
5. 31	第8次友好訪中団出発 (6. 10. 帰国)				
6. 30	雇用調整助成金の対象業種に綿スフ織物業指定される	8. 21	全国中央会、東京において「中小企業円高危機突破全国代表者大会」を開催		
11. 1	通産省は綿スフ織物調整規則及び織機設置制限規則の一部を改正する省令の公布、施行に伴い、織機設置制限規則に係る届出及び承認に関する実施要領を制定、生活産業局長名をもって通達				
11. 19	正副会長は大阪で中国紡織品進出口総公司綿糸布視察団と懇談、	11. 14	日米繊維取極改定交渉は、基本的に合意		

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
	対日輸出3原則の厳守、綿・EC・布帛二次製品の対日輸出秩序化を要請				
昭和62年					
1. 14	正副会長は、来日した中国紡織品進出口総公司綿糸布貿易小組の貿易代表団と懇談	4. 1	産業構造転換の円滑化を図るため設備処理・事業転換の支援措置を講じた「産業構造転換円滑化臨時措置法」が公布、施行	4. 1	国鉄分割・民営化 JR グループ 11 法人と国鉄清算事業団が発足
2. 17	織工審総合部会は政策小委員会を開催し、綿スフ織物業等織布4業種から申請のあった設備共同廃棄事業に関する全国ビジョンを審議し、了承				
2. 20	田村元通産大臣は綿スフ工連が策定した全国ビジョンを承認				
3. 4	昭和61年度設備共同廃棄事業による織機の破砕始まる			10. 12	利根川進にノーベル医学生理学賞
3. 16～28	通産省は61. 11. 20. 付「生産設備使用制限命令及び生産設備設置制限命令の運用について」の通達に基づき、担当官による産地企業の工場へ立ち入り検査を実施			10. 19	ニューヨーク株式市場で株価大暴落、下落率22.6%で'29年恐慌を上回る(暗黒の月曜日) 10. 20 東京株式市場も過去最大(14.9%)の下げ幅を記録
4. 27	綿工連は大阪において、日本繊維輸入組合、日本綿糸商業組合の代表と3者会談を行い、糸代金利撤廃について懇談	12. 7	織工審総合部会と産構審繊維部会は合同会議を開催し、新繊維ビジョンの審議を開始	11. 20	全日本民間労組連合会(連合)が発足
8. 3	綿スフ工連は大阪で第1回登録制運用適正化委員会を開催、登録制の運用について協議			11. 29	大韓航空機ビルマ付近上空で行方不明
8. 4	綿スフ工連は生活産業局長に対し、「織機登録制に関する総点検に係る処理について」を提出				
8. 21	「総点検に係る処理について」に関し、生活産業局長より処理して良い旨の通達があった				
10. 26	第9次訪中団出発(10. 30. 帰国)				
11. 20	綿スフ織物調整規則の一部改正により創設された特別登録制度の運用についての実施要領が生活産業局長より通達される				
11. 26	特別登録制度により登録を行うことができる台数について通産大臣より告示される(毛・麻から綿スフへ28,900台、綿スフ・麻から毛へ6,600台、綿スフ・毛から麻へ600台)				
昭和63年					
3. 4	「今後の繊維産業及びその施策のあり方」について、織工審・産構審の合同政策小委員会専門委員会が綿スフ工連にヒアリング			3. 13	世界最長の青函トンネル開業
7. 25	靖和荘跡地に建設中の「タウンハウス麻布台」が完成し、竣工式を挙げる			4. 1	「マル優」制度廃止
9. 6	池治会長、小栗副会長は大阪において来日中の中国紡織品進出口総公司綿糸布貿易小組一行と懇談し、対日輸出三原則の厳守を要望			4. 10	世界最長の道路鉄道併用の瀬戸大橋が開通
9. 20	第10次訪中団出発(24日帰国)			4. 14	アフガニスタンで和平協定成立
10. 31	綿スフ織物調整規則、織機設置制限規則はそれぞれ一部改正され公布・施行(調整規則は12. 1. 付施行)、複数登録制が実施されることとなる	11. 30	織工審総合部会と産構審繊維部会は合同会議を開催し、「今後の繊維産業及びその施策のあり方」(新繊維ビジョン)をとりまとめ通産大臣に答申	11. 8	米国大統領選で共和党のブッシュ候補当選
				11. 17	東京為替市場で1ドル=121円52銭の戦後最高値を記録
				12. 24	消費税法案、参議院で成立



綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
平成元年 2. 21	綿スフ工連は消費税の導入にともなって消費税の転嫁及び表示に関する共同行為を実施するため2.20.に臨時総会を開催し定款の変更を決議し、通産大臣宛に定款変更認可申請書を提出(3.13.付で変更認可)	3. 31	「繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律」が成立同日付で公布(4.29.施行)	1. 7	平成と改元
3. 14	綿スフ工連は公正取引委員会あてに「消費税の転嫁及び表示の決定に関する協定」の届出を行い、即日受理(4.1.より共同行為を実施することが認められる)			4. 1	消費税スタート(税率3%)
4. 7	綿スフ工連は大阪で通産省、事業協会担当者の出席を得て、「消費税転嫁円滑化事業」の説明会を開催			7. 23	参議院議員選挙で与野党逆転
4. 21	綿スフ工連、綿工連、綿協連、同交会の役員会(理事会)を開催、池治会長の辞表を受理し、小栗久明氏を新会長(新理事長)に選出			9. 4	日米構造協議(SII)開始
9. 25	第11次訪中団が出発(30日帰国)			11. 9	ベルリンの壁撤去始まる
12. 13	「綿工連西麻布ビル」の竣工式挙行政	12. 21	日米繊維取極の大枠について合意	11. 21	日本労働組合総連合会(連合)発足(総評解散)
平成2年 3. 16	正副会長は南学生産業局長を訪ね、輸入の秩序化について強く要請	1. 1	第6次日米繊維二国間協定スタート	1. 13	大学入試センター第1回試験実施
3. 23	綿工連は「綿スフ織物業の取引適正化指針」を策定、繊維取引適正化委員会に報告、了承確認を得る	1. 31	織産連がデメリットしかない現行MFA(多国間繊維取り決め)をH3年7月の期限切れとともに廃止を決議	4. 1	大阪で国際花と緑の博覧会開幕(~9.30)
6. 27	正副会長は広沢繊維製品課長を訪ね、輸入秩序化、構造改善事業の弾力運用、登録制の存続について陳情			8. 4	ブッシュ大統領、海部首相にイラク制裁への同調要請
7. 20	正副会長は森喜朗自民党繊維委員長に要望書(輸入増に困窮する業界の経営安定化対策、設備登録制の存続)を提出	10. 31	綿スフ織物調整規則、織機設置制限規則の一部を改正する省令が制定され、新規登録制が実施される(新規事業者がある一定の条件のもとに織機設置が認められる制度)新規登録制の施行は12.1.より	10. 2	東西両ドイツ、国家統一
9. 11	織布5工連正副理事長は南学生産業局長を訪ね、登録制の現行のまま延長されることを強く要望			11. 17	長崎県雲仙普賢岳が200年ぶりに噴火
10. 28	第12次訪中団出発(11.3.帰国)				
11. 9	正副会長は紡績協会業務委員会と懇談し、輸入秩序化について紡績協会側に協力を要請				
12. 5	日本繊維輸入組合に対し、綿織物等の輸入自粛について要請を行うとともに、各輸入商社に対して輸入自粛要請を行う				
平成3年 1. 23	通産省は新規登録制導入に伴う実施要領を制定し、生活産業局長名で綿スフ工連宛に通達			1. 17	ベルシャ湾岸の多国籍軍、イラクの首都クウェート内の戦略拠点に波状空襲(湾岸戦争始まる)
2. 28	中尾栄一通産大臣と繊維業界首脳との懇談会が開催、小栗会長から――①輸入秩序化②構造改善事業の弾力運用③登録制の存続について――要望			1. 24	政府、湾岸支援に90億ドルの追加資金協力
5. 10	織布5工連首脳は南学生産業局長を訪ね――①産地活性化基金の創設②特別長期低利融資制度の創設③構造改善事業の要件	6.	日米政府第6次日米繊維協定書簡交換	4. 6	湾岸戦争終結

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
6. 17	緩和について — 陳情 自民党全国組織委員会は繊維、紙業関係団体との懇談会を開催、小栗会長から輸入秩序化に対する要望を行う	8. 1	第4次MFA, H4末まで17ヵ月間単純延長	5. 19	長崎県の雲仙普賢岳で大火砕流発生
7. 5	堤生活産業局長と繊維業界首脳との懇談会が名古屋、大阪で開催、大阪で小栗会長から新局長に対して①輸入秩序化②構造改善事業の運用の弾力化③設備登録制の存続④産地活性化支援策について要望を行った			7. 1	ワルシャワ条約機構解体
8. 27	正副会長は大阪で来日している中国紡織品進出口総公司綿糸布TC織物貿易小組幹部と懇談、秩序ある対日輸出体制の確立と、綿織物等の対日輸出自粛を要請			8. 24	ソ連共産党解散
10. 28	第13次訪中団出発 (11. 2. 帰国)				
11. 21	綿スフ工連は役員会を開催、臨時席の長島繊維製品課長より繊維活性化総合対策の検討状況や登録制の段階的廃止について説明を受けた後、登録制の段階的廃止を決定	12. 6	中小企業安定審議会、「設備登録制」(繊維9業種)のH7年10月末までの段階的廃止決定	12. 26	ソ連最高会議、ソ連邦消滅を宣言
12. 10	綿スフ工連は東京で臨時総会を開催、登録制の段階的廃止に対する決定を行う			12. 30	旧ソ連共和国、独立国家共同体(CIS)会議開催
平成4年					
1. 22	通産省繊維製品課は登録制の段階的廃止に伴う混乱を回避するための繊維産業対策の基礎資料とするための「産地組合現状調査」を実施	3. 27	通産省は設備登録制廃止に伴う繊維活性化対策実施のスキームを決めると共に作成した指導マニュアルを公表	1. 31	大規模小売店舗法改正施行(規制緩和で出店競争本格化)
2. 13	渡部恒三通産大臣と繊維業界首脳との懇談会が東京で開催、小栗会長から①輸入秩序化②登録制廃止後の繊維産業対策への特段の配慮について要望			2. 1	初の米ロ首脳会談(キャンプ・デービッド)
2. 19	通産省の長島繊維製品課長ほか担当官は中小繊維9団体に対し検討中の繊維産業対策実施要領案について説明を行った				
3. 30	綿スフ工連傘下の59産地組合は「加速的に構造改善に取り組む必要がある商工組合」として認定される			6. 3	環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開幕
3. 31	綿スフ工連は、全国産地組合事務局会議を開催し、繊維産業対策の助成事業に対する説明を行った	8. 28	政府は経済対策閣僚会議を開催し、低迷する景気浮揚をはかるための総合経済対策を決定(総事業費10兆7千億円 — ①公共投資等の拡大②公共用地の先行取得③住宅投資の促進④民間設備投資の促進⑤中小企業対策等⑥雇用対策⑦生活ニーズの多様化への対応⑧輸入の促進⑨金融システムの安全性の確保⑩証券市場の活性化等⑪金融政策の機動的運営)	6. 15	PKO協力法、衆議院本会議で可決成立(8.10施行)
4. 9	正副会長は大阪において来日中の中国紡織品進出口総公司一行と懇談、綿織物の対日輸出の自粛を要請			9. 12	日本人初の宇宙飛行士毛利衛、米スペースシャトル(エンデバー)に搭乗
7. 14	高島章生活産業局長と繊維業界首脳との懇談会が大阪に於て開催、高橋、塩谷、藤井の各副会長が出席、 — ①織物の輸入秩序化②繊維産業の不況対策等に対する支援③構造改善事業の弾力的運用 — ついて要望			10. 30	大蔵省、都銀など21行の不良債権は9月末で12兆3,000億円、うち回収不能4兆円と発表
8. 14	織布5工連は総合経済対策に関する要望書を通産大臣、大蔵大臣宛に提出 — ①総合的景気対策の実施による内需の振興②中小企業の経営安定を図るための低利融資の実施 — を要望			11. 3	民主党クリントン、米大統領に当選
				12. 18	金泳三、韓国大統領に当選

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
9. 3	小栗会長は 8. 19. の正副会長会議の決定に基づき、高島章生活産業局長を訪ね輸入秩序化対策の確立について要請	12. 9	渡部恒三通産大臣より産業構造審議会・繊維工業審議会に対し「今後の繊維産業及びその施策の在り方いかん」との諮問が行われ、これを受けて産構審、織工審の合同会議が開催され、新繊維ビジョンの検討が始まる		
10. 21	民社党の繊維・衣料・流通対策特別委員会の業界ヒアリングが開催、河田専務より輸入秩序化対策の確立を陳情	12. 9	GATT 繊維委員会、H 4. 12. 31 で期限切れとなる第 4 次 MFA の 1 年間延長決定		
10. 25	第 14 次訪中団出発 (10. 30. 帰国)				
10. 30	綿スフ織物調整規則が省令第 67 号で一年間延長				
12. 1	織機設置制限規則は設備登録制の段階的廃止の決定の方針に従って今回延長されず 綿工連は東京において緊急役員会を開催し、「輸入秩序化対策の確立に関する請願」の実施を決定				
平成 5 年					
2. 18	正副会長は大阪で来日中の中国紡織品進出口総公司一行と会談し、輸入秩序化を要請			1. 1	欧州共同体 (EC 12 ヶ国) 統合市場発足
4. 2	自民党織特委が開催、小栗会長から業況の報告と ― ①実効ある輸入秩序化対策②欧米先進国との関税率不均衡の是正③短繊維織物業界に対する支援 ― について要望	4. 13	政府は閣議において、低迷を続ける我が国経済の浮揚をはかるため、総合的な経済対策を講ずることを決定	3. 27	江沢民、中国国家主席に就任
6. 25	正副会長会議において、「アンチダンピング調査委員会」の設置を決定	6. 8	産構審、織工審の総合部会の合同会議が開催され、両審議会の合同政策小委員会が報告した「今後の繊維産業及びその施策のあり方」(新繊維ビジョン) の中間とりまとめを了承	7. 12	北海道南西沖地震 (M 7.8)
7. 12	大阪において第 1 回アンチダンピング調査委員会を開催	6. 18	日本繊維産業会議は、繊維産業活性化に向けての決起大会を東京で開催した。	8. 9	細川護熙、非自民 8 党連立内閣発足
7. 26~27	土居征夫生活産業局長は 26 日名古屋、27 日大阪において繊維業界首脳と懇談し、綿スフ工連から ― ①綿織物の輸入秩序化の確立②構造改善事業の推進③深刻な不況打開のための緊急支援策の実施 ― について要望	7. 14	中小企業庁は「協同組合法及び団体法の運用の弾力化」について関係先に通達	8. 17	円高、東京為替市場 1 ドル = 100 円台に突入
9. 27	織布 5 工連の首脳は土居征夫生活産業局長を訪ね、現状打開のための陳情を行った、綿スフ工連からは ― ①輸入秩序化対策の確立②現行 LPU 関連施策の抜本的弾力化と活性化貸付の限度額引上げと運転資金の使途拡大③政府系金融機関の借入金について償還期間の延長と金利を引き下げる④長期低利融資制度の実施⑤産地組合活性化のために経営指導事業の制度化並びに補助事業制度を創設する ― について要望	8. 10	通産省は織工審需給貿易部会の下部に通商問題小委員会を設置し、第 1 回目の会合を開催	11. 17	米下院、北米自由貿易協定 (NAFTA) を承認
10. 24	第 15 次訪中団出発 (10. 29. 帰国)	12. 1	産構審、織工審の総合部会の合同会議が開催され、「今後の繊維産業及びその施策の在り方」を熊谷通産大臣に答申	11. 19	環境基本法公布
10. 29	織布 5 工連は消費税見直しに対して生活産業局長、全国中央会会長宛に要望書を提出	12. 16	ゼンセン同盟は東京で危機突破大会を開催		
11. 2	通商問題小委員会は綿スフ工連に対しヒアリングを実施、MFA 措置が講じられた場合と講じられなかった場合との業界展望について説明				
平成 6 年					
2. 3	自民党は織特委を開催、綿工連からは石川会長代行が出席 ― ①輸入秩序化対策の確立②LP	3. 29	「繊維産業構造改善臨時措置法」(繊維工業構造改善臨時措置法	1. 24	郵便料金値上げ (封書 80 円、はがき 50 円)

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
5. 25	Uの弾力化と活性化特別貸付の限度額引上げと用途拡大③消費税の簡易課税控除等の現行据え置き — について要望		を名称変更) が 3. 29. 参議院本会議で可決成立	5. 6	英仏間の海峡トンネル開通
7. 14	綿工連・綿スフ工連・綿協連は通常総会を開催, 新会長に石川三三氏を選出	6. 3	通産省は構造改善事業の基本指針を定め, 官報告示	6. 22	東京為替市場, 初めて1ドル=100円を突破
7. 14	綿スフ工連は江崎格生活産業局長に対し, 「繊維セーフガード措置の早期発動による綿織物の輸入秩序化実施について」の要望書を提出			6. 27	長野県松本市で有毒ガス発生(松本サリン事件)
7. 14	織布連絡協議会(綿工連, 日絹連, 毛工連, タオル工連)は — ①円高対策②設廃借入金償還猶予③活性化特別貸付の延長 — についての要望書を生活産業局長, 中小企業庁長官等に提出			7. 1	製造物責任(PL)法公布
8. 3	江崎格生活産業局長と繊維業界首脳との懇談会が大阪において開催, 綿スフ工連から — ①MFAの早期発動②緊急円高対策③構造改善事業の円滑実施④設廃事業の資金不足⑤活性化特別貸付制度の延長について — を要望	11. 21	通産省は「繊維セーフガード措置に係る手続き等の制定について」を発表, 12. 5. 付で官報告示	9. 4	関西国際空港開港
9. 7	日本繊維輸入組合と懇談会を開催(通産省の稲葉通商課長, 山本繊維製品課長臨席が臨席)			10. 13	大江健三郎, ノーベル文学賞受章決定
9. 13	自民党の織特委開催, 綿スフ工連から — ①MFAの早期発動②緊急円高対策③活性化特別貸付制度の延長 — について要望				
10. 30	第16次訪中団出発(11. 4. 帰国)				
11. 24	中国紡織総会を中心としたミッション15名が綿工連を訪問				
平成7年					
2. 23	綿スフ工連は, 日本紡績協会とともに通産省に対して, 繊維セーフガード措置の発動要請を行った(対象品目: 綿製ポプリン, ブロード 対象国: 中国, インドネシア)			1. 1	世界貿易機関(WTO)発足
4. 21	通産省は2. 23. 付で提出のあった綿製ポプリン, ブロードと綿糸40番手クラス(紡績協会単独申請)の繊維セーフガード発動要請について, 調査を正式に開始することを決定			1. 17	阪神淡路大震災(M7.2)
6. 21	綿スフ工連は, 通産省のTSGの調査開始を決定したのを受け“繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規定並びに綿製ポプリン, ブロード織物に係る上記規程第7条の調査の開始に関する告示”に基づいて証拠を通産省へ提出	8. 1	政府はパキスタン綿糸に対し, ダンピング課税を閣議決定, 8. 4. から5年間施行	3. 20	震ヶ関を通る地下鉄車内に猛毒ガス・サリンが撒布(地下鉄サリン事件)
7. 24~25	中野生活産業局長は名古屋24日, と大阪25日において繊維業界首脳との懇談会を開催, 本会から両日にわたり“TSG措置の早期発動について”の要望を行う	9. 20	政府は経済対策閣僚会議を開き, ①公共事業を核とする内需拡大②直面する課題の克服③経済構造改革の推進 — を柱とした事業規模14兆2200億円の経済対策を決定	4. 19	東京為替市場, 1ドル=79.75円の戦後最高値
9. 28	第17次訪中団出発(10. 1. 帰国)	10. 25	通産省は「繊維産業革新基盤整備事業」を実施するのに伴い, 新繊維法の一部改正案を国会に提出していたが参議院本会議において可決, 設立する	11. 23	米マイクロソフト社製<ウィンドウズ95>の日本語版発売
11. 15	通産省, 繊維セーフガード措置の発動見送りを決定				

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
12. 1	通産省は TSG 発動を見送った 2 品目について中国から輸入した者が 2 週間以内に報告書を大臣宛に提出させる制度を実施				
平成 8 年					
5. 8	塚原通産大臣と繊維業界代表との懇談会開催、石川会長が出席して、— ①中国からの綿製ポプリン・ブロード織物の輸入増加問題②繊維産業革新基盤整備事業における産地組合の活用③消費税の中小企業特例存続について — の 3 点を要望	3. 29 3. 31	政府は閣議において、規制緩和推進計画を決定 最低資本金制度の猶予期間満了	6. 25	閣議、9 年 4 月 1 日から消費税 5%への引上げ決定 (12. 13 衆院、新進党提出の据置き法案否決で 5%引上げ確定)
7. 9	綿スフ工連は、日本紡績協会とともに通産省に対して、綿製ポプリン・ブロード織物に対する繊維セーフガード措置の発動を求める要請書を通産省に提出	6. 3～4	アジア太平洋繊維産業フォーラムが京都国際会館において開催		
8. 9	通産省、繊維セーフガード発動要請に対する調査開始を決定	8. 1	繊維事業協会は TIIP 事業をスタート		
9. 10	第 18 次訪中団出発 (9. 13. 帰国)				
9. 19	綿工連ホームページを開設し、発信				
9. 24	織布連絡協議会は関係先に — ①金利減免措置の期限延長②商工組合が実施している独禁法適用除外制度の存続 — について要望を行う			10. 20	第 41 回総選挙 (初の小選挙区比例代表並立制)
11. 6	通産省は繊維セーフガード措置の調査続行見合わせを決定			12. 17	ペルーの日本大使公邸、武装左翼ゲリラに占拠される
11. 15	通産省は、綿製ポプリン・ブロードの輸入通関時における確認制度を平成 9 年 1 月 1 日から実施することを発表				
11. 17	青年部米国視察団を派遣 (17 日～23 日)				
平成 9 年					
1. 1	綿製ポプリン・ブロード織物の繊維セーフガード措置発動要請を受けて、日本側の“輸入通関時確認制”が実施			4. 1	消費税 5%へ引上げ
2. 5	ジャパン・クリエーション第 1 回実行委員会開催			6. 17	臓器移植法成立 (10. 16 施行)
2. 28	短繊維織物産地企業活性化ビジョンの第 1 回目策定委員会開催	7. 1	通産省は原料紡績課と繊維製品課を統合し、1 室 (通商室) 13 班からなる「繊維課」を発足	6. 18	独占禁止法改正公布
8. 1	短繊維織物産地活路開拓ビジョンの第 1 回目調査研究委員会開催				
8. 8	通産省は綿製ポプリン・ブロード織物の繊維セーフガード措置に係る調査期間を 1 年間延長することを発表	9. 16	産構審繊維部会、織産審総合部会の合同会議が開催され、新繊維ビジョン策定のための協議がスタート	12. 1	地球温暖化防止京都会議 (12. 11 京都議定書採択)
12. 3	青年部台湾視察 (~6 日)			12. 7	介護保険法公布 (H 12. 4. 1 施行)
12. 17	織物関係 8 団体は生活産業局長へ要望書を提出 — ①新繊維ビジョンに対する要望②迂回輸入防止対策について③設備廃棄事業の償還期間の延長 —				
平成 10 年					
1. 20	東京の健保会館において、「活路開拓ビジョン」の講習会開催	1. 14	通産省、繊維産業構造改善臨時措置法 (繊維法) の期限切れ (H 11. 6)、廃止を決定	2. 7	第 18 回長野冬季オリンピック大会開幕
1. 21	東京有明ビッグサイトにおいて第 1 回ジャパン・クリエーション開催 (21～23 日) 来場者 2 万 6 千人	2. 1	「中小企業等協同組合法及び中小企業の組織に関する法律の一部を改正する法律」施行	4. 5	明石海峡大橋開通
8. 7	TSG 調査期間延長				

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
11. 6	東京本部事務所、港区西麻布1-8-7の綿工連会館へ移転			5. 2	欧州連合（EU）首脳会議、'99年1月の単一通貨（ユーロ）への統合を決定
12. 2	与謝野通産大臣と繊維業界代表との懇談会開催され、石川会長が出席し、――①輸入急増問題②繊維法廃止後の過渡的措置実施③ジャパントリエーションへの助成金延長④事業協会出えん金の早期返還⑤設備廃棄事業返済不足金に対する猶予措置実施――について要望			6.22	金融監督庁発足
12. 9	第2回ジャパン・クリエーション開催（9～11日）来場者3万6千人	12.16	JTC 推進協議会設立（9業界・産地団体・4大学・3学会の16機関でスタート）	10. 7	金大中韓国大統領来日
12.18	産構審・織工審の合同会議開催され、「新繊維ビジョン」がとりまとめられる			11.25	江沢民中国主席来日
平成11年 6.16	「繊維の上場に関する懇談会」（富沢修身座長）が名古屋市で開催され、中間とりまとめが発表	1.12	繊維セーフガード（TSG）措置に関する規定及びガイドラインを一部改正し、公布・施行①調査期間の短縮（1年以内→6ヵ月以内）②関連産業の共同要請の制度化③調査負担の適正化	3.12	金融再生委員会、大手銀行15行に総額約7兆5,000億円の公的資金投入を承認
10. 7～8	名古屋7日と大阪8日に横川生活産業局長と繊維業界首脳との懇談会が開催され、石川会長、鋤柄副会長（名古屋）、塩谷副会長（大阪）が出席し要望を述べる――①輸入秩序化②中小企業金融対策③産業用電力料金引下④出えん金の早期返還――について	7. 1	中小企業総合事業団（中小企業信用保険金庫・中小企業事業団・繊維産業構造改善事業協会の3機関が統合）発足	5. 7	情報公開法成立
11.17	東京において、ポプリン・ブロードの輸入急増に対する関係産地事務局会議を緊急に開催――遠州、知多、泉州、大阪南部――	7. 2	「中小企業経営革新支援法」が施行（11年3月24日成立、3月31日公布）	9.30	茨城県東海村のJCOの施設で臨界事故
12. 8	第3回ジャパン・クリエーション開催（8～10日）来場者4万8千人			12.14	民事再生法成立（H12.4.1施行）
平成12年 3.30	自民党織特委開催、石川会長出席、輸入秩序化対策について要望	4. 3	「繊維産業貿易に関するタスクフォース」設置、第1回タスクフォース開催	4. 1	介護保険制度スタート
4.17	深谷通産大臣と繊維業界首脳との懇談会開催、石川会長出席、輸入秩序化対策と業界活性化のための支援措置について要望	4.25	第2回タスクフォース開催――TSG、アンチダンピング、特恵関税、加工再輸入減税制度の説明	4. 6	3月末の携帯電話台数5,000万台を超え、固定電話を抜く
5.24	綿工連・綿スフ工連・綿協連通常総会開催、新会長に塩谷春雄氏選出			7. 8	三宅島の雄山噴火
6.11	タスクフォースの中国調査実施され、塩谷会長参加（11～18日）				
6.30	塩谷会長主要産地訪問する（6.30.～7.21.）				
8.23	東京で常任委員会、情報調査専門委員会、青年部代表者の合同会議を開催、10月の上旬に東京において全国織物産地危機突破大会を開催することを決定				
10. 5	東京の日比谷公園野外音楽堂において「全国織物産地危機突破大会」が開催（3千名が参加）	11. 6	「繊維産業貿易に関するタスクフォース」の共通認識まとまる、第1回会合を本年4月に開いて以来精力的に会合を重ね、11月6日第10回目の会議において共通認識をとりまとめた		
10.30	自民党の繊維対策特別委員会輸入急増対策プロジェクトチーム開催				
12. 6	第4回ジャパン・クリエーション開催（6～8日）来場者5万9千人				

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
平成13年					
4. 10	自民党織特委が開催、「繊維製品の輸入急増対策」のフォローアップについて協議（塩谷会長出席）	1. 6	官庁再編により通商産業省は経済産業省に、生活産業局は製造産業局となる	1. 6	中央省庁再編成
4. 27	蔵元繊維課長と正副会長の懇談会開催、通商問題を中心に意見交換			4. 1	情報公開法施行
6. 22	自民党織特委が開催、塩谷会長より——①国内生産の30%を確保できる施策の実施②日本製綿織物の表示推進③二次製品に対する間接被害者からのTSG申請を可能にすることについて——要望			9. 11	米国で4機の旅客機がハイジャックされ、2機はニューヨークの世界貿易センター、1機はワシントンの国防総省へ突入（同時多発テロ）
12. 5	第5回ジャパン・クリエーション開催（5～7日）来場者6万5千人			12. 2	米エネルギー大手企業エンロン破産、負債総額約131億ドル
12. 10	第1回目の繊維製品リサイクル推進会議開催				
平成14年					
2. 6	綿協連臨時総会開催、解散決議する	1. 13	日本シンガポール EPA 条約調印		
3. 15	大阪の綿業会館において輸出振興部会の第1回目の会議を開催	3. 26	「繊維産業貿易に関するタスクフォース」開催	5. 28	経団連と日経連を統合した「日本経団連」発足
5. 28	綿スフ工連は日本綿業振興会と「ジャパン・コットン・マーク」に関する使用許諾契約を締結し、同マークの普及活動を実施	3. 27	自民党繊維対策特別委員会開催（タオルの繊維セーフガード発動問題）	5. 31	第17回サッカー・ワールドカップ日韓大会開幕
8. 6	大阪において、正副会長と日本染色協会正副会長との懇談会開催	6. 6	「繊維産業貿易に関するタスクフォース」において共通認識を発表	8. 5	住基ネットスタート
10. 8	7月の輸出振興部会において決めた、海外市場開拓調査を中国の上海、香港において実施（8～12日）	10. 8	自民党繊維対策特別委員会と輸入急増対策プロジェクトチームの合同会議（タオルのTSGについて調査期間延長）	9. 17	小泉首相、初の訪朝
12. 4	第6回ジャパン・クリエーション開催（4～6日）来場者6万5千人	11. 30	日本シンガポール EPA 条約発効		
平成15年					
2. 24	大阪の綿業会館において米良章生氏による「輸出振興セミナー」を開催	4. 10	経済産業省は産構審繊維産業分科会の第1回目の基本政策小委員会を開催、新繊維ビジョンの論議をスタートさせる	2. 1	米スペースシャトル〈コロンビア〉帰還の直前に空中分解
		5. 14	経済産業省は30億円規模の「繊維中小企業自立化事業」公募の要領を固める	3. 20	イラク戦争開始（5.1ブッシュ大統領戦闘終結宣言）
7. 4	インターテキスト上海ジャパン・パビリオン運営委員会開催、藤井副会長出席	7. 17	経済産業省は産構審繊維産業分科会を開催し、新繊維ビジョン「日本の繊維産業が進むべき方向ととるべき政策」についてのとりまとめが行われる	5. 23	個人情報保護法成立（H17.4施行）
7. 31	経済産業省は平成15年度の中小繊維製造事業者自立事業の採択者を決定、発表	10. 8	日本繊維産業連盟の会員団体（日本紡績協会、日本化学繊維協会、日本羊毛紡績会、日本綿スフ織物工業組合連合会、日本絹人織物工業組合連合会、日本毛織物等工業組合連合会、日本染色協会、日本ニット工業組合連合会、日本繊維輸出組合）による「日本繊維輸出機構」発足	12. 24	日本政府、米国産牛肉の輸入を停止
10. 15	塩谷会長ら中国調査団は、常設展示場候補地として、中国の上海を調査				
11. 17	大阪において輸出振興部会と正副会長会議の合同会議を開催、中国の上海に常設展示場を開設することを決定	11. 26	ジャパン・テックス開催（～29日）		
12. 3	第7回目のジャパン・クリエーション開催（3～5日）来場者6万5千8百人				
平成16年					
1. 29	官民合同で「繊維 FTA 研究会」	1. 26	経済産業省は「繊維 FTA 研究	1. 12	79年ぶりに鳥インフルエンザ

綿工連の動き		繊維産業を取り巻く動き		社会の動き	
年月日	出 来 事	年月日	出 来 事	年月日	出 来 事
	を發足，第1回目の会合開催 (藤井副会長出席)		会」第1回会合を開催		発生
2. 26	上海展示場オープン	4. 15	タオル業界が提訴していた繊維 セーフガード (TSG) の調査 が打ち切りに	5. 27	イラクで邦人殺害
5. 25	綿工連・綿スフ工連の通常総会 開催，新会長に藤井良己氏選出				
9. 14	経済産業省は平成16年度の 「中小繊維製造事業者自立事業」 の採択者169件を發表	7. 1	独立行政法人中小企業基盤整備 機構發足	9. 27	ニューヨーク市場の原油先物相 場で初めて1バレル=50ドル 代を突破
10. 7	岩崎繊維課長と正副会長との懇 談会開催	7. 8	EU委員会，中国製化合線織物 の不当販売調査を認める		
10. 21	東京のパレスホテルにおいて 「日中繊維産業発展・協力会議」 開催	8. 3	WTO加盟各国は，繊維品の輸 入割当税撤廃に伴う途上国対策 を協議することに合意	10. 23	新潟中越地震 (M 6.8)
12. 1	第8回目のジャパン・クリエー ション開催 (1~3日) 来場者5 万8千7百人	9. 17	日本メキシコ EPA 条約調印	12. 26	スマトラ沖地震津波 (M 9.0)
平成17年					
2. 24	第1回綿工連史編纂会議を大阪 綿業会館にて開催	1. 1	中国政府は1月から3年間繊維 製品148品目に輸出税を賦課す ると發表	1. 20	ジョージ・W・ブッシュが2 期目のアメリカ大統領に就任
3. 9	綿工連・綿スフ工連の役員会終 了後，SCM推進協議会による 「取引ガイドライン」説明会を 開催	1. 12	インターナショナル・ファッショ ンフェア (IFF) 開催	2. 16	京都議定書が發効
				2. 17	中部国際空港 (セントレア) が 愛知県常滑市沖に開港
5. 25	東京の繊維会館において第1回 「繊維製品の原産国表示に係る 研究会」開催，藤井会長出席	4. 1	日本メキシコ EPA 条約發効	3. 20	福岡県西方沖地震 (M 7.0)
5. 27	小池環境大臣と織産連首脳との 懇談会開催される	4. 8	経済産業省は北京で対外貿易局 等と「日中繊維対話」をもつ	3. 25	日本国際博覧会 (愛知万博) 「愛・地球博」開幕
		5. 30	中国財務省は，繊維製品81品 目について6/1から輸出関税 を撤廃すると發表	3. 29	スマトラ沖地震，再び発生 (M 8.7)
7. 1	経済産業省は平成17年度の 「中小繊維製造事業者自立事業」 の採択者88件を發表	6. 1	経済産業省「繊維製品輸入動向 監視体制」を敷く	4. 1	個人情報保護法全面施行
8. 29	「繊維製品の原産国表示に係る 研究会」は報告書を取りまとめ 發表	7. 21	中国人民銀行が人民元の為替レ ート2%切り上げと通貨バスケ ット制の導入を發表	4. 9	北京にて1万人による反日デモ
				4. 25	JR 福知山線脱線事故
10. 17	播州織シャツ販売会を経済産業 省地下催事場にて開催 (10/17 ~21)	10. 26	インターテキスタイル上海 2005開催 (~29日)	6. 29	アスベスト被害公表
		10. 31	ジャパン・ファッション・ウィ ーク (JFW) 開催 (~11/9)	7. 7	ロンドン同時爆破事件発生
12. 7	第9回目のジャパン・クリエー ション開催 (7~9日) 来場者5 万4千人			7. 26	スペースシャトル「ディスカバ リー」打ち上げ成功 (日本人宇 宙飛行士・野口聡一氏が搭乗)
		12. 13	日本マレーシア EPA 条約調印	8. 8	郵政民営化関連法案，参議院で 否決，衆議院解散
				8. 26	ハリケーン「カトリーナ」米国 フロリダ州に上陸
				9. 11	第44回衆議院議員選挙，自民 党296議席で圧勝
				10. 14	郵政民営化関連法案が成立
				12. 8	みずほ証券，ジェイコム株を誤 發注

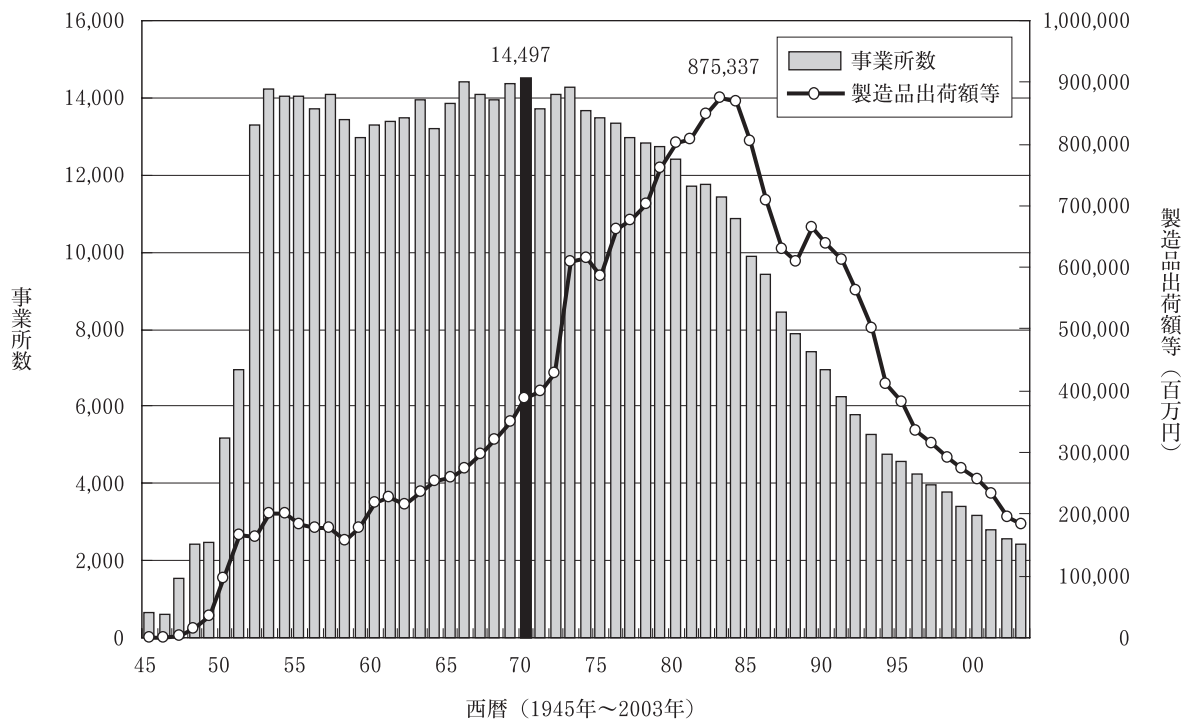


# 統計資料

- 【図】
- 綿スフ織物業（事業所数・製造品出荷額等）推移
  - 綿スフ織物業（従業員数・織機台数）推移
  - 綿織物・スフ織物・合織(短)織物の生産推移
  - 綿織物・スフ織物・合織(短)織物輸出推移
  - 綿織物・スフ織物・合織(短)織物輸入推移
  - 綿織物品種別生産高推移
  - 綿織物品種別輸出高推移
  - 綿織物品種別輸入高推移
  - 綿織物仕向国別輸出推移
  - 綿織物の国別輸入推移

- 【表】
- ① 事業所数・出荷額・従業員数・織機台数
  - ② 織物生産高
  - ③ 織物輸出高
  - ④ 織物輸入高
  - ⑤ 織物品種別生産高（その1）（その2）
  - ⑥ 織物品種別輸出高（その1）（その2）
  - ⑦ 織物品種別輸入高（その1）（その2）
  - ⑧ 綿織物国別輸出高
  - ⑨ スフ織物国別輸出高
  - ⑩ 合織(短)織物国別輸出高
  - ⑪ 綿織物国別輸入高
  - ⑫ スフ織物国別輸入高
  - ⑬ 合織(短)織物国別輸入高

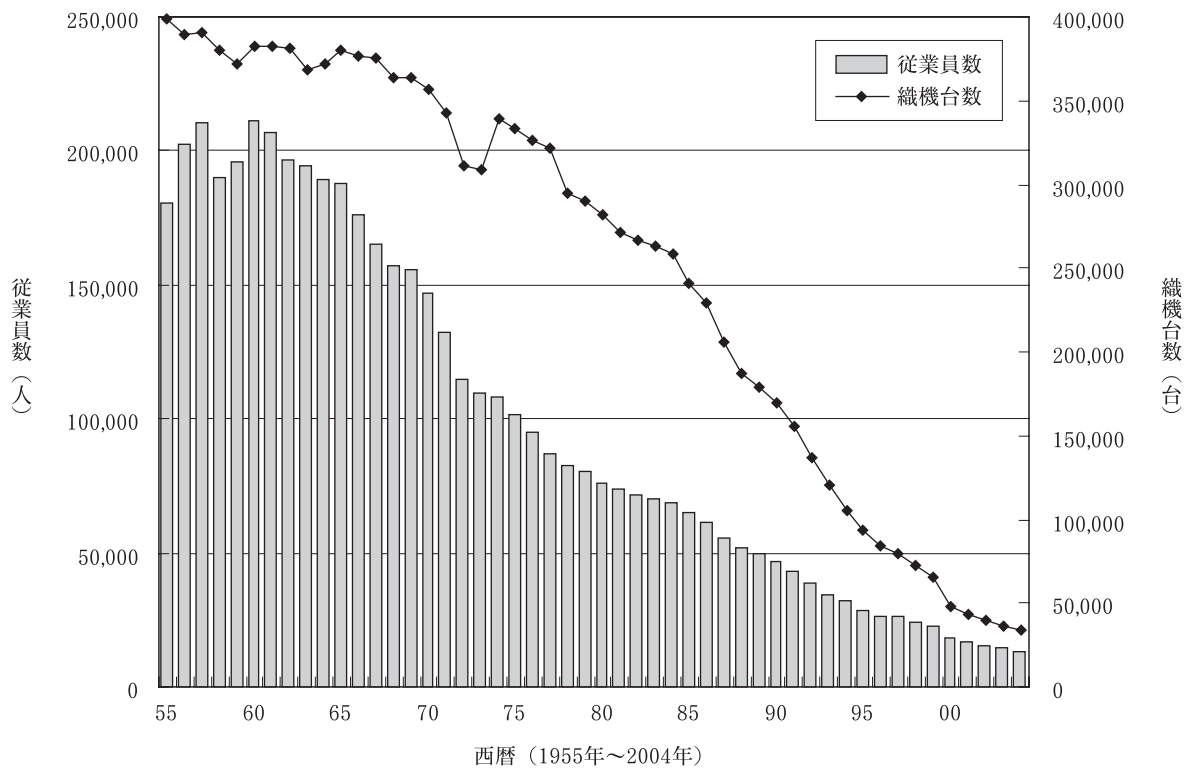
綿スフ織物業（事業所数・製造品出荷額等）推移



(出所) 経済産業省 (通商産業省) 工業統計

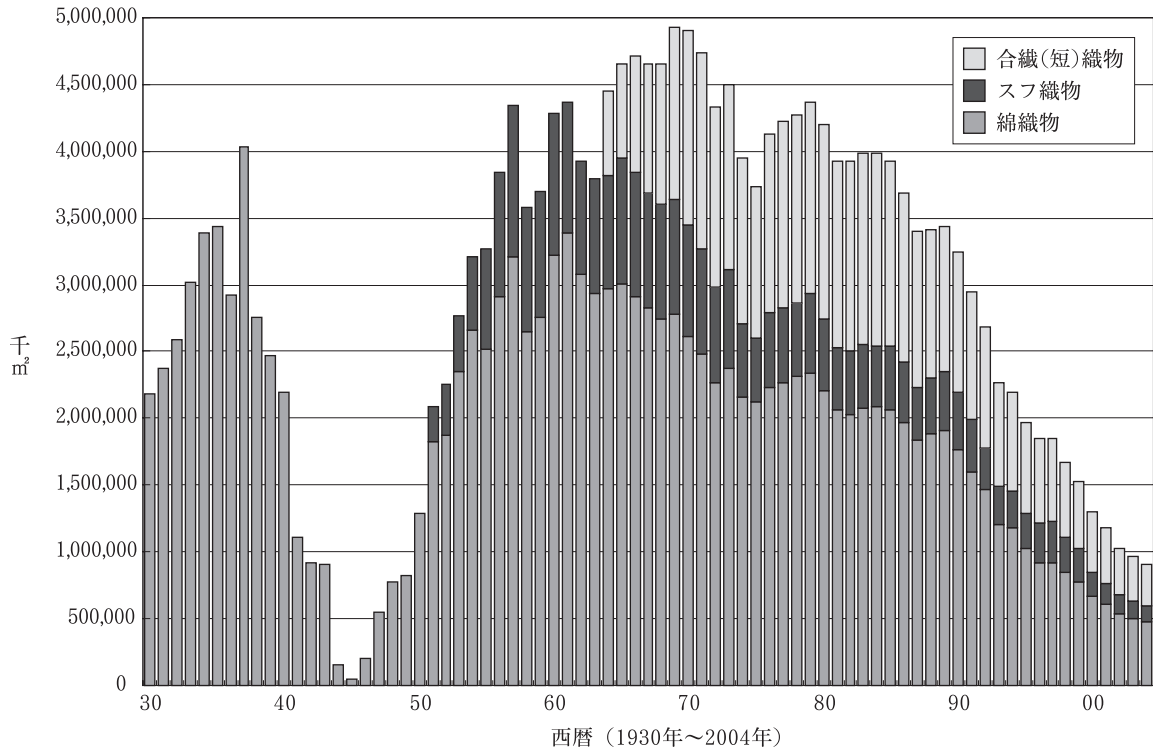
- (注) 1. 1951年までは従業員4人以上の事業所  
 2. 1945年から1949年までの製造品出荷額等は生産額

綿スフ織物業（従業員数・織機台数）推移



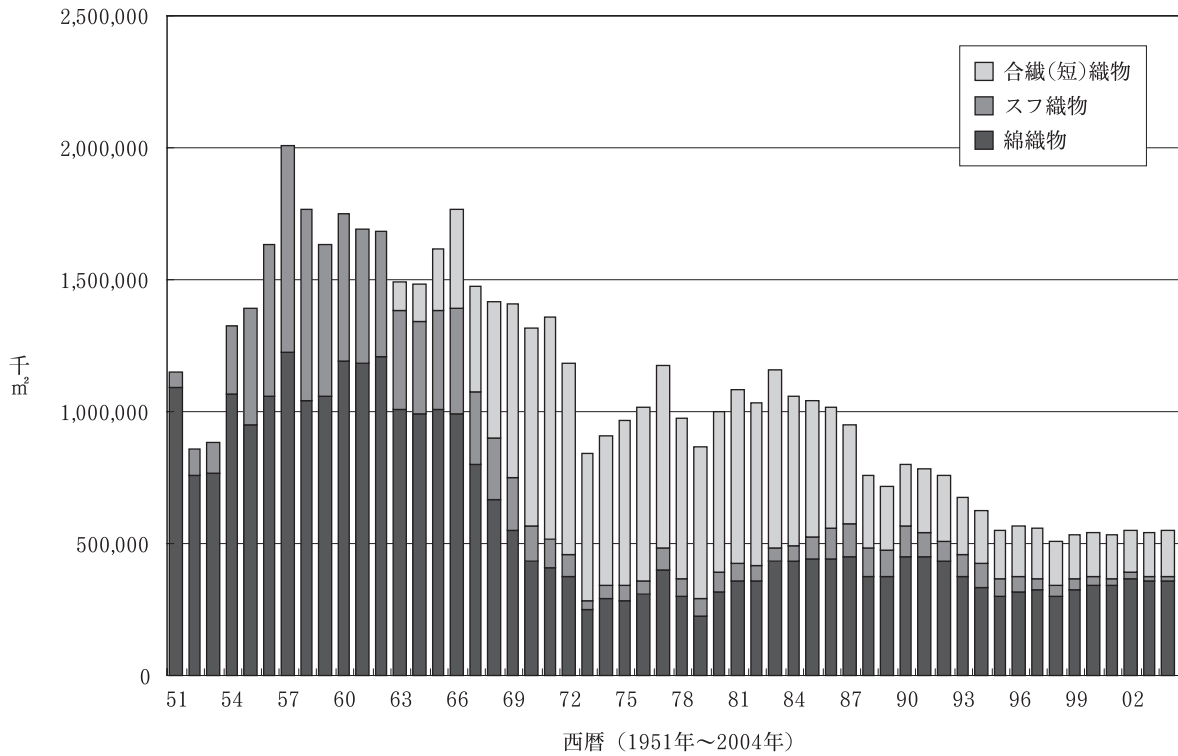
(出所) 経済産業省 (通商産業省) 繊維統計年報

綿織物・スフ織物・合織(短)織物の生産推移



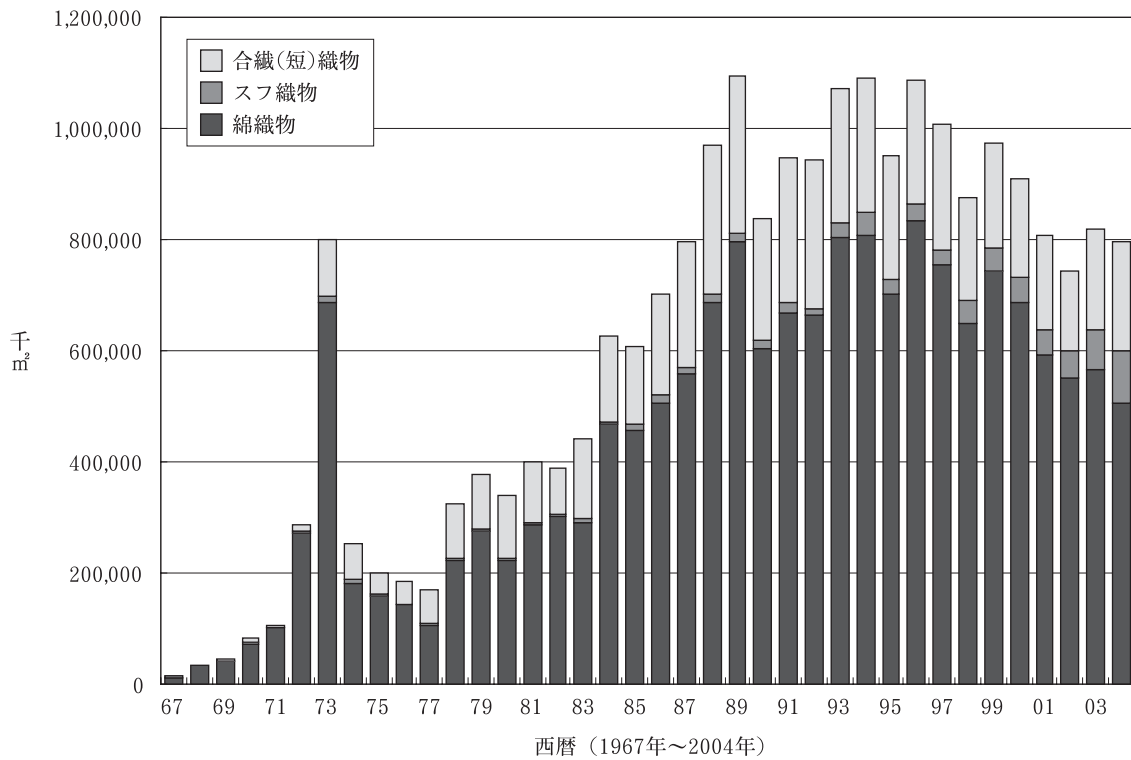
(出所) 経済産業省(通商産業省) 繊維統計年報

綿織物・スフ織物・合織(短)織物輸出推移



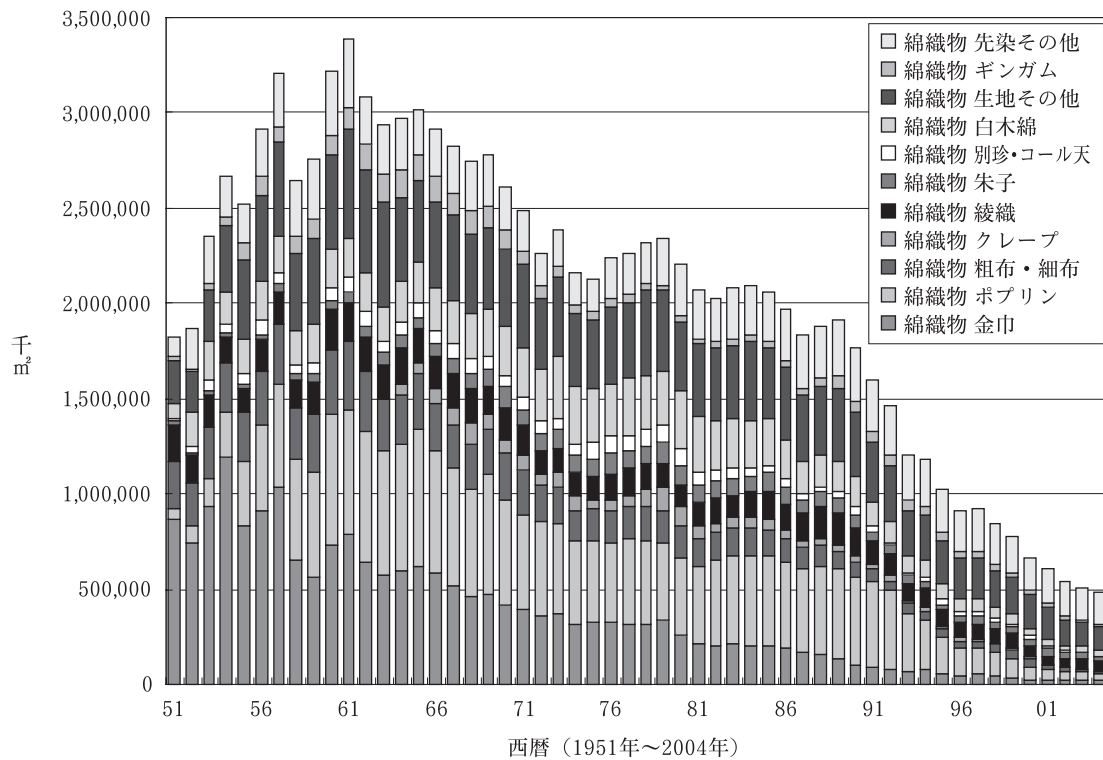
(出所) 財務省(大蔵省) 日本貿易月表

綿織物・スフ織物・合織(短)織物輸入推移



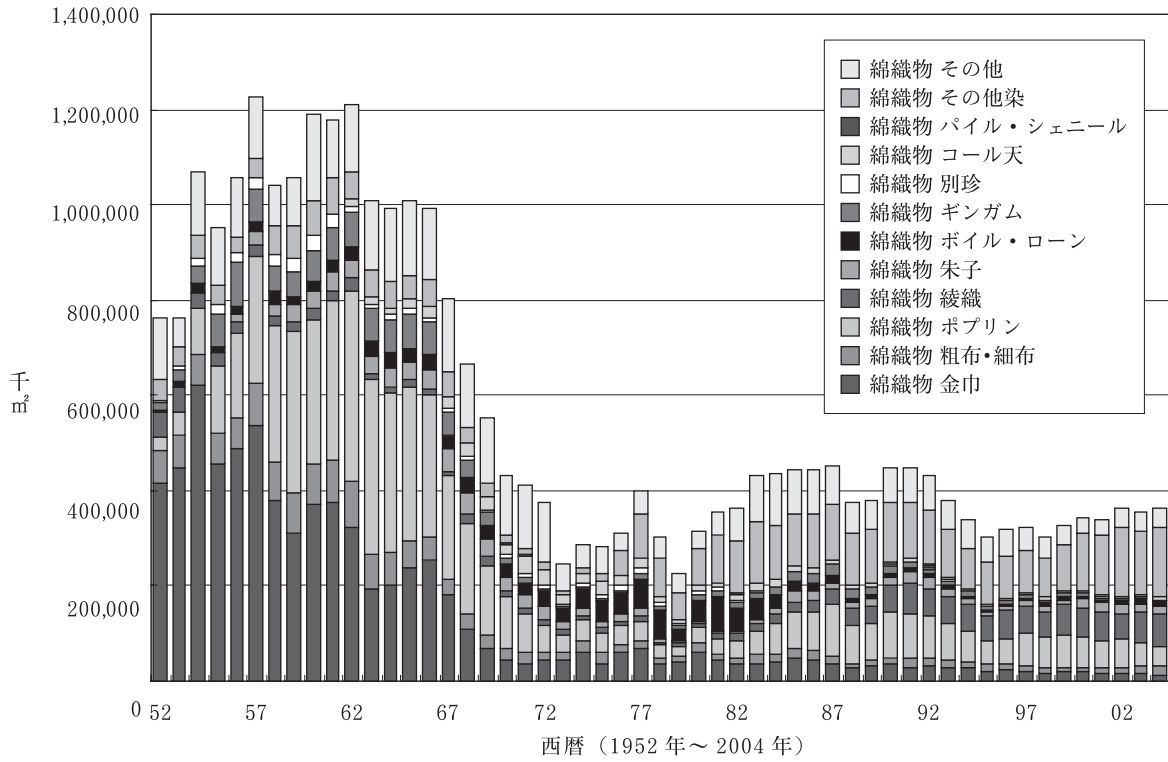
(出所) 財務省(大蔵省)日本貿易月表

綿織物品種別生産高推移

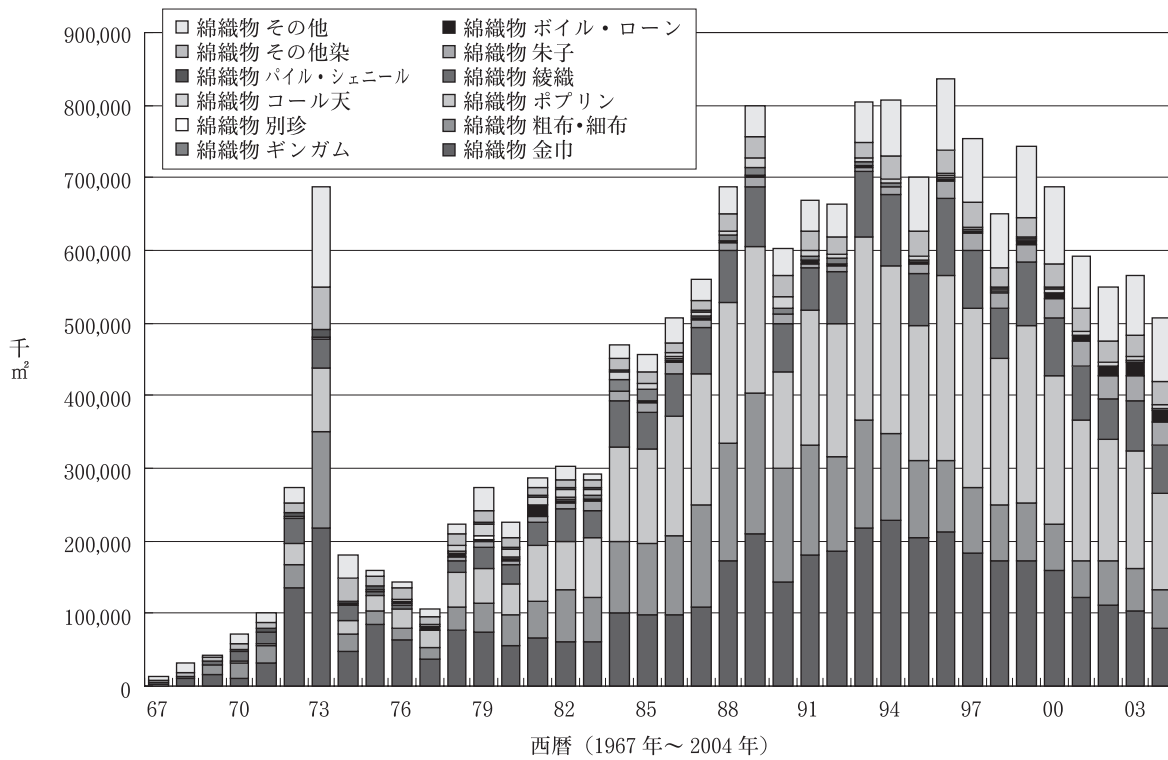


(出所) 経済産業省(通商産業省)繊維統計年報

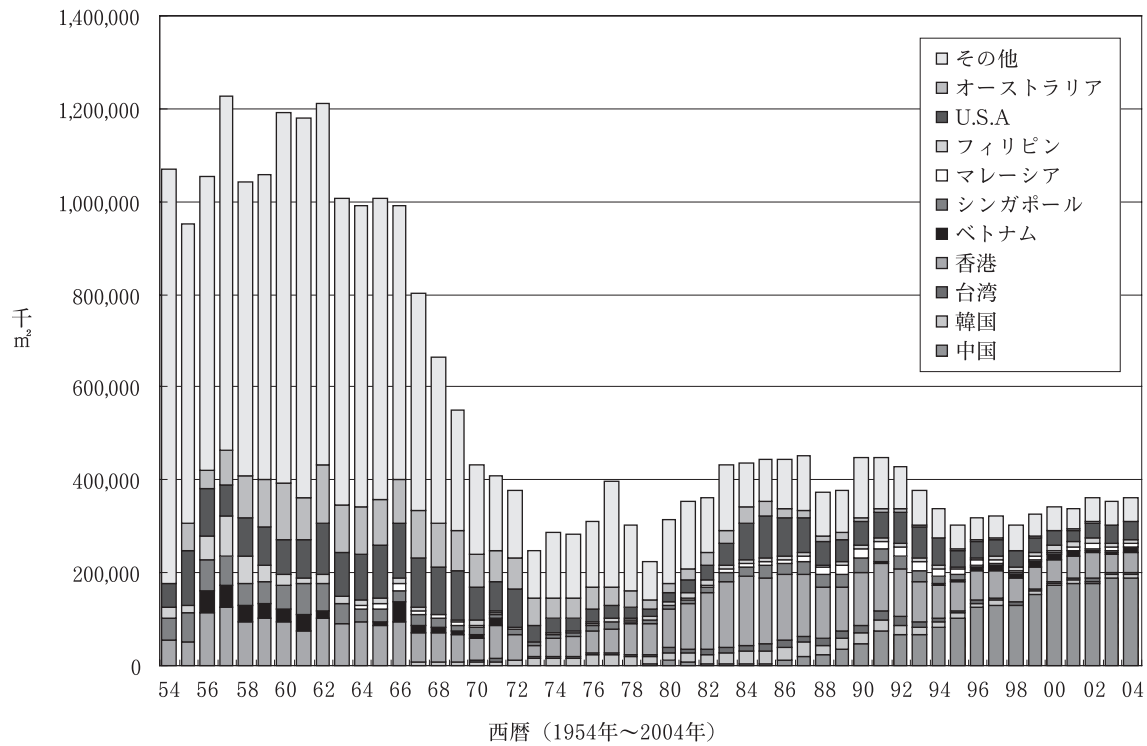
### 綿織物品種別輸出高推移



### 綿織物品種別輸入高推移

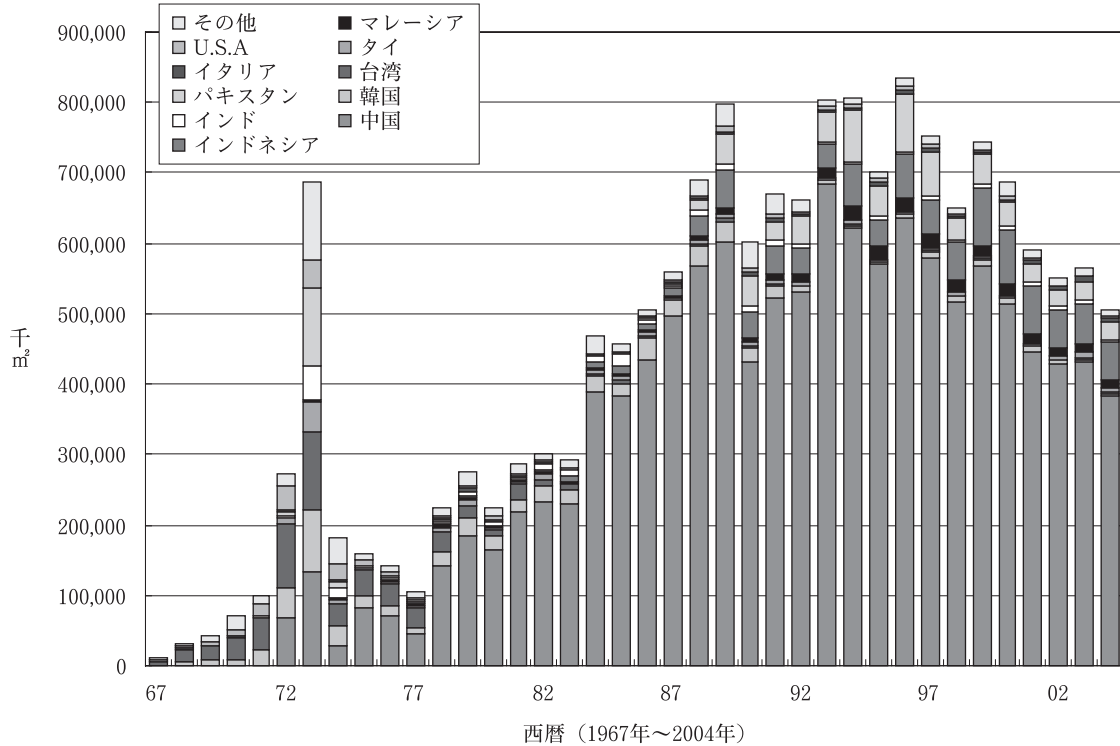


綿織物仕向国別輸出推移



(出所) 財務省 (大蔵省) 日本貿易月表

綿織物の国別輸入推移



(出所) 財務省 (大蔵省) 日本貿易月表



## ③ 織物輸出高

(単位：1000 m<sup>2</sup>)

	綿織物	スフ織物	合織(短)織物	計
1951年(昭和26年)	1,092,299	60,648	—	—
1952年(昭和27年)	762,026	93,372	—	—
1953年(昭和28年)	764,225	121,193	—	—
1954年(昭和29年)	1,068,660	252,964	—	—
1955年(昭和30年)	952,205	435,949	—	—
1956年(昭和31年)	1,055,232	581,242	—	—
1957年(昭和32年)	1,227,746	784,186	—	—
1958年(昭和33年)	1,041,258	724,262	—	—
1959年(昭和34年)	1,056,039	578,153	—	—
1960年(昭和35年)	1,191,154	558,696	—	—
1961年(昭和36年)	1,179,766	515,077	—	—
1962年(昭和37年)	1,210,843	475,654	—	—
1963年(昭和38年)	1,007,680	376,686	105,850	1,490,216
1964年(昭和39年)	991,159	347,003	141,303	1,479,465
1965年(昭和40年)	1,008,648	376,118	229,798	1,614,564
1966年(昭和41年)	992,671	394,962	376,459	1,764,092
1967年(昭和42年)	801,731	275,262	401,744	1,478,737
1968年(昭和43年)	665,721	231,417	521,114	1,418,252
1969年(昭和44年)	551,488	199,484	654,596	1,405,568
1970年(昭和45年)	430,821	136,638	750,803	1,318,262
1971年(昭和46年)	409,605	104,000	848,558	1,362,163
1972年(昭和47年)	376,493	85,409	720,694	1,182,596
1973年(昭和48年)	247,210	38,741	558,327	844,278
1974年(昭和49年)	288,015	53,403	567,171	908,589
1975年(昭和50年)	283,201	56,889	623,322	963,412
1976年(昭和51年)	311,926	45,268	658,767	1,015,961
1977年(昭和52年)	398,584	81,511	695,676	1,175,771
1978年(昭和53年)	303,160	64,288	611,050	978,498
1979年(昭和54年)	225,990	67,671	572,288	865,949
1980年(昭和55年)	316,528	73,332	607,082	996,942
1981年(昭和56年)	354,783	72,008	655,945	1,082,736
1982年(昭和57年)	362,163	56,175	612,845	1,031,183
1983年(昭和58年)	430,847	53,481	674,683	1,159,011
1984年(昭和59年)	436,650	53,138	572,565	1,062,353
1985年(昭和60年)	445,577	78,039	521,355	1,044,971
1986年(昭和61年)	444,028	112,733	459,126	1,015,887
1987年(昭和62年)	451,298	124,839	377,329	953,466
1988年(昭和63年)	373,736	105,479	276,799	756,014
1989年(平成元年)	378,295	95,895	239,402	713,592
1990年(平成2年)	448,506	118,190	232,214	798,910
1991年(平成3年)	446,505	95,535	237,254	779,294
1992年(平成4年)	430,456	74,128	255,555	760,139
1993年(平成5年)	379,158	79,219	213,640	672,017
1994年(平成6年)	336,949	86,128	200,020	623,097
1995年(平成7年)	301,496	64,275	184,096	549,867
1996年(平成8年)	318,555	54,759	195,351	568,665
1997年(平成9年)	323,311	43,743	194,179	561,233
1998年(平成10年)	302,069	40,649	165,761	508,479
1999年(平成11年)	326,998	38,314	164,465	529,777
2000年(平成12年)	341,863	34,035	169,438	545,335
2001年(平成13年)	338,120	28,551	166,747	533,418
2002年(平成14年)	363,504	24,692	161,762	549,958
2003年(平成15年)	354,754	21,676	166,010	542,440
2004年(平成16年)	362,232	16,372	169,403	548,006

(出所) 財務省通関統計

## ④ 織物輸入高

(単位：1000 m<sup>2</sup>)

	綿織物	スフ織物	合織(短)織物	計
1967年(昭和42年)	12,386	847	941	14,174
1968年(昭和43年)	32,115	1,496	1,362	34,973
1969年(昭和44年)	41,340	1,909	2,090	45,339
1970年(昭和45年)	71,771	1,968	10,246	83,985
1971年(昭和46年)	100,018	1,752	4,798	106,568
1972年(昭和47年)	273,404	1,383	12,742	287,529
1973年(昭和48年)	686,734	10,202	103,085	800,021
1974年(昭和49年)	181,516	8,335	62,518	252,369
1975年(昭和50年)	158,435	2,740	39,708	200,883
1976年(昭和51年)	142,237	3,007	40,197	185,441
1977年(昭和52年)	105,730	3,435	61,524	170,689
1978年(昭和53年)	223,584	3,810	97,625	325,019
1979年(昭和54年)	274,355	4,592	98,689	377,636
1980年(昭和55年)	224,394	3,549	110,163	338,106
1981年(昭和56年)	286,459	4,617	108,099	399,175
1982年(昭和57年)	301,814	3,603	82,694	388,111
1983年(昭和58年)	291,968	4,413	145,322	441,703
1984年(昭和59年)	469,197	4,185	153,119	626,501
1985年(昭和60年)	457,111	10,907	140,001	608,019
1986年(昭和61年)	506,188	15,160	181,977	703,325
1987年(昭和62年)	559,630	10,446	226,220	796,296
1988年(昭和63年)	688,566	12,397	269,446	970,409
1989年(平成元年)	798,082	14,936	281,560	1,094,578
1990年(平成2年)	602,188	15,850	219,921	837,959
1991年(平成3年)	668,703	17,054	261,271	947,028
1992年(平成4年)	662,591	12,436	269,089	944,116
1993年(平成5年)	804,306	24,711	244,549	1,073,566
1994年(平成6年)	806,532	42,900	240,956	1,090,388
1995年(平成7年)	701,654	28,020	221,425	951,099
1996年(平成8年)	835,326	28,030	224,567	1,087,923
1997年(平成9年)	753,224	27,321	225,265	1,005,810
1998年(平成10年)	650,146	41,539	183,551	875,236
1999年(平成11年)	744,298	38,987	191,300	974,585
2000年(平成12年)	686,790	46,412	175,999	909,201
2001年(平成13年)	591,268	47,770	169,635	808,673
2002年(平成14年)	549,582	49,803	144,407	743,792
2003年(平成15年)	564,919	74,049	179,089	818,057
2004年(平成16年)	505,877	95,391	194,292	795,560

(出所) 財務省通関統計





## ⑤ 織物品種別生産高（その2）

（単位：1000 m<sup>2</sup>）

	ス フ 織 物			計	合織（短）織物			計
	モスリン	その他	先 染		アクリル	ポリエステル	その他	
1951年（昭和26年）	—	—	—	60,648	—	—	—	—
1952年（昭和27年）	—	—	—	93,372	—	—	—	—
1953年（昭和28年）	—	—	—	121,193	—	—	—	—
1954年（昭和29年）	—	—	—	252,964	—	—	—	—
1955年（昭和30年）	—	—	—	435,949	—	—	—	—
1956年（昭和31年）	—	—	—	581,242	—	—	—	—
1957年（昭和32年）	—	—	—	784,186	—	—	—	—
1958年（昭和33年）	521,062	184,565	231,031	936,658	—	—	—	—
1959年（昭和34年）	467,708	206,819	272,173	946,700	—	—	—	—
1960年（昭和35年）	504,056	270,541	282,706	1,057,303	—	—	—	—
1961年（昭和36年）	515,816	253,082	212,460	981,358	—	—	—	—
1962年（昭和37年）	440,187	235,741	164,926	840,854	—	—	—	—
1963年（昭和38年）	420,112	269,631	169,207	858,950	—	—	—	—
1964年（昭和39年）	395,642	275,166	185,057	855,865	44,408	388,534	194,574	627,516
1965年（昭和40年）	400,995	337,195	197,096	935,286	53,556	432,448	225,867	711,871
1966年（昭和41年）	392,909	326,560	215,237	934,706	40,890	571,254	249,967	862,111
1967年（昭和42年）	381,383	314,138	171,822	867,343	58,745	677,632	231,023	967,400
1968年（昭和43年）	373,334	311,553	172,141	857,028	58,103	749,635	241,539	1,049,277
1969年（昭和44年）	367,402	328,491	165,847	861,740	62,305	1,001,566	225,445	1,289,316
1970年（昭和45年）	353,283	331,009	143,118	827,410	71,541	1,139,365	248,693	1,459,599
1971年（昭和46年）	332,208	327,862	127,896	787,966	93,926	1,130,829	246,403	1,471,158
1972年（昭和47年）	335,999	286,570	95,679	718,248	103,622	1,039,053	203,859	1,346,534
1973年（昭和48年）	345,411	296,784	95,660	737,855	114,009	1,061,673	202,049	1,377,731
1974年（昭和49年）	266,505	207,405	71,670	545,580	97,787	978,874	167,426	1,244,087
1975年（昭和50年）	249,859	143,996	82,298	476,153	150,707	861,572	126,733	1,139,012
1976年（昭和51年）	303,814	169,368	84,345	557,527	184,709	1,016,389	138,585	1,339,683
1977年（昭和52年）	308,581	174,528	76,736	559,845	176,582	1,063,392	154,695	1,394,669
1978年（昭和53年）	280,687	198,190	75,112	553,989	159,945	1,088,446	155,646	1,404,037
1979年（昭和54年）	294,407	198,481	97,992	590,880	162,624	1,114,174	162,586	1,439,384
1980年（昭和55年）	268,436	184,726	93,060	546,222	151,699	1,147,210	148,936	1,447,845
1981年（昭和56年）	218,949	157,265	86,662	462,876	131,132	1,156,097	111,623	1,398,852
1982年（昭和57年）	248,467	147,752	83,138	479,357	120,415	1,182,222	115,351	1,417,988
1983年（昭和58年）	238,107	152,021	82,300	472,428	118,048	1,180,418	130,991	1,429,457
1984年（昭和59年）	255,491	117,589	82,505	455,585	119,230	1,168,780	147,592	1,435,602
1985年（昭和60年）	252,689	147,561	76,056	476,306	124,532	1,118,373	148,853	1,391,758
1986年（昭和61年）	225,150	166,283	60,072	451,505	110,717	985,653	163,993	1,260,363
1987年（昭和62年）	194,317	140,432	56,060	390,809	93,218	906,829	167,302	1,167,349
1988年（昭和63年）	204,447	151,846	59,174	415,467	85,898	840,449	189,867	1,116,214
1989年（平成元年）	202,123	166,346	63,620	432,089	91,769	790,707	209,869	1,092,345
1990年（平成2年）	207,224	166,137	56,415	429,776	83,040	783,917	186,726	1,053,683
1991年（平成3年）	172,466	158,196	58,851	389,513	77,494	718,321	161,550	957,365
1992年（平成4年）	133,765	131,481	52,147	317,393	70,118	703,165	128,481	901,764
1993年（平成5年）	124,239	117,645	43,380	285,264	69,277	589,497	112,131	770,905
1994年（平成6年）	122,307	110,814	37,619	270,740	69,138	564,486	116,033	749,657
1995年（平成7年）	124,413	100,545	29,616	254,574	55,944	517,750	106,539	680,233
1996年（平成8年）	167,475	107,049	27,631	302,155	54,676	488,726	89,130	632,532
1997年（平成9年）	185,771	99,000	24,667	309,438	59,855	470,421	90,393	620,669
1998年（平成10年）	166,631	86,698	20,098	273,427	51,359	410,869	87,607	549,835
1999年（平成11年）	147,945	85,672	18,175	251,792	45,639	375,155	83,863	504,657
2000年（平成12年）	104,510	65,134	11,423	181,067	28,043	352,438	78,740	459,221
2001年（平成13年）	97,152	57,666	10,102	164,920	26,300	306,426	78,603	411,329
2002年（平成14年）	81,460	51,816	8,653	141,929	22,473	268,358	58,558	349,389
2003年（平成15年）	76,720	45,139	6,077	127,936	20,194	260,890	52,389	333,473
2004年（平成16年）	72,655	37,197	6,224	116,076	17,356	247,027	49,080	313,463

（出所） 経済産業省繊維統計



## ⑥ 織物品種別輸出高（その2）

（単位：1000 m<sup>2</sup>）

	スフ織物	合織（短）織物			計
		アクリル	ポリエステル	その他	
1951年(昭和26年)	60,648	—	—	—	—
1952年(昭和27年)	93,372	—	—	—	—
1953年(昭和28年)	121,193	—	—	—	—
1954年(昭和29年)	252,964	—	—	—	—
1955年(昭和30年)	435,949	—	—	—	—
1956年(昭和31年)	581,242	—	—	—	—
1957年(昭和32年)	784,186	—	—	—	—
1958年(昭和33年)	724,262	—	—	—	—
1959年(昭和34年)	578,153	—	—	—	—
1960年(昭和35年)	558,696	—	—	—	—
1961年(昭和36年)	515,077	—	—	—	—
1962年(昭和37年)	475,654	—	—	—	—
1963年(昭和38年)	376,686	—	—	—	105,850
1964年(昭和39年)	347,003	—	—	—	141,303
1965年(昭和40年)	376,118	—	—	—	229,798
1966年(昭和41年)	394,962	18,099	335,705	22,655	376,459
1967年(昭和42年)	275,262	30,373	353,713	17,658	401,744
1968年(昭和43年)	231,417	28,755	478,934	13,425	521,114
1969年(昭和44年)	199,484	37,739	599,285	17,572	654,596
1970年(昭和45年)	136,638	47,880	682,306	20,617	750,803
1971年(昭和46年)	104,000	72,264	756,533	19,761	848,558
1972年(昭和47年)	85,409	59,429	643,840	17,425	720,694
1973年(昭和48年)	38,741	40,303	501,658	16,366	558,327
1974年(昭和49年)	53,403	40,500	516,783	9,888	567,171
1975年(昭和50年)	56,889	57,445	554,959	10,918	623,322
1976年(昭和51年)	45,268	77,552	564,934	16,281	658,767
1977年(昭和52年)	81,511	81,880	597,871	15,925	695,676
1978年(昭和53年)	64,288	66,255	531,244	13,551	611,050
1979年(昭和54年)	67,671	64,799	495,359	12,130	572,288
1980年(昭和55年)	73,332	72,027	519,034	16,021	607,082
1981年(昭和56年)	72,008	75,625	569,522	10,798	655,945
1982年(昭和57年)	56,175	61,078	541,327	10,440	612,845
1983年(昭和58年)	53,481	64,430	600,360	9,893	674,683
1984年(昭和59年)	53,138	51,008	512,872	8,685	572,565
1985年(昭和60年)	78,039	43,498	470,423	7,434	521,355
1986年(昭和61年)	112,733	35,203	418,207	5,716	459,126
1987年(昭和62年)	124,839	42,518	329,539	5,272	377,329
1988年(昭和63年)	105,479	30,659	240,102	6,038	276,799
1989年(平成元年)	95,895	30,777	202,254	6,371	239,402
1990年(平成2年)	118,190	33,992	192,246	5,976	232,214
1991年(平成3年)	95,535	41,028	189,951	6,275	237,254
1992年(平成4年)	74,128	37,038	212,676	5,841	255,555
1993年(平成5年)	79,219	30,132	177,970	5,538	213,640
1994年(平成6年)	86,128	32,083	162,316	5,621	200,020
1995年(平成7年)	64,275	19,738	157,496	6,862	184,096
1996年(平成8年)	54,759	29,484	159,183	6,684	195,351
1997年(平成9年)	43,743	28,257	159,194	6,728	194,179
1998年(平成10年)	40,649	25,327	135,298	5,136	165,761
1999年(平成11年)	38,314	17,319	142,593	4,553	164,465
2000年(平成12年)	34,035	15,298	148,553	5,587	169,438
2001年(平成13年)	28,551	14,542	146,241	5,964	166,747
2002年(平成14年)	24,692	16,120	140,151	5,491	161,762
2003年(平成15年)	21,676	17,485	142,887	5,638	166,010
2004年(平成16年)	16,372	12,211	150,720	6,471	169,403

(出所) 財務省通関統計

⑦ 織物品種別輸入高（その1）

（単位：1000 m<sup>2</sup>）

	綿織物											計	
	金巾	粗布・細布	ポプリン	綾織	朱子	ボイル・ローン	ギンガム	別珍	コール天	パイル・シェニール	その他染		その他
1967年(昭和42年)	1,201	—	453	2,896	43	41	—	—	—	195	2,622	4,935	12,386
1968年(昭和43年)	10,807	—	593	2,073	196	53	—	—	—	77	4,210	14,106	32,115
1969年(昭和44年)	15,317	12,928	1,751	3,737	558	120	—	—	—	129	4,982	1,818	41,340
1970年(昭和45年)	11,595	20,793	2,893	11,334	586	227	—	—	—	1,928	8,394	14,021	71,771
1971年(昭和46年)	32,361	22,198	2,576	17,813	292	226	—	—	—	3,572	9,161	11,819	100,018
1972年(昭和47年)	135,711	31,961	27,664	36,771	266	479	—	—	—	6,521	14,026	20,005	273,404
1973年(昭和48年)	217,322	133,102	88,834	39,578	1,021	1,372	—	—	—	10,074	57,938	137,493	686,734
1974年(昭和49年)	48,448	23,762	18,605	20,759	874	1,635	—	—	—	2,414	31,425	33,594	181,516
1975年(昭和50年)	85,993	17,380	21,847	5,844	755	1,354	—	—	—	5,779	11,598	7,885	158,435
1976年(昭和51年)	63,611	15,445	28,031	4,446	2,023	2,188	98	3,584	744	242	15,976	5,849	142,237
1977年(昭和52年)	36,106	16,198	23,600	1,806	230	3,583	24	1,169	1,859	347	11,196	9,612	105,730
1978年(昭和53年)	77,161	32,456	48,098	15,463	4,140	6,325	24	3,425	6,446	720	14,882	14,444	223,584
1979年(昭和54年)	74,582	40,546	47,494	29,532	7,617	3,263	36	3,200	17,047	2,815	15,744	32,479	274,355
1980年(昭和55年)	54,685	43,686	42,804	24,796	7,855	2,306	562	1,402	9,861	2,203	13,908	20,326	224,394
1981年(昭和56年)	67,587	49,326	76,408	31,496	9,930	13,509	792	654	9,898	2,547	11,010	13,302	286,459
1982年(昭和57年)	62,198	71,553	65,654	43,556	9,547	2,857	2,926	978	12,004	1,907	10,789	17,845	301,814
1983年(昭和58年)	60,224	60,638	84,430	35,374	13,163	4,756	3,406	532	9,168	1,787	9,587	8,903	291,968
1984年(昭和59年)	102,033	98,399	130,070	63,417	11,856	1,118	14,090	367	11,919	1,274	17,492	17,162	469,197
1985年(昭和60年)	98,825	97,650	129,428	49,917	15,163	1,479	16,271	374	6,457	798	17,160	23,589	457,111
1986年(昭和61年)	98,660	107,148	166,581	56,837	17,364	2,851	2,551	1,577	5,170	776	12,448	34,225	506,188
1987年(昭和62年)	109,136	140,898	180,564	63,159	10,882	1,991	3,310	778	5,233	831	14,481	28,367	559,630
1988年(昭和63年)	172,466	163,158	191,606	72,027	11,872	2,107	7,140	946	5,066	1,480	22,184	38,514	688,566
1989年(平成元年)	210,816	192,412	202,442	82,558	13,389	1,395	10,045	963	13,308	1,197	27,918	41,639	798,082
1990年(平成2年)	144,266	155,911	131,944	67,788	12,065	1,298	6,520	761	15,313	1,384	27,636	37,302	602,188
1991年(平成3年)	180,564	150,339	186,338	58,756	5,900	3,643	5,793	909	7,628	869	26,889	41,075	668,703
1992年(平成4年)	186,688	130,476	180,661	71,670	8,442	3,116	7,747	557	4,158	646	24,412	44,018	662,591
1993年(平成5年)	218,155	148,129	252,928	88,765	6,980	2,421	4,131	501	5,180	491	21,761	54,864	804,306
1994年(平成6年)	228,078	119,581	231,931	96,679	11,229	1,094	4,359	442	5,041	726	30,916	76,456	806,532
1995年(平成7年)	204,167	106,855	185,449	70,699	13,660	1,950	4,285	226	3,931	837	33,705	75,890	701,654
1996年(平成8年)	212,324	97,513	255,988	106,187	23,377	2,881	3,596	366	3,597	824	30,953	97,720	835,326
1997年(平成9年)	183,482	89,246	248,042	79,513	22,329	3,233	2,554	401	3,183	892	33,852	86,497	753,224
1998年(平成10年)	173,004	77,663	201,560	68,073	20,139	1,963	2,377	391	2,342	815	27,255	74,564	650,146
1999年(平成11年)	171,984	80,017	244,480	87,344	25,167	3,971	1,837	188	1,793	534	26,600	100,383	744,298
2000年(平成12年)	158,937	65,282	203,407	79,941	25,820	7,710	1,091	466	5,047	588	32,938	105,563	686,790
2001年(平成13年)	121,435	51,004	192,755	74,496	35,428	7,165	869	462	3,896	1,027	31,074	71,657	591,268
2002年(平成14年)	112,327	60,570	167,717	54,751	31,664	13,023	674	199	4,711	625	28,863	74,457	549,582
2003年(平成15年)	102,396	60,098	162,258	69,438	32,962	19,933	576	126	6,624	849	28,057	81,602	564,919
2004年(平成16年)	80,210	53,056	131,447	65,904	33,485	16,273	620	532	6,621	650	31,638	85,440	505,877

（出所）財務省通関統計

## ⑦ 織物品種別輸入高（その2）

（単位：1000 m<sup>2</sup>）

	スフ織物	合織（短）織物			計
		アクリル	ポリエステル	その他	
1967年(昭和42年)	847	7	4	930	941
1968年(昭和43年)	1,496	7	3	1,352	1,362
1969年(昭和44年)	1,909	4	7	2,079	2,090
1970年(昭和45年)	1,968	17	9	10,220	10,246
1971年(昭和46年)	1,752	67	4,646	85	4,798
1972年(昭和47年)	1,383	185	12,381	176	12,742
1973年(昭和48年)	10,202	467	101,129	1,489	103,085
1974年(昭和49年)	8,335	1,333	60,441	744	62,518
1975年(昭和50年)	2,740	251	39,213	244	39,708
1976年(昭和51年)	3,007	108	39,821	268	40,197
1977年(昭和52年)	3,435	74	58,970	2,480	61,524
1978年(昭和53年)	3,810	186	96,165	1,274	97,625
1979年(昭和54年)	4,592	1,035	96,131	1,523	98,689
1980年(昭和55年)	3,549	267	108,910	986	110,163
1981年(昭和56年)	4,617	147	107,223	729	108,099
1982年(昭和57年)	3,603	93	82,223	378	82,694
1983年(昭和58年)	4,413	628	144,432	262	145,322
1984年(昭和59年)	4,185	387	151,984	748	153,119
1985年(昭和60年)	10,907	801	138,469	731	140,001
1986年(昭和61年)	15,160	397	181,017	563	181,977
1987年(昭和62年)	10,446	328	225,410	482	226,220
1988年(昭和63年)	12,397	360	268,621	465	269,446
1989年(平成元年)	14,936	1,127	279,791	642	281,560
1990年(平成2年)	15,850	510	218,768	643	219,921
1991年(平成3年)	17,054	679	260,039	553	261,271
1992年(平成4年)	12,436	714	267,670	705	269,089
1993年(平成5年)	24,711	463	243,763	323	244,549
1994年(平成6年)	42,900	620	239,927	409	240,956
1995年(平成7年)	28,020	8,366	212,463	596	221,425
1996年(平成8年)	28,030	13,565	209,922	1,080	224,567
1997年(平成9年)	27,321	15,403	209,061	801	225,265
1998年(平成10年)	41,539	13,401	169,443	707	183,551
1999年(平成11年)	38,987	9,970	180,702	628	191,300
2000年(平成12年)	46,412	5,996	169,333	670	175,999
2001年(平成13年)	47,770	11,708	157,199	728	169,635
2002年(平成14年)	49,803	12,509	131,262	635	144,407
2003年(平成15年)	74,049	16,246	162,338	505	179,089
2004年(平成16年)	95,391	19,063	174,272	958	194,292

（出所）財務省通関統計

⑧ 綿織物国別輸出高

(単位：1000 m<sup>2</sup>)

	韓国	中国	台湾	香港	ベトナム	シンガポール	マレーシア	フィリピン	U.S.A	オーストラリア	その他	計
1954年(昭和29年)	—	—	—	54,352	—	48,044	—	24,952	49,500	—	891,812	1,068,660
1955年(昭和30年)	—	—	—	51,327	—	60,934	—	18,992	117,264	59,232	644,456	952,205
1956年(昭和31年)	—	—	—	115,373	47,126	65,904	—	49,912	102,465	40,057	634,395	1,055,232
1957年(昭和32年)	—	—	—	126,532	47,209	61,912	—	86,971	68,367	72,175	764,580	1,227,746
1958年(昭和33年)	—	—	—	92,891	35,265	48,939	—	59,621	81,337	89,772	633,433	1,041,258
1959年(昭和34年)	—	—	—	103,387	32,134	45,022	—	37,402	81,181	100,324	656,589	1,056,039
1960年(昭和35年)	—	—	—	93,816	26,715	53,975	—	22,501	73,022	122,398	798,727	1,191,154
1961年(昭和36年)	—	—	—	76,144	33,364	65,718	—	12,676	82,072	92,023	817,769	1,179,766
1962年(昭和37年)	—	—	—	104,161	15,719	55,563	—	22,733	106,828	127,187	778,652	1,210,843
1963年(昭和38年)	—	—	—	88,530	—	46,101	—	16,495	92,996	101,087	662,471	1,007,680
1964年(昭和39年)	—	—	—	93,769	—	27,522	8,894	11,666	99,586	99,628	650,094	991,159
1965年(昭和40年)	—	—	—	87,737	8,599	26,322	11,058	10,050	114,365	98,143	652,374	1,008,648
1966年(昭和41年)	—	—	—	93,635	42,874	24,997	16,613	8,905	118,641	97,071	589,935	992,671
1967年(昭和42年)	7,365	—	—	63,519	15,082	25,665	7,213	8,593	102,775	102,829	468,690	801,731
1968年(昭和43年)	7,441	—	—	64,427	10,218	19,319	6,982	—	104,143	93,020	360,171	665,721
1969年(昭和44年)	7,032	—	—	58,236	9,725	12,396	5,417	3,825	107,500	85,546	261,811	551,488
1970年(昭和45年)	7,949	—	3,712	48,852	7,600	16,108	4,025	8,258	73,110	69,515	191,692	430,821
1971年(昭和46年)	9,110	—	5,929	72,395	14,178	8,829	3,787	4,677	61,613	65,489	163,598	409,605
1972年(昭和47年)	10,956	—	1,821	54,319	—	10,413	—	3,280	86,032	65,419	144,253	376,493
1973年(昭和48年)	16,393	—	5,161	21,780	—	5,933	—	3,183	34,937	59,036	100,787	247,210
1974年(昭和49年)	15,889	—	2,780	38,670	—	9,600	3,550	—	33,526	42,009	141,991	288,015
1975年(昭和50年)	15,387	—	3,591	43,121	—	8,639	3,611	2,188	23,991	46,489	136,184	283,201
1976年(昭和51年)	22,543	—	4,735	48,913	—	10,178	2,583	6,017	28,448	47,480	141,029	311,926
1977年(昭和52年)	21,670	—	5,333	53,479	—	12,048	2,086	8,192	27,988	36,789	230,999	398,584
1978年(昭和53年)	20,953	—	3,514	64,119	—	7,001	1,601	6,530	21,720	34,341	143,381	303,160
1979年(昭和54年)	17,600	3,326	4,317	64,478	—	7,234	1,250	8,245	15,668	20,286	83,586	225,990
1980年(昭和55年)	17,439	11,215	9,429	84,363	—	7,021	2,225	7,115	19,355	19,702	138,664	316,528
1981年(昭和56年)	17,358	8,233	10,827	97,418	—	8,760	2,876	10,030	28,242	24,073	146,966	354,783
1982年(昭和57年)	17,990	4,317	11,391	122,057	—	13,085	4,118	9,913	33,452	29,257	116,583	362,163
1983年(昭和58年)	23,097	4,353	12,618	141,801	—	19,364	6,694	8,779	47,901	27,868	138,372	430,847
1984年(昭和59年)	24,658	5,108	13,824	149,623	—	20,489	7,487	8,629	75,407	35,267	96,158	436,650
1985年(昭和60年)	26,498	4,353	16,563	142,860	—	24,534	9,929	8,909	87,590	30,871	93,470	445,577
1986年(昭和61年)	30,667	9,886	16,085	140,694	—	21,607	8,457	8,598	82,439	19,616	105,979	444,028
1987年(昭和62年)	31,070	18,195	13,418	133,470	—	26,560	13,748	8,524	72,879	17,205	116,229	451,298
1988年(昭和63年)	22,084	22,920	12,739	111,170	—	26,716	15,708	4,711	49,988	14,826	92,874	373,736
1989年(平成元年)	23,921	35,758	13,077	96,577	—	28,055	19,183	7,033	49,692	11,918	93,081	378,295
1990年(平成2年)	26,116	45,340	14,411	113,919	775	30,673	20,118	8,677	52,191	7,653	128,633	448,506
1991年(平成3年)	25,081	73,949	18,298	104,264	1,381	26,767	16,735	10,464	54,179	6,340	109,047	446,505
1992年(平成4年)	21,185	66,421	17,720	102,907	1,819	24,558	19,336	9,808	66,545	6,019	94,138	430,456
1993年(平成5年)	15,630	66,018	11,620	86,259	2,480	21,694	19,188	10,281	64,243	3,540	78,205	379,158
1994年(平成6年)	13,148	81,398	8,890	69,899	3,760	16,074	14,634	6,787	58,944	2,715	60,700	336,949
1995年(平成7年)	10,734	102,831	6,182	59,957	5,371	11,762	10,330	5,841	36,684	2,105	49,699	301,496
1996年(平成8年)	9,382	125,225	6,457	62,038	7,739	6,607	9,140	7,281	34,468	2,003	48,215	318,555
1997年(平成9年)	7,961	131,693	5,485	59,369	10,427	4,924	8,683	8,448	35,423	1,755	49,143	323,311
1998年(平成10年)	3,299	128,148	6,003	50,672	9,284	2,762	6,222	7,590	32,873	1,968	53,248	302,069
1999年(平成11年)	4,405	155,329	4,864	49,357	9,174	3,565	8,238	10,107	31,122	2,037	48,800	326,998
2000年(平成12年)	3,951	173,793	4,924	46,950	9,593	3,459	7,023	9,992	30,466	1,278	50,434	341,863
2001年(平成13年)	4,445	178,900	4,581	48,377	9,795	2,504	8,060	10,095	25,666	763	44,934	338,120
2002年(平成14年)	6,862	175,998	4,042	55,048	7,718	3,300	11,525	10,213	32,935	1,469	54,394	363,504
2003年(平成15年)	6,835	189,516	3,663	38,301	7,413	2,793	8,425	7,770	37,034	1,304	51,700	354,754
2004年(平成16年)	7,106	187,782	5,645	44,302	10,086	2,009	7,388	6,907	38,649	1,315	51,043	362,232

(出所) 財務省通関統計

## ⑨ スフ織物国別輸出高

(単位：1000 m<sup>2</sup>)

	中 国	香 港	インド ネシア	フィリピン	アフガニ スタン	シンガ ポール	サウジ アラビア	アラブ首 長国連邦	カナダ	U.S.A	その他	計
1959年(昭和34年)	—	31,954	6,144	9,381	7,331	35,200	6,888	—	—	25,174	456,081	578,153
1960年(昭和35年)	—	24,530	21,030	17,338	5,276	17,993	6,552	—	—	17,338	448,639	558,696
1961年(昭和36年)	—	16,453	9,920	17,182	8,827	26,932	8,080	—	—	6,967	420,716	515,077
1962年(昭和37年)	—	20,934	10,696	9,222	11,796	27,471	12,636	—	—	14,515	368,384	475,654
1963年(昭和38年)	—	19,780	—	21,530	5,333	13,982	12,579	—	—	15,470	288,012	376,686
1964年(昭和39年)	—	14,539	—	14,109	9,209	12,407	17,895	—	6,166	11,583	261,095	347,003
1965年(昭和40年)	—	16,739	15,490	20,376	6,972	13,864	18,333	—	9,138	19,027	256,179	376,118
1966年(昭和41年)	—	24,694	25,275	11,693	8,511	21,458	20,240	—	10,687	41,465	230,939	394,962
1967年(昭和42年)	—	20,029	13,684	10,707	4,637	13,030	13,082	—	10,659	19,863	169,571	275,262
1968年(昭和43年)	—	18,834	3,030	2,115	4,216	7,956	14,890	—	8,590	16,285	155,501	231,417
1969年(昭和44年)	—	15,924	—	1,748	2,957	6,412	14,960	—	6,552	19,139	131,792	199,484
1970年(昭和45年)	—	8,313	—	2,626	2,838	4,845	5,022	—	3,370	12,745	96,879	136,638
1971年(昭和46年)	—	6,773	—	910	2,669	2,862	8,352	—	2,666	7,925	71,843	104,000
1972年(昭和47年)	—	4,315	419	385	820	1,860	6,383	484	2,955	9,074	58,714	85,409
1973年(昭和48年)	—	2,161	738	—	563	—	1,826	754	1,722	5,209	25,768	38,741
1974年(昭和49年)	—	1,494	756	—	4,724	1,163	3,939	477	1,193	3,403	36,254	53,403
1975年(昭和50年)	—	1,185	487	—	4,036	717	10,888	914	272	2,036	36,354	56,889
1976年(昭和51年)	—	1,665	—	272	2,776	570	3,293	824	—	2,104	33,764	45,268
1977年(昭和52年)	—	1,694	232	266	3,574	745	10,190	946	—	1,415	62,449	81,511
1978年(昭和53年)	—	3,610	—	159	442	4,685	8,287	778	286	2,064	43,977	64,288
1979年(昭和54年)	—	5,822	187	940	1,344	8,150	3,898	837	321	4,865	41,307	67,671
1980年(昭和55年)	249	7,260	—	1,083	3,029	1,059	6,080	1,064	579	8,660	44,269	73,332
1981年(昭和56年)	219	6,538	235	700	528	1,608	12,476	2,534	1,026	10,645	35,499	72,008
1982年(昭和57年)	210	5,292	—	537	840	926	8,045	1,026	1,030	7,679	30,590	56,175
1983年(昭和58年)	467	6,315	158	777	3,175	1,362	8,604	1,179	750	14,737	15,957	53,481
1984年(昭和59年)	273	9,567	483	356	1,998	1,806	6,717	1,625	1,840	16,157	12,316	53,138
1985年(昭和60年)	502	21,976	286	1,041	637	2,983	7,046	1,506	2,201	17,300	22,561	78,039
1986年(昭和61年)	684	26,089	1,018	2,191	389	3,899	10,532	861	8,544	17,833	40,693	112,733
1987年(昭和62年)	793	21,318	1,216	3,312	2,588	5,814	12,733	2,191	10,372	12,500	52,002	124,839
1988年(昭和63年)	519	30,121	1,332	1,870	536	4,767	9,859	2,892	1,991	12,015	39,577	105,479
1989年(平成元年)	1,172	27,634	963	1,898	492	3,601	8,685	2,207	696	12,169	36,378	95,895
1990年(平成2年)	4,005	29,108	2,729	3,656	1,977	6,182	5,152	1,522	888	12,163	50,808	118,190
1991年(平成3年)	3,337	27,173	3,254	3,592	310	4,931	9,645	2,107	527	11,727	28,932	95,535
1992年(平成4年)	4,481	19,539	2,203	2,067	397	2,620	5,301	1,109	491	8,827	27,093	74,128
1993年(平成5年)	4,631	18,528	3,667	2,571	372	2,973	4,950	1,169	436	15,071	24,851	79,219
1994年(平成6年)	6,810	18,341	1,592	2,720	113	2,749	4,444	968	583	23,537	24,271	86,128
1995年(平成7年)	11,891	14,648	1,517	1,954	310	2,019	2,108	1,759	544	9,663	17,862	64,275
1996年(平成8年)	14,087	11,458	1,286	1,828	392	2,008	2,484	1,390	276	6,031	13,519	54,759
1997年(平成9年)	12,060	7,315	1,791	1,704	348	1,088	2,210	1,341	261	5,039	10,586	43,743
1998年(平成10年)	13,765	5,471	915	2,437	471	313	2,027	1,697	280	4,413	8,860	40,649
1999年(平成11年)	16,691	4,027	963	1,777	195	419	695	1,611	144	4,765	7,027	38,314
2000年(平成12年)	18,017	2,338	788	1,292	20	399	495	1,488	189	4,002	5,007	34,035
2001年(平成13年)	16,996	1,704	1,024	809	56	178	138	2,022	187	2,531	2,906	28,551
2002年(平成14年)	13,618	1,610	1,382	656	46	158	284	1,881	162	2,066	2,829	24,692
2003年(平成15年)	11,837	1,215	1,151	453	111	87	900	1,262	37	1,708	2,915	21,676
2004年(平成16年)	9,324	1,163	542	363	—	61	528	760	56	1,532	2,043	16,372

(出所) 財務省通関統計



⑩ 合繊（短）織物国別輸出高

（単位：1000 m<sup>2</sup>）

	韓国	中国	台湾	香港	ベトナム	サウジ アラビア	アラブ首 長国連邦	イギリス	南アフリカ	オースト ラリア	その他	計
1967年(昭和42年)	17,533	—	—	67,123	19,751	7,802	—	—	24,607	8,060	256,868	401,744
1968年(昭和43年)	46,113	—	15,486	102,011	32,033	7,610	—	—	23,022	10,487	284,352	521,114
1969年(昭和44年)	58,328	—	27,537	137,560	25,910	11,574	—	—	28,900	14,727	350,060	654,596
1970年(昭和45年)	90,470	—	43,539	138,940	13,728	15,642	—	—	29,543	17,161	401,780	750,803
1971年(昭和46年)	106,386	—	40,905	162,458	32,697	17,032	—	—	32,085	21,485	435,510	848,558
1972年(昭和47年)	61,379	—	20,220	133,378	21,849	24,705	29,932	—	29,080	25,016	375,135	720,694
1973年(昭和48年)	87,326	9,185	22,402	90,651	—	22,707	26,634	—	25,044	29,704	244,674	558,327
1974年(昭和49年)	78,138	27,105	14,168	73,451	—	25,213	17,290	—	29,748	19,334	282,724	567,171
1975年(昭和50年)	66,247	15,154	7,526	75,464	—	56,126	29,187	—	26,631	19,011	327,976	623,322
1976年(昭和51年)	67,431	20,122	14,342	97,888	—	35,992	32,064	5,302	40,938	20,945	323,743	658,767
1977年(昭和52年)	72,603	17,120	20,377	95,615	—	45,015	27,402	9,324	24,200	21,829	362,191	695,676
1978年(昭和53年)	68,325	11,259	19,041	100,367	—	51,279	29,815	15,040	20,939	22,098	272,887	611,050
1979年(昭和54年)	61,378	5,572	19,065	99,320	—	48,322	42,511	22,055	18,623	19,992	235,450	572,288
1980年(昭和55年)	58,290	5,873	19,597	91,502	—	59,130	40,661	20,921	25,604	22,636	262,868	607,082
1981年(昭和56年)	54,466	6,982	20,822	99,534	—	67,893	55,786	21,187	27,337	25,117	276,821	655,945
1982年(昭和57年)	45,518	7,626	28,680	107,616	—	64,326	38,307	30,345	23,478	34,595	232,354	612,845
1983年(昭和58年)	40,121	11,204	25,866	91,226	—	73,155	56,937	27,933	22,338	28,089	297,814	674,683
1984年(昭和59年)	42,931	11,687	22,855	87,212	—	66,121	36,964	26,430	25,790	29,254	223,321	572,565
1985年(昭和60年)	42,963	11,141	21,426	77,841	—	63,487	43,505	31,260	12,233	22,318	195,181	521,355
1986年(昭和61年)	38,336	11,241	19,521	61,229	3,322	74,833	40,932	32,172	6,320	14,909	156,311	459,126
1987年(昭和62年)	30,226	14,307	14,873	43,588	1,578	72,349	45,187	25,269	5,485	10,873	113,594	377,329
1988年(昭和63年)	25,585	13,952	10,745	31,831	931	48,813	39,561	21,197	2,834	5,672	75,678	276,799
1989年(平成元年)	13,930	17,596	9,546	25,981	—	43,941	37,665	11,359	1,957	6,981	70,446	239,402
1990年(平成2年)	9,217	19,651	7,861	24,234	1,088	47,260	35,328	5,893	1,320	5,216	75,146	232,214
1991年(平成3年)	9,630	36,158	7,012	23,496	1,285	45,432	40,824	3,518	1,645	3,616	64,638	237,254
1992年(平成4年)	6,902	51,253	7,922	24,180	1,321	47,890	46,190	2,304	1,080	2,932	63,581	255,555
1993年(平成5年)	4,940	47,642	6,619	19,988	2,019	31,628	45,981	1,772	781	1,886	50,384	213,640
1994年(平成6年)	4,664	56,567	5,887	13,670	1,676	20,432	50,424	716	677	1,856	43,451	200,020
1995年(平成7年)	5,156	60,524	4,144	13,553	2,521	19,008	37,970	—	—	1,191	40,029	184,096
1996年(平成8年)	2,940	72,368	2,418	10,320	4,324	18,666	41,639	—	—	827	41,849	195,351
1997年(平成9年)	4,489	72,308	1,677	10,372	5,460	14,387	46,124	150	178	675	38,359	194,179
1998年(平成10年)	1,372	64,454	1,677	8,435	4,716	15,435	39,957	286	126	500	28,803	165,761
1999年(平成11年)	2,335	71,046	1,262	8,888	6,503	11,976	36,145	359	183	279	25,489	164,465
2000年(平成12年)	2,710	77,395	1,241	7,775	8,195	14,264	31,013	92	418	267	26,068	169,438
2001年(平成13年)	2,519	75,468	1,006	5,812	6,985	14,295	33,337	121	114	256	26,834	166,747
2002年(平成14年)	3,567	71,462	578	5,141	6,983	18,437	30,681	142	95	242	24,434	161,762
2003年(平成15年)	2,331	78,944	701	4,231	6,591	15,279	32,811	90	273	229	24,530	166,010
2004年(平成16年)	1,741	79,256	801	5,259	7,980	13,604	30,793	83	267	231	29,388	169,403

（出所）財務省通関統計

## ⑪ 綿織物国別輸入高

(単位：1000 m<sup>2</sup>)

	韓国	中国	台湾	タイ	マレーシア	インド ネシア	インド	パキスタン	イタリア	U.S.A	その他	計
1967年(昭和42年)	647	751	4,219	—	—	11	9	38	339	3,896	2,476	12,386
1968年(昭和43年)	4,817	943	17,049	27	—	52	28	873	587	2,712	5,027	32,115
1969年(昭和44年)	7,748	524	19,159	—	110	179	214	86	709	4,760	7,851	41,340
1970年(昭和45年)	7,377	175	32,063	—	—	223	484	207	890	9,658	20,694	71,771
1971年(昭和46年)	21,867	1,056	45,535	237	—	229	680	342	953	16,960	12,159	100,018
1972年(昭和47年)	40,902	69,447	91,561	8,114	780	691	2,198	6,079	1,033	36,053	16,546	273,404
1973年(昭和48年)	87,718	133,609	110,991	41,644	2,520	2,084	47,756	109,207	—	41,812	109,393	686,734
1974年(昭和49年)	28,596	28,163	30,526	7,756	1,221	1,089	14,063	8,627	2,130	21,332	38,013	181,516
1975年(昭和50年)	16,483	82,232	37,010	3,277	728	—	948	418	1,390	7,502	8,447	158,435
1976年(昭和51年)	14,682	69,727	31,478	4,469	1,420	—	3,239	2,019	1,833	4,973	8,397	142,237
1977年(昭和52年)	7,528	45,371	29,347	3,086	3,883	254	2,406	503	2,120	2,877	8,355	105,730
1978年(昭和53年)	22,127	140,859	26,014	8,047	3,931	483	3,889	1,096	3,080	3,035	11,023	223,584
1979年(昭和54年)	25,353	183,652	17,959	9,656	2,495	958	6,069	1,380	5,102	3,898	17,833	274,355
1980年(昭和55年)	18,150	165,845	8,653	2,891	2,928	148	5,509	338	3,820	3,641	12,471	224,394
1981年(昭和56年)	18,063	217,526	21,419	3,823	2,583	—	4,458	131	2,918	2,896	12,642	286,459
1982年(昭和57年)	21,750	233,518	9,838	8,568	2,969	1,825	7,840	327	2,596	1,916	10,667	301,814
1983年(昭和58年)	19,676	229,749	7,562	2,082	2,409	8,387	7,278	513	1,961	1,852	10,499	291,968
1984年(昭和59年)	22,027	388,788	4,198	4,145	2,568	9,475	9,475	269	2,007	1,265	24,980	469,197
1985年(昭和60年)	16,780	383,109	7,395	5,538	2,699	10,404	15,633	1,107	2,139	1,425	10,882	457,111
1986年(昭和61年)	31,036	434,694	3,956	4,146	2,640	10,428	4,876	1,374	2,297	1,511	9,230	506,188
1987年(昭和62年)	21,807	496,408	1,022	3,014	2,936	10,394	4,818	2,083	2,188	2,112	12,848	559,630
1988年(昭和63年)	29,593	567,664	3,145	3,716	6,094	29,614	6,255	15,294	2,925	4,033	20,233	688,566
1989年(平成元年)	30,706	600,857	5,226	5,811	7,821	54,497	7,217	42,574	4,630	5,876	32,867	798,082
1990年(平成2年)	19,453	432,406	3,394	3,611	7,746	36,044	7,496	44,264	5,218	6,264	36,292	602,188
1991年(平成3年)	16,467	523,116	3,152	5,434	7,614	41,028	7,530	26,840	4,380	5,152	27,990	668,703
1992年(平成4年)	6,136	532,085	1,544	4,214	12,146	38,193	5,632	37,961	3,083	4,847	16,750	662,591
1993年(平成5年)	3,180	685,328	782	2,052	16,987	31,801	3,343	43,548	2,772	4,123	10,390	804,306
1994年(平成6年)	4,955	621,020	1,206	6,758	18,171	59,951	4,735	72,071	3,505	4,572	9,588	806,532
1995年(平成7年)	3,013	569,923	466	3,488	18,337	37,447	5,431	43,714	4,474	5,152	10,209	701,654
1996年(平成8年)	3,783	637,203	577	2,823	18,592	63,356	3,768	81,610	5,346	6,905	11,363	835,326
1997年(平成9年)	10,433	577,894	923	4,499	20,028	48,235	5,514	62,511	4,997	6,099	12,091	753,224
1998年(平成10年)	8,398	516,872	774	4,368	17,793	52,328	3,875	30,350	3,752	3,860	7,776	650,146
1999年(平成11年)	8,210	569,138	1,212	2,093	16,707	81,137	4,962	42,979	3,130	3,932	10,798	744,298
2000年(平成12年)	6,755	515,145	1,631	1,993	17,623	75,625	5,751	33,830	4,067	4,156	20,214	686,790
2001年(平成13年)	7,871	445,235	1,620	1,892	13,636	69,990	4,017	25,661	5,572	2,784	12,990	591,268
2002年(平成14年)	6,166	428,438	550	5,394	10,503	54,992	5,498	20,814	6,230	1,660	9,336	549,582
2003年(平成15年)	3,569	432,092	829	8,648	11,629	57,436	4,279	27,904	6,689	1,336	10,508	564,919
2004年(平成16年)	3,510	383,769	870	5,507	12,903	52,432	3,298	26,088	6,239	1,308	9,953	505,877

(出所) 財務省通関統計

⑫ スフ織物国別輸入高

(単位：1000 m<sup>2</sup>)

	韓国	中国	台湾	インド ネシア	ベルギー	フランス	スペイン	ドイツ	イタリア	U.S.A	その他	計
1967年(昭和42年)	—	—	27	—	2	82	1	94	162	103	376	847
1968年(昭和43年)	132	—	17	—	8	94	9	201	382	27	626	1,496
1969年(昭和44年)	1	—	—	—	10	105	13	317	377	95	991	1,909
1970年(昭和45年)	—	—	11	—	40	107	101	269	378	92	970	1,968
1971年(昭和46年)	3	—	—	—	68	119	75	75	288	116	1,008	1,752
1972年(昭和47年)	89	—	85	—	82	134	12	62	294	112	513	1,383
1973年(昭和48年)	1,533	1,596	2,338	—	437	173	37	840	703	952	1,593	10,202
1974年(昭和49年)	638	193	1,056	—	761	247	86	844	915	1,115	2,480	8,335
1975年(昭和50年)	158	—	93	—	71	170	12	336	630	151	1,119	2,740
1976年(昭和51年)	194	—	533	—	65	203	35	203	562	81	1,131	3,007
1977年(昭和52年)	1	—	955	—	99	173	50	300	485	216	1,156	3,435
1978年(昭和53年)	84	5	646	—	222	170	162	364	646	570	941	3,810
1979年(昭和54年)	201	2	216	—	187	260	165	571	1,006	469	1,515	4,592
1980年(昭和55年)	—	147	256	—	148	173	15	491	875	322	1,122	3,549
1981年(昭和56年)	130	—	413	—	299	209	9	901	1,378	315	963	4,617
1982年(昭和57年)	693	143	428	—	187	148	4	429	709	235	627	3,603
1983年(昭和58年)	340	62	2,171	—	117	131	9	245	593	107	638	4,413
1984年(昭和59年)	234	126	1,877	—	93	160	2	197	724	64	708	4,185
1985年(昭和60年)	2,709	3,656	2,370	—	130	248	20	192	677	76	829	10,907
1986年(昭和61年)	6,651	4,014	2,072	—	188	300	38	131	1,025	50	691	15,160
1987年(昭和62年)	1,349	4,124	1,961	—	311	225	25	130	1,479	64	778	10,446
1988年(昭和63年)	609	4,631	3,284	—	318	269	41	237	2,247	164	597	12,397
1989年(平成元年)	593	4,017	4,155	—	178	298	113	303	3,649	248	1,382	14,936
1990年(平成2年)	473	3,692	3,472	6	122	368	73	416	4,225	278	2,725	15,850
1991年(平成3年)	409	6,084	1,447	172	184	354	30	411	4,013	258	3,692	17,054
1992年(平成4年)	645	4,792	864	22	118	260	35	380	3,217	217	1,886	12,436
1993年(平成5年)	788	19,427	538	6	203	203	38	262	2,620	219	407	24,711
1994年(平成6年)	1,981	35,223	269	57	300	362	37	363	3,484	223	601	42,900
1995年(平成7年)	3,333	16,491	822	181	242	351	668	530	4,002	767	633	28,020
1996年(平成8年)	5,856	9,483	1,206	4,756	195	281	449	482	3,889	835	598	28,030
1997年(平成9年)	1,512	7,982	1,039	12,587	153	207	112	302	2,727	231	469	27,321
1998年(平成10年)	870	6,178	1,455	30,076	186	121	49	140	1,860	101	503	41,539
1999年(平成11年)	648	7,356	1,681	26,853	191	103	30	79	1,690	128	228	38,987
2000年(平成12年)	257	8,087	2,359	33,408	252	109	84	79	1,497	99	181	46,412
2001年(平成13年)	292	4,853	1,620	38,632	213	106	44	30	1,653	112	215	47,770
2002年(平成14年)	289	3,504	1,355	42,767	114	56	72	57	1,107	68	413	49,803
2003年(平成15年)	313	3,751	1,183	67,220	135	61	92	48	794	33	419	74,049
2004年(平成16年)	244	4,039	2,150	87,536	175	147	108	38	699	27	228	95,391

(出所) 財務省通関統計

## ⑬ 合繊（短）織物国別輸入高

（単位：1000 m<sup>2</sup>）

	韓国	中国	台湾	タイ	マレーシア	インド ネシア	パキスタン	フランス	イタリア	U.S.A	その他	計
1967年(昭和42年)	41	—	—	229	—	—	—	17	14	287	353	941
1968年(昭和43年)	83	—	8	1	—	—	—	18	74	617	561	1,362
1969年(昭和44年)	495	—	266	—	—	—	—	21	71	751	486	2,090
1970年(昭和45年)	3,204	—	5,061	—	—	—	—	55	309	908	709	10,246
1971年(昭和46年)	26	—	2,577	—	—	—	—	70	317	998	810	4,798
1972年(昭和47年)	2,568	10	5,633	470	—	—	—	74	447	2,397	1,143	12,742
1973年(昭和48年)	27,462	1,903	39,062	14,043	—	315	—	381	1,046	10,086	8,787	103,085
1974年(昭和49年)	27,810	—	11,936	4,566	205	624	—	533	1,699	7,235	7,910	62,518
1975年(昭和50年)	19,201	54	9,880	5,636	80	—	—	267	395	965	3,230	39,708
1976年(昭和51年)	24,037	4	3,671	7,970	504	—	—	251	452	961	2,347	40,197
1977年(昭和52年)	31,515	376	16,679	8,703	289	—	—	241	544	673	2,504	61,524
1978年(昭和53年)	40,835	3,258	35,548	13,067	1,102	—	—	184	781	1,025	1,825	97,625
1979年(昭和54年)	49,445	4,338	19,935	16,765	1,655	1,704	—	381	665	1,660	2,141	98,689
1980年(昭和55年)	53,622	17,189	17,568	14,455	1,362	1,326	—	233	452	1,924	2,032	110,163
1981年(昭和56年)	31,205	20,893	22,083	24,900	439	3,881	—	192	392	1,736	2,378	108,099
1982年(昭和57年)	20,837	23,719	4,870	29,105	507	448	—	163	334	868	1,843	82,694
1983年(昭和58年)	16,922	56,468	18,232	30,190	171	20,685	—	143	222	317	1,972	145,322
1984年(昭和59年)	10,866	85,645	3,341	29,520	1,190	20,252	—	153	318	299	1,535	153,119
1985年(昭和60年)	5,601	101,613	1,630	19,103	609	8,648	—	252	437	277	1,831	140,001
1986年(昭和61年)	3,645	157,161	1,002	12,069	—	5,427	—	195	224	358	1,896	181,977
1987年(昭和62年)	3,460	199,406	642	12,378	176	6,764	248	219	285	512	2,130	226,220
1988年(昭和63年)	5,721	221,838	9,767	16,391	689	9,940	107	328	436	1,002	3,227	269,446
1989年(平成元年)	4,722	232,815	5,596	19,158	1,664	12,047	104	318	589	938	3,609	281,560
1990年(平成2年)	1,610	186,407	2,621	15,952	869	7,338	112	280	924	986	2,822	219,921
1991年(平成3年)	1,190	227,129	3,649	17,046	723	6,999	563	267	957	990	1,758	261,271
1992年(平成4年)	2,906	231,062	3,138	15,321	669	11,511	—	276	636	1,116	2,454	269,089
1993年(平成5年)	1,331	213,638	666	10,569	565	13,898	170	309	651	865	1,887	244,549
1994年(平成6年)	1,362	203,401	1,240	13,280	52	17,133	49	372	571	960	2,536	240,956
1995年(平成7年)	947	178,022	1,323	16,818	259	19,267	—	639	1,188	788	2,174	221,425
1996年(平成8年)	923	175,318	1,171	19,450	345	21,799	—	1,016	1,524	741	2,280	224,567
1997年(平成9年)	1,491	175,328	779	16,947	293	25,075	480	578	1,310	554	2,430	225,265
1998年(平成10年)	1,523	147,059	557	11,902	81	18,225	289	506	970	501	1,938	183,551
1999年(平成11年)	1,169	148,750	508	10,038	1,040	25,690	527	448	995	510	1,625	191,300
2000年(平成12年)	1,087	126,737	731	9,803	3,025	30,118	716	433	1,081	504	1,764	175,999
2001年(平成13年)	1,271	121,626	698	10,043	3,308	28,774	567	459	892	462	1,535	169,635
2002年(平成14年)	1,003	98,791	582	7,727	2,417	30,382	507	332	789	354	1,523	144,407
2003年(平成15年)	1,000	109,673	432	12,628	1,418	49,862	424	322	884	409	2,037	179,089
2004年(平成16年)	1,104	111,696	377	12,478	1,102	63,606	538	289	908	421	1,773	194,292

(出所) 財務省通関統計

# 綿スフ織物工業発達史

○第1章 綿スフ織物工業の発達

○第2章 綿スフ織物工業の組織

○第3章 綿スフ織物業の年譜

○第4章 綿スフ織物業の統計

# 第1章 綿スフ織物工業の発達

## 第1節 織物のはじめ

われらの先祖は、原始時代に草木の葉や鳥獣の羽や皮を身につけて寒冷をしのいでいた。文化が進むにつれて、麻を植え蚕を飼って織物をつくるようになった。3世紀の中ごろ北九州や大和の国で麻織物や絹織物をつくっていた。4世紀の末、日本は朝鮮の任那の地方を占領したが、そのころから大陸人で日本に帰化する者が多くなった。帰化人のうち秦氏は、養蚕と機械の技術をもって朝廷につかえた。朝廷では、さらに技術者を大陸から呼んで機織をひろめた。5世紀の中ごろ、呉の国から呉織漢織の法が伝わり、その技工の子弟が大和、伊勢の国で機織に従事し、これを普及させた。その後、各地で麻や絹の織物をつくるようになった。しろたえや志奈布は楮や科の繊維でつくったものである。

はたはいざりばたで織り方は主として平織りであった。染料は茜、山藍の汁や田の赤土が使用された。

機織は、大化の改新のころからとくに盛んになった。機織するものは、主として農民であったが、この農民は、大化の改新前の部民の後身で、手工に長じている者が多かった。大宝律令の税制は、租庸調であったが、織物は、調の主たるものとなり、また庸の賦役に代替できるものとして非常に重要視された。平安時代(794年～)に織物などをあきなう市が各地で開かれるようになり、織物は高値で取引された。長徳年間(995年～)絹織物1反の値は米1石、麻布1反は米2斗に相当していたといわれる。

鎌倉時代には、麻や桑がひろく栽培された。農民は、片手間に麻や絹の織物をつくり、市に出して交換し、仲買に

売り、また年貢として納めることもあった。需要の増加につれて機織を専門にする者もあらわれてきた。商業も専門化されるようになった。市が定期的にかかれ、織物その他のものが、さかんに取引された。工人や商人は、室町時代(1398年～)に自分らの利益を守るために座をつくり、領主や社寺に奉仕し、そのかわりにその業を特権化する等の保護をうけた。奈良の晒屋、江州八幡の蚊厨織などの座はこの時代のものである。これらの工人らは、徳川時代に株仲間を組織した。幕府は、延享2年(1745年)に西陣の高機織屋仲間を公許したが、このころから冥加金収入をあげる目的もあって、頻りに株仲間を公許し、各藩もまたこれにならった。大阪の木綿仲間の株は、安永9年(1780年)に公許されたものである。株仲間は、幕府や藩の保護をうけ、営業を独占していた。

## 第2節 創始期の綿織物

### 1. わたの栽培

崑崙人が、延暦18年(799年)尾張幡豆の福地村(のちの天竹村)に漂着して、はじめてわたの実を伝えた。この実は、三河、遠州、紀伊、淡路、阿波さぬき、伊予、土佐、大宰府等に植えられたが、あまり蓄しなかったといわれる。

泉州は、室町時代(1338年～)に綿を栽培していたが、わが国で盛んに栽培するようになったのは天文年間(1532年～)からである。日本は同年代にいろいろと欧州文化の影響をうけた。同12年に種子島に漂着したポルトガル人が鉄砲を伝え、同18年にはフランシスコ・ザビエルが鹿児島にきてキリスト教を布教したのである。文禄年間(1592～)には、多くの綿種が輸入され、近畿、中国、四国、九州、東海道、関東で栽培するようになった。徳川中期からは、東北、北陸の寒冷地を除いた国々のいたるところで栽培された。施肥その他の栽培方法も改良されて、収穫量も増加した。幕末の繰綿の生産額は3,700万斤であったが、これを産地別にみると五畿内1,300万斤、東海道700万斤、東山道200万斤、山陰道300万斤、山陽道1,000万斤、南海道200万斤、その他であった。わたしは早くから商品化され、これを取扱う綿仲買や問屋が発生し、また繰綿などの加工が分業化された。



居座機 (覽機、地機、下機、神代機ともいう)

## 2. 綿織物の生産

わが国で木綿をつくるようになったのは永正年間（1504年～）からのようである。同年代に三河地方でこれをつくり、奈良の市場に出したといわれる。天文元年（1532年）には薩摩の織工がさつま木綿をつくった。その他の産地における木綿の発祥をみると天正時代（1573年～）に泉州、美濃、永禄年間（1592年～）に奈良、慶長年間（1596年～）に知多、和歌山、富山、天和年間（1667年～）に備中、延宝年間（1673年～）に秋田、元禄年間（1688年～）に尾西、備中、寛政年間（1789年～）に見島、新潟、浜松、久留米、天明年間（1788年～）に播州、野間、文化年間（1804年～）に伊予、文政年間（1818年～）に福井、天保2年（1831年）に遠州の福田、弘化元年（1844年）に備後、嘉永年間（1848年～）に佐野、文政年間（1871年～）に徳島などである。また熊本は徳川の中期、鳥取は同末期からである。

綿織物は、はじめ農家の婦女子が自作の綿花から繰綿、紡糸、機織してこれを自家用に供していた。農家は、次第に商品たる綿布をつくるようになった。農村を回る飛脚がこの取継ぎをした。綿織物は、これまでの一般衣料である麻にくらべ、強靱で保湿性があり値が安いので、麻のかわりに日常衣料に供されるようになった。需要は、次第に増加していった。飛脚の取継ぎが、分化、専門化して仲継が発生した。仲継商は、次第に強靱になり、織元になるものもあった。織元は、農家の婦女子等に糸やはたを与えて賃織させた。

泉州は、文化年間（1804年～）に織元と賃織が分化したといわれる。市場が拡大されるにつれて、織元はますます栄えていった。生産の方法も次第に分業化していった。天保4年の大蔵永常の綿圃要務によれば、そのころ棉花より綿布となるまでに14～5の分化された工程があったという。「凡そ綿は人にかかる事14～5段を経て用をなすもの

なれば、国民をにぎはす益なり。先ず五畿内に於ては村に綿仲買といえるものありて、作る所の綿の実のあるまま買集る。又繰屋といえる家ありて其の綿を受取り多くの人を雇入れて道具にて繰らせて実を去り繰綿となす。綿打を職とするものもあり。扱て是を糸につむぎ総となし仲買にうれば夫々諸国へ機の織口に商うなり、夫を縞などに織るのは其の総を仕分染屋へつかはし、染させて織るなり。又其の織屋を廻りて所々に買集める仲買ありて、其集めたるを問屋へつかはし、又白木綿は夫を仕入屋へ買受けさせてそのなり絞りなりなどして呉服反物を商う家にうる事なり」と。また、織屋は、経糸については糊つけ、乾燥、おだまき、綾取り、綾通し、箆返し、巻きつけ、韋糸については管まきをして機をおった。

はたは、在来の居座機であったが、文化年間（1804年～）に高機を使うようになった。染色は、在来どおり植物性のものや赤土などによった。

## 3. 綿織物の取引

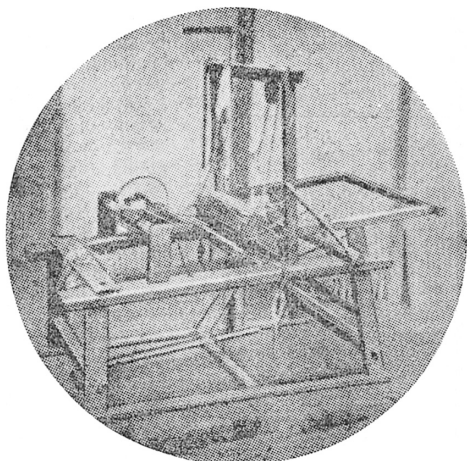
綿織物の取引は、はじめ地方的なものであった。農家は、つくったものを仲買人に売ったり、市で取引した。仲買人は、仲継商に売ったり、肩にかついで行商した。市場は、次第に拡大していった。文禄（1592年～）慶長（1598年～）年間に三州や知多の仲継商が、白木綿を江戸に移すようになった。大阪でも、寛永年間（1624年～）に各地とわたや綿織物の取引をした。寛文年間（1661年～）には、大阪が全国の商品の集散地として発達しはじめ、元禄年間（1688年～）に非常に繁栄した。元文元年（1736年）の大阪の入津高およびその販売先をみると、白木綿1,178千反が豊前、豊後、周防、備前、伊予、淡路、播磨、大和、摂津、河内等から、縞木綿32千反が紀伊、摂津、山城、和泉等から移入され江戸を主として東北や北陸地方に販売された。総糸や繰綿の取引も活発に行われた。

## 第3節 明治時代の綿織物

### 1. 開国と綿紡績の勃興

明治維新後、株仲間制度が廃止され、何人も自由に業を営むことができるようになった。貿易も盛んに行われ、綿製品は多量に輸入された。綿製品輸入額は第1表のとおり総輸入額の3割余にも達した。

薩摩の島津齊彬公は、幕府開港前西洋の紡績糸をみて民生休戚の繁る所は是なりと深い関心をもったといわれる。その嗣忠義は、公の志をつぎ、英国のプラット会社から紡績機を輸入して慶応3年に鹿児島紡績所をおこした。これは、わが国の洋式紡績工場のはじめてのものである。ついで明



高機（大和機、京機ともいう）

第1表 綿製品輸入の推移

期/種類	綿 綿	綿 糸	綿 布	計	輸入総額に 対する比
明治元年	422	1,239	2,659	4,320	39.3
2	1,088	3,418	2,777	7,283	34.3
5	86	5,335	5,214	10,635	39.4
7	1,091	3,573	5,705	10,370	42.9
10	399	6,994	4,724	11,819	32.0

注：三瓶孝子，日本綿業発達史の36頁による。

第2表 綿紡の錘数と生産高の推移

	紡 機 錘 数 (錘)				糸生産高 (梱)
	スロックスル	リング	ミュール	計	
明治3年	1,800	—	3,824	5,642	
13	2,248	720	9,824	12,792	
16	2,248	1,872	40,324	44,444	
23	2,248	232,504	123,432	358,184	108,374
26	2,248	391,488	81,670	475,406	222,223
30	1,800	1,100,354	105,020	1,207,174	544,461
36		1,288,706	91,260	1,379,966	801,737
40		1,439,877	43,620	1,483,497	983,481
44		2,111,856	53,480	2,165,336	1,129,267
大正3年		2,526,172	51,170	2,577,342	1,666,184
9		3,637,310	52,330	3,689,640	1,816,976
昭和元年		5,286,371	34,000	5,320,371	2,607,746
6		7,126,628	36,994	7,163,622	2,567,133
12		12,010,272	7,920	12,018,192	3,966,201
16		11,425,456	9,360	11,434,816	1,914,642
20				2,184,122	165,558
25				4,337,996	1,297,470
30				8,081,823	2,244,804
32				9,017,612	2,844,600

注：飯島幡司，日本紡績史の489～493頁による。昭和25年以降は通産省調査による。生産高には錦糸以外の糸の生産を含む。

治3年5月堺紡績所を創設した。鹿島万平も明治5年，東京の滝野川に鹿島紡績所をおこした。これは，民間紡績の嚆矢である。

政府は，良質廉価な紡績糸の輸入される現状をみて，わが国にも綿糸紡績業を発達させることを計画した。明治11年4月には愛知と広島に官営模範工場を設置するため二千錘紡機2基を英国に注文した。同12年には士族授産のための企業基金23万円をもって二千錘紡機10基を発注した。この紡機は，明治13年から17年の間に長崎，佐賀，岡山の玉島と下村，大阪の豊中，三重，静岡の島田と遠州，山梨の市川，栃木の下野の各紡績所に年賦で払下げられた。いわゆる10基紡績である。また，大阪の桑原，宮城，名古屋の3紡績所に対しては，輸入紡機代金の立替払いをして，その起業を助成した。政府の助成によって建設された紡績工場は14，錘数は3万2千錘である。

渋沢栄一氏は，会社組織の紡績事業を計画し，大阪紡績株式会社（工場は，大阪の三軒家）を創立した。同社は，明治16年7月に開業した。紡機はミュール1万5百錘，

動力は蒸気，徹夜で操業した。同社の製品は評判がよく，飛ぶが如くにいくらかでも売れたという。大阪紡績は生粋の民間産業として，自主独往の天地を拓き，わが国紡績業の開拓者となった。その後の綿紡績の発達の推移は第2表のとおりである。

各紡績所は，はじめ国産綿を使った。繰綿は，幕末に3千780万斤生産されたが，明治11年には3,000万斤余となった。明治20年ごろは，政府の棉作の奨励等もあって4,600百万斤になったが，次第に廉価な外国棉におされるようになり，この年を絶頂として漸減し，30年代にはなきに等しいものになった。

わたの値段は，明治22年の調査によると百斤当たり国産棉20円，中国棉19円，インド棉17円余であった。前記の大阪紡績は，はじめから外国棉を使う目的で創業した。

中国棉は，慶応2年6月はじめて輸入されたが，明治17年ごろから逐年増加し，輸入量は20年に650万斤，26年に5,700万斤となった。中国棉は，国産棉より光沢や染色度がわかった。インド棉や米棉も，明治17年，19年にそれぞれ輸入された。インド棉は中国棉が16番手までしかひけないのに20番手をひくことができた。インド棉は明治22年に32万斤，同23年に750万斤，24年に2,600万斤，同29年に1億斤と激増した。

## 2. 紡績糸の普及

紡績糸は維新前に輸入され薩摩，足利，備前などで使用されていた。綿糸の輸入は明治になってますます多くなった。泉州，播州は明治元年，富山は同4年，大和は同9年，浜松・加茂は同10年，今治・三河は同18年ごろからこれを使った。

輸入糸は，高かったので機屋は容易に手を出さなかったが，一度使ってみると日本もので5本切れるところを1本ですみ且つ操作しやすかったので，次第に使用されるようになった。はじめ径に使い，これを半唐木綿といった。のちに経章に使い，これを丸唐木綿といった。

内地紡績糸も，明治20年ごろに2万300梱余生産され，11万梱余の輸入糸とともに使用されることになった。この紡績糸が手紡糸になれた機業地に出廻るについて紆余曲折があった。今治は，明治10年ごろ年間40万反の手紡白木綿を大阪に送っていた。明治18年にこれが1万8千反となった。地方民は，内職を失い悲惨な状態を呈した。この事情を調査すると，手紡糸ものが，紡績糸を使った泉州ものに圧倒されたのであった。今治は，急いで紡績糸を移入してこれを使い頼勢を挽回することに努めた。また，三州は，明治22年ごろ紡績糸を経にガラ紡糸を章に使う帯芯をつくっていたが，同地の問屋が唐糸帯芯不買同盟を結び，この取引を拒否した。一機業家が，唐糸帯芯をガラ紡帯芯にまぜて売るようにしたが，問屋は唐糸帯芯に相当



するものを指定して買うようになり、紡績糸が次第に普及することになった。他の機業地でも、明治20年ごろから手紡糸のかわりに紡績糸を使った。

紡績糸の普及につれて、手紡糸の手工業者と農家が苦境にたつに至った。明治21年ごろ大阪周辺の手紡業者は、手紡賃100匁8銭のものが2銭6厘に暴落したので、やむをえず工場労働者に転かしていった。農村の婦女子は家内工業として手紡、手織していたが、紡績糸の普及につれて仲買人等から糸を提供されて機織するようになり、糸もちのつよみがなくなった。また、副業に手紡手織していたものも、糸を買わねばならなくなったので、家計を苦しめることになった。しかし、使い易くてきれいな紡績糸は非常な勢いで普及し、明治26～7年ごろには農村の内職者も殆どすべてこれを使用するようになった。

### 3. 綿織物の生産

#### (1) 生産の推移

生産は、第3表の通り逐年増加していった。内需増大のほか日清、日露の戦捷によって中国、朝鮮、満州の市場が

ひらけたことによる。明治42年には綿織物の輸出額が輸入を凌駕するようになった(第3表参照)。この需要の増加につれて、織布業は技術的にも経営的にも進歩していった。

#### (2) 織布の設備と技術

織布専門界のはたは、この時代に地機(じばた)、高機、ボタン機、足踏機をへて力織機になった。

高機は、足利その他では文化年間(1804年～)から使用されたが、各産地で使うようになったのは明治維新後である。ボタン機は、明治6年に西陣に輸入されたが、これが綿織に使用されるようになったのは明治15年ごろからである。このはたは、産地によりチャンカラとかチョンコといわれる。これは使用が簡便なので、幼少のものでも使用することができた。泉州では明治20年ごろタテ糸を太鼓にまくようになった。このはたを太鼓機といった。足踏機は、明治26～7年ごろに発明され、明治30年代に普及した。手織では1日に120匁内外の白木綿を1～2反、足踏機では2～3反織ることができた。

力織機は、英国のエドモンド・カートライトが天明5年

第3表 綿糸布の生産と輸出入の推移

	綿 綿 物				綿 綿 物				綿 綿 物		
	生 産	輸 出	輸 入		生 産	輸 出	輸 入		生 産	輸 出	輸 入
	千円	千円	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円
明治元年		6	2,543	明治31年	64,644	3,069	10,879	昭和2年	725,419	383,837	7,239
2		5	2,634	32	77,824	4,504	8,946	3	784,633	352,218	7,434
3		4	2,982	33	84,540	6,335	18,188	4	736,533	412,707	8,575
4		2	5,525	34	71,011	6,255	8,870	5	498,021	272,117	4,999
5		2	8,488	35	77,039	6,938	14,864	6	423,023	198,732	4,375
6		9	5,609	36	69,485	8,271	10,904	7	539,261	288,712	4,130
7		7	5,405	37	51,827	7,743	9,824	8	742,752	383,215	2,954
8		10	5,046	38	72,844	11,492	19,293	9	874,688	492,351	952
9		11	4,908	39	86,474	15,617	19,845	10	875,793	496,097	1,158
10		18	4,195	40	103,590	16,344	18,459	11	716,008	483,591	984
11		19	5,008	41	101,186	14,611	18,769	12	876,983	573,064	793
12		27	5,831	42	116,412	17,672	14,907	13	642,936	404,239	236
13		33	5,523	43	122,151	20,462	14,595	14	647,480	403,946	48
14		42	5,044	44	140,023	28,684	15,076	15	430,405	399,138	31
15		38	4,219	45	152,747	36,953	10,395	16	456,477	284,180	77
16	2,444	62	2,785					17	336,450	100,971	46
17	3,443	105	2,488	大正2年	165,377	43,015	10,800	18	—	122,149	83
18	5,344	178	2,884	3	150,385	34,841	5,260	19	—	48,695	48,905
19	7,349	231	2,317	4	182,384	38,511	4,679	20	141,925	12,969	26,202
20	11,521	171	3,380	5	304,490	60,051	4,079	21	526,906	4,305	40,146
21	12,227	154	4,692	6	396,133	127,458	3,090	22	6,622,740	2,870,559	4
22	19,757	147	4,668	7	624,216	237,913	5,701	23	17,372,817	11,096,033	142
23	13,098	174	4,129	8	1,033,831	280,311	7,000	24	58,219,727	48,580,506	118,585
24	16,344	243	3,418	9	693,550	334,966	15,024	25	92,184,959	74,100,539	38,418
25	18,402	544	4,668	10	663,488	203,673	8,753	26	223,969,962	114,265,548	116,224
26	21,691	1,110	5,679	11	639,020	220,052	13,570	27	174,093,804	64,940,441	91,993
27	26,440	1,861	6,958	12	694,319	234,227	7,484	28	209,801,363	64,502,619	94,406
28	63,422	2,316	6,894	13	745,828	326,587	11,866	29	216,111,113	90,834,837	24,579
29	70,195	2,555	11,611	14	774,372	432,850	10,307	30	199,769,339	82,757,499	17,316
30	60,931	2,851	9,612	15	743,314	416,255	6,288	31	333,131,726	95,989,462	62,716

注：綿糸、綿織物の生産輸出入は昭和20年以前は内外綿業年鑑による。

昭和21年以降は通産省資料による。但し昭和21年以降の綿織物生産金額は日本綿スフ織物工業連合会の試算による。大蔵省調査による物価指数は、昭和9～11年を3として明治36年50.4、大正元年65、同9年168、昭和元年116、昭和20年350、同25年24,681、同30年34,293である。

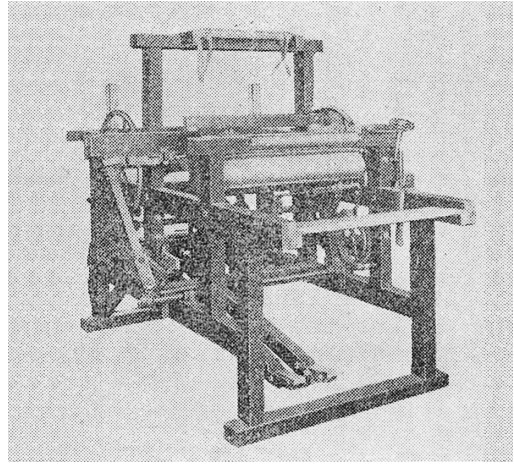
(1785年)に発明した。わが国ではじめて力織機を設置したのは、薩摩の島津斉彬公である。公は安政5年(1858年)長崎の青木某から2台購入し、2ヶ所に設置して水力運転した。これは水車館とよばれた。1日に1台は帆布10反、もう一つは100反を織上げた。驚くべき生産力であったので、藩内の綿糸の欠乏をきたすほどであったといわれる。ついで、島津忠義が100台の英国製の動力織機を輸入して前記の鹿児島紡績所に据付けした。

民間ではじめて力織機を設置したのは、紡績兼営業者である。明治20年に天満織物株式会社、淀川織物工場、小名木川織布会社(200台)が創立された。小名木川会社の前身は、明治18年ごろ近藤富徳が東京の渋谷に創設した渋谷綿布工場(10余台を水力で運転)といわれる。翌21年に大阪織布会社(333台)、金巾製織株式会社が創立された。兼営業者の織機台数は、第4表の通り増加していった。

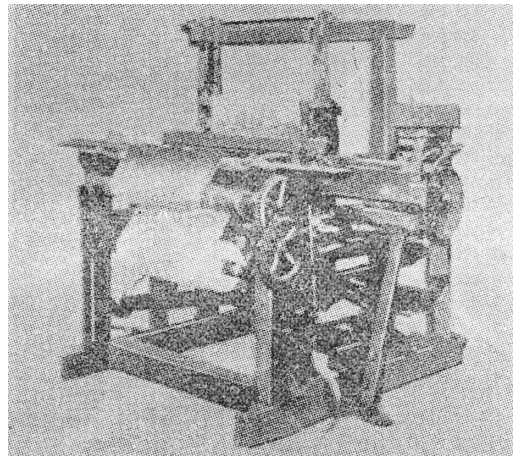
織布専門業者は、豊田式力織機が発明されてからこれを使うようになった。豊田佐吉氏(1857—1930)は、非能率なはなごの改良に努力し、艱難辛苦の末、明治23年11月豊田式人力織機を発明した。この機の能率は、手ばたの4~5割増しである。さらに動力で動かす織機の発明に没頭し、明治29年ついに動力織機を完成させた。この木製動力織機は、日清戦争後の中小織布業勃興の気運に乗り、その運転を人力より動力にきりかえることになった。

知多の石川藤八氏は、この力織機によって業をおこさんと計画し、明治30年豊田氏と合資で乙川綿布合資会社をつくった。同社は、豊田式木製動力織機60台を設置して翌年操業した。これが日本製の織機が動力で動いたはじめてである。同社の製品は、均斉にして良質であった。これを取扱った三井物産は、豊田織機の発見を世上に伝えた。この織機は、合名会社井桁商会にて製造されたが1台40円余であったので、小工場のこれをもとめるものが多く、織機は飛ぶように売れていった。小工場は、手ごろな発動機がないのでこまった。水車も、水の増減があるのでうまくゆかない。豊田氏は、名古屋の松井氏と共同で石油発動機

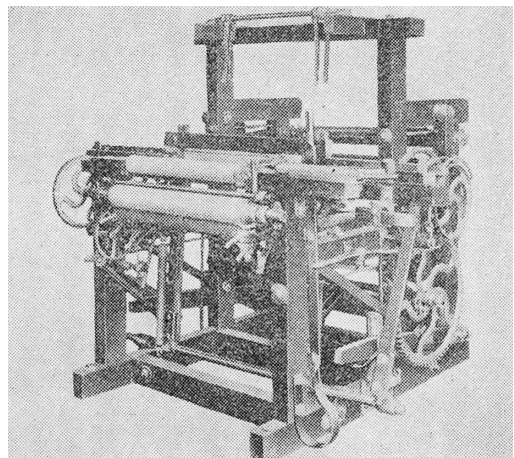
の研究をなし、簡便なものをつくることができた。この成績が、非常によかったので、豊田織機もこの発動機もますます需要が高まっていった。当時の能率は1人3~4台もちにて7~10反織上げることができた。在来のはたごの10倍余の能率であった。豊田氏は明治34年に半木製織機、



足踏織機



39年式小巾動力織機



半木製動力織機

この3つの写真は、株式会社豊田自動織機製作所白井富次郎氏所蔵のものである。

第4表 織機台数の推移

	手織機	小巾力織機	紡績兼営の 広巾織機
	台	台	台
明治27年	820,000		420
30	944,000		2,105
32	711,895		2,869
33	743,717		3,010
34	703,199	16,351	3,289
35	692,497	17,898	4,837
36	599,259	24,836	5,043
40	754,449	29,156	5,085
44	621,382	111,866	20,431

注：三瓶孝子，日本綿業発達史 88—9，p. 288 および内外綿業年鑑。

35年には鉄製織機を完成させた。日露戦争当時、38年式、39年式さらに39年輕便織機を製作販売した。これらの半木製織機は当時の民間機業の勃興の波にのって製作に忙殺される状態であった。明治39年12月豊田式織機株式会社が創立されたが、同社は明治40年に木鉄混製の小巾6,577台、同広巾180台を生産したが翌41年には鉄製小巾213台、同広巾3,742台と機種と素材を鉄製の広巾ものに切りかえ、広巾能率織機の普及をはかった。

国産機のほか転入織機を使うものもあった。今治の阿部株式会社は明治34年、英国のプラット・ブラザーズ社製織機50台(1台120円)、同地の伊予織物合資会社は、英国のジッキンソン社製織機78台(1台200円)を輸入してこれを使った。

豊田織機が発明されてから各地にていろいろの織機がつくられた。明治42年9月泉州の力織機3,233台をみると原田式2,004台、水野式623台、松浪式328台、豊田式232台、岡戸式35台、中村式10台である。また、明治45年浜松の力織機4,777台をみると豊田式833台、山下式715台、田辺式676台、鈴木式206台、高柳式176台、中村式142台、飯田式123台、中山式107台、足踏を改造したもの657台である。

機業家の力織機は、明治40年から44年の間に飛躍的に増加したが、手機足踏によるものもまだ相当に多かった。明治43年ごろ在来の足踏機に石油発動機をとりつけて運転することが真剣に研究され、この方法が発見されるとこれを見習うものが続出したというようなこともあった。

力織機の増加の推移は第4表のとおりである。産地別にみると、遠州は明治33年64台であったが明治40年に991台となり、44年には3,513台となった。知多は明治40年に1,231台、44年に5,088台、今治は明治33年50台、40年159台、44年547台となった。

原動機は内燃機、蒸気機、ガス吸収機等である。明治42年知多の79工場についてみると石油61、蒸気14、ガス4工場である。明治45年遠州の164工場をみると、石油136、ガス17、電力6、蒸気7工場である。動力は、主として石油発動機によっていた。電力は、明治36年44千kWが40年に114千kWと3倍余に増加したが、これを動力に使用するのはごく少数であった。織布専門家の電力使用は、遠州は明治37年、知多は明治44年、播州は明治45年、泉州は大正3年からである。明治40年の綿織物工場制工場1,256についてみると、動力を使用せるものは276、そのうち電力によるものは20余であった。発電事業は、欧州大戦のころ異常な発達を遂げ、織布工場も電動力によることになった。織布業は、電力の普及によってさらに発達することになった。

経糸の糊つけは、はじめのころ釜で粟(あわ)を煮て腐熟させ、これに経りあげた経糸を入れて糊気を浸透させ、これをとりだして乾燥させた。明治21年ごろからは小麦

粉を使った。小麦粉を熱湯に溶解させた液に、釜で煮沸した総糸をいれてもみ、取り出してさおにかけて乾燥させた。糊つけをしたカセ糸を経台にかけて8~10反掛に整経したが、明治27年ごろから輪転式のものになった。足踏織機にては、20~40反掛けとなった。サイジング機は、明治41年知多の竹之内源助氏がドイツから輸入して設置したのがはじめてである。同42年にも同地に英国製ドラム式糊付整経機やドイツ制熱風乾燥式糊付整経機が設置された。

晒(さらし)は、はじめ藁汁灰や綿実灰汁を使った。明治20年ごろから石灰、ソーダ、カルキ、硫酸を使用するようになった。

染は、植物染料によったが、明治10年ごろから唐紅などの塩基性染料が輸入されて、これを使った。明治23年ごろ硫化や直接染料が輸入された。この普及については、藍染業者の反対があったので硫化を使用しないとか、42番手以下のものには使用しないという申合わせをする産地もあった。明治41年ごろから各産地とも、化学染料を使用するようになり、染色工場を指定したり試験場を設けて使用法の指導をするようになった。

### (3) 生産の機構

木綿は、明治時代になっても農家の副業によってつくられることが多かった。農民は、自作のわたを手紡、手織りした。また仲継商から糸を買いあるいは糸やはたの提供を受けて賃織をするものもあった。仲継商は、次第に強力になった。輸入糸や国産紡績糸が出回るようになると、仲継商は、糸を支配して農家や家内工業者に賃織させるようになった。

知多の仲買人は、明治12~3年ごろから仲買のほか自ら総糸を買い、これを糊つけその他の加工をして農家の婦女子に賃織させること(製造業)、問屋から綿糸をあずかり、これに糊つけその他の加工をして農家の婦女に託し、織上ったものを問屋に納めて手数料をうけること(製造受負業)、農家と前2項のものとの間に立って、綿糸に糊つけその他の加工をして8反または10掛けを一丸としたもの(はたまる一機丸)をこしらえて賃織先に運んだり織上ったものを運搬すること(織立紹介業)、製造受負業者から機丸にすることを受負うこと(丸造り受負業)、を兼ねるようになった。当地は、明治15年ごろからボタン機の手織機(チャンカラ織機)を使うようになった。生産が増大したので工賃も下落し、品質も自ら低下することになった。仲買人らは、明治20年ごろから自ら工場を設けて生産をするようになった。

泉州の木綿商人(仲買人)は、農家から手紡、手織の木綿を買い集めまたは農家に糸を渡して賃織させ、これを大阪の商人と取引していた。明治20年ごろから紡績糸を多く使うようになった。はたも、能率のよい太鼓機が発明された。生産も多くなり、品質も低下していった。仲買人ら

は、明治21年堺に資本金1万5千円の共同会社（まもなく30万円に増資）をつくり、丸唐木綿の一手販売をはじめた。手紡木綿の売行きが減退した。農民は、一台5~7円もする太鼓機を自ら買わず、この貸付をうけて機織のみに従事するようになった。農民は、手紡糸をもってするつよみもなくなり、賃織をするようになった。仲買人は次第にさかえ、明治25年ごろから自ら工場を設けて生産を始めるようになった。

綿織物の工場生産は、これより先にもあった。秋田の山中屋新十郎、遠州の小山みえ、備後の富田久三郎、久留米の井上伝らは、幕末すでに工場を設け織工を雇って機織させていた。三河の小田時蔵は、明治8年自家の2階に手ばた20台を据付けて、織女を雇って木綿をつくった。彼は、自己の営む販売業を発展させるためこの方法で生産の周期性、品質の統一、生産費の切下げをはかろうとしたのである。この期に工場を設けて業をおこし現在に至れるものは明治13年岡山の正織舎（現在の正織工業株式会社）、明治21年八幡浜の酒井六十郎氏（現在の酒六株式会社）の創始者、明治元年~昭和17年）らである。

綿織物の工場生産は、かくの如く産地ごとに区々であるが、これが支配的になったのは明治23~4年から28~9年のころとみられる。

力織機は、明治31年から使用された。同33年に白木綿が大量に輸出されたが、この需要に応ずるため動力織機を設置するものが増加した。日露戦争後は、市場の拡大につれて特に動力化が促進された。織布業は、日露戦争のころから明治末年にかけて近代的な工場工業化した。これを泉南機業についてみると明治40年の機業戸数9,834（工場36、織元136、賃織8,642、家内工業21）は明治44年に1,368（工場124、織元36、賃織1,182、家内工業26）と激減し、生産高は逆に2,736千円から6,159千円に増加した。人力から動力へ、手ばたから動力織機へ、家内工業から工場工業へ移行したことによるものである。

この期の創業にかかるものは明治39年広島の高江織布、40年広島の福山織物、41年徳島の長尾産業、愛知の愛知ガーゼ、42年愛知の三河織産、45年岡山の大本店その他である。

#### 4. 織布業の組織化

織布業者は、市場の拡大につれて増加していった。力織機や電力の発達も、織布業の創業を容易にした。業者は、互いに競争して値をくずしたり、品質を低下させたりして、せつかく築いた産地の信用を失墜することもあった。業者は、別項のように組合をつくり、品質の維持並びに改善をはかった。

政府も、明治17年11月同業組合準則、明治30年4月重要輸出品同業組合法を制定して、同業者の組織の強化を

はかった。詳細については第2章にゆずる。

各産地では、同業組合準則ならびに重要輸出品同業組合法にもとづき同業組合を設立した。愛知県の場合を見ると、明治33~4年の間に10組合が設立された。同業組合の組合員は、織布、染色、卸の関連業種のもをふくんだ。はじめは縦の異なる業種のもがたがいに協力しあって斯業を発達させる努力をしていたが、それぞれ発達してくると利害の対立することもおおくなり、同業者のみの同業組合をつくるようになった。明治41年9月設立の名古屋織物同業組合は織布専業者のみのものであった。

##### 名古屋織物同業組合の概要

- (1) 目的 営業上の弊害を矯正し信用を保持し利益の増進をはかる。
- (2) 事業 (イ)営業上の利益の増進をはかる。(ロ)検査の標準を一定し検査する。(ハ)同業者の紛議を調停する。(ニ)違反者を処分する。(ホ)染色の改良をはかる。(ヘ)職工の取締をする。

各産地の同業組合の事業も、織物や染色の検査、品質の改善、規格の統一であった。明治38年1月から検査の事業に関連して織物消費税の徴収に組合が関与することとなり、査定に関する事業が組合の大きい仕事となった。

また、久留米緋同業組合の緋の鑑定制は非常に成功した。久留米緋は、織元の賃織により生産されるものがおおく、中には絵紋乱糸、地質粗薄にて、購買者の嫌悪を招くものもあった。

明治33年これを矯正するため鑑定所を設けた。職工は受託したものを織り上げるとこれを織元に渡さず鑑定所に持参する。鑑定所では、鑑定人がその製品と工賃の等級を決める。鑑定所は織元にかわって工賃を支払い、製品を保管する。織元は一定期間内に立替をうけた工賃を支払い製品をうけとる。工賃は、織元と織工の代表で組織する工賃評定会で定める。織工の中にはこの制度の実施に反対するものがあったので、この事業に関する定款の変更がなかなか許可されなかった。組合長鹿毛信盛らの奔走で1カ年の期限付きで許可され、45の鑑定所と67の鑑定出張所を設けて実施した。実施の結果は、織元側では織工の争奪、工賃の競争、糸ぬき、織り方の不整などの心配がなくなり、織工側では、織賃の不払、織元の検束などがなくなり安心して織立てに従事することができた。久留米緋の発達はこの制度に負うところがおおきい。また、同組合は染色の専任検査員をおき、組合員と染色工場を巡回して指導させ、染色の改善をはかったりした。

#### 5. 綿糸布の輸出

綿糸の輸出は、明治23年にはじまり逐年増加した。日清戦争後は、特に増大して30年には輸出額が輸入額を上回るに至った（第1表参照）。綿糸1梱は、日本糸78円76

第5表 輸出綿布の種類別金額 (単位：円)

	明治27年	30年	33年
綿フランネル	221,917	231,749	602,041
綿縮	1,067,573	374,103	369,664
手拭地	58,223	68,019	101,350
白木綿	0	0	1,778,532
生金巾	0	0	1,754,411
天竺布	0	0	477,914
浴布	0	0	356,322
綿ブランケット	0	0	235,241
その他	513,489	2,176,712	659,039
計	1,861,202	2,850,583	6,334,514

注：内外綿業年鑑昭和16年版 240頁による。

銭、インド糸74円74銭であった。紡績は、明治23年の恐慌にあたり経営を合理化してコストの切下げをはかり海外の市場開拓に努力した。たまたま、日清戦争による中国市場の開拓と賠償金や報償金の2億3,000両の取得、明治27年7月の綿糸輸出税(税率5%)と明治29年4月の綿花輸入税(くりわは100斤に従量税39銭8厘、実綿は原価の5%であった)の撤廃等により遂に輸出国となるに至ったのである。

綿織物の輸出は、綿ネルが明治12年、縮と手拭地が同23年、白木綿と紺木綿が同25年、吉野織・納戸縞・かいき織などの先染小巾物が同26年ごろから清国その他へ輸出された。日露戦争前の36年に小巾白木綿が4,700万反朝鮮に輸出されたが、これは晒木綿の7割に相当した。紡績ものも明治23年ごろから輸出された。綿織物は、綿糸の開拓した市場へ大量に輸出され、日露戦争後特に増大した。明治42年には輸出額が輸入を突破するにいたった。日露戦争後、輸出が特に増大したのは、軍需綿布の需要の増大ともない生産が大規模化しかつ技術が進歩したこと、満州と朝鮮の市場の開拓、明治39年と44年の関税の引き上げにより国内生産が助成されることによる。

織布業者のうちにもネルのほか新市場の開拓に努力したのがある。遠州は日露戦争後満州と北支の市場開拓を計画し宮本甚七、木俣千代八の両氏に現地調査させ、明治38年合資会社永福公司(資本金10万円)を設立し、大尺布等の輸出をはかった。宮本氏等は多量の注文をとったが、これを手機や足踏織機で生産すると、アメリカやイギリスの動力化した製品と競争することができないことを痛感し、遠州産地の動力化を促進した。また播州の高瀬定治郎氏も明治39年大邸に支店を設けて白木綿を輸出した。播州組合は明治42年に台湾市場を調査し、45年のはじめから青筋縞を輸出するようになった。

朝鮮向きについては、大阪紡績のほか紡績兼営2社が三栄組を組織し、三井物産会社を特約販売店として販路を拡張した。満州向きについては、三井物産会社が、大阪紡績のほか兼営4社(広巾織機台数7,191台で総数の75%を占む)に綿布輸出組合を組織させ、販路の拡張を援助した。

日本綿布は、数年のあいだに満韓市場を独占し、中国市場では、アメリカやインドの綿布にとってかわり、イギリス製品と競争することになった。

## 第4節 大正時代の綿織物工業

### 1. 綿織物工業の発達

大正3年7月、第1次欧州大戦が勃発し、綿花の輸入も綿製品の輸出も、ともに見通しが立たなくなったので市況は悪化した。紡績は、同年11月から操短率を加重してこれに対処した。市況の低迷期は続いた。大正5年になると東南アジアの各市場から注文が殺到してきた。綿業界も他の業界も活況を呈するようになった。輸出額の推移は第6表の通りである。

綿糸の相場は、思惑をはらんで急騰した。第7表の通り暴騰につぐ暴騰であった。綿布も糸につれて暴騰した。金巾の綿布は、大正3年5月95銭のものが8年に32円50銭になった。

第6表 綿布の国別輸出額 (単位：1,000円)

国名	大正3年	大正8年
中 華 民 国	26,189	143,284
関 東 州	3,331	44,208
香 港	1,032	2,208
英 領 イ ン ド	1,727	29,508
英領海峡植民地	212	2,742
蘭 領 イ ン ド	183	24,416
露 領 ア ジ ア	754	18,878
フ ィ リ ピ ン	308	506
タ イ	61	334
イ ギ リ ス	74	205
アメリカ合衆国	234	1,955
オーストラリア	495	3,745
ハ ワ イ	101	390
朝 鮮	8,563	70,884
そ の 他	138	6,932
計	43,403	351,195

第7表 綿糸相場の推移

期	最 高	最 低	綿糸生産高
	円 銭	円 銭	千 個
大正5年1月	123.65	118.95	154
6月	137.15	130.95	159
6年1月	181.95	171.05	152
6月	279.80	239.10	162
7年1月	363.95	327.00	152
6月	333.45	297.00	150
8年1月	377.80	356.00	145
6月	590.00	434.10	161
12月	704.90	634.90	179

注：三瓶孝子、日本綿業発達史 174頁による。

織布業者は、大正5年の冬で未曾有の利益をあげた。好況は翌年もその翌年もつづいた。業者は、手機から力織機へ、小巾から広巾へと転換し、また増設をした。新たに開業するものも続出した。輸出向けの広巾織機の増設がとくにいちじるしい。遠州の広巾織機は、大正3年276台であったが7年には3,574台、8年には5,900台と激増した。知多では、大正3年の353台が7年には2,791台、今治では大正2年の597台が8年には4,593台となった。どの産地でも、10倍余の増加である。

各地の組合は、広巾織物の研究会や講習会を開いて技術の指導や海外市場の知識の普及をはかった。織布業者は、内需向小巾織物から販路の広い輸出向広巾織物に転換するものがおおかった。生産も激増した。産地別にみると、名古屋の内需綿織物の生産は、大正3年2,361千円、8年9,454千円で約4倍の増加であるが、輸出綿織物は897千円から27,859千円と31倍余に激増した。三州は、大正5年の内需向1,514千円、輸出向660千円が大正8年には内需向は5,900千円で4倍、輸出向は5,763千円で9倍余に増加した。泉南は、大正元年の9,406千円が7年には59,084千円と6倍余に、三河は900千円が7,500千円に、富山は587千円が1,893千円とそれぞれ増加した。いずれの産地もこのように、織布業者は、内需のほか輸出織物を生産するようになった。

この期に創業した主な工場は、大正元年愛知の前田織布、今治の丸今綿布、奈良の吉川産業、大正2年知多の岡徳織布、岡山の備前興業、大正3年岡山の日本織物、大正4年岡山の尾崎興業、大正6年岡山の岡山製織、中国織物、大正7年大阪の東洋帆布、岡山の高屋織物、大正8年久留米の牛島工業、広島の水呑織物、岡山の岡野興業、大阪の大鳥織布、恵美寿織物、名古屋の宮木織布、遠州の西遠織布、浦和の埼玉工業、大正9年岡山の日本綿布、滋賀の近江ベルベット、福島の前町紡織、弘前の東北織物その他である。

大正13年の生産事情をみると、織機は387,392台で、この内訳は、力織機広巾116,909台（うち兼営は64,225台）、小巾123,890台、手機146,592台である。機業場数は107,243で、この内訳は、10台未満102,137、10—50台、91、50台以上1,015である。なお、生産高は745百万円で、この内訳は広巾496百万円、小巾233百万円、特殊なもの15百万円である。

輸出綿織物の種類は、大正9年は生地73%、加工27%であるが同15年にはそれぞれ55%と45%となり、加工綿布の比重が大となった。

## 2. 欧州大戦後の解合

綿織物業は、欧州大戦中に飛躍的に発達をとげた。生産高も輸出高も、第3表と第6表にみる如く驚くほど増大した。綿糸の相場も大正4年1月20番1梱98円65銭のも

のが大正8年11月に686円という高値に達した。この思惑相場は、大正9年4月の銀行の破綻をきっかけに暴落に転じ、同年5月には345円70銭となった。綿布も前記の金巾海女が9円75銭に暴落した。まだ崩落する気配があった。この崩落は投機的思惑のほか国内の一般購買力の減退、中国やインド紡績業の発達、イギリス紡績業の復興等の事情によるものであった。業界は苦境にあえいだ。

紡績側は、綿糸布商の要請をいれて大正9年5月から10年まで操短した。また、日清紡の宮島清次郎氏の提案で、同年5月輸出綿糸組合をつくって救済にのりだした。同組合の組合員は大阪綿糸商同盟会の会員である。組合は組合員相互間並びに組合員と紡績会社との間の大正9年5月限および6月限の阪神渡綿糸約定品のうち引取未済の残荷を、これをひきとるべき者から買取って海外に輸出し、輸出の困難な場合にはこれを内地に売却する、損失のあるときは、組合と紡績で折半して負担することになった。東京も大阪と同様の組合をつくった。組合のひきとったものは9万梱をこえたが、同年末までに整理を完了した。このほかに1年または1年半の先物売買分が200万梱余あった。

前記の組合に加入しなかった大阪綿布商同盟会は、同年6月、5月以降の先物契約全部について総解合（とけあい）をすることにきめた。東京と京都の綿布商同盟会もこれにならった。解合は、解合値段を決めて総解合をおこない、解合による値合金は、限月のいかにかわらず、これを差引通算して、その7割を軽減した額（確定値合金）とする。この清算標準値段を棒値と呼び、この清算方法を棒値解合といった。綿糸商もまたこれにならって棒値解合をした。その確定値合金は65%である。かくて戦後の綿糸市場の混乱は収拾されることになった。機業家もその影響をうけたが、糸や織物の決済が現金であったこと、解合が売買双方でおこなわれたこと、3割の値合金も3カ月に分割して決済することになったので辛うじてこの苦境をきりぬけることができた。

## 3. 綿同連の創立

### (1) 綿同連の創立

わが国の綿製品は、欧州大戦の影響により世界の各地に進出することになった。つくれば売れるという状況であったので、なかには粗悪品もあった。海外から巾、長さの不統一、地質の脆弱（ぜいじゃく）、異種の番手使用、精練、染色、整理の不良、瑕疵、汚染のいちじるしいことなどの非難をうけた。このまま放置すると、せつかくの販路が梗塞するおそれがあった。市場を維持しさらに拡大させるためには、検査制度を確立して品質の向上と統一をはかり粗悪品の輸出を禁止する必要があった。

政府は、大正8年2月関係織物同業組合を東京にあつめ、検査制度について打合せをした。その結果、輸出検査を実

施することになり、検査機関として日本輸出綿織物同業組合連合会（綿同連という）を設立することになった。綿同連は、6月に設立された。

#### 綿同連の概要

設立 大正8年6月（7月7日設立認可）。  
 会員 36（昭和4年10月、49組合）。  
 本部 東京都日本橋区新乗物町11（のち市ヶ谷砂土原町、芝新堀町を経て京橋区北槇町18千代田信託ビル）。  
 支部 49ヶ所。  
 会長 和田豊治（のち深見寅之助、舞田寿三郎）。  
 副会長 阿部光之助、関田喜七郎（のち深見寅之助、小暮由三郎、松井文太郎、石井敬蔵、舞田寿三郎、山田吉兵衛、三輪常次郎）  
 予算（7月から翌年3月まで）42,000円（うち補助金28,000円）。大正10年64千円（うち補助金40千円）、昭和3年255千円（うち補助金37千円）。

#### (2) 綿同連の事業

政府は、大正8年8月9日輸出綿織物取締規則と検査標準、9月26日農商務省工務局長の依命通牒による検査規定を制定した。これらの法規により、検査機関の認可、検査員の任免の認可、検査品目の指定、検査の表示方法、不合格処分その他の取締、検査免除の例外規定、検査印章の保護および偽造行使に対する処罰、検査機関の役職員の責任等がきめられた。綿同連は、これらの法規にもとづき検査規定を定め、11月から全国いっせいに輸出検査を実施した。強制検査の品種は、はじめ綿縮、綿絨、綿フランネル、綿ポプリン、六綾綿布、綿小倉織、縞綿布、綿腿帯子、色糸または晒糸をもって製織した綿布の9品種であった。これらの品種は主として綿布専門業者の生産にかかるものである。検査数量の推移は第8表の通りである。

綿同連は検査のほか、大正10年、14年に外国博覧会に綿布を出品した。また大正15年東南アジア、バルカン、昭和2年東南アジア、アフリカ、米国に隊商を派遣して市

第8表 綿同連の検査数量

	整理前	整理後
大正8年	11,523	3,060
9	86,517	48,642
10	104,137	53,213
11	154,657	89,748
12	154,322	121,729
13	185,444	167,647
14	324,011	319,819
昭和元年	426,134	442,885
2	486,721	440,468
3	607,764	566,829

注：日本綿織物同業組合連合会史附録1頁による。

場の開拓をした。更らに

- (1) 広巾織物の振興（大正11年）
- (2) 輸出織物の振興（大正9, 13, 15年）と細番手綿糸の輸入税の撤廃（大正13年、昭和2, 3, 4年）、海外枢要市場に調査員を設置し外国製品の技術上採算上の研究、流行の研究、見本の蒐集および配布、市場調査その他販路の拡張をする（大正13年、昭和3年）、長期手形の低利買入れをする（大正13年）
- (3) 台湾より中国へ輸出される綿布の検査、取締（昭和2年10月）
- (4) 綿糸取引所の受渡品にチーズ造りの併用（昭和4年1月）
- (5) 染料輸入関税の撤廃（昭和2, 3, 4年）
- (6) 綿紡の操短の反対の建議または陳情をして所業の振興をはかった。

#### 4. 綿布業の共同事業

織布業は、欧州大戦中にとくに発達したが、整理機等の附属施設を保有しないために取引上不利をこうむることもあった。各産地は、検査取締りのほか積極的に共同施設を設けて中小織布業者の事業活動を容易ならしめるようになった。所沢の金融、整理、染色、遠州の共同加工、播州や野間の整理、三河の起毛、富山の染色等がある。遠州と播州の共同事業の概要は次の通りである。

##### (1) 遠州の永久社

中小織布業者の製品は、大規模生産品とくらべると品位や品質におとるところが多い。浜松の高柳信蔵氏は、中小業者の製品の改善と販路を開拓するため、同業者が団結して粗製濫造をしないこと、規格を定めて同一商標を付して海外に売ること、海外の貿易業者と直接取引することが必要だと考えた。大正8年秋、広巾業者は、大戦終局の影響を受け広巾織機に小巾織物をかけてかろうじて操業していたので、鷺津地方の業者を説いて製品に富士印の商標をつけて共同販売しようと計画した。景気がすこしよくなるとそれぞれ個別の取引をはじめたので、この計画はついに成功しなかった。高柳氏は、海外市場に進出するため、特色のある新製品の工夫をした。たまたま、南洋方面の見本にヒントをえて縞三綾の試作に成功した。縞三綾を、新瑞洋行、ストロング商会、大同貿易商会ならびに日満貿易商会等をへて中国、インド、南洋方面に売出した。すこぶる好評を博した。大正10年6月、縞三綾に永久印の商標を登録した。この商標は、同年8月英領海峡植民地政庁の登録もうけた。大正11年春ごろから永久印と指定した注文がぞくぞくはいつてきた。この大量注文を一個人では消化できなかつた。高柳氏は、再び同業者と共同することを考え、浜松の山本又六氏らとその方法を研究した結果、大正12

年8月産業組合法にもとづき有限責任輸出織物販売利用組合永久社を設立した。この事業は、非常に成功した。これは、織布専門家の共同事業として画期的なものであった。

#### 永久社の事業

- (1) 4つの利用工場を設け、精練、漂白、染色、糊つけ等の準備工程を均斉にして製品の統一をはかり、同時に加工冗費をはぶいて生産費を低廉にする。
- (2) 検査を励行して粗製濫造を防止する。
- (3) 製品はことごとく一定の包装と商標を用い、大工場製品と同様の外観と実質を具有せしめ、市場における信用の向上につとめる。
- (4) 輸出業者と直接取引して取引の確実と販売経費の節約をはかる。
- (5) 試験工場を設けて海外新製品の試験研究と試験品の宣伝をする。
- (6) 技術者をおいて組合員の作業の改善、能率向上をはかる。

この利用工場は、遠州織物工業組合に引きつがれたが昭和18年の企業整備の犠牲となった。

#### (2) 播州の整理利用工場の設置

大正8年ごろの播州の製品は、内地向の蒲団縞、白縞、並巾綿ネルなどであった。同業組合は、同年10月この3品の染色、量目、密度の標準を定め、これに反するものは中央から切って不合格にした。組合は、大正12年には専任技術員において各工場を巡回させ織り方や、染め方の指導をした。また、14年には補助金を交付して丸釜から加圧精練釜に改めるように指導し、品質の改善と工費の切下げをはかった。これよりさき、村上喜兵衛らは輸出織物の製織をはじめた。はじめは同調者はすくなかったが、内地向きが生産過剰になると輸出に転ずるものがでてきた。関東大震災後、輸出が好況になると、小巾を改造したり新たに広巾織機を据付けて輸出ものを織るようになった。大正13年の生産は、輸出2内需8の割合であったが、南洋、

エジプト向けの縞三綾や五彩布をつくるようになると、数年の間に5,000万ヤードの生産をみるようになった。

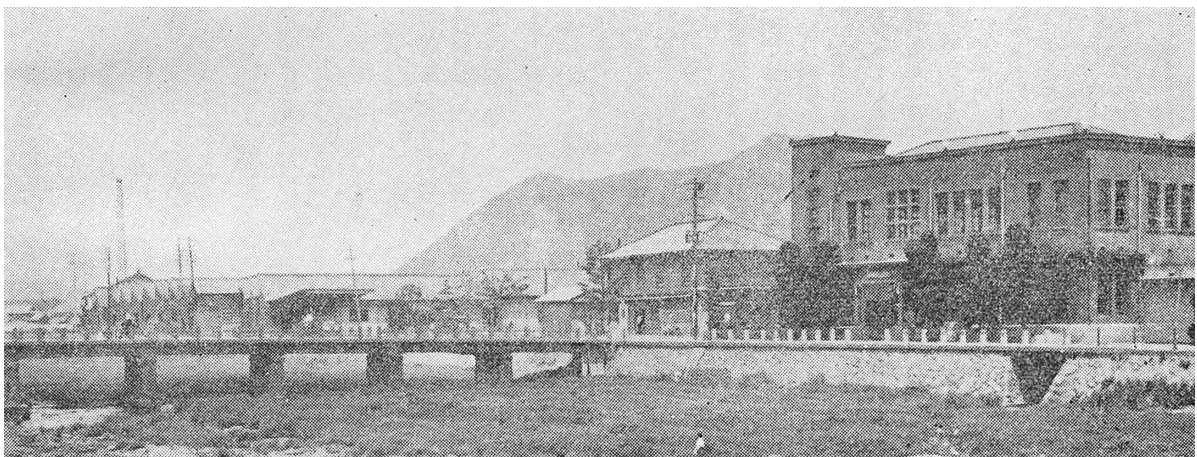
輸出綿布は、大阪に移出して整理加工していたが、他産地のものにくらべて不利となるので来住兼三郎氏は大正13年5月産業組合法による播州織整理利用組合の設置を計画した。同工場は、出資金13,700円と組合補助10,000円をもって設置され大正14年8月から操業した。同工場の施設は、3本ロール、乾燥機、巾出機、フェルトカレンダー等内外織物の整理加工に必要なもの一式である。同工場は、主として輸出品の整理仕上げをした。工費の低廉、手数の省略、資金の回収が迅速にできるようになったので、播州の輸出織物の生産がさらに促進された。

#### 5. 中小企業の合理化

わが国の大正4年から7年までの輸出は、14億6,000万円の出超であった。貿易外収支を合計すると20億円の受取超過であったが、大正8年以降は支払い超過になり、関東大震災のあった大正12年は53,500万円の入超になった。

貿易を正常化するため、消極的には国内の消費を節約し積極的に輸出の振興をはからねばならなかった。その輸出品は、中小工業者の生産にかかるものがおおい。中小業者は、数がおおきく資本の蓄積がすくないので、不況になると一定の収入を確保するためやむをえず量産をする。市況はますます悪化する。品質まで低下させることになるので、輸出の振興をはかるためには、この過当競争による弊害を矯正し且つ品質の改善をはかる必要があった。

重要物産同業組合法は、粗悪品を防止することはできるが、品質の改善をはかる施設をたしり生産の統制をすることができない。産業組合法は、金融、購買、販売、利用の事業を経営することはできるが、検査や過怠金を課することができず、監督官庁の系統も違うので不便がおおい。これは、遠州が縞三綾の共販をするときに体験した問題点であった。農商務省の吉野信次氏らは、遠州の高柳信蔵、山



播州織の共同加工場



本又六氏らの意見を参考にして2法の特徴をとった新しい法律すなわち重要輸出品工業組合法案を作成した。同法案は、大正14年3月に制定公布された。中小工業者は、同法によって輸出品工業組合を組織して、共同事業や統制事業を行うことになった。綿織物の産地は、それぞれ工業組合を設立したので、工業組合は同業組合と併存することになった。詳細は第2章にゆずる。

### 工業組合の事業

- (1) 組合員の製品、その原料もしくは材料または製造もしくは加工の設備に対する検査その他必要な取締または事業経営に対する制限。
- (2) 組合員の製造、加工または販売、組合員の営業に必要な物の供給、共同施設の設置とその他組合員の営業に関する共同施設。
- (3) 組合員の営業に関する指導、研究、調査、その他組合の目的を達成するに必要な施設。

## 第5節 昭和（終戦前）時代の綿スフ織物工業

### 1. 産業の合理化

欧州大戦後わが国の貿易は入超がつづいた。大正13年の対米為替相場は38ドルとなった。大正15年のはじめから在外正貨の払下げや正貨の現送などをして維持改善につとめ、漸次上向いて47ドルとなった。急に上昇したので、輸出ものの採算が悪化し、大戦後の不況がさらに深刻となった。昭和2年3月には、東京の渡辺銀行が33万7,000円の不渡を出したのをきっかけに未曾有の金融恐慌が発生した。昭和4年には世界金融恐慌が発生し、輸出はとくに賑わなくなった。輸出業者のみならず内需業者も危機に直面した。

政府は、昭和5年6月臨時産業合理局を設けて合理化を指導促進した。各業界も合理化に専念した。

綿紡部門は、昭和4年の深夜操業の廃止とも関連して合理化が促進された。その方法は動作の標準化、精紡機のハイドラット化、単独モーターの採用、恒温恒湿設備、企業連合、多角経営等である。

織布専門業者は、織機の保全、緯木管の長さ6吋巻付量5—6匁を長さ9インチ半巻付量13匁に改め、整経機の糸切れの減少をはかり、糊付機を高速化し、チーズ1俵を40本巻として切換の手数を省き、ビームの径をおおきくして経通しの回数、機掛けの回数を減じまたチーズを通袋として蓮代の払戻をうけるなど各般にわたって合理化を遂行した。

このほか共同施設の活用や生産の制限を行った。共同施設は、播州、野間、遠州、富山のほかあらたに大阪南部の

糊付、倉庫、運搬（昭和3年）、名古屋の糊付、染色、整理（昭和6年）、広島染色、整理（昭和2年）、所沢の染色、整理、天竜社の糊付（昭和6年）などが設置された。この設置費の一部は、各府県から補助された。この共同施設は、いずれも織布業の経営の合理化に寄与した。また、生産制限、過当競争による採算割れ、品質の改善をはかりもって輸出の振興をはかるため昭和5年から同12年までの間に別項の方法で実施された。

### 2. 生産の概況

綿織物の生産の推移は、第9表の通りである。織布専門業者の生産は、昭和12年に総生産量の6割に相当する29億碼に達した。昭和4年の概況をみると、織機台数は362,819台で、広巾170,549台（兼営73,773台、専門96,776台）、小巾106,216台、手織86,054台、規模は10未満69,821工場88,847台（手織機79,156台、小巾力織機6,186台、広巾力織機3,505台）、10—50台3,859工場86,346台（手織機4,403台、小巾力織機51,918台、広巾30,025台）、50台以上1,054工場187,626台（手織機2,495台、小巾力織機48,112台、広巾137,019台）、生産高は7億3,600万円（広巾5億5,500万円、小巾1億4,900万円、その他3,200万円）である。昭和8年の生産額を品種別にみると広巾は金巾170百万円、綾布104百万円、ネル52百万円、細布49百万円、先染59百万円、その他176百万円、小巾は白木綿40百万円、縞木綿18百万円、緋11百

第9表 綿スフ織物生産高

（単位：千平方ヤード）

	綿 織 物			スフ織物
	綿布専門業者	紡績兼営	合 計	
昭和元年	1,282,438	1,277,724	2,560,210	—
2	1,294,667	1,294,669	2,589,336	—
3	1,382,034	1,382,034	2,764,068	—
4	1,109,275	1,538,249	2,647,524	—
5	1,227,008	1,388,403	2,615,411	—
6	1,435,493	1,404,668	2,840,161	—
7	1,567,279	1,532,851	3,100,130	480
8	1,936,696	1,673,881	3,610,577	840
9	2,264,134	1,793,845	4,057,979	4,096
10	2,268,640	1,843,471	4,112,111	14,136
11	1,693,599	1,802,401	4,826,000	116,736
12	2,935,446	1,890,554	3,297,000	262,621
13	1,835,351	1,461,649	2,951,000	958,256
14	1,365,683	1,585,317	2,951,000	623,943
15	1,314,213	1,309,787	2,624,000	450,899
16	451,239	877,761	1,329,000	152,554
17	898,456	201,544	1,100,000	123,051
18	—	—	1,083,000	130,701
19	—	—	180,000	97,528
20	—	—	55,000	23,728

注：日本統計年鑑所載日本織維連合会調による。

万円等である。当時の綿糸は20番手1梱202円86銭、金巾は1米16銭、白木綿は1反50銭余である。

昭和2～3年の市況は不振であった。政府も産業合理化を指導して不況の切抜けをはかった。たまたま昭和6年12月金輸出が再禁され、わが綿布は為替安を利用して海外に進出することになった。昭和7年夏20仁斯の工賃が60銭（これまで30～35銭）になり、11月には150銭もでるようになった。生産も順次増加していった。

糸の取引の条件は、昭和のはじめ紡績出荷日計算の7日払いがおおく、30日ないし60日の約手によるものは非常にまれであった。なお、紡績対糸商は昭和5年4月紡績連合会の会員と日本綿糸商組合連合会の会員はたがい会員以外のものと取引しないことの申合わせをした。織物は、受渡日現金決済で、手形はほとんどなかった。なお木管保証金は、大正末期から1本2銭～2銭5厘徴収された。昭和18年ごろから1本20銭となり20年ごろから80銭となった。

### 3. 綿工連の創立と事業

織布業者は欧州大戦中に飛躍的に発達して輸出織物を生産するようになったが、金融恐慌からは輸出が減退し、不況は深刻になった。多数の業者は、互いに競争して単価を切下げ、量産によって収入を確保しようとしたので、品質は低下し海外市場をうしなうおそれもあった。遠州輸出綿織物工業組合永久社の高柳信蔵氏は、重要輸出品工業組合法にもとづく工業組合の全国的団体をつくり、この団体の力によって中小織布業者の繁栄と輸出の振興をはかろうと計画した。

昭和2年12月工業組合が51あった。永久社のあっせんにより同月大阪で全国工業組合大会が開かれたが、このとき工業組合中央会と綿織物の連合会を創立することがきめられた。中央会は翌年1月、日本輸出綿織物工業組合連合会（以下綿工連という）は3月に創立された。

#### 綿工連の概要

- (1) 創立—昭和3年3月25日、名古屋銀行協会にて創立総会開催。同年11月26日設立認可さる。
- (2) 目的—所属組合の共同利益の増進をはかる。
- (3) 出資—1口500円（第1回払込250円）、組合の出資口数は、1口以上50口以下とする。
- (4) 会員6工業組合（名古屋輸出綿布、遠州輸出綿織物、泉北郡織物連合会、日本毛布敷布、播州織第一、秦野輸出綿縮）。
- (5) 役員—理事長三輪常次郎（名古屋）、副理事長高柳信蔵（遠州）、同隈谷平太郎（泉北）、理事藤井常次郎（日本毛布）、同平野儀三郎（秦野）、同藤本順次（播州）、監事加茂喜一郎（遠州）、同尾関重（名古屋）
- (6) 事業

- ① 所属組合員の製品検査の励行およびその連絡統一をはかること。
- ② 所属組合員の製品に対し検査取締をなすこと。
- ③ 所属組合員外の製品の検査をなすこと。
- ④ 製品の改良および販路の拡張に関する施設をなすこと。
- ⑤ その他本会の目的を達するに必要な一切の事業ならびに施設をなすこと。

綿工連は、昭和5年1月名古屋から東京に事務所を移し、織布専門業者の事業の発達をはかるとともに本章及び第2章に詳記するが如く織物の検査、生産の統制、企業の合同、集中生産、企業の整備の衝にあたった。綿工連はこの検査と生産の統制の実施についてたびたび紡連と対立したことがある。

### 4. 綿織物の検査

綿工連は、昭和3年11月重要輸出品取締規則による認可を受けて翌年1月1日から輸出検査を開始した。綿同連も、輸出品の検査をしていた。輸出検査が二元化されたので業者は不便であった。対外的にも好ましくなかった。両連合会の首脳は、検査一元化をする準備を進めていたが、昭和4年4～5月の間に両連合会の検査監督を交互兼務させ、検査の統一と連絡をはかった。

検査の法規は、大正8年の輸出綿織物取締規則、輸出綿織物検査標準、輸出綿織物検査規定によっていたが、その後つぎの通り改正、施行された。

昭和3年商工省令第10号重要輸出品取締規則、昭和11年法律第26号重要輸出品取締法（同年10月15日施行）、昭和11年商工省令第8号重要輸出品取締法施行規則、昭和11年商工省告示第83号重要輸出品検査標準。

強制検査の品種は、主として織布専門業者の生産にかかるものであったが、その品種は次第に追加され、昭和14年にはつぎのとおりとなった。この品種に関する限りは、紡績兼営織布業者も綿工連の検査を受けなければ輸出するこ

第10表 綿工連検査品の年別輸出高

（単位：100万ヤード）

	綿布輸出	綿工連検査品	その他
昭和3年	1,419	585	41.3
4	1,719	697	38.9
5	1,572	577	36.7
6	1,414	516	36.5
7	2,032	844	41.6
8	2,090	940	45.0
9	2,577	1,207	46.8
10	2,725	1,384	50.8
11	2,710	1,488	45.9
12	2,644	1,437	54.3

注：三瓶孝子，日本綿業発達史241頁による。

とができなかった。

#### 綿工連の検査品目

(1) 取締法により検査を強制するもの（15種）。

綿縮、綿絨、綿フランネル、綿ポプリン、綿小倉織、縞三綾、綿縞サロン、細綾綿布、変綾綿布、斜綾綿布、綿朱子、縞綿布、糸糸または晒糸をもって製織した綿布、無地染綿布、捺染綿布。

(2) 綿工連が自治検査するもの（7品種）。

綿単糸ポプリン、綿コード織、大尺布、細布、二幅金巾、別珍生地、コール天生地。

綿工連の検査について、特記すべきことはつぎのとおりである。

(1) 検査員の身分および国庫補助

検査員の任免は、大正5年3月の重要物産同業組合法の改正により所管大臣の認可を要することになった。大正8年から昭和3年までは検査員給与の一部として年額40千円余の国庫補助をうけた。昭和17年10月検査院は、取締法によるもの600名自治検査によるもの400名である（このほかに綿工連の職員は237名である）。

(2) 毎反検査と加工品の抜取検査

検査は、製織標準（組織、使用番手、密度、幅、長さ等）と染色堅牢度を中心にして定めた検査標準を最低の標準にして、これ以上のものに同じ様式の検査合格表示をした。海外市場等の特殊事情によるものは、あらかじめ見本または設計書を提出させ、製織標準によりがたいと認めるものは監督官庁の特殊承認制によって検査した。検査の表示は、強制検査と自治検査のものを区分せず同一表示とした。また不合格品は一般綿布については6ヤード未満の長さに裁断した。検査は毎反検査を原則とした。加工品の検査は整理前後2回おこなうことになるが、整理後のものは商品価値を損じないため整理業者が確実に検査機関の指示に従う場合には、抜取検査をすることにした。抜取検査をしたものは、検査証票の整理業者の略号と検査所の略号を付し整理業者の責任もあきらかにできるようにした。

(3) 税関構内における輸出綿布の取締

大正9年から昭和14年まで横浜、大阪、神戸の輸出港に検査監督を駐在させ、税関の了解をえて開函検査をおこなった。

(4) 染色物の等外合格

染色物の不堅牢染であって色合上やむをえないものは耐熱湯試験をなし、それに合格したものは等外合格扱いとして青色の検査証票を貼付した。わが国の染色技術の向上を促すためであった。

(5) 胴切の取扱い

捺染加工をしたもので胴切1ヵ所のもものは(1) その1切が6ヤード以上であること。(2) 1ヤードの増ヤード(1反12ヤード未満のものは0.3ヤード)をつけること(3) 他に欠点のないものであること。(4) 検査証票に胴切表示

を押捺することによりこれを合格品とした。

(6) 格付検査

昭和4年1月から従来の方法のほかに普縮乙種は9、綿縮サロンは12、細布は4、別珍生地は8、コール天生地は9、綿ネルは4の格付検査を実施した。格付検査による格銘は当時の商取引に活用された。

(7) 偽造印章行使に対する措置

前記の取締法には、3ヵ年以下の懲役または1,000円以下の罰金の規定があり、工業組合法にも3年以下の懲役または500円以下の罰金の規定があった。

(8) 生産の統制と検査

綿工連は、別項のように生産の統制を実施したが、この数量統制は検査機構の協力によって著しい効果をあげた。このほか、経糸総本数の取締り、糸の番手の取締り、加工品の品質改善をはかった。

綿工連は昭和11年4月から加工統制品の品質確保と加工原反の取締りをするため主産地に15名の工場巡視員を設置した。巡視員は、1週間の交代で染色晒工場を1日2—4工場を巡視し、①加工生産の受渡責任者に入荷状況を記入した帳簿の呈示を求め、②原反倉庫にはいって指定の俵を開俵させて10—20反の検査をして受検調書に記入し、③事故あるときはさらに50—60反を検査し、不合格反が相当あるときは原反または俵封に保留印を捺印して工場に原反加工投入保留を命ずる。④商社に事故保留の事情を連絡し、必要あるときは現品の確認や関係者と立会検査し、不合格品には切断の処分をなし検査責任者には始末書を提出させ製織工場には代品の納入を確約させるなどの措置を講じた。

事故品は、仁斯、20番もの、アムゼン等の変り織、MKポプリン等におおかった。事故のうちわけは巾長さの不足が最もおおく順次厚段、薄段、汚染、織疵、20番ジンスの量目不足、密度不足等であった。

この巡視員制度の効果は顕著であった。実施以来2ヵ年たらずの間に事故は激減し品質も向上した。

## 5. 生産の統制

(1) 縞三綾

縞三綾は、別項の通り浜松で作られたが、南洋方面によく売れたので、各地で模倣品をつくるようになった。設備と生産が過剰になった。はじめ1反7—8円であったが、昭和2年ごろは5円になった。それでも工賃は1円50銭くらいあった。昭和5年ごろは1反2円60—70銭で工賃は50銭内外となった。品質は低下し、海外の信用を失うにいたった。政府は、輸出縞綿布工業改善委員会を設け、対策を協議して同年11月次の統制要綱を決定した。

#### 縞三綾統制要綱

(1) 縞三綾の需給の調整と共同販売を執行する。

- (2) 統制の機関は綿工連とする。
- (3) 綿工連に共同販売所を設けて共同販売する。
- (4) 綿工連加入組合の組合員は、全て共同販売所をへて販売する。
- (5) 綿工連は、市況の状況により売止め、最低価格の決定その他の需給調節に必要な方法を講ずる。売止めしたときの滞貨については金融の途を講ずる。
- (6) 統制の費用にあてるため1反につき2銭ずつ積み立てる。生産割当額をこえて取引したときはさらに1反につき累進的に10銭—20銭を徴収する。
- (7) 共同販売所は一定の販売業者以外とは取引をしない。
- (8) 共同販売による取引上の紛議は共同販売所の仲裁に付する。
- (9) 共同販売所は大阪に置く。
- (10) 生産の割当、最低価格統制に関する費用額、販売業者の指定等の重要事項は商議員会で定める。(昭和12年9月標準工賃は24吋もの1碼2銭8厘であった。)
- (11) 統制の実効を確保するために次の方法を講ずる。
  - ① 縞三綾を生産する工業組合はすべて綿工連の共同販売所に加入する。
  - ② 各工業組合は責任をもって共同販売に関する規定を励行すること。
  - ③ 縞三綾の検査は、綿工連の検査に限る。
  - ④ 綿工連の定款中に統制に関する規定を設ける。

綿工連は、縞三綾統制要綱にもとづき11月1日からつぎの如く自主統制を実施した。

- (1) 生産割当は、さしあたり昭和4年と昭和5年上半期の1年半の各組合の生産額(検査数量)を基準にする。生産額は、3ヵ月を限度として割当する。実施6ヵ月後にさらに商議員会の議をへて定める。
- (2) 生産割当額を超過したのに対しては1割未満のものは10銭、2割未満のものは15銭、2割以上のものは20銭を徴収する。
- (3) 指定の販売業者から信認金1,000円を徴収する。
- (4) 商議員会は、毎月2回開く。
- (5) 統制の方法
  - ① 縞三綾に一定の証票をはる。
  - ② 証票は1枚2銭とする。1ヵ月の平均数量をみつもって組合に交付する。
  - ③ 製品検査の申請書に、検査数量と買受人を記載させる。
  - ④ 組合は検査数量と買受人を5日間毎に共同販売所に報告する。
- (6) 違反したときは、組合に対し2,000円以下の違約金、取引の停止その他の制裁をする。

この統制は、効果的であったが、昭和13年7月のリンク制実施にともない廃止した。

## (2) 別珍, コール天

コール天は明治37年ごろ、別珍は明治43年ごろから遠州の福田ではじめられた。その後、遠州地方ではこれを製造するものが多く、昭和9年には遠州は、全国5,900反のうち5,000反を生産するにいたった。遠州の永久社では、昭和8年別珍コール天染色利用工場を設置して染色仕上げをした。別珍コール天は、満州、近東地方や中南米等にも輸出されるようになった。

別珍コール天は、突疵、焼斑、巾長さの不足やその他の不良品の裁定がむずかしく、生産者は取引にあたりつねに不利な立場におかれていた。この弊害を除去するため、生産者は綿工連と折衝し、昭和10年10月から綿工連の輸出検査を実施した。

別珍は、昭和8年ごろから米国に輸出されたが、好評を得て昭和10年に400万ヤール、翌11年に800万ヤールと増加していった。米国は日本綿製品の輸入割当を要望し、昭和12年1月大阪にて日米会商を開催した。その結果別珍の対米輸出量は200万ヤードに制限されることになった。永久社は全生産者によびかけ、昭和12年3月全日本別珍コール天生産者連盟を結成し、対米輸出制限の緩和を運動した。たまたま日華事変が勃発したので、とりあえず昭和12年11月21日から12月末まで3割以上操短し、ひきつづき生産調節をすることとなった。生産調節は、禁綿三法令や輸出リンク制のために実施するにいたらなかった。

輸出の激減による受注競争と剪毛工が軍需方面へ転業して不足したので品質の低下、工賃の切下げをみるようになった。遠州は、この対策を講ずるため、昭和15年5月製織、剪毛、整理加工業者を包含した別珍コール天輸出振興協議会を結成し、8月に輸出別珍の織賃を3円20銭と協定した。また、同年12月の生産を2万反とし、これを昭和4年11月から15年10月までの受検高に応じて割当をした。翌16年1—3月分も割当した。割当の品種別換算は、200番を100とし、これに対し100番は95、貫八は145、貫五は120、特殊別珍は145とした。

遠州は、かかる統制を全国的に強力におこなうため、埼玉、愛知、三重、大阪、滋賀の業者に呼びかけ、昭和16年6月別珍コール天輸出振興協議会連合会を結成したが、戦局の緊迫化により全国的生産統制は具体化しなかった。

## (3) 綿サロン

サロンは、大正7、8年ごろからつくられたが、カパラを手で織込む状態であったので、欧州大戦が終わると欧州製品に押されて売れなくなった。浜松の山本又六氏らは、昭和2年南洋方面を視察してサロンの有望なことを知り、永久社ではサロンの研究をはじめた。昭和4年2月松浦辰平氏はサロンの製織に成功した。これに刺激されて製織を始めたものもある。永久社の加茂喜一郎氏は、南洋方面を

視察してサロンの見本を多数収集して帰り、ジャワ、シンガポールのサロン輸入額は邦貨 2,500 万円に達し将来性のあることを説き、サロン製織を奨励した。昭和 5 年 9 月には鈴木道雄氏がサロン織機を発明した。これらに刺激されて、遠州地方にサロン熱がおこり、昭和 6 年末に 89 工場 1,237 台がこれに従事することになった。サロンは、織元が原料の購入、図案設計、整理加工をして出機した。サロンの採算は非常によく、36 インチ織機 12 台（1 台 130 円）の工場（建設費 3,800 円）で、1 年に 2,700 円余の純益をあげることができた。

サロンは、播州でもつくるようになった。遠州と播州の生産は、全生産の 9 割を占めた。昭和 6 年 1 月両産地代表は、遠播縞サロン打合会を開いて無謀な競争をしないことを申合わせ、輸出縞サロン統制要綱案を作成した。統制の機関を自主的縞サロン統制連合会とし、5 月から製品の規格統一（原糸、番手、密度、染料の指定）、検査の励行、最低工賃の協定、生産の調整をした。サロンは、2 産地のほか加東、泉南、加西、徳島、その他でもつくるようになった。

縞サロン統制連合会は、同年 6 月二産地の私的協定では全般的効果が期せられないので、サロン製織（検査）標準を綿工連製織標準に追加することを要望したが。綿工連も、これを受けて、昭和 7 年 5 月から検査を開始した。

昭和 8 年のはじめ、サロンの生産はにわか激増した。英国をはじめ各国は、輸入の制限を強化しはじめた。サロンは急転して採算割れとなった。インドへの輸出は、大正 4 年 42 百万円であったが昭和 8 年には 205 百万円になった。このインドは、昭和 8 年 4 月日印通商条約の破棄を声明し、6 月綿布に高率関税を課した。サロン業界は、やむをえず 6 月から 1 ヶ月間の休機をした。商工省も 7 月綿サロン統制に関する要綱を内定されたが業界一部の反対で実施をみるにいたらなかった。また、蘭印への輸出は、昭和元年 44 百万円であったが昭和 8 年には 78 百万円になった。蘭印は昭和 9 年 2 月から 3 ヶ月間サロンの輸入を制限した。官民協議会を開催して協議の結果、蘭印の輸入制限に対応して輸出統制をする、綿工連所属の組員はサロンを輸出商団体を通して売り、後者は前者以外のものから買わない、問題が解決するまで蘭印に対してはいっさい売らないことなどを申合わせした。

サロン関係組合は、昭和 8 年 4 月商工省に需給の調節、製品の共同販売、輸出市場の協定等の統制を要請した。

綿工連は、昭和 9 年 6 月、縞サロンの生産統制を実施することに決定した。6 月は現状どおりとし、7 月分から 13 万コース（1 コースは 20 枚）を生産組合に割当した。また、輸出商人の指定（大阪 22、神戸 20、名古屋 3 社）、早くか輸出されら製織の規格、染の色相等の指定、標準工賃の協定、共同販売を実施した。

#### (4) 輸出綿縮

綿縮は明治 12 年ごろから佐野地方で作られていたが、大正 11 年ごろから浜松をはじめ各地でつくられるようになった。昭和 5 年ごろには、売崩し等による海外市場の不評で生産も激減することになった。政府は、昭和 5 年 11 月輸出綿縮工業改善委員会を設けてその対策を諮問し、生産統制をすることに決めた。綿工連は昭和 6 年 1 月からこれを実施した。方法は、縞三綾に準ずるものであるが、異なる点はつぎのとおりである。

- (1) 1 年を上半期（1—6 月）と下半期（7—12 月）の二期にわけ、前年同期の検査合格量に按分して割当する。
- (2) 検査に合格したものに統制証紙をはる。証紙は、25 ヤール以下のもの 2 銭、50 ヤールのもの 4 銭とする。
- (3) 組員は、割当数量を売買することはできない。
- (4) 理事長は、生産割当なきもの等の検査の停止を請求する。

#### (5) 輸出仁斯

輸出仁斯の統制は、昭和 11 年 8 月から開始され、昭和 13 年に廃止された。割当の方法は、昭和 11 年から翌年 12 月までの 17 ヶ月分については、昭和 10 年 1 月から翌年 4 月までの 16 ヶ月の検査合格数量を按分して割当する。昭和 13 年 1 月以降は、上半期と下半期にわけ、前年同期の検査合格数量を按分して割当した。

## 6. スフ織物

わが国のスフの生産は、昭和 7 年に 550 千ポンドであった。逐年増加して昭和 10 年には 13,625 千ポンド、昭和 13 年には 327,208 千ポンドに達した。スフ糸も昭和 7 年には 120 千ポンドにすぎなかったが、それぞれ 3,534 千ポンド、273,588 千ポンドと増産された。

スフ織物は、原料部門の発達に応じていろいろ工夫してつくられるようになった。日東紡績株式会社は昭和 9 年にスフモス（パラマックス）を市販することに成功した。綿織物業界は、綿をタテにスフをヨコに使っているいろいろの織物をつくったが、製織中にヨコ糸が抜けたりしてよいものができなかった。昭和 10 年ごろからネルやサーズがやっとなつてくれるようになった。当時、スフの製品は、綿にくらべると割高であったのと、スフ糸そのものの使用法がむずかしかったので、これを使用するものはすくなかった。

政府は、繊維原料の自給国策の立場から昭和 11 年ごろからスフ工業振興官民協議会を開いて協議したり、国産振興委員会にスフ工業振興上施設すべき事項を諮問して答申をもとめ、スフ工業を積極的に助成していた。昭和 12 年 5 月にはスフ織物の消費税を撤廃して消費の増大を期待することがあった。また、染織技術官協会の答申にもとづい

てスフに適する品種をモスリン、セル、サージ、婦人児服地、オバア地、ピースグッド、家具地用裂地と定めスフの進出すべき分野の指針とした。業界でも品種の選択や用途の開拓ならびに品質の改善に努力し、スフ織物も次第に市場性をもつようになった。

たまたま昭和12年7月日華事変が勃発し、わが国は輸入の制限と輸出の振興をはかることになり、スフは、綿や毛に混用されたり、スフの糸や布が綿にかわって民需衣料にあてられることになった。スフ織物は、民需衣料用として重要視されることとなり、前記の品種のほかにネル、ポプリン、紺木綿やその他のものがつくられた。モスリンも加工されて着尺地や旗地に使われるようになった。大阪、名古屋、その他綿産地のほとんどすべての産地が、スフ糸を綿糸の代用品のように使うようになった。

## 7. 綿スフ織物の検査

検査は、昭和12年12月綿織物スフ等混用規則が公布されてから、輸出検査から逐次国内の戦時統制の検査に移行していった。

**糸量検閲** については、綿工連は昭和13年3月、織協は14年4月、日本特免織物製造会社は15年2月、綿スフ統制会は17年10月、織維統制会は18年10月から綿糸配給統制規則にもとづいてそれぞれ実施した。

**内需綿織物** は、日本特免織物製造会社、綿スフ統制会、織維統制会が、織維製品製造制限規則にもとづいて検査した。**輸出綿スフ織物**は、綿工連（昭和3年11月から）、綿スフ統制会、織維統制会が、重要輸出品取締法にもとづいて検査した。

**綿工連の検査手数料**（昭和14年）は次の通りである。

整理前検査手数料（一般生地、糸染綿布等）

巾40インチ未満 長さ30ヤード 4厘

巾40インチ以上 長さ30ヤード 7厘

整理後検査手数料（無地染綿布または捺染綿布）

巾40インチ未満 長さ30ヤード 2厘

巾40インチ以上 長さ30ヤード 3.5厘

急速検査手数料 普通手数料の2倍額

出張検査手数料 普通手数料の半額

## 8. 綿スフ織物業の戦時統制

### (1) 第1次綿業統制

昭和12年7月日華事変が勃発した。軍需物資の急激な需要の増加にともない、物資の輸入も激増した。政府は、輸出入等に関する臨時措置に関する法律に基き輸出入の制限を実施した。まず不要不急物資269種の輸入を禁止したが、金額に換算すると1%に過ぎない。

綿花は、輸入額の25%に達する。これを制限すべきで

第11表 昭和12年の綿業事情

綿花の年初の在庫	1,080 千俵
綿糸の生産	3,965 千個
綿糸の需要	3,833 "
輸出	2,322 "
内需	1,511 "
綿糸布の価額（12月末）	
	20 S 金魚（梱）230 円
	20 S 細綾（反）390 銭
	軍人細布 910 銭

注：大日本紡績連合会、昭和12年の紡績業による。輸出の内訳は糸129、織物1,646（2,641百万平方ヤール）、その他547千梱、内需のうち織物は2,143百万ヤール、価額の年中における最高と最低はそれぞれ315～210円、360銭～520銭、820銭～1015銭である。

あるが、そうすると綿製品の輸出を阻害するおそれがある。政府は、綿花の輸入を直接制限せず、消費の節減によって間接に輸入の削減をはかろうとした。まず10月の生産計画を30万梱とした。これによると、紡績の操短は5%強化して32.4%となる。だが、生産実績は10月も11月も計画を上回った。12月は操短率50%弱の27万5,000梱、翌年1月からは操短率50%強の27万梱に圧縮した。政府は、綿業の統制に関しては綿業関係の専門家たる関桂三、加藤末雄、豊島久七、中村進太郎、三輪常次郎の五氏を専門委員に委嘱し、その意見をきいて統制の円滑をはかった。

綿紡の操短が強化されると、綿糸の価格が高騰し輸出を阻害するので、綿花と綿糸の最高標準価格を定めることになった。10月23日第1回の価格が決定された。この価格は2月1日から実施されたが、価格の維持は民間団体の自治統制によった。なお綿糸20番1梱の相場は、昭和12年10月245円、翌年10月203円43銭である。

### (2) 第2次綿業統制

#### ① 昭和13年2月の調整計画

政府は、昭和13年2月の綿糸生産計画を257,500梱とした。輸出用175千梱、内需用62.5千梱その他20千梱である。これは、昭和11年の59%に過ぎないので、織布専門業者の打撃は非常におおきい。政府は、輸出転換やスフ糸の混交織を奨励した。

#### ② スフの強制混用

昭和13年2月1日綿製品ステープル・ファイバー等混用規則が施行された。綿織物を製造するものは、輸出品と地方長官のとくに許可したものを除き、スフその他の繊維を3割以上混用しなければならなくなった。これは綿花の不足を補いかつ操業低下を緩和せんとするものである。

#### ③ 織機の新増設の制限

昭和13年2月1日織維工業設備に関する件が公布され、

同月 18 日から実施された。織機、毛焼機、起毛機、剪毛機、糊付機、巾出機、カレンダーその他を新增設せんとするものは地方長官の許可を要することになった。政府は、申請があっても許可しない方針を取った。ただ小巾 2 台を廃棄して広巾 1 台との入替え、毛織機以外の手織機および足踏機の新設は許可された。

#### ④ 綿糸の配給統制

政府は、昭和 13 年 1 月綿業調整協議会と綿糸消費統制協議会を設け、綿糸の配給統制をつぎの通りとすることにした。

A 綿業調整協議会は、3 ヶ月前に当該月の輸出向および国内向別番手別生産数量を決める。

3 月分は輸出用 175 千梱、国内用 108 千梱（純綿 30 千梱、混紡 78 千梱）とする。番手別数量は、太・20・中・細の 4 種に大別しその割合は従来の生産実績による。

B 国内用の綿糸は 3 月 1 日から配給統制をする。配給数量の割当の基準は、昭和 11 年下半期と昭和 12 年上半期の実績とする。

C 輸出用糸は自家消費と市販糸に分けその数量を 3 ヶ月前に発表する。市販糸の量は、自家消費実績量と糸輸出分を除いたものとする。

かくて、3 月 1 日には綿糸配給統制規則公布、即日施行された。綿工連は、同規則ならびに前記協議会の決定事項にもとづき実績を調査して綿糸割当票を発行した。業者は、割当票を綿糸商に引渡し綿糸商から綿糸売渡証をうけ、これを綿糸出入帳にそえて検査所に呈示し、糸量検閲をうけることになった。

この規則によると、糸は設備を有するものに割当て、いわゆる製造問屋に割当てられない。だが、製造問屋は、昭和 8 年から工業者としてとりあつかわれていたのでこの実績を尊重されたいと要望した。政府は、製造問屋の従来の地位を認めるが下請け業者の操業の均一化をはかる要もあったので、割当票を連名式にすることにした。

綿糸の割当票をうけてもこれを現物化することが非常にむずかしくなった。綿花の供給がすくなくなると、太糸の生産が減少したので、買手が殺到したような事情もあった。糸の入手が困難になると、綿糸については抱合せ販売、買戻約款付売買、ポケット、三転売買などがおこなわれるようになった。織布専業側は割当綿糸を確保するため綿糸の共同購入を提案した。この案は、配給機関の機能を喪失せしめるとの理由で容れられなかった。また輸出用糸を一定の割合で自家消費と市販糸にわけ、市販糸の引渡を保証することを要望した。これは輸出を阻害するものとして許されなかった。

#### ⑤ 綿糸布の価格統制

昭和 13 年 5 月 20 日綿糸販売価格取締規則を公布、同月 22 日から実施された。綿糸の最高販売価格を法定し、これをこえる対価で売るとみられるような買戻約款、抱合せ、長期取引その他の行為が禁止された。綿糸が制限されると、綿布については、仮需要がおこった。高値取引がおこなわれるようになった。東京の商社は、これを冷却するため 2 月 8 日晒の仲間取引を 1 週間停止した。大阪、名古屋もこれにならしたが、16 日からは晒の卸売価格を決定し自治統制をはじめた。輸出原材料たる綿製品の内地流入もおおくなり、輸出も減少するにいたった。綿業 5 団体は、3 月 24 日綿製品内地流入阻止に関する申合わせをし、自治的に取締をしたが自治的統制はいずれも期待しただけの効果をあげることができなかった。

#### (3) 第 2 次統制

昭和 13 年上半期は、輸出が第三国向 196 百万円、ブロック向 6 百万円合計 292 百万円であった。この状態では、前年度の実績 838 百万円をはるかに下回るものと推定された。政府は、内需については国内向原料の節約を強化し輸出についてはその増進に全力を傾注することになった。

#### ① 内需の統制

政府は、昭和 13 年 6 月 29 日綿製品の製造制限に関する件、綿製品の販売制限に関する件、綿製品の加工制限に関する件ならびに繊維製品販売価格取締規則の 4 つの商工省令を公布、即日実施した。

#### A 製造の制限

綿製品製造制限に関する件は、さきに施行された綿製品ステープル・ファイバー等混用規則を強化したものである。民需用にスフをあてることについては、スフ製品は耐久力が弱くて使用に堪えない、また人絹パルプも国内産だけでは不足でありかつソーダ原料たる工業塩を輸入せねばならないから大局的にみて綿を輸入し綿製品を使用させるのがよいとの反対論があった。当局は、綿の輸入は、外貨事情がこれを許さなかったのと綿製品は退蔵衣料（20 億円と推定された）と在蔵品（5 億円と推定された）を活用することにより当分の間は十分やっていると考えていた。スフについては、工場の経営を維持するために必要であるが、昭和 12 年に相当量の人絹用パルプを見込買付していたので消費を少々節約すれば輸入する必要もない状態であった。この省令により、内需用綿製品は地方長官の許可（特免品という）したものほかに製造することができなくなった。特免品の種類は、繊維局長通牒によって指示され、製造するものは 11 地方長官の許可を受けてこれを製造した。その種類は、はじめベルト用布、工業用濾布、工業用帆布、製鉄用ならびに機械工業用前垂と手袋その他 30 種余が指定されたが、順次追加されていった。昭和 18 年 10 月の特

免品は150余种に達した。

**B 在庫品の買上げ**

綿織物の在庫品等は、綿製品の販売制限に関する件により輸出品等を除き指定団体に売り渡さねばならなくなった。指定団体の買上げたものは約274百万円（織専関係は85百万円）である。これは、それぞれの団体から農山漁民および工場鉱山の労働者用として配給された。

**C 販売価格の制限**

綿織物等は、繊維製品販売価格取締規則により、その施行の前日（6月28日）の販売価格にくぎづけされた。そのころ綿糸は1梱203円（6月の3品相場の平均）であるが、綿織物になると5～600円で取引された。当局は、この省令により価格の騰貴を抑制し、順次正常な公定価格を定めようと企図した。価格の統制に関連して織物の規格単純化委員会が設けられ、織物規格を検討し、必要最小限度のものに単純化した。この規格のもののみが製造を許可され、また価格が公定された。

**D スフ糸とスフ織物の統制**

戦局が長期化するにつれ、パルプが不足するようになり、スフ糸についても配給統制をする必要が生じた。スフ糸は14年1月から綿糸その他の糸とともに糸配給統制（綿糸配給統制規則は廃止）により配給が統制されることになった。配給団体として綿工連、日本スフ織物工業組合連合会（スフ工連ともいう）その他の団体が指定された。統制の方法は、綿糸と同じであるが、ただ偏在せる糸を平均化するため工業者の常時保有すべき数量をこえて糸を保有するものについて割当票をあたえないことにした。その保有量は、2月の割当量と同量のものであった。スフ織物は、14年10月から繊維製品製造制限規則により製造ならびに販売が制限された。同月のスフ織物用糸は2万梱余であった。繊維局は、昭和15年6月、スフ織物と更生糸織物の指定生産をすることになり、その取扱い要領をつぎの通り定めた。

- (1) 指定生産は、原則として負担能力の大なる製造者（例えば織機300台以上のもの）に命ずる。製造業者に1割のコブ割をする。
- (2) 割当を受けたものは拒否することができない。拒否したときは糸の配給を停止することがある。
- (3) 指定生産したものを、日本綿織物商業組合連合会（綿商連という）が共同購入をする。ただし被服協会の国民服地は、その3分の1を被服協会が買うける。
- (4) 染晒加工をするものは4割を製造業者側が加工し、6割は綿商連が生地を引取って加工する。
- (5) 綿商連は、商工省の指定したものの以外のもに売ることができない。
- (6) 緯糸用更生糸の配給は、その使用者に対してコブ割とする。

綿スフ工連は、同年8月からスフ織物の指定生産を開始

した。スフ織物の出回りが不円滑になるにつれて指定生産の範囲を拡大した。昭和15年秋から企業規模を100台以上、指定生産量を全量の50%に、昭和16年1月から企業規模を30台以上、指定生産量を全量の90%とした。

**E 織協の設立と事業**

工業者は、糸配給統制規則により、その製造したものの数量ならびに原料について割当団体の検査（糸量検閲といった）をうけねばならない。糸量検閲は、統制目的を完遂するため厳格に実施すべきである。そのころ工業者は、数個の団体に所属し、それぞれから割当をうけていた。糸量検閲も、はじめ割当した団体が個々にこれを実施した。この検閲は、在庫糸があつたり各団体割当の糸が混用したりしたので非常に混乱した。やむを得ず暫定期間彼此流用をみとめたので、統制の目的を十分に達することができなくなった。また各団体の実績のとり方や織機の登録には重複したこともあって業者別にも業種別にも不公平なところがあった。糸の配給を一元化することが必要になった。

さきに設置された綿業調整協議会は、昭和13年6月に需給調整協議会令により綿需給調整協議会に改組され昭和14年5月さらに繊維需給調整協議会（織協という）に改組された。同協議会は、製造、加工、販売、輸出入の団体を会員として繊維の一元的統制をすることになった。織協は、7月糸配給の基準をつくるため織機の実態調査をしたが、その台数は第12表の通りである。

織協は、各種の織機の性能換算率を定めこれを一定の標

**綿スフ織機の換算方法**

- 1. 基準織機 鉄製38インチ、回転毎分200とする。
- 2. 原動別力別比率。  
力織機100、足踏機30、手織機15
- 3. 開口装置および杼替装置による比率。

杼替装置	ダベッド	ドビー	ジャカード
有	110	95	70
無	90	86	63

- 4. 箄幅による比率。  
箄幅22インチ以下35%、26インチ以下50%、  
32インチ以下75%、38インチ以下100%、  
44インチ以下107%、50インチ以下115%、  
60インチ以下120%、80インチ以下130%、  
81インチ以上140%
- 5. 過少設備保護率。  
10台以下100%、11—25台88%、26—50台80%、  
51—100台72%、101—250台68%、251—500台65%、  
501—1000台62%、1001台以上60%。

番手(単糸) (g)	比率 (%)	番手(双糸) (g)	比率 (%)
10	140	20	140
16	110	30	113
20	100	40	100
30	87	60	87
40	80	80	80



第12表 織機台数(昭和14年7月)

種類	台数
綿 ス フ	384,067
タ オ ル	8,206
人 絹	198,617
毛	28,040
絹および交織	133,798
麻および交織	5,185
特 殊	321
計	758,234

準織機に換算、この設備比によって内需用の糸を割当することにした。また軍需と輸出ものの工場には一定率の調整を加え、操業の公平をはかった。綿織物については、日本特免織物製造株式会社を織元とする割当方法をとることになったので割当事務一切を同会社に委任した。

#### F 日本特免織物製造会社の設立とその業務

国内綿糸布は、特免品と軍需品に限られた。軍需はともかく内需綿糸の布配給は円滑にいかなかった。商工省は、特免品を円滑に配給するため、綿糸の配給から製品の配給にいたるまで一元的に統制する方針を定め、昭和14年7月製造部門に製造会社を、配給部門に配給会社を設立させることになった。かくて、日本特免織物株式会社が創立され、9月から事業を開始した。

#### 日本特免織物製造株式会社の概要

##### (1) 組織

資本金 1百万円(うち15万円は紡績兼営会社、6万円は重役、19万円は工連所属組合の引受け、50万円は綿工連の積立金ふりあて。資本金は昭和15年8月30,000千円となる)  
重役10名以内、監査役4名以内とする。

##### (2) 業務

- ① 同社は特免織物用糸の一手購入、特免織物の製造、加工の委託、特免織物の一手販売、特免織物より生ずる出切出糸の処理その他である。
- ② 綿工連の登録織機を設備するものと賃織契約を締結する。
- ③ 一手購入した綿糸は、日本綿糸元売商業組合員を指定して賃織業者に送付させる。
- ④ 特免織物の受配者から品種と数量を申請させ、商工省の査定をうけて毎月織物の生産計画をたてる
- ⑤ 製品を一手購入し、製造業者または加工業者より以下の指定した取引先に送付させる。
  - (イ) 生産資材については、需要者、需要者団体または日本綿織物卸商連のうち指定したもの。
  - (ロ) 消費資材については、需要者団体または綿織物卸商連のうち指定したもの。
- ⑥ 取扱いの手数料は、経緯または混紡を使用したもの千分の15。経緯糸ともに丸別10番を使用したもの

のおよび経緯のいずれかにスフ糸または丸別10番を使用したもの千分の5とする。

日本特免織物製造株式会社は、特免品の一手買取り販売のほか生産工場の間接管理、品質の改善、運賃プール制を実施して、計画的生産配給の衝にあたった。商工省は、昭和15年9月スフ織物の指定生産の実施に関連してスフ織物の配給機構を整備することとなり、この製造統制に関しては、日本特免織物製造株式会社が改組、増資してこれを取扱うことになった。日本綿スフ織物製造株式会社は、統制機構の再編のため昭和18年9月解散しその業務一切を綿スフ統制会と日本織物統制株式会社にひきついだ。

#### G 織物の配給

綿およびスフ織物の配給は、昭和15年2月から繊維製品配給統制規則によって統制された。

##### ② 輸出の統制

昭和13年の綿製品の輸出額は565百万円であった。前年より273百万円減少し、物資の需給計画をいちじるしくそごさせた。大日本紡績連合会は、輸出振興具体策に関する要綱をつくり、加盟会社の綿花割当金額に相当する金額の輸出をすることを申合わせ、自主的に輸出の振興をはかった。4月には綿糸布輸出調整組合をつくり、輸出の促進に必要な措置を講じた。それにもかかわらず輸出品は、内地の物価高につれて流入し、また華北へは1億平方ヤードの思惑輸出をするといった状態で、第3国向け輸出はふるわなかった。政府は13年7月輸出綿製品配給統制規則による個人リンク制によって輸出の増進をはかることになった。この規則により大日本紡績株式会社の外81の紡績会社以外のものは、輸出の綿糸と綿織物ならびに輸出品の原材料たるべきものを製造することが禁止された。紡績会社は、輸出綿製品を引渡しするとその量に必ず綿花の輸入が許可された。紡績会社は、輸出に専念すれば操業が維持継続できることになるが、織布専門業者は紡績会社の一方的意思による賃織をせねばならなくなった。当局は、この実施にあたり紡績業者には誘い水として17万梱3ヵ月の綿花の輸入を許可し、綿糸販売業者に対しては内地用の糸の取扱手数料を増額する等の措置を講じたが、織布専門業者に対しては積極的な助成措置は講ぜられなかった。逆に加工賃の団体的な協定が差しとめされた。この制度の実施により、織布専門業者は、次のような影響をうけた。

まず、1紡績1工場についてである。これでは、おおくの織布工場が輸出に関与できなくなる。遠州に例をとると雑綿の間屋は33、その下請工場は429(重複している工場225)、その織機は7,630台(重複しているもの4,079台)である。間屋のうちには74工場、1,537台の下請工場を持っているものもある。織工場は、いずれも小規模であって従来これらのものは間屋を通じて輸出織物に関与していた。1紡績1工場ということになっても、これらの工場は、直

第13表 紡績会社綿布出来高  
(単位：1000平方ヤード)

	自家織布	賃 織
昭和14年上期	824,908	799,050
同 下期	760,408	781,815
昭和15年上期	742,609	967,446

注：三瓶孝子，日本綿業発達史 256 頁による。

織機据付台数

期	紡績兼営工場	賃 織 工 場
昭和14年上期の平均	103,714	208,743
同下期の平均	94,161	207,452

接紡績と賃織契約を結ぶことは困難である。また各工場は、各種の織機をもっておおくの品種の糸を使用しているので1紡績に限定されると糸の入手ができなくなる。そこで1工場2紡績制を要望したが、紡績側はこれを許さなかった。やむをえずグループ・リンク制という代案を作って折衝した。この制度は、製造問屋または親工場を代表者として紡績会社と賃織契約を結ぶということである。これは、やつのことで認められた。この制度は順次拡大されて昭和15年1月から生地綿布は1工場対1紡績，1織元対1紡績，雑綿布は1工場対1紡績，1工場対2紡績（5種以上の糸を使って5種以上の織物をつくったもの），1織元（グループ）対2紡績となったが，中小工場の輸出織物生産機構に大変革をもたらした。

つぎに工賃の下落と数量の激減についてである。織工賃の団体的な協定については，さきに当局より禁じられたが，昭和15年5月からひどく切下げられた。4月のギングムの緯1総の工賃は，2銭であったが8月は1銭4厘，12月は1銭1厘になった。また，昭和14年中の賃織生産量は，自家織布とほぼ同様の16億ヤードであったが，織量は11月ごろから激減することになった。5月に比し11月は8割，翌年1月には5割になった。紡績が操短して賃織用の糸が減少したのと時間のかかる加工綿布よりも生地を優先したことによる。業界の代表等は，当局に紡績の自家用糸と市販売糸を折半すること，両者の協議会を開いて工賃を定めること，工賃は9.18停止令から除外することについて至急対策を講ぜられたいと要望した。繊維局は，16年3月両業界懇談会開催の労をとられたのでその実現につとめたが，要望はついに実現されなかった。遠州の永久社のごときは，苦境打開のため個人リンク制の即時撤廃，企業合同の促進，中小企業者の保護対策の具体化の早期実現の運動を展開した。

第3に，従来賃織の場合には出糸，出ヤール，屑糸等は受託者の所有に帰していたが，この制度により委託者の所有に属することになった。

紡連の白石専務理事は，昭和14年1月東京朝日新聞に個人リンク制の発足と賃織制度の是正について所見を発表

した。この中に綿工連の織機は自主的生産権を奪われ，賃織をして僅かにその生産を維持しうる地位に転落した……賃織業者は品質に対する責任をとらなくなったというところがあった。これをみた綿工連の有志は，賃織は戦捷のため余儀なくとられた措置で，このために自主性を失ったものでないことを強調しつつ輸出は両者の話し合いによって振興すべきであるという反駁書を発表したり，糸の品質の低下の現状にかんがみこれを改善すべきことを要望したこともあった。

## 9. 綿スフ織物業の再編成と企業整備

### (1) 企業合同

綿スフ織物専門業者は，内需用糸が減少すると輸出用織物を織るようになったが，昭和15年9月の日独伊三国同盟の成立にともない輸出も激減することになったので操業率が非常に低下し，業者自身も経営の立直しをせねばならなかった。また，政府においても，製造者が少ない糸を活用するため交織ものや薄地のものを生産するので，消費者が適品をうることができなくなり，これを確保してやる必要もあった。綿織物についてスフ織物の，指定生産を実施しなければならなくなった。指定生産の円滑な実施については，織物規格の単純化，企業単位の規模の拡大，単位当りの割当量の増加などが必要になってくる。商工省は，昭和15年11月織物製造業者の合同に関する要綱を決定し，企業合同を指導することになった。

**織物製造業者の合同に関する要綱**（昭15，11月21日商工次官通牒）

- (1) 織物製造業者は企業合同をおこない相当規模に達すること。綿スフ織機の合同体の規模は，原則として2百台以上とすること。
- (2) 多角経営をしているものは，繊維別に分割して合同する要はないが，合同の結果2以上の繊維別織機を有する場合はその一つについて一定の規模に達するものであること。
- (3) 結合の方法は，業者の希望によるが織布工業の合理的再編の見地から適正な指導をしてきめること。
- (4) 合同の形態は，商法上の会社，有限会社または工業小組合とすること。整経機・糊つけ機はなるべく出資せしめ織機は少くとも借受けること。
- (5) 家族労働力を利用する手機・足踏織機または力織機5-6台のいわゆる家内工業的業者については，さしつかえない限り他の合同体に結合させるかまたは織元とともに統制合同体を組織させること。
- (6) 合同したときは，その組織者は工業組合員たる資格を喪失し，合同体のみが工業組合に加入すること。
- (7) 合同にあたり1工場または数工場に設備の集合を行うのが理想であるが，資材の関係もあるのでさしあ

第14表 綿スフ織布専業の企業合同の状況

区 分	合同の形態	合同体数	組織員数	比	織機台数	比
合同前の組合員 合同完了	有限会社	88	9,427	100.0	407,742	100.0
	工業小組合	420	679		29,457	
	商事会社	32	3,970		111,669	
	その他	105	310		12,172	
	小 計	645	1,115		28,851	
合同手続中	有限会社	19	57		4,707	
	工業小組合	170	157		48,598	
	商事会社	10	1,440		12,845	
	その他	9	321		1,543	
	小 計	208	23	20.6	68,693	16.8
合同を要しないもの	個人		57		22,254	
	法人		157		93,423	
	小 計		214	2.3	115,675	28.4
合同をしないもの	個人		1,148		35,431	
	法人		48		5,792	
	小 計		1,196	12.7	41,223	10.1

注：1. 昭和17年版，繊維年鑑 570-571。  
2. 昭和16年6月15日現在3。  
3. 織機台数は，綿スフ工連に登録の力機械，足踏機である。

り設備の移転は同型織機の入替程度に止め，工場は現状のままとし経営の統合のみおこなってもよい。

- (8) 合同体の組織員に対しては，その操業すると否とに拘わらずさしあたり合同前の利益を尊重しその割合に応じて設備の賃借料または工場管理料を支払うこと。
- (9) 合同に関し設備その他の事項を評価させるため，要すれば府県において官民合同（府県係官，税務署係官，関係業者，金融業者，学識経験者など）の設備評価委員会を設けること。

綿スフ工連は，この要綱にもとづき企業合同実施要綱を定め，関係組合を督促して企業の完全統合を推進した。業者は，自己の独立性に対する執着心が非常に強く，操業率がいかに低率であっても，自己の工場を閉鎖して完全統合することを希望しなかった。織布業の企業合同は，遅々として進まなかった。商工省は，16年2月関東，中国，四国，東北でブロック会議を開き，地方庁ならびに産地の首脳に企業合同の必要とこれを推進すべきことを強調した。5月豊田商相も，中小企業の特長を活用するのは当然であるが，従来の雑然たる状態のまま維持育成は至難であるからすみやかに実情に即した合理的な整理統合をすることを指示した。関係当局の指導により各産地の企業合同も漸次進捗していった。昭和16年6月の統合状況は第14表の通りである。中小規模業者は，完全統合をさげ，6割以上のものが小組合を結成してその独立性を保留した。この結果，割当対象の単位が減少したのみで業界の合理的再編は実現するにいたらなかった。

なお政府は，16年度予算に繊維関係の更生資金として

2,000万円を計上した。これは，企業合同によって生ずる遊休設備，余剰設備，その付属品や土地，家屋等のいっさいの買上げにあてられた。この買上げは，国民更生金庫がその衝にあたることとし，同金庫は7月に設立された。

## (2) 集中生産

繊維産業の統制に関しては，工業組合中央会，中央物価統制協力会議，紡連その他でいろいろ研究されていたが，昭和16年のはじめごろからそれぞれ試案を発表した。そのうち紡連案は，繊維工業の基礎生産部門別に統制団体を組織しそれぞれ下部工業部門と連繫することを骨子としたもので，これによると紡績を主体に織布，染色加工と賃織関係を結ぶことになる。綿スフ織布業界は紡績を中心とする統制方式におおきな衝撃を受けた。綿スフ工連は，かかる情勢に対処するため16年9月遊休工場へは補償金を支払うなどの措置を講じて綿スフ織物の集中生産を実施し，自主性のある体制をととのえることにした。

### 綿スフ織物集中生産実施要綱（昭16.12.13日綿スフ工連）

- (1) (目的) 綿スフ織物の生産合理化ならびに品質の向上をはかるため企業合同体ごとに重点主義的集中生産を実施するとともに利益金の均分化をはかる。
- (2) (事業) ①生産工場の指定，②利益金処分方法の調査監督，③企業合同体の運営の指導
- (3) 組織・機構
  - ① 集中生産実行委員会を設けて集中生産実施に関する事項を諮問する
  - ② 集中生産は織機台数300台を基準として編成する

企業合同体を以って実施単位とする。

- ③ 企業合同を要しない単独企業にもこの要綱を準用する。
- (4) 生産の指定
  - ① 企業合同体は特別の事情なき限りその織機台数の5割を休止する方針の元に次の標準にもとづき工場を定める。
    - (イ) 工場の設備ならびに技術の優秀なこと
    - (ロ) 製品の品質ならびに操業の能率の優良なこと
    - (ハ) 工場の立地条件ならびに労働条件の良好なこと
    - (ニ) 生産原価の適正なこと
    - (ホ) その他特徴を有すること
  - ② 綿スフ工連は、商工省の経同のうえ生産工場を指定する。
  - ③ 単独企業または企業合同体についても再編成の必要ありとみとめるときは再編成させることができる。
- (5) 利益の処分
  - ① 企業合同体は特別の事情なき限り製品の販売価格または請負価格より生産原価ならびに諸積立金を控除した利益金をつぎの標準により配分する
    - (イ) 特免綿織物および内需スフ織物の生産により得たる利益金は企業合同体構成員の出資もしくはその所有する基準織機台数または割られた糸量に按分してこれを交付する。
    - (ロ) 輸出織物の生産により得たる利益金は当該織物を生産した数量によりこれを配分する。
    - (ハ) 軍需綿織物の生産により得たる利益金はその金額より当該織物用糸割当によりさしひかれたるスフ糸量の生産利益に相当する金額を控除せる残額を当該織物を生産した数量によりこれを配分する。
  - ② 前項と異なる利益金の算定ならびに配分をするときには綿スフ工連の承認を要する。
- (6) 休止工場の取扱い
  - ① 生産工場の指定をうけない工場は休止工場として操業を休止する。
  - ② 休止工場の従業員を解雇するときは相当額の退職手当を支給する。
  - ③ 休止工場は当分の間予備工場として合同体が適宜管理する。
- (7) その他
  - ① 綿スフ工連は必要に応じ生産工場の経営・技術の指導・営業・操業の調査監督をする。
  - ② 集中生産に違背したものに対しては糸配給団体と連絡して配給の全部または一部を停止する。

### (3) 企業整備

政府は、昭和18年6月、戦力増強企業整備要綱を閣議決定し、人的物的生産力をすべて戦力化し、最大効率を發

揮する方針を決定した。織布業界は、同年7月つぎの織物製造業整備要綱により企業整備すべきことを指示された。

#### (1) 操業工場への生産集中

- ① 計画生産に必要な設備能力（全国平均4割）に相当する工場を操業工場とし、これに生産集中して生産性の高揚をはかる。
- ② 地方長官は、都府県の企業整備委員会専門部門に諮問して、織布專業者の操業工場を選定する。紡績兼營業者については、商工省で決める。
- ③ 操業工場の選定方針はおおむねつぎの通りとする。
  - (イ) 軍需その他への転換、または転換させるものを予定し、これを除外する。
  - (ロ) 操業工場は(イ)以外の工場から特に必要な品種の生産に適する、規模の大小に拘らず生産性の高い、労力、動力、輸送等の立地条件のよい、企業者の年令、体力等により転業の困難なこと等を考慮して選定する。
  - (ハ) 陸海軍の利用工場についても、発注の集中または利用の転換を図り、整備の趣旨達成につとめる。

#### (2) 設備の保有

- ① 空襲その他の災害、将来の需給の変動、外地移駐等に応ずることができるよう、ある程度の（全国平均2割）設備を保有する。
- ② 地方長官は(1)の②に準じて該当工場を選定する。
- ③ 保有工場は、業者または業者団体がこれを維持する。または産業設備営団に買上げ保有させる。

#### (3) 工場施設の軍需その他の重点部門への転換利用

- ① 地方長官は、総延坪200坪をこえる転換利用可能工場を選定し、工場主と利用希望者の意見を聞いたうえで、工場の転換活用を決定する。500坪以上の工場は、中央の転用協議会に付議して決める。
- ② 転用利用は、大工場に若干の中小規模工場を従属させ、重点産業の利用しやすいように配慮する。

#### (4) 転廃業の指導ならびに転廃業者に対する措置

- ① 今回の整備にあたりては、現存企業者に有限会社、株式会社等の合同体を組織させ、いわゆる不完全転廃業者の方法をとらない。個別的に転廃業するもの（全国平均4割）をきめる。
- ② 転廃業者の供給する屑鉄量（綿スフ專業50,472トン、紡績兼營26,528トン）が所定の屑鉄量に達するように、つぎの事情を勘案して転廃業者を積極的に指導する。
  - (イ) 業者が自発的に転廃業の意思を有する。
  - (ロ) 工場が軍需その他の部門に転換容易なこと。
  - (ハ) 工場設備、技術や立地条件のわるいこと。
  - (ニ) 企業者の年令、体力がその他の事情より転業可能なこと
  - (ホ) 当該地方の産業の状況により他産業への転換の

第15表 綿スフ織布工場の企業整備の概況

組合および 会社	企業整備前		企業整備から終戦時までの推移			終戦時 (20.8.15)
			供出、輸出の申込			
	工場数	台数	産業設備 営団	国民更生 金	輸 出	
青森	2	313	77	98		138
秋田	3	6				6
岩手	3	184	9	149		26
山形	21	1,086	100	468		518
宮城	8	324		200		124
福島	3	903	73	21		266
茨城	23	1,273	99	562		612
栃木	9	678	2	534		142
埼玉	67	4,745	636	2,752		1,836
千葉	32	1,397		698		676
東京	81	2,585	230	1,515		933
神奈川	3	515		237		249
新潟	29	1,594	17	569		1,008
長野	1	76		173		43
静岡	410	25,903	1,177	15,246	700	6,965
愛知	583	66,910	6,604	35,879	1,718	22,353
富山	15	690	151	279		247
石川	4	849	159	645		45
福井	23	463	50	33		198
岐阜	8	430	78	629		158
滋賀	12	801	69	246		486
三重	48	3,402	132	2,230		905
西陣	6	576		267		277
大阪	321	72,555	7,407	33,408	2,620	27,627
兵庫	185	14,440	299	648		3,869
奈良	20	2,930	126	1,751		1,080
和歌山	59	3,870	52	2,308		1,251
鳥根	1	9		9		
岡山	139	19,926	590	3,176	242	5,837
広島	87	9,907	272	2,954		2,853
山口	14	1,439	310	688		730
徳島	12	3,276	893	633		1,910
香川	7	639	21	102		439
愛媛	41	12,064	1,202	5,594		4,882
高知	1	14				14
久留米	36	2,544	465	1,237		1,067
佐賀	1	69	36			33
長崎	1	14		7		6
熊本	5	371	64	116		191
大分	1	37		18		10
宮崎	12	120	9	58		37
鹿児島	4	145	19	82		64
日本タオル	103	4,145	955			2,469
計	2,454	261,217	22,383	116,219	5,280	92,580
東洋	19	19,846	12,033		3,638	4,836
敷島	4	3,571	788		717	1,799
倉敷	6	5,606	2,556			2,845
大日本	10	14,868	4,991		3,163	5,166
鐘淵	18	13,674	4,265		8,163	3,801
大建	15	10,028	4,113		1,689	3,786
日清	4	6,710	2,315		1,000	3,169
富士	8	5,792	2,363		680	1,416
大和	4	3,581	103		590	2,487
日東	3	1,034	899		656	1,859
その他	47	14,815	14,815			
計	138	99,525	49,241		20,296	31,167
合計	2,582	360,742	71,624	116,219	25,576	123,747

容易なこと。

- ③ 転廃業者の設備、権利その他の資産は、国民更生金庫をして営業権を加算した価格（過去3ヵ年の平均純益を1割をもって還元した額を基準とし、国民更生金庫の買上げ評価基準を参考として調整して価格）をもって買上げさせる。
- ④ 合同体に加入しているものは、合同前の状態に復させたうえ、転廃業者として取扱う。
- ⑤ 転廃業者の生活援護および転廃先のあっせんにつき深甚な考慮を払う。
- (5) 設備の供出
- ① 操業設備と保有設備以外の設備を廃棄し、屑鉄量を供出させる。地方長官は、廃棄設備を具体的に選定する。
- ② 所定の屑鉄量が、転廃業者の設備で不足するときは操業、保有工場の老朽設備でこれを充たすようにする。
- ③ 軍需その他への転換利用工場の設備（動力配線等は除く）は、廃棄するよう指導する。
- ④ 廃棄設備のうち特に優秀な設備はこれを操業、保有工場のものに入替えるように指導する。
- ⑤ 国民更生金庫が買上げる設備以外のものは産業設備営団が買上げる。
- (6) 残存業者に対する措置
- 操業工場の利益を、保有工場にも分配するように別に定める方法でプール計算する。
- 綿スフ織布業者の資産評価基準**（昭16.6.25日商工省振興部長通牒）
- (1) 国民更生金庫その他同業団体等において引受くる織布業者の資産の評価は、国民更生金庫引受試算表等の評価方法基準によるほか本基準によってする。
- (2) 織機等の価額は他に評価基準の存するものを除く外本基準の3~5によりこれを評価する。
- (3) 織機の評価は次の方法により算出せる価額を合計してこれをするものとする。
- ① 織機本体の価額は、箆巾38吋600円その他別に定める基準価額に次の係数を乗じてこれを算出する。
- (イ) 製造者、型式別による等級係数
- (ロ) 箆巾による係数
- (ハ) 耐用見込命数による係数
- ② 杼替装置および開口装置の価額は二巾両二杼100円、四巾ドビー12枚200円その他別に定める基準価額に次の係数を乗じてこれを算出する。
- (イ) 製造者、型式別による等級係数
- (ロ) 杼替装置の種類による係数
- (ハ) 開口装置の口数または枚数による係数
- (ニ) 耐用見込命数による係数
- (4) 準備機の評価はスラッシャ・サイジング銅板60イ

ンチ14千円、ホットエア・サイジング12千円その他の基準価額に次の係数を乗じてこれを算定する。

- ① 製造者、型式別による等級係数
  - ② 働き巾、スピンドルピッチ等による係数
  - ③ 耐用見込命数による係数
- (5) 評価額には織機等の運搬据付等に要すべき費用を見積もって加算する。
- (6) 運転可能な状態にある織機には、耐用見込命数による係数を乗せざる価額に対し、地方における売買の実情を勘案し3割以内の金額を加算することができる。

織物製造業の整備は、同年10月転用廃棄の率に保有分を加えて6割とし、綿スフ織布専門業者の供出屑鉄量を56,477トンと拡大した。紡績兼営部門の供出屑鉄量も同年10月31,506トンに拡大された。昭和19年には、金属類の需要が激増したので、政府はこれに応ずるため同年3月金属類決戦回収実施要綱を閣議決定した。同年5月綿スフ織布業界は、集中生産または操業時間の延長など高度の能率増進をはかることによって生ずべき過剰設備と戦時規格品の生産に必要なでない設備を供出することを指示された。この屑鉄量は、織布専門16,848トン、紡績兼営4,287トンであった。紡績兼営は、6月さらに6,612トンの追加供出を命ぜられた。なお産地別の企業整備の推移は第15表のとおりである。

#### (4) 企業の再統合

織布専門業者は、集中生産の実施についても、休止工場の選定とか生産工場の指定とかの問題になるとちゅうちょするものがあつた。当局者の努力で逐次集中生産の実をあげるようになった。集中生産も軌道にのつたが、昭和18年の秋に実施された戦力増強企業整備により中規模以上の工場が重点的に転活用された。その結果既存企業統合体は、中核的工場や経営者がなくなったので経営に支障をきたすようになった。労務資材の有効利用もできなくなった。商工省は、中小企業の健全性を保持するように再編成して織物の責任生産体制を確保するため昭和19年5月次の統合要綱を定め企業統合を指導した。

#### 織物製造業の統合要綱

- (1) 統合の基準
  - ① 地域的、製品種類別に統合する。
  - ② 綿スフ織物業の統合体の標準台数は300台以上とする（タオルは150台、その他は100台）。織機は種類、箆巾別につきのように換算する。普通織機の箆巾28インチ以下のもの0.7、50インチ以下のもの1.0、50インチをこえるもの1.5、重布織機A級GE級のもの4.0、FSG級のもの2.0、パイル織機2.0とする。
  - ③ 2種以上の繊維別織機により統合せんとするとき

は、その一つが標準台数に達することを要する。換算台数20台以下は端数織機とし、この織機は主たる繊維別織機に更改するものとする。

- (2) 統合体の構成員  
運営上多すぎるときは制限するものとする。
- (3) 統合体は可及的に中核的工場を中心に組織する。
- (4) 統合体の形態は、原則として有限会社または施設組合とする。
- (5) 既存統合体に関係なく統合するを原則とする。
- (6) 手機、足踏み機を有するものは、製品の種類、生産の規模およびその様式ならびに糸の消費割当、実績等を勘案の上、前各項に準じて統合する。
- (7) 昭和19年6月までに完了すること。なお、統合を迅速且つ円滑に実施するため中央、地方に委員会を設ける。

## 第6節 昭和（終戦後）時代の綿スフ織物工業

### 1. 綿スフ織物業の再開

#### (1) 連合軍の经济管理政策

昭和20年8月15日戦争はついに終わった。日本は連合軍に管理されることになった。G.H.Qは同年9月早々軍需物資の現状保持を命じ、同月末に経済に関する管理政策を発表した。その要旨はつぎのとおりである。

- (1) 賃金および主要商品の価格の統制と供給の不足せる主要商品の配給統制をすること。
- (2) 民需生産を促進すること。
- (3) 軍需品の生産を禁止し軍需関係産業の操業を停止し、その転換には許可を要すること。
- (4) 輸出入については許可を要すること。

綿スフなどの原料部門の工場は、ほとんど操業を停止していたが、9月末それぞれ操業が許可された。10月には、国民の最低生活水準を維持するために必要な物資は見返り物資の提供を条件として輸入を許可されることになった。

政府は、11月綿花18万トンの輸入を申請し、12月に輸入物資の受取りとその配分をするため貿易庁を設置した。同庁は、翌年4月輸出品の引渡しもすることになった。輸出入の実務は、会社、組合等の私的機関が政府の代行をしていたが、昭和21年12月民間団体から統制的機能を排除するメモにもとづき、一手買取り販売の政府機関を設置することになった。かくて繊維貿易公団は、5月に設立され7月から業務を開始した。

#### (2) 生産の再開

連合軍の管理政策がはっきりしてくると、繊維業界は明

るい希望につつまれるようになった。とくに綿業界には、綿花の輸入、生産の再開、世界市場に進出することなどの期待があった。綿業はじめ各業界の首脳は、繊維統制会を中心にして終戦後の混乱を早く收拾し、生産を軌道にのせるようあらゆる手段を尽くして努力した。

各産地の綿スフ織物の代表も、食糧や交通の不自由をしのんでたびたび東京や大阪に集まって対策をねった。当時の操業は、13万台余のうち1割余にすぎなかった。残余のものは、長い間休止のまま放置されていたので、すぐに使うことができなかった。各組合は、綿業の再開に備えて補修等の指導をした。織布専門家は、中小企業の特質を發揮して、みずから工場や機械を補修し、割合に早く再開できるようにになった。10月末綿スフ織物の生産計画がたてられ、業界は糸の割当を受けて操業を開始した。

糸は割り当てられたが、これに要する副資材の裏づけはなかった。関係先といろいろ折衝し、所要量に対し石炭3割、地下澱粉8割、わら工品8割の特配をうけた。一番ほしい小麦粉やスピンドル油等の機械油は全然えられなかった。割当を受けたものもこれを現物化することが非常にむずかしい。みずから他の産地に出かけて少量ずつ買い集めたり在庫品と物々交換して、かろうじて再開することができた。

昭和20年繊維産業の中央団体として新たに日本繊維協会が設立され、同協会は再建計画の樹立とその実施を推進した。商工省は、隠蔵物資緊急措置令を施行して、隠蔵物資を調査してこれの活用をはかった。同協会は、これに呼応して3月末現在の配給ルートにある繊維製品の在庫品や仕掛品の実態調査を実施し生産と配給計画を軌道にのせることにした。調査の結果、綿スフの在庫品は、綿花10百万ポンド、綿糸17百万ポンド、綿織物244百万ヤード、スフ24百万ポンド、スフ糸6百万ポンド、スフ織物70百万ヤードであった。このうち原料は新たに計画生産の軌道にのせ、糸の未入荷にかかるものは指定生産を打切った。また、輸出適格の綿織物や綿糸は、綿花の輸入に先がけてこれを輸出にあてることになった。綿糸については、輸出14,797梱（専業6,543梱、兼営82,654梱）、内需6,182梱（専業のみ）、スフ糸については9,790梱（専業のみ）の計画生産を実施した。

### (3) 綿スフ織物業の再建計画

商工省は、昭和21年8月繊維産業再建委員会を設置して総合的な再建計画を諮問した。同委員会は、官民の総力を結集して5ヵ年計画を策定した。この計画は、その後G.H.Qの勧告にもとづき3ヵ年計画に修正されたが、繊維産業の再建を推進していく基本的なものとして活用された。綿スフ織物業に関する初年度の計画はつぎの通りであった。

#### 綿スフ織物の需給計画

初年度の糸計画は、綿糸499百万ポンド、スフ糸22百

万ポンド、ガラ紡18百万ポンドとし、織物はそれぞれ360百万ポンド、15百万ポンド、18百万ポンドとする。織物用糸は、織布専門家が6割使用する。

#### 設備

始期の稼働機は、広巾96,526台、小巾28,049台であるが、広巾についてはこのほか修理11,000台、転換3,558台があるので、終期の稼働台数は110,084台とする。

#### 副資材

電力、石炭、マシン油、スピンドル油、グリース、ダイナモ油、針金綜統、ヘッシャンクロス、梱包用クラフト紙、帯鉄等や木材、セメント、釘などと建築資材の割当および現物化について最優先的な取扱いをする。国内資材で充足できないものは輸入する。

#### 資金

運転資金1,120百万円、設備資金779百万円を要する。初年度中にその半額の融資を受ける。

#### 労務

男子9,746人、女子40,932人を要員する。初年度中に男子2,700人、女子9,000人を充員する。

### (4) 日本綿スフ織物工業協同組合の創立

綿スフ織物業は、産業民主化の線にそい、昭和22年4月商工協同組合法にもとづき、日本綿スフ織物工業協同組合連合会を創立した。この詳細については、第2章にゆずる。

#### 日本綿スフ織物工業協同組合の概要

会 員 59の綿スフ織物工業組合と10の紡績兼営織布業者

理事長 安藤梅吉

- 事 業 ① 原材料の購入、製品の販売、加工の共同施設  
② 製品の検査、取締  
③ 指導、研究、調査

## 2. 設 備

### (1) 設備の制限法規

織機をはじめ準備機や、仕上げ機等の設備は「繊維工業設備に関する件」、「企業許可令」、「臨時建築制限規則」、「臨時繊維機械設備制限規則」により制限された。

### (2) 設備の実態調査

終戦前後の混乱期には、織機の変動がおおく、その登録変更の手続きが所定の通り実施されなかったため、その実態がはっきりしなくなっていた。

商工省は、昭和21年12月、G.H.Qの指示を受けて、翌年1月10日現在の繊維工業設備等の全国的な一斉調査をした。その方法は、綿スフ織機を所有または保有するも

第16表 綿スフ織機の台数

		綿布専業		紡績兼営	
		時期	22.1.10	22.8.15	22.1.10
登録	広幅	83,599	85,476	42,797	44,687
	小幅	27,713	28,737	—	505
未登録	広幅	13,483	12,212	747	747
	小幅	1,888	1,725	—	—
計	広幅	97,082	97,688	43,544	45,434
	小幅	29,601	30,462	—	505

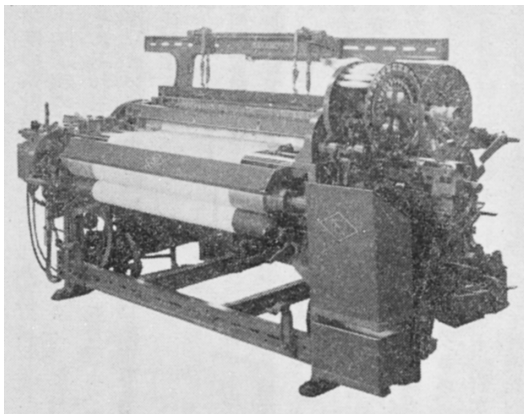
のに同日現在の力織機を報告させ、府県係官をもって組織する調査員が、工場の現場にて繊維統制会の登録原簿と照合してそれぞれ確認した。この結果は第16表の通りである。その後、設備制限の法規に空白の時期が生じ、その間に織機を新設したり譲渡するもの等があった。

綿スフ織物工業組合は、糸の割当をするにあたり、この増設分をみとめざるをえなかったため、前記の調査を基礎にして、8月15日現在にて再確認をした。この確認は各産地の代表が輪番制でした。

### (3) 設備の復元計画

昭和22年2月G.H.Qから綿紡400万錘の復元とその最大限の操業が許可された。他の業種も、これに応じ拡大計画をたてた。綿スフ織布部門は、同年3月、繊維再建中央委員会の綿織物専門委員会が中心になり、綿紡400万錘に匹する綿スフ織機の復元計画をきめた。新計画による所要織機は243,977台である。織物用糸(577百万ポンド、内訳は綿糸498、スフ糸50、ガラ紡糸18、特和紡11)に対し、織機1台1年間に綿糸は2,310ポンド、スフ糸は2,284ポンド、ガラ紡と特和紡はおのおの4,950ポンドを消化するものとして算定された。

現有織機は227,646台である。紡績兼営のものは全部二部制、専業は1割を二部制(小巾は6割)に換算して計算



阪元式 SO-C型、管替式自動織機

ブロードクロス、別珍、ポイルローンなどの厚物と薄物のいずれも製織することができる。木管尻残糸糸織込防止装置(エンドスレッドカッター)がり、44時の回転数は170回、重量約1,000kg、価額は18,5000円。

された。その差のうち10,675台は、企業整備当時の完全転廃業者に供出台数の1割に相当する台数の復元を許可し、残りは紡績新規開業者や転籍希望者等に許可することになった。

復元の希望は非常に多かった。繊維局は、公正を期するため同年10月綿スフ織機設備委員会を設け、復元許可の基準を諮問して決めることにした。他業種からの転籍希望は、絹人絹6,582台、麻729台、紙85台あった。現場確認して綿スフ織機として適正のものの転籍を認めることになっていたが、昭和23年福井産地で確認した結果、適正と思われるものは希望の4%にすぎなかった。したがって許可台数のうちおおくのものは新設するものに許可することになった。繊維局は、前記の委員会に諮問したうえ、新紡3,000台、地理的または技術的に特殊事情のあるもの2,000台、外地未移駐、供出機関からの払い下げのもの3,800台、その他特殊事情のあるものに新設を許可した。

綿スフ織機(ベルトドライブ)の価格

小幅織機	18吋	1丁 杼	40,000円
	〃	片4丁 杼	55,000円
普通織機	44吋	片4丁 杼	110,000円
	〃	両2丁 杼	160,000円
	75吋	1丁 杼	180,000円
自動織機	44吋	シャトル・チェンジ	134,000円
	44吋	コップ・チェンジ SOB	137,000円

注：昭和30年2月全日本織機振興会の調査による。決済条件は、6分の1は契約時、6分の1は半年後、3分の2は現品引渡しするとき支払う。

### (4) 復元の完了

復元計画は予定通り遂行された。繊維局は、昭和24年4月15日限りで綿スフ織機の復元計画を打切った。なお、完全転廃業者の復元規模は、最低30台以上ということであったが復元後第17表のように小規模に分かれていた。

第17表 完全転廃業者の復元規模

規模	1-5台	6-10	11-19	20-29	30-39	40-49	50以上	計
企業者数	161	168	109	55	60	28	40	621

### (5) 完全転廃業者の復元運動

企業整備による完全転廃業者は、昭和22年6月名古屋市に集まり、全国織物製造業転廃者復興大会(発起人、夫馬重信)を開催し、つぎの決議をなし、その実現をはかるため、全国完全転廃業者復興連盟を結成した。この関係者は、産地毎に復元期成同盟会をつくり、中央に呼応して目的の達成に努力した。

- (1) 織機の復元を許可すること、またその復興資金の貸し出しをすること。
- (2) 織機の確認は復興連盟員を参加させ、正確を期すること。

業界は、この運動に同情的であった。当局も、企業整備



のとき復元の場合には優先扱いをするといったこともあって、資金の融資、資材の特配等に関し格別の援助をあたえられた。資金は、復金から中央扱いで8億5,000万円余融資された。資材も昭和23年第1四半期において鉄45トン、銅100トン、セメント160トン、釘7トン、亜鉛鉄板7トンその他電線、ガラス、木材等の特配があった。資材は、昭和24年3月復元が完了するまで優先的に割当された。

復元者の事業計画は、輸出織物の受注により1台あたり2万3千円の利益をあげて5ヵ年で完済することであった。昭和24年のはじめから輸出織物は契約制に切りかえられ、小規模業者に対する発注量が激減したので、復元者の事業計画は画餅に帰し、金利の支払いもむつかしくなった。関係業者は、同年10月大阪で会合し復金返済綿スフ復元者同盟（会長、竹村啓太郎）を結成し、綿糸の特別割当と金利の引き下げ、返済期間延長の運動をおこした。金利の引下げと返還期間の延長は許されなかったが、綿糸は昭和25年第3四半期から特別に割当てられた。第3四半期は1台あたり20ポンド、その後の2期は50ポンドであった。同連盟は1ポンドあたり45円の返済を指導した。

#### (6) 織機の増設

戦前の織布工場は、生地では300台とか先染では8台とか12台またはその倍数というように、それぞれの事情に応じて合理的な設備をもっていた。すべての工場は、企業整備のとき一部を供出し、また復元の時も旧据付台数の1割しか許可されなかったの、いずれも合理的なものではなくなった。かかる業者は、積極的に適規模に達するように努力し、また原料糸が登録織機台数に応じて割当てられたので他日を期してヤミ織機を増設するものもあられ、未登録織機が増加した。これにあてる原料糸のヤミ取引もおこなわれるようになった。

当局は、昭和24年5月この未登録機をヤミ織機として封緘にのりだしたが、その数が多くてよい結果をうることができなかった。そのころ英国から三巾物の注文が多く、この適正織機が少ないので受注することができなかった。繊維局は、6月60インチ以上の綿スフ織機を設置しているものに届出をさせ、BS織機として仮登録し、輸出物に限って生産させることにした。また、輸出スフ専用織機も認めていった。

当局は、昭和25年10月、糸の割当制を存置し織機の制限のみを撤廃することにしたが、織機については新たに綿製品生産設備登録要領を定め、内需用綿糸の割当は、従来の登録織機台数に応じてすることにした。昭和26年第1四半期の第2次割当ては既登録の織機、BS織機のほか3月20日までに新たに登録の受付をしたものに平等割をすることになった。新たに登録の受付をしたが、その台数は12万台を突破し既登録を合算すると319,684台となった。

その後も、織機の増設は続いた。連合会や組合は、増設

よりも設備の近代化と運転資金の蓄積をすべきことを指導したが、小規模業者は、自己の企業規模の拡大をはかることに専念した。かくて綿スフ織布業の業者数も機台数も逐年増加していった。業界は、昭和27年末から自主的設備制限を実施していたが、実効をあげることができなかったの、昭和29年11月中小企業安定法第29条で命令の発令を申請した。当局は、同年12月別項の如く設備制限命令を発令した。全国の綿スフ織機は、同命令により綿スフ調連に登録されたが、その台数は428,972台（専業16,449工場353,059台、兼営123工場75,913台）である。織機の性能等については第56・57・58・60表参照。

#### (7) 設備の近代化

綿スフ織機には、戦前に製作されたものや戦後の資材不足のときに製作されたものがそれぞれ10万台くらいある。この織機の性能はあまりよくない。業者は、この種の老朽、不良の織機の入替、更新をしようとしている。政府も中小企業の設備の近代化を促進するため、昭和29年度から設備近代化補助金の制度を設けてこれを促進している。同年末政府は、中小企業安定法に基づく設備制限命令を施行するにあたり、国会や機器メーカーから機械の入替に関して、特に強い要望があったので、別枠融資の途を開き、これを助成した。業界は昭和29年12月改造32千台、入替16千台、所要資金40億円の3ヵ年の更新計画をたて実現を推進した。

各産地も、これに呼応して設備の入替更新をはかった。愛知県の場合をみると、各組合の代表者は、昭和31年2月愛知県綿スフ織物工業設備近代化促進委員会（委員長稟貞治）を結成して、老朽織機（織機は9万台のうち3万台、糊つけ機は180台のうち70台、整経機4,000台のうち1,500台、緯巻8,800台のうち2,700台）を入替更新する運動をおこした。初年度の所要資金は782百万円である。設備の改造は、ドビーや杼替装置、経糸切断停止装置、経糸引込防止装置や、温湿度の調整装置や糊つけ機の高性能化、更新は汎用性の高い近代織機や高速度の糊つけ、管巻、整経機やタイピングマシン、リーチングマシン等の自動機械を導入せんとするものである。

### 3. 生産の統制

#### (1) 統制の法規

糸の配給は、糸の配給統制規則（昭和14年1月、商工省令）、ガラ紡糸の引渡し制限に関する件（昭和16年4月、商工省令）、製造は繊維製品製造制限規則（昭和17年1月、商工省令）、配給は繊維製品配給消費統制規則（昭和17年1月、商工省令）、管理は国有綿保全規則（昭和21年12月商工運輸省令）、検査は重要輸出品取締法（昭和11年5月）とその施行規則（昭和11年9月、商工省令）

第18表 織物用綿糸の割当計画

(単位：1,000 ポンド)

時 期	綿 布 専 業			紡 績 兼 営			織 物 用 綿糸の合計	綿 糸 の 計画総量
	内 需	輸 出	計	内 需	輸 出	計		
昭和21年4月—22年3月	12,404	57,025	69,429	2,447	54,825	57,272	126,701	83,078
22年4月—23年3月	34,574	87,736	122,310	6,078	79,396	85,474	207,784	278,779
23年4月—24年3月	40,216	37,845	79,061	8,377	45,217	53,594	132,655	197,253
24年4月—25年3月	75,691	—	75,691	15,326	—	15,326	91,017	146,756
25年4月—26年3月	73,275	—	73,275	17,070	—	17,070	90,354	151,040

注：22年度の輸出計画は4—9月期のみである。

によった。

前記の法規は、昭和21年10月から臨時物資需給調整法にもとづくものに切りかえられたが、同法にもとづく指定生産資材配給規則（昭和22年1月24日）、指定繊維資材配給規則（昭和22年9月、商工省令）、衣料品配給規定（昭和22年9月、商工省令）、衣料切符規定（昭和22年9月、商工省令）、繊維製品検査規則（昭和22年9月、商工省令）、重要物資輸送証明規則（昭和22年9月、各省共同省令）、国有繊維保全規則（昭和22年10月、商工運輸省令）の施行にともないそれぞれ廃止された。

## (2) 統制の機関

昭和20年末までは、繊維統制会が割当をした。昭和21年1月から日本繊維協会が、繊維統制会にかわって割当をした。

22年4月から綿スフ工連が糸の割当をした。同連合会は、7月解散し、綿スフ織物工業会がこれを継承した。同会は、昭和23年9月閉鎖機関に指定されたので、同年第2四半期から通産省がみずから割当をした。

各業界は、割当事務の役所移管に賛成ではなかった。各業界の首脳150名余は、8月東京に集まって協議した結果、割当は物調官制度で円滑に処理できない、商工局単位の割当は生産を阻害する、民主的に組織された新産業団体を活用すべきである等の申合をして、政府およびG.H.Qと折衝したが、いれられなかった。

## (3) 割 当

### (1) 割当数量

綿スフ織物用糸の割当数量は第18・19表のとおりである。

### (2) 割当の方法と基準

民間団体は、旧織協式の設備割当をした。当局は、23年10月業界の意見もとり入れて、つぎの指定繊維資材割当実施要領を決定した。

#### 割当実施要領

- (1) 織布業者から割当の申請をさせる。
- (2) 主務官庁から品種別の需要申請をさせ、これを織布業者の申請に応じて割当をする。
- (3) 割当は、設備割に墮することなく生産出荷の実績に

第19表 綿物用スフ糸の割当計画

(単位：1,000 ポンド)

年 月	供給料	織 物 用		
		輸出用	内需用	計
21年4月—22年3月	13,155	600	9,929	10,529
22年4月—23年3月	23,636	7,356	8,472	15,828
23年4月—24年3月	37,598	7,140	14,738	21,878
24年4月—25年3月	60,230	19,803	13,311	33,114

注：23年度は綿布業者が総量の95%の糸を使用した。

よることとする。

- (4) 割当の事務は物資調整官を置いてする。
  - (5) 生産管理を実行する。
  - (6) 配給管理を実行する。
  - (7) 中央と地方に、業界の権威者を委員に委嘱して、指定繊維資材割当諮問委員会、指定繊維資材管理委員会を置き、割当や配給について諮問する。
  - (8) 中央と地方の連絡会議を設け、連絡を密にする
- この実施要領にもとづき、22年第3四半期からは、織物とひきかえに受領したチケットにリンクして割当した。また、同期から糸の入荷、生産、出荷および譲渡先を報告させ、生産配給の実態を把握して、割当の停止、削減等の制裁を加えて生産を督励した。

昭和25年の4月から番手別規格別の割当を廃し、ポンド建の割当をした。織布業者は、希望番手の糸を買い取ることができないので苦勞した。同年6月、朝鮮事変が勃発した。この景気で、特定品種の需要がおおくなったが、円滑にこれをみたすことができなかった。政府は、特需の受注者には4~5割、生産資材の受注者には2~3割の報償割当をして、供給を確保した。また、粗製品が横行するにいたったので、品質の向上をはかるため全割当量の3%を受検数量に応じて特別割当をして受検を奨励した。

完全転廃業者に対し同年第3四半期から1台当り20ポンド、つぎの2期は50ポンドの特別割当をした。

昭和26年4—6月期から12万台余の未登録織機を新たに登録し、1台当り20ポンドの平等割をした。

紡績兼営と織布専業の大割は、両者の代表者で構成する共同委員会できめた。輸出用糸は、共同委員会で大割し、それぞれの部門で適正織機に応じて割当をした。この方法は、昭和23年第3四半期まで踏襲された。第3四半期か

らは注文生産方式になった。内需用糸は、輸出用糸を加味して紡績兼営と大割りした。その比率はほぼ2対8であった。大割はつぎの方法でした。

#### 織布専業と紡績との大割

- (1) 品種別数量と重布を軽布に分ける。
- (2) 軽布は広巾と小巾に分ける。糸量は20番手換算をする。
  - ① 広巾軽布は、紡績兼営業者には輸出織物を生産しないのものみに割当て、残りは織布専業者に割当てる。割当の基準は換算台数による。
  - ② 小巾軽布は、紡績兼営と織布専業と実台数に応じて分け、これを割当てる。
- (3) 重布は次の通りとする。
  - ① 一般帆布は、A, B, C, D, E, F, G級別に分け、両部門の据付織機の実台数に応じ実梱数の割当をする。
  - ② その他の製紙用キャンパス、自動車タイヤコード、自転車タイヤコードはそれぞれの据付織機の実台数に応じ実梱数の割当をする。

#### (4) 生産の管理

綿スフ織物については、戦前から年度別の生産の進捗状況が把握されていた。終戦後の混乱で中断していたが、昭和21年6月から再びこれを開始した。業界では、計画生産をトレースする意味で生産管理とよんでいた。

昭和22年度の内需用製品は、流通が非常に停滞した。同年末の工場在庫は割当量の6割に相当する160万反に達した。G.H.Q.は、この資料にもとづいて生産、流通の隘路を検討して、在庫を一掃させた。これから年度別に計画生産をトレースすることの意義が高く評価されるようになった。通産省も、この方法にしたがって糸の割当の結果をトレースし、計画的配給の資料とした。また、昭和22年9月輸出品について綿花から糸、織物、製品までの流れを数量的にトレースすることになり、紡績、織布、染色、貿易公団の各々がそれぞれ調査したが、綿織物については短期間に調査を終え、紡績や綿布商個々に糸の出荷、生産引取の促進をはかることができた。昭和22年の秋ごろから糸の入荷が停滞するようになったが、個々に糸の出荷を促進し、生産を円滑化することに活用された。

#### (5) 統制の廃止

政府は、昭和24年から経済原則にしたがい、物資の供給が豊かになるものから逐次統制を廃止することにした。同年中にガラ紡、特紡や繊維屑などの統制が廃止された。スフ糸とスフ織物の割当制も翌年2月、価格統制は同年5月から廃止された。

昭和25年6月、朝鮮事変が勃発し、繊維品はいずれも暴騰した。政府は、8月統制の廃止されたスフ糸布につい

て自粛取引を要望したが、10月には基準価格の範囲内で取引すること、その価格は前2週間に成約した輸出値の平均値から逆算したものとすると、これを超過するものについては暴利取締令または臨時物資需給調整法によって取締ることになった。このような事情で、統制復活の声もきかれた。綿糸布の統制は当然つづけられるものと思われた。

紡績筋は、同年末民買綿花は各社個々に買付けているので価格統制が困難であること、その他の理由をあげて綿糸布の統制を廃止すべきであると提案した。織布専業界は、スフ糸布の先例もありかつ当時の綿糸20番手1梱の⑤は62,586円、輸出売値は83,200円、市中価格は12万円とおおきな開きがあるので、統制を廃止するとすべて市中価格にしわよせされ、価格が暴騰することになるので、これに反対し、統制の存続を各方面に要請した。政党筋にも綿糸布の価格が騰貴すると消費者が困るので撤廃に反対するものもあった。たまたま、連合軍司令部が昭和26年4—6月期の内需割当を従来の3万7,500梱から5万梱に上げると決定したので、供給不足の懸念も解消し、急速に統制の廃止の気運が高まっていった。政府も、統制廃止にふみきったものの特需や内需の供給が確保されないことも憂慮されるので、一旦統制を停止し、その必要のないことをみとどけたうえでこれを廃止した。綿糸、綿織物の割当制は、昭和26年7月19日に停止、昭和27年3月に廃止、価格統制は、昭和26年7月に停止、昭和27年3月に廃止された。

## 4. 価格の統制

### (1) 統制の法規

価格は暴利取締令（大正6年9月農商務省令）、価格統制令（昭和14年9月勅令）、物価統制令（昭和21年3月勅令）によって統制された。

### (2) 等価比率による原価計算

綿スフ織物の公定価格は昭和20年2月改定の分から等価比率による原価計算にもとづいて形成された。

織物等価比率は、綿スフ統制会（のちの繊維統制会）が綿紡各社で実施していた方法に再検討を加えこれを定めた。同統制会は、昭和18年4月から2月余年を費して織物等価比率算出要綱を作成したが、この要綱によると天竺2Aを規準に製額換算率、工場費等価比率（人力、電力費、修繕費、事務費、石炭費、運搬費などの比率）および一般管理費、減価償却費、糊材料費、利潤の各々等価比率が算出される。金巾2003番の工場費等価比率をみると1.151であるので、ある特定期間の金巾2003番の実生産量にこの工場費等価比率を乗ずるとその期間に生産された基準品の生産量が算出される。金巾以外の品種についても同様の方法で基準生産量に換算することができる。この基準品生産量で、当該期間の工場経費を割ると基準費1ヤード当りの

原価がえられる。織布工場は、複雑な組織の織物をつくる場合でも簡単に原価を算出することができる。各費目の月別の比較も容易にできる。この式は、経営の合理化に活用されている。

### (3) 価格の改訂

価格は、戦後のインフレにもかかわらず昭和20年2月に決定されたものによっていた。あまりに実情にそわないので、この改訂を要望したがなかなか許されなかった。12月にいたりようやく値上げされたが、それは非常に低率なものであった。その後の改訂はつぎのとおりである。

#### ① 3・31体系

終戦後、物価は急速に高騰した。政府は、昭和21年2月、戦後経済総合対策の1つとして、戦後物価対策基本要綱を決定した。大蔵省はこの要綱にもとづき、昭和14年度原価のおおむね8倍を目標として価格を改訂することに決定した。3月物価統制令が施行され、同月末同令による物価が別表のとおり告示された。この価格は、3・31体系の価格といわれた。

#### ② 7・5体系

3・31体系の価格改訂後も物価の騰貴はやまなかった。政府は昭和22年6月、経済危機突破をめざして経済緊急対策を決定した。その要旨は、公定価格を総合的に改定し、この価格体系を堅持することであった。価格は、標準賃金を1,800円とし、基準物価を昭和9-11年の平均価格の65倍の限度として形成された。綿スフ糸布の価格は、9月になって告示された。

#### ③ 補正価格

物価と賃金の悪循環は、とどまるところなく、7・5価格体系も維持されなくなった。政府は昭和23年6月、これを補正することに決定した。その方針は、重要物資の価格を昭和9-11年の平均の110倍とすること、平均賃金を3,700円とすることであった。綿スフ糸布の補正価格は9月に告示された。

#### ④ その後の価格改訂

昭和24年秋G.H.Qから内需品の工賃25%の切下げの勧告があった。輸出品のダンピング的安値は内需品の工賃が高すぎるからとの理由である。労賃、電力その他の値上

りがいちじるしく、値上げを要する現状であった。いろいろと折衝をかさね、33番手以上のものは15%、それ以下のものは5%切下げることになった。この価格は翌年3月に告示された。昭和25年の朝鮮動乱は、諸物価の騰貴がいちじるしかったので、織工賃の値上げを折衝し、ようやく30%値上げが認められた。この価格は、11月に告示された。

### (4) 価格差益の処理

昭和21年3月、大蔵省は価格差益処理規則を定めた。価格改訂にともなう差益を納付すると、インフレで値上りした原料を仕入れることができなくなり、経営の縮小をせねばならなくなる。業界は、価格差益の取立につよく反対した。大蔵省は、公平の原則と売惜しみの弊害を除去するとの理由でこれを強行した。

織布業者は、3・31体系の価格改訂のとき、差益の半額を国庫に納付し、半額を価格平衡積立金として積立をした。納付額は3億8,000万円であった。7・5体系の改訂のときは、3分の1を業者に保留し3分の2を国庫に納付した。その額は4億3,000万円であった。昭和23年6月の補正のときは、補正前の適正価格を個々に査定して補正価格との差の3分の1を国庫に納付した。その額は2億8,000万円であった。織布業者は、再建途上にこの差益金を国庫に納入したので増加する運転資金を借入れによらねばならなくなった。

### (5) 織物消費税その他

昭和21年9月に織物消費税法が改正された。綿織物は新たに10%課税され、スフ織物は15%から10%に引下げられた。この消費税は昭和25年1月に廃止された。昭和23年9月、取引高税が施行された。その税額は取引高に対して生産者は1%、卸業者は2%、小売業者は3%である。織布業者は、糸を買うとき2%の取引高税を納めるので糸を買わない紡績兼営業者より割高な糸を使用することになった。また、糸の取引高税の金額は、販売額に加算することができるが、資材購入のときに支払った税金相当額は加算することができないので、おおくの副資材を使う織布業者は余分の負担をせねばならなくなった。この法律

第20表 価格改訂の推移

種目	期日	昭和年月日								
		14. 9. 18	20. 12. 30	21. 3. 31	22. 7. 5	23. 9	24. 8	25. 3	25. 11	26. 4
綿糸 20S 1 梱		230.78	1,239.00	2,300.00	9,920.00	20,897.00	66,239.00	62,246.00	81,240.00	140,000.00 3,820.00
スフ糸 20S 100 ポンド		94.50	322.00	587.00	7,596.00	14,427.00				
綿織物 天竺 2A 1 反		12.48	49.95	103.40	476.80	940.00	2,200.69	1,894.38	2,441.00	
スフ織物 金幅 1号 1 反		13.00	66.95	138.59	1,133.06	2,005.00				

- 注：1. 商社の手数料は、21年3月綿スフ5%、綿スフ織物は元売10%、卸3.6%、小売20%、綿糸4%、スフ糸3%、綿スフ織物の卸8%、小売18%、23年9月スフ糸3.5%、綿スフ織物の卸10%と改訂された。  
2. 綿花は1ポンド21年3月3円28銭、22年7月14円98銭に計算された。  
3. スフは、22年7月二重価格（メーカー価格1,290円、販売価格170円の差を平衡資金で補てんした）を廃止した。

第21表 天竺2Aの織工の改訂

区分	期	昭和	昭和	昭和	昭和30年
		9～11年	21年4月	22年9月	10～12月
労働費	銭	51	円 15.37	円 58.49	円 121.48
糊材		22	3.63	20.53	22.12
機械建物の修繕		14	3.74	13.48	9.40
工場消耗品		19	2.71	14.58	11.12
燃料		17	2.53	16.32	15.56
電力		5	49	2.73	20.80
運搬		3	77	3.32	2.56
事務消耗品		3	33	2.31	—
旅費通信費		2	22	1.82	0.80
租税課金		3	17	2.07	3.88
保険料		2	97	1.72	3.08
雑費		5	13	4.40	4.12
小計		146	310.63	140.77	214.84
一般管理費		33	5.66	26.62	40.68
減価償却費		15	74	41	21.28
利潤		15	3.57	—	—
利子		—	78	3.00	7.92
割当手数料		—	1.41	1.93	—
合計		2.09	43.19	168.73	284.72

注：工賃は、昭和23年9月310.94銭、24年8月278.35銭、25年3月264.42銭、26年4月343円と改正された。昭和30年のものは9工場2,939台の平均値である。

は、シャープ博士の勧告により昭和25年1月に廃止された。昭和23年10月物資の割当に関する手数料の徴収に関する件が施行され、糸や副資材の割当を申請するものは1件につき手数料50円、割当をうけたものはその統制価額の1%の割当手数料を納めることになった。糸の割当手数料の総額は3億円に達した。この手数料は昭和25年1月に廃止された。

## 5. 生産の概況

### (1) 生産の推移と需要

綿スフ織物の生産は、終戦当時のさんたんたる状態から

逐年増加してついに今日の盛況をみるようになった。統制時代には、設備の復元、糸の手当難、電力や副資材の不足、資金難、重税などの隘路があった。統制撤廃後、綿スフ織物は買手市場となり、織布専門業者の経営は、つねに糸高布安の採算割れになった。昭和26年6月ソ連の和平提案、28年10月の金融引締で繊維は暴落したが、その都度しわよせをうけ中小織布業者はいずれも苦境に立った。また、綿紡部門で実施された昭和27年3月の操短、翌年5月の輸出リンク制、30年5月の操短は、糸高布安の市況をさらに悪化させた。多数の中小織布業者は、採算割れを量産で補うとした。生産は22・23・24・25・30表の如く増加した。市場は、逐次拡大されていったが、生産はつねにこれを上廻り、不況は慢性的なものになった。業界は、昭和27年末から中小企業安定法により自主的生産調整を実施していたが、未だこの不況から脱することができなかった。

綿織物の需要の推移は第11・66表の通りである。戦後の特徴は、戦前に比し輸出の比重が小さくなっていった。綿織物の国内消費は、衣料9割余生産資材1割余であった。帆布、濾布などは、合成繊維によって代替されようとしていた。綿業界は、昭和30年日本綿業振興会を設立して綿の新用途の開拓、消費の促進をはかっていた。スフ織物は、輸出内需ともに需要が多くなった。化繊業界は、品質の改善をはかるとともに消費の促進に努力していた。綿スフ織物を合算すると、戦前の最高生産量を突破するほどになっていた。

### (2) 輸出織物の生産

昭和21年2月、紡績の在庫糸をもって輸出織物の生産をはじめた。GHQは輸出織物は織機200台以上の工場に特定する方針であった。これに該当する織布専門業者は100工場、20,000台に達しないので、ほとんどのものは輸出に関与できなくなる。輸出と内需は8対2の割合であるから、輸出に関与できないことはまことに重大なことであった。

第22表 綿織物生産の推移

(単位：1,000平方ヤール)

年別	生地			糸染			混交落綿			合計
	専業	兼営	計	専業	兼営	計				
昭和20年										55,000
21										241,700
22	283,078	339,043	622,121	38,332	75	38,397	792	—	792	662,274
23	403,582	419,223	822,805	99,838	—	99,938	872	4	876	924,086
24	424,428	516,248	940,676	42,853	—	42,853	139	412	551	984,860
25	645,676	763,899	1,409,575	114,564	244	114,808	13,516	1,702	15,218	1,541,988
26	1,024,524	968,613	1,993,137	150,681	675	151,356	17,615	1,611	19,226	2,179,406
27	1,017,835	889,374	1,907,209	279,442	639	280,082	15,036	962	15,998	2,238,755
28	1,378,058	1,006,275	2,384,333	337,606	775	338,381	52,193	1,944	54,137	2,810,577
29	1,628,597	1,123,769	2,752,366	297,232	377	297,609	96,922	6,295	103,217	3,183,554
30	1,536,523	922,532	2,459,055	352,463	322	352,785	174,408	11,843	186,251	3,018,121
31	1,892,060	1,001,343	2,893,403	406,888	1,743	408,631	153,125	8,598	161,723	3,479,430

注：合計の中には綿織物業者（紡績兼営を含む）以外の業者の生産した分を含む。

第23表 綿スフ織物品種別生産の推移

(単位：1,000平方ヤール)

業種別	綿スフ織物専業者						綿紡績兼営業者					
	昭和24年	比率	昭和27年	比率	昭和30年	比率	昭和24年	比率	昭和27年	比率	昭和30年	比率
金幅	107,650	20.6	241,702	15.0	415,460	14.4	303,872	57.8	652,351	73.8	575,917	54.0
ポプリン	18,768	3.6	71,359	4.4	235,354	8.2	15,173	2.8	28,183	2.9	178,722	19.8
粗布天竺細布	96,158	18.4	103,048	6.4	119,836	4.1	111,080	21.0	113,774	11.6	60,835	5.7
小幅白木綿	33,222	6.4	191,838	11.9	197,665	6.8			14,616	1.4	15,522	1.5
ネール	5,694	1.1	49,883	3.1	117,820	4.1			8,394	0.8	9,449	0.9
仁斯細綾	58,270	11.2	111,336	6.9	94,818	3.3	37,231	7.0	29,931	3.0	2,873	0.2
雲才葛城太綾									17,557	1.7	9,873	1.0
サージ、ギャバ	339		22,560	1.4	18,553	0.6		0.1	1,423	0.1	3,467	0.4
朱子	6,341	1.2	19,278	1.1	46,518	1.6			3,258	0.3	3,432	0.4
別珍	1,192	0.2	24,952	1.5	23,206	0.8			94		405	
コール天	1,112	0.2	15,800	1.0					4		111	
その他	65,643	18.3	166,079	10.3	267,293	9.3	48,892	8.9	19,820	3.8	61,928	5.8
生地計	424,428	8.15	1,017,835	63.3	1,536,523	53.3	516,248	97.4	889,374	90.9	922,532	86.5
ギンガム	5,896	1.1	24,215	1.5	100,942	3.5			155			
テッキング			12,889	0.8	3,819	0.1						
サロン類	4,275	0.8	5,598	0.3	4,293	0.1						
その他	32,680	6.3	236,740	13.7	243,409	8.4			11,485	1.1	211	
計	42,853	8.2	277,442	17.4	352,463	12.2			640		322	
混交織			31,883	2.0	174,418	6.0			1,032	0.1	11,138	0.1
スフ織物	52,523	10.1	267,343	16.6	674,900	23.5	14,013	2.7	86,584	8.8	123,579	11.6
その他	2,092	0.4	12,235	0.8	145,905	5.0	557		770		8,511	0.8
総計	521,896	100.0	1,608,738	100.0	2,884,209	100.0	530,818	100.0	978,400	100.0	1,066,082	100.0

第24表 スフ織物生産の推移

(単位：1,000平方ヤール)

	品種別				業種別					
	モスリン	サージギャバ	その他	合計	綿織(専業)	綿織(兼営)	絹糸絹織	毛織	その他	合計
昭和20年				23,728						23,728
21				30,284						30,284
22				31,918			297			31,918
23				49,277	43,085	3,167	2,948	82		49,277
24				70,784	52,523	14,013	3,729	514	5	70,784
25				209,617	123,451	35,573	42,162	5,658	2,773	209,617
26				321,385	174,592	51,811	78,411	12,100	4,871	321,785
27	252,606	94,499	114,777	461,882	267,614	87,660	90,261	15,061	1,286	461,882
28	254,947	112,399	136,738	504,084	293,553	90,792	102,580	16,918	241	504,084
29	377,766	98,759	174,955	651,480	427,539	103,276	99,713	20,952		651,480
30	486,807	113,372	295,751	895,930	674,644	123,580	69,228	28,478		895,930
31	569,614	90,063	446,783	1,106,460	875,119	127,680	72,275	31,386		1,106,460

業界の首脳は、連日司令部を訪ね、織布業の実情を説明し、範囲の拡大を折衝した。なかなか了解を得るにいたらなかった。こんな事情もあって第1回の輸出織物の製織は、54工場(単独32工場、紡績の連携22工場)であった。第2回からは業界の努力がようやく認められ、800余の工場が輸出織物に関与できるようになった。糸は、この回から新に輸入された綿花によってつくられたもので、輸出するのは貿易庁の管理する国有繊維であった。織布業者は、貿易庁と賃織契約を締結してその賃織をした。糸や製品の受渡しや工賃の決済は、繊維貿易公団とした。製織の割合はG. H. Qの計画にもとづいて、割当機関がこれをした。は

じめ設備の均分割であったが、昭和22年10月から出荷の成績を加味することとなった。

輸出用織物は、貿易庁の管理のもとに計画生産をしていた。昭和23年8月からチョップの生産を優先扱いすることになった。9-11月期のチョップ生産量は総量の20%余であった。同年10月からBS契約制を実施することになった。翌年1-3月期の糸は、全部BS契約の対象になって計画生産をする余裕がなくなった。織布業者は糸の手当ができないので、操業率が紡績兼営の73%に対して44%に低下した。業界は、東京で業者大会を開いて織布業者に輸出用糸を確保することを決議して関係当局に要望した

が、BS 契約を優先する見地から、要望は実現されなかった。織布専門家は、糸の手当ができないので、操業維持のためにも賃織せざるをえなくなった。

### (3) 輸出用市販糸の確保

織布専門家は、紡績兼営織布部門の復興につれて次第に糸の入荷が円滑にいかなくなった。糸が円滑に入荷しないと、生産も順調に進展しない。織布業界は昭和 23 年のはじめ、商工省と GHQ に輸出振興対策としてランニングストックの設置を要請した。

#### ランニングストックの要領

- (1) その量は 1 ヶ月半の消費量相当分とする。
- (2) 全国数カ所の貿易公団倉庫に収容する。
- (3) 割当糸の入荷遅延、注文生産の引受、その他必要なものに引渡しする。
- (4) 割当糸の入荷したとき返還する。

これは許可されなかったが、タンク糸の萌芽となった。タンク糸制は、昭和 24 年 2 月原綿の民間払下げのとき、織布専門家の綿糸の受入れを円滑にするために設けられた。この糸は、2 月 8,475 梱、3 月 10,000 梱であった。この糸は、2 月分は貿易公団の在庫糸、3 月分は新紡績糸が充当された。前者は端番手ものがおおく、後者は何時入手できるかの見通しがつかないものである。この糸をあてにして契約をすることが非常に危険なので、これを 1 ヶ月 20,000 梱の市販糸紡出指示制度にきりかえられたいと要望した。しかるに当局は、タンク糸の利用者がすくないことと商業ベースに切りかえる方針を理由にして、4 月からせっかくのタンク糸制を廃止してしまった。

通産省は、昭和 25 年 5 月綿花の外貨資金割当要領を定めた。この要領は (い) 綿花の外貨割当は、輸出綿製品については輸出証明書に記載された FOB 金額に、内需綿製品については還流クーポンに記載された数量にリンクする。(ろ) 外貨は、綿紡績業者に割当てるが、その基準になる輸出証明書は、織布その他輸出参加者に対しそれぞれの参加程度に応じて交付することである。織布業界では、実施の効果を期待したが、この実績リンク割方式は新々紡等の

第 25 表 ガラ紡の織物生産高

種 類	昭和 31~31 年の 月平均生産高	参考 (機械台数)				
先 染 ネル	364,800 碼	組合	工場数	広幅	小幅	計
三 白 木 綿	6,000 反	三州	144	242	1,285	1,527
帆 前 掛	800,000 枚	豊橋	48	243	5	258
帯 芯	394,750 本	岡崎	126	318	606	924
ふ と ん 袋	103,200 碼	三河	8	18	10	28
ヘ ッ シ ャ ン	1,814,400 才	知多	2	6	2	8
敷 布	16,000 枚	計	338	827	1,908	2,735
カーテン地	10,000 碼					
上記の織物用糸	1,450,000 ポンド					
毛布と絨たん糸	1,650,000 ポンド					
計	3,100,000 ポンド					

注：愛知県和紡織物振興会の調査による。昭和 33 年 2 月末現在のもの。

反対で、設備割方式に改正された。

昭和 28 年 8 月から輸出リンク制が実施された。綿製品を輸出したものは、100%の原材料に 12%余の加工度報償率を加算した 112%余の綿花を輸入することができた。この報償は、輸出綿製品に使用した糸を紡出した紡績会社に帰属した。織布業者は、糸買または賃織のいずれの方法でどんなに加工度の高い織物をつくっても、直接にこの報償をうけることができなかった。この報償に相当するものは、糸値とか工賃で個々に商業ベースで決済できると考えられた。この制度により輸出量は増加したが輸出価額は低下した。当局は、リンク制実施の翌年 12 月からリンクする限度を 8,000 万平方碼と定めて各紡績会社に割当て安値輸出の抑制をはからねばならなかった。

織布専門家は、この制度の実施により輸出内需の価格差が形成されることになったので、高い糸を使って輸出に関与することがむずかしくなった。また、賃織するものも紡績筋の安値輸出のしわよせをうけ工賃を切下げることになった。かくの如く、専門家は、糸買にするものも賃金するものも大きな打撃をうけたのである。

織布業界は、加工度報償分を切りはなして織布業者個々にもらうこととして、この制度から受ける犠牲を緩和したいと考え、たびたびこれの実現を要望したが、なかなか許されなかった。昭和 29 年末になり織布業界の多年の要望の一部が実現されることになった。織維局は、織布専門家の輸出意欲の増進と輸出用糸の確保をはかるため昭和 30 年 3 月つぎの通り措置された。これをタンク糸制と称した。

#### 綿織物専門家の輸出織物用糸の確保要領 (昭和 30・3・1、織維局長通牒)

- (1) 織布専門家が、糸買い布売りの方法で生産し、これを輸出した時は、その事実を通産省が証明する。この証明書は、後 1 週間以内に紡績会社に呈示する。
- (2) この証明書の呈示をうけた紡績会社は、その輸出数量に相当する原糸を購入する資金の割当をうけることができる。
- (3) 数量は、3—6 月の間に 6,000 梱 (インセンティブはこの枠外とする) とする。
- (4) 3 月以降の船積分から適用する。
- (5) この要領によるものは、前記の 8 千万方碼の枠外とする。
- (6) 糸買いの証明の手続は、綿スフ工連経由とする。

タンク糸は、次第に利用者が増加しまもなく消化してしまったが、12 月に至り引つづいて実施されることになった。新要領は、数量の制限をなくし、報償率は一般の 10%増し、紡績会社への呈示は 1 ヶ月後でよいことになった。その後毎月 1,000 梱余が利用される。

輸出船積証明書は、紡績会社に呈示しなければならないが、紡出番手等の制限により希望する紡績に呈示できないことがあった。織布専門家は、商社の C リンクの如く個々

に外貨資金割当の内示書を交付されたいと要望していたが、当局においても、昭和31年秋別珍やギンガムの輸出制限に関連して原綿リンクを考慮されるようになった。この実施については、紡績側から強い反対があった。繊維局は、織布専門業者の輸出振興をはかるため昭和32年4月からつぎの要領で輸出綿織物加工内示書が発給されることになった。これを輸出リンクといった。

#### 織布専門業者輸出綿織物加工内示書割当要領（昭和32・4・1、繊維局長通牒）

- (1) 割当対象、織布専門業者が生産し輸出船積したもの。

第26表 織布専門業者の綿織物輸出実績（昭和32年4～12月）

品 種	総 量 船 積		
	数 量	糸買布売のもの	その他のもの
11 金 幅 1	10,204	3,804	6,400
12 " 2	122,849	34,686	88,163
13 " 3	59,328	19,130	40,189
14 マ ル	4,948	944	4,004
15 キャンブリック	3,128	111	3,017
22 粗 布 及 細 布	18,386	5,145	13,241
31 仁 斯	5,551	1,115	4,436
32 太 綾	16,944	1,086	15,858
33 ギ ャ バ ジ ン	7,372	93	7,279
34 サ ー ジ	5,947	5	5,942
35 朱 子	17,530	658	16,872
41 ポ プ リ ン	147,605	24,390	123,215
45 帆 布	623	275	348
51 ローン及ボイル	7,193	—	7,183
52 ヘ ヤ コ ー ド	5,772	1,569	4,203
53 綿 縮	131	—	131
54 変 り 織	12,865	738	12,127
55 其 の 他 生 地 織 物	13,198	3,115	10,083
56 ジャカード織	1,831	—	1,831
58 タイヤコード	12	—	12
61 別 珍	6,948	613	6,335
62 コ ー ル 天	6,345	775	5,570
63 ネ ル	22,618	3,176	19,442
71 サロン(31吋以下)	187	95	92
72 " (31吋~40吋)	959	227	732
73 " (40吋以上)	31,206	8,079	23,127
74 " (マ ル)	5	5	—
78 " (そ の 他)	66	—	66
79 " (キ コ イ)	2,122	—	2,122
91 テ ッ キ ン グ	2,724	12	2,712
92 縞 ド ビ ー	8	—	8
93 ギ ン ガ ム	57,579	646	56,933
94 小 倉	3,473	151	56,322
95 ヤ シ マ グ	836	127	709
96 ネットディブクロス	403	—	403
97 ハ ン カ チ	3,816	323	3,493
99 其 の 他 先 染 織 物	1,113	106	1,007
57 ド ビ ー 織	5,390	293	5,097
計	607,215	111,491	495,723

注：この数字は、綿糸布輸場諮問委員会がwコードとインボイスによって確認したものである。月別の工場（平均数）は、糸買もの88、その他（賃織）のもの888である。

- (2) 割当の基準、糸買い布売りのものとその他のものに、それぞれ1定率を乗じてえた数量を原綿換算し、それに相当する金額の加工内示書を発行する。
- (3) 実施日、4月1日（その他のものは、数量2万俵としてとりあえず1ヵ年間実施する）
- (4) 手続、日本綿スフ織物工業連合会経由とする。
- (5) 積立金、綿スフ工連は積立金制度を設け当局の指示をうけ輸出の振興と調整組合の強化等織布専門業者の全般的地位の向上をはかるために使用する。
- (6) 制裁、繊維行政または通商政策上支障があると認められるときはこの運用に調整を加える。

この2つの制度は、織布専門業者にとって画期的なものであった。この実施に伴いコード制が敷かれたが、これにより個々の織布業者の生産実績が把握されることになった。これによって昭和32年4月から12月までの9ヶ月間の船積数量をみると、織布事業者の製品は6億平方碼で総船積量11億2千万方碼の53.7%に達した。専門業者の製品は、このほか糸染のサロン、サリー、キコイ、ハンカチなどが二次製品として輸出されているから、全輸出数量の6割余を占めることになった。この制度の活用により織布専門業者の輸出はさらに増強しうるものと期待した。

#### (4) 未引渡し糸の打切り

統制中は、割当糸が円滑に入荷しないのみならず、未入荷分は度々打切とされ、糸買するものは操業上のみならず経営上もおおきい損害をうけた。

最初の打切りは、昭和22年6月であった。昭和18年から割当糸で未入荷のものが5万梱余あったが、全部打切りとなった。昭和22年4月から計画生産を再開した。織布業者の立直りは、割合に早く生産も順調に進んだ。

昭和23年のはじめから内需用糸は輸出重点生産の煽りをくって次第に出回りがわるくなった。同年6月、政府は閣議決定にもとづいて繊維産業の生産を促進することになった。綿織物については、6—9月の期間を増産期間と定め、その間の生産目標の設定とこれを完遂するために資材と資金の優先確保をはかった。織布業界は、この運動により未入荷糸6万梱が円滑に出回るものと期待した。出荷は相変わらず低調であった。織布業者は、割当糸を入手するために奔走したが、手当できなかった。織布業界は、当局と紡績側にこの引渡しを強く要請した。紡績筋は、これを打切るかまたは昭和24年1—3月期の引渡しを7月末までとし同年4—6月期の内需計画を打切るかのいずれかにされたいとのことであった。これは、昭和23年末から翌年にかけて、輸出チョップ生産、BS契約方式の切りかえ等により内需糸を輸出見込生産に充当し、市販する余裕がなく、2万梱の内需糸を棚上げせざるをえなくなったためであった。専門業者側は、急きょ業者大会を開いて出荷の促進をはかったが、その効もなく4月末現在の未入荷糸は打切りに



なった。專業側は、この棚上げのほか昭和24年1—3月期に期待していた見込生産と計画生産用の糸も、紡績側で輸出総枠10万梱をこす13万梱もの契約を締結してしまったので、利用することができなくなった。翌25年1—3月期の糸も円滑に引渡されなかったため、4月に業者大会を開いて出荷促進の決議をして引渡しを要求をした。引渡しは依然としてよくなかった。繊維局も、織布專業者のみならず消費者のために6月中旬から7月中旬までに引渡したものは1,500円、7月中旬以降に引渡したものは3,000円値引の勧告をして、糸の出荷を督促された。

### (5) 綿紡の操短の影響

戦後の綿紡の操短は、昭和27年3月から翌年5月までと昭和30年5月から翌年6月までの2回おこなわれた。第1回の操短は、朝鮮動乱による先高見込契約のキャンセルと値下り損による不況を克服するため、月17万梱余の綿糸の生産を15万梱余に制限するものであった。第2回の操短は、昭和28年末からの金融引締による購買力の低下と商社の倒産や信用恐慌による不況の鎮静化のため、月19万梱余を17万梱余に制限するものであった。

綿紡が操短すると糸は値上がりするが、賃織量と市販糸量が減少する。織布業界は、織物をぬきにした糸だけの操短についてつねに批判的であった。

第1回のときは、織物を糸と同時に操短できるようにしてもらいたいと要望した。繊維局は、織物には業者数がおおいのと外貨資金の削減といったようなきめてがないからとの理由でとりあげてくれなかった。糸の操短の結果はすぐに糸値と賃織量にひびいてきた。業界は、戦前の工業組合法のような法律を新たに制定してもらって、自主的に操短し自衛の策を講じようとした。その結果、中小企業安定法が立法されることになった。

第2回のときは、織布業はすでに自主調整をしていたが、それだけでは不況を克服することが困難であった。さらに効果をあげるため中小企業安定法の第29条命令によって非組合員をつよく取締る必要があった。この命令の裏づけがないと、織布業の自主調整は成功しない。不況は、ますます深刻化するのに前記の命令は出されないため、業界は、やむをえず織物の自主調整を補完するために糸の操短を実施されたいと当局に要望した。この要望は織布業界未曾有のことであった。かくて綿紡の操短は、織布操短の補完、安値輸出の防止、原綿の過剰消費の抑制のために実施された。糸価はすぐに直立らず6月には操暴落した。糸の短も強化された。織布業者は、賃織量の激減と暴落による不況で緊急対策を要望するにいたった。織布業界は、この影響で別項のとおり過剰織機の買上げ廃棄を具体化することになった。

### (6) 原料高の製品安

統制廃止後の市況は、第27表の如く織物は糸にくらべてつねに割安であった。この市況は織布の生産能力が、糸の供給と織物の需要に対して過大なことにもよるが、長期にわたって不況から立直ることができないのは、綿スフ織物業の生産機構によるものと考えられた。

綿花の輸入外貨は、昭和24年から紡績会社に割当てられていた。紡績会社は自ら糸を紡ぎ、兼営織布部門に自家用糸を供給した。糸の原価は、専門家の推算によると第28・29表の如く市販糸に比べて非常に割安であった。これによると、織布業者は紡績会社より1ポンド当たり41円も高い綿糸を使っていた。120本細布についてみると、糸買するものの原価は紡績兼営のものよりも1ヤード当たり12円24銭高かった。糸買するものは不況に対処するため徹底的に合理化をしていたが、最も合理化されたところでも120本細布の1ヤード当たり工費は8円40銭であった。新鋭機械の利用度によってさらに1割切下げられたとしてもその額は84銭にすぎない。合理化によって得られるものは、糸の価額差の7%にすぎなかった。專業者は、いくらコストの切下げをはかっても綿花から採算をとる兼営綿布と競争することはむづかしかった。また、コストについても兼営織布部門は、專業者よりも有利であった。紡績一貫の工場では、まきかえしの要もなく運賃もいらぬ。糸質の吟味もできる。設備は非常に近代化され、労務者一人当たりの生産性は、品種とか製織数量に拘らず一般的な統計からみると昭和24年は220%、31年は190%と專業部門の2倍余であった。このような紡績兼営部門の支配する生産量は、自家生産量の35%と賃織量の16%を加算して全生産量の半数以上に達した。金巾などの一般綿布は、買手市場の場合に綿から採算をとった紡績綿布に左右され、糸買するものにとってはつねに原料高の製品安とならざるをえなかった。

第27表 糸高布安の市況の推移

年 月	錦糸 20 S 1 梱		単位 2023 1 ヤード	
	単位：1,000 円	指数	単位：円	指数
26 年 7 月	140.0	100.0	109.0	100.0
〃 (8—12) 平均	124.8	89.1	94.1	86.3
27 年 (1—6)	97.8	69.8	69.8	64.0
〃 (7—12)	87.0	62.1	64.2	58.8
28 年 (1—6)	81.5	58.2	64.1	58.8
〃 (7—12)	96.5	68.9	68.3	62.6
29 年 (1—6)	82.0	58.5	62.7	57.5
〃 (7—12)	80.5	57.5	56.7	52.0
30 年 (1—6)	77.6	55.4	55.7	51.1
〃 (7—12)	79.1	56.5	57.6	52.8
31 年 (1—6)	81.3	58.0	61.7	56.6
〃 (7—12)	80.7	57.6	59.6	54.6

注：綿スフ工連調査。日本経済新聞の日々の市況を月平均しこれをさらに6カ月平均した。

(7) 賃織の増加

輸出織物については、昭和23年第3四半期からチョップの生産が優先的に許された。紡績筋は、先染や加工度の高いもののチョップを織布業者に下請させた。専門家は、割当糸だけでは操業率が低いのでこれを受注するようになった。昭和24年1-3月度から輸出織物はBS契約にきりかえられた。織布業者は、受注の当事者になることができた。糸の手当ができないので糸買いの方法で輸出に関与することが困難であった。当局は、糸買いするもののためにリンク糸制を設けてくれたが、別項のような事情でこれを活用することができなかった。統制が解除されると、糸が高すぎたり適品がなかったりして糸買いの経営がますますむずかしくなった。貿易手形も利用できなかった。織布専

業者は安定操業をはかるため賃織に転ぜざるをえないことになった。スフ織物については、この事情のほかに化繊各社がスフの特性をいかすため自ら織布設備をせず連携生産させるものが多くなった。

内需織物についても、糸値が高すぎることで、インフレによる資金難、販売競争がはげしいこと、相場の変動がおおきいこと、紡績大手筋が内需に進出したことにより賃織がおおくなった。

輸出、内需とも、賃織が増加したが、その推移は第30表の通りである。発注者別にみると紡績33%、商社55%その他であった。

賃織の糸量や工賃は、多くの場合委託者が一方的に決めた。糸量は、許容率が少ないので、BC反が出ると別に糸買して補填せねばならなかった。工賃は過当競争のため、ぎりぎりの線まで切下げられた。なかには出血受注するものもあって、これが連鎖反応することにもなった。工賃は、昭和23年7月天竺2A7円76銭、120本細布8円51銭、金巾2号7円71銭、ポプリン1号11円45銭であったが、昭和25年1月にはそれぞれ2円60銭、3円20銭、2円70銭、5円50銭と7割余切下げられた。織布業界は、機会ある毎に工賃の引き上げを要望した。昭和25年のはじめごろには紡績側は、専門者の設備の改善、企業の合理化

第28表 紡績自家用糸と販糸との価格差

番手	市中相場	紡績自家用糸の糸価(推定)	自家用糸と市販糸との差額	
			梱当り円	ポンド当り銭
20 S	81,000	64,500	16,500	41.25
30 S	94,000	74,000	20,500	51.25
36 S	99,800	77,500	22,300	55.75
40 S	105,000	81,000	24,000	60.00

第29表 綿糸の価格差による綿織物の価格差

	1ヤード当りの糸量		糸 値	織物市中値	織 工 賃	希 望 工 費
2023(細布)	ポンド 20 S×0.288	専 業	円 銭 53.32	円 銭 60.70	円 銭 2.38	円 銭 8.40
		兼 営	46.60			
2003(金幅)	30 S×0.117 36 S×0.097	専 業	28.59×24.19	57.20	4.42	8.60
		兼 営	22.38×18.79			
3002(別珍)	30 S×0.117 40 S×0.257	専 業	27.64×67.46	127.10	32.00	50.00
		兼 営	21.64×52.01			

- 注：1. 綿スフ工連の調査。  
 2. 紡績の自家用糸の値は、昭和31年度綿花輸入平均値に工賃20S12千円、30S164千円を加算して推定した。  
 3. 市中値は、日本経済新聞の昭和31年の日々の市況を月平均し更らにこれを年平均した。

第30表 賃織の生産高

(1) 綿織物

(単位：1,000平方ヤード)

年 別	紡績化織		商 社		親 機		そ の 他		計		専 業 総生産高
	数 量	率	数 量	率	数 量	率	数 量	率	数 量	率	
昭和28年	340,916	17.2	248,252	17.7	49,533	3.5	8,646	0.6	647,347	39.1	1,399,065
29	488,052	24.1	400,822	19.8	61,875	3.0	12,335	0.6	963,046	47.3	2,022,751
30	392,511	19.2	497,898	24.1	102,670	5.0	15,287	0.7	1,088,366	48.8	2,063,397
31	415,076	16.9	683,882	27.8	140,080	5.7	17,855	0.7	1,256,893	51.2	2,452,073

(2) スフ織物

昭和28年	47,152	19.5	45,038	18.6	10,534	4.2	2,924	1.2	105,648	43.7	241,729
29	90,495	21.2	100,330	23.5	14,537	3.4	2,755	0.6	208,117	48.7	427,539
30	140,311	20.8	203,195	30.1	36,144	5.3	4,070	0.6	383,720	56.9	674,644
31	164,379	18.8	293,093	33.4	56,131	6.4	4,862	0.6	518,470	59.2	875,119

- 注：1. 通産省調査による。  
 2. 28年は4月-12月分である。

を援助するため個々に工賃の引き上げを考慮すると言明したが、なかなか実現されなかった。同年7月になってようやく内需④の70—85%に引き上げられ朝鮮動乱ブームの10月に④の線に引き上げられた。

工賃は、すぐまた引下げられ、120本細布3円—3円50銭ということもあった。対米の輸入制限等の突発事故があると、工賃は受注の競争でとくにひどくなった。昭和31年12月の別珍は25円、ギンガムは15円となった。その前年秋にくらべるとそれぞれ5割と3割の減少であった。

賃織品につきキャンセルやクレームを受けると工賃支払を遅延し、製品の処分の責任をもたされることもあった。また、紡績は、昭和30年夏ごろから品質の改善をはかるといういみで、先染した糸を渡すようになった。

この賃織または連携方式については、織布業の合理化に関連してたびたび論議された。その主なものは、昭和13年の輸出リンク制、昭和16年の紡連の繊維産業統制の試案、昭和18年の繊維統制会の縦貫ブロック試案、昭和22年の紡績と織布の共同委員会の生産者グループ制などであった。この方式は、織布以下の多数の中小業者を犠牲にするおそれがあるので、反対が多く、輸出リンク制を除いてはいずれも実施されなかった。統制撤廃後は、前記の事情で賃織をするものが増え、賃織がひとつの経営の形となってしまった。賃織するものは、経営の安定・生産の合理化・技術と品質の改善・リスクの分散などいずれも大小の差はあるが便益をうけていたが、受注量や工賃・糸量その他の賃織条件について安定しているものは非常に少なかった。多くのものは、やむをえず賃織を併用しつつ経営の維持をはかった。

#### (8) 合成繊維織物

わが国の合成繊維工業は、昭和24年に試験生産の域を脱して工業生産に移った。合成繊維の糸の生産は、昭和24年に23千ポンド、25年に413千ポンドと逐年増加した。織物は、はじめ合成繊維メーカーの指導のもとに連繋で生産された。織布については、静電気が発生するので糊つけ技術に苦心を要するが、良い糊つけができると、機織は綿とあまりかわらなかった。この織物は、糸買よりも賃織によるものが多かった。これは、糸値が20番手1ポンドあたりナイロンが720円、ビニロンが280円というように

高いこと、市販糸が制限されていること、新興繊維で加工や販路の開拓がむずかしいことによった。

織物の種類は服地や毛布、生産資材の炉過布、電解隔膜、帆布であった。昭和27年夏の調査によると、合成繊維は工業資材用として綿の需要1億3,000万ポンドの半数ぐらゐの分野に進出できるとみられた。用途は、工業資材用のほか衣料用にも拡大される傾向にあった。なお、織物の生産の推移は第31表の通りである。

繊維産業総合対審議会は、昭和31年2月合成繊維の長期計画をたてたが、昭和35年度の供給計画は261百万ポンドとなった。これは昭和30年の生産実績の約6倍にあたった。合成繊維は飛躍的に増加されるが、この増産分は、現有の登録織機で十分消化されるという計画であった。しかるに、綿スフや絹人絹の織機は、中小企業安定法によって制限されているのに、合成繊維用織機は放任されているので、これに藉口して、未登録織機を増設して綿スフや人絹等の制限織物を製織するものがあった。これは違法であるが、この違法が根絶されないで綿スフ登録織機の新増設の制限、過剰登録織機の買上げ廃棄の円滑な実施が阻害されていた。各業界は、合成繊維織機を綿スフ絹人絹織機のように制限することを要望した。

#### (9) 織物の検査および品質表示

終戦後は、繊維製品検査協会が全繊維の検査をしていたが、独占禁止法の施行にともない業種別に財団法人の検査協会を設立して検査を実施することになった。かくて財団法人綿スフ綿物検査協会は昭和23年12月設立され、綿スフ織物の検査を開始した。その検査高の推移は第32表の通りである。

綿スフ織布業界は、繊維製品品質表示法（昭和30年8月15日）の制定に当たっても強制的な品質表示を要請したのであったが、いれられなかった。この法律は、繊維品の呼称とその呼称の具備すべき品質を政令で定め、特定の呼称を附する場合には特定の品質を具備しなければならないこととした。生活必需品のあるものは表示を強制されることもあるが、まだ実施されていなかった。品質を表示する場合、表示者の記名またはその記号を附することになっているが、綿スフ織布専門家はすべて工場記号を附ることになった。昭和31年末工場番号を設定したものは、

第31表 合成繊維織物の生産高

(単位：1,000平方ヤード)

業種 年別	綿織(専業)	綿織(兼営)	人絹絹織	毛織	麻織	和紡・特紡	合計
昭和26年	1,747	11	1,101	535	16	51	3,461
27	3,723	101	2,503	615	16	76	7,044
28	10,056	1,160	9,496	1,368		77	22,157
29	14,933	1,116	11,865	3,283			31,197
30	31,087	1,159	28,364	4,195			64,805
31	57,197	1,127	45,357	4,546			108,241

第32表 綿スフ織物の検査数量

(単位：1,000平方ヤード)

年 別	綿 織			ス フ			輸 出	内 需	計	合 計
	整 理 前			整 理 前						
	輸 出	内 需	計	輸 出	内 需	計				
23年(12月)	15,703	543	21,158	578	2,627	3,205	29		29	24,392
24	338,583	162,903	501,486	8,355	38,604	46,959	4,750	21	4,771	553,216
25	454,678	226,071	680,749	19,124	22,371	41,495	6,488	148	6,636	728,880
26	759,935	174,684	934,619	23,266	32,949	56,215	5,236	874	6,110	996,944
27	608,033	187,505	795,538	47,531	77,498	125,029	5,922	426	6,348	926,915
28	918,071	227,526	1,145,597	107,828	75,149	182,976	9,735	540	10,275	1,338,848
29	1,344,016	185,996	1,530,012	236,803	82,319	319,122	42,231	1,009	43,240	1,892,374
30	1,218,900	157,647	1,376,547	406,563	84,182	490,745	47,243	1,001	48,244	1,915,537
31	1,369,363	247,742	1,617,105	492,505	94,892	587,398	44,550	1,006	45,556	2,250,059

注：綿スフ織物検査協会調査 2023の検査手数料は1平方ヤード8銭。

11,000に達した。

**(10) 決済の条件**

綿スフ糸布の取引は現金建であった。昭和22年7月の7・5体系による価格改定により繊維品は4倍余に値上げされた。衣料品の1四半期分の配給には、140億円余を要したが、一挙に5百数十億円を要することになった。年末を控え、日銀券は増加の傾向にあった。この資金を融資によると、二重金融の恐れもあり、インフレに拍車をかけることになる。商工省は、大蔵省や日銀と協議して、繊維品の代金は手形決済とする、手形は日銀再割適格手形として優遇することになり、同年末これの普及をはかった。この商手は、はじめ配給部門で利用されたが、漸次生産部門も利用するようになった。

綿スフ織物の統制中の決済は、糸は60日の手形、織物は現金であった。昭和26年のはじめから糸の決済は短くなり逆に織物は手形になりその決済も順次長期化していった。手形決済は急速に普及した。これが濫用され、弱小商社は、不渡りを濫発するようになった。昭和27年のはじめごろの取引の多くは、糸代は45日で日歩2銭7—8厘の金利買主持ち、織物は60日で金利売主持ちであった。糸代は出荷日計算であったが、製品代は荷受後検収日計算が原則で、出荷後7—15日になるのが普通であった。業界は、たびたび糸代の金利の引下げと織物の決済を荷物受渡日計算の45日にすることを関係先に申し入れ、折衝したが実現しなかった。

昭和31年5月、紡績取引改善委員会は6月1日からの内需市販糸の契約分から現金を原則として手形を併用する、現金払いは請求の翌日起算の3日払いとする、現金払いに対し、30日を基準に1日につき最高3銭の奨励金を交付する方針を決定した。これに応じ、糸商は、金利は据置き、金利1厘下げご決済30日に糸代の決済は30日とすることと決定した。織布業界は、決済は据置き金利は2厘下げごすることをきめ、糸商と折衝した。糸商は金利1厘下げ決済

30日に固執していた。織布業界では、糸と織物を取扱っている総合商社に対して糸と織物の決済条件を同一にすることも折衝していた。

工賃の決済は、紡績は現金、商社は現金または手形である。昭和31年7月遠州産地の調査では2割余が手形であった。

織布業者は、糸を買うとき木管保証金を1本あたり4円50銭（昭和21年4月から2円50銭、25年2月から4円50銭）ずつ現金で支払っていた。木管を返還するとすぐ返すべきであるが、この返還が非常に遅延していた。紡績会社によっては3—4ヵ月が普通で1年もかかるものがあった。昭和29年末ごろは木管代の未払いが2億5,000万円に達し、織布業者の資金繰りの支障になった。支払の促進と保証金の引下げをたびたび折衝した結果、昭和30年の末ごろからやっと2ヵ月目ぐらいに支払うものが出始めるようになった。

昭和26年末から27年にかけての金融危機や昭和28年末からのデフレによる信用危機にあたり、織布業界は、不渡りの続出と信用不安により極度の金融難に陥った。各業界とも現金取引に復帰することを計画し、その対策を研究したが現在の債務の棚上げに要する資金調達の見通しがたらず、いずれも進展しなかった。

**(11) 電 力**

生産が増加するにつれて電力が不足するようになった。電力量は、昭和22年10月の電気需給調整規則により契約電力に業種別負荷率、需要区分、要度率を乗じて定められた。綿スフ織布業の割当は非常に少なかった。

昭和22年11月、電力の制限が始まった。綿織物業の休電日は週1日を最高とするものであるが、現実の休電日数は東北7日、関東9日、東海・近畿・中国13日、四国14日であった。織布工場は、専用線をもっているものが少なかったため、休電日のほかに緊急停電することがあった。こんな状態で、織布工場の電力消費量は5月の35,610千

第33表 普通小口電力の割当方法

1.	昭和22年10月から	(業税別使用基準(120)×受電電力の容量+使用電力実績)× $\frac{1}{2}$ 需要区分要度率(100)圧縮率(夏は95%, 冬は80%) (250 kWh×その月の製織機数)+(60 kWh×設備馬力数)× $\frac{1}{2}$ ×要度率(95%)×圧縮率(95% または80%)
2.	23年1月から	
3.	24年1月から	[(100 kWh 設備馬力数)+昭和22年4—6月の平均1ヵ月の消費電力] $\frac{1}{2}$ %×要度率(120%)×圧縮率 (95—80%)
4.	25年12月から	昭和24年7月—25年6月までの割当量または使用量に夏期(4—10月)は65%, 冬季(11月—3月) は80%を乗じた量の何れか多いもの。
5.	26年9月から	(1ヵ年前の対応月の使用量)×(夏期は95%, 冬季は80%)
6.	27年5月から	(1ヵ年前の対応月の使用量)×(地域により, 夏期は90—95%, 冬季は75—80%)
7.	29年10月から	割合制廃止, (料金3割頭打ち制となる)

kWHに対し11月には17,040千kWHに激減し、生産量も減退した。業界は、契約の更改や専用線の設置を計画したが、電力やモーターの不足で実現したものは非常にすくなかった。

昭和23年度、綿織物の生産促進運動をおこしたが、生産の隘路は糸の出回りの不円滑と、電力その他の副資材にあった。電力は、深夜の余剰電力で補うよりほかに方法がないので、深夜業を許可するように折衝したが、許されなかった。昭和24年1月からは、生産予定量に応じて番手別の所要電力量を勘案して追加割当をもらうことになった。

昭和25年12月3,000kWH以下のものは電気需給調整規則(電気事業法に準拠)が改正され、電気事業者が実績主義により割当をすることになった。小口電力は1年前の対応月の実績を基準に割当られた。昭和25年4—6月の生産量は前年同期の174%に達したので、電力は74%不足であった。地方別にみると名古屋、大阪がひどかった。標準品天竺2A1反の工費282円75銭のうちに含まれる電力料金は8円89銭であったが、割当超過電力量を使用すると、1反当りの電力料金は、名古屋37円13銭、四国30円29銭、大阪37円81銭となった。この工費引上げも、許されなかった。

業界は昭和25年5月電力不足を緩和するため、自家発電の設置や自家発電を稼働させざるをえなくなった。通産省も重油の特配等の助成をした。なお、新たに設置した自家発電は1kW当り7—8万円で1kWHあたりのコストが5円50銭余であった。昭和26年8月、電力料金は大幅に値上げされた。同年10月から休日週2—3回、1日の使用量を7月の80%にする制限があった。このときも、重油の特配をうけ自家発電を稼働させた。昭和27年5月電力需給調整規則が改正され、割当基準に地域差が設けられ、料金も値上げされた。東京地区における電力料金は、電力需要料金1kWH当り322円22銭、標準電力料金1円28銭、追加使用料金12円22銭となった。また、地域差のため岡山は、知多の3割高ということになった。

なお、東京電力の小口1kWH当りの料金は昭和21年1月10銭、22年4月25銭、同7月33銭、23年6月1円、

24年12月79銭、超過量8円89銭、26年8月98銭、9円44銭、27年5月1円28銭12円22銭であったが、29年10月に2円85銭と一本化された。

電力の供給も豊富になったが、昭和27年9月から12月にかけて15の電源ストがあった。1工場当り22時間の停電にあった。品質の低下や納期の遅延などで非常に困った。業界に損害賠償を請求するという運動もあったが、停電解消消費者同盟が東京電力株式会社と妥協した経緯により中止した。なお、電力量割当の方法は第33表の通りである。

(12) 織物の設備、技術

綿スフ織機の箆巾、性能ならびに工場規模は第38・39・56・57・58表の通りである。

これら多数の工場の設備と技術について概観することは困難であるが、当業界に関係の深い専門家数氏の意見を総合して摘記するとつぎの通りである。

よい織物とは、所定の幅、長さ、密度があって織段、糸切れ、ふし等がなく耳の整然としているものをいう。これをつくるためには、まず、つくる者が労務者をよく管理し、糸や機械を科学的に研究して、量産のほか良いものをつくるという覚悟が必要であるが、この頃その自覚が非常に高まってきた。

織布業者の使う市販糸の質は非常にわるかった。アメリカでは、糸切れがすくないのでドロッパーを使っていないところもあった。わが国では、整経、糊つけ、製織の間によく糸が切れるので、機械の能率を低下させよい品質のものをつくることができなかった。ある織布工場の糸切れ回数は第34表の通りである。厳選して糸を買っても昭和30年のように平均の4—5倍も糸切れすることがあった。織布工場の糸切れの原因を調査すると紡績に6—7割の責任のある場合が多かった。良い糸質のものを使用せねばならなかった。

工場の温度は華氏の80度前後、湿度は80—85%位につねに一定に保つことが望ましかった。温湿度調整設備の完備する工場は知多のような生地産地でも10工場余にすぎなかった。この設備をすると糸切れがすくなくなり、地風

第34表 糸切れ数

工 程	昭和年	29	30	31	32
	種類荒				
荒 ま き (1,000本 10,000ヤード当り)	綿 糸	63.9	71.4	53.7	46.5
	ス フ 糸	135.2	124.7	46.4	33.4
織 機 経 糸 時 (1時間 100台当り)	綿 糸	57.7	243.7	43.2	43.7
	ス フ 糸	91.9	55.8	41.0	31.9

注：1. この調査は温湿調整設備をもつ大工場について調査した。この工場は三紡績の糸を使用している。技術者は糸切れ数をすくなくすることに非常に努力してこの結果をえたと語った。

2. 糸は綿糸は20番、スフ糸は30番

がよくなり、作業能率もあがるので、早急に設備するのが良い。

整経機はV型からH型を使うものがおおくなった。H型によると、テンションが均一になりかつ残り糸が10ヤードから4.5ヤードくらいに減少する。1分間の速度は60ヤードが80—100ヤードになった。バーバー・コールマンの高速度整経機（間分速度9000ヤード）の技術を取り入れて1分間350ヤードの機械もできたが、市販糸を使うものは糸切れがおおすぎたので使えなかった。織布工場の糸切れの70%まではこの工程で生ずるので、糸買にするものは単に高速化するというよりも、ビームの芯棒のフレをなくするか、外注するときの取扱いを注意するか、またビームを雨ざらしにしないと糸切れを少なくすることなどまだまだ工夫する面がある。

糊つけ機は、ホット・エア式とスラッシャー式とがあったが、性能上は大きい差がなかった。わが国の市販糸は、質が悪いので、分間速度80—100ヤードというハイ・スピード・スラッシャーを使うことは適当でなかった。速度は、今のように25—30ヤード（スフ糸は35—40ヤード）でもやむをえなかった。糸買にするのは、テンションや糊つけを均一にして十分乾燥し、織り易いように工夫するのがよかった。糊は、10%を標準にしても7—8%の誤差のある場合が多いので、均一な糊つけに留意せねばならなかった。糊つけ機は、生地産地の知多に105台、泉北に59台、泉南に59というように、これを有する工場がすくなかった。おおくものは糊つけを外注しているが、この場合にスピード化をとくに戒めねばならなかった。わが国の織布業者のおおくは、糊つけ材料を目分量で入れたり、濃度や温度や勘で調節していた。アメリカでは糊つけ技術をよく研究し、ソウボックスの液面や温度、シリンダーの温度や糊付糸の含水率ならびに張力を自動制御できるようにしていた。結果は非常によかった。わが国では、適当な計器も無いのが実状であったが、新設備を導入して糊つけ技術の自動化をはかる必要がある。

緯捲機は椀まき式のもののおおい。テンションにムラがあったりスフ糸の場合にはスリ切れることもあるが、どん

な番手のものにも使用できるので都合がよい。アメリカは、1分間の回転数が12,500という高速度自動緯捲機を使っている。わが国でも、1分間7,000回という4錘立ての自動緯捲機がつくられ、これを使用しているものもある。糸買にするものは高速化もさることながら、よい木管を使いファンをとりつける等ほこりを排除して、よい織物を能率よくつくるのが更に必要である。

わが国の綿スフ織機は43万台である。自動織機は6万4千台で、うち9千台が織布業者のものである。普通織機の性能は、箆幅44インチのものでは160回転、効率83%、1人当たり10—12台持ちであるが、自動織機では160回転、効率93%、1人当たり30—40台持ちである。アメリカは箆幅44インチ織機の回転は195回で、1人が60—90台持っている。織布業者のうちには、この高性能織機を設置しようと計画しているものもあるが、これに批判的なものもある。後者は、良質原糸の確保や同一品種の継続的製織の困難なこと（1,000台余の生地工場でも1ヵ月の生産品種は40—50に達するのがつねである）、熟練した保全工や工場の温度を完全に調整することが難しいこと、一般織機と併設すると労務者が自動織機につくのを好まないで労務管理がむずかしいこと、効率が83%から93%に10%あがるとしても減価償却するのに長期間を要することなどを計算して、自動化するよりも織機を完全操業するのがよいという。200台以下の規模で糸買にするものは、自動化よりもビームの経を大きくするか、現在の機械の掃除、油さし、ガタのしめなおし、綜統のワクの矯正、故障のおこる前に機械の補修をすることや温湿度の調整等をするによって相当程度の成果をあげることができると考えられる。また、織布業者の半自動化織機は9万5千台で全台数の3割余にすぎない。生地産地についてみると、知多は3割、泉南は5割、泉北は3割が半自動化されている。ドロッパーはアメリカでは6列であるが、わが国では2—4列である。

このほか、バーバー・コールマンのタイイング・マシンを輸入して使っているものがあるが、1人1時間あたり800—900本つなぐことができる。ワープ・ドロイング・マシン（能力は1時間4,900本）の輸入計画をしているものもある。兼営織布部門は、準備工程を非常に合理化した。工員の配置も3割から1割になったといわれた。織布工場も、この工程の高速化ならびに自動化をはかるべきである。

### (13) 対米輸出の制限

昭和29年の末ごろから、綿製品の対米輸出は第35表のように多くなった。昭和30年のはじめ、米国の繊維業界は日本のガット加入により日本綿製品が洪水のごとく流入することをおそれ、輸入制限運動をおこした。

米国綿製品製造業者協会は、同年7月日本からの輸入は昭和28年と29年の平均数量の1倍半以内にとどめるべき

第 35 表 ギンガムと別珍の生産と輸出

(単位：1,000 平方ヤード)

期	生産			輸出				
	総生産	ギンガム	別 珍	総生産	ギンガム	別 珍	アメリカ向き	
							ギンガム	別 珍
1953	2,776,000	39,144	48,957	914,000	30,618	4,738	3,033	1,304
1954	3,153,000	43,174	35,587	1,278,000	46,165	8,836	6,119	3,077
1955	2,999,000	100,943	47,009	1,138,000	85,885	13,018	46,641	6,942
1956 (1—6)注	1,672,000	75,580	24,704	618,000	61,311	65,033	51,451	3,579

注：ギンガムと別珍の工場規模は次の通り。

	工場数	織機台数	1工場当り台数	従業員	関連業界
ギンガム	5,151	58,895	11.4	15,427	糸染 1,305 人
別 珍	1,282	20,757	16.2	15,000	剪毛 8,800 人

であると声明して、対日輸入の制限を要望した。同月末には、イーストランド法案が米国上院に提出された。この法案は、輸出と輸入を特定の継続した 2 ヶ年の平均 150% 以内に制限し、四半期の輸入量を年間の 25% にするというものであった。

わが国は、同年 8 月輸出会議綿糸布部会に北米市場特別専門委員会を設けて対策を検討した。織布業界は、ギンガムの注文が殺到する盛況で、38 インチ織機を 45 インチに入替えたり、ストップモーションを取付けたり、受入態勢の整備に忙殺されていた。需要のあるものを制限することにはあるまいとみるものもあった。輸出会議は、いろいろの意見があったが、数量がこれ以上増加することを自粛することになり、とりえず品質の制限をすることにした。

対米向ギンガムと別珍の染色はいずれも準堅牢染以上とする、ギンガムは密度と番手を制限することになった。別珍は綾別珍に限定し、11 月から検査標準をさらに上げた。この標準では自然に数量が減少するから数量制限の必要がないと考えられた。

業界は、日本の輸出量が米国の生産量 120 億ヤードの 1% にすぎず日本は米綿の大消費地であるので、外交交渉によって打開できるものと考えていたが、米国の制限運動は

ますます熾烈になった。同年末、輸出会議においてもこのまま放任すると対日輸入制限立法の成立する可能性もあるので、やむを得ずつぎのように自主制限することに決定した。

- (1) 昭和 31 年 1 月から 12 月までの綿織物の輸出量を 1 億 5 千万碼とする。その品種別数量は、別珍 500 万、ギンガム 7 千万、プリントクロス 2 千万碼とする。この数量には既契約分を含む。
- (2) 過度の不安を除去するため秩序ある輸出を確保する措置を講ずる。
- (3) 適正輸出価格の維持をはかる。
- (4) 米国の隣接国から米国流入を阻止するため可能な限りの措置を考慮する。

ギンガムの織布業界は、約 8 千万碼の既契約をもってしたが、半数はすでに生産したもので、7 千万碼に制限されると新しく生産するものは 3 千万碼に足りない。月 1 千万の生産をしていたので 3 月までに仕事がなくなってしまう。ギンガム業者は、1 万台余の設備の入替をしたばかりのことであり、すぐに多品種に転換することもできないので、この制限の実施に強く反対した。輸出会議は、ギンガムや別珍業者に同情しつつ多数決で対米輸出制限を決定した。関係者はやむをえず外務省、通産省、国会に外交交渉で打開されたいと要望したが、好ましい結果はえられなかった。また、綿業界の代表は渡米して PR や制限運動の阻止につとめたが、事態はいちじるしく好転しなかった。

米国関税委員会は、1 月には別珍、6 月にはギンガムについて日本からの輸入により米国業界の受ける影響の調査を開始することになった。またこれに対する公聴会はそれぞれ 6 月と 10 月に開催されることになった。こんな事情で、ギンガムについては 1—3 月期の工賃 22 円が 10—12 月期には 15 円に低下した。貫八別珍については、昭和 30 年秋 50 円ものが昭和 31 年秋には 20—28 円に低下した。

その後日米間で折衝が重ねられたが、日本側は昭和 32 年 1 月、年間輸出総量を 235 百万碼（二次製品を含む）と



アメリカ大使館に別珍輸入制限緩和の陳情 — 昭和 31 年 11 月 27 日。アメリカ大使館前にて。藤田錦司氏写す。

し、綿織物は別珍 2,500 千碼，ギンガム 3 千 5 百万碼，高級綿布 2 千 6 百万碼その他 4 千万碼とすることに決定した。

## 6. 労 務

織布専門家の雇傭する労務者数は第 36 表の通りである。中小規模工場には、経営者のほか家族の就労している場合がおおい。とくに主婦は、労務管理その他に重要な機能を果している。

労務者の性別構成は女子が 85% 余を占める。年齢は 15 才から 25 才までのものが圧倒的におおい。女子は、結婚前にほとんど離職する。数産地の性別・年齢別の構成を昭和 31 年 12 月についてみると、15—20 才では男 21%，女 51%，21—25 才では男 15%，女 21%，26—30 才では男 11%，女 11%，31—40 才では男 22%，女 10%，41—50 才では男 30%，女 7% であった。女子は 20 才未満，男子は 30 才以上が下半数を占めている。

労働時間は、産地や工場の規模により区々であったが、ほとんど労基法によることになった。多くの工場は、二部制に切りかえ、その工場数は昭和 31 年末にて 1 万余になった。その他の小規模工場は、家族労働によって長時間操業をする場合が多い。昭和 29 年末の尾西地方の産地診断によると、家族労働による小規模工場の操業時間は 15 時間半であった。

労賃は、産地や経営の規模によって非常に異なる。数産地の小規模工場のもを例示すると第 37 表の通りである。織布工の給与体系は日給，時間給，能率給またはその併用である。多くは、日給制で、基準日給を定めこれに時間外手当または能率給を加算していた。基本給に年令給，経験給または勤続給，能力給，残業手当を加算しているものもあった。時間給制は操業度が安定するにつれてこれを利用するものが少なくなった。能率給または出来高払いの形は区々であった。ある工場は、単純に基準日給額を定めこれを持台数と 1 台当りの出来高に応じて逆算して定め、他の工場は、基準品種のヤードあたり出来高給を定めこれに緯

第 36 表 労務者数の推移

年次	綿織物専業			綿紡績兼営織布業		
	男	女	計	男	女	計
昭和21年	2,848	11,905	14,753	2,099	18,818	20,917
22	9,714	39,772	49,486	2,343	21,191	23,534
23	14,543	58,173	72,716	3,596	32,325	35,921
24	15,451	60,012	75,463	3,694	29,575	33,269
25	16,479	71,792	88,271	4,096	34,222	38,318
26	20,527	90,926	111,453	7,198	41,772	48,970
27	20,697	86,728	107,425	6,743	29,784	36,527
28	26,518	105,576	132,094	7,599	28,583	36,182
29	26,470	107,233	133,703	7,587	27,596	35,183
30	31,085	126,108	157,193	7,052	23,478	30,530
31	35,792	137,664	173,456	6,841	23,912	30,753

第 37 表 小規模工場の労賃（1 日 8 時間基準）

（単位：円）

年 度	男 子			女 子		
	S 地方	C 地方	B 地方	S 地方	C 地方	B 地方
昭和24年		6,479	6,257		2,814	4,117
25	6,002	6,581	6,836	3,085	3,054	4,465
26	7,170	7,763	8,040	4,333	3,641	5,029
27	7,817	8,025	9,901	5,196	5,416	5,684
28	8,693	8,850	12,720	5,625	5,250	6,636
29	9,631	9,922	13,310	6,781	5,557	7,306
30	9,358	9,861	13,324	6,427	5,453	7,775
31	9,950	10,455	12,097	6,747	5,626	7,458

注：男子の平均年齢は C 地方 34 年，B 地方 26 年，勤続年数は C 地方 10 年，B 地方 6 年，女子の平均年齢は C 地方 22 年 5 月，B 地方は 18 年 3 月，勤続年数は C 地方 2 年 7 月，B 地方 3 年 6 月である。

密度，織機回転数，糸切れ数の比を乗じていた。能率給制によると、支払い賃金の絶対額は増加するが、それ以上に生産高が増大し 1 ヤード当りの賃金は 10% 減少するという。織布工のほか整経工についても、基本給に千ヤードまわりの糸切れ 50 回をつなぐごとに一定の金額を支払う出来高払制をとっている。この方法では、賃金は 25% 上昇し生産は 30% 上昇するといわれる。

労務者の出身地は、主として工場所在地またはその周辺であった。労務者個々についても、経営者と縁故のあるものや工場と土地の関係のあるものが多かった。織布工場帯には新鋭工場が設立され、労務者もその方面に吸収されるので織布工場の労務の特質は変化しかけていた。労務の雇入れも次第に遠隔地からも雇入れねばならなくなった。昭和 31 年末岡山，大阪，名古屋の産地の女子出身地調査によると、工場所在の府県 42%，隣県 18%，九州 27%，四国中国 7%，その他が 6% であった。他県からの雇入れも、中小企業は給源地の学校等において大企業に比し不利な取扱いを受けるので質量ともにこれを確保することがむずかしい。尾西その他の組合は、労働時間，給与，住宅，福利施設等の条件を整備して集団雇入れの方法を講じ労務の確保につとめている。

労賃は、おおくの工場で親睦機関を設けて協調しあっている。産地ごとの地区労働組合の設立されたものはない。企業別の労働組合もすくなかった。昭和 31 年 12 月末時点で全織同盟に加入したものは組合数 74，組合員数 10,803 名であった。これを通産局別にみると関東 7 組合 860 名，名古屋 12 組合 1,379 名，大阪 29 組合 4,583 名，広島 14 組合 1,668 名，四国 10 組合 1,130 名，九州 2 組合 183 名であった。

## 7. 経 営

### (1) 経営の規模

織布専門家の経営規模は、小は 1 台から大は 2 千数百台



第38表 従業員別の経営規模

規模	事業所得	従業員数
3人以下	6,426	15,708
4-9	3,166	20,200
10-19	1,975	26,574
20-29	682	16,161
30-49	533	19,998
50-99	317	21,722
100-199	118	16,171
200-499	62	18,553
500-999	19	13,775
1000以上	14	20,167
計	13,312	189,029

注：1. 昭和27年通産省の工業統計による。同統計では12インチ以上の広幅織物についての調査である。  
 2. 3人以下の欄の計は昭和26年3月末のものである。従業員の区分は家族11,317人で常備4,391人である。

まで大小区々である。平均すると1工場当りの織機台数は20台、従業員は4人であった。その概況は第38表と第39表のとおりである。

織機台数が5-6台以下または従業員3-4人以下の約7,000余の工場は、主として家族労働によって経営されている。この典型的なのは尾西地方である。同産地の工場数は826。織機1台の工場は218、同2台は250と1-2台の工場が半数以上を占めた。これをうるため織機は、1日平均15時間半稼働している。これが生計費ならびに減価償却等にあてられる。8時間操業でこの収入を維持するためには、ヤードあたり工賃を7割増しにしなければならない計算になる。1-2台工場は、3-5台工場になると工場経費が半減するので利益率はずっと高くなる。このような事情で小規模経営は存立するしまた設備拡充への努力をつづけることになる。

経営の組織は個人企業がおおい。昭和27年末の調査によると13,312企業のうち個人企業10,305、株式会社2,083その他法人924であった。

(2) 財務経営

① 資本の損耗

綿スフ織布業者は、昭和21年のはじめ生産を再開するについて、その資金は手許資金のほかに1台あたり平均1万円余の借入金によった。総借入額は13億円余である。その後、好況のときもあったが、つぎのような事情で、資本を蓄積するにいたらなかった。

(A) 戦時補償の打切り

企業整備による織布業者の設備の供出代金は、国民厚生金庫163,053千円、産業設備営団14,957千円であった。特殊預金通帳で交付された。これは、昭和22年10月戦時補償の一部として支払いが打切られた。また、軍需用の織物代金は、支払いが打切られるか特別税で徴収されてしまった。このため転廃業者は復元の機を逸し、また残存業者は運転資金の調達に非常に苦勞することになった。

(B) 価格差益金の徴収

織布業者は、インフレの最も高進した時期に10億円の差益金を納付した。このため、原料購入資金を他人に依存しなければならなくなった。

(C) 新円支払率の低率

昭和21年2月金融緊急措置令によって預金が封鎖された。労賃以外のものは、封鎖預金で支払うことになったが、封鎖預金では、工員の食料や副資材など工場の経営に必要なものを買うことができなかった。工賃177円のうち労賃50円のほか76円余のものを新円で支払わねばならなかった。業者は、物々交換とか工場在庫品を処分して新円を獲得した。綿織物については、昭和22年5月と11月に緩和されたが、それまでの間に機器、油脂その他の在庫品を大量に処分して機械の正常運転にも支障をきたすようになった。またこれを補填するためにもまた多額の資金を要した。

(D) 税金の過重

昭和22、3年ごろの事業所得税は、見かけ割りで一律に

第39表 織布業者の織機台数別経営規模

期 規模	昭和13年4月1日				昭和24年6月1日				昭和30年3月31日				紡績兼営織布 参考 部門の規模 (30.3.31)	
	工場数	%	機械台数	%	工場数	%	機械台数	%	工場数	%	機械台数	%	工場数	機械台数
1台-4台	—	—	—	—	1,395	27.4	3,287	2.3	4,810	28.4	13,163	3.8	2	3
5-9	1,948	25.4	10,994	3.5	918	18.1	6,224	4.4	4,583	27.1	30,796	9.0	—	—
10-19	—	—	—	—	1,048	20.5	14,221	10.0	3,456	20.4	45,752	13.3	4	64
20-29	3,282	42.8	56,464	18.1	578	11.4	13,466	9.5	1,419	8.4	24,033	7.0	3	64
30-49	1,076	14.0	39,864	12.8	493	9.6	18,157	12.8	1,249	7.4	46,614	13.6	2	63
50-99	782	10.0	52,050	16.7	373	7.4	25,120	17.7	813	9.4	55,229	16.1	10	648
100-199	—	—	—	—	173	3.4	23,309	16.4	351	2.1	47,462	13.8	13	2,042
200-299	461	6.0	72,116	23.1	58	1.2	13,326	9.4	124	0.7	29,807	8.7	7	1,738
300-499	63	0.8	22,907	7.3	24	0.5	8,311	5.8	66	0.4	25,032	7.3	17	6,952
500-999	36	0.5	22,921	7.3	18	0.4	11,831	8.3	28	0.1	18,592	5.4	43	32,764
1000台以上	20	0.2	55,087	11.2	4	0.1	4,869	3.4	5	—	6,929	2.0	22	31,575
計	7,669	100.0	312,403	100.0	5,082	100.0	142,121	100.0	16,904	100.0	343,409	100.0	123	75,913

課税された。遠州産地の所得査定は、収入工賃に対し昭和22年91%、同23年は87%であった。織布工賃は、労務費が4割余を占めるので、こんな所得のあろうはずがなかった。他の産地も大同小異であった。各産地とも査定の是正を申し入れたが、帳簿組織が整備されていないとの理由でどうしても是正してくれなかった。昭和23年の末ごろから記帳その他の事務が非常に増えてきたにもかかわらず、多くのものが青色申告を利用するようになったのは、不当な高率課税によるものであった。

(E) 価格形成の不当

織物の価格形成には、適正利潤の加算が認められず、また減価償却は帳簿価格によった。労賃、電力料金の値上げや取引高税が施行されても、工賃の値上げは許されなかった。織工賃は、つねに不当に安く定められていた。

(F) 繊維貿易公団の工賃支払いの遅滞

昭和23年から翌年にかけて、織布専門業者の1ヶ月の織工賃は2億円であったが、その支払いが数ヶ月も停滞した。割引した貿易手形の決済がつかないので、新たに割引をうけることもできなかった。旧債の借換えもできなかった。金利はかさんだ。多くのものが、高金利資金に依存せざるをえなかった。

(G) 設備の拡充

設備投資は、終戦後から昭和25年末までに250億円であった。業界の規模からみると過当投資といえたが、中小規模業者個々にみるとやむをえない事情もあった。この投資のため、運転資金が非常に苦しくなった。この資金はほとんど短期借入金に依存したので、その後の資金繰りが非常に不安なものになった。

(H) 決済条件その他

決済条件の不利、金利高、糸高布安の市況で、資本を蓄積することができなかった。昭和27年からは、たびたび商社から不渡りをうけ、なかには整理せざるを得ないものもあらわれるにいたった。

② 融 資

再開当時の再建資金は、それぞれ産地の市中銀行から融資をうけた。おそくは短期の借入れであった。完全転廃業者のみは、昭和23年3月復興金融公庫から8億5千万円余の長期資金の借入れをした。

昭和23年秋、大巾な価格値上げ、繊維貿易公団の工賃の支払いの停滞等により、運転資金の需要が増大した。また、翌年のはじめ計画生産がBS契約に切りかえられたので、業者のうちには生産量が激減して資金繰りに支障をきたすものもあった。輸出品がBS契約になってから、おおくの織布業者は内需品中心に移行したが、同年8月内需品が3倍余の値上りをしたので、新たに多額の資金を必要とするようになった。やむをえず高金利資金に依存した。その金利は最低30銭最高1円平均50銭という高利のもので

第40表 小規模工場の財務

規 模	1-2 台の工場		2-5 台の工場		平 均	
	1 台当りの金額	%	1 台当りの金額	%	1 台当りの金額	%
原 価	円		円		円	
工賃および雑収入	34,682	100.0	29,350	100.0	30,993	100.0
人 件 費	19,985	57.6	16,797	57.2	17,779	57.3
工 場 経 費	5,619	16.2	3,840	13.1	4,388	14.2
一 般 経 費	6,370	18.4	3,484	11.8	4,373	14.1
利 益	2,708	7.8	5,229	17.9	4,453	14.4

- 注：1. 1-2 台の工場の稼働台数は13台。3-5 台の工場の稼働台数は29.2 台の平均である。  
 2. 原価償却費は計上していない。  
 3. 人件費は家族の食事を含む。  
 4. 尾西の綿スフ織物史 369 頁による。

第41表 中規模工場の財務 (1台当り)

借 方		貸 方	
	円		円
固定資産	102,655	借入金	71,181
土地建物	35,553	長期	8,174
機械器具	62,322	短期	63,007
器その他	4,780	支払手形	66,002
流動資産	165,464	買掛金	29,998
現金預金	38,604	未払その他	32,400
受取手形	9,563	資本	△ 68,538
売掛金	33,897	資本金	28,981
棚卸商品	63,914	積立金	35,611
未収入その他	19,486	利益	3,946
合 計	268,119	合 計	268,119

- 注：1. 割引手形 62,974 円。  
 2. 昭和27年末、綿スフ工連の調査。  
 3. 調査対象は38工場、5,839台、1工場平均153台。

ある。

昭和25年6月朝鮮の動乱景気に刺激されて、おおくのものは、先高見込の商売をしたが、翌年6月のマリクの和平提案以来の反落で打撃をうけた。そのうえ商社から不渡をくった。運転資金の需要はとくに増大したがその借入は非常に困難であった。業界は、国会や政府に長期低利資金の貸出し、商工中金の資金源の拡大などの運動をした。各組合は、商工中金に新規借入を申し入れた。商工中金の当業界に対する融資残は、昭和26年のはじめ1億円余であったが1年余の間に約30億円に増加し、組合金融の円滑化を援助された。昭和28年秋からデフレ政策がとられたが、織布業界は商社の不渡りの濫発等による影響をうけ、資金繰りに支障をきたすものがおおく、資金ショートを借入れで補うことになった。

借入金額は、織機1台当り、昭和26年末は26,000円(104工場23,610台の平均)、27年末は71,181円(38工場、5,839台の平均)、31年末は67,400円(9工場2,939台の平均)と増加した。借入金のうち長期資金の比率は15%であった。

第 42 表 織布専門業者の資産構成

(単位 1,000 円)

工場規模 織機台数	資 産			負 債				備 考
	流動資産	固定資産	計	流動資産	固定資産	資 本	計	固定資産のうち織機
62 (A)	10,049	7,540	17,589	10,169	2,915	4,505	17,589	2,961
375 (B)	26,597	41,289	67,886	25,282	8,280	34,324	67,886	22,500
810 (C)	125,265	196,925	322,190	48,679	31,329	242,182	322,190	31,350
1,191 (D)	806,152	190,394	996,546	699,637	73,447	223,462	996,546	19,023

注：A は兵庫県の N 先染工場の昭和 31 年 3 月末日、B は愛知の安城織物株式会社の昭和 31 年 9 月末日、C は徳島の長尾産業株式会社  
会社の昭和 31 年 10 月末日、D は岡山の正織興業株式会社の昭和 31 年 11 月末日の決算による。

### ③ 財 務

1 万 7 千余の織布工場の 9 割までが個人企業であった。株式会社は、2 千余あったが、いずれも個人企業の性格が非常につよく、株式を公開しているものはない。ここに規模別に数個の貸借対照表を掲げる（第 42 表）。いずれもこのグループにおける典型と思われるものである。C は鋳物業を兼ね広大な土地、山林を所有し、D は紡績を兼営するほか広大な土地を所有し、織布設備は固定資産の 1-2 割にすぎない。

## 8. 需給の調整

### (1) 中小企業安定法の推進

昭和 26 年 6 月朝鮮の停戦に関するマリク提案と米綿の大增収の予想発表により、綿糸布の市況は悪化した。輸出商は東南アジア諸国からの LC の未着、キャンセル等により莫大な赤字と滞貨を背負いこみ、その額は 3 百億円といわれた。取引は停頓し恐慌状態を呈した。金融機関は、滞貨融資はもちろん生産金融もきびしく制限した。紡績筋は、綿製品輸出振興組合を設立して、滞貨の買上げをすることを計画した。織布業界は、暴落による損失と倒産商社の不渡りによる莫大な損害をうけ危機に直面した。

当局は、昭和 27 年 3 月から綿紡績の 4 割操短をおこない、月間生産目標を 15 万梱とすることに決定した。織布業界は、糸よりも織物の操短を実施すべきことを強調し、すくなくとも糸を織物の 2 本建にすることを要望した。当局は、織物には資金の割当を削減するというような決め手がないということで、操短の措置を講じなかった。綿紡操短の結果、賃織量が削減された。操業を維持するため糸買いをせねばならないが、その資金の調達ができなかった。綿スフ織布業界は、3 月東京で危機突破大会を開き、生産調節の実施と低利資金の融資の促進をはかることを決議し、各政党と政府当局にこの実現を要望した。

繊維議員連盟（理事長 星島二郎）は、業界の要望にこたえ、生産調節の根拠法として繊維産業安定法案を提出することになった。この法案の経緯については、第 2 章にゆずるが、同法案は迂余曲折を経て、6 月議員立法として衆院に提出、7 月末可決、8 月 1 日施行された。

### (2) 自主調整

綿スフ織物の各産地では、協同組合が中心になって調整組合設立に着手し、11 月までに 33 の組合を設立した。11 月知多織物調整組合が発起人になって日本綿スフ織物調整組合連合会（以下「綿調連」という。）（理事長 安藤梅吉）を創立した。同時に、つぎの総合調整計画を決定した。この計画は、12 月 8 日付で認可され、即日実施した。各組合もひきつづいて調整規程を決定し、これを実施した。

#### 需給調整の要領

##### (1) 設備の制限

- (イ) 綿スフ織機を登録する。
- (ロ) 未登録機による綿スフ織物の生産を禁止する。
- (ハ) 織機の増設を禁止する。
- (ニ) 生産の制限（休機）

昭和 27 年 1 月から 9 月までの月平均運転率に、零細規模保護率（500 台以上を 1 とし 1-4 台が 1・1 となるように逡増する）を乗じて換算台数を決め、この台数に 84.5% を乗じた台数をこえて運転することを禁止する。

##### (ホ) 休機台数の緩和

輸出または特需の納期の繰上げ等のやむを得ないときは緩和する。緩和したときは、一月毎に 1 台当り二巾以上 500 円、小巾 300 円の超過運転調整金を徴収する。

##### (ヘ) 監察 300 名の監察員を措置して監察する。監察員は組合職員および業者のうちから採用する。

##### (ト) 過怠金

未登録織機の増設、休機の違反は 10 万円以下。登録義務の違反は 5 万円以下。報告義務の違反は 1 万円以下。

この制限を実施した当時の調整組合は、業者数 5,990、織機台数 199,071、生産高 116 百万ヤード（27 年 1-10 月）で全体に対しそれぞれ 68.4、65.1、54% であった。

発足 2 ヶ月余で、これだけの組合員を得たのは不況の深刻さによるものであった。組合員とならないものは、紡績兼営織布業者 44 社と専門業者 2,700 人余であった。前者は 3 割余の生産をしていた。後者の生産量は 8% 余にすぎないが、数がおおい。組合員となったものは、正直者が損をしないように非組合員の組合加入かまたは非組合員に対する

規制命令を期待していた。綿調連は、まず紡績兼営部門に協力を求めた。同業界は、協力する条件として強制検査の実施を希望した。強制検査の実施については内部に問題があった。専門家の非組合員は、次第に組合に加入してきた。綿調連は、同年12月組織をさらに強化しかつ需給の調整をはかるため、第29条命令の申立をした。

通産省は、この申立が法律施行後はじめてであるので、慎重に検討した結果、つぎの理由で発動しないことに決定した。

- (イ) 連合会の自主的活動の実績がはっきりしない。
- (ロ) 紡績兼営部門との調整が困難である。
- (ハ) 不況とか存立の危機の認定が困難である。
- (ニ) 需給の適正量が正確に算定できない。
- (ホ) 命令実施の機構（予算と要員）が整備されていない。

綿調連は、組合員にのみつよい制限を加えることができないので、もっぱら非組合員に対する規制命令の発令の促進をはかった。絹その他の友好団体と協力して通産省や政党内に第29条命令を早く発令すること、発令し易いように法律を改正することを要望した。あらゆる機会をとらえて、熱心に運動した。自由党は、昭和28年8月業界の要望にこたえて改正した。衆院通産委員会も、同年末業界の実情に応じ早速に第29条命令を発令すべしという決議をして発令の気運を醸成した。それでも発令をみるにいたらなかった。当局は、機構も整備されず予算もないので、みずから命令実施の衝にあたることができないと考えているようであった。業界は、政府の直接命令にかえて組合の規程にしたがうべしという命令の形式を考案して、自由党と折衝した。同党は、この考え方にもとづいて改正案をつくり、昭和29年6月第29条第2項命令の規定を追加した。

### (3) 設備制限の命令

通産省は、法律が改正されると直ちに命令実施機構の整備、その他の15項目の検討をはじめ、7月に設備制限についてのみ命令を発令すると内定した。綿調連は8月、この命令を受入れるため、つぎのとおり総合調整計画を変更した。

#### 設備制限の要領

- (1) 綿スフ織物（以下制限織物という）を現に生産し、将来生産しようとするものはその織機を綿スフ織機（以下制限織機という）として連合会に登録する。
- (2) 制限織物は、綿織物とスフ織物の全品種をいうが、他の調連との関係があるので、制限の対象とするものは毛布、片麻織物、75吋以上の織機で製織する56吋以上のスフ服地（ギンガム・ネル・小倉を除く）および先染交織小巾織物のうち結城紬、紬織、銘仙およびこれらの品質に類する着尺用織物を除いたものとする。
- (3) 未登録織機で制限織物の生産をすることはできない。
- (4) 制限織機の新設をすることはできない。

- (5) 他業種の調整組合連合会との間は3ヵ月の据置期間で登録替をすることができる。
- (6) 制限織機で制限織物以外の織物を生産したときは登録の取消をする。但し合成繊維は1年間、制限織物以外の綿スフ織物は8ヵ月間、その他の織物は3ヵ月間製織してもよい。
- (7) 登録に関しては手数料を徴収する（登録1台当たり200円）

織機メーカーとその従業員側は、通産省の設備制限の命令に対し猛烈に反対をした。衆院通産委員会は、連日委員会を開き制限実施後の措置特に輸出の振興と設備更新資金の確保について審議した。中小企業安定審議会も、二日にわたって審議した結果、合理化融資の斡旋、耐用年数を短縮し入替を促進する等の付帯条件を付して、これを可決した。通産大臣は、12月2日綿スフ織物業生産設備制限規則と未登録綿スフ織機設置制限規則の通産省令を発令した。

全国綿スフ織機は、同省令により同年末綿スフ調連に登録された。その台数は専業16,901工場352,409台、兼営123工場75,913台である。綿スフの制限織物から除外した片麻、四巾スフ地および着尺用織物は、純粹の綿およびスフ織物であるが、それぞれ各業界の分野に関連するものがあるので暫定的に特例をみとめた。

たまたま、過剰設備の買上げに関連して各業界が協力しあうことになり、スフ服地と着尺用織物は昭和30年9月、片麻は同年12月に綿スフの制限織物となった。綿スフ織物は、綿スフ登録織機でのみ生産することになった。ただ、小規模業者のみは、一定の条件のもとで登録替をして、その希望する織物をつくることのできる。この措置により登録されたものは4巾スフ服地用898台、小巾着尺24台、片麻広巾839台小巾92台、特殊織物109台であった。

綿調連は、命令の実施を監察するため、20名の専属検査員と400名の嘱託検査員を採用した。各検査員は、工場を巡回して、命令の実施状況を監察している。昭和31年8月から各通産局の地区毎に連絡会議を設け、各通産局の指導のもとに監察していた。昭和31年末の未登録織機は700工場広巾3,745台小巾1,517台である。この未登録織機は、合成繊維専用のものかまたは入替更新したときの旧織機である。綿スフ織物工場にこの種の織機が設置されていることは、綿スフ織物に使用されるおそれがあるので、この工場を重点的に監察して違反させぬように指導していた。登録織機の買上げに関連して、未登録織機の処置が非常に重要な意味をもつようになった。綿スフ調連は、昭和32年9月大阪地方検察庁にこの種の違反者のうち悪質のもの8工場を告訴し法の制裁を要請した。

### (4) 生産の制限

昭和29年末には、綿糸布の在庫が50万梱に達していた。同年1月に比し50%の増加である。市況は悪化し、好転

の見通しがたたなかった。在庫の一掃と生産を縮小させる必要があった。綿調連は、従来の制限を強化し、12月から7日の休日か12%の封減をすることを決定した。組合員だけの努力で生産量を減少することができないので、生産制限に関する命令の発令を要請した。当局は、生産制限に関しては命令の実施がむずかしいという理由で、早期発令には消極的であった。織物の操短が本格化しないうちに綿紡が操短することになった。綿紡操短の影響は別項にゆずる。

綿調連は、綿紡の操短に併行し、封緘一本建の方法で生産制限を強化しようとしたが、そのころ先染業界はギンガムの受注が旺盛であったので一率制限に消極的であった。別珍や小巾業界にも制限を強化しにくい事情があった。業界は、たびたび協議した結果、6月にいたり一率制限にかえて業種別にそれぞれの方法で操短することになった。新たに広巾生地、広巾先染、別珍、コール天、小巾生地、紺の5つの専門委員会を設けて、操短の方法を研究しそれぞれ異なる内容で実施した。

一般織物は、昭和27年12月8日から昭和27年1月から27年9月までの月平均運転率の14.5%減とした。昭和29年10月20日から一般織物は、昭和28年7月から昭和29年6月までの月平均運転率の10%を封緘した。紺は、4台をこえる台数の50%を封緘した。昭和30年1月20日から一般織物は、月7日の休業または12%を封緘した。紺は（力織機969工場7,940台、足踏450工場10,867台）2台をこえる台数の50%を封緘した。昭和30年4月12日から一般織物は、10台をこえる台数につき7日の休業または12%を封緘した。

昭和30年6月3日から(1)別珍コールテンと小巾生地の織機を再登録した。(2)別珍コール天織機（1,177工場、18,162台）については、8台までの台数に1台当り13反、8台をこえる台数に1台当り11反の割当をする。割当の基準は貫八別珍。割当手数料は、1反当り1円、検査手数料は、輸出検査手数料の2分の1。(3)小巾生地織機（965工場、46,511台）については、10台控除した台数が40台までのときは20%、41台以上のときは30%を封緘した。

昭和30年12月1日から(1)広巾生地と広巾先染の織機を再登録した。(2)広巾生地織機（2,554工場124,749台）については、10台控除した台数の16%を封緘した。(3)広巾先染織機（5,025工場58,788台）については11台以下の台数に対し1台当り686ヤード、11台をこえる台数に対し1台当り624ヤードの割当をした。割当の基準は70本打込の織上巾32インチのものとする。割当手数料は1ヤード当り1銭。数量検査手数料は1ヤード当たり3銭5厘。

昭和31年6月29日から広巾生地、小巾生地ともに10台控除の4%封緘に緩和した。

封緘は、フレームとホイールを針金でしばりその両端を鉛の玉に通しこれをパンチで圧する方法でした。生産の割

当は、調整簿に割当数量を記入して通知し、検査の都度差し引く方法でした。検査は、綿スフ織物検査協会に委嘱したが、先染織物についてはある産地は絹絹織物検査協会に、またある産地は調整組合に委嘱した。

#### (5) 別珍とギンガムの生産制限

生産制限に関する命令は、なかなか発令されなかった。組合員のうちには、脱退するものもでてきた。連合会も組合も、躍起になって命令の発令を要望した。繊維局も、昭和31年夏ごろから対米輸出制限に関連して、発令を考慮するようになった。発令の条件として示されたものは、業界の8割ぐらいまでのものの意見が完全に一致することであった。

別珍コール天業界は、まっさきに命令の受入れ体制の整備に着手した。まず、別珍コール天織機を特定し、その織機以外のものには別珍を製織させないようにする案をたてたが、これについては、別珍コール天の専門業者は賛成であるが、遠州産地の小規模業者のように同一織機でいろいろの織物を製織しているものは、反対であった。この兼業者の生産量はおおくはないが、業者数が圧倒的におおいで総会を開いても賛成をうるに至らない。兼業者に対して、製織の期間または登録替えの制限の特例を認めることで調整をはかったが、それもできなかった。昭和32年のはじめ、別珍の対米輸出は250万ヤードと決定された。前年のワクの3分の1余である。生産業者の過当競争のおこることがあきらかであった。別珍業界は、商社のPQSにならない、有効な数量割当をするため基準となるべき実績の調査をしたが、実施をみるに至らなかった。自主調整も昭和32年4月に廃止した。

ギンガムも昭和30年秋ごろから対米輸出制限に関連して生産を制限することになった。紡績筋は、商社のPQSに対しメーカー側もPQSの実施を計画した。紡績案は、対米向生産量を過去2年半に船積したものの生産実績によって配分するが、その生産実績は自己の責任において生産したものとする。賃織のものは、発注者の実績とする。この案によると、ギンガムの製織者は生産の実績があっても、PQSの基準とならないので、ギンガムの生産者は、現実に製織したものに生産権があるとしてこの案に強く反対した。紡績案は、実施されなかったが、商社は昭和31年1月から過去2年半の実績にもとづいてPQSを実施した。ギンガムの業界は、自主的な生産制限を実施しつつ生産権のあるもののみで有効な生産制限をしようと方法を研究中である。

別珍とギンガムの企業規模については、第56表のうち天竜社と播州織組合の項を参照。

第43表 昭和35年度における過剰綿スフ織機計画

35年度綿スフ織機に充当される糸		所要織機台数	現有台数	過剰台数
綿糸, 落綿糸, 特和綿糸	千ポンド 806,468	広幅 208,497 小幅 67,614	394,594 114,428	69,118 46,764
スフ糸	279,500			
アセ糸, 合織糸	109,640			
その他の糸	12,374			
計	1,207,982	計 384,141	464,023	115,882

注：1. 35年度の広幅別数量は、広幅 1,079,555 千ポンド、小幅 128,427 千ポンドとみる。  
2. 1年300日、1日14.1時間操業として1台当りの年間消費量をつきの通りとする。  
広幅平均 28番, 3,849ポンド(8時間当り 2,184ポンド)  
小幅平均 23番, 1,898ポンド(8時間当り 1,077ポンド)

## 9. 過剰織機の買上げ

### (1) 買上げ問題の提起

昭和30年4月末の綿糸在庫は50万梱に達し、不況は深刻であった。織布業者のなかには倒産するものも出てきた。紡績は、操短を実施し、紡績の賃織量も激減することになった。糸商も糸の販売をしぶり、糸の出回りがとくにわるくなった。

知多産地の代表たちは、大挙上京して緊急対策を要望した。大阪の各産地は、3割の一律操短をすることにきめ、大阪府、商工中金に操短資金21億円の融資の申入れをした。商工中金は、全国の産地がいっせいに操短する場合は融資を考慮するとのことであった。大阪の各産地は、愛知県の各産地と共同して、全国的な運動にしようと考え、7月名古屋市にて両産地の懇談会を開催した。この懇談会で、愛知側は非組合員に対する第29条命令が発令されないと操短の効果をあげることができない、この不況時に資金の借入をすることは業界のために利益にならないので、抜本的に過剰織機を買上げ廃棄すべきであることを提案した。これがきっかけとなって、設備の買上げが論じられるようになった。

### (2) 繊維総合対策と過剰織機の処理

政府は、昭和30年8月繊維産業総合対策審議会を設置し、繊維産業の総合対策を諮問した。同審議会は、昭和35年の需給数量に対する所要織機を検討し第43表の通り11万台過剰という結論を出した。

この過剰織機の処理について、織布専業側は強制一律に買上げ廃棄すべきことを要望したが、紡績兼営側はかならずしも賛成でなかった。両者は、5名宛の委員をだし、共同委員会を設けて協議した。専業側は、買上げ機関の一元化、過剰台数の半数を買上げ半数を格納する、買上げは強制一律とする、零細規模の保護率を設ける、機種種の区分をしない、買上げ資金は財政資金または法律によって徴収の確保された資金とする、他業種からの転籍を禁止することを提案した。紡績側は、買上げ機関の二元化、買上げか格納かは業者の自由とする、基礎控除とか累進の意見は合理化に反するからやめる、買上げ資金は残存台数によって業界が負担することであった。度々委員会を開いたが意見はなかなか一致しなかった。両者は、8月自動織機の性能比を加味すること、自己の廃棄義務を他人のもので代替させてもよいこと、その他は織布専業側の案によることとした。審議会は、両業界の了解事項をまとめ、過剰織機は、格納、封緘または買上げて廃業することを決定した。

### (3) 買上げの強制

政府は、昭和31年2月繊維工業設備臨時措置法案を国

会に提出した。この法案は、繊維産業総合対策審議会の答申にもとづき、繊維工業設備の処理に関することを決めたものであった。原案は、過剰設備の処理を通産大臣の指示による共同行為ですることになっていた。綿スフ織布業界は、中小企業安定法による調整事業の経験からみて、強制力をともなわないと、この事業も円滑に実施できないので、自民党に原案の修正を要望した。同党は、業界の要望をいれ調整組合または同連合会は設備処理規程を定めて、設備処理の共同事業をすることができる、通産大臣は非組合員の事業活動が組合員の設備処理規定の実施の障害になると認めるときは、全事業者に対し設備処理規定の定めにしたがうべきことを命ずることができるように改正した。

### (4) 買上げ資金の補助

業界は、国庫から買上げ資金の半額ぐらゐの補助をうけ過剰織機を一度に全部買上げることを期待していた。通産省は、国庫補助に関する予算の都合で、4ヵ年継続事業とすることに決定し、初年度は3億数千万円の補助金を要求

第44表 昭和31年度の過剰織スフ織機の買上げ計画

織機の区分	業種の区分	企業者数	換算台数	基礎控除	31年度買上台数
広幅	専業	10,543	262,983	76,047	4,152
	兼営 綿紡 化織	37 5	89,124 2,154	364 44	1,938 47
	計	10,585	354,261	76,455	6,137
小幅	専業	7,131	(107,773) 64,664	(25,388) 15,223	(4,794) 2,878
	兼営(綿紡)	5	(2,091) 1,255	(19) 11	(120) 72
	計	7,136	(109,864) 65,991	(25,407) 15,244	(4,917) 2,950
計	専業	17,674	327,647	91,280	7,030
	兼営 綿紡 化織	42 5	90,379 2,154	375 44	2,010 47
	計	17,721	420,180	91,699	9,087

注：換算台数の算出は、広幅織機は箆幅27-45インチのもの1、箆幅45インチ以上のもの1.4 小幅織機は箆幅27インチ未満のもの1、足踏織機3分の1。

した。この補助金は、大蔵省や自民党に於てたびたび削除されかけたが、通産当局や各産地の努力により遂に1億2千万円と決定された。

#### (5) 綿調連の買上げ計画

綿スフ織布業者は、昭和31年12月通産大臣から過剰織機の処理に関する共同行為の指示をうけた。綿調連は、この指示にもとづき設備処理規程を定めた。非組合員に対する31条命令は、2月25日に発令された。

#### 設備処理の概要

##### (1) 買上げ台数

買上げ台数の区分とその算出の基準は第44表の通りである。

##### (2) 買上げ織機の割当

昭和32年2月25日を基準とし、その基準日現在の登録台数に買上げ台数を割当する。業者別の買上げ台数は、広巾にあっては10台の基礎控除したものに22%、小巾にあっては4台の基礎控除したものに5.8%を乗じたものにする。

##### (3) 買上げ価額

基準価額（鉄製27インチ未満12,000円、45インチ未満20,000円、45インチ以上28,000円、半木はそれぞれの8割、足踏は半木製の価格の3分の1）にスクラップ化したときの価格を加算したものとする

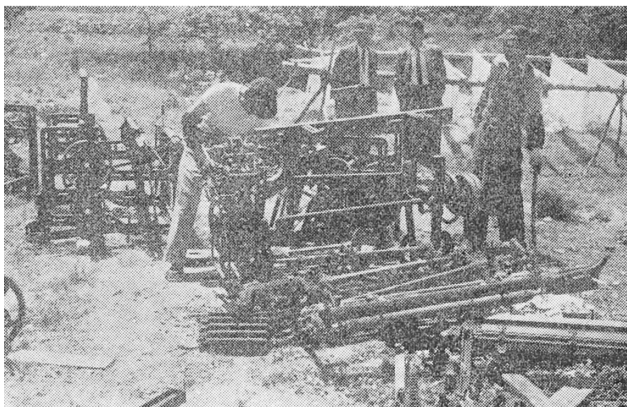
##### (4) 分担金

買上げ資金にあてるため、織布専業部門から89,990千円（1台当り広巾250円、小巾220円、紡績、化繊部門から41,140千円（1台当り広巾460円、小巾750円）を徴収する。はじめは、生産数量に応じて徴収することになった。

##### (5) 買上げ時期

昭和32年6月末までとする。

この計画は、広巾は25台、小巾は10台以上の規模のものから1台買上げることになる。これに対しこの程度のものから1台を廃棄させることは生活をおびや



過剰綿スフ織機のスクラップ化  
(昭和32年5月23日 於播州)

かす、分担金についても基礎控除をせよ、広巾と小巾の入替を禁止せよとの反対や意見があった。広巾と小巾を区分したのは、紡績側が小巾の買上げ資金を分担できないとの申入れによるものであるが、業界内部は広巾と小巾を区別すべきでないとの意見が支配的であった。買上げの進行につれて、小巾を広巾に改造するものがあられ、広巾専門の産地から自粛が要望された。買上げの内定したもののうちに登録を分割しようとするものもあったが、個々の実情をしらべ故意によるものはこれを抑制した。登録織機の買上げに関連して、未登録織機の処理と労働基準法の厳正実施が各産地の関心事になった。

## 10. 綿スフ織物産地の概況

各産地の織機台数や品種別生産高は第45・56・57・58表のとおりである。

各産地には前項の通り事業協同組合と調整組合があり、それぞれ斯業の振興に関する事業や調整事業を実施している。前者は輸出内需の市場の開拓、設備近代化の促進、税務、労務その他の経営合理化の研究と指導、調査統計などで、後者は設備の制限と需給の調整である。協同組合は、このほか金融その他の共同事業を実施している。これを表示すると次の通りである。

#### 協同組合の経済共同事業（32年12月現在）

共同事業名 実施する組合名

金融 弘前、福島、所沢、東京、青梅、天竜社、三州、知多、尾州、尾北、尾西、美濃、泉州、大阪南部、奈良、河内、京都、播州、中町、野間、加西、備前、備後緋、山口、今治、伊予緋

糊つけ 天竜社、京都、和歌山、河内、高島、奈良、野間、徳島、香川、福井、千葉、石川、

整理 弘前、山形、秋田、新潟の亀田、青梅、所沢、埼玉、高階、尾州、高島、京都、和歌山、加西、中町、野間、播州、播州第一、備中、広島、備後緋、山口、伊予

染色 所沢、埼玉、青梅

起色 弘前、秋田、野間

本管回収 天竜社、遠州、知多、泉州、大阪南部、奈良、備前

糸の共同購入 泉州、尾西

染料の購入 伊予、備後緋、久留米緋

梱包 埼玉、和歌山、奈良、播州、野間、中町、加西、広島、徳島、千葉、琵琶、山口、所沢

註 このほか糊つけの共同施設は遠州に11、知多に12、三州に3、大阪南部に5、泉州に4、岡山に1ヵ所あり。梱包の共同施設は岡山に1、福岡に1、三州に

1ヵ所あり。

## 11. 綿スフ織物業の振興対策

綿スフの織布専門業者は1万7,000余、一業者の平均規模は20台余である。多数の業者のうちには、糸を買い漁ったり織物を売り急ぐものがあったので、糸値が上がり上がりたりまた織物を売り崩したりする。糸の供給が円滑さを欠いたり生産が過剰になってくると、競争はさらに激しくなる。このような状態で、経営はつねに安定しない。自主生産から下請けに転ずるものもあらわれた。下請化については別項でふれたようにいろいろの理由があるが、おおくのものは自主生産体制により安定した経営を熱望している。織布業界は、綿スフ工連を中心に多数の中小業者が安定した経営をなし、ますます繁栄するように、いろいろと振興対策をねり、その具体化を推進してきた。ここ数年間に努力した主なものを列挙すると次のとおりである。

### (1) 組織とその強化

- ① 商工業協同組合法による工業組合の設立、生産と配給の統制及び共同購入共同販売の実施。
- ② 中小企業等協同組合法による事業協同組合の設立、金融、共同施設の奨励と指導。
- ③ 特定中小企業の安定に関する臨時措置に関する法律（のちに中小企業安定法と改正）による調整組合の設立、需給の調整、非組合の規制命令の要請、第29条第2項命令による設備制限。
- ④ 繊維工業設備臨時措置法による過剰織機の買上げ。
- ⑤ 中小企業組織に関する法律の改正強化

### (2) 流通

- ①割当糸の入荷の促進。②輸出用タンク糸の設置と活用。③加工度の高い輸出品の市場の開拓。④織布業

者に対し輸出報償制の実施。⑤品質検査と品質表示の強制実施。⑥織物の決済条件の改善。⑦品質の改善。⑧消費の促進。

(3) 設備の近代化と企業並びに産地診断による経営合理化の促進。

### (4) 資金

- ① 復元用設備資金の借入れ。
- ② 中小企業金融機関の資金源の拡大。
- ③ 中小企業向け金利の引下げ。
- ④ 短期借入金の長期低利への借替えの促進。
- ⑤ 設備ならびに商品担保金融制の創設。

### (5) 租 税

- ① 青色申告制の普及。
- ② 事業所得税および中小企業法人の税率の引下げと所得税の基礎控除の引上げ。
- ③ 同族会社に対する税率の引下げ。
- ④ 事業所得税の基礎控除の引上げ。
- ⑤ 賃織工賃の輸出減税の適用。
- ⑥ 地方税率の引下げ（事業税、協同組合施設に対する固定資産税）。
- ⑦ 更新設備の割増償却の適用。
- ⑧ 中小企業設備の第4次再評価の実施。老朽設備の償却期間の短縮。
- ⑨ 協同組合の内部留保の限度の拡大。
- ⑩ 繊維税等の新税の阻止。

(6) 共同施設（昭和22年から30年までに1,086百万円）、設備近代化（昭和29年度から30年度までに361百万円）および、過剰設備処理の補助金（昭和31年度に120百万円）の増額。

(7) 火災共済保険に対する助成。



(第45表)

綿スフ・織物の産地別生産高

区 分 産 地	広 幅							
	綿 織 物		スフ・織物		その他	合 計		
	生 地	先 染	生 地	先 染		生 地	先 染	計
北海道	77	—	—	—	—	77	—	77
青森	—	798	—	—	—	—	798	788
宮城	5	—	—	—	—	5	—	5
秋田	—	231	—	—	—	—	231	231
山形	343	40	—	16	—	243	56	399
福島	3,963	67	—	3	21	3,963	70	4,054
茨城	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬	1,663	—	155	24	5	1,818	24	1,847
埼玉	—	1,945	—	—	—	—	1,945	1,945
千葉	6,778	6,644	1,920	1,080	323	8,698	7,724	16,745
東京都	3,934	6,457	28	296	—	3,962	6,753	10,715
茨城	1,287	147	66	129	28	1,353	276	1,957
栃木	—	417	—	19	—	—	436	436
群馬	2,309	—	59	—	—	2,368	—	2,368
埼玉県	213	—	—	—	1,165	213	—	1,378
千葉県	737	—	15	—	5	752	—	757
東京都	3,068	5,240	4,076	6,201	665	7,144	11,441	19,250
群馬	225	113	74	58	136	299	171	606
新潟	732	140	250	2,076	—	982	2,216	3,198
天竜	44,704	—	817	—	—	45,521	—	45,521
遠州	266,170	27,548	10,211	—	—	276,381	27,548	303,929
遠州小	—	—	—	—	—	—	—	—
岡崎	5,465	79	3,774	—	449	9,239	79	9,767
知多	320,529	—	149,050	634	15,364	469,579	634	485,577
三河	82,224	10,016	51,925	22,419	6,800	134,149	32,435	173,384
三州	70,842	—	48,539	1,087	9,214	119,381	1,087	129,682
名古屋	20,877	—	5,654	1,024	341	26,531	1,024	27,896
尾西	275	518	1,109	35,292	48	1,384	35,810	35,242
尾洲	71	35	1,517	8,301	118	1,588	8,336	10,042
尾北	35,019	351	3,602	7,007	2,933	43,621	7,358	53,912
豊橋	78	—	—	—	—	78	—	78
三重	8,303	2	106	77	349	8,409	19	8,777
富山	56	316	4,291	2,046	28	4,347	2,362	6,737
石川	163	—	20,114	—	292	20,277	—	20,569
岐阜南部	—	75	—	15,505	123	—	15,580	15,703
岐阜中部	1,144	—	972	43,361	600	2,116	43,361	46,077
福井	2,092	110	21,070	—	—	23,162	110	23,272
高島	9,402	—	—	—	—	9,402	—	9,402
滋賀	13,147	167	3,600	—	—	16,747	167	16,914
京都	2,066	—	2,030	—	1,408	4,096	—	5,504
奈良	17,569	989	21,861	15	7,066	39,430	1,004	47,500
和歌山	10,934	1,786	1,887	4,218	1,537	12,821	6,004	20,362
泉州	320,805	—	84,824	—	24,944	405,629	—	430,573
阪南	218,714	19,107	102,006	154	12,256	320,720	19,261	352,237
河内	11,559	196	5,704	—	545	17,263	196	18,004
河州	2,467	18,051	—	6,210	—	2,467	24,261	26,728
加西	3,533	7,798	—	10,323	617	3,533	18,121	22,271
野間	—	21,172	—	—	—	—	21,172	21,172
中町	—	22,145	—	6,541	1,023	—	28,686	29,709
岡山	54,069	35	1,926	28	368	55,995	63	56,426
備前	40,272	603	4,461	43	941	44,733	646	46,320
備中	8,869	7,577	10,609	14,671	847	19,478	22,248	42,573
広島	14,846	23,639	5,252	14,230	997	20,098	37,869	58,964
備後	—	—	—	—	—	—	—	—
備徳	15,050	101	10,306	—	442	25,356	101	25,899
香川	3,782	—	—	—	246	3,782	—	4,028
今治	19,294	4,554	8,460	246	1,681	27,774	4,800	34,255
八幡	38,625	181	8,312	633	505	46,937	814	48,256
伊予	—	—	13,736	—	—	13,736	—	13,736
熊本	279	—	—	—	—	279	—	279
兵庫	2,963	—	—	—	—	2,963	—	2,963
大阪(紋羽)	—	4,495	—	—	—	—	4,495	4,495
小計	1,691,591	193,885	616,388	203,907	9,4430	2,310,979	397,792	2,803,201
紡績兼営	992,618	1,743	127,680	—	7,667	1,120,298	7,143	1,129,708
合計	2,684,209	195,628	747,068	203,907	102,097	3,431,277	399,535	3,932,909

注：1 専業者分は、綿スフ工連の調査、紡績兼営分は通産省の調査による。

(31年(1月-12月)生産高 単位：1000平方ヤード)

小 幅								総 計	織 機 台 数		
綿 織 物		スフ 織 物		その他	合 計				広 幅	小 幅	計
生 地	先 染	生 地	先 染		生 地	先 染	計				
—	—	—	—	—	—	—	—	77	48	—	48
—	156	—	—	—	—	156	156	954	165	31	196
24	42	—	—	—	24	42	66	71	15	88	103
104	365	—	—	—	104	365	499	700	57	201	258
151	4,530	—	—	—	151	4,530	4,681	5,080	304	1,109	1,413
—	747	—	—	—	—	747	747	4,801	473	468	941
—	39	—	—	—	—	39	39	39	29	60	89
—	26	—	—	—	—	26	26	26	11	150	161
—	—	—	1	71	—	1	72	1,919	618	225	843
—	30,351	—	12,174	—	—	42,525	42,525	44,470	1,643	8,397	10,040
399	281	—	—	307	399	281	987	17,732	2,593	328	2,921
—	813	24	760	286	24	1,483	1,793	12,508	1,182	520	1,702
3	34	—	—	137	3	34	174	1,831	443	47	490
—	2,090	—	93	—	—	2,183	2,183	2,919	359	604	963
94	1,305	—	—	—	94	1,305	1,399	3,767	777	1,410	2,187
—	18	—	—	1	—	18	19	1,397	643	23	666
15	1,083	—	3	—	15	1,086	1,101	1,858	132	345	477
—	—	—	—	1,098	—	—	1,093	20,348	3,847	353	4,200
—	16	—	—	129	—	16	145	751	465	4	469
7,615	2,693	—	757	1,365	7,615	3,450	12,430	15,628	4,920	2,626	7,546
—	—	—	—	—	—	—	—	45,521	10,235	—	10,235
—	—	—	—	—	—	—	—	303,929	23,297	—	23,297
4,543	14,336	457	11,036	836	5,000	25,372	31,208	31,208	—	13,686	13,686
—	609	—	—	12,031	—	609	12,640	22,407	1,648	928	2,576
137,443	141	3,484	—	—	140,927	141	141,068	626,645	23,493	25,689	49,182
—	7,970	—	22,536	1,287	—	30,506	31,793	295,177	10,600	8,558	19,218
7,704	471	20	—	466	7,724	471	8,661	138,343	8,482	2,320	10,802
924	25	—	33	581	924	58	1,563	29,459	2,413	333	2,746
—	24	—	2,914	5,406	—	2,938	8,344	45,568	3,193	17	3,210
—	13	3	—	2,336	3	13	2,352	12,394	1,480	9	1,489
—	—	—	—	853	—	—	853	54,765	4,892	25	4,917
—	—	—	—	42	—	—	42	120	668	297	965
122	1,949	—	—	334	122	1,949	2,405	11,182	831	882	1,713
—	1,641	—	—	446	—	1,641	2,087	8,824	949	504	1,453
—	—	—	—	5,143	—	—	5,143	25,712	2,066	56	2,122
660	—	2	28	614	662	28	1,304	17,007	1,847	249	2,096
—	—	97	—	1,510	97	—	1,607	47,684	1,569	32	1,601
—	—	—	—	—	—	—	—	23,272	3,502	116	3,618
—	—	—	—	—	—	—	—	9,002	1,045	67	1,112
—	—	—	—	5,596	—	—	5,596	22,510	2,569	133	2,702
—	—	—	—	1,822	—	—	1,822	7,326	943	1	944
799	53	—	—	5,633	799	53	6,485	53,985	3,850	174	4,024
—	426	—	607	—	—	1,033	1,033	21,395	4,459	278	4,737
115,545	—	—	—	1,957	115,545	—	117,502	548,075	22,431	19,179	41,610
—	—	—	—	6,017	—	—	6,017	358,254	19,968	566	20,534
5,521	199	—	593	354	5,521	792	6,667	24,671	2,099	1,268	3,367
—	—	—	—	3,102	—	—	3,102	29,830	12,705	174	12,879
—	—	—	—	53	—	—	53	22,324	3,165	21	3,186
—	—	—	—	—	—	—	—	21,172	2,163	—	2,163
—	—	—	—	—	—	—	—	29,709	2,850	11	2,861
—	28	—	—	9,020	—	28	9,048	65,474	5,814	276	6,090
—	124	5	—	3,381	5	124	3,510	49,830	3,844	52	3,896
16	166	9	450	1,308	25	616	1,949	44,522	4,000	55	4,055
—	8,031	—	2,488	2,357	—	10,519	12,876	71,840	7,447	3,393	10,840
—	9,314	—	—	—	—	9,314	9,314	9,314	—	5,541	5,541
—	142	—	—	5,995	—	142	6,137	32,036	2,495	183	2,678
—	—	—	—	163	—	—	163	4,191	1,080	92	1,172
1,782	27	—	—	491	1,782	27	2,300	36,555	3,677	492	4,169
—	1,114	—	—	—	—	1,114	1,114	49,370	2,992	486	3,478
—	11,138	—	—	—	—	11,138	11,138	24,874	988	9,427	10,415
—	—	—	—	—	—	—	—	279	135	252	387
—	—	—	—	—	—	—	—	2,963	116	3	119
—	—	—	—	—	—	—	—	4,495	805	—	805
283,464	102,530	4,101	54,383	82,528	287,565	156,913	527,006	3,330,207	231,589	112,814	334,403
15,326	—	—	—	—	15,326	—	15,326	1,145,034	70,832	2,153	72,985
298,790	102,530	4,101	54,383	82,528	302,891	156,913	542,332	4,475,241	302,421	114,967	417,388

## 第2章 綿スフ織物工業の組織

### 第1節 組織の変遷の概要

#### 1. 準則組合

明治新政府は、株仲間制度を廃止した。同業者は、それぞれ団体をつくり、品質の改善や販路の開拓など振興策を講じた。綿織物業の主な団体は、明治6年三州の三盛会、同12年一宮の愛知会社、同14年播州の恵比須講、富山の製綿組合、同15年佐野の洪益会などである。

木綿の機織は、明治10年の西南戦争の前後から特に盛んになった。多数の零細業者が続出して競争したので、品質が低下することがあった。正藍のかわりに泥紺を使ったりして産地の信用を失ったところもある。各団体は、同業者の善意の申合わせによりこれを阻止して販路を維持せんとしたが、その効果をあげることが非常に困難であった。この目的を達するため、組合は法律にもとづく強制力をもつ必要があった。

農商務省は、明治17年11月達第37号をもって同業組合準則を発布した。この準則は府県に対するものであった。各府県は、これにもとづいて組合準則を定めた。同準則の要旨は、①組合は営業上の弊害を矯め利益の増進をはかることを目的とする。②組合は同業者の5分の4以上のものの同意をもって一定基準にもとづいた規約をつくり、当局の認可をうける。③組合が設立されると、同業者は加入しなければならない。④組合は営利事業をすることができる。⑤規約に違反したものは2円から100円までの過料に処する。⑥検査証を偽造したり偽造品などに検査証を貼附したものは15日以上6月以下の重禁錮または10円以上100円以下の罰金に処する、ことなどである。機業者は、いわゆる準則組合をつくった。

その主なるものは、明治17年和歌山綿フランネル織業組合、同19年近江錦縮営業組合、同20年名古屋織物商工組合、同21年知多郡木綿組合、西遠太物組合、同23年埼玉県入間郡織物組合、福山織物同業組合等である。その後も泉南、岡崎、秩父、奈良、美濃、埼玉等の産地に設立された。いずれも長巾の統一、染色の改善、価格の維持などの事業を行い、同業者の振興をはかった。

#### 2. 同業組合と同連合会

重要輸出品同業組合法は、明治30年法律第47号をもつ

て同年4月6日公布、施行された。同法は、前記の準則を骨子としたものであるが、ただ同法が生産品の全国一律の検束控制を主たる目的としたので、同業組合の営利事業を禁止した。この法律は、明治33年重要物産品同業組合法と改正、4月1日施行された。

綿織物の機織・糸染・卸の関係業者は、同法にもとづき産地毎に同業組合を組織した。同業組合の事業は、織物の検査・染色と織物品質の改善・工場の作業指導・職工争奪の防止・市場の開拓などである。

わが国の輸出綿織物は、欧州大戦中に飛躍的に増大したが、大正7年ごろからわが製品に対し幅長さの不統一、地質の脆弱、異種の糸使い、精練や染色の不良、瑕疵や汚損が著しいとの非難が多くなった。農商務省は、このまま放置すると販路が梗塞することになるのをおそれ、大正8年2月関係者を招致して品質の統一、声価維持のため製品の検査を実施すること等の対策を協議した。その結果、輸出品については、検査標準を定めこれに合致するものであることを検査することおよび検査機関として同業組合連合会を設立することになった。かくて日本輸出綿織物同業組合連合会は大正8年6月、36の組合によって創立された。

同連合会の事業は、製品の検査のほか製品の改良と販路の拡張の研究、その他の調査研究や斯業の振興に関する建議をもあわせ行なった。検査は、10月から輸出綿織物のうち9品種を限定して実施した。また染色や織布技術の改善の指導、綿縮や縞三綾の不況克服策として休機をし、また数回にわたって海外市場調査員や隊商を派遣して、品質の改良や販路の拡張をした。また広幅織機の奨励（大正11年）、国立綿業試験場の設置（大正13年）、染料や綿糖の輸入税の撤廃（大正13年）、取引所の受渡品にチーズ造りと併用（昭和4年）することなどを建議してその実現をはかった。

#### 綿同連の会員（昭和4年10月現在）

同業組合名	代表者名
東京織物問屋	西沢 善七
東京織物製造	浅井辰三郎
横浜綿布貿易商	奥沢評四郎
埼玉織物	矢作 八藤
埼玉木綿織物	
武蔵織物	
邑楽織物	茂木新次郎
佐野織物	吉田常次郎
足利織物	川原久三郎

桐生織物	森口 唯八
達江織物	金田 太平
知多郡白木綿	山田 佐一
名古屋織物	尾関 誠一
三河織物	内田 広治
三河幡豆織物	鈴木伊三郎
三河中央織物	鶴田 督亮
尾西織物	平野 辰三
尾州織物	水野高三郎
碧海織物	杉浦市太郎
名古屋染物	宮田亀次郎
松阪織物	長谷川勘四郎
伊勢織物	新家 元郎
岐阜県美濃綿	青木清三郎
高島織物	馬場三郎助
福井県織物	荻田芳三郎
泉北郡織物	隅谷平太郎
南河内織物	佐野 省三
泉南織物	永井 真時
大阪織物	阿部 藤造
和歌山県織物	松居 善助
大阪染色	近藤歟次郎
京都染物	清水藤三郎
西陣織物	細井恒次郎
相綴織物	宮本邦之助
神戸貿易	今井 忠一
中播織物	竜田 謙也
兵庫県加西郡織物	村上 悦治
加西織物	西村善右衛門
備前織物	尾崎 東吾
備中物産織物	榎井滝右衛門
邑久上道織物	小橋藻三衛
中備織物	大塚 笹一
西備織物	織田吉太郎
備後織物	重政近太郎
備後沼隈織物	占部 金平
山口県織物	福田 清一
阿波染織	小喜多盛蔵
香川織物	樋 端 理
今治織物	
八幡浜織物	岡田虎三郎
愛媛織物	
宇和島織物	豊島元太郎
伊予織物	神山 充穂

して公布、9月1日施行された。前記の同業組合法と異なる主要点は、①工業者のみが組織すること、②組合には加入脱退が自由である、③営業上の弊害を予防または矯正するため必要あるときは行政官庁は命令をもって非組合員に対し組合の定める取締または制限によらしむることができる、④組合は製品の検査、取締、事業経営の制限のほか経済共同事業のための施設を設けることができる、ことなどである。

この法律は、経済事業を行って中小企業の経営を合理化することに意味がある。綿織物業者は、欧州大戦中の市場を維持しさらにその発達をはかるため、品質の改善やコストの低下をはかる必要があった。同業組合は、この種の事業をすることができないので、遠州や播州等ではやむをえず産業組合法による組合をつくって実施していた。産業組合は、金融、購買、販売、設備利用には適当であるが、検査の権限がないのと監督官庁の異なることなど運営が円滑にできなかった。遠州の高柳信蔵、山本又六氏らは、早くから工業者の実状に即応してその振興をはかる法律の制定を要望していたが、当局においてもこれらの意見を参酌して、前記の工業組合法を制定することになったのである。

綿織物織布業者は、同業組合のほかに工業組合を設立した。その数は、昭和2年末には8となった。同年末、大阪にて全国の各業種の工業組合大会が開催されたが、その大会に出席した綿織物工業組合は、遠州の高柳氏らの斡旋により別に懇談会を開催して連合会を設立することの申合せをした。

かくて、日本輸出綿織物工業組合連合会の創立総会は、昭和3年2月15日名古屋の銀行集会所に於て開催された。同連合会の事業は、①製品の検査、取締をすること、②製品の改良と販路の拡張をすること、③営業に関する必要な施設をすることなどである。同連合会は11月26日認可され、翌年4月から輸出検査を実施、昭和5年臨時産業審議会の決定にもとづき綿三綾等の生産制限、同12年から糸の配給、同16年から企業の合同や設備のスクラップ化などの事業を実施した。

同連合会は、昭和15年8月、日本スフ織物工業組合連合会を吸収合併して日本綿スフ織物工業組合連合会と改称した。昭和17年末、綿スフ統制会が設立されることになったので、この連合会は同年10月発展的解消の決議をなし、19年3月に清算完了した。

各産地の織物工業組合は、昭和16年3月末下記の通りであった。これらの組合は、昭和15年8月の府県一本に統合する政府の方針に従って、すでに一部は府県一本の組合に統合し他はその準備中のものである。

### 3. 織物工業組合と同連合会

重要輸出品工業組合法は、大正14年3月法律第28号と

#### 綿織物工業組合の一覧（昭和16年3月）

工業組合名	代表者名
弘前綿織物	宮川 忠助

岩手織物 齋藤 仁助  
 保証責任秋田県織物 富山幸次郎  
 山形県綿織物 田中 重蔵  
 保証責任山辺綿織物 鈴木 久助  
 荘内綿織物 工藤 利吉  
 宮城県内地向綿織物 佐々木栄助  
 福島県綿スフ織物 内藤 円治  
 茨城県綿織物 高橋 英  
 下館織底 増淵 幸助  
 佐野織物 小泉善一郎  
 足利綿織物 秋草 好作  
 館林織物 小島貞次郎  
 埼玉織物 中村弥太郎  
 武蔵織物 平岡 良蔵  
 川越綿織物 沼田文次郎  
 東京綿織物 赤松元太郎  
 東京府青梅織物 川杉仙太郎  
 千葉県綿織物 稲好 茂  
 神奈川県綿スフ織物 野村保之輔  
 加茂織物 皆川 正蔵  
 葛城綿織物 長谷川政太  
 亀田絹人絹綿織物 石本 雅信  
 小須戸人絹綿織物 風間 留作  
 長岡絹人絹綿織物 長沢 堅治  
 十日町織物 阿部 隆治  
 富山綿織物 神田 孝一  
 石川県綿織物 金戸 孝平  
 石川県人造織維織物 東 与三郎  
 福井県綿織物 清水 実意  
 福井県小巾綿織物 佐々木吉蔵  
 越前蚊帳 山本甚三郎  
 福井県スフ織物 小林吉右衛門  
 岐阜県綿スフ麻織物 高島 嘉七  
 名古屋紡織 三輪常次郎  
 名古屋織物 榊原 文助  
 愛知県毛布 水谷宗治郎  
 三河織物 舞田寿三郎  
 尾北綿布 村瀬長三郎  
 尾西織物 平野 辰三  
 尾州織物 江崎富次郎  
 知多小巾綿布 加藤六郎右衛門  
 三河幡豆織物 磯貝 勇三  
 豊橋織物 鈴木 八郎  
 静岡県織物 加茂喜一郎  
 長野県綿スフ織物 丸山 与平  
 南勢織物 山村 市蔵  
 伊勢織物 大森吉右衛門  
 滋賀県綿スフ織物 中村 謙三

京都綿織物 宮本 常夫  
 山城綿織物 宮本邦之助  
 丹後錦織物 堀 利助  
 大阪府織物 記内 角一  
 和歌山織物 玉置吉之丞  
 紀州特殊織物 牲川実太郎  
 紀州ネ ル 玉置吉之丞  
 奈良県織物 藤岡敬治郎  
 播州織第一 藤本 順二  
 播州織 細田忠次郎  
 菅大織 阿部 啓治  
 加西郡織物 岩井寛太郎  
 播州織野間 門脇 正蔵  
 兵庫県重布 吉川辰之助  
 中播織物 浅田 李次  
 岡山県織物 姫井三亀男  
 岡山県中備織物 向原 卯一  
 備前リング帯 岡田 義平  
 岡山県鍛通 森田 源二  
 広島県織物(連) 香川 亮荘  
 広島県織物 織田吉太郎  
 広島県西部織物 三宅 兼一  
 山口県織物 福田 清一  
 鳥取県綿織物 池田 新蔵  
 阿波織物 長尾 義光  
 香川県織物 佐野 新平  
 愛媛県東予織物 村上義太郎  
 愛媛県南予織物 酒井 頼一  
 愛媛県中予織物 浜田 軽吉  
 高知県綿織物 浜田光太郎  
 久留米織物 国武金太郎  
 久留米緋工業(連) 岡 幸三郎  
 福岡地方織物 戸次源三郎  
 三州織物 鈴木 福美  
 知多綿布 石川 藤八  
 鹿児島県綿織物 桐原 静治  
 宮崎県綿スフ織物 野中 勇  
 大分県綿スフ織物 加地 卓一  
 佐賀県綿織物 杜 寿一  
 島原綿織物 佐藤 玄一  
 熊本県綿織物 卷 齡次郎  
 沖縄県絹麻綿織物 佐藤 馨

参考

- (1) (連)とは工業組合連合会の略称である。
- (2) 大阪府織物工業組合は、昭和16年1月下旬の工業組合を統合して設立されたものである。

大阪府敷布  
 大阪府紋羽紡織

大阪府平織鍛通  
 大阪府城東織物  
 泉南郡中央織物  
 泉州南部綿織物  
 岸和田綿織物  
 泉北郡第四区東部織物  
 関西麻織物  
 大府タオール  
 泉北郡第二区織物  
 大阪府茨木天鷲絨  
 泉北郡織物(連合会)  
 南河内織物  
 日本綿人織毛布  
 大阪府綿ネル  
 泉南郡北部綿織物  
 河内第一織物  
 西日本毛織物  
 大阪府絹人絹織物  
 泉北部第四区南部  
 大阪府鍛通絨氈類  
 大阪府大尺布  
 泉北郡第三区織物  
 大阪府白木綿  
 大阪厚地織物  
 北郡第一区織物  
 泉南郡輸出縞綿布  
 泉南郡葛城輸出綿織物

(3) 静岡県織物工業組合は、昭和16年3月下記の工業組合を統合して設立されたものである。

遠州輸出織物工業組合永久社  
 静岡県綿織物工業組合長久社  
 遠州南部織物工業組合  
 静岡内地向絹織物工業組合  
 静岡県紙織物工業組合  
 遠州輸出織物工業組合天竜社  
 遠州織物工業組合北盛社  
 遠州毛織工業組合  
 遠州広幅スフ織物工業組合

#### 4. 織物製造統制組合と施設組合

商工組合法は、昭和18年3月法律第53号をもって公布、7月30日施行された。同時に、重要物産同業組合法と工業組合法は廃止された。

各綿織物工業組合は、事業の内容に応じ統制組合と施設組合に改組した。前者は、指導者原理にもとづいて国策の遂行に協力し、後者は経済共同事業を実施した。

#### 5. 織物工業共同組合と同連合会

商工協同組合法は、昭和21年11月法律第5号をもって公布、同年12月1日施行された。同時に商工組合法は廃止された。綿スフ織物の各統制組合は解散し、業者は新たに工業協同組合を設立した。施設組合はそのまま工業協同組合に改組した。

各綿スフ織物工業協同組合と紡績兼営織布業者は、昭和22年4月日本綿スフ織物工業協同組合連合会を設立した。同連合会は、繊維統制の民主化の線に沿い、日本繊維協会の会員が業種別に独立して創設したものである。

同連合会は、糸や副資材の割当、設備の復元、資金の確保その他織布業の再建等の事業を実施していたが、GHQの指示により同年7月解散した。

各産地の組合は、昭和22年7月連合会にかかわる中央機関として綿スフ織物工業会を設立した。同工業会は、連合会と略々同じ事業を実施していたが、割当補助機関に指定され遠からず解散せねばならなくなったので、各組合は、これにかわる団体として昭和23年1月綿スフ機業会を設立した。同機業の事業は、独禁法や事業者団体法によって極度に制限されたが、織布専業者の中央団体として織布業の設備近代化、金融の円滑化、内需用糸の出廻りの促進、輸出用糸の確保、適正工費の確保、税負担の軽減、不況対策特に安定法制定の促進その他の振興対策を推進した。同機業会は、昭和26年10月、日本綿スフ織物工業連合会(綿工連という)と改称した。同連合会の概況は別項の通りである。

#### 6. 織物協同組合と同連合会

中小企業等協同組合法は、昭和24年6月法律第181号として公布、同年7月1日施行された。同法は、組合員の資格を常時使用する従業員数が300人をこえないものと制限した。旧法による組合員のうちには300人をこえるものもあった。この組合員は、私的独占禁止法によって排除されるおそれが多分にあった。知多、三州、岡山、徳島などの組合は、この煩わしさをさけるため解散し、新たに機業会等の任意団体をつくった。

織布業者は、昭和26年の統制廃止に伴い金融その他の経済事業を実施し、経営を合理化する必要があった。経済事業をするためには、出資を伴う協同組合のほうが好都合であった。多くの産地は、独禁法の排除規定も次第に消極的に解されるようになったので、大規模業者を含めて再び協同組合を設立した。小規模業者は、大規模業者の信用を裏づけにして大きい便益をうけることができぬようになった。

各組合の主たる事業は、市場調査、販路の拡張、経営の

合理化の指導、金融、共同加工、木管の回収その他である（第4節を参照）。

協同組合の連合会は、前記の綿スフ工連が中央機関としての機能を遂行していたので、とりいそいで、これを設立する必要がなかった。たまたま織布業者のために火災共済を実施することになったので、昭和29年9月新たに日本綿スフ織物工業協同組合連合会（綿協連という）を設立した。同協連の概況は、別項の通りである。

## 7. 織物調整組合と同連合会

特定中小企業の安定に関する臨時措置に関する法律（28年8月中小企業安定法と改称）は、昭和27年8月法律第294号として公布、8月1日施行された。同法は、別項において詳記したとおり綿スフ織布業者と絹人絹織物業者の要望によって制定されたのである。

綿スフ織物の各産地は、いずれも同年中に調整組合を設立した。同年12月知多綿スフ織物調整組合が発起人となり、日本綿スフ織物調整組合連合会（綿調連という）を設立した。同連合会の概況は別項の通りである。

## 第2節 綿工連その他の中央団体の概況

### 日本綿スフ織物工業連合会

創立 昭和23年1月28日（昭和26年10月1日綿スフ機業会を現名称に改称）

目的 会員相互に協力し、綿スフ機業界の発展をはかり且つ親睦の実をあげる

会員 綿織物、スフ織物、合成繊維または酢酸繊維織物の製造業者の団体。会員数は、32年3月末にて59組合。

事業 ① 会員の親睦を図り、互いに協力を増進する  
② 陳情または建議する  
③ 統計、報告、情報の蒐集と整理をする  
④ 経営合理化の研究指導をする  
⑤ 消費の増進と市場の開拓をする  
⑥ 労使協調の促進をする

機関 総会、役員会、常任委員会、綿織物振興委員会、専門委員会

役員 会長 藤原楠之助（泉州）  
副会長 滝田益四郎（知多）  
専務理事 野沢久雄  
常務理事 木島貴一郎、谷原長生、橋本時一  
理事 上村甚四郎（福島）、田中文吉（青梅）  
大石文一郎（天竜社）、小林儀一郎（遠州）  
大塚章司（遠州小巾）、大竹純治（三河）

莫 貞治（三州）、川口 佐七（尾北）  
黒田 正隆（尾西）、海崎 清一（福井）  
平岡 末吉（河内）、広橋 禎治（奈良）  
宮崎 春吉（播州）、笹倉藤太郎（中町）  
古谷喜雨太（大阪南部）、岡野多郎松（備前）  
姫井三亀男（岡山）、桑田喜四郎（広島）  
大塚 薫雄（備中）、木原 茂（今治）  
長尾 順次（徳島）、酒井 頼一（八幡浜）  
白方大三郎（伊予）、平井 熊蔵（福岡）  
監事 木綿房千代（和歌山）、神谷 宗衛（知多）  
宮木庸一郎（名古屋）、杉本亀次郎（泉州）  
常任委員（前記役員のうち）  
藤原、滝田、上村、小林、大石、莫、古谷、  
木綿、宮崎、姫井、酒井、平井  
顧問 安藤 梅吉  
綿織物振興委員会の常任委員  
藤原、滝田、酒井、大石、宮崎  
専門委員会 広巾生地（藤原）、広巾先染（宮崎）、別珍  
コールテン（大石）、小巾生地（杉本）、  
緋（白方）（括弧内は委員長名）  
経理 昭和32年度の予算は5,000千円、その財源は  
会員割、寄附金その他である。

### 日本綿スフ織物調整組合連合会

創立 昭和27年11月5日（認可は12月5日）

目的 綿織物またはスフ織物（タオル、織上がりは5吋未満のもの、綿とスフの毛布、だんつうとじゅうたん、二重パイル織機またはワイヤーを使用して製織するモケット・テレンプ・ブラッシュ・レール・アストラカンを除く）の総合需給調整等を行い、もって会員たる調整組合並びにその組合員の共同の利益を増進する。

会員 綿スフ織物の製造業者をもって組織する調整組合。会員数は、32年3月末現在にて65組合

事業 ① 会員たる調整組合が行うその組合員に対する綿スフ織物の生産数量、販売価格、販売方法または生産設備に関する制限についての総合調整  
② 前号の制限を確保するための綿スフ織物の検査  
③ 会員たる調整組合が行うその組合員に対する綿スフ織物の原材料の購入方法または購入価格に関する制限についての総合調整  
④ 会員たる調整組合が行う経営合理化に関する事業の総合調整  
⑤ 会員たる調整組合およびその組合員に対する生産調整および経営合理化のための融資の斡旋  
⑥ 会員たる調整組合の組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結  
⑦ 過剰設備の処理

⑧ 前各項の事業を行うために必要な調査  
 機関 総会、理事会、過剰織機処理委員会、監察委員会、  
 各通産局の地区ごとの綿スフ織物業調整実施連絡会議  
 役員 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、理事、監  
 事は、綿スフ工連の会長、副会長専務らと同じ。  
 経理 昭和32年度の予算は28,300千円、その賦課金徴収  
 方法は織機台数割広巾100円、小巾60円、登録手  
 数料等である。

#### 日本綿スフ織物工業協同組合連合会

創立 昭和29年9月28日  
 目的 会員およびその組合員（以下所属員という）の相互  
 扶助の精神に基き、所属員のために必要な共同事業  
 を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、  
 且つ、その経済的地位の向上をはかる  
 会員 綿織物またはスフ織物製造業を行う者を組合員とす  
 る事業協同組合（中小企業等協同組合法による）。  
 会員数は、32年末にて41組合。

出資金 9,220千円（32年末）

事業 ① 所属員の事業に関する共同事業  
 ② 会員に対する事業資金の貸付及び会員のために  
 する借入  
 ③ 所属員の経済的地位の向上のためにする団体協  
 約の締結  
 ④ 所属員の事業に関する経営及び技術の改善また  
 は知識の普及をはかるための教育及び情報の提供  
 ⑤ 所属員の福利厚生に関する事業

機関 総会、理事会、共済事業運営委員会、損害査定委員  
 会

役員 理事長、副理事長、専務理事、理事、監事は綿スフ  
 工連と同じ

経理 昭和32年度予算は、7,550千円

参 考 昭和32年末の火災共済契約件数2,567件。契  
 約高1,866億円、その共済契約の概要は次の通  
 り。

- ① 対象物件 建物、機械器具、家具什器、原材料及  
 び製品
- ② 金 額 1口10万円、最高は 15口150万円
- ③ 掛 金 工場とその収用物件 1口500円  
 その他 1口300円
- ④ 損害の填補 損害金額に対する契約物件時価と契  
 約額との割合で填補する

#### 財団法人 日本綿スフ機業同交会

創立 昭和20年3月23日（認可は5月11日）

目的 綿スフ及び更生糸織物製造に関する組合及び工業者  
 の連絡融和をはかり併せて業界の進歩発達に関する

事業を行う

資産 基本財産（設立当初の財産50万円のうち35万円と  
 将来基本財産として指定寄附されるもの）と普通財  
 産

事業 ① 組合及び工業者の意思疎通に関する施設をする  
 ② 織物の進歩発達に関する調査研究をする  
 ③ 織布業関係者の善行を表彰する

機関 理事会、評議員会

役員 理事長 藤原楠之助

副理事長 滝田益四郎

常務理事 野沢 久雄

理 事 小林儀一郎、稟 貞治、宮崎 春吉、

姫井三亀男、酒井 頼一

監事 木綿房千代

経理 昭和32年度予算、7,550千円

#### 財団法人 綿スフ織物検査協会

住所 東京都中央区築地3の8、電 東京54-5921~9

創立 昭和23年12月6日

目的 主として綿織物およびスフ織物および合成繊維織物  
 の検査並びにこれに附帯する事業を行い、その声価  
 の維持および、向上を図り、もって斯業の改良発達  
 に寄与すること

事業 ① 綿織物スフ織物、綿毛布、スフ毛布および紋織  
 敷布等の輸出検査法に基く検査およびその証明  
 ② 綿織物、スフ織物、合成繊維織物及び合成繊維  
 毛布等の依頼による輸出検査およびその証明  
 ③ 前2号に掲げる織物及び製品の内需検査および  
 その証明  
 ④ 前各号の附帯業務  
 ⑤ 諸官庁との連絡  
 ⑥ その他目的達成に必要な事業

機関 理事会、評議員会、中央委員会、地方委員会

役員 会 長 山脇 虎彦

専務理事 船戸 節夫

常務理事 山崎 尚徳、木村 義孝

理 事 宮崎 昇作、小倉 秋一、関 六郎

吉村 輝雄、箕形 利親、木本 健男

新川 実、平野 英三、野沢 久雄

監 事 大石文一郎、川口 左七、古谷喜雨太

中央委員 阿部孝次郎、賀集 益蔵、大西太郎兵衛

田附政次郎、八木 泰吉、小菅宇一郎

鈴木 重光、成田 時治、内田 豊作

顧 問 安藤 梅吉

評議員 綿スフ工連の役員（前記の理事監事を除  
 く）と茶谷徳松

糸染織物委員 宮崎 春吉、天海 房三、高原登四穂

竹内七三二、黒田 正隆、山岸 捨松



竹口亀千代, 笹倉藤太郎, 浜本 義一  
市位 一郎, 大塚 薫雄, 桑田喜四郎  
木原 茂

電話 54 局 5921~9

(大阪) 大阪市東区本町 2 の 26 綿輪連会館

電話 26 局 2928~9

所長 木村 義孝

技術委員

原 竹一, 榊原 国一, 長野 哲郎  
牧 篤, 長尾 順次, 酒井寿太郎  
杉山昌一郎, 三浦 美治, 宮木鎮治郎  
川井 純二, 三上 正男, 吉田 三男  
寺田 源一, 西尾 勲, 大石 慧  
北川 三郎, 宮崎 春吉

検査所

関東検査所 浦和市常磐町 9 の 181

電 浦和 2298

所長 小橋 茂

出張所

青梅, 千葉, 秦野, 佐野, 高崎, 桐生, 松本, 鶴岡, 福島, 原町, 弘前

浜松検査所

浜松市田町 258 の 1

電 浜松②121~5・956

所長 宮崎 昇作

偽造標章対策委員 小林儀一郎, 滝田益四郎, 杉本亀次郎  
宮崎 春吉, 姫井三亀男, 酒井 頼一

事務所 (東京) 東京都中央区築地 3 の 8

綿工連の役員



昭和 33 年 2 月 25 日, 於東京新橋俱樂部

綿工連役員写真の説明

(今治) 藤堂 茂喜	(橋本) 橋本 時一 (検査協会常務)	木村 義孝	高島 退策 (備前)	佐藤 栄吉 (綿工連)	平岡 末吉 (河内)	広橋 禎治 (奈良)	川口 佐七 (尾北)	大竹 純治 (三河)	小野 正義 (織維局)	宮崎 春吉 (播州)	○遠藤真喜次 (徳島)	清水 五郎 (遠州小巾)	木綿房千代 (和歌山)	名部井欽策 (福井)	○中村 頼男 (広島)	相馬 修一 (綿工連)	武藤 俊二 (綿工連)	田中 実 (綿工連)	
(谷原) 谷原 長生 (常務理事)	(大橋) 大橋 桂次 (織維局)	○近藤 太一 (知多)	神谷 宗衛 (知多)	黒田 正隆 (尾西)	笹倉藤太郎 (中町)	大塚 薫雄 (備中)	小林儀一郎 (遠州)	稗 貞治 (三州)	平井 熊蔵 (福岡)	白方大三郎 (伊予)	宮木通一郎 (名古屋)	岡田 寿男 (綿工連)							
(吉田) 吉田 三太郎 (綿工連)	(酒井) 酒井 頼一 (八幡浜)	(大石) 大石 文一郎 (天竜社)	(姫井) 姫井 三亀男 (岡山)	(野沢) 野沢 久雄 (専務理事)	(藤原) 藤原 楠之助 (会州長)	(山脇) 山脇 虎彦 (検査協会)	(木原) 木原 茂 (今治)	(杉本) 杉本 亀次郎 (泉州)	(古田) 古田 喜爾太 (大阪南部)	(木島) 木島 貴一郎 (常務理事)									

○印代理 括弧内は出身地組合の略号である。

出張所	北部, 東部, 西部		
福田検査所	静岡県磐田郡福田町中島 1162		
	電 福田 129	所長	大草 捷夫
支所	磐田		
三河検査所	蒲郡市小江町		
	電 蒲郡 3688~9	所長	小倉 秋一
支所	西尾		
知多検査所	半田市東洋町 1 の 6		
	電 半田 243・2086	所長	山川 繁夫
支所	乙川, 岡田, 生路, 大野		
名古屋検査所	名古屋市中区仲ノ町 2 の 2		
	電 名古屋 2463・4676	所長	山川 繁夫
支所	千秋, 一宮		
出張所	津, 笠松		
大阪検査所	大阪市東区本町 2 の 26 綿輪連会館		
	電 大阪 26-2928・2929	所長	木村 義孝(兼任)
出張所	高田, 神戸, 京都, 琵琶, 高島, 福井, 富山, 金沢		
泉北検査所	岸和田市野田町 57		
	電 岸和田 1717~8	所長	木本 健男
支所	府中, 内田, 三林, 鳳, 泉大津		
出張所	河内		
泉南検査所	泉佐野市高松町 1249		
	電 泉佐野 781~3	所長	箕形 利親
支所	貝塚, 水間, 和歌山		
兵庫検査所	西脇市西脇 885 の 25		
	電 西脇 450	所長	吉村 輝雄
出張所	野間, 加西, 中町		
岡山検査所	岡山市西中山下 49		
	電 岡山(2)3659	所長	新川 実
支所	井原, 児島		
広島検査所	福山市紅葉町 185 の 1		
	電 福山 1543	所長	平野 英三
出張所	柳井		
今治検査所	今治市大字蔵敷神ノ木通り 672		
	電 今治 752	所長	寺田 正夫
出張所	松山		
八幡浜検査所	八幡浜市大字向灘 224 の 1		
	電 八幡浜 1049	所長	寺田 正夫(兼任)
出張所	三瓶		
徳島検査所	徳島市左古町 11 の 10		
	電 徳島 4236	所長	湯浅 英一
九州検査所	久留米市天神町 5 の 154		
	電 久留米 4678	所長	新川 実(兼任)

### 第3節 綿工連の回顧

#### 綿工連を追憶して

三 輪 常次郎



私は、綿工連の創立に参画した関係もあって、昭和3年11月設立のとき理事長に選ばれ、昭和13年4月辞任するまで、約10年間在任したが、當時を振り返ってみて、大体前半は計画とその推進に努めた時期で、後半は発展飛躍の時代であった、と思う。その

発展も昭和11、2年が絶頂で、この頃から、世は準戦時体制に移行し、綿の需給調整から輸入リンク制も近く(昭和13年7月)実施を見ようとして、綿工連の性格も大転換する形勢になった訳である。

この任期中特に印象に残っているのは、創立及び創業時代における綿同連との関係の調整並びに輸出検査問題である。一般に組合制度を大改する場合は、新組合法を施行すると同時に旧組合法を廃止して、旧組合から新組合に組織変更する便法を設けられるのが通例であるが、工業組合法施行のときは、同業組合法には手を付けずそのまま存続させたからここに綿工連と綿同連とが対立抗争することを余儀なくされたのである。

同業組合法は、遠く明治30年代から施行されてきた組合制度で、その組合はそれぞれの業界について歴史的な実績や因縁関係が出来ていったばかりでなく、商工一体を建前とする組合制度であったから、工業組合法の施行によって直ちにこれを廃止することも出来ぬ事情にあったのである。そこで商工当局の目算としては、綿織物に関する限り、綿工連と綿同連とを対立させ今後の行政指導によって、綿同連の自然解消を予期したようである。即ち綿工連設立の翌月重要輸出品取締規則を改正して、綿工連と綿同連の両団体に検査権を付与したのもその現れである。ところが大正8年以来活動してきた綿同連は、当時約30内外の所属組合があって、全国産地に強固な基盤を持っていた。綿工連は、設立当時所属組合はわずかに9組合に達したばかりであった。この両者を対立闘争させることは行政方針としては可能であっても、関係の業者と業界の迷惑と混乱は想像に余りあるばかりでなく、輸出検査機関が対立して二様の検査マークで輸出されることは日本の輸出綿布の信用問題にも関係してくることで、内外ともに収拾のつかない事態も予想され、その成行は極めて憂慮に堪えなかった。これは、少し長引いても円満なる平和手段によって、綿同連から綿工連への移行を実現させるよりほかないと考え、先ず綿同連幹部と懇談を遂げ、続いて商工当局の諒解や業界

の納得もえ、ようやく両者は互に手を握って行くことに話が纏まったので、昭和5年1月名古屋にあった綿工連の事務所を東京に移し、両連合会の正副理事長を始め検査員其の他の職員も全部相互兼務しあって、看板は二枚掲げるが、実質的には合併と同じ状態で、事業を運営することとなった。ところが、着々事業を遂行して行くと、同連として活動の余地もなく、従って存在意識も無くなり23年後には綿同連は有終の美をなして平穩裡に解散して終い、回り途はしたけれども、これでたいした波瀾もなく工連移行は完成したのである。

このように迂余屈折を経て綿工連の基礎も漸く確立されたので、紡連に対しても、綿輪連に対しても対等の対場で折衝もし主張も出来るようになり、創立初期の計画である産業合理化の施策も逐次遂行出来、続いて縞三綾を始めとして綿縮、綿ネル等々の生産割当という当時としては画期的な事業も強行出来た次第である。

現在綿スフ織物工業についての連合体は、所謂綿スフ工連と通称せられる工業連合会、協同組合連合会、調整組合連合会の三団体とそのほかに検査協会があって夫々盛に活躍されているが、かように実体は兎も角として組織上、外観上複雑な寄り合い世帯のようなものが出来あがったのは占領時代という事情や独禁法の関係等で、已むを得なかったこととは思うが、今後、機宜に適した施策を迅速且つ有効に実行するためには、先ず第一に、実施機関である綿スフ工連そのものの組織の単一化と内容の強力化を必要とするのではないかと思う。幸に、現政府が、成立を期して前国会以来奮闘して居る中小企業団体法も遠からず実現を見ることと思うから、其の機会に、脱皮的改革を断行し、益々業界のために活躍発展せられんことを期待してやまない。

## 略 歴

元 日本綿織物工業組合連合会理事長、名古屋紡織工業組合理事長、

現 興和紡績株式会社社会長、興服産業株式会社社会長、名古屋繊維取引所理事長、愛知県公安委員会委員長、日本放送協会経営委員

## 綿工連統制の思い出

舞 田 寿三郎



綿工連は、昭和3年11月に九工業組合により創立された。当時、政府は、輸出振興のため各組合に補助金を交付し、共同設備を奨励して産業の合理化と生産の統制を企図した。先ず、綿同連の持つ検査権を綿工連に移さんとしたが、同連は容易に応ずる事が出来な

かったが、私は、業界の将来を思い、反対を押し切って工連理事長に三輪、副理事長舞田、同連組長舞田、副に三輪として両連合会の実質的の併合により、綿工連の基礎を築いた。

昭和4、5年にかけて綿布のダンピングと、各国の輸入制限により、輸出は不振を続け業者は苦境に立つに至った。商工省は、是が対策として生産の統制を企図し、臨時産業合理局を設置し生産の統制に乗り出した。先ず縞三綾に手をつけ昭和5年8月中島久万吉商相、吉野信次工務局長、木戸幸一文書課長の許に決定を見るに至り、実行機関として綿工連が指定された。統制の如何に困難なるかは知りながら諸種の事情から引受ける事になり、組合、商社等各関係方面に諒解を得る為、東奔西走し又会議を重ねること十数回、漸くにして9月末には生産の割当と指定商の決定迄にこぎつけ、遂に実施をみるに至った。結果は、価額の維持に成果をみたのである。次で、翌年には綿縮、ネル、また9年にはサロン、別珍コール天の統制と共同販売を実行し漸く所期の目的を達成することが出来た。こうして統制に成果を得たので此度は不況に有る染色の統制と共同集金を始めることとした。是は紡績、商社の関係工場も有ったが利害が概ね一致していた関係から比較的容易に出来たが、その次のジンスの統制に至ってはそれぞれ利害の相反するものがあり、其の反対も極めて熾烈であった。特に、紡績は、綿工連が検査権を利用してどこまで統制するか疑念を抱きその反対も強硬であった。幾度の会議も妥結するに至らず、最後の会議は、商工省会議室にて暑中西日を受けながら朝から晩まで昼食の休憩も省いて続行し、疲労困憊のまま午後8時に至り、一方的に決定を宣して妥結としたものだ。又業者も、大挙して反対陳情に本部に押しかけて来たこともあった。その理由には夫々諒とするものもあったが、最善の方法とかく信じて押し切ったのである。幸に、これにより価格の維持と業者の苦境が改善されたのである。是が実行に当っては関係各位の絶大なる協力と時代が大きな蔭の力だった事は言うまでもない事であるが、ふりかえてみてまことに感慨無量のものがある。

綿工連の創立当時の輸出数量は、14億2,200万ヤード、9年には25億8,000万ヤードに飛躍し、英国をしてその心胆を寒からしめたのだが、11年26億ヤードを最後に12年には支那事変に突入し、原料糸の割当をすることになった。綿工連は、実行不可能とまで言われた綿糸の消費割当の実行機関として、統制の円滑化に協力したのである。

往時を顧み、今日を思う時、人織化織の発展と改善された設備等見るべきものが有るが、現在は、金融の引締めによる不況、海外の統制等、綿工連の創立直後に類似するものが有り、織機の買上げ、織機登録の整備、需給の調整その他の重要問題が山積している。時代の変った今日洵に至難と思うが、工連当事者に業界の為適切なる施策を講ぜられんことを望み、又、家庭工業式の零細業者の苦境に留意

し、その経営が維持できるように措置されたいと切望して止まない次第である。(昭和32年10月記)

#### 略 歴

元 日本綿織物同業組合連合会組長，日本綿織物工業組合連合会副理事長，愛知県会議員，蒲郡町長，  
現 西宝商工会議所会頭

#### 山 田 佐 一



大正8年同業組合の連合会が出来たが、地方の織物同業組合はずうと以前明治時代からあった。長坂重昂が知多郡長を辞めて初代の知多織物同業組合長になったのが明治何年であったか。何分長坂重昂と天野伊左衛門とが、国会議員の選挙で、片や天派片や長派と

華々しい選挙戦をくりひろげていた時分だが、畠違いの組合長ではシックリいかぬことも多く組合長は業者がやったがえ、ということになって、私が引受けることになったのであるが、それは関東大震災のあけの年の大正13年である。

当時知多では、広も僅かにはあったが、殆ど小幅で主に晒生地を織っていた。岡木綿もボツボツではあるがやっていた。組合員は400人位で1万4,5千台の織機があったと思う。愛知県としては、尾西につぐ第二の大組合であった。

私は、まっ先に組合の権威を保つ為にいま市立図書館になっている組合事務所を、当時としては立派すぎる程のものであったが、これを作った。こうして組合の事業を發展させようとしたが、組合員全般に渡って組合意識が不足で中々歩調がそろわなかった。当時別に政府の意図する工業組合があって、県が毎年多額の補助金を出して育成指導をしていたが、何分工業組合は任意加入制であったから都合のえ、時は加入し、自分の都合が悪くなればやめるという風で統制もとれず、その点同業組合は強制加入であったから統制もとれ、組合活動も出来ていたので、われわれは工業組合を強制加入とするよう運動したこともある。

私の在任中も生産過剰で価格維持の為に時間制限とか織機の封緘とかいろいろ生産調節をやったが、何をやるにしても真先に組合長がやらにゃならないので閉口した。安藤君にも組合長就任を頼んだが中々受けてくれず、半ケ年余りは欠員であったこともある。

そのうち愛知県織物連合会が出来、その会長に就任した。副を尾西の渡玉がやった。中央会の会頭は前田寿三郎がなり私が副をやった。中央会の仕事は今の綿工連と同じような仕事をした。

知多としては、同業組合と工業組合とが併立して役員は大部分は同一のものであった。真田君が両方の常務理事と

いう仕事をしてきた。その後商工大臣の(吉野信次であったか)意図により三輪が会長、私が副、舞田が事務という陣容になった。これについて、三輪が会長となると日本中ひっかきまわしてしまうから三輪ではこまるという心配と非難の声が高かったが、舞田を副にしてどうやらおさまった。これは、舞田の地位を何処へおくかということからおこったことであって、流石三輪は目がききおさめたのであった。三輪はおれと同じ年で、今年73だが当時はまだ若いのに中々えらかった。大正9年綿糸の暴落で刃服部兼三郎が自殺し、そのあとを受けて主家をもり立てた功績は大きい。商工大臣だった久原房之助が、主家がつぶれ主人が自殺したとならば、チリチリバラバラになるのが普通だが、そこを三輪は旧主家をもり立てたのだから吾国商工史上稀に見る快事だとほめた。おれも高等小学を出ただけで努力をかさね衆議院に出たが、三輪も小学を出ただけで12の時から刃に小僧として奉公しながらよく努力して大成したのである。幼名は、たしか忠七とよばれていた。思い出に残ることは兼辰、鈴木よねが全盛の頃で、当時は織屋もまことに花やかであった。

現組合に対する要望は、うまく具合よく業者の為にやってもらいたい。

純理論では、生産の調整は官僚統制が勝つが、その裏には罰則が控えていて業者はまるで監獄のそばで仕事をしているようなものだ。面倒でも、組合による自主的な統制が最上である。統制を徹底させて工賃を安定させることも結構だが、どうせんでも金がもうかるような仕事をしていてはサッパリ進歩がないのではないか。苦勞してもうけた金こそ光があるというものだ。

(昭和32年9月記)

#### 略 歴

元 知多織物同業組合組長，愛知県織物連合会会長，衆議院議員  
現 山田紡績株式会社社長

### 綿同連、綿工連の追憶

隅 谷 平 太 郎



#### ① 綿同連時代

私は、往時の綿同連を追憶し、大変なつかしく、かつ愉快地に感じます。綿同連の行った事業は、我国輸出綿織物の発展に多大の貢献をし、その業績は実に大きいものであったと思います。

所属組合の共通的重要案件であった電気料金の引下問題、独占的供給地域の撤廃運動、また、紡績業の保護政策であった綿糸の輸入関税の廃止、糸価鈞上策の常套手段である紡績操縦決議の反対、或は、織物消

費税対策など前後10数年に亘って常に当局への陳情、関係団体との交渉などを行って斯業の振興をはかり、全国織物業者の発展に寄与したのであった。

当時の綿同連の総会に出席して活躍した人々のうち福井県の松井氏、愛媛県の深見氏、愛知県の舞田氏の印象が忘れられない。

大正10年頃綿同連主催で海外視察員を派遣の際、私もこれに参加を命ぜられ一行数氏とともに支那、満洲、朝鮮を旅行し、見聞を広くしたことも大変有意義であったし、斯業の品質の改善、輸出の振興等にも寄与できたと思っている。

## ② 綿工連時代

大正14、5年頃工業組合法が施行せられ、これに基く織物工業組合がいち早く静岡、愛知、大阪の各府県に数組合が誕生し、同時に綿工連を結成した。

初代理事長には愛知の三輪常次郎氏、副理事長には私が推された。

当時綿同連では、工業組合の出現を奇形児的存在としていたが、私は、手機時代に生れた古い同業組合より、工業組合が進歩的であり、同業組合を凌駕するものと深く信じ、全国に率先して工業組合設立を企図して泉北郡織物同業組合とは別に地区内に5工業組合を設立し、各組合に共同施設として糊付乾燥機を設置せしめ、これが統一上連合会を組織し、その理事長をも兼ね、共同保管倉庫、織物検査所の建設その他共同購入、共同販売など共同事業を実施して著しい効果をあげた。

その後全国的に工業組合の設立が年々増加し、当局の指示によって同連、工連との摩擦をさけるため、輸出品検査事務の統一を図り、工業組合法制定後10年を待たずして工業組合時代を現出した。

これは適切な政府の産業政策と織布業の自覚と相俟ったもので、繊維産業界の一大革新期の観を呈した。

しかるに第二次世界大戦の勃発によって、戦時体制に基く統制組合に変わり、また、業者の大半も転廃業のやむなきに至ったことは、誠に残念であった。戦後、復元するときには転廃者を優先するという約束にもとづいて復元運動を推進したが、完全転廃業者に対してのみ供出台数の一割しか許可されなかったのは遺憾であった。

斯業も戦後10年にして漸く戦前の工業組合の状態に復したことは喜びに堪えない。

(昭和32年10月記)

## 略 歴

元 泉鳳織布株式会社取締役社長、泉北郡織物同業組合組合長、泉北郡織物工業組合連合会理事長、日本綿織物同業組合連合会評議員、日本綿織物工業組合連合会副理事長

現 泉州織物工業協同組合監事

## 綿工連の10年

長尾義光



昭和12年日支事変の時、綿工連に15名の統制委員が置かれた。私もその一人であった。これが本部へ出た始まりである。

綿工連は、当時全輸出綿布の検査権を持ち、団結のつよい団体であった。

鼻いきの荒い検査員も多勢いた。その年の10月に出来上った全国組合員の個々の綿糸消費実績調査も、程なく新たに割当基準となった織機の台数調査もこれ等検査員の総動員によって出来たものである。事務局員も亦熱心であった。

信用の置ける完全な統計がないので、実績による綿糸の割当は諸種の弊害を生んだ。統制委員会は、設備割当に切りかえることを当局にせまり、これは美濃部課長の英断によって割当早く実行をみるに至った。同課長は、昭和13年末の綿工連改革当時、暫時綿工連理事長として敏腕をふるわれた。織機の全台数は、従来34万台と推測していたが、調査の結果29万余台であることが確認された。これと相前後して、綿糸在庫調査が行われ、在庫品は買上機関を通し系統的に流されていった。また綿糸綿布にはじめて最高価格が決められた。20番手一梱が約200円であったから今の一封度の相場であった訳だ。

昭和13年6月支那向綿布の年間輸出货量4,600万ヤードに大幅制限されることになった。暴騰していた市価は、思惑違いで混乱し、所謂支那向綿布の処理問題が生じた。綿工連、紡連は、輸連の横暴に対し一致結束して交渉に当たったものだ。

綿糸布輸出入リンク制度は、昭和13年に施行をみたが、目的は、輸出の増強、為替相場の維持並びに内需統制の確保の趣旨に外ならないが、ここに紡績と機業者の連繋が始まることになった。紡連の白石専務理事は、朝日新聞に所見を發表し、「綿工連の織機は自主的生産権を奪れ紡績の賃織として僅かに生産を維持し得る地位に顛落を余儀なくせられた」と述べていたが、これは挙国戦時体制に臨むべき必然の結果を自由思想のままに考えた矛盾の一つであった。その翌年、輸出綿糸布振興組合が設立され、紡連は、輸出統制を行って不当競争の防止及び利益の確保を策して一応成功した。織質は、先に決定をみた最高価格に縛られたので、紡績は思う儘に振舞う事ができた。これは、リンク制度の欠陥の一つであった。このころから原糸の品質も極端に低下し、滞荷も激増していくようになった。綿工連は、この矛盾や欠陥の是正について毅然たる態度で反省を求め、また改善をはかる努力をしたものだった。

私は、昭和13年12月綿工連役員総退陣の後をうけて、

大阪の中井力太郎さん、遠州の加茂喜一郎さんと共に理事に就任して昭和19年3月工連清算完了迄在任した。綿工連は、はじめ今の商工中金のビルになっている八重洲口の洋館二階建の専用事務所をもっていたが、事務の膨張に伴い、昭和16年現在の築地三丁目の用地を買収し、延600余坪の木造事務所を建てて是に引き移った。理事長が羽生雅則さんのころであった。

昭和14年10月、生産資材の確保をはかるため日本特免織物製造株式会社を設立することになり、紡連から、関、井上、三村さん、綿工連から中井、加茂及び私が役員に選任された。専務は、陌間君から山脇君に、昭和15年社長に羽生、常務に山脇、奥、笹倉君が就任した。同社は、特免織機の基準算定、原糸の割当、規格、糸量、検査、製品の販売、公定価格の算定等を業務としたのである。綿工連は、その頃スフ工連を吸収して綿スフ工連と改名された。戦争の進展に伴い、原綿は不足をつけ、工場の操業率が低下をみたので、昭和16年には企業合同と集中生産が始まり、後には戦力増強企業整備にまで発展し、転廃業、遊休設備の供出、設備の占領地区への移駐等が行われた。当時の綿スフ工連は、これらの問題に真正面からぶつつかっていったものだが、私は、企業合同について特に感慨ふかいものがある。当時の社会情勢は、操業率は低いし、転業も割合らくであったので、綿工連は、織布専門の徹底的合理化、無駄の排除、機種の一等等々企業の再編、強化の絶好の機会と考え、一定規模への完全統合の計画をたて実施したのであるが、結果は風呂敷をかぶせたような名目的なものになってしまったことである。

昭和17年綿スフ統制会、続いて繊維統制会の設立となって愈々太平洋戦争は熾烈になっていった。

昭和19年綿スフ工連の解散をみたので代って任意団体として綿スフ機業同交会を結成し、私は理事長となった。同交会は、のちに財団法人に改編され、その施設が現在も活用されているのは御同慶にたえない。

戦後10年綿スフ工連の組織も業者の浮沈も、変転極りない歩み続け、綿業は斜陽族の名称をつけられたけれども、業者は、よく斯業に力を注いで生きぬき、今や国策としての輸出の振興に大きい役割を演じている。中小機業の逞しい経営者魂によるものと心強く思う次第である。

(昭和32年12月記)

## 略 歴

元 日本綿織物工業組合連合会理事、日本綿スフ機業同交会理事長、阿波織物工業組合理事長

現 徳島綿業株式会社々長、長尾商事株式会社々長、徳島商工会議所会頭、四国電力株式会社取締役、四国放送取締役

## 思 い 出

安 藤 梅 吉



ぼくは、大正2年9月豊田式42呎24台で創業した。知多木綿同業組合理事長に選任されたのが昭和6年10月、綿工連の統制委員に委嘱されたのが昭和13年、その後17年12月に日本綿スフ織物製造株式会社取締役、20年10月に日本綿スフ機業同交会理事長、21年1月日本繊維協会綿スフ織物部委員長、22年4月日本綿スフ織物工業協同組合連合会理事長に選任された。その後度々組織の変更があり、いわゆる綿スフ工連の理事長を退任したのは30年11月である。織布業をはじめから45年になるので、思い出はつきない。

日支事変勃発のころは、長尾、酒井、原、山脇君らと共同で、糸の公正な割当や賃織工賃の確保について当局や紡連を相手に威勢のよい折衝を展開したものだ。

戦争の拡大に伴い、新天地をもとめて満洲や北支の視察に出かけたこともあった。満州では岸信介さん、北支では杉山元大将がいろいろとお世話下さった。やがて織機をスクラップ化し、工場を転活用することになった。ぼくの四つの工場も、ねらいうちみたいに転活用されていった。ただ一つのこった坂部工場も転用されることになっていたが、近藤止文、影木鹿吉さんらがあまりにひどすぎるといよりはからいでのこしてくれた。

戦後、綿業が再開されることになり、こおどりしてよるこんだが、あの荒廃のなかで再建計画をたてたり、これを推進していくことは、大変骨の折れることであった。役員の方々も、食糧や交通の不自由をしのびつつ、各産地を廻って一生懸命に努力してくれた。特に印象ぶかいのは、綿業の再建、完全転廃業者の優先復元、GHQを説いて輸出織物を小規模適格工場に織らせるようにしたこと、労基法が制定され中小工場もその適用をうけるに至ったこと、公価や不当課税の適正化をはかったこと、紡績と共同委員会を開いて、両分野の調整や綿業の振興をはかったこと、糸の入荷を円滑化する努力をしたこと、糸より先に織布の生産制限をするように努力したことなどである。このようなことは、さいきんの出来ごとでどなたもご存知のことなので、この程度にとどめる。

ただ、ぼくは、大正2年、1万2千円の資金で業をおこし次第に増設して昭和13年末織機3,210台、サイジング12基を運転するに至ったのであるが、裸一貫からここまで来た由来について、たびたび人からきかれもするし、自分自身も一織布業者の力の及ぶかぎり努力した結果とも思うので、45年余の来歴を申し上げ、思い出の記とさせてもらいたい。

ぼくの創業資金は、1,500 円を父からもらい、10,500 円を 27 人の仲間から借りたのである。大正 3 年は、知多の業者が数十人も破産するほど不景気であった。ぼくは、不眠不休で努力したかいがあって、13,300 円もうけることができた。同年 11 月 12 台、翌年 7 月また 12 台と同種の織機を増設して 48 台となった。この 48 台で如何にして増産するか、また利益を増進するかを一生懸命に考えた。合理化の方法として、昼夜二部制 24 時間操業、織女工一人 4 台持ちを実施した。この方法は、だれも考えていなかったし、手をつけるものもなかった。うまくいくはずであるが、やってみるとなかなかうまくいかない。3、4 ケ月も苦心しているうちに外注の糊つけに原因のあることをつきとめた。自分の思うような糊つけをするため是が非でも糊付機がほしいと思った。資金はなし、むりをして設置しても織機台数からみて能力的に不割りなので困惑した。いろいろと考えたすえ、何はともあれ先ず糊付機を設置し、資金は今までよりもよく働いて調達しようと決意し、今までよりも更によけいに努力した。

ぼくは、明治 43 年奉公先の中七木綿工場の主人さんやドイツから糊付技術を研究して帰った豊田織機の岡部類蔵さんからサイジングについて糊の仕込み、糊のつけ方、湿度等の指導をうけ、創業前にこの技術を身につけていたのである。ぼくの今日あるのは、若くしてこの技術を体得したことによるものと思っている。かような次第で、大正 4 年 12 月豊田式シリンダー糊付機を設置した。はじめて多年待望の自己の糊付機をもつことができた。翌年さらに同種の織機 54 台を増設した。持台数は、同年末に 6 台、6～7 年に 8 台とした。

大正 6 年から 8 年にかけて戦争景気にめぐまれたので、8 年の末、工場の建かえ機械の入替などして、織機は豊田式 44 吋 120 台、豊田式小巾 180 台となった。これでぼくも知多の二番目の工場主になった。この工場は、広巾 8 台持ち小巾 12 台持ちで、二部制 24 時間操業した。

大正 9 年 4 月、戦後の不況で 45 日全休、大正 12 年 7 月 1 ケ月全休したが、その他は合理化に専念しつつ操業をつづけ、設備も大正 13 年 336 台、昭和 7～12 年の間に 2,500 余台を増設し、昭和 13 年末には 5 工場 3,210 台、サイジング 12 基となった。

支那事変の拡大に伴い、軍の要請で榎戸、岡田、古見の 3 工場を三菱航空機工業に、中津川工場を近江絹糸紡績に転用され、のこる 1 工場も昭和 20 年に転用されんとしたが、前記の事情でのこされることになった。綿業再開後、戦前ぐらいのところまで復元したいと思っているが、現在では 5 工場 2,353 台（うち 60 吋自動 450 台）、サイジング 10 基である。ぼくは、はたやの合理化の捷徑は、不況のときでも織機台数を多くもつことであると考えまたそのように実行してきた。

（昭和 32 年 9 月記）

## 略 歴

元 日本綿スフ織物工業連合会々長、知多綿布工業組合理事長、愛知県会議員

現 日本綿スフ織物工業連合会顧問、岡徳織布合名会社代表社員

## 機業同交会の創立

笹 倉 藤 太 郎



業界に重きをなしていた綿工連も、昭和 12 年支那事変勃発に伴う数次に亘る統制政策改変の結果、其の業務の一切を綿スフ統制会と日本綿スフ織物製造株式会社（綿スフ織物製造業者の組織せる組合及び紡績会社を株主としていた統制会社）に分割移譲して昭和

17 年解散した。

統制機構はさらに変革されて、日本綿スフ織物製造株式会社も商工大臣の命に依り 18 年 9 月遂に解散することとなった。

茲に於て綿スフ織物業者の全国を地区とする団体は消滅することになった。有志は、業者の連絡統一を図る機関の必要を痛感したので、相図り業者の統一連絡機関として財団法人綿スフ機業同交会を設立する事になった（財団の出資は、日織会社の清算財産の一部を充当することが望ましいとされた）。

たまたま、私と羽生雅則氏が、日本綿スフ織物製造株式会社の代表清算人に選任されたので、私らは、機業同交会の出資として清算財産中築地の土地建物（現在綿工連事務所と土地）と麻布飯倉の土地建物（靖和荘）を無償譲渡の方針を樹て、紡績会社の了解と株主総会の議決を経てその実現に努力した。

当時統制会社の清算は、1 件毎に裁判所の許可を要する制度であったので、早速詳細な書類を作成し、許可をうけようとしたがなかなか許可されなかった。このため顧問弁護士と共に屢々裁判所に出頭して陳弁之れ努めたものである。また、税務署は、課税対象が減少するので、これまた無償譲渡に反対して解決しない。全く持て余し一時は絶望かと憂慮したこともあったが、幸に東京税務監督局の知人を介して京橋税務署長と折衝した。ようやく公益性が認められ、無償譲渡の内諾を受け更らに裁判所係判事と交渉を重ねた結果これまた許可されることとなったのである。かような経過をたどって、財団法人日本綿スフ機業同交会は、昭和 20 年に設立を見るに至った。

此の土地建物は、現在夫々有意義に利用されつつあることは、当時の苦心を追憶し喜びに堪えない次第である。

このさい、綿スフ工連の当局に左のことを要望しておき

たい。

1. 生地先染織物業の部門別に需給の情勢に対応して生産の統制を強化し適正価額の維持に努むる等、操業安定方策を速かに確立実施すること
1. 事業の企画は常勤役員に於て樹立し議決事項は強力に執行すること
1. 火災共済事業を拡大（契約限度少くとも300万円程度）強化し相互扶助の徹底に努むること

（昭和32年9月記）

## 略 歴

元 日本スフ織物工業組合連合会、日本綿スフ綿物工業組合連合会の各常務理事

現 中町織物工業協同組合理事長、本会理事、笹倉織物株式会社社長

## 思い出るままに

梶 野 龍太郎



わたくしは、大正8年農業のかたわら小巾20台にて織布の業をおこしたのであるが、組合に出たのは昭和10年1月泉州南部織物工業組合理事に選任されてから、また綿工連に出たのは昭和13年5月統制委員に委嘱されてからである。

泉州の織布業は、大正の末期から昭和のはじめにかけて、小巾から広巾化し、昭和10年ごろまでは広巾もの特に綿ネル、粗布、細布、仁斯などの品質改善に苦労したものであるが、当時は努力すればそれだけ報いられる楽しみもあった。

日支事変後の綿工連は、政府の方針に従って戦争目的を遂行するため各種の事業を実施した。この実施に関しては、激論することもあったが、お互いに公正をもとめるという気持があったので、むずかしい問題も割合にあっさりとして結末をつけることができた。この間の思い出としては、糸の割当基準を実績から設備に切りかえて公平をはかったこと、規格を単純化して統制を合理化したこと、紡連や商工省に糸を円滑に引渡しするように折衝したこと、特免織物の生産計画に違背したものに割当削減等の制裁を課して生産を確保したこと、各産地を廻って企業合同を促進したが完全合同のできなかつたこと、織機の供出と工場の転活用が思いの外円滑に進捗したことなどである。このうち地味ではあるが重要な仕事であったのは規格の単純化である。規格は、配給や価格の統制を容易ならしめるためには少ないだけよいが、少ない規格で衣料や各種の生産資材としての需要をみたさなければならない。

わたくしは、昭和14年4月商工省の規格単純化委員会

の委員に任命され、この衝にあたった。各産地をとび廻って集めた資料を整理して類似のものを単一化しようとしたが、生産資材、特にゴム、化学、機械工業、食料その他の需要者から一々技術的なむずかしい問題を持ち出され、生産拡充を阻害するのとおどかさされ、その取捨に困惑したこともあった。衣料のうち久留米や伊予の緋については、手機によってつくられる各種各様の種類についてそれぞれ規格を定められたいとか、またくり糸の算定をこうされたいとか、産地の方々が入れかわり立ちかわり熱心に要望され、閉口したこともあった。さんざん苦勞したすえ、綿織物については1万2千余のものを450種、スフ織物については7百種を84種に単純化した。この思い切った措置をとらず、個々の希望をきいていたならば、糸のロスはたくさん出るし統制の事務もずいぶん複雑なものになっただろうと思っている。

戦後の思い出にのこることは、設備の復元、転廃業者の復元資金10億円を確保したこと、GHQと折衝して輸出工場の範囲を拡大したこと、紡協や商工省に糸の入荷の折衝をかさねたこと、公価の適正化をはかったこと、商中の協力により組合金融を円滑にしたこと、織布業者にも輸出リンク制を適用してもらったこと、安定法や措置法の制定を促進したり、これらの法律にもとづいて調整事業や設備の買上げをしたことなどである。このうち特に印象にのこるは、前記の法律制定の経緯についてである。

昭和26年秋から採算が悪くなり、翌年春にかけて更らに悪化した。やむをえず生産を制限しなければならなかつた。綿スフ工連は、独禁法の関係で自ら実施することができない。繊維局におねがいがしたが、きめてがないからとの理由でやってもらえない。われわれは、自由党の星島二郎、小峯柳多さんに旧工業組合第8条に相当する法律の制定をおねがいがし、いろいろと折衝した結果、繊維議員連盟が中心になって、中小企業の安定法を制定してくれることになった。南好雄さんが法案をとりまとめて下さった。その内容は、独禁法の特別法となる性質のもので、各界からつよい批判をうけた。これを議員立法として国会に提案することになったが、自由党に反対者が多く、政調会か総務会で提案とりやめに決定されるおそれもあった。政調会は、やっとのことで通過した。総務会は、度々議案としながらその都度決定をもちこした。われわれ多勢のものは、悲壯な気持ちで最後の決をとろうとする総務会の会場に、星島さんのとりなしで、どやどやおしかけていった。益谷さんは、なかなか議題にしてくれないので、また流されるのかといらいらしていたが、閉会まぎわになってやっと提案された。反対意見の保利さんが手をあげたので、はっと心配したが、益谷さんのとりなしで一瞬のうちに提案ときまってしまった。われわれは、思わず一斉に益谷さん有難うと頭をさげたのである。

昭和31年制定の繊維工業設備臨時措置法は、政府提案



として国会に提案されたが、その案は共同行為で過剰設備を処理することになっていた。強制に関する規定はなかった。わたくしは、安定法にもとづく調整事業の経験から、多数の業者を対象にしてこのような事業を行う場合、強制力をもって員外者や協力しないものを従わせることができなければ実効をあげることができないと考えたので、繊維局長の小室さんの了解をえ、小笠公韶さんに原案を修正してもらいたいとおねがいをした。小笠さんは、安定法修正のご経験もあり、気軽に修正案を書いてくださった。この修正については、社会党その他に異論があり、早急に進捗しなかったが、各組合あがりの努力で幸に実現をみることになったのである。(昭和32年9月記)

梶野さんは、本会副会長のほか大阪南部綿織物工業協同組合理事長、大阪府経済農業協同組合連合会々長その他の要職についておられました。昭和32年11月8日紡協との共同委員会に出席、過剰織機処理の円滑化に努力されましたが、その直後肝臓硬変症の病勢が悪化し、同月11日逝去されました。この稿は、同年9月のはじめ大阪府立病院にて御静養中に書かれたものであります。

(註書は編者)

## 綿工連 20 年前の追憶

細 田 忠治郎



支那事変の激化に伴い政府は、昭和12年9月輸出品等に関する臨時措置法を発令、翌13年には綿糸配給統制規則が出来、綿工連の発行する切符と引替えに綿糸の購入をした。同年6月30日輸出綿製品配当統制規則が發布せられて7月1日より実施された。茲

に於て大日本紡績連合会(紡連)即ち各紡績会社は自己直属の下請織布業者を選別して政府の承認を経て純直属工場とした。是れが世に所謂リンク制の発端である。茲に於て綿工連の組織分子たる織布工場は、紡連の直属工場というリンク制をめぐって激しき対立が始まった。即ち紡績会社は自己の配給した綿糸に関する限り、その落綿もフエツも悉く引上げた。

茲に於て各産地代表の四国の長尾、酒井、大阪の原、梶野、藤原、山脇、遠州の加茂、岡山の姫井、播州の細田等綿工連の各役員が立ち上がって紡連と大喧嘩をしたが、今も昔も大資本主義の王者には歯が立たず、無念の涙を呑んで、結局長いものに巻かれてしまった様な形になりました。丁度20年前の追憶の一端である。

(昭和32年9月記)

### 略 歴

元 播州織工業組合理事長、日本スフ織物工業組合連合

会理事、衆議院議員

現 兵庫県商工会議所連合会顧問、兵庫県織物工業協同組合連合会顧問

## 採算の改善

木 原 茂



明治20年ごろ私の家は、6艘の船をもって波止浜の塩を朝鮮や北海道に運び、帰りに大豆や鰯を積んできて問屋に売っていた。私も、貿易商になろうと思っていた。

松山紡績が経営難におちいり、鐘紡の武藤さんが世話することになった。

専務と支配人が現場を視察にきた。たまたまこの支配人と兄が懇意であったので、この紡績の糸を今治の機屋に売ることを引受け、明治45年糸商になった。当時の糸商は1梱に1円の口銭があった。昼飯が6銭であったからこれはよい商売であった。糸商より機屋がさらによかったので、大正3年鉄製の42吋50台で機屋をはじめた。大正6年に3百台を増設した丸永と共同で今治紡績を買収して経営したりした。この紡績は、深夜業廃止のとき阪大合同紡績に売却した。大正8年の後半16百台余のものに賃織させてさかんに売っていた。先物も売りの一方だった。これがあつたので、戦後に960台の工場にすることができた。

昭和5年綿工連の商議員に委嘱されてからたびたび上京した。綿三綾その他の輸出ものの生産統制に関係した。商工省の工務局長吉野信次さんと工務課長小島新一さんにいるいろいろとお世話になった。生産統制の方法は、2ヵ月の生産量をきめ毎月商議員会を開いて市況を検討し生産量を増減していった。割当量に相当する証紙を渡したが繰越し使用したりするものもあったので、3ヵ月毎に証紙の色を変えたりして違反を防止した。綿三綾(24吋15碼)の工賃が、煙草の敷島と同値の18銭あればまあまあと云うところを25銭にもなったことがあり、採算を改善することができた。

いま綿工連からもらった三重の金盃を保存しているが、商議員の功勞に対しておくれたものと思っている。

昭和11年6月綿工連の理事に選任され、同年輸入関税引下げ交渉の団長となって満州へ行き、協定を成功させたこともある。企業整備のときは、供出委員長になって企業の合同、集中生産、工場の転活用、織機の供出などの衝にあつた。自分の工場も4百台になってしまった。このうち2百台を青島に移して経営していたが敗戦のうき目であつた。自分の工場も4百台になってしまった。このうち2百台を青島に移して経営していたが敗戦のうき目であつた。

はたや、いま苦しんでいるが、ふりかえてみると在庫品を1梱2百円で軍に出してしまったこと、糸の割当制、

戦災、戦後の重課、綿の買付資金割当制などに原因があると思われる。はたやは、輸出ものの6~7割を生産してわが国の貿易に貢献しているのに、経営が日に日に苦しくなっていくことは、理不尽なことで、まことに残念である。

綿スフ工連は、今後はたやも繁栄できるようにしっかりやってもらいたい、特に根本的な綿業振興策を確立すること、計画が竜頭蛇尾におわらぬように指導原理を確立すること、諸負担は事務の合理化によって最小限にとどめるようにすることを希望する。(昭和32年9月記)

## 略 歴

元 今治商工会議所会頭、日本綿織物工業組合連合会理事、青島晨光手巾染織工廠社長

現 日本綿スフ織物工業連合会理事、今治織物協同組合理事長、木原興業株式会社代表取締役

## 綿工連と私

山 脇 虎 彦



(1) 私が綿工連に関係しはじめたのは、昭和4年の秋創立された大阪の南河内織物工業組合の理事長に選任されてからである。当時は、我国綿業の盛んな時で、先づ思い出されることは、日本紡績連合会の紡績操短問題と綿工連との対決である。紡連は、印綿引取

運賃のことで強力な統制力をもっていた。私などは、下回りの見物席であったが、当時の激しい闘争のすがたは、まことにタクマしいものと思った。双方の花形闘士の方々も、今は殆ど引退組であることは、今昔の感に耐えない。

紡連と綿工連との関係は、機屋の原料たる綿糸価格を中心としてそれぞれ宿命的なものであった。この争は、云わば兄弟喧嘩で、それ以外のことについては凡て協力し合って業界の発展をはかったものだ。血は水よりも濃しと云うところである。今日に至っても、これは、それぞれ代表者間の心組みに自然に現れている。理屈ぬきであることが、また嬉しいかぎりである。

昭和6年6月商工省に臨時産業合理局が設置され、産業合理化を指導された。綿工連は、数年にわたって綿縮、ジンス、縞三綾、サロン等について生産の自治統制を始めることになった。この実施について、会議の進行も中止せざるをえないほどの熾烈な反対の自由行動の展開されることもあった。統制は、多年自由な経済行為に慣れていた業界に始めての全国的規模のものであった。この結果、価格を吊上げることができた。上げるを知って下げることを知らずと云ったこともあった。こんなことで、国際競争上、価格中心の適切な操作が難しくなり、市場から消滅した品種もあった。将来のために、銘記すべきことである。

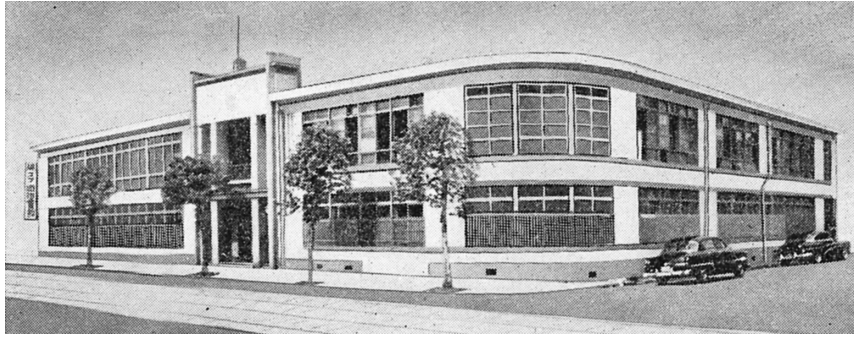
我国は、満州事変後、ジュネーブの国際連盟の脱退、11年の2・26事件、同年11月の日独防共協定に至って、戦時色は濃くなるばかりであった。その12月、安藤、長尾両氏と満州国総務庁の斡旋により満州に工場適地の下検分に行った。満州国は、日本陸軍が対馬海峡を遮断されたときにそなえて織機1万台、紡機30万錠を建設する計画のようである。わたしは、満州鉄道沿線両側幾キロかを全部綿作地として供給する。これは、土匪の鉄道破壊の防止をかねるものであった。これは、結局、実現に至らなかったが、思えば、日本帝国主義最後の段階に至っての強引な計画であった。

13年、ますます戦時統制が強化された。3月に綿糸の配給、6月に輸出リンクが実施された。その時である。統制が綿糸のみなので、綿糸が暴騰とまでは行かぬが次第に値上がりをする。綿布は顧みられないので、割損である。機屋は立って行かぬ。全国各産地の代表らはバス数台を連れて築地の商工省に乗り込み、閣議前の吉野商工大臣に対して談判したこともある。当時、集まったものはみんな元気な御連中であつた。

そのころ、わたしは、上京したとき北海道、樺太の蟹工船用にとて河内の丸紡(10番乃至16番手使いの厚手の小巾木綿)5万反の入手斡旋を依頼されたことがある。気軽に引受けたものの、あとでこれが特殊品であることを知り、できるかどうか心配したのであるが、帰って郷里の機屋さんに相談すると手持品があるからと手軽に出してくれた。当時のはたやの経済力の厚みと深さが懐かしく思い出される。

(2) 14年9月戦時生産統制の完璧を期して、日本特免織物製造株式会社が設立された。私は、業界のご推薦で、15年3月その専務に就任した。はじめて東京に居をかまえることになったが、先づ取組まねばならなかったのが滞貨の処理である。こちらを買手の配給統制会社も、組織が未だとのわかないのに、紡連の大会社の分も綿工連の中小工場の分も一時にドット押し寄せて来て、早く金にかえろと云うのである。思い切った荒計算の方法で漸くケリをつけることができた。

ついで全国運賃プール計算を実施した。これは、17年2月繊維製品配給消費統制規則の実施に伴い、統制物資が生産者から問屋や加工場を経て全国各地の配給者まで、間違いなく、しかも全国一定の統制価格で販売できるようにしようとするものである。この実施については、日本通運KKの小林長吉氏の並々ならぬ御苦心と御協力をえた。輸送書類は1号(発送生産者控)2号(発送案内)3号(日通の現品領収運送引受書)4号(日通の内部整理用)及び5号(現物の送状)とし、所謂3号書類は、現品に代るものとして信を成し、関係者には親しい名でよばれるようになった。この制度は、17年3月から戦後22年秋に至るまで5年半、戦時中は繊維以外の統制物資にも活用されて所



日本特免織物製造株式会社が昭和16年5月に建立、土地428坪、建物594,912坪。  
昭和19年3月日本綿スフ機業同好会に寄付、現在にいたる。第2章第2節参照

期の目的を果し得たものである。

また、工場の間接管理を実施した。これは、生産管理を実行することを目的とするものであるが、その基礎資料として全国の各工場に組合別の公定番号を附し、青写真つきで工場規模、織機種別及び配置等を明確にした。この工場台帳はその後永く統制に役立った。ただ遺憾なことは、品質は低下する一方であるのでこれに対処するため品質管理の一助として工場の技術指導を目的に部課を編成して随分努力してもらったが、遂に実らなかったことである。その原因は当時の基本が数量のみであったことと東京と云う中央のみでは長鞭も馬腹には及ばなかったのである。

(3) 日本繊維協会は、戦後の統制や司令部と交渉にあたった。ある会合で、輸出生産が司令部の意向により紡績側だけに決まりかけたことがある。これでは綿工連がダメになる。そこで全知をしぼって弁明これつとめたが、なかなか了解をうるに至らなかった。已む無くも2百台以上の工場でと切り出さざるをえないこともあった。そのときである。日本紡の社長であり、紡連の代表であり、また協会の会長でもあった三村さんがトツツとした弁舌で、織布專業者の主張に賛成であるとおつよく発言し、われらの立場を暖かく援護してくれた。幸にわれらの主張がみつめられた。あのかのときの三村さんの姿は、今もなお目頭に去来する。

司令部については、このほかいろいろの思い出があるが、少し頑張ると「お国は負けたのですよ」と云われた、あの一言一言は正に冷水三斗で、本当に脇の下に冷汗の出るのであった。

(4) 21年3月商工協同組合法が施行されて、翌4月、日本綿スフ織物工業協同組合連合会が設立された。綿工連が再発足したのである。その後、統制機構の改編により、綿工連も綿スフ織物工業会、綿スフ織物機業会と改編されていった。この間、貿易庁時代の輸出がある。糸の出廻りが悪かったり、工賃の支払いが停滞してこの打開に苦労したものだ。糸布の品質も、なかなか戦前なみにはいかなかった。当時は紡績技術は10年の空白に在り、染色加工技術は30年の立遅れと云われた。機械の改善も技術の研究も、敗戦に至る厳しいあの現実の犠牲となったのである。それ

でも其後10年余品質は改善されて織物生産は戦前を凌ぐに至っている。まことに慶賀にたえない。

(昭和32年11月記)

#### 略 歴

元 南河内織物工業組合理事長、日本特免綿織物製造株式会社専務取締役、日本綿スフ織物工業協同組合連合会専務理事

現 財団法人綿スフ織物検査協会会長

### 振興策の貫徹

小林 儀一郎



昭和25年綿スフ工連の役員となり、現在までにいろいろの重要問題に直面したが、最も苦心したのは、昨年過剰設備買上げにあたり、遠織の組合総会で無籍織機の存在する限り、登録織機の買上げは無意味であるから、これを絶滅させ、その報告を待ってやるという附帯条件で決議され、連合会本部と地元組合との間の意見の調整であった。

幸い静岡県商工部長の骨折りで実施することになったのであるが、実施するとなると他産地よりも優秀な成績で実行された。これが伝統の遠州魂だと非常にうれしく思った。今後、綿スフ工連は次のことに邁進してもらいたい。

- (1) 織布業者の現状は、大部分紡績商社に隷属しているので、経営の安定を図るため最低工賃の確立を速やかに実現すること
- (2) 現下の深刻な不況を打開するため、完全なる織機の封緘、格納を確実に実施すること
- (3) 無籍織機が合織織機に名をかりて綿スフ織物を生産していることが多い。合織織機の登録と制限を直ちに実施ようにすること
- (4) 強固なる団結と徹底せる団体交渉権の確立されるよう中小企業団体組織法を改正してもらうこと

**略 歴**

元 静岡県会議員

現 本会理事，遠州織物協同組合理事長，鷺津紡織株式会社社長，湖西町町長

**綿スフ工連に望む**

莫 貞 治



(1) 本部は地方組合の実情をもっと十分に把握して欲しい。その為に進んで地方組合の事務局責任者等との会合の機会を多く持つことが望ましい。

(2) 本部事務局を更に強化すること，特に指導部を設置してほしい。各産地にわたって組合員の経営，近代化並び

に協同意識の昂揚につき，常時積極的指導にあたることが望ましい。

**略 歴**

元 愛知県教育委員長

現 日本綿スフ織物工業連合会理事，三州綿スフ織物協同組合理事長，安城織物株式会社代表取締役，安城商工会議所副会頭

**第4節 綿スフ織物の産地組合の概況****東北綿スフ織物調整組合**

住 所 福島市中町10 電話 福島 2691

創 立 昭和27年12月17日

区 域 東北6県と北海道。

組合員 80名(3,054台)

**役 員**

理 事 長 上村甚四郎

専務理事 林 平蔵

理 事 竹内 文作，加藤 忠三，工藤利一郎  
鈴木 久平，大山 長蔵，佐藤 文雄  
千々和専治

監 事 葛西保太郎，森谷 源八

昭和30年度予算 540千円

**弘前織物工業協同組合**

住 所 弘前市大字土手町66 電話 弘前 432番

区 域 弘前市，中津軽郡，南津軽郡

創 立 昭和25年2月7日

組合員と出資金(広巾165台，小巾29台)。585千円

**役 員**

理 事 長 葛西保太郎

理 事 竹内 文作，竹内 尚三

監 事 菊地長四郎

**事 業**

① 綿ネルの起毛整理(31年度の起毛高672千ヤール，加工料198千円，起毛機4台，巾出機1台，乾燥機1台，艶出機1台など)

② 事業資金の貸付および手形の割引

参 考 広巾はネル，敷布，はんでん地などで，販路は青森，秋田，岩手，北海道などである。

**秋田県綿スフ織物協同組合**

住 所 秋田県横手市前郷字外不瀬68

電話 横手 414番

組合員数 4名(広巾39台，小巾223台)

代表者 伊勢谷秀治

**参 考**

① 共同施設に起毛機2台あり

② 秋田地方は，延宝年間(1673年)土崎湊を経て600梱余の綿糸を移入していた。横手の最上忠右衛門は，その1梱で関東から移住した下級武士に機織させた。この製品は好評であった。この頃から機織が士族の内職として発達した。幕末，秋田藩は，綿製品の移入による正貨の流出を抑えるため，縞木綿の機織を奨励した。藩の保護をうけ工場を設けて機織するものもあった。幕末の生産高は，20万反余であったが，次第に他産地のものにおされ，明治20年ごろには5万6千反，明治末年には4万余反になった。

大正7年力織機を導入して機械化をはかったが，第一次大戦後の不況の打撃を受け，また第二次大戦中の企業整備により織機を廃棄し，昭和19年末には広巾5台，小巾170台になった。

**山形県輸出綿織物工業協同組合**

住 所 山形県東村山郡山辺町323 電話 山辺 140番

組合員 9名(広巾61台，小巾331台)

代表者 池田正太郎

**山形綿織物工業協同組合**

住 所 山形市香澄町城北356 電話 山形 3732番

組合員 11名(広巾51台，小巾390台)

代表者 森谷 源八

参 考 小巾は，紺，縞，もんぺ地などで，販路は東北各県である。小巾織物の整理の共同事業を行っている。

**宮城県綿スフ織物工業協同組合**

住 所 仙台市行人塚1

組合員 8名

理事長 佐藤文之助

### 福島県綿スフ織物工業協同組合

住 所 福島市中町 10 電話 福島 2691 番  
区 域 福島県一円  
創 立 昭和 22 年 5 月 27 日  
組合員と出資金 5 名 (広巾 499 台, 小巾 192 台)  
1,003 千円

#### 役 員

理 事 長 上村甚四郎  
専務理事 林 平蔵  
理 事 羽田 翼  
監 事 佐藤菊次郎, 佐々木徳蔵

#### 事 業 金融

31 年度予算 522 千円

### 東京綿織物工業協同組合

住 所 東京都台東区入谷町 4 電話 浅草 2055  
創 立 昭和 22 年 7 月 7 日  
組合及び出資金 17 名 2,000 千円

#### 役 員

理 事 長 井上 孝蔵  
理 事 古谷孝次郎, 安江 孝三, 植田与三吉  
荒木峯次郎  
監 事 西田 虎雄, 深沢 虎男

#### 事 業 金融 (32 年末融資残 3,600 万円)

#### 参 考

- ① 他に東京綿織物調整組合 (昭和 27 年 10 月日創立) あり。その区域は東京都のうち青梅市, 西多摩郡を除く。
- ② 郵便行囊, 醸造用等の綿布は明治末期から, 針布基布, 研磨布, ゴム芯地, 織ベルト, 自転車スグレ等は 大正初期から製織した。織機は, 専ら手機であったが, 大正の末から力織機となった。
- ③ 組合は, 明治 32 年東京織物製造同業組合, 昭和 12 年東京綿織物工業組合, 同 13 年東京府織物工業組合, 同 17 年東京特免織物施設組合, 同 22 年東京綿織物工業協同組合を経て現在に至る。

### 青梅織物工業協同組合

住 所 東京都青梅市面分 123  
電話 青梅 (028) 2126 番  
区 域 青梅市, 西多摩郡  
創 立 昭和 23 年 9 月 29 日  
組合及び出資金 530 名 (広巾 1,250 台, 小巾 9,200 台)。  
10,581 千円。

#### 役 員

理 事 長 田中 文吉  
副理事長 岩波 安治, 鈴木 峯吉

理 事 小島新太郎, 並木 作蔵, 星野 達三  
村中 福蔵, 川杉 昇一, 指田 正治  
大串 栄, 吉崎仲次郎, 田中菊次郎  
金子太三郎, 斎藤 幸三, 福島又次郎  
監 事 長谷川善治, 宿谷 茂, 原島十一郎  
長谷見万五郎, 田中 文吉

#### 事 業

- ① 販路の開拓 (求評会の開催, 製織の実演やポスターによる宣伝)
- ② 手形割引及び転貸資金の貸付 (114 百万円)
- ③ 各種の研究会の開催
- ④ 製品の組合検査 (検査証紙の貼附)
- ⑤ 整理および捺染共同加工 (昭和 30 年度の整理加工は小巾 412 千反 19,147 千円, 広巾 967 千方ヤール 21,862 千円, 捺染加工は小巾 198 千反 7,184 千円)
- ⑥ 倉庫事業と倉荷証券の発行 (30 年度 220 件 6 千万円)

昭和 31 年度予算 13,710 千円

#### 参 考

- ① 共同加工場は, 昭和 7 年 11 月に開始した。
- ② 他に青梅織物調整組合 (昭和 27 年 12 月創立) がある。

### 神奈川県綿スフ機業会

住 所 神奈川県秦野市曾屋 1925  
電話 秦野 61・269 番

区 域 神奈川県の一円  
創 立 昭和 25 年 4 月 1 日  
組合員 2 名  
代表者 武 茂

### 埼玉織物工業協同組合

住 所 浦和市常磐町 9 の 136 電話 浦和 4504 番  
区 域 浦和市, 川口市, 大宮市, 岩槻市, 北足立郡, 南埼玉郡, 北埼玉郡, 北葛飾郡  
創 立 昭和 25 年 2 月 17 日  
組合員及び出資金 79 名 1,580 千円  
役 員

理 事 長 尾崎 太郎  
副理事長 野崎新一郎, 浅見福三郎, 飯田 忠雄  
理 事 土屋伊之助, 新井 健一, 岡戸 次作  
川上 勝次, 金子正次郎, 熊木 秀吉  
小山 富造, 中村 末吉, 戸張 幸一  
小峰 信雄, 角田理一郎

監 事 関口 登, 石村 直助, 田中仙一郎

事 業 染色 (太綾, スフ等), 精練 (別珍コール天), 整理 (風呂敷など) 梱包の共同事業 (昭和 31 年度の加工量 865 千方ヤール, 工賃収入 4,783 千円)

昭和31年度予算 5,63千円

参 考 他に埼玉県綿スフ織物調整組合（昭和29年10月設立）あり。

戦前、縞三綾等のロール加工や梱包は埼玉県浦和染織指導所の施設によっていた。

昭和22年梱包機を設置、26年埼玉県浦和染色指導所の諸機械の全面貸与を受け、別珍コール天の精練仕上げ等を開始した。

組合は、明治29年埼玉織物同業会、同34年埼玉織物同業組合、昭和9年12月埼玉織物工業組合、昭和19年9月埼玉県織物工業統制組合、昭和22年4月埼玉織物工業協同組合を経て現在に至る。

**加須織物工業協同組合**

住 所 埼玉県加須市大字加須 993 電話 加須 127 番

区 域 加須市、羽生市、北埼玉郡、南埼玉郡菖蒲町

創 立 昭和24年9月19日

組合員及び出資金 22名（小巾368台、広巾85台）。

69千円

**役 員**

理 事 長 柿沼万之輔

常務理事 増田福太郎

理 事 小島 茂朔、野川正之助、石塚新兵衛  
岩崎惣次郎

監 事 山田 半蔵、羽鳥竹之助

昭和31年度予算 369千円

参 考 他に加須綿スフ織物調整組合（昭和29年10月創立）あり

**所沢織物商工協同組合**

住 所 埼玉県所沢市大字所沢 620 電話 所沢 2010

共同加工場 埼玉県入間郡西武町大字仏子 766

区 域 所沢市、狭山市、川越市、飯能市、入間郡

創 立 昭和24年12月1日

組合員及び出資金 116名（製造業85名、仲継14名、染色11名、その他6名）。3,953千円

**役 員**

理 事 長 平岡 良蔵

専務理事 多加谷乙未

常務理事 吉田 源十 平岡歆五郎

理 事 関根友次郎、野原嘉重郎、細田芳太郎  
梅林 満、横田 義助、宮岡 茂助  
倉片 長治、布田 忠次、中里 進  
宮岡馬之助、平岡徳次郎、平岡敬一郎  
新井富次郎、西久保治作、井上 万平

監 事 水村 運平、福井 政次、原 浅次郎

**事 業**

① 販路の開拓

② 染織並びに図案の研究会の開催

③ 染色、漂白、撚糸、シルケット、樹脂加工、起毛梱包の共同加工（31年度の加工賃収入は、整理24,356千円、漂白15,736千円、染色7,753千円、撚糸4,196千円 計52,041千円）

昭和31年度予算 37,876千円

**参 考**

① 他に所沢綿スフ織物調整組合（昭和29年10月創立）あり。その区域は、所沢市、狭山市、飯能市、入間郡（高階を除く）。

② 調整組合の役員は

理 事 長 関根友次郎

専務理事 多加谷乙未

常務理事 平岡歆五郎

理 事 野原嘉重郎、細田芳太郎、梅林 満  
横田 義助、宮岡 茂助、宮岡馬之助  
倉片 長治、布田 忠次

監 事 宮岡喜久治、小川 忠三、豊泉 英雄

③ 明治23年10月入間郡織物業組合を設立、粗悪品の防止と染色の改善をはかる。明治36年12月武蔵織物同業組合を設立、品質の改善、販路の拡張、製品の検査、出機工場の巡回指導、公認染工場を設置した。大正3年保証責任武蔵織物信用販売購買生産組合を設立、低利資金を借入れ、原料の共同購入をした。

また、糸入縞は大正のはじめつくられたが、これを整理するため、大正5年元加治・仏子に整理工場を設置、さらに大正14年10月には縞糸染色水洗機、シルケット機等、大正15年11月には糸の捺染機、昭和8年4月撚糸機を設置。

昭和10年11月所沢織物工業組合を設立、広巾織物の糊つけ・巾出し・瓦斯焼きその他の機械を設置した。

昭和18年企業整備により整理工場を閉鎖。昭和21年6月武蔵織物工業協同組合、昭和24年12月には所沢織物商工協同組合を設立、昭和26年1月から整理加工・梱包・染色・漂白等の共同事業を開始、その後起毛・漂白・乾燥・マーセライズ等の設備を拡充した（昭和31年3月末の加工場従業員は男44名、女45名である）。

所沢織物の生産高

	内 需		輸 出	
	数 量 (反)	価 格 (円)	数 量 (反)	価 格 (円)
明治39年	1,691,176	3,628,685	0	0
大正8年	1,572,688	8,813,731	0	0
昭和元年	2,106,956	5,750,322	0	0
9	1,263,894	3,460,500	10,249	42,999
12	1,261,762	4,138,454	17,286	74,128
21	51,423	7,650,811	0	0
30	304,148	1,202,057,899	110,868	9,441,994

注：昭和30年の輸出数量は1,000碼1,000円である。

### 高階織物協同組合

住 所 埼玉県川越市大字砂 915 電話 川越 374 番  
区 域 川越市及び入間郡  
創 立 昭和 24 年 11 月 4 日  
組合員 33 名, 489 台  
役 員

理 事 長 高山 里吉  
理 事 松本 庄平, 吉野 長治, 有山 理平  
早川善二郎  
監 事 宮寺 喜一, 山崎 寿助

#### 事 業

- ① 糊付加工 (サイジング)
- ② 別珍の仕上加工

参 考 他に川越綿スフ織物調整組合 (昭和 29 年 10 月創立) あり。その区域は川越市 (福田と藤倉を除く), その役員は前記役員のほか理事西沢慎吉, 原浅次郎, 監事三吉八郎, 市川政治郎

### 秩父織物協同組合

住 所 埼玉県秩父市大字大宮 1,361 電話 秩父 36 番  
区 域 秩父市, 秩父郡  
創 立 昭和 24 年 12 月 21 日  
組合員及び出資金 327 名 (広巾 1,143 台 小巾 5,182 台)。  
役 員

理 事 長 阿左美広治  
常務理事 村田 通三, 野口 一郎, 浅見 惣吉  
北堀 貞雄  
理 事 井上喜一郎, 依田和一郎, 新井 公介  
新井己代吉, 豊泉 繁一, 島田豊三郎  
島崎 義孝, 関根 恒吉, 江原伸一郎  
若林 佐市, 強谷 睦, 玉川 芳三  
吉岡 長次, 豊田 和一  
監 事 原島 伝, 富田 与乙, 浅見 貞雄  
野沢涓三郎, 村田 巖

#### 事 業

- ① 染色堅牢の試験
- ② 整理と染色の共同事業 (昭和 31 年度 3 千 6 百万円)
- ③ 倉庫業 (昭和 31 年度 99 万円)
- ④ 共同販売 (昭和 31 年度 7 億 2 千万円)
- ⑤ 商業手形の割引 (昭和 31 年度 3 億 8 千万円)
- ⑥ 販路の開拓

昭和 30 年度予算 25,822 千円

#### 参 考

- ① 秩父綿スフ織物調整組合 (昭和 29 年 10 月創立) は, 組合員 75 名, 広巾 367 台 小巾 568 台 足踏 10 台。
- ② 秩父織物組合の前身は, 明治 27 年 12 月に創立された。

### 千葉県綿スフ織物調整組合

住 所 千葉市港町 12 電話 千葉 (2) 991 番  
区 域 千葉県  
創 立 昭和 29 年 10 月 5 日  
組合員 80 名  
役 員

理 事 長 小倉 久一  
常務理事 河野太四郎  
理 事 米沢 市郎, 大矢 喜一, 浅岡 保  
小林 五一, 大川 貢, 大谷 太吉  
青野 茂男, 大塚 久蔵  
監 事 松本 竹雄, 小林 包

#### 事 業

需給の調整  
昭和 31 年度予算 250 千円

### 佐野織物協同組合

住 所 栃木県佐野市亀井町 2,795 電話 佐野 140 番  
区 域 佐野市, 安蘇郡, 下都賀郡, 栃木市, 河内郡,  
芳賀郡

創 立 昭和 25 年 5 月 13 日  
組合員と出資金 202 名 (広巾 2,235 台, 小巾 66 台)  
365 千円

#### 役 員

理 事 長 天海 房三  
副理事長 四十八願勝治, 田村福一郎  
理 事 野城章一郎, 関根 秋八, 永瀬勇次郎  
味村 福松, 売野亀三郎, 安藤 逢二  
江原 四郎, 山士家宗次, 増田美代助  
赤塚 富蔵, 亀田 諒一, 小暮謙太郎  
桜井 安次, 安藤仁三郎, 亀山新一郎  
大塚 利保, 栗原 武, 青山清次郎  
飯田 政次  
監 事 寺岡 義勝, 桜井宗十郎, 八下田明治  
田村 広吉

#### 事 業

- ① 販路の開拓
- ② 手形割引及び転貸による融資
- ③ 各種の研究会の開催

昭和 31 年度予算 7,300 千円

#### 参 考

- ① 他に栃木県綿スフ織物調整組合 (昭和 29 年 10 月創立) あり。その区域は, 役員は, 前記組合役員のほか柴田庸三, 木塚知蔵, 青山清次郎, 高橋高德, 茂木富二, 奥沢純三, 笠原参吉郎, 渡辺美喜雄, 四十八願愛吉, 阿部操, 加藤直次, 樋桁富三氏である。
- ② 延喜年間 (901 年) に氈をつくった。綿木綿は, 寛文年間 (1661 年) からである。機業は次第にさかえ,

嘉永年間（1848年）に佐野縮のほか糸染紺縮や木綿紺縮などがつくられた。慶応元年（1865年）、佐野陣屋の命により、小屋町に織物買物を設け、市場制度をおこした。

昭和8年ごろは、この産地の最盛期で、年間生産高は輸出26,000千碼、内地4,500千碼に達した。

組合は、明治15年佐野洪益会、明治17年佐野物産事務所、明治33年佐野織物同業組合、昭和5年佐野綿布工業組合、昭和16年佐野織物工業組合（綿と絹人絹組合の合同）、昭和19年栃木県織物製造統制組合、昭和22年佐野織物工業協同組合を経て現在に至る。

#### 下館織物工業協同組合

住 所 下館市甲909 電話 下館252番  
区 域 茨城県一円  
創 立 昭和19年8月30日  
組合員及び出資金 25名、81千円  
役 員

理 事 長 増淵 恒七  
理 事 酒寄久三郎、郡定 兵衛、蔵持米三郎  
中村 容一、板垣 隣、日向野吉次郎  
監 事 越川利三郎、中野 市衛

参 考 他に下館綿スフ織物調整組合（昭和29年10月創立）あり。その区域は下館市、結城市。

#### 水海道綿スフ織物調整組合

住 所 茨城県水海道市諏訪町3,029 電話 水海道129  
創 立 昭和29年10月30日  
区 域 水海道市、筑波郡真瀬村、結城郡、猿島郡  
下妻市、古河市  
組合員 9名（182台）  
役 員

理 事 長 飯田 謙吉  
理 事 北村藤次郎  
監 事 峰岸 恒三

#### 土浦綿スフ織物調整組合

住 所 茨城県筑波郡大穂町大曾根3439の1  
創 立 昭和29年10月30日  
区 域 土浦市、新治郡、筑波郡の一部、真壁郡  
組合員 12名（161台）  
役 員

理 事 長 梶井 茂

#### 霞北綿スフ織物調整組合

住 所 茨城県東茨城郡小川町1471 電話 小川34  
創 立 昭和29年10月30日  
区 域 水戸市、石岡市、東茨城郡、行方郡、鹿島郡

久慈郡、多賀郡、西茨城郡

組合員 7名（89台）

役 員

理 事 長 石川 孝一  
理 事 中泉幸太郎、幕内 ちよ  
監 事 鈴木 秀明、草野 友七

#### 常総綿スフ織物調整組合

住 所 茨城県北相馬郡取手町大字取手甲930  
電話 取手144  
創 立 昭和29年10月30日  
区 域 北相馬郡、筑波郡谷原村、石岡市仲町  
稲敷郡、竜ヶ崎市

組合員 12名（292台）

役 員

理 事 長 谷沢善三郎  
理 事 青柳 秋雄、高橋 英  
監 事 大久保豊七

#### 新潟県綿スフ織物調整組合

住 所 新潟市秣川岸通2の2367 電話 新潟(2)9410  
創 立 昭和29年11月9日  
区 域 新潟県  
組合員 159名（広巾974台 小巾2,648台）  
役 員

理 事 長 斎藤 久平  
専務理事 星野 一朗  
理 事 保科 清作、今井 富治、八田 健吉  
豊島文三郎、塚本 新栄、加藤 竜平  
吉田 誠治、丸山 勝栄  
監 事 中林 市衛、小池治三部、石本 徳次

参 考 亀田縞は、寛政時代（1789年～）につくられた。見付は、文政年間（1818年～）に木綿糸を多くつくった。糸の生産が多くなると値がさがったので、天保年間（1830年～）結城から高機を移入して織物をつくるようになった。農民は、機織のため業を廃するようになったので、機織が禁止されたこともある。見付結城は江戸の三越に特約販売をしていた。

#### 亀田繊維工業協同組合

住 所 新潟県中蒲原郡亀田町大字亀田ノ内高山275  
区 域 亀田町及び大江山村  
創 立 昭和25年3月1日  
組合員と出資金 61名（広巾410台、小巾634台）  
964千円

役 員

理 事 長 今井 富治  
副理事長 佐藤準次郎



専 務 加藤 竜平  
事業 起毛、整理、乾燥の共同加工（31年度加工数量  
広巾176千方ヤール、小巾49千方ヤール、加工料  
2,128千円）。

昭和31年度予算 5,316千円

参 考 昭和31年度生産高は、内需向き広巾先染織物  
3,293千方ヤール、小巾先染織物2,117千方ヤール。

#### 加茂織物工業協同組合

住 所 新潟県加茂市大字上条3579の1

電話 加茂122,718

区 域 加茂市、南蒲原郡田上村

創 立 明治24年12月1日

組合員及び出資金 59名（広巾601台、小巾1,057台）  
2,000千円

理事長 志田富一

事業

① 金融（昭和31年度の貸付5,790万円、商手割引  
4,618万円、共同販売3,200万円）

② 自主検査（昭和31年度、1,569千方ヤール）

昭和31年度予算 6,374千円

参 考 31年度生産高は内需向き広巾先染スフ織物262  
千万ヤール、小巾先染綿織物1,053千方ヤール。

#### 群馬県綿スフ織物調整組合

住 所 桐生市永楽町2の1,184 電話 桐生4121

創 立 昭和29年10月27日

区 域 群馬県一円、栃木県足利郡菱村及び安蘇郡飛駒村

組合員 63名（447台）

役員

理 事 長 金子友三郎

常務理事 水谷 敬一

理 事 秋山松太郎、雨笠 勘蔵、新井 恒男

岩崎 巖、海道 亮、柿沼 文吉

小池 良男、小林 松、園田 正雄

長倉源三郎、中里 春雄、服部 正治

花桐 逸策

監 事 下島喜次郎、高木酉三郎、星野 清勝

#### 遠州織物工業協同組合

住 所 浜松市田町258 電話 浜松(2)121

区 域 静岡県

創 立 昭和23年10月12日

組合員及び出資金 1,167名、8431千円

役員

理 事 長 小林儀一郎

常務理事 丹羽 英次、高原登四穂

理 事 竹村 政清、河口 武、田中蔵之助

藤田 喜作、太田 政一、小畑 利夫

古木 勇、袴田 虎男、小杉 光好

村松 恒司、梅原 統一、杉山良一郎

寺田 忠治、大塚 一衛、高木弥一郎

滝 正雄、坂田 近作、鈴木 博司

監 事 中村初治郎、松本 成男、福井 繁  
事業

① 販路の開拓（内外市場調査、展示会の開催、その他）

② 労務（労務雇入れ斡旋、工員の福利施設の設置、保  
健と給食の指導、労務管理の研究会の開催その他）

③ 品質の維持と改善

④ 融資の斡旋（昭和31年度75,850千円）

⑤ 糸、織物、染色の試験（昭和31年度糸試験482件、  
染色試験19,753件）

⑥ 木管の回収（昭和31年度の回収12,630千本）

⑦ 税務対策の指導（専任税理士の設置、納税組合の設  
置）

昭和31年度予算 12,550千円

参 考

① 他に、遠州綿スフ織物調整組合（昭和27年10月創  
立）あり。その区域は、静岡県（周知郡、磐田市、磐  
田郡、小笠郡の一部を除く）

② 浜松の近在は、江戸中期から綿花を栽培した。享保  
年間（1716年～）農家の婦女は、自ら糸を紡いで白  
木綿を手織した。寛政年間（1789年～）に紺、縞な  
どの先染ものをつくった。機業は、明治以降特にさか  
んになった。大正3年ごろからは浮織、ドビー織、高  
貴織などの高級特殊品をつくるようになった。

糸は明治10年頃から紡績糸やガラ紡糸を使った。明治  
の末までは20番以下の太糸が主であったが、大正時代  
には30～80番手の糸を使った。はたは、臥機であったが、  
幕末から高機、明治20年ごろからボタン（チャンカラ  
機）、同26～7年ごろから松田式足踏機が使用された。豊  
田式小巾力織機を使用したのは、明治32～33年ごろ浜松  
の石津郁三郎（24台）や鷺津の小林円蔵（40台）氏らで  
ある。力織機は次第に増加し、明治40年991台、大正3  
年8,119台、大正10年には29,653台となった。この力織  
機数は全台数の93%である。

広巾は明治40年ごろから使用されたが、大正5年には  
524台と増加した。県は、大正7年産業調査会を設け、内  
需小巾もの需要減退に対処し輸出へ転換させるため、広巾  
織機への切かえを指導した。

染は、寛政時代から植物染料によっていたが、明治36  
年ごろから硫化を使うようになった。組合は明治40年ご  
ろ、指定染色会社（西遠染色株式会社）制度を設けて染色  
の改善をはかった。

機織は、はじめ農家の副業であった。天保年間（1803  
年～）浜松の小山みおが、織女を雇って木綿を製造販売し、

明治4年には城代井上延陵が勸工場を設けることなどもあったが、これが専門化したのは明治15年ごろからである。そのころ機業家が木綿をつくり、ボテー（棒手振り）がこれを買いつめて笠井の市日に持出し商人や消費者に売っていた。ボテーは、次第に新販路を開拓するようになった。ボテーは、強力になって、前貸による買占めをしたりまた買値を不当に切り下げたりするようになったので、機業家は、明治14年西遠産業社、同16年太物商物産社、同21年西遠太物組合等を組織してこれに対抗した。同業組合時代は、機業、染色、問屋の三者は互いによく共同して斯業の振興をはかった。

販路は、明治14～5年は東北、同20年ごろから東北のほか甲信、北海道にのび大正4～5年からは5割余りのものを関西方面に積出し、大正10年ごろからは輸出に進出した。

組合は、前記のほか明治26年に遠江織物組合、明治34年に遠江織物同業組合、大正12年8月有限責任輸出織物販売利用組合永久社を設立した。永久社は糸の染色、晒、糊つけ、製品の仕上げ、整理、梱包の共同事業を実施したが、別項の通り工業組合永久社がこれを承継した。昭和16年6月静岡県織物工業組合、昭和19年7月静岡県織物工業統制組合、昭和21年9月静岡県織物工業施設組合、昭和22年9月遠州織物工業協同組合を経て現在に至る。

#### 遠州小巾織物協同組合

住 所 浜松市田町258の1 電話 浜松(2)306番

区 域 静岡県

創 立 昭和23年10月16日

組合員及び出資金 1,404名 2,561千円。

役 員

理 事 長 大塚 章司

副理事長 富永 良平

常務理事 武内 藤吉、山下 義次、金田 栄一  
藤田 道蔵、平野 又栄

理 事 高木隆次郎、池谷 正保、河野喜一郎  
甲藤 京平、仲秋 隆司、仲谷 利吉  
小野江康次、山本 民次、竹山 彳  
杉本松太郎、高林健一郎、小田 庫一  
細田 芳雄、鈴木 勇、松本平一郎  
村木 忠雄、細田 寅雄、村木 隆治  
梅原 統一、大村恒太郎

監 事 中安 幸一、内山初太郎、石原 義松

事 業

① 販路の拡張

② 品質の維持と向上

③ 融資の斡旋

昭和31年度予算 2,980千円

参 考 他に遠州小巾綿スフ織物調整組合(昭和29年10

月創立)あり。

#### 天竜社織物工業協同組合

住 所 静岡県磐田郡福田町中島1,162

電話 福 31・131番

区 域 磐田郡、小笠郡、周智郡、磐田市、掛川市

創 立 昭和25年2月17日

組合員及び出資金 692名、8,303千円

役 員

理 事 長 大石文一郎

常務理事 水野 重一、渡辺錠太郎、寺田一市郎  
土井徳太郎

理 事 寺田才五郎、鈴木 正次、伊藤 藤十  
寺田 竹市、内野伊勢吉、宮本 才吉  
百鬼末太郎、金指 平吉、寺田政一郎  
太田 兼松

監 事 寺田 源一、佐藤 保、清水康之助

事 業

① 粘付共同事業(31年度10千梱、利用料53,752千円)

② 倉庫業(31年度11,048梱、織物36,718反)

③ 木管の回収(31年度12,220千本)

④ 金融(31年度転貸75,850千円)

⑤ 別珍コール天の裏起毛(31年度20,454反)

⑥ 副資材の共同購入

昭和30年度予算 4,972千円

参 考

① 他に天竜社綿スフ織物調整組合(昭和27年10月創立)。その区域は、磐田市、周知郡、磐田郡、小笠郡の一部

② 天保2年(1831年)寺田彦左衛門が大和地方の雲齋織の業をみ、見本を移入して、機業をはじめた。明治2、3年ごろ寺田きみが、足袋底用雲齋の製造を普及させた。明治14年ごろ機場は30余となった。東海道敷設前は、帆船の出入りが多く、この需要にあてるため帆布の製織をするものもあった。

明治28年畔柳八十郎氏は、鳥取の吉田亀寿氏の指導をうけバタン機でコール天の製織を研究して成功した。別珍は、寺田市十氏が明治43年この製造の研究をはじめ大正元年に完成した。斯業は、欧州大戦中に製織、苛性処理、剪毛、毛焼仕上げ等が分業化された。

昭和3年3月の工場数295、織機6,354台、生産高別珍901千反、コール天88千反(全国生産高の80%)に達し、製品は満韓支のほか世界各国に輸出された。

組合は、明治45年5月福田織物同業組合、大正13年10月有限責任別珍コール天販売利用組合天竜社、大正15年10月遠州輸出綿織物工業組合天竜社、昭和19年6月静岡県織物工業組合、昭和21年9月静岡県織物工業施設組合、昭和22年2月静岡県織物工業協同組合、昭和23年1

月天竜社織物工業協同組合を経て現在に至る。

### 名古屋紡織工業協同組合

住 所 名古屋市中区中之町2の2 電話 本局 3874

区 域 名古屋市, 津島市

創 立 昭和28年12月26日

組合員及び出資金 33名

役 員

理 事 長 宮木庸一郎

専務理事 児島 秀雄

理 事 桑山 清一, 堀尾春三郎, 宮田 二郎

監 事 森下 浅吉, 田内 勝雄

事 業

① 販路の開拓

② 設備近代化の促進

昭和30年度予算 1,095千円

参 考

- ① 他に名古屋紡織調整組合(昭和27年10月創立)あり。その区域は, 名古屋市, 春日井市, 瀬戸市, 津島市, 愛知郡, 東春日井郡, 西春日井郡, 海部郡の一部
- ② 明治42年織布業者は, 問屋から分離独立して名古屋織物同業組合を設立した。これは全国初めての専門業者の組合である。

昭和2年他産地に率先して名古屋輸出綿布工業組合を設立して検査, 生産調節, 染色整理の加工事業を行った。

加工事業は, 欧州大戦後加工綿布の輸出が急激に増加している(大正9年の輸出は生地73%, 加工27%。大正14年にはそれぞれ59%と41%になった)のに, この地方には加工施設が少ないのでこれをみだし且つ加工品を名古屋港から積出さんとするものであった。

この矢田川工場(6,092坪)は, 昭和2年12月着工, 工費433千円をもって昭和5年10月竣工した。同工場は, アニリン染その他の染色, シルケット, ガス焼, カレンダー等の整理・漂白等の設備を有し, 昭和9年には年間80万反の加工をしていたが, 昭和9年5月の輸出綿布の染色加工統制により加工量が激減したのと割当に関し染色工業組合からの批判もあったので, 組合はこの経営を切りはなすことにし, 昭和12年3月株式会社服部商店に設備一切を譲渡した。

工業組合時代に工場規模300台以上のものは名古屋紡織工業組合を, それ以下のものは名古屋織物工業組合を組織していた。

### 知多織物工業協同組合

住 所 半田市字山方新田33の23

電 半田384・966番

区 域 半田市, 常滑市, 知多郡の一円

創 立 昭和26年11月1日

組合員及び出資金 584名

役 員

理 事 長 滝田益四郎

副理事長 神谷 宗衛

常務理事 榊原弥三郎, 森 政明

理 事 岡戸 明正, 長坂 三郎, 横井 長一

石川 久蔵, 山田 幸一, 近藤 太一

竹内 一男, 岩田 春吉, 永田 栄

伊奈 嘉蔵, 浅田 磯戈, 安藤 徳三

森 釜之助, 竹内 要

監 事 久野 行雄, 野呂彦太郎

事 業

- ① 金融(商中と商手の割引の極度契約額2億5千万円, 割引額9億6千万円, 長期資金の貸付その他2億1百万円, 長期運転資金の保証)
- ② 木管の回収(月平均1百万本)
- ③ 火災保険の代理(契約高3億1千万円)
- ④ 糸及び織物の試験(390件)
- ⑤ 設備近代化の促進(3千万円)
- ⑥ 労務, 税務, 経営合理化の研究と指導

昭和30年度予算 8,210千円

参 考

- ① 他に知多綿スフ織物調整組合(昭和27年10月創立)あり。その区域は半田市, 知多郡。
- ② 知多の白木綿は, 慶長年間(1596年~)にすでに江戸に送られていた。享保年間(1716年~)江戸に木綿問屋組合があり, この組合員でないと産地との取引ができなかった。当時, 知多には岡田の竹之内源助他三つの木綿買継問屋があった。尾張藩は, 嘉永4年(1851年)問屋連合の制を定め尾張七郡と知多郡に二分した。前者は生木綿, 後者は晒木綿を扱った。後者の問屋は5名で, 晒織株式8と仲買株式100を管理し, 江戸問屋と取引した。仲買は, 農家を廻って手織品を買いまたは綿と交換して問屋に売っていた。この制度は明治維新までつづいた。

はたは地織であったが, 天保年間から半掛機, 明治15年ごろから箱梭, 日清戦争ごろから足踏機となった。乙川村の石川藤八は, 明治30年豊田佐吉と共同で乙川綿布合資会社を創立し, 豊田の発明にかかる小巾の木製動力織機を運転した。これが日本製の織機が動力で動いたはじめてであるという。このころから, 各種の織機が製造されるようになり, 岡戸式, 加藤式等の足踏み機や松田式, 豊田式, 中村式, 井桁式等の動力織機が使用された。力織機は, 明治40年1,231台, 同42年3,758台, 同43年4,604台(うち広巾125台), 同44年5,088台(うち広巾240台)と増加した。広巾力織機が目出されたのは, 明治43年末である。サイジング機は, 明治41年竹之内源助氏が豊田佐吉氏と共同で購入してはじめて使用した。電力の使用は,

西浦は明治44年、半田、乙川は大正6年、東浦は大正8年からである。

出来高は、箱梭で1日120匁もの2~3反、足踏機で3~5反、力織機で1人3~4台もちで1台当り7~10反であった。

白木綿の生産高は天保初年は、1ヶ年20万反、嘉永のころは40~50万反、明治22年は220万反(40万円)、同30年1,060万反(274万円)、同39年920万反(236万円)、同43年1,041万反(367万円)である。明治43年の生産高を品種別に見ると本晒(8寸2分×2丈55)675万反、晒旧品(80寸×2丈50)54万反、長尺甲種(9寸3×2丈96)54万反、長尺乙種(9寸2×2丈76)43万反、広巾甲種(9寸×2丈66)70万反、広巾乙種(9寸0×2丈58)99万反、岡、若竹その他46万反である。

綿は、土地のものを使っていたが、次第に不足するようになったので、問屋が三河から移入してこれを補うようになった。明治13年に三河からガラ紡糸を移入した。ガラ紡の糸とその製品は、好評であった。明治19年ごろ紡績糸が移入され、紡績糸を経にガラ紡糸を韋にした半紡木綿をつくったが、明治23年ごろ経韋に紡績糸を使った丸紡木綿をつくるようになった。

生産が増加すると、競争も激化し、粗悪品が出廻るようになった。仲買人は、明治23~4年ごろ自ら工場を設け婦女を雇って機織させるようになった。明治30年ごろには力織機を設置して創業するものも出てきた。明治32~3年ごろ大尺布が朝鮮や清国に輸出されるようになり、生産を増加した。日露戦争後、内外の需要はさらに拡大されたが、婦女の欠乏と労賃の昂騰のため生産能率を向上させる必要があったので、力織機に移行するものが多くなった。

知多晒は、天明年間(1781年~)岡田の中島七右衛門が伊勢に行き、晒製法をひそかに習得してこれをはじめた。明治31年に力織機で作った綿布ではじめて晒木綿をつくった。

組合は、明治21年知多郡木綿組合、同35年知多郡白木綿同業組合、昭和8年広巾業者のみで知多綿布工業組合、昭和12年小巾業者のみ知多小巾綿布工業組合、昭和17年愛知県織物工業組合、昭和18年愛知県織物統制組合、昭和22年知多織物協同組合を経て現在に至る。

### 三州織物工業協同組合

住 所 愛知県西尾市宮町71 電 西尾4,423番  
区 域 西尾市、碧南市、安城市、刈谷市、幡豆郡  
碧海郡幸田町

創 立 昭和26年11月9日

組合員及び出資金 238名 2,606千円

役 員

理 事 長 稟 貞治  
副理事長 金山 聰

理 事 石川 八郎、小浜忠右衛門、岩崎君太郎  
神谷 清吉、和田 賢次、永井 茂吉  
高木 昌一、山田 廉平

監 事 神谷 信雄、長田甚太郎、竹之内政二

事 業

① 販路の開拓

② 金融

昭和31年度予算 1,168千円

参 考

① 他に三州綿スフ織物調整組合(昭和27年10月創立)あり。その区域は、安城市、碧海郡、幡豆郡、刈谷市、碧南市、額田郡の一部。役員は、前記組合の役員のほか磯貝忠利、下村保、芝田由太郎、林秀雄、岩間俊平、亀島兵左衛門、板倉富次郎、山崎逸造、都築重吉、深谷太郎、木下善右衛門、山本弘、天野清平、内藤憲三、天野半三、鈴木光治氏である。

② 延暦18年(799年)崑崙人が、三河国の天竹(西尾市天竹町)に漂着してわが国にはじめて綿種を伝えた。この地に日本綿業発祥地碑があり、綿種をいれてきた壺も宝壺として保存されている。綿は、このころから栽培され、徳川時代に特に盛んになった。一色村には綿の専売市場があり、ここで取引された綿は、隣村の平坂港から江戸に積出された。

白木綿は、正保、慶安年間(1644—52)につくられ、東海道の通行者が、池鯉附にてこれをもとめ江戸その他に搬出した。江戸では三白木綿として好評をえた。販路がひらけると、買継問屋が生まれ、仲買人が農家から買い集めたものを買いとって江戸と取引するようになった。

三河木綿の糸は、明治10年ごろまで経韋とも手紡糸であった。経緯は、明治10年ごろからガラ紡、明治18年ごろから唐糸を使うようになった。明治24年6月の相場は、白木綿は1反25銭、織賃は1反4銭であった。帯芯木綿は、明治20年西尾の浅井喜四郎が河内木綿を研究してこれをつくった。白木綿の生産高は、明治18年6千反、同24年3百万反、同30年6百万反に達した。広巾生地綿布は、大浜の杉浦工場が明治42年に、また変り織は三河織産株式会社が大正14~5年にはじめてつくった。

組合は、天保元年に三河木綿織立組が設立された。ついで、明治18年三盛組、同30年碧海郡織布織立業組合、同36年愛知県六郡織物同業組合、同38年愛三織物同業組合、大正8年碧海織物同業組合、大正15年三河幡豆織物同業組合、昭和9年12月三河幡豆織物工業組合を経て愛知県織物工業組合を設立、戦後は、昭和22年三州織物工業協同組合、昭和25年3月三州織物同業会を経て現在に至る。

### 三河織物工業協同組合

住 所 愛知県蒲郡市小江町段村34の1  
電 話 蒲郡2128—9番

区 域 蒲郡市, 豊川市, 宝飯郡  
 創 立 昭和22年4月22日  
 組合員及び出資金 1,016名 2,199千円  
 役 員

理 事 長 大竹 純治  
 副理事長 市川喜一郎, 武田三七二  
 理 事 小田 正義, 牧野 定一, 安藤 量右  
 小林 松次, 小林 末松, 本多 義雄  
 城所 保, 中野 幸男, 鈴木 一  
 本多 喜六, 酒井 三義, 二村 喜八  
 飯島 喜一, 小林菊太郎, 山本 豊  
 平野 寿弥

監 事 竹内 金助, 坂口 清三, 鈴木 正一

事 業

- ① 品質の維持と改善
- ② 販路の開拓
- ③ 融資の斡旋, 手形割引の保証
- ④ 従業員の日用品の販売 (月間80万円)
- ⑤ 副資材の斡旋
- ⑥ 納税, 貯蓄組合, 青色申告会の指導

昭和31年度予算 4,930千円

参 考

- ① 他に三河織物工業調整組合 (昭和27年12月創立) あり。その区域は宝飯郡, 豊川市, 蒲郡市。
- ② 三河地方は, 古くから, 綿花を栽培した。農家は, 副業に縞木綿や紺, 浅黄木綿をつくった。

はたは, はじめ地機であった。明治8年三谷の小田時蔵は笠井からチャンカラ機20台を購入し, 自宅に据えて創業した。明治36年三谷の竹内由太郎らは, はじめて石油発動機で力織機を運転した。明治38年三谷の小田治作が浜松から足踏機数台を購入して, 朝鮮向白木綿を織った。能率がよいのでこれを設置するものが増加した。明治43年小林礼三氏は, 足踏機を三馬力の中山式石油発動機で運転することに成功した。このころから足踏機を改造したり, 力織機を新設して機械力を利用するようになった。

電動力は, 大正三年岡崎電燈によってはじめて送電された。電力料金を引下げる運動をしたが, なかなか実現しなかった。大正9年矢作水力をひきこんだりした。織機は, すべて小巾ものであったが, 大正7年に至り小森織布会社がはじめて広巾織機を設置した, サイジングは, 手のりであったが, 昭和2年小林礼三氏がはじめて百吋巾のサイジングマシンを設置し, この機械は当地の輸出綿布の生産に貢献した。

品種は, はじめ三河縞, 無地木綿であった。縞は手紡糸を藍で染めてつくったが, のち経を硫化, 韋を正藍にするようになった。三河英ネルは, 大正13年, 紋織, 児服地は大正15年, 別珍は大正3年, ドビー使いの変り綾は大正7年, がらふとん地, 四丁抒やジャカードものは昭和の

はじめからつくられた。

販路は, 明治4~5年ごろは南信地方であったが, 18年に甲州, 27年に東京, 埼玉その他の関東諸県, 大正7年から大阪及び関西地方に及ぶようになった。

三河織物の生産高

	数 量 (反)	価 額 (円)
明治36年	14,294	10,720
39	976,115	732,086
大正2年	1,262,658	1,090,537
8	3,446,306	7,655,136
昭和元年	8,733,625	8,191,131
9	5,801,771	15,209,260

- 注: ① 昭和5年の織布工場は231, 織機台数は小巾2,252台, 広巾4,152台, ドビー3,417台である。  
 ② 昭和9年度分の内訳は, 内地もの小巾3,647,405反, 2,962,535円。広巾720,202反, 4,703,161円。輸出もの広巾1,434,164反, 7,543,564円である。  
 ③ 本表の数字は, 三河織物同(工)業組合史115~120頁による。

明治36年7月三河織物同業組合設立, 工場設備の改善, 製品の検査, 染色の改善, 市場の調査と開拓をした。40年には織物及び染色工場の巡回指導, 大正4年からは染色研究会を設けて染料の選定染色の改善を研究, 指導し, 同6年には染色の統一と品質の維持のため硫化属黒紺に限り, 8工場を指定して染色させた。同7年朝鮮市場を視察して市場を開いた。大正15年には新規生産品の保護奨励などをした。大正13年有限責任三河織物利用組合 (出資金60,450円) を設置, 起毛と整理の加工を行ったが, 大正15年12月施設一切を同業組合に譲渡し, 同組合は起毛機の一部をのこし, 他の施設を愛知県染織試験場設置のため県に寄付した。起毛施設は, 他に委任して経営したが昭和11年これを譲渡した。大正7年11月舞田寿三郎氏は, 三河織物共同炊事所を設け従業員の食事の共同炊事 (昭和10年の配給工場53) を開始。同9年には力織機や原動機の使用法を指導して広巾への転換を容易にした。昭和6年7月三河織物工業組合を設立, 昭和8年10月保証責任三河綿布販売販買利用組合 (出資金2万3千円) を設立, 第一期事業として, 熱風式サイジング2基にて糊付の加工を開始した。

昭和18年1県1組合とすることになったが, 三河織物組合のみは, 軍需品の発注を受けていた関係で単独組合として存続した。昭和26年2月別珍コール天毛焼工場を設置, 後に別珍コール天工業協同組合を設立した。昭和28年5月三河織物試験場にカッティングマシンを設置した。また, 29年2月には組合, 商工会議所等の努力により全国ではじめての綿布取引所が設立された。

豊橋綿スフ織物調整組合

住 所 豊橋市花田町字石塚42の1 電話 6261~5  
 区 域 豊橋市, 渥美郡, 八名郡

創 立 昭和29年9月20日  
 組合員 58名  
 役 員  
 理 事 長 小久保一弥  
 常務理事 谷野 五男  
 理 事 青木 郡平, 松井 丁, 壁谷 連  
 柴田 叅吉  
 監 事 高橋 篁, 榊原 辰男  
 事 業 需給の調整  
 昭和31年度予算 188千円

**岡崎織物工業協同組合**

住 所 岡崎市康生町97 電話 岡崎526番  
 区 域 岡崎市, 額田郡, 西加茂郡, 東加茂郡, 碧海郡  
 創 立 昭和29年10月26日  
 組合員 142名 (広巾1,080台, 小巾964台)  
 出資金 395千円  
 役 員  
 理 事 長 上田 俊雄  
 副理事長 柴田 ■蔵  
 理 事 小林直次郎, 後藤 錦治, 都築 貞一  
 酒井 浅吉, 杉田泰次郎, 加藤 勝司  
 横井 春吉, 松田 登一, 金原 悦次  
 岡戸 鑒夫, 野々山悦治, 永井 茂  
 牧野貞一郎, 浅井 喜六  
 監 事 浅井 勇蔵, 蜂須賀坂吉  
 昭和30年度予算 60千円  
 参 考

- ① 他に岡崎綿スフ織物調整組合(昭和27年10月創立)あり。その区域は岡崎市, 挙母市, 額田郡の一部, 西加茂郡, 碧海郡の一部。役員は, 前記組合役員のほか野田詠彦, 永井源造, 三浦松彦, 三浦芳夫氏である。

岡崎の綿織物生産状況

	業者数	織 機		生 産 高			合計
		広巾	小巾	内 需		輸出	
				広巾	小巾		
昭和元年	97	2,098	951	334	1,412	524	2,270
5	131	2,845	1,107	356	2,084	1,766	4,206
10	133	4,708	1,405	2,132	3,291	2,278	7,701
21	82	782	475	1,258	297	278	1,833
30	151	1,086	964	12,822	4,580	1,766	19,168

注: 昭和30年の生産高は1000平方碼、他は1000点である。

- ② 明治26年岡崎木綿織立組を設立し, 毎月集会して粗製濫造と過当競争を回避。34年六郡綿布織物同業組合を設立。昭和5年8月三州織物同業組合を設立(昭和2年4月解散)。昭和8年12月三州織物工業組合を設立。昭和17年12月愛知県織物工業組合設立。昭和21年3月三河ガラ紡織物工業会を設立。27年11

月解散, 29年9月岡崎織物工業協同組合を設立。

**尾西紡織工業協同組合**

住 所 愛知県一宮市明治通2の22  
 電話 一の宮(2)3529~30番  
 区 域 一宮市, 中島郡, 葉栗郡(一部), 海部郡(一部)  
 尾西市  
 創 立 昭和26年9月20日  
 組合員及び出資金 841名 10,000千円  
 役 員  
 理 事 長 黒田 正隆  
 副理事長 杉山 又春, 栗山 捨松  
 理 事 牧 賢一, 丹羽 明, 草田 竹男  
 板垣 勝義, 大竹 弘之, 名和 周毅  
 吉田 新一, 岩田 勘一, 竹内 治  
 平松利三郎, 野田 明  
 監 事 牧野 秀二, 五藤 勝弘, 加藤 幸三  
 相談役 足立 百八, 鶴飼 只市

事 業

- ① 販路の開拓
- ② 設備近代化の指導
- ③ 工場労務者の共同雇傭
- ④ 融資並びに融資の斡旋(29年度現金融資1021百万円, 商品担保融資1,480千円)
- ⑤ 見本の試織(尾張織維試験場に試験織機を設置)
- ⑥ 原糸の購入斡旋(29年度909千ポンド, 132百万円)
- ⑦ 内需織物の共同販売(29年度20,937千円)
- ⑧ 輸出織物の共同受注(29年度, 8,707千ヤール)

昭和31年度予算 24,320千円

参 考

- ① 他に尾西綿スフ交織織物調整組合(昭和29年10月創立)あり。その区域は, 一宮市, 中島郡, 海部郡の四小村十。
- ② 一宮の萩原町で麻織物の遺跡が, 弥生式土器とともに発掘された。天平時代(735年~)にこの地で絹織物をつくったといわれる。

藩政時代に棉花が盛んに栽培され(文政のころ実綿の相場は, 1両につき45斤, 1斤は320匁建)農家はこれを手紡して一宮の三八市に出したりまた機織した。糸の取引がさかんになると, 仲買人が一宮に殺到し, 弊害を生ずるに至ったので, 藩は文化8年(1811年)総糸問屋を設け, 仲買人鑑札を下附して取引を制限した。

織物の品種は明和時代(1764年~)から機留縞, 文政時代(1815年~)から結城縞等であった。

藩は, 天保13年(1842年)江戸以外への木綿の移出を禁止し, 江戸為替の補てんを計る等の政策をとり, 一時生産が減退したが, 嘉永6年これをとき, 木綿の取引もさかんになった。糸は手紡糸であったが, 文久2年(1862年)

はじめて英国から輸入の紡績糸を使った。明治31年ごろ綿毛交織のセル地お召の試織に成功してから毛織物に転か  
んするものが多くなった。四巾ものは大正13年ごろから  
生産された。

明治12年浅井治兵衛らは、愛知会社をつくり、染色の  
取締・粗製濫造の防止をした。明治32年中島郡織物同業  
組合を設立、その後地区の名称変更等あり、明治40年尾  
西織物同業組合となる。綿織業者は、昭和4年輸出振興会、  
昭和7年10月尾西綿織物工業組合、昭和16年10月愛知  
県織物工業組合、昭和22年4月西尾張織物工業協同組合、  
昭和25年2月尾西紡織工業会、昭和26年8月尾西紡織工  
業協同組合を設立して現在に至る。

#### 尾州織物工業協同組合

住 所 愛知県葉栗郡木曾川町大字黒田字蔵の浦73

電話 木曾川1202番

区 域 一宮市、葉栗郡、中島郡、丹羽郡

創 立 昭和25年3月28日

組合員及び出資金 346名(1,756台)

役 員

理 事 長 江崎富次郎

副理事長 脇田 貞一、光崎 桂蔵

理 事 八木 義雄、松本 善一、高御堂白光

小沢 信男、山口 金春、大塚 錦三

小島 稔、日地野善一、尾関 留一

水野 助市、光川 玖義

監 事 墨 一夫、松本 善一、川島 彦一

顧 問 加藤進治郎、玉井泰次郎、長瀬 斧吉

事 業

① 染色整理加工(30年度50万ヤール、加工料3千万  
円)

② 金融(転貸76,220千円、割引額122,970千円)

③ 債務保証(短期、保証額累計67,250千円)

④ 日用品の斡旋(31年12月から、扱高124千円)

昭和30年度予算 2,453千円

参 考 他に尾州綿スフ交綿織物調整組合(昭和27年10  
月創立)あり。

#### 尾北織物工業協同組合

住 所 愛知県一宮市千秋町加納馬場字野際582の1

電話 岩倉162番

区 域 江南市、犬山市、一宮市、丹羽郡、小牧市(一部)

創 立 昭和26年11月27日

組合員及び出資金 125名 2,250千円

役 員

理 事 長 川口 佐七

常務理事 小沢繁三郎

理 事 平松 宗秋、中村 栄重、夫馬 弘

村瀬長三郎、夫馬 賢一、杉本 正一

杉本 喜也、杉本文一郎、今枝 清一

伊藤 尚典、伊芸 多造、稲葉 忠行

監 事 野田 廸、平松 正徳、沢田 国夫

事 業

① 品質の改善

② 運転資金の貸付

③ 税務の指導

④ 試験施設の利用

昭和31年度予算 1,750千円

参 考

① 尾北綿スフ織物調整組合(昭和27年10月創立)あ  
り。役員は前記組合役員のほか中村真一、小玉徹男、  
伊藤繁一氏である。

② 当組合の前身は、昭和7年5月丹羽織物同業組合か  
ら生地業者が分離して創立した。当時は39名、1,500  
台であった。昭和16年には60名、3,500台となった。  
千秋村に共同サイジング工場を設置して運営したが企  
業整備により廃棄した。

#### 愛知県蚊帳工業協同組合

住 所 愛知県江南市大字古知野昭和通り2丁目

電話 江南424番

区 域 江南市、一宮市のうち千秋町の一部、丹羽郡岩倉  
町の一部

創 立 昭和22年2月25日

組合及び出資金 16名(織機台数663台)。580千円

役 員

理 事 長 広瀬 秀男

理 事 浅野 平雄、小玉 徹男

監 事 水越 正義、小島 光由

事 業

① 金融(昭和31年度の斡旋1,229万円)

② 労務(昭和31年度の中学新卒の共同雇入れ女60人、  
男10人)

参 考 蚊帳は明治12年ごろ麻、綿の手撚糸を使い手機  
にて製織し、手染、天日染、手縫にてつくられた。  
日露戦争後紡績糸を使い木製動力で製織した。明治  
末年から手縫からミシンに切りかえた。欧州大戦中  
に、織機は鉄製のものとなり染色も機械化された。  
組合は、昭和19年7月愛知蚊帳生地製造施設組合、同  
22年2月愛知蚊帳織染工業協同組合、同30年3月愛知県  
蚊帳工業協同組合と改称して現在に至る。

#### 三重県綿スフ織物工業協同組合

住 所 三重県津市下部田63の1 電話 津2270番

区 域 三重県一円

創 立 昭和28年4月2日

組合員及び出資金 36名。193千円

役員

理事長 山村 市蔵

理事 富田 正一, 大森 憲三, 旧井 一郎

西口 勘一, 森 政吉, 松本 順

後藤 春三

監事 坂倉勝次郎, 町谷源次郎

昭和31年度予算 670千円

参考 他に三重県綿スフ織物調整組合(昭和27年10月創立)あり。

#### 美濃織物工業協同組合

住所 岐阜県羽鳥郡笠松町天王町42 電 笠松102番

区域 岐阜県一円

創立 昭和22年5月10日

組合員 20名(1,424台)

役員

理事 勝野 四郎, 奥村常治郎, 吉岡孝三郎

馬場栄三郎, 赤塚清次郎, 奥村 武夫

広瀬 義雄

監事 市橋 武雄, 広瀬治太郎, 平井 重夫

事業

- ① 図案の研究, 展示宣伝会の開催
- ② 近代化設備の貸付(昭和31年度の貸付額6,425千円)

参考

- ① 他に岐阜県南部綿スフ織物調整組合(昭和29年10月創立)あり。その区域は, 羽鳥市, 海津郡, 羽鳥郡, 稲葉郡, 安八郡, 岐阜市の一部。同組合の役員は前記組合役員のほか山田栄一, 伊藤正男, 水野三郎, 樋口喜一, 安田常一, 河合武一, 児玉敏春, 尾関広右, 浅野義雄, 脇田敏雄, 老田義正, 井川三一氏である。

- ② 永禄年間(1558年~)に美濃守が綿の栽培を奨励した。天正年間(1573年~)に手紡糸で陣羽織をつくった。文禄年間(1592年~)に機織がさかんになり, 天明年間(1781年~)に菅大臣織, 美濃結城, 新米沢織等の先染織物をつくった。組合は, 明治29年10月岐阜県美濃組組合, 明治32年2月岐阜美濃綿同業組合, 同組合は明治43年工業試験場に土地建物等を寄附, 昭和12年3月岐阜県綿スフ織物工業組合, 昭和16年9月岐阜県織物工業組合, 昭和19年4月岐阜県織物統制組合, 昭和22年3月美濃織物工業協同組合を設立。

#### 岐阜中部綿スフ織物調整組合

住所 岐阜市徹明通8丁目21 電話岐阜(2)8215

区域 岐阜市(一部を除く), 大垣市, 高山市

多治見市, 関市, 中津川市, 美濃市, 瑞浪市

恵那市, 美濃加茂市, その他

創立 明治31年2月14日

組合員 257名

役員

理事長 葛西 信雄

副理事長 安田 義一

理事 上松 喜作, 堀 藤一, 小木曾喜太郎

堀 清一, 山田 久平, 篠田 銀吾

浅野新一郎, 中村 甚作, 松井 要

加藤 健吾, 浅野 義雄

監事 服部 源一, 小野木新一, 磯部 喜作

事業 需給の調整

昭和31年度予算 120千円

参考 他に岐阜県綿スフ織物協同組合(理事長大平猛三)岐阜県中部織物協同組合(理事長安田義一)あり。

#### 富山県綿スフ織物調整組合

住所 富山県東礪波郡福野町59の1

電話 福野22, 102番

区域 富山県一円

創立 昭和29年10月28日

組合員 58名(1,124台)

役員

理事長 河合仁三郎

理事 北林 鉄二, 神田 祐吉, 福田 藤作

西尾 幸三, 吉井 一次, 川岸 進

藤原 四郎

監事 沢田 小一, 新山松太郎

昭和30年度予算 206千円

参考

- ① 他に福野織物組合(組合員32名, 織機935台)あり。

福野の紡績類の織物生産高

	数量(反)	価額(円)
明治8年	83,800	69,928
38	270,838	251,766
大正8年	484,123	1,445,699
15	639,191	949,766

- ② 慶長年間(1596年~)に八講布をつくった。徳川時代に藩命により幕用生地をつくった。寛政6年(1794年)に機織がさかんになった。製品は, 金沢から京阪に販売した。文政3年(1820年)美濃から技術を導入して, 福野菅大臣織をつくるようになった。糸は手紡糸であったが, 明治4年イギリスから輸入した糸を使った。

明治14年製綿組合を設立して尺巾の統一をはかり, 同37年福野織物同業組合を設立して染料の精選, 織方の改善, 尺巾の統一をはかった。大正13年には, 富山県染織



講習所福野織物整理工場が設置され、この施設を利用して製品の整理、加工の共同事業を実施した。

#### 石川県綿スフ織物調整組合

住 所 金沢市西町3番丁16 電話金沢(3)2171番

創 立 昭和29年9月

区 域 石川県一円

組合員 107名(2,958台)

役 員

理 事 長 由雄又次郎

専務理事 湯瀬 実栄

理 事 池田 作松, 西川 外吉, 伝 勝雄

岸 加八郎

監 事 米沢 淑郎, 谷 久則

#### 泉州織物工業協同組合

住 所 大阪府岸和田市野田町57の1

電話 岸和田328・443・594番

区 域 堺市, 泉大津市, 和泉市, 岸和田市, 泉北郡

創 立 昭和25年2月24日

組合員及び出資金 385名。10,930千円

役 員

理 事 長 藤原楠之助

副理事長 杉本亀次郎, 野上 弁造

専務理事 小島 朝一

理 事 穴川 義信, 井坂 卓平, 大杉健治郎

川本 作一, 久保 清二, 黒川幸一郎

上代 往永, 辻野房太郎, 藤田 悦治

堀口 馨, 安井 秀雄

監 事 隅谷平太郎, 杉本 左近, 松山幸右衛門

寺尾 雅義, 好本 一二

事 業

① 商手の割引(極度契約670百万円, 割引額395百万円) 運転資金の借入斡旋(斡旋融資106百万円, 転貸融資24百万円)。糸の共同購入資金の貸付(108百万円)

② 木管の回収(昭和30年度20,185千本)

③ 設備近代化の指導と斡旋

昭和30年度予算 工組9,970千円。

参 考 他に泉州織物調整組合(昭和27年10月創立)あり。その区域に、岸和田市の一部、大津市、堺市、泉北郡の一部。

#### 大阪南部綿織物工業協同組合

住 所 泉佐野市高松町1249 電話 泉佐野781~3

区 域 貝塚市, 泉佐野市, 泉南郡一円, 岸和田市の一部

創 立 昭和22年4月28日

組合員及び出資金 356名。8,334千円

役 員

理 事 長 古谷喜雨太

副理事長 堀野林三郎

専務理事 櫛田 菊松

理 事 藪 定雄, 奥野庄一郎, 古家 清光

塔筋 博文, 池藤 正春, 村上 俊造

山岸 捨松, 中西 重栄, 小西 四郎

角谷 行雄, 角谷 末造, 上ノ山利治

監 事 奥野 久雄, 浦川徳太郎, 永井 芳一

相 談 役 亀本寅治

事 業

① 商手の割引(極度枠3億円, 割引額1億5千万円)

② 融資の斡旋(115,000千円)

③ 空木管の回収(30年度の回収8,000千本)

昭和30年度予算 工組7,000千円。

参 考

① 南部組合は、昭和22年から30年の間に11のサイジングと晒起毛、捺染の共同施設の設置を指導してこれを実現した。

② 他に大阪南部綿スフ織物調整組合(昭和27年10月創立)あり。その区域は、貝塚市、泉佐野市、泉南郡、岸和田市の一部。

#### 河内織物工業協同組合

住 所 大阪府南河内郡藤井寺町字岡 電話藤井寺262番

区 域 大阪市, 堺市, 八尾市, 富田林市, 寝屋川市

池田市, 南河内郡, 中河内郡, 北河内郡

創 立 昭和25年5月30日

組合員及び出資金 45名。

役 員

理 事 長 平岡 末吉

専務理事 亀田岩治郎

理 事 萩原真之助, 和田 慶治, 辻野 秋義

早川 良祐, 川野作次郎, 岡村 啓三

監 事 山田 啓三, 阪本 正夫, 津田 浅吉

事 業

① 設備近代化の指導

② 系列販売の指導

③ 特殊製品の研究の指導

④ 糊付共同加工(サイジング1基, 昭和31年度の加工料収入7,200千円)

⑤ 原糸の共同購入(12百万円)

⑥ 融資(商中の手形割引45百万円)

昭和30年度予算 工組1,617千円。

参 考 他に河内織物調整組合(昭和28年2月創立)あり。その区域は大阪市、八尾市、富田林市、布施市、寝屋川市、池田市、南河内郡、中河内郡、北河内郡、泉北郡、堺市の一部。

## 泉 州

わたしは、室町時代（1338年～）から栽培され、農家の婦女子はこれを手紡して白木綿をつくった。この地は、綿作や木綿の販売について条件がめぐまれていたので機業がさかえた。

はたは、はじめ下機（長さ1間、高さ4尺、織工が腰をかけ足を伸縮して1尺ぐらい織ったとき手を止めて下腹の前に装置した横木に布をまく）であったが、明治12年ごろチョンコ機（下機の抒投げ装置を改良したもの）となり、明治25年ごろ泉南の松浪末蔵氏がこれを改良して太鼓機をつくった。同機は、経糸送り装置を改良したもので、性能は高いが1台5～7円であったので農家は自らこれを買わず、仲買人から借るようになった。明治30年ごろの生産の方法は、この出機によるのが支配的になった。動力織機は、日露戦争前後から使用されるようになり、出機していたものも、自ら工場を設けて経営するようになった。明治42年9月の力織機数は3,233台で、型式は原田式2,004台、水野式623台、松浪式328台、豊田式232台、岡戸式35台、中村式10台である。原動機は、石油や瓦斯の発動機であったが、大正3～4年ごろから電力を使用するようになった。

品種は、はじめ白木綿であった。この品質を維持するため、寛文年間（1661年～）には長さを1反2丈6尺と定めたり、享保年間（1716年～）には山直、日根等の地区毎に組をつくり、組毎に量目の制限をしたりした。明治20年ごろ、ネル、鍛通、明治30年ごろ毛布、敷布等の柄もの、日露戦争後天竺、金巾、粗布、縞綿布などをつくるようになった。ネルや毛布は、はじめチーゼルの木の実で起毛したが、明治32年ごろ洋式の起毛機を輸入してこれによった。五枚朱子は大正10年ごろ里井千蔵が試織をはじめ、大正12年に完成された。六綾、網代織、蜂巢織、アムンゼン、八枚朱子等は昭和3年、仁斯は昭和6年、MKポプリン、四〇番仁斯等は昭和6年ごろから製織された。また、スフモスは昭和12年、スフネルは昭和13年、スフ服地は昭和15年ごろから生産された。

木綿の取引は、はじめ仲買人が農家から買い、これを堺の木綿問屋に売っていたが、宝暦年間（1751年～）から直接大阪商人と取引するようになった。仲買人は、地主の出のものが多く、元来有力であったが、何れも冥加金を納めて株仲間を組織し、取引の独占権をもっていた。泉州の仲買人は西南戦争の好況にあたり、割安な唐糸を使い、大和、伊勢その他の手紡糸の製品を圧倒して販路を拡張した。明治21年7月岸和田の仲買人等は、株式会社共同会社を設立して20番の紡績糸でつくる丸唐木綿の製造、販売を独占した。このころから手紡糸を使うものが急減していった。この会社は明治30年に解散したが、仲買人はそれぞれ蓄積した資力をもって出機したり、また自ら工場を設け

て機織を始めていった。機業は、糸と製品の受渡しに便宜が多く、資金の回転も早い地の利を活かして発達した。経営は、糸買い布売りの方法により、賃織するものは殆どなかった。第2次大戦までの決済条件は、糸は出荷日起算の7日払い、織物は受渡しの翌日払いであった。

大阪府の綿織物生産状況

	生産高		業者数	織機台数
	小巾 (1,000反)	広巾 (1,000碼)		
昭和元年	53,745	597,790	959	61,125
5年	45,258	661,812	1,038	70,069
10年	42,357	835,028	1,090	80,344
13年	16,268	846,712	945	84,577
24年	9,850	127,024	1,343	44,375
30年	12,400	349,429	900	55,338

大正の末ごろから合理化が特に推進された。準備工程では、韋糸木管を大きくする（6吋を9吋半ぐらいまでとする）、整経機のビームを大きくする、整経機のクリール棒を油づけしてすべりをよくする。巻取ビームを改造して耳糸のクズレをなくす、高速度化、糊材料の研究と糊付率の調査、スチームの温湿度を調整する、屑糸を少なくすることなど、また織工程では、工場の採光と温湿度の調整、経糸切れの原因を調査して糸切れを少なくする、ドロッパーの取付け、注油の研究、女工の持台数の増加、回転数の調整、また糸の運搬に通袋を使用して薬工品の節約をすることなどが実施された。

組合は、明治25年泉南木綿同業組合、明治31～9年の間に大阪府鍛通、泉北郡、北河内郡、中河内区雲斎、泉南郡木綿、大阪の各織物同業組合、大正14年～昭和6年の間に大阪府敷布、泉北郡、泉南郡中央、河内第一、南河内その他の織物工業組合が設立された。何れもサイジング、債務の保証、生産の調節、職工争奪の防止等の事業を実施した。昭和16年1月28日の工業組合があったが、これを統合して大阪府織物工業組合を設立、昭和19年7月大阪府織物製造統制組合に改組、昭和22年泉州、大阪南部、河内その他の地区別業種別の織物工業協同組合に改組して現在に至った。

## 日本紋羽調整組合

住 所 大阪府泉南郡尾崎町70 電話  
 創 立 昭和28年6月26日  
 区 域 大阪府、和歌山県、滋賀県、埼玉県。  
 組合員 28名（825台）  
 役 員  
 理 事 長 三沢 鶴市  
 専務理事 阪口 信吾  
 理 事 藪内藤十郎、池宮利三郎、石橋新十郎  
 戎野 藤造、細浜 繁

監 事 古野 平重, 杉野久治郎

### 和歌山県織物工業協同組合

住 所 和歌山市真砂町 2 丁目 11-2 電話 2791~2。

区 域 和歌山県 (伊都郡を除く)

創 立 昭和 24 年 11 月 22 日

組合員及び出資金 98 名。600 千円。

役 員

理 事 長 木綿房千代

常務理事 小沢 修吉

理 事 宮本 二彦, 竹口亀千代, 橋本忠次郎

安本 松隆, 嶋 忠一, 上山 繁雄

寺本 清治, 堀 吉太郎, 谷口 俊二

岡本 修一

監 事 谷口 八郎, 出口 俊男

事 業

① 経営と技術の改善の指導

② 整理仕上げ (カレンダー 2 基), 梱包 (梱包機 1 台) の共同加工

昭和 30 年度予算 2,551 千円。

参 考

① 他に和歌山県綿スフ織物調敷組合 (昭和 27 年 10 月創立) あり。

② 享保 12 年 (1727 年) 文化織が那賀郡北野上村とその周辺でつくられた。明治 4 年ごろ紋羽織と改称, 用途は主として足袋用, これはのちに松葉を括り合せて起毛するようになった。これが綿ネルの起源である。当時の紋羽織は, 1 反巾 1 尺 5 分, 長さ 2 丈 6 尺, 目方 260~300 匁, 年産 20 万反, 売先は江戸であった。綿フランネルは明治 5 年ごろからつくられた。ネルの生産は, 明治 15 年 46 千反, 30 年 757 千反 (2,651 千円), 大正 7 年 5,111 千反 (47,477 千円), 昭和 10 年 13,111 千反 (118,002 千円) と増加していった。ネルは, 大正の末から昭和のはじめ満・韓・支・シベリヤ・南洋に輸出された。

明治 16 年にネル 1 反 3 円 50 銭から 1 円 80 銭に暴落した。同 17 年綿フランネル織業組合を設立してこの対策を講じたが, 組合員は 100 名, 手織機 4,736 台であった。当時の女工の日給は 10~18 銭であった。明治 18~30 年の間に起毛機の考案, 捺染機の発明があった。

組合は, 前記のほか明治 33 年和歌山織物同業組合, 昭和 6 年和歌山織物工業組合, 昭和 19 年和歌山県織物統制組合, 昭和 22 年和歌山県織物工業協同組合を経て現在に至る。整理, 梱包等の共同施設は, 昭和 22 年 2 月に開始。

### 播州織物工業協同組合

住 所 兵庫県西脇市西脇 356 電話 西脇 450~4

区 域 兵庫県

創 立 昭和 25 年 2 月

組合員及び出資金 502 名。20,816 千円。

役 員

理 事 長 宮崎 春吉

常務理事 藤原 衛, 村上 允常

理 事 佐藤茂久治, 高瀬 平吉, 嶋田浅太郎

内橋 宗次, 高瀬幸太郎, 秋田市太郎

阿江 啓治, 糸川実太郎, 戸田 信夫

大西 作二, 宮田 六二, 高瀬 繁雄

村上 栄治, 村上 福治, 藤原 義一

勝岡 徳治, 藤原 一郎, 藤井 福治

高瀬 弘男, 平田 貞男, 長谷川金治

南畝 正雄, 片岡 広治, 水嶋 十治

松原 万吉, 脇坂 寿雄

監 事 徳岡 武治, 依藤 貞一, 波 正雄

仁村 久吉, 来住 逸雄, 大島 正己

事 業

① 整理, 仕上げ, 出荷の共同事業 (昭和 31 年度の加工数量 68,886 千方ヤール, 同加工料収入 185,777 千円)

② 融資とその斡旋 (商手の割引, 極度額は商中 7 千万, 神戸銀行 3 千万円, 昭和 30 年度の割引額 4 億円, 設備資金の斡旋 5 千万円)

③ 労働環境の改善の指導

昭和 30 年度予算 工組 10,854 千円。

共同加工場 121,200 千円。

参 考

① 他に播州綿スフ織物調整組合 (昭和 27 年 10 月創立) あり。

② 比延庄の大工飛田安兵衛は, 天明 8 年 (1788 年) に京都にて, 機織と織機製作の方法を修得してかえり寛政 4 年 (1792 年) に機業を始めた。寛政 7 年には比延庄の業者も 5 戸になった。紺, 茶の染色は, 京都に依頼していたが, 同地から丹後屋安治郎を招いて染業を始めさせた。機業は次第に発達し, 文政年間 (1804 年~) に 15 戸, 明治維新当時には 75 戸になった。

糸は, 農家の婦女子が自作綿を手紡していたが, 糸が不足すると淡路や紀州から移入してこれを補った。明治 14~5 年から主として紡績糸を使うようになった。

はたは長機と称しこれを庭上にすえた。文化年間に上機という床上に設けるものになった。明治 30 年ごろから足踏機を使い, 工場経営をするものがでてきた。明治 33 年来住兼三郎氏は, 石油発動機で豊田式織機をはじめて運転した。電力の使用は, 明治 45 年 5 月からではじめ機業家 5 戸が 50 馬力の昼間電力を使用した。料金は, 1 馬力 8 円であったが, 度々値上げされて大正 10 年 4 月には 16 円になった。組合は, 大正 12 年姫路水力電気会社, 同 15 年山陽中央水電会社と折衝し送電をうけることになり, 料金も低下するに至った。大正 13 年 6 月ごろは, 殆どどの工

場が電力を使用した。昭和7年電力料がまた値上げされたので、組合はディーゼルエンジンの据付を奨励し、一台当り2割5分の補助金を交付するほか使用法の指導をした。昭和11年末までの設置数は50余である。

染料は、明治10年ごろは藍や雁皮などの植物の染料であった。日露戦争のころ硫化、塩基性などの化学染料を使用した。大正5年には、輸入染料が払底したので、自ら硫化染料の製造に着手、2千斤を製造することができた。

品種は、白木綿、白縞、浴衣地、縞緋、ふとん縞、紺無地木綿等であったが、丸山万右衛門氏らは明治40年青筋縞、大正元年英ネルをはじめてつくった。村上喜兵衛氏らは、欧州大戦の末ごろ広巾輸出ものの製織を始めた。兵庫県も、大正8年工業試験場西脇分場を設置して輸出ものの生産を指導した。大正12年の関東大震災による為替相場下落と在外商社の神戸移転等の事情により、輸出ものに転換するものが多くなった。小巾を広巾に改造し、また広巾織機がさかんに設置された。大正13年ごろから縞三綾、五彩布の製織をした。昭和7年先染、雙人サロン、昭和8年キマイ、昭和9年紋テーブルクロスなどの新品种が生産された。サロンとテーブルクロスは小沢通秀氏の研究によるものであった。ドビー、ラペットとカンガーは昭和9年(ラペット織機は細田吟蔵が考案)、シールは昭和10年から生産された。

幕末の販路は、京都や大阪であった。販売は、棒頭という中継的存在に左右されることがあった。棒頭は、京都や大阪へ反物をはこぶ飛脚を支配し、製品の売込み、販路の拡張、売上げ代金の収納などをして、次第に有力となった。明治30年ごろの仲介手数料は百反につき4銭、製品代は30～60日の延取引が多かった。

機業家は明治10年ごろ100戸に達した。明治14年恵比須講をつくり粗製濫造を矯め、品質の改善をはかった。明治17年多可郡縞木綿業組合を設立(認可は25年)、染料と染法の統一製品の標準化、粗製品の防止をした。明治36年織布、賃織、染晒、買継、整理の業者123名は、播州織同業組合を設立、検査、品質の改善、織工の争奪の防止、染織技術の研究、販路の拡張をした。当時の生産高は、22万反(21万円)であった。明治41年9月播州織信用生産購買販売組合を設立し、織物の整理、仕上げ、染色、共同購入などをしたが、大正12年解散した。大正12年から輸出品の生産が多くなったが、米住兼三郎氏らは同13年5月これを播州にて整理仕上げするため、有限責任播州織利用組合(出資金13,700円)、同業組合(補助金10,000円)を設立し、大正14年8月から事業を開始した。昭和3年3月播州織工業組合を設立。検査、整理仕上げ、徒弟の教育、染色料金その他価格の協定、縞三綾その他の生産の調節、綿糸と染料の共同購入、製品の共販、栄養食の配給(昭和15年1日32～35銭、1,300人分)などを行った。同年12月前記利用組合の設備一切を買収し、整理加工、梱

包事業を開始し、昭和7年11月には村上義一氏ら5氏の経営する5つの整理工場を買収して、検査、整理、加工、包装を組合経営の1工場に統一した。組合は前記のほか昭和16年8月兵庫県第一織物工業組合と播州織加工有限会社を設立、昭和19年7月兵庫県織物統制組合、昭和21年8月播州織工業協同組合を経て現在に至る。

#### 野間織物工業協同組合

住 所 兵庫県多可郡八千代村中野間1061の2

電話 野間谷14・34・114番

区 域 多可郡八千代村

創 立 昭和22年3月14日

組合員及び出資金 93名。4,199千円。

役 員

理 事 長 市位 一郎

常務理事 藤田 輝司、古来 弘司

理 事 門脇 正蔵、川上 席太郎、秋山 勝治

植山 一益、中島 芳太郎、杉本 利雄

小林 鶴市

監 事 高見長次郎、寺尾富太郎、小林 卓司

事 業

① 糊付(ホットエアサイジング1基)、染色漂白、起毛(起毛機3台)、整理、梱包の共同加工(昭和30年度の月間の加工数量は起毛1,500千ヤール、加工料収入2,000千円、整理1,500千方ヤール、加工料3,400千円)。

② 融資及びその斡旋(商手の割引神戸銀行13,050千円。設備資金11,810千円。ネルの生産金融4,500千円)

昭和30年度予算 37,223千円。

参 考

① 他に野間綿スフ織物調整組合(昭和27年11月創立)あり。その区域は、多可郡野間谷村。

② 天明年間(1781年～)野間谷村の市位重兵衛氏が大屋博多の絹織物をつくり、播州博多織として京阪地方に販売した。幕末ごろは、各戸にはたをもち副業に木綿を手織していた。明治12年の不況で休止するものが多かった。明治14年、粗製濫造品が出たので、これを防ぐため、恵比須講をつくってこれを防止した。明治15年、市況も回復したので、業者は割安の紡績糸を使用して生産を再開した。明治20年草別為治郎氏は手機32台で工場生産をはじめた。明治33年には動力織機を使うようになった。

品種ははじめ白木綿であった。明治45年堀口岩吉氏をはじめて紺屋(糸染業)をはじめた。大正5年ごろは板緋、7、8年ごろは播格子、英ネル等であった。大正3年から輸出織物が試織され、戦後輸出織物に転換するものが多かった。大正11年中播電気より動力を供給され、電力利用にきりかえた。大正13年輸出の好況につれて縞三綾、五彩

布の輸出ものの製織を開始した。

組合は大正9年野間織物同業組合、昭和6年7月播州織野間工業組合を設立、糸の染色漂白、織物の整理仕上梱包、検査を実施した。昭和16年5月企業の整備により、共同施設を中心に播州織野間工業有限会社（資本金5万円）を設立、昭和19年10月野間織物施設組合を設立、昭和22年2月施設組合を解散、野間織物工業協同組合設立。24年6月ホットエア・サイジング設置、25年3月起毛機設置、26年11月40馬力発動機設置、同12月5本ロールカレンダー設置、29年12月梱包機を設置した。

#### 中町織物協同組合

住 所 兵庫県多可郡中町中村町 89

電話 中町 351～4 番

区 域 多可郡中町、同加美村。

創 立 昭和23年11月18日

組合員及び出資金 97名。13,620千円

役 員

理 事 長 笹倉藤太郎

専務理事 戸田健次郎

常務理事 桑村 敏郎、竹西忠治郎

理 事 後藤忠太郎、藤原 金次、高見宇三郎

星屋錠之助、高田 重夫、徳岡 延治

前田 邦夫、後藤 繁雄

監 事 笹倉 務、安平 政雄、細田 静夫

事 業

- ① 融資（商中と神戸銀行から月5千万円の限度）
- ② 製品の菟荷、BC反の保管
- ③ 整理、仕上げ、梱包の共同事業（昭和31年度加工数量21,195千方ヤール、同加工料収入41,727千円）
- ④ テープサイジング機の設置とその利用方法の研究

昭和31年度予算 41,937千円

参 考 他に中町綿スフ織物調整組合（昭和27年10月創立）あり。その区域は、多可郡中町、松井庄村、杉原谷村。

#### 加西織物工業協同組合

住 所 兵庫県加西郡北条町北条 48 の 2

電話 北条 20・37 番

区 域 加西郡、姫路市、飾磨郡、西瀬市の一部、多可郡八千代村の一部

創 立 昭和22年3月27日

組合員及び出資金 51名。

役 員

理 事 長 浜本 義一

常務理事 高橋利吉郎、中嶋 逸治

理 事 伊藤 利一、菅野 福治、青山 浜二

後藤 繁作、野田 武次、中右 弘

監 事 甘中 永一、小林 利一、西村 竹雄  
事 業

① 共同加工（30年度整理起毛1,600万碼）

② 空木管の回収（月20万本）

③ 金融

昭和30年度予算 22,809千円

参 考 他に加西綿スフ織物調整組合（昭和27年10月創立）あり。その区域は加西郡、神崎郡、飾磨郡、姫路市。

#### 播州織第一綿スフ織物調整組合

住 所 兵庫県多可郡黒田庄村津万井 12

電話 黒田庄 78

創 立 昭和29年10月30日

区 域 多可郡黒田庄村、水口郡

組合員 107名（1,485台）

役 員

理 事 長 藤本 順二

副理事長 横山 清一

常務理事 神月作太郎、藤原 常夫

理 事 森脇 仁助、小西池雄一、藤原 実

西村 正之、荻野 定七、村山 三郎

監 事 石井 敏男、中川円次郎、栗山 権治

参 考 他に播州織第一工業協同組合あり。同組合は昭和26年2月8日設立。出資金1,500万円（払込600万円）同26年8月起毛機、テンダー、糸染、樹脂加工の共同施設を設置、昭和32年7月休止。

#### 兵庫重布工業協同組合

住 所 明石市西新町3丁目200 電話 明石 2914

区 域 兵庫県

創 立 昭和25年2月16日

組合員及び出資金 7名。81千円

役 員

理 事 長 正井 政雄

理 事 佐藤 真、塚本 二郎

監 事 赤松 初司、稲田 正光

事 業 糸及び織物の試験（試験施設完備）

昭和31年度予算 250千円

参 考 他に兵庫重布調整組合（昭和27年11月創立）あり。その区域は神戸市、明石市、加古川市、明石郡、加古郡。

#### 奈良県織物工業協同組合

住 所 大和高田市日之出町3丁目91番地

電話 大和高田 3191～2 番

区 域 奈良県一円。

創 立 昭和22年2月28日

組合員及び出資金 67名。159千円

役員

理事長 広橋 禎治  
 理事 犬丸 宗次, 中村絹次郎, 岡本 清作  
 広田 義雄, 野村忠太郎, 杉田 正一  
 中井 敏治, 吉岡 剛竜, 多治見義一  
 監事 村島 清一, 辻井 秀雄, 伊豆津房蔵  
 顧問 越智岩太郎

事業

- ① 融資（昭和31年度の南都銀行の保証枠71,900千円、保証額7億6千万円）
- ② 運送（自動三輪車1輛, 運賃収入313千円）
- ③ 空木管の回収（649千本）
- ④ 糊付の共同加工（糊付機2基, 糊付数量5,750千ヤール）。
- ⑤ 梱包（梱包機1基, 1万梱包）

昭和30年度予算, 工組2,027千円。

参考

- ① 他に奈良県綿スフ織物調整組合（昭和28年7月創立）あり。
- ② 雄略天皇（456年-479年）は、呉の国から織工を招いて、機織を普及させ、その子孫がこの地方で機織に従事した。

奈良晒は、永禄10年（1567年）にはじまる。江戸幕府は、慶長年間に江戸屋岩井与右衛門に折紙を与え奈良晒に朱印を押し布の広狭長短を検査した。また晒屋の株を定め、各晒屋に標印を渡し、自印一顆を押捺させて、粗晒を戒しめた。

文禄2年（1593年）、支那から綿種をえて栽培し、木綿をつくるようになった。寛文5年（1665年）粗悪品が出廻るようになったので、白木綿と縞物の長さ2丈6尺巾9寸を1反と定め寸尺を統一した。大和緋は浅田操字が宝暦のころ（1751年）、春日藤は松本与一郎が文政14年（1817年）、片麻蚊帳は上久保コトが明治2年、襖地織は木奥由松が明治3年にそれぞれこれをはじめた。

奈良県は明治27年から32年まで、県費1~3千円を同業組合に補助して染織技術を普及させ、明治43年機業取締規則、大和木綿染料取締規則を施行して品質の改善をはかり、大正6年には工業試験場を設置して、染織の試験研究指導にあたった。

大和織物の生産高（明治42年度）

	千反	千円
白 木 綿	4,123	1,650
緋 木 綿	1,747	2,278
木綿縞その他	1,026	770
麻 布	55	140
蚊 帳	510	214
計	7,971	5,052

注：のうち力織機によるものは1,398千反で他は手織によるものである。

組合は、明治27年大和木綿業組合、同33年大和木綿同業組合、昭和3年大和輸出綿織物工業組合、同16年奈良県織物工業組合、同19年奈良県織物統制組合、同22年奈良県織物工業協同組合を経て現在に至る。

大和緋協同組合

住 所 大和高田市大中216 電話 大和高田217番  
 区 域 奈良県一円  
 創 立 昭和24年11月28日  
 組合員及び出資金 9名（手織機900台, 力織機6台）。  
 450千円

役員

理事長 紺谷 武造

事業

- ① 大和緋の共同販売（昭和31年度16千反, 11,257千円）
- ② 力織機による大和緋の試織研究（2千8百反）
- ③ 販路の維持と拡張

昭和31年度予算 1,121千円。

参考 大和緋は、宝暦のころ（1751年）仲継問屋の浅田操字がこれをはじめた。嘉永元年（1848年）に括り緋を板緋に改めた。大和緋は、今も昔のように農山村にて手織で織られている。はたは、昭和のはじめ5千台, 昭和6年2千台, 本年は9百台となった。奈良県は、明治27年大和緋取締規則を制定して、品質の維持改善をはかった。明治42年の生産高は、1,747千反, 昭和2年788千反（白緋433千反, 紺緋57千反, 捺染緋297千反）、同5年300千反, 同7年200千反, 同12年150千反と漸減した。組合は、昭和11年大和綿織物工業組合から分離して大和緋工業組合を設立、昭和16年大和緋工業小組合、昭和20年12月大和施設組合を経て現在に至る。

高島織物工業協同組合

住 所 滋賀県高島郡新旭町大字新庄490の3  
 電話 新儀44番  
 区 域 高島郡  
 創 立 昭和24年11月28日  
 組合員及び出資金 153名。1,000千円

役員

理事長 藤川 利輔

専務理事 杉本幾太郎

常務理事 土井 誠治

理 事 河本嘉十郎, 饗庭 三一, 坂尾栄次郎  
 高橋庄四郎, 林寺 忠夫, 浅見 八郎  
 吉川喜代治

監 事 山川 藤一, 林 利一, 桑原 金作

## 事業

- ① 融資の斡旋（商中の手形割引の極度契約 9,000 千万円）
- ② 整経（サイジング 2 基，30 年度加工料収入 7,348 千円）と漂白（楊柳機，テンダー等，昭和 30 年度の加工料収入 6,863 千円）。

昭和 31 年度予算 16,234 千円

## 参考

- ① 他に高島綿スフ織物調整組合（昭和 30 年 2 月創立）あり。
- ② 湖西地方は，古くから麻や綿を栽培していた。機織は農家の副業であったが，東三道の交通がさかんになるにつれて発達した。明治 10 年ごろ経糸に綿糸の紺地に絹糸を交へ韋糸を両撚にした高島縮がよく売れ好況を呈したが，次第に粗悪品が出て市場を失うに至ったので，明治 19 年 2 月近江綿縮営業組合を組織して，染色と撚度の品質の維持改善をはかった。

明治 19 年饗庭村の宮川久右衛門がバタン機を新設，明治 39 年水尾村の万木嘉次郎が力織機数台を水力にて運転，明治 42 年水尾村の松田留蔵が起毛機を設け綿ネル起毛業を開始した。

生産高は，明治 39 年内需 170 千反（542 千円），輸出 63 千反（142 千円），大正 2 年内需 69 千反（213 千円），輸出 123 千反（237 千円）。大正 2 年の生産品種は，内需 2 尺巾白縮 8 千反，9 寸巾白縮 15 千反，綿ネル 11 千反，裏地 5 千反，輸出白縮 68 千反，縞縮 47 千反，尺 8 寸白縮 3 千反その他である。

組合は，その後，明治 39 年 3 月高島織物同業組合，昭和 9 年 6 月高島織物工業組合，昭和 16 年 3 月滋賀県綿スフ織物工業組合，昭和 19 年 8 月滋賀県織物製造統制組合，昭和 22 年 3 月高島織物工業協同組合を経て現在に至る。

### 滋賀県綿スフ織物調整組合

住所 滋賀県神崎郡能登川町大字佐野 735

電話 能登川 17 番

創立 昭和 30 年 2 月 10 日

区域 滋賀県（高島郡を除く）

組合員 55 名（2,729 台）

## 役員

理事長 長竹武之助

常務理事 猪野 三郎

理事 岩崎 義夫，川口市三郎，鈴鹿 良蔵  
辻富右衛門，西川 文一，河崎 耕次

監事 北村源三郎，山岸久次郎

### 京都綿スフ織物工業協同組合

住所 京都府相楽郡木津町清水 50 の 1

電話 山城木津 52 番

## 区域 相楽郡

創立 昭和 22 年 3 月 3 日

組合員及び出資金 13 名。3,000 千円

## 役員

理事長 梶田 大蔵

理事 川越権一郎，栗林 繁，福岡 忠治  
森本 藤男，小島 一治

監事 小林喜世高，石崎嘉一郎

## 事業

- ① 共同加工（サイジング 1 基，昭和 31 年度の糊付加工料収入 1,166 千円。テンダー 1 台，蚊帳地の染色糊張，加工料収入 4,846 千円）。

- ② 年末資金の斡旋

昭和 31 年度予算 5,750 千円

参考 京都綿スフ織物調整組合（昭和 29 年 10 月創立）あり。理事長は森本藤男氏，役員は前記組合役員のほか大野木繁夫，梶田大蔵氏である。

### 福井県綿スフ織物調整組合

住所 福井市佐佳枝上町 85 電話 福井 5030～3

区域 福井県一円

創立 昭和 29 年 10 月 30 日

組合員 289 名（3,640 台）

## 役員

理事長 海崎 清一

副理事長 名部井欽策，坪井 金作

理事 福田 繁，川田 金造，姻岡 彰  
鈴木 重二，長谷川 清，福野 伝  
山本 正視，上坂 斎弥，水谷久太郎  
佐々木徳右衛門，森川 栄，山本甚三郎

監事 河合 開造，平沢 嘉基，増山作次郎

参考 他に福井県綿スフ織物工業協同組合（理事長名部井欽策）あり。組合員 34 名，サイジングの共同事業を実施。

### 岡山県織物工業会

住所 岡山市西中山山下 49 電話 岡山 (2) 2735

区域 岡山県

創立 昭和 24 年 9 月 8 日

組合員 39 名（広巾 4,898 台，小巾 124 台）

## 役員

理事長 姫井三亀男

副理事長 後藤 勝利

専務理事 安田 楨夫

理事 大島 福松，亀山善三郎，依田 常二  
高砂 純三，武鐘 和夫，古市 栄太  
赤松 潤吉，姫井 良二

監事 石井 岸平，依田 正志，宮崎 芳一

事業 販路の開拓，技術の向上，設備近代化，融資，労働環境の改善の指導

昭和31年度予算 1,670千円

参考 他に岡山県綿スフ織物調整組合（昭和27年10月創立），岡山県繊維工業協同組合あり。調整組合の区域は，岡山市，倉敷市，笠岡市，御津市，都窪県，浅口郡，吉備郡，上房郡，真庭郡，赤磐郡，邑久郡，児島郡の一部で，役員には前記工業会の役員のほか渡辺莞爾，坂本太郎氏である。協同組合の組合員は10名，出資金は114千円，役員は理事長大野槌松，専務加納鷺郎，事業は融資（商手の割引7,400万円，設備資金の貸付679万円）

#### 備前織物機業会

住所 岡山県児島市小川2403

電話 児島82・424番

区域 児島市，児島郡郷内村の一部

創立 昭和24年10月17日

組合員 115名

役員

理事長 岡野多郎松

副理事長 清板真喜男，尾崎 芳郎

専務理事 高島 退策

常務理事 高橋 武雄

理事 石井 栄治，尾崎 金平，片山須七治  
松本 美夫，大森 栄，塚本 晟  
岡野 隼人，古市 栄太，藤原 正雄  
芝野 逸巳，井上 尚，藤井 周一  
堀尾林五郎，藤井伊太郎，中村 正雄  
中村八千億

監事 内藤 喜一，藤井 正春

事業

- ① 販路の開拓
- ② 生産の振興，技術の改善，経営の合理化の指導
- ③ 労働，税務，金融の指導と斡旋

昭和31年度予算 1,206千円

参考

- ① 他に備前織物工業協同組合連合会，備前綿スフ織物調整組合（昭和27年10月創立）あり。調整組合の区域は児島市，児島郡琴浦町，調整組合の予算は330千円。連合会の会員は9，出資金は720千円，事業は木管の回収（31年600万本），優良機械の貸与（9件150万円），運転資金の貸付（15件250万円）など。
- ② 綿花は，文禄年間（1592年～）から栽培された。幕府の特用農産物本田植付の抑止策により抑止されたこともあるが，土地に適したので，安永年間（1772年～）備中早島と玉島とには11万が本うえられるという盛況であった。木綿は，児島と備中で早くからつ

くられた。

備前織物の起源となった真田紐は，寛政元年（1789年）田の口村でつくられ，由加大権現の参詣客によって全国に普及された。さらに寛政2～3年には迫川で常袴，同10年には小川で小倉地がつくられた。機業をはじめものが次第に多くなったが，備前藩は天保13年（1842年）農業を疎かにするものとして抑圧策をとった。安政5年に至り，真田，小倉，袴地の生産者は，岡山藩の許をえて生産するようになり，製品を御産物と称して大阪に搬出し，藩もこれを重要財源とした。文政4～5年ごろ手紡糸のかわりに唐糸を使うものもあった。明治12～3年には輸入の瓦斯糸を使用した。明治22～3年ごろから殆ど紡績糸を使うようになった。支那向腿帯子は，琴浦の業者が，岡山県の満韓利源調査員の報告により明治39年ごろ初めてつくったものである。

#### 備中地方機業会

住所 岡山県井原市井原町1の1 電話 井原471番

区域 井原市，後月郡，小田郡

創立 昭和24年9月

組合員と出資金 217名。175千円。

役員

理事長 大塚 薫雄

専務理事 石井 設二

理事 原田 虎男，原田政太郎，落合 敏樹  
多賀 八郎，大山 俊雄，山名英二郎  
田中 延男，田辺 明，中村 富二  
土肥 志郎，森政 始衛，川井 純二

監事 武智 生后，川相 武夫，木山 静一

事業

- ① 糸染の研究会の開催
- ② 労働条件の懇談会の開催
- ③ 設備近代化の促進，融資の斡旋
- ④ 優良機械の貸与

昭和31年度予算 1,053千円

参考

- ① 他に備中綿スフ織物調整組合（昭和27年10月創立）あり。その区域は，後月郡，小田郡。
- ② 備中では，天和年間（1667年～）に藍を栽培し，これを用いて浅黄木綿をつくった。参勤交代のさい，備中木綿が名産品として珍重され，北陸，山陰，九州にまで搬出された。安政年間（1854年～），村々の疲弊が甚しかったので西江原の役所は，各戸に高機を貸付け，伊予から技術者をよび，江原結城の機織を奨励した。借りたものは，縞を売るとき1反につき銀2分，機料1分5厘の冥加金を納めた。明治15～6年から唐糸を使用し始め，織物の品種も綿ネル，弁慶縞，ふとん縞に及んだ。



明治 24 年株式会社井原織物所（現在高屋織物株式会社の井原工場）は、動力応用の織機を設置した。明治 32 年に蚊帳地、34～5 年に小倉地をつくった。明治 33 年の不況時に、業者は粗製濫造して販路を失うに至ったので、大塚笹一氏らはこの克服策として、同業組合の設立を計画し、37 年 5 月に至り備中物産同業組合を設立した。組合は、織機の改良、品質の向上、販路の開拓をはかり大正元年、備中小倉を輸出することができた。その後輸出は逐年増加し、備中小倉は、昭和 10 年ごろまで輸出小倉の 6 割を占めた。

組合は、前記のほか大正 4 年 5 月備中織物同業組合、昭和 7 年 6 月備中織物工業組合、同 10 年 8 月岡山県備中織物工業組合、同 18 年 6 月岡山県織物工業統制組合、同 24 年 9 月備中地方機業会となった。

### 広島県織物工業連合会

住 所 福山市紅葉町 185 の 1

電話 福山 1022・1107 番

区 域 広島県

創 立 昭和 24 年 10 月 16 日

組合員及び出資金 56 名（製造 185 工場、染色 8 工場、撚糸 57 工場）。3,000 千円。

役 員

理 事 長 桑田喜四郎

副理事長 矢田 益太

専務理事 園木 正治

理 事 中村 長男、宇田彦次郎、松本末太郎  
宇田 明人、宇田 真平、山本 義之  
福田 恵一、竹内伊太郎、佐々木平五郎  
重政 利市、佐藤群治郎、妹尾 正男  
庄野 敏夫、篠原 静夫、卜部 梅吉  
信岡 岩雄、平 隆雄、三上 正男  
佐々木京一、瀬尾 寛、森 徹太郎  
岡本 国衛、渡辺富太郎、坂本 景一

監 事 伊沢 良策、橋高 国人、高橋 善策

事 業

- ① 販路の開拓（特にデニューム、マフラーその他の先染について）
- ② 合成繊維の系列化の指導
- ③ 小巾の新製品の研究
- ④ 設備近代化の指導
- ⑤ 融資の斡旋（43,530 千円）
- ⑥ 労務管理の指導と技能者の養成
- ⑦ 経営と技術の指導員による巡回指導（28 年 3 月から実施）

昭和 31 年度予算 2,286 千円

参 考

- ① 他に広島県綿スフ織物調整組合（昭和 27 年 10 月創

立）、広島県輸出織物加工工業協同組合、備後小巾織物協同組合あり、調整組合の役員は、前記連合会の役員のほかに門田忠志、前田幸一、小林照、竹内保、妹尾隆、三島実男、安原忠男、吉岡一二、杉本清四郎、山本鉄三、浜田武雄、宇野誠一氏である。

協同組合は、昭和 23 年 2 月創立、組合員 52 名、出資金 8,850 千円。事業は整理、仕上げ、梱包（31 年度の整理 16,544 千万碼、起毛 455 千万碼、梱包 19 千倉、加工料収入 64,055 千円）、小巾組合は、昭和 30 年 11 月創立、組合員 78 名、出資金 1,200 千円。事業は着尺地の整理仕上げ。

- ② 推古帝の朝に機織がさかえていた。元和 5 年（1619 年）、福山城主が海岸各地に綿花の栽培を奨励した。享保のころ（1716 年～）木綿をつくった。寛政のころ藍を栽培。嘉永のころ（1848 年～）高機を使用するようになった。明治 4 年ごろ紡績糸を使うものもあった。

明治 16 年大林総作は、手織機 15 台にて木綿織物業の工場経営をした。明治 20 年高機にバツタンを取りつけた。明治 23 年粗製濫造を防止するため福山織物組合創立。このころから塩基性と植物性染料が輸入された。明治 33 年川南村吉重合名会社が、はじめて動力織機 30 台にて操業。明治 39 年ごろ広巾ものの製織をはじめた。明治 40 年福山県立工業試験場を設け、染色、薬品の分析、試験及び見習生講習生の養成をした。大正 5 年から広巾に転換するものが多くなった。大正 10 年の広巾の生産高は大正 6 年の 6 倍になった。学生服は、欧州大戦後使用するものが多くなったので、この生地の研究をして市場を開拓した。

広島県の織物生産高

	小 巾		広 巾	
	数 量 (1,000 反)	価 格 (1,000 円)	数 量 (1,000 反)	価 格 (1,000 円)
大正12年	6,991	13,510	193	1,140
昭和元年	8,399	12,167	199	1,374
“ 5 年	6,280	6,524	124	802
“ 9 年	5,308	6,474	358	2,570

大正 13 年 4 月、試験場より整理機械の下附をうけて備後整理株式会社を設立して共同事業を開始した。

組合は、明治 23 年福山織物同業組合、大正元年 4 月備後、西備、沼隈の 3 組合にて広島県織物工業組合連合会を設立、昭和 6 年 4 月広巾業者のみで広島県織物同業組合を設立し染色整理の協同事業を実施、昭和 9 年 4 月備南、備後、備後織物第一の各工業組合を設立しそれぞれ染、撚糸の共同事業を実施、昭和 16 年 9 月広島県織物工業組合を設立。昭和 19 年 7 月広島県織物工業統制組合を設立。同 22 年 4 月広島県織物工業協同組合、同 23 年 2 月輸出織物業者のみで広島県輸出織物加工工業協同組合を設立し、整理・仕上・梱包の共同事業を実施。同 24 年 10 月広島県織

物工業会（26年広島県織物工業連合会と改称）、同20年4月着尺地の業者は備後小巾織物協同組合を設立し整理加工事業を実施した。

#### 備後絰協同組合

住 所 広島県芦品郡新市町大字新市 697

電話 新市 17, 341 番

区 域 広島県

創 立 昭和 27 年 12 月 1 日

組合員及び出資金 214 名。1,104 千円

役 員

理 事 長 橘高 国人

副理事長 後藤 一美

専務理事 宮後 虎市

理 事 松本 愛吉, 能宗 利市, 陶山 柳一

目崎 実雄, 平田 武夫, 岡本 盛光

平田 直

監 事 杉原仙太郎, 篠原 芯, 馬屋原 勝

河村 克己

事 業

① 織物の県条例による検査（生産は 31 年度 230 万反）

② インヂゴの共同購入（購入先三井化学工業株式会社）

③ 絰の販路の開拓（絰の年産 2,700 千反）

昭和 30 年度予算 工組 7,604 千円。

参 考

① 他に備後絰調整組合（昭和 29 年 8 月創立）あり。

② 広島県は、昭和 29 年 4 月 6 日備後がすり検査条例を定め、条例検査を実施して品質の維持・向上をはかっている。

③ 嘉永 6 年（1859 年）、芦品郡下有林地の富田久三郎（文政 2 年 5 月～明治 44 年 8 月）は、経絰の部分に竹皮で巻いて染め、巾五ッの井桁絰（明治初年から備後絰と改称）をつくった。文久元年（1861 年）30～40 番手の輸入糸を使って唐糸絰をつくった。明治 9 年から藍錠を製造した。絰の生産高は、明治 13 年 115 千反、同 31 年 84 千反、40 年 437 千反、大正 10 年 583 千反、昭和 5 年 1,066 千反、同 10 年 1,326 千反である。昭和 8 年山本徳右衛門氏（明治 21 年～昭和 30 年）は絰力織機を考案し、生産の合理化をはかった。昭和 18 年 9 月指定生産制の強化により絰の生産を中断していたが昭和 22 年にこれを再開した。

組合は、明治 30 年備後芦品織物組合、明治 33 年西備織物同業組合、昭和 9 年備後絰工業組合、昭和 22 年備後絰織染工業協同組合を設立し、復元業者は別に昭和 24 年備後絰工業協同組合を設立したが昭和 27 年 11 月に至り現在の組合に合併した。

#### 山口県染織工業協同組合

住 所 山口県柳井市大字古開作第 214 番地の 9

電話 柳井 330 番

区 域 玖珂郡, 熊毛郡, 大島郡。

創 立 昭和 22 年 3 月 1 日

組合員及び出資金 17 名。7,500 千円

役 員

理 事 長 佐田 喜八

常務理事 兼重 直

理 事 岡村謙太郎, 吉武 忠世, 椿 繁美

大久保総一郎, 広中重之進, 朝倉 勝治

佐倉千代一

監 事 菊元正太郎, 栗河 好, 能口 惣一

事 業

① 樹脂加工, 起毛, 剪毛, 整理仕上げの共同加工（30 年度の蒸絨加工 676 千ヤール, 樹脂加工 2,847 千ヤール）

② 商品担保金融（限度 22,000 千円）

昭和 31 年度予算 41,410 千円

参 考

① 他に山口県綿スフ織物調整組合（昭和 31 年 8 月創立）あり。その役員は、前記組合役員のほかに高橋倉吉氏, 吉武忠世氏である。

② 正平年間（1346 年～）大内治世が京都から織物職人を招いて機織を普及した。寛延年間（1748 年～）ちりめんをつくった。明治初年旧岩国藩主が、旧士族の生計を助けるため機業を奨励した。柳井縞その他の糸染ものは、このころからつくられた。昭和のはじめ内需品のほか朝鮮, 台湾向けのものをつくった。昭和 8 年綿糸に擬麻加工して麻の代用品の北布をつくり、朝鮮市場に出し好評をえた。組合は、明治 31 年 4 月大島玖珂熊毛三郡木綿織物同業組合、大正 10 年 7 月山口県織物同業組合、昭和 8 年 2 月同業組合解散、工業組合設立、同 9 年共同倉庫, 貯金の受入れ, 11 年撚糸加工の共同事業を開始した。昭和 15 年山口県織物工業組合を設立、昭和 19 年 4 月山口県染織生産統制組合を設立、昭和 22 年 3 月山口県染織工業協同組合を設立、昭和 25 年 12 月起毛機, 昭和 26 年 7 月金融, 昭和 26 年 10 月撚糸機, 昭和 27 年蒸絨機, 昭和 28 年 12 月山口県染織試験場整理加工場を借受け、樹脂加工の共同施設を設置し、現在に至る。

#### 鳥 取

江戸中期から綿花が栽培され、弓浜半島の伯州綿は年産 10 万貫に達した。農家はこれを手紡して縞木綿, 白木綿をつくった。江戸末期に、米子の天倉某女が絰をつくり、浜絰として好評を博した。その台数は、数千台に達したこ

今 治 織 物 生 産 額

期	綿ネル及び広巾織物		小 巾 織 物		織 機		
	数 量 (反)	価 格 (円)	数 量 (反)	価 格 (円)	手 織 機 (広巾のみ)	力 織 機	
						広 巾	小 巾
明治 19 年	350	不 明	54,866	不 明	25	0	0
“ 30 “	51,575	177,930	4,117,517	“	1,097	0	0
“ 40 “	262,355	1,267,520	3,014,134	“	4,020	159	0
大正 8 “	1,252,377	18,152,501	1,267,760	2,258,552	503	4,593	894
昭和 元 “	3,043,086	19,406,161	1,125,743	1,236,555	20	7,276	1,051
“ 10 “	2,393,709	16,663,085	1,587,395	1,076,676		7,937	1,039
“ 21 “	216,611	19,090,923	45,070	1,072,104		1,945	618

注：今治綿業発達史（49～52 頁，94～98 頁）による

ともある。明治 36 年ごろから手織機を統合して緋製造工場をつくった。工場は 38 年には 11 となり、販路も因，伯，雲州にひらけ，生産高も 3 万数千反に達したが漸次衰退した。現在は，縞，ギンガム等をわずかに製織しつつ，ドビー，ジャカードによる家具用裂地等への移行をはかっている。

今治織物工業協同組合

住 所 今治市広小路 385 電話 今治 124, 373 番

区 域 今治市，西条市，越智市，周桑郡

創 立 昭和 26 年 1 月 22 日

組合員及び出資金 36 名，8,000 千円。

役 員

理 事 長 木原 茂

副理事長 阿部 和男，桧垣 芳敬

専務理事 藤堂 茂喜

理 事 国分 胤英，村上 友一，三品 尚起

渡辺 勇，安井 周孝，平尾 正秋

松本由太郎，阿部 鹿一，渡辺 芳雄

松本 徳重

監 事 田頭忠雄，阿部猪佐一

事 業

① 融資（30 年末融資残 255 百万円）

② 設備近代化と製品の高級化の指導

昭和 30 年度予算 工組 2,170 千円

参 考

① 他に今治綿スフ織物調整組合（昭和 27 年 10 月創立）

あり。その区域は，西条市，今治市，越智郡，周桑郡。

② 奈良正倉院には，越智郡の葛木某の調貢した緋（あしぎぬ）が保存されている。天平時代（729 年～）にこの地で作ったものといわれる。

綿は，永禄年間（1558 年～）から栽培され，農家は，副業に手紡手織で木綿をつくった。享保年間（1716 年～）今治の柳瀬忠治義達は，白木綿が大阪でよく売れるのを見て，実綿と織物との交換制度（綿替木綿）を始めた。

伊予木綿は，好評であった。綿替木綿をはじめのものも多くなった。生産も，天保 14 年から嘉永 6 年までの間は

毎年 30 万反に達した。生産の増加につれ粗悪品が出るようになったので，藩は文久年間（1861 年～）大阪の商人のうち 18 名を指定して伊予木綿の取扱を特許し，名声の挽回をはかった。明治元年の生産高は 40 万反であった。

はたは，はじめ地機であった。白木綿 1 反に数日を要したが，文政年間（1818 年～）高機となり，1 日で織上げるようになった。明治 22 年前神峯太郎は，バツタンを移入し，1 日 4～5 反を織ることができた。広巾手織機は明治 18 年矢野七三郎が和歌山から 10 台購入したのが初めてである。広巾手織機は明治 29 年 1,076 台，明治 39 年 3,745 台と増加し，大正 3 年 2,377 台，大正 9 年 500 台余と漸減した。1 反 30 ヤールを織るのに 5～7 日かかったが，湯浅長次郎らは 3 日で織れるように改良した。繰返しは，明治 33 年泉州から足踏式のものに移入して使用した。広巾織機は，はじめ 50 台であったが，明治 39 年 71 台，大正 3 年 1,329 台，大正 9 年 5,971 台となった。小巾力織機は，明治 44 年 10 月から使用された。はじめ 10 台であったが，大正 3 年 899 台，大正 9 年 984 台となった。

白木綿は，明治 18 年に 1 万 8 千反と激減した。手紡糸のかわりに安い紡績糸を移入し，また明治 22 年には会社を新設してその振興をはかり，日清戦争当時は軍需品として需要が多く年産 5 百万反に達するに至ったが，広巾織物の進出で，大正 9 年 85 万反，昭和 10 年 150 万反となった。縞木綿は明治 28 年越智郡の今井佐太郎がはじめてつくった。大正 3 年の生産高は 8 万反。緋木綿は，明治 30 年硫磺ではじめてつくった。大正 3 年の生産高は 1 万反。ネルは，明治 18 年前記の矢野七三郎が創始した。明治 27 年には年産 5 万 6 千反，価格 22 万円に達し，翌年岡田恒太は尺 6 藍棒をはじめて南支に輸出した（25 年村山綿ネル合資会社が支那に輸出したともいう）。明治 39 年から南支，ソ連，満鮮に輸出するようになり，大正 7 年には 1,300 万円になったが，逐年衰退し，昭和 5 年には 560 万円となった。業者は，ネルのかわりに縮三綾，広巾織物に転換した。

産地の組合は，明治 27 年織布同盟会，同 28 年伊予綿練業組合，同 30 年伊予綿練同業組合，同 38 年伊予白木綿業組合，同 39 年伊予白木綿同業組合，同 41 年伊予綿布同業

組合、大正9年3月今治織物同業組合、昭和5年7月今治織物工業組合を設立、綿布の染色、漂白、整理の加工を実施、同16年5月愛媛県東予織物工業組合、同19年10月愛媛県織物製造加工統制組合、同25年3月今愛綿業倶楽部を経て現在に至った。

#### 伊予織物工業協同組合

住 所 松山市宮西町75 電話 松山1633, 3713

創 立 昭和19年8月31日

組合員と出資金 110名。8,400千円。

#### 役 員

理 事 長 白方大三郎

副理事長 村上慎太郎

理 事 本宮 豊, 岡本 利晴, 山崎 桂

中矢 新一, 中矢 俊行, 乗松 正延

三原 弘市, 宮田 金好, 井手 完

芳野 勝次, 芳野 明, 芳野新次郎

芳野 秀秋, 中須賀 清, 矢野 修

監 事 一色 弘正, 中矢 哲夫, 渡辺直三郎

#### 事 業

- ① 緋の販路拡張
- ② 金融（不需要期における長期資金の斡旋と藍の共同販売（年間3,800万円）
- ③ 緋の整理加工（緋の年産200万反）

#### 参 考

- ① 他に伊予織物調整組合（昭和27年10月創立）あり。その区域は松山市、伊予郡、温泉郡でその役員は前記役員の白方、村上氏のほか理事に浜田ハル子、矢野英治、松岡伴蔵、三木宣誉、玉川主税、中矢重義、中矢八、中矢隆志、石丸正治、芳野数雄、芳野信幸、芳野齊一、高橋仙市、須賀雅朝、須賀慶次郎、監事に山田雅一、三原高四郎、芳野茂幸氏がある。
- ② 愛媛県は、昭和28年10月27日伊予がすり検査条例を制定して品質の維持、改善をはかっている。
- ③ 文化年間（1804年～）藩主は、機織を奨励し農家の婦女子は、縞木綿、伊予結城をつくった。松山の鍵谷かな女（1777～1860年）は、文化年間（1804年～）に緋織を考案して今出緋（のちに伊予緋という）をつくった。また小部村の菊屋新助氏（1773～1835年）は、西陣のはたを研究して地機を改良し、能率の増進をはかった。

#### 八幡浜綿スフ織物調整組合

住 所 八幡浜市1355 電話 八幡浜53番

区 域 八幡浜市、宇和島市、西宇和郡、東宇和郡  
北宇和郡、南宇和郡

創 立 昭和27年10月20日

組合員 15名

#### 役 員

理 事 長 酒井 頼一

理 事 酒井寿太郎, 平田脩一郎, 松井 一郎

窪田 益広, 菊池 満隆, 武内 武平

井上 義清

監 事 池田 国夫, 福本 文市

事 業 需給の調整

昭和31年度予算 1,022千円

参 考 農漁村の婦女子は、古くから副業に機織していたが、文政11年（1828年）布喜川の撰津八郎は、松山から高機1台と職工2名をつれて帰り、糸入縞（五反田縞ともいう）という絹綿交織ものをつくり、機業をひろめた。生産高は文久3年（1863年）3万反、弘化嘉永（1844年～）のころ5万反となった。明治初年期三好徳三郎は、品質の堅牢と染色の変わらない宇和木綿をつくり、好評を博した。明治10年軍需品として需要激増、年産20万反に達した。

明治22年織物改良組合を設立、品質の改良を計った。機業は日清戦争後飛躍的に発達した。明治31年バツタン、33年小巾力織機を導入した。同年の生産高は90万反に達した。明治42年原田式広巾力織機を導入、大正7年には大正布を蘭印方面にはじめて輸出、ついで五彩布、縞三綾その他の輸出織物をさかんにつくるようになった。

#### 徳島県織物工業協同組合

住 所 徳島市佐古町11丁目10 電話 徳島4014

区 域 徳島県

創 立 昭和29年12月28日

組合員と出資金 15名。100千円。

#### 役 員

理 事 長 長尾 順次

専務理事 遠藤真喜次

理 事 長尾 義光, 長尾伊太郎, 林 恒義

長尾 和定

監 事 長尾善一郎, 佐藤 好一

事 業 設備近代化の指導

昭和31年度予算 987千円。

#### 参 考

- ① 他に徳島県綿スフ織物調整組合（昭和27年10月創立）、徳島県綿スフ織物協会あり。
- ② 氏族時代に麻織物、和銅5年（712年）に絹綾織をつくっていた。木綿がさかんになったのは、文政（1818年～）のはじめからである。幕末、海部はなのはじめた阿波しじらは、夏の衣料として需要が多く、明治13～4年の生産高は100万反に達した。明治20年からネル、紺織をはじめた。日露戦争後、業者は自ら満・韓・支の市場を調査して小倉などの輸出織物をはじめた。

阿波あいは、元和元年（1615年）藩主蜂須賀家政が播磨から藍の種を移入し、栽培を奨励してから盛んになった。あいは、染色が堅牢で、地質を損せず、洗えば洗うほど紺の色沢が美しくさえてくるので、一般に愛好された。文化年間（1804年～）には、藍玉30万俵を産し、藩の重要財源となった。明治時代になっても、日露戦争までは毎年30万俵（1俵15貫、18万円）を産したが、明治20年頃から輸入された印度藍や明治35年頃から輸入された化学染料におされて、明治36年を最盛期（作付1万5千町歩）として漸減した。第2次大戦中は絶滅に近い状態であったが、戦後また復活し、昭和32年度についてみると、藍作農家38、藍商14、作付面積52町歩、生産4,500俵（1俵15貫）、藍玉3割すくも7割、販売価格は14,400千円（1俵1,700から7,500円）である。

組合は明治34年3月阿波織物同業組合、昭和5年10月阿波輸出綿織物工業組合（昭和6年7月改称、同組合は昭和6年起毛、巾出、荷造りの共同施設をした）昭和9年8月阿波織物工業組合、昭和19年7月徳島県繊維工業統制組合、昭和22年2月徳島県織物工業協同組合、昭和24年8月徳島綿スフ織物協会を経て現在に至った。

#### 香川県綿スフ織物調整組合

住 所 香川県大川郡引田町引田1895

電話 引田16番

区 域 香川県

創 立 昭和27年12月16日

組合員 4名

役 員

理 事 長 佐野 寛

理 事 牧野 忠政、入江 岩次、宇川 武義

監 事 高橋 正雄

事 業 需給の調整

昭和31年度予算 287千円

#### 高知県綿スフ織物調整組合

住 所 高知市廿代町29 電話

創 立 昭和31年2月14日

区 域 高知県一円

組合員 8名（240台）

役 員

理 事 長 北村 勝馬

常務理事 吉田菊太郎

理 事 町 先

監 事 浜田光太郎

#### 福岡県綿スフ織物調整組合

住 所 久留米市天神町5の154

電話 久留米4678番

創 立 昭和27年11月21日

区 域 福岡県一円

組合員 164名（3,601台）

役 員

理 事 長 平井 熊蔵

事務理事 柴田 高義

理 事 牛島 一男、久保 次市、島津長太郎

桑野 弘、島津 重徳、平田 喜基

青木 一二、野間口茂人、渡辺 芳郎

遠藤 藤吉

監 事 北島 亀吉、福田 一孝

#### 三潞織物工業協同組合

住 所 福岡県筑後市大字西牟田3366の1

区 域 筑後市、三潞郡

創 立 昭和24年1月18日

組合員及び出資金 58名（広巾380台、小巾622台）  
5,266千円。

役 員

理 事 長 久保 次市

副理事長 島津長太郎

理 事 桑野 弘、平田 善基、北島 亀吉

福田 一孝、島津 重徳

監 事 平田 茂市、久保 一郎、小田 伍市

事 業

① 糸の糊付加工（糊付機2台、31年度の加工広巾20千反、小巾4千反。加工料1,533千円）

② 撚糸加工（撚糸機3台。31年度34千ポンド、加工料416千円）

③ 糸の捺染加工（糸捺染機3台。31年度6千ポンド、加工料378千円）

④ 整理加工（綿布の糊付乾燥機1台、テンドー1基。31年度広巾287千ヤール、小巾444千反。加工料3,779千円）

昭和31年度予算1,175千円

#### 八女織物工業協同組合

住 所 筑後市大字長浜2,439

区 域 筑後市、八女市、八女郡一円、山門郡の一部

創 立 昭和24年1月1日

組合員及び出資金 36名（広巾243台、小巾343台）  
1,821千円

役 員

理 事 長 平井 熊蔵

副理事長 山口 喜八

理 事 青木 一二、浜崎 勇、野間口清人

山口 実義、渡辺 芳郎、山下 一二

監 事 江崎 弘、丸山 英治、今村 茂

## 事業

- ① 糊付加工（糊付機1台）
- ② 撚糸加工（撚糸機2台）
- ③ 製品の共同販売及び出荷

昭和31年度予算 300千円

## 福岡県久留米緋調整組合

住 所 福岡県久留米市通町3の88

電話 久留米 8534 番

創 立 昭和27年11月21日

区 域 福岡県一円

組合員 298名 (2,676台)

## 役員

理 事 長 平田 元平

理 事 高鍋 勝, 野村 市二, 渡辺 芳郎  
田中 武助, 光延弥三郎, 中山 正人  
紫原 辰次, 田中 土次

監 事 権藤 竹蔵, 山下喜未男, 田中 利

参 考 他に久留米緋協同組合あり。販路の拡張（緋の生産120万貫）、藍の共同購入（月380万円）をしている。なお、久留米緋の森山富吉、矢加部六郎の両夫妻は、昭和32年4月重要無形文化財に指定された。

井上伝（1788～1829年）は、寛政11年ごろ（1800年一）白糸を絞って紺染とし、これをといて珍柄木綿をつくった。「加寿利」と名付けて市場に出し、非常に好評をえた。伝は1千余人に織り方を伝授し久留米藩もこれを奨励した。緋は、万延元年（1860年）木村庄兵衛、文久3年（1863年）国武喜次郎らの商人によって、販路が開拓された。これらの問屋は、農家にわたや綿糸を渡して織らせ、工賃もわたや綿糸で支払ったり（織替といった）また自ら工場を設け織女を雇って生産した。

## 熊本県綿スフ織物工業協同組合

住 所 熊本市川尻町50

電話 川尻 109 番

区 域 熊本県

創 立 昭和21年5月

組合員及び出資金 4名。10千円。

## 役員

理 事 長 宮崎 和

理 事 松本利三九, 永本 義勝

監 事 寺本 泰吉

## 事業 市場の開拓

昭和31年度予算 84千円

## 参 考

- ① 他に熊本県綿スフ織物調整組合（昭和28年2月創立）あり。
- ② 藩主は、縞、紺などの機織を家内工業として奨励した。明治11年に士族授産のため力食社を設けて機織を普及した。同社は、日露戦争後解散したが、その職工は県内各地で機織を自営した。業者は、熊本染織業組合をつくり、染織・技術の研究・製品の検査をし、県も、明治43年から大正10年まで補助金を交付して育成した。大正2,3年頃電力を利用するようになった。県は大正6年から9年まで毎年3千円を補助し力織機の設置を奨励し、大正11年には力織機900台、生産高700千反に達した。県は、11年工業試験場を創設し、染織整理の技術を指導した。

## 南九州織物協同組合

住 所 鹿児島市西田町213

電話 鹿児島 2961

## 役員

理 事 桑田徳次郎, 越牟田辰治, 桐原 静治

監 事 有川 叶, 東 武彦

## 岡山県備中繊維工業協同組合

住 所 岡山県井原市井原町1

創 立 昭和25年1月7日

組合員 144名, 出資金 4,000千円

## 役員

理 事 長 藤井 勝志

副理事長 川井 純二

専務理事 山名善四郎

理 事 山名英二郎, 大島 福松, 土肥 志郎

多賀 八郎, 田辺 明, 原田政太郎

山崎 高士, 木山 静一, 森政 始衛

監 事 横路恭太郎, 東森 範雄

## 事業

① 樹脂加工（月約60万碼）

② 染色加工（月約5万碼）

③ 梱包

昭和32年度予算 53,398千円

参 考 備中地方企業会の項を参照。

### 第3章 綿スフ織物業の年譜

延暦18年(799) 棉の実が初めて三河に渡来。棉実は、紀伊、阿波、太宰府等にうえられる。

永正元年(1504) 三河、木綿を奈良の市に送る。

大永2年(1522) 相模、綿花栽培が盛んになる。

天文12年(1543) ポルトガル人、わたの実を豊後の大友宗麟におくる。この年代にわたの実が九州に多く伝わる。薩摩の織工、さつま木綿をつくる。

天正元年(1573) 岐阜の笠松、手紡綿糸で陣羽織を作る。

文禄元年(1592) 大和、明から輸入されたわたの実を栽培する。この年代に河内、山城、摂津、和泉、播磨、備前、備中、備後、四国等にも栽培されるようになる。棉花はさかんに手紡され、木綿が各地で居坐機によってつくられるようになる。

元和元年(1615) 阿波、あいの栽培が盛んになる。

寛永12年(1639) 徳川幕府、鎖国令を布く。

寛文元年(1661) 大阪が綿製品の集散地となる。

延宝元年(1673) 秋田の最上忠右衛門、下級武士に木綿の機織をさせる。

享保元年(1716) 今治の柳瀬忠治義達、享保年代に織替木綿業をはじめめる。

宝暦元年(1751) 奈良の浅田操字、宝暦年代に大和絁を始める。

天明元年(1781) 知多の中島七右衛門、知多晒を始める。

天明5年(1785) カートライト(英)、力織機を發明。

寛政元年(1789) 英国、木綿織機に蒸気機関を使用する。

寛政12年(1800) 久留米の井上伝女、久留米絁をはじめめる。

文化元年(1804) 足利地方で高機を使用する。高機は、漸次各地で使用されるようになる。伊予の鍵谷なか、文化年間に伊代絁を考案する。

文政4年(1821) 岡山、唐糸を使用しはじめる。

文政12年(1829) 知多白木綿、年産20万反となる。

天保元年(1830) 浜松の小山みお、天保年代に織女を雇い工場を設けて木綿を織る。

安政2年(1855) 機械紡績の綿糸、琉球を経て薩摩に輸入される。

安政5年(1858) 島津斉彬公、輸入の力織機2台を水力にて運転、帆布をつくる。

安政6年(1859) 備後の富田久三郎備後絁をつくる。

文久2年(1862) 尾西、英国から輸入した綿糸を使用。

慶応3年(1867) 島津忠義、鹿児島紡績所を創設。

明治3年 島津忠義、堺紡績所を創設。鹿島万平、東京滝野川にて民営の鹿島紡績所を開く。

明治5年 川口の長田長蔵(現在の池田敷布工場)、手織

機10台にて織物の工場生産を始める。

明治6年 地租改定。  
西陣、ボタン装置輸入。三州の機業家、三盛組をつくり、品質の改善をはかる。

明治8年 三河の小田時蔵、チャンカラ機20台で工場生産を始める。

明治10年 臥雲辰知、ガラ紡機械を第1回内国勸業博覧会に出陳。

明治11年 綿ネル、初めて輸出される。政府、官営模範工場設置のため2千錘紡機2基を英国に注文する。

明治12年 知多の仲買人、農家の婦女に白木綿の賃織をさせるようになる。  
泉州、チョンコ機を使用する。  
政府、紡機を輸入して民間に払い下げのための2千錘立紡績機械10組(10基紡績)を英国に注文する。翌年から2、3年の間に10工場が建設される。政府は、このほか2千錘立3基の紡機代金の立替払いをして建設を助成する。

明治13年 尾西、愛知会社をつくり染色と品質の改善をはかる。岡山の正織舎(現在の正織興業株式会社)、手織機にて工場生産を始める。

明治14年 富山の製綿組合設立される。  
播州の機業家、恵比須講をつくり、品質の改善をはかる。

明治15年 渋沢栄一ら、大阪紡績株式会社を創立(4月)民営の紡績業発達しはじめる。遠州の仲買人(ボデー)、前貸しによる木綿の買占めをする。紡績連合会、創立される(10月、紡績工場官私17、錘数41,000)

明治16年 福山の大林総作、手織15台にて木綿の工場生産を始める。

明治17年 農商務省、同業組合準則設定(11月)、各地に準則組合が設立される。中国棉の輸入がおおくなる。インド棉の輸入がはじまる。和歌山綿フランネル織業組合設立される。

明治19年 初めて米綿を輸入。

明治20年 機業家、この頃から手紡糸のかわりに紡績糸を使用するものが多くなる。  
徳島織物組合、設立される。  
晒は、この頃から蕎汁灰のかわりにカルキ等を使用するようになる。小名木川、天満、大阪織布の各紡績会社、動力織機をもって織布兼営をはじめめる。内地棉作、この年(くりわた46,000千斤)を頂上として衰退に向う。

- 明治21年 泉州の仲買人、共同会社をつくり、丸唐木綿の一手販売を始める。  
泉州の仲買人、太鼓機を農家に貸して出機を始める。  
知多の仲買人、工場を設けて機織を始める。  
八幡浜の酒井六十郎（酒六株式会社の創始者）、正藍縞織の工場生産を始める。  
糊つけは、この頃から粟のかわりに小麦粉を使用。  
遠州、西遠州太物組合設立。  
東京電燈会社、火力発電により電燈供給を始める。
- 明治22年 大阪紡績会社、インド綿花を輸入。  
今治洋糸太綿大同組合、八幡浜織物改良組合設立。  
東海道線が全通する。  
第1次恐慌勃発。
- 明治23年 縮と手拭地を輸出。この頃から紡績兼営織布会社の製品も輸出されるようになる。  
所沢、入間郡織物業組合をつくり、品質の改善をはかる（10月）。豊田佐吉、人力織機を発明（11月）。  
広島、輸入の塩基性及び植物染料を使用する。  
綿糸の輸出始まる。綿糸の相場1梱83円01銭。
- 明治24年 美濃地方、大地震の打撃をうける。  
三白木綿、1反25銭1反の織工賃4銭。
- 明治25年 泉州、太鼓機の使用がさかんになる。泉州の仲買人、自ら工場を設けて機織をはじめめる。  
京都市、水力発電により電燈及び電力の供給を始める。
- 明治26年 大阪糸、綿、木綿取引所設立（27・2・21開業）。  
足踏機、各産地で使用されるようになる。  
紡連、日本郵船会社とインド棉花廻漕の第1回契約書調印（10月）。広島丸、印棉積取りのため、初航海につく（11月）。
- 明治27年 日清戦争勃発（8月）。輸出綿糸の関税撤廃。
- 明治28年 日清講和条約公布（5月）。
- 明治29年 綿糸の輸出、飛躍的に増進（4万1千梱）。
- 明治30年 綿糸の輸出額（13,490千円）、綿糸の輸入額（9,881千円）をはじめて凌駕する。  
この頃から、わたの栽培をするものが少なくなる。  
金貨本位制を実施（10月）。  
重要輸出品同業組合法制定（4月）。  
豊田佐吉、木製小巾動力織機を発明。知多その他の産地で動力織機を使用しはじめる。
- 明治31年 エジプト綿を初めて輸入。
- 明治32年 綿糸相場72円80銭に暴落（5月）。
- 明治33年 大阪紡績株式会社、米国新式自動織機500台及び附属機械購入（1月）。  
重要輸出品同業組合法、重要物産同業組合法と改正（3月）。
- 明治34年 今治の阿部株式会社、英国より広巾織機50台を輸入して運転。
- 明治36年 遠州、硫化染料を使うようになる。
- 明治37年 対露宣戦（2月）。  
福田の畦柳八十郎、コール天の製織に着手。  
三河、染色研究会を組織して染色の改善をはかる。
- 明治38年 非常時特別税法実施（1月、織物消費税15%賦課）。豊田佐吉、自動織機を完成し製作に着手（2月）。  
遠州の永福公司、大尺布等の満鮮輸出を始める。日露講和条約調印（9月）。
- 明治39年 各地に機織工場おこる。広巾織機漸次普及される。  
遠州の機業家、電動力を使用しはじめる。浜松、静岡県工業試験場の染織部設置せられる。染色の統一、硫化染料、整経捺染、広巾織機の利用を指導する。
- 明治40年 広島、福山工業試験場を設置、細番手織物の製織、化学染料の使用を指導する（4月）。  
三河、男女工の精勤奨励をする。
- 明治41年 播州織信用生産購買販売組合を設立（9月、大正11年解散）。
- 明治42年 電動機が普及しはじめ、原動機馬力数の14%に達する。  
綿織物の輸出金額（17,673千円）綿織物の輸入金額（14,251千円）をはじめて凌駕する。
- 明治43年 福田の寺田市十郎、別珍の研究を始める。  
知多の中七木綿、ドイツ製熱風乾燥式サイジングを使用する。  
日韓併合条約成立。  
関東、東北地方に大洪水。
- 明治44年 工場法公布（大正5年実施）。
- 明治45年 播州、5工場が電力の使用を始める。
- 大正2年 米綿の輸入、支那綿の輸入を凌駕する。
- 大正3年 第1次欧州大戦勃発（7月）。  
綿糸相場、10月限88円50銭に崩落し業界不況深刻（10月）。
- 大正4年 綿織物業好況にむかう。  
綿糸の輸出2億3千万ポンド（最高）に達する。
- 大正5年 幡豆組合、綿糸の番手、強力等の試験をして紡績会社に通知し、糸質の改善をはかる。  
播州、硫化染料（2,000斤）を製造する。  
三河、染色工場を指定し、染色の改善をはかる。  
工場法実施（9月）。
- 大正6年 綿織物輸出金額（1億4,800万円）、綿糸輸出金額（1億1,300万円）を凌駕する。  
金輸禁止令公布（9月）。
- 大正7年 米価暴騰のため米騒動全国におこる（8月）。  
第一次大戦休戦条約成立（11月）。  
三河、共同炊事を始める。
- 大正8年 日本輸出綿織物同業組合連合会（以下「綿同連」という。）設立。（6月、会員36組合）。10月から検査を実施。



輸出綿織物取締規則公布（8月）。  
輸出綿織物検査規程公布（9月）。  
綿糸綿織物の輸入免税令（緊急勅令）公布。（11月）。  
電動機が普及し、原動機馬力数の62%に達する。

大正9年 株式、期米、綿糸、生糸いずれも崩落し市場混乱す（3月）。

綿糸20番1梱、8年秋の高値699円から345円70銭に暴落（5月）。綿糸救済シンジケートを組織する（5月）。

大阪綿布商同盟会、総解合をする（6月）。

綿糸及び綿織物の輸入税復活（11月）。

綿同連、国立綿業試験場の設置の運動をおこす（昭和4年に予算計上される）。

大正10年 遠州の高柳信蔵、縞三綾に永久印の商標を登録（6月）。

三河、図案の研究會を組織し、先染変り織の研究をはじめめる。

大正12年 遠州の永久社、産業組合法に基づいて設立される（8月）。

関東大震災（9月）。

大正13年 播州、播州織整理利用組合を設立（5月）。

綿同連、綿糸輸入関税の撤廃の運動をおこす（12月）。  
三河、有限責任三河織物利用組合設立、染色、整理、起毛の共同事業を実施。

大正14年 重要輸出品工業組合法公布（3月、9月1日施行）。

大正15年 綿織物の消費税（大正2年4月から6%）廃止（3月）。

三河、染織試験場設置のため県に土地、建物、機械等を寄附する（11月）。

改正工場法実施、但し深夜業廃止は3年後実施となる（7月）。

遠州輸出綿織物工業組合永久社（はじめての工業組合）認可される（8月）。引きつづき各産地に工業組合設立される。

#### 昭和2年

4・22 3月の渡辺銀行休業をはじめ全国金融恐慌発生し、勅令をもって支払延期令（勅令）発令

7・28 綿同連、大阪にて縞三綾の不況対策を検討し、8月に15日間の全体9月以降3割の操短を決定

9・27 紡連、右撚16番以下の太糸綿糸を左撚に統一し、翌年2月以降実施と決定

#### 昭和3年

2・15 日本輸出綿織物工業組合連合會（以下綿工連という。理事長三輪常次郎）名古屋にて発會式を行う。11月26日設立認可。

2・20 普選第1回の総選挙

8・3 綿同連、重要物産同業組合法と重要輸出品工業組

合法並びに輸出組合法を単一法とする協議會を開催、賛成32（うち強制加入に賛成25）、反対10組合となる

10・ 大蔵省預金部、工業組合に毎年2百万円の事業資金貸付を発表

12・ 綿同連、染料輸入関税の撤廃運動をおこす。

#### 昭和4年

4・1 綿工連、輸出綿織物の全面検査を実施

7・1 工場法により少年工及び女子の深夜業廃止

10・29 世界恐慌始まる

12・6 政府、産業合理化能率増進調査會の設置を決定

#### 昭和5年

1・6 綿工連、本部を東京に移す

1・11 浜口内閣、金解禁を実施

3・10 全国綿業者大會を大阪にて開催、英印特惠関税案反対を決議

5・1 臨時産業審議會設置。同審議會は、中小工業の合理化に関し企業統制の必要と統制機關は組合団体によるべきことを答申

6・ 商工省、臨時産業合理局設置

9・15 鈴木道雄氏、サロン織機を完成

11・1 綿工連、縞三綾の生産統制開始

11・10 同業組合と工業組合の二元検査、遠州に於てはじめて工業組合の検査に一元化される。他産地にても漸次一元化される

#### 昭和6年

1・1 綿工連、輸出綿縮の生産統制

4・ 重要輸出品工業組合法を工業組合法に改正（7月1日実施）。各組合並びに連合會は、それぞれ名称を変更

4・28 縞サロン統制連合會を結成

6・ 綿工連、輸出綿ネル生地を生産統制

米綿豊作の報に大阪三品相場大暴落（1梱92円）

9・18 満州事變勃発

12・13 犬養内閣、金輸出の再禁止

#### 昭和7年

5・15 五・一五事件勃発

7・12 播州、ディーゼル機設置を指導

8・30 インド綿布関税引上げ英国25%、その他の諸国50%

#### 昭和8年

1・1 播州、職工争奪防止の申合せ

4・5 播州その他の産地、輸出不振対策を協議

5・15 エジプト、捺染以外の綿布関税3割引上げ

5・22 中国政府、輸入関税を引上げ、加工綿布に40~70%の重税を課す

6・7 インド政府、英国品以外の綿糸布人絹に対し7割5分の禁止的関税引上げをなす

- 6・17 播州，綿布の特別運賃協定（播州鉄道会社及び西脇運送店と契約）
- 9・14 製造問屋，工業組合法の施行に関し工業者として取扱われる（工務局長通牒）
- 10・10 備後の山本徳右衛門氏，緋力織機を完成
- 10・28 播州，ドビー織の講習会を開催
- 是年 日本綿布輸出数量（20億9千万碼），英国（20億3千万碼）を凌駕す
- 昭和9年**
- 2・13 蘭印政府，日本綿サロンに禁止的輸入割当を行う
- 3・12 サロンの商工業者，蘭印へサロンの不売の申告をする
- 3・18 仏領アフリカ，日本綿布に割当制実施
- 4・1 綿工連，染色加工統制を実施
- 4・7 貿易調整及び通商擁護法公布，5月1日実施
- 6・1 綿工連，綿サロンの生産統制
- 7・31 セイロン政庁，織物輸入割当制実施
- 8・ オーストラリア，綿糸布関税引上げ
- 9・21 関西地方，大風水害
- 11・11 播州，ジャカード織の講習会を開催
- 11・ 日本糸染綿サロン輸出組合設立
- 昭和10年**
- 5・7 キューバ，日本織物に高率関税を賦課
- 7・20 カナダに対し通商擁護法を発動
- 9・20 対フィリピン綿織物輸出に関する日米紳士協定成立
- 9・20 エジプト政府，日本綿糸布に為替補償附課税を課す
- 10・10 綿工連，別珍コール天の輸出検査を実施
- 是年 日本綿布の輸出27億2千万碼に達する。英国は19億5千万碼
- 昭和11年**
- 2・26 二・二六事件勃発
- 5・1 エジプト，関税大幅引上げ
- 5・23 オーストラリア，日本綿布に禁止的関税を課し，輸入許可制を併用
- 5・28 重要輸出品取締法公布，10月15日より施行
- 6・10 大日本人造繊維紡織工業会設立
- 6・25 オーストラリアに対し通商擁護法を発動
- 8・1 綿工連，輸出仁斯の生産統制
- 昭和12年**
- 1・15 日米会商を開催
- 3・27 全日本別珍コール天生産者連盟を結成，対米輸出制限の緩和の運動をおこす
- 5・ スフ織物の消費税撤廃
- 7・7 日華事変（蘆溝橋事件）勃発
- 7・18 播州，紋織講習会を開催
- 8・23 遠州をはじめ各産地に於て不況対策を練る
- 9・8 遠州をはじめ各組合，軍需用綿布の引受体制をつくる
- 9・10 臨時資金調整法公布，同日施行
- 9・10 輸出入等に関する臨時措置に関する法律公布，同日施行
- 9・10 貿易組合法施行，輸出組合法廃止
- 10・11 臨時輸出入許可規則公布，同日施行
- 10・ 商工省，綿糸の生産計画10月30万梱と決定（20S1梱245円）
- 10・23 商工省，綿花並に綿糸の第1回最高標準価格を公定
- 11・6 日独伊の三国防共協定成立
- 11・27 綿業委員会，仁斯と縞三綾の最高標準価格を決定
- 12・27 綿製品，ステープル・ファイバー等混用規則公布，翌年2月1日施行
- 昭和13年**
- 1・4 糸染工業組合連合会設立
- 1・ 綿業調整協議会及綿糸消費統制協議会設置
- 1・25 遠州はじめ各産地，綿糸の不足顕著となり，対策を協議
- 2・1 綿糸の配給を受くべき工業組合員は製造設備を有するものに限る（工務局長通牒）
- 2・3 日本オランダ通商協定成立
- 2・12 商工省令繊維工業設備に関する件公布，2月18日施行
- 3・1 綿糸配給統制規則公布，即日施行，初符制採用
- 4・5 電力管理法及日本発送電株式会社公布
- 4・5 紡連，綿糸布輸出調整組合設立
- 4・10 エジプト政府，綿製品関税大幅引上げ
- 4・12 繊維別織物の呼称の決定（商工次官通牒，各種織物の繊維別に関する件）
- 4・ 日本スフ織物工業組合連合会（以下「スフ工連」という。）（理事長片倉三平）設立
- 5・5 国家総動員法公布，即日施行
- 5・20 綿糸販売価格取締規則公布，同月22日施行
- 6・1 スフ糸の番手の制限に関する件公布（商工省令），6月18日施行
- 6・3 縞三綾，綿サロンの統制撤廃
- 6・15 綿需給調整協議会設置
- 6・29 労務者募集規則公布，即日施行
- 6・29 綿製品の製造，加工，販売制限に関する件（いわゆる禁綿三法令）公布，同日施行
- 6・30 輸出綿製品配給統制規則公布，7月1日施行。綿業個人リンク制実施される
- 7・1 遠州の小機業者，グループリンク制で輸出織物を受注
- 7・9 物品販売価格取締規則（商工省令）公布，同日施行
- 7・31 特免料（1梱につき純綿糸20円，混紡綿糸19円）を徴収（臨時物資調整局第四部長通牒）

## 昭和 14 年

- 1・18 繊維配給協議会設立
- 1・23 糸配給統制規則公布，2月1日施行。綿糸は，昭和11年11月から12年10月まで，スフ糸は昭和12年1月から13年6月までの実績に割当する
- 2・23 エジプト政府，輸入綿布日本割当を半減
- 3・18 紡績の織布兼営会社，綿工連に単独会員として加入，織布部門の組織が一元化される
- 5・25 繊維需給調整協議会設立
- 6・5 繊維工業設備の調査（臨時物資調整局第四部長通牒に依る）
- 6・20 遠州はじめ各産地，取引の自粛を申合せ
- 7・1 日本ガラ紡糸工業組合連合会設立
- 7・7 国民徴用令公布（同月15日施行）
- 7・25 米国，日米通商条約破棄
- 8・1 工業組合法の改正，工業小組合制施行される
- 9・5 繊維製品製造制限規則（商工省令）公布，同月10日施行
- 9・19 価格停止令発令
- 10・1 繊維製品製造制限により織協検査を実施する
- 10・16 価格等統制令（勅令）公布，10月20日施行（九・一八価格にくぎつけ）
- 10・19 綿糸の4ヶ月目以後の受渡を条件とした販売の禁止（商工省令）。同月20日実施
- 10・25 日本特免織物製造株式会社設立
- 11・13 商工省，11月度より糸配給を実績割から織機台割に改正
- 12・26 暴利行為等取締規則（商工，農林省令第一号）公布。同日施行

## 昭和 15 年

- 2・1 青少年雇入制限令公布，3月1日施行
- 2・9 繊維製品配給統制規則公布，2月26日施行
- 2・10 電力調整令実施
- 2・16 遠州，電力料金は正同盟会を結成。定額制より従量制の切かえに伴う値上げに反対する
- 4・18 労働作業衣用綿製品の配給（繊維局長，農村対策部長，労働局長通牒）
- 5・3 特免綿織物を一般に配給（商工次官通牒）
- 5・13 貿易統制令公布，同月15日施行
- 5・30 別珍コール天輸出振興協議会設置
- 6・13 民需用綿織物の製造は日本特免織物株式会社の委託によることになる（繊維局長通牒）
- 7・6 奢侈品等製造販売制限規則公布，同月7日施行
- 7・8 繊維屑配給統制規則公布，8月1日施行
- 7・11 日本フィリピン綿布協定成立
- 8・9 商工省，織物組合を一府県一組合に統合することを指示
- 8・9 綿工連，日本スフ織物工業組合連合会を合併して

日本スフ織物工業組合連合会（以下「綿スフ工連」という。）と改称

- 8・22 特免綿織物製造業者の違約に対し制裁を賦課（繊維局長通牒）
- 8・28 輸出別珍の織工賃を協定（200番1反3円20銭）
- 9・15 国産綿花に依る綿糸を特別割当することとなる（繊維局長通牒）
- 9・27 日独伊の三国同盟成立
- 10・22 更生糸製造制限規則公布，11月10日施行
- 11・8 紡連，連合協議会に於いて企業整理統合要綱（企業単位を50万鍾を目標とする）決定
- 11・21 織物製造業者の合同に関する要綱決定（繊維局長通牒）
- 12・23 輸出品及輸出品用原材料配給統制規則公布

## 昭和 16 年

- 3・5 綿スフ工連，紡協に織物用原糸の折半，工賃の値上げを申入れ
- 3・5 日本綿糸布輸出組合設立（大阪）
- 4・21 漁船用帆布を配給統制（農林省資材部長通牒）
- 4・23 ガラ紡糸の引渡の制限に関する件公布（商工省令），同月26日より施行
- 5・13 貿易統制令（勅令）公布，同月15日施行
- 5・23 機業者等の手持綿糸を特別処理（商工次官，内務次官の通牒）
- 5・28 剪毛整理加工業，企業組織の再編をはじめる
- 6・25 商工省，綿スフ織布業者の資産評価基準を決定
- 7・25 米国，在米日本資産凍結令公布
- 7・26 英国，在英日本資産凍結令公布
- 8・30 配電統制令施行
- 8・30 重要産業団体令公布，9月1日より施行
- 9・1 日本特免織物株式会社，原糸の共同購入を開始
- 9・10 日本織物染色工業組合連合会設立
- 10・28 大阪三品取引所，輸出綿布清算取引停止
- 11・20 日本特免綿織物株式会社，織機の性能調査
- 11・22 国民勤労報国協力令公布，12月1日施行
- 11・25 産業設備営団法公布，12月5日施行
- 12・8 日本，米英両国に宣戦
- 12・13 商工省繊維局長，綿スフ織物集中生産実施に関する件を通牒
- 12・24 日本綿スフ織物配給株式会社設立

## 昭和 17 年

- 1・20 繊維製品配給消費統制規則公布，同日施行。この日から31日まで繊維製品の販売禁止
- 2・20 民需用更生糸配給統制実施される（商工省繊維局長通牒）
- 2・26 繊維製品配給協議会設立
- 4・1 原価計算規則及び製造工業原価計算要綱公布，同日施行

- 4・7 重要物資管理営団設立  
 5・13 企業整備令公布，同月15日施行  
 10・31 日本綿スフ織物工業組合連合会解散決議算完，19年清算完了  
 11・5 綿スフ統制会（会長井上潔）設立  
 12・5 繊維製品統制協議会設立  
 12・24 繊維産業協議会設立
- 昭和18年**
- 1・13 繊維局長，紡績企業100万鍾単位に統合を勧奨する  
 3・11 商工組合法公布。各産地，統制組合または施設組合を設立  
 6・1 政府，戦力増強企業整備要綱を閣議決定  
 6・4 政府，戦時衣生活簡素化実施要綱（戦時規格を適用）を閣議決定  
 7・29 商工省，織物製造業の企業整備を決定  
 8・12 商工省，織物加工業整備要綱を決定  
 9・ 日本綿スフ織物製造株式会社解散  
 10・30 繊維統制会（会長関桂三）設立
- 昭和19年**
- 1・15 日本織物統制株式会社設立  
 3・31 政府，戦時繊維非常増産措置要綱を決定，雑繊維の収集をはかる  
 5・30 商工省，織物製造業の統合要綱を決定  
 12・7 東海地方大地震
- 昭和20年**
- 2・ 原価計算，等価比率により算定することとなる  
 3・9 織機供出代金，国民更生金庫より特殊預金証書として交付せらる  
 3・23 財団法人日本綿スフ機業同交会（理事長長尾義光）設立  
 8・15 終戦  
 9・27 GHQ，繊維の生産を許可  
 12・19 国家総動員法及び戦時緊急措置法廃止  
 12・20 日本繊維協会（会長関桂三）設立  
 12・22 労働組合法公布，翌年3月1日施行
- 昭和21年**
- 2・5 GHQ，輸出織物工場は200台以上の工場に限定すると内示  
 3・2 物価統制令（勅令）施行  
 3・3 価格差益処理規則（大蔵省令）施行  
 3・31 日本繊維協会，生産実態を調査  
 3・31 綿糸布等の㊦改訂，天竺2A1反103円40銭（織工費60円47銭）  
 3・31 日本繊維協会，繊維在庫品等の実態調査をする  
 4・1 木管保証金1本2円50銭となる  
 5・ 繊維貿易公団設立（7月事業開始）  
 6・5 米綿輸入の第1船ギブソン号神戸入港
- 6・20 貿易等臨時措置令公布，同日施行  
 7・31 全国繊維産業労働組合同盟創立  
 8・29 繊維生産者大会を東京で開催，物資統制の民主化を決議  
 9・1 織物消費税の改正（綿織物10%，スフ織物15%を10%とする）  
 9・10 商工省，繊維製品の生産実態及び在庫調査  
 9・30 臨時物資需給調整法公布，翌年4月1日施行  
 10・1 繊維産業再建3ヵ年計画を樹立。最終年度の綿糸生産計画は6億9千万ポンド  
 11・1 日本繊維協会，機業者の生産監理要綱を決定  
 11・11 商工協同組合法公布，同年12月1日施行  
 商工組合法廃止  
 12・21 国布綿保全規則公布  
 12・27 繊維工業設備の調査に関する件（商工省令）施行，翌年1月10日現在の実態を調査
- 昭和22年**
- 1・1 綿スフ織物業者，生産動態を毎月報告することになる（タイト月報）  
 1・24 指定生産資材割当規則（閣令，各省令）公布。2月15日施行  
 1・ 電力，週3日停電。専用線の架設・自家発電など応急対応を講ずる  
 2・8 臨時建築等制限規則（閣令）公布，同日施行  
 2・21 マ司令部，経済再建の中間目標として綿紡400万鍾許可  
 3・10 繊維産業再建中央委員会，綿スフ織機の復元計画を策定。復元委員会を設置  
 4・7 労働基準法公布，同年9月1日施行  
 4・14 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律公布，同年7月1日施行  
 4・25 日本綿スフ織物工業協同組合連合会（理事長安藤梅吉）設立，同連合会はGHQの指示により7月解散  
 6・10 繊維貿易公団設立，7月1日業務開始  
 6・17 転廃業者，全国織物製造業転廃業者復興大会を開き織機の復元を決議  
 7・5 昭和9～11年の平均価格の65%の限度に㊦を改訂する  
 7・31 綿スフ織物工業会（会長安藤梅吉）設立  
 8・15 綿スフ織機の実態調査（繊維局長通牒）  
 9・10 指定繊維資材配給規則（商工省令）公布，同日施行  
 9・10 繊維製品検査規則（商工省令）公布，同日施行  
 9・10 衣料品配給規則（商工省令）公布，同日施行  
 9・10 衣料切符規則（商工省令）公布，10月1日施行  
 9・19 国有繊維保全規則（商工，運輸省令）公布，同日施行

- 10・1 貿易庁に繊維製品海外販売委員会を設置
- 10・15 電気需給調整規則（商工省令）公布
- 10・16 繊維局、指定繊維資材割当実施要領決定
- 10・16 社団法人繊維検査協会の検査規定承認される（繊維局長通牒）
- 12・12 紡績25社（転廃8社、新17社）の復元決定
- 12・27 指定繊維資材及び衣料品の代金決済を商業手形とすることを指導（繊維局長通牒）

#### 昭和23年

- 1・28 綿スフ機業会（会長安藤梅吉）設立
- 1・30 生産動態統計調査規則（商工省令）公布
- 1・31 23年3—4期分の未入荷糸3万梱あり、綿スフ機業会、関係筋に早期引渡を申入れる
- 2・13 統制違反の防止を警告（繊維局長通牒）
- 3・31 綿スフ織物協同組合の共同施設に9,425千円の国庫補助をうける
- 5・14 米陸軍省、対日6千万弗棉花民間借款協定成立を発表
- 5・27 綿業の各団体、日本綿業共同委員会を設け、連絡をはかる
- 6・8 政府、繊維産業生産促進対策を決定。中央、地方に繊維産業生産審議会を設ける。6—9月を綿織物増産期間として生産を促進
- 6・15 指定生産資材割当規則（各省令）公布、同日施行
- 7・ 社団法人繊維検査協会解散、繊維製品検査協会設立
- 7・7 取引高税法公布、9月1日施行
- 7・12 輸出品取締法公布、10月10日施行
- 7・29 事業者団体法公布、同日施行
- 8・3 綿スフ工業会閉鎖機関に指定される
- 8・15 綿製品の輸出にBS契約制実施と決定（8月からチョップの優先扱をする）
- 8・18 綿織物⊗の改訂、天竺2A1反940円82銭となる（織工賃310円94銭）
- 9・1 復元委員会、スフ織機9,028台の復元を決定、スフ専紡会社に6,120台（延台数）の復元を許可
- 9・16 物資の割当に関する手数料等徴収規則（各省々令）公布、10月1日実施
- 10・21 財団法人綿スフ織物検査協会創立

#### 昭和24年

- 1・1 輸出織物は1—3期から注文生産のみとなる
- 2・1 原綿払下げ制実施
- 3・1 綿スフ織物専業者、大阪にて全国大会を開催し、綿花輸入量の増加、タンク糸の増加、蘭印向の見込生産の許可、未引渡糸の引渡を決議し、関係筋にその実現を要望
- 3・31 綿スフ織機の復元を打切る
- 4・25 単一為替レート設定（1ドル360円）

- 5・31 繊維貿易公団、手持在庫3億2千万ヤールに達し、工賃の支払いも停滞する
- 6・1 中小企業等協同組合法施行、各産地の綿スフ織物工業協同組合逐次改組する
- 6・15 60吋以上の織機をBS織機に仮登録  
ガラ紡、特紡製品の統制撤廃
- 6・23 臨時繊維機械設備制限規則公布、7月1日施行
- 8・3 通産省繊維設備機械登録事務を地方局に委譲
- 8・26 産地の代表、中央綿業株式会社を設立。同社は29年5月解散
- 9・12 内需綿織物用糸の割当、紡績兼営分は中央、織布専業者分は地方通産局と決定
- 9・22 内需綿織物⊗改訂、1割引下げの閣議決定（織工賃25%下げ）
- 10・1 生産資材のプール運賃廃止
- 10・1 輸出生地綿布に5%の糸の超過割当
- 10・12 綿糸⊗改訂、20番1梱61,086円
- 10・17 輸出不適格繊維品の処理要領決定（B/S以後の滞貨BC反処理）
- 10・24 第1回の出ヤール55万ヤールの供出
- 10・26 GHQ、最低輸出価格制の撤廃
- 11・1 消費資材、民生用品のプール運賃廃止
- 11・4 繊維局、朝鮮向120本細布8百万ヤールの製織を織布専業者に指示
- 11・7 綿スフ機業会、関係当局に輸出見込生産、3—4期の不渡糸の確保、紡績の市販糸の量と価格の規制、取引高税の廃止を要望
- 12・1 価格差益処理規定、廃止される
- 12・10 タンク糸3,922千ポンド払下げ要領決定（20番1ポンド185円）
- 12・21 通産省、綿紡織工場発生の出目の調査に関する要綱を決定
- 12・22 GHQ、織工賃25%切下げ取止めを指示（278円35銭すえ置）天竺2A1反1,917円82銭（旧2,200円69銭で消費税廃止）
- 12・29 総ての繊維屑統制撤廃

#### 昭和25年

- 1・1 織物消費税、取引高税、廃止される。特紡糸、ガラ紡糸、特紡織物、ガラ紡織物等の価格統制を撤廃
- 2・1 木管保証金1本4円50銭となる
- 2・27 GHQ、スフ糸、スフ綿、スフ織物の統制解除指示
- 3・16 物資の割当に関する手数料の徴収に関する法律、廃止される
- 3・25 衣料切符制、4、5、6、7、8月間停止
- 4・1 電気需給調整規則改正
- 4・25 織布専業者、綿糸出荷促進と輸出織工賃の値上げを要望する業者大会を開催、関係筋にその実現を申

- 入れする
- 5・1 スフ織物の価格統制撤廃
  - 5・9 繊維局、衣料用織物の新規格を制定
  - 5・12 日英米の綿業会談（大阪）始まる
  - 5・12 各産地にて産業合理化調査会の綿スフ織物分科会を開催し、経営の合理化対策を協議
  - 5・16 綿スフ機業会、関係当局に電力制限の緩和を申入れる（綿織物業者に電力4%の増加割当決定）
  - 5・19 綿スフ機業会、第1回優良新作綿織物品評会を開催
  - 5・20 繊維局、内需綿織物の標準規格を制定
  - 6・1 綿織物の価格査定を廃止
  - 6・13 綿スフ機業会、綿業統制の廃止は時期尚早と関係当局に申入れその実現をはかる
  - 6・26 北鮮、韓国に宣戦布告。繊維市況好転（綿糸20S 1ポンド6月1日316円、8月8日700円）
  - 6・27 GHQ、綿紡の設備制限を撤廃
  - 7・4 GHQ、スフ紡の設備制限を撤廃
  - 7・15 繊維局、内需綿織物の検査の受検を指導奨励する
  - 7・27 紡績筋、織工賃を内需<sup>⑤</sup>の80~85%に値上げすると声明
  - 8・4 政府、内需用綿製品の確保について閣議決定
  - 8・5 繊維局、内需綿織物検査実施要領決定
  - 8・5 繊維局、24年4/4期の内需用綿糸生産遅延に伴う値引料支払勧告
  - 8・18 GHQ、内需用綿糸月37,500梱と指示
  - 8・22 25年2/4期、生産資材の確保に関する内需割当制を実施
  - 8・24 政府、暴利等取締対策要綱を決定
  - 8・30 暴利取締の官民懇談会開催
  - 9・3 近畿地方にジェーン台風
  - 9・8 綿スフ機業会、政府に天竺2Aの工賃358円に改訂を申入れる
  - 9・14 25年2/4期の内需割当各通産局へ移管
  - 9・18 繊維局、織機の制限撤廃後も従来の登録織機を基準に綿糸の割当をする方針を決定、綿スフ織機の設備制限撤廃後の取扱通牒される
  - 9・28 綿スフ機業会、紡績筋と輸出織物の工賃値上げ折衝、<sup>⑥</sup>なみとなる
  - 10・9 臨時繊維機械設備制限規則の一部改正（綿スフ織機の設備制限の撤廃）
  - 10・18 復元業者、復金返済綿スフ機業復元者同盟を結成し、糸の特別割当と借入金の返済の円滑化をはかる
  - 11・3 天竺2Aの基準価格2,441円に改正（現行1,895円92銭）
  - 11・6 繊維局、臨建規則改正後における綿スフ織機の登録要領を決定
  - 11・10 綿スフ機業会、第2回優良新作綿織物品評会を開催
- 11・ 復元者に綿糸500梱の割当決定（1台20ポンドの特割）
  - 12・25 中小企業信用保険法施行  
電力、1年前の対応月の使用実績割当となる
- 昭和26年
- 1・22 繊維局、紡績余剰綿3,152千ポンドを配分
  - 1・22 綿スフ機業会、警察予備隊用綿布の調達を斡旋
  - 2・1 各経済調査局、綿糸布生産者に価格引下げの自粛を勧告
  - 2・14 綿スフ機業会、物価庁、安本に統制存続を申入れる
  - 2・20 25年4/4期の内需用綿織物の生産計画65,981梱（政府綿充当47,212梱、民賃綿充当18,769梱）決定
  - 2・23 東京繊維取引所開所
  - 4・14 綿織物の価格改訂天竺2A1碼61円より98円となる
  - 4・24 綿スフ機業会、第3回全国優良新作綿織物品評会を開催
  - 4・26 衣料品配給規則及び衣料切符規則廃止
  - 4・30 指定生産資材割当規則の改正により織物の割当、配給統制を解除
  - 5・15 繊維局、綿織物の検査、品質の表示について関係業者に勧告
  - 6・11 大阪三品取引所開所
  - 7・5 各産地の組合、新規事業（金融、木管回収、糸と織物の斡旋など）を開拓し、統制廃止後の体制を整備
  - 7・19 綿糸の割当制と綿糸布の統制額の適用停止（翌年3月それぞれ廃止）
  - 7・27 綿スフ機業会、関係団体とスフ製品品質改善研究委員会結成
  - 8・1 電力会社、電力料金30%値上げ決定
  - 8・9 綿スフ機業会、国会に内需輸出枠の設定、三品取引所の綿布上場の停止、融資を要望
  - 8・24 商工中金、綿織物業に対する融資取扱い方針を決定
  - 9・1 綿スフ機業会、各地で融資の円滑化をはかる
  - 9・9 日本、49ヶ国と平和条約調印
  - 9・10 大阪をはじめ各地の電力制限強化される
  - 9・15 電気需給調整規則改正、割当基準月を1ヶ年前の対応月とする
  - 10・1 綿スフ機業会、日本綿スフ織物工業連合会（以下「綿工連」という。）と名称変更。綿工連、関係当局に制電に伴う深夜業の許可、重油配給を要望
  - 11・3 織専へ重油500屯配給
  - 11・16 綿工連、紡協に織工賃の値上げと輸出用糸確保を申入れる

- 11・16 大阪三品取引所、金巾の上場を中止
- 11・28 綿工連、スフ製品品質改善研究委員会にて原糸の品質改善を要望
- 12・27 綿工連、第4回優良新作綿織物品評会を開催

#### 昭和27年

- 1・18 官民繊維懇談会を開き金融難打開、設備制限、生産調整を協議
- 1・24 日本化繊協会、各地にて綿スフ混紡織物の試織品を展示
- 2・9 綿工連、綿スフ混紡糸の顕微鏡による鑑別法を指導
- 2・14 名古屋はじめ各地にて金融危機の対策をねる。信用不安深刻となる
- 2・18 綿工連、綿スフ混紡品につき表示、価格のきめ方、消費者宣伝につき綿紡、糸商、卸商に要望
- 2・25 通産省、綿紡績設備の4割操短を勧告（3月～7月は月15万梱）（綿紡操短は翌年5月まで継続）
- 2・27 物価庁、停止中の綿織物の統制額廃止
- 3・27 東京にて、全国綿スフ織物工業危機突破大会を開き綿糸布の生産調節の実施、市銀、中金の融資増額を決議し、関係当局にこの実現を要望
- 3・26 綿糸布暴落、綿糸翌月物200円台を割り、三品市場は後場休業となる
- 4・12 綿工連、電気需給調整規則の一部改正に関し、基準月の定め方と地域差をなくすことを要望
- 4・16 綿工連、繊維産業各団体と綿業危機突破対策をねる
- 5・7 第5回優良新作綿スフ織物品評会を東京で開催
- 5・8 綿工連、自由党首脳に生産調整に関する立法措置を要望
- 5・29 電力会社、電力料金32%の値上げ、電力料金に地域差を加味する
- 5・22 東京で全国綿スフ織物製造業者大会を開き、今国会に於て、中小企業安定法の制定を期する。中小企業安定法案中にある指定業種に「綿スフ織物製造業」を指定することを決議し、国会、政府にその実現を要望
- 7・10 大阪南部の機業地、豪雨におそわれる。
- 7・24 通産省、8月～12月までの綿紡操短月16万5千梱と決定
- 8・1 特定中小企業の安定に関する臨時措置法公布、同日施行。
- 10・5 第6回優良新作綿スフ織物品評会を東京で開催
- 11・18 綿工連、紡協へ綿織物の操短について協力を申入れる
- 11・26 綿糸布暴落、現物糸6万5千円、2023番48円
- 11・28 大阪、岡山市に於て商工中金より運転資金の融資促進をはかる

- 12・5 日本綿スフ織物調整組合連合会（以下「綿調連」という。理事長安藤梅吉）設立認可
- 12・8 綿調連の総合調整計画認可、1～9月の平均運転率の14%の生産制限を実施
- 12・18 通産省、一月の綿紡操短15万梱と決定

#### 昭和28年

- 1・1 租税特別措置法改正（紡績の賃工賃について輸出振興減税をうける）
- 1・22 綿工連、各団体と共に繊維議員連盟に安定法改正を要望
- 1・26 繊維局、紡績兼営会社と化繊会社に対し綿スフ織物織機の増設及び増産抑制を勧告
- 1・29 大阪府繊維工業協会創立
- 2・1 貨物運賃値上げ、綿織物は9月末まで料率の1割引となる
- 2・19 通産省、3～5月の綿紡操短に関し月16万梱と決定
- 2・25 綿工連、糸商に金利引下げを申入れる
- 3・25 調整組合（連合会）の登録手数料は賦課金の扱となる（国税庁の通達）
- 4・2 綿布急落、東京の当限は20S1ポンド177円10銭、綿布金巾2002番40円、2023番54円
- 4・25 大阪、和歌山の綿ネル生産者、綿ネル振興会を結成
- 5・7 綿工連、輸出リンク制実施に伴い政府に輸出用糸の確保、加工度の高いものに対するリンクを高率にすることを要望
- 5・7 織物の販売条件の改善、安定法の早期改正実現を関係筋に申入れる
- 5・16 綿工連、日銀に輸出織物に対する融資を要望
- 5・20 繊維局、6月以降の綿紡の勧告操短廃止
- 5・23 兵庫県の各産地代表、政府に低利資金の融資、外貨割当権、先染綿布の加工度による報償率の引上げを要望
- 5・30 綿糸暴騰、20番1梱9万6千円の新高値
- 6・4 綿工連、繊維局に専門業者の加工度の高い織物に対する報償率の増を要望
- 6・10 綿工連、糸商に木管保証金の金利をとらぬことを申入れる
- 6・15 繊維局、輸出リンク制（リンク率115%）実施を決定（8月実施）
- 6・22 綿工連、綿商連に、織物の販売条件の改善、紡績各社に木管代の支払いの促進を申入れる
- 7・9 自治庁、調整組合の賦課金に事業税の特別扱いを通達。綿工連、日銀政策委員に中小企業金融対策を陳情
- 7・10 綿工連、国会、政府に安定法の改正、輸出リンク制に伴う輸出実績票の自由行使、内需価格安定策

- (リンク制)、輸出運転資金と調整資金の確保を要望
- 7・21 紡績各社の設立した綿製品輸出振興組合、通産大臣から設立認可される
- 8・1 中小企業安定法の改正(恒久立法化、総代制、購入方法の制限その他)
- 8・4 綿工連各団体と共に繊維議員連盟に消費税の復活反対を申入れる
- 8・20 中小企業金融公庫設立、9月10日業務開始
- 9・24 通産省、綿糸月間19万5千梱の生産計画を発表
- 10・1 綿糸急落、20番の現物9万1千5百円(最高9月26日11万円)、日銀、デフレ政策をとる
- 10・27 綿調連、中小企業金融公庫に長期運転資金の融資を要望
- 10・9 綿工連、国会に火災保険組合法の制定を申入れ
- 昭和29年**
- 2・15 オッパ取引用太綾9Aの輸出検査を実施
- 2・25 先染業界、重複輸出検査の簡易化を要望
- 3・9 緋業界、安定法第29条命令の発令を要望
- 3・31 綿工連、政府に特殊織物のリンク割当率の引上げと織布業者に綿花を割当することを要望
- 4・16 綿工連、政府に綿糸布買上機関の発動を要請
- 5・19 小巾織物業界、生産制限につき安定法第29条命令の発動を要請
- 5・20 綿工連、品種別部会の設置を決定
- 5・21 先染業界、政府に織布業者に綿花購入権を与えることを要望
- 5・22 播州、仲立を通じた輸出貨織分につき輸出減税みとめられる
- 5・26 綿糸暴落、大阪三品当限170円
- 5・26 中小企業安定法改正(検査の追加その他)、6月1日施行
- 5・31 大阪の各産地代表、卸商に手形起算日を受渡日とし期限を45日以内とすることを申入れる
- 6・18 綿工連、政府に不況対策として綿糸布買上機関の発動、安定法第29条命令の発令を重ねて要望、商社の倒産による信用不安深刻化
- 6・21 通産省、特殊高級織物の輸出リンク率引上げ
- 8・2 復元業者、政府、中小企業金融公庫に旧復金借入金の利子減免を要望
- 8・20 設備制限に関する安定法第29条命令の発令に関する官民懇談会開催される
- 9・28 日本綿スフ織物協同組合連合会(以下「綿協連」という。)創立(理事長安藤梅吉)、火災共済事業を開始
- 9・21 政府、輸出会議の設置を閣議決定
- 10・5 内地織物の現金取引化について関係団体と協議
- 11・2 通産省令綿スフ織物業生産設備制限規則、同未登録綿スフ織機設置制限規則(以下設備制限規則とい

- う)公布、同日施行
- 11・5 輸出会議を開き対米問題を協議
- 11・19 通産省、輸出リンク方式による原綿買付資金割当に関する暫定措置(紡績各社毎に輸出枠を設定、翌年6月まで継続実施)を決定。12月1日から実施
- 12・9 綿工連、通産省の買付資金割当の措置に伴う輸出綿織物の委託加工数量の減少についてその確保並に内需転換資金確保を要望
- 昭和30年**
- 1・20 綿調連、2月1日より6月末日まで月7日の休日制または12%の封緘制による操短を実施
- 2・14 綿工連、繊維局に紡績操短、輸出の織布業者リンク制並びに織機の合理化促進を要望
- 2・28 中小企業庁、設備入替資金は中小企業金融公庫が別枠扱いをすると発表
- 3・1 繊維局、織布専門業者の輸出振興用タンク綿糸に関する要綱を決定。同時に一般リンク率を10%とした
- 4・19 通産省、5月より12%の綿紡操短を勧告。綿糸生産は月17万梱余に制限される。操短は翌年6月まで継続される
- 4・22 綿工連、繊維製品品質表示法について①全品種の強制表示、強制検査、②紡績綿糸は、混紡率35%一本とすること、混紡綿織物は混紡率35%までとすること等を要望
- 5・9 国会議員及び業界代表、繊維懇談会を結成
- 6・8 綿調連、品種別に生産制限をする方針を決定(専門委員会を設ける)
- 6・20 社団法人尾西化繊輸出振興会設立
- 7・1 通産省、リンク率85%に引下げる
- 7・4 綿工連、糸商代表に金利引下げ、手形金利起算日の是正及び木管保証金の早期返還を申入れる
- 7・10 大阪、名古屋の業界代表懇談会、過剰織機の買上げを決定
- 7・15 中小企業安定法を改正(品質、意匠、品種の制限の追加その他)
- 7・20 通産省、8月より綿紡操短率16%に勧告
- 8・8 繊維輸出会議、米国内向綿製品輸出に対する緊急対策を協議
- 8・9 綿工連、国会、政府に過剰織機の買上げを要望
- 8・15 繊維製品品質表示法公布、11月14日施行
- 8 通産省、繊維産業総合対策審議会を設置
- 9・1 綿調連、別珍コール天の数量割当、小巾生地 of 封緘率強化による生産制限を実施。通産省令設備制限規則を改正(4巾スフ服地とその織機、交織の着尺用めいせん等とその織機を追加)。純スフ糸合理化カルテル結成、中小企業等協同組合法を改正(定款の認可制、役員を選任その他)



- 9・10 日本, ガットに加入
- 10・15 綿調連, 紡協に過剰設備の買上げ廃棄を申入れる
- 10・25 会長安藤梅吉氏辞任, 後任に藤原楠之助氏就任
- 11・16 通産省, 12月より綿紡操短率12%に勧告
- 11・28 綿工連, 関係筋に細番手の綿糸の出荷の円滑化を要望
- 12・1 綿調連, 広巾先染の数量割当, 広巾生地 of 封緘率強化による生産制限を実施, ガーゼ用生地製織者, 全国ガーゼ織物懇話会結成
- 12・21 輸出会議, 来年度の対米輸出数量1億5千万ヤードと決定
- 12・26 通産省, 設備制限規則を改正(片麻織物とその織機を追加)
- 12・28 通産省, 織布専門業者の綿織物輸出リンク実施要領を決定, 12月1日船積から実施される

#### 昭和31年

- 1・13 衆院, ギンガムの対米輸出振興に関する公聴会を開く
- 1・20 別珍業者, 国会と政府に生産制限に関する安定法第29条命令の発令を要望
- 2・1 繊維産業総合対策審議会, 総合対策答申案を決定
- 2・28 政府, 繊維工業設備臨時措置法案を決定し, 国会に提案
- 3・1 通産省, 4月1日から輸出リンク割当率の10%引下げを決定
- 3・15 全国中小企業等協同組合中央会創立
- 3・16 通産省, 4月度綿紡操短率を8%に決定
- 3・31 綿工連, 国会に政府の繊維工業設備臨時措置法案の修正を要望し強制条項追加される
- 4・1 通産省, リンク率10%引下げを決定
- 4・14 通産省, 5, 6月の綿紡操短率4%に勧告
- 5・18 綿調連, 広巾生地の操短率4%と決定。愛知県の

各組合代表, 政府及び国会に設備近代化補助金の増額を要請

- 5・22 中小企業振興資金助成法公布, 同日施行
- 6・5 繊維工業設備臨時措置法公布。10月1日施行
- 6・29 綿工連, 特別委員制を廃し常任委員制に移行
- 7・1 播州各組合の代表, 大阪の紡績と商社の代表60余名を招き輸出の振興について協力を要望。綿紡操短, 廃止される
- 9・12 繊維工業設備審議会, 31年度の過剰織機の処理台数9千台と決定
- 10・8 綿調連, 登録織機の他の調連との登録替を制限
- 11・27 別珍コール天産地の代表大挙上京して, 政府, 国会, 米国大使館に別珍の輸入制限緩和を申入れする
- 11・30 綿工連, 他の繊維団体と原糸課税反対期成同盟を結成
- 12・20 通産省, 過剰設備処理に関する共同行為を指示

#### 昭和32年

- 1・1 通産省, 登録機械の登録替を原則として禁止
- 1・16 輸出会議北米市場特別委員会本年度の対米綿布の輸出量をギンガム3,500万碼, 別珍250万碼, その他7,500万碼と決定
- 1・21 綿調連, 第2回未登録織機の監察を実施
- 2・16 労働問題懇談会, 最低賃金制につき業者間協定を中心とすべきことを答申
- 2・25 過剰綿スフ織機処理規則(通産省令)公布, 即日施行
- 3・16 綿調連, 未登録織機の封緘制, 別珍コール天織機の封緘率4%を決定
- 4・1 通産省, 織布専門業者に対する輸出綿織物加工内示書割当制を決定, 即日実施する
- 4・2 中小企業団体系, 国会に提案される

## 第4章 綿スフ織物業の統計

<p>第46表 綿スフ織物輸出の推移 ……………320</p> <p>第47表 綿織物輸出の仕向先別数量の推移 ……………320</p> <p>第48表 戦後における綿製品の輸出状況 ……………320</p> <p>第49表 昭和31年度綿織物仕向地別・加工別 輸出数量 ……………321</p> <p>第50表 昭和31年度スフ織物仕向地別輸出数量………323</p> <p>第51表 織布専門業者の輸出綿織物産地別生産実績 (賃織のもの) ……………325</p> <p>第52表 織布専門業者の輸出綿織物産地別生産実績 (糸買いのもの) ……………326</p> <p>第53表 綿糸及び綿二次製品の輸出高 ……………327</p> <p>第54表 純綿糸の番手別生産高 ……………327</p> <p>第55表 純綿糸の用途別引渡高 ……………327</p> <p>第56表 綿スフ織布業者の産地別経営規模 (広巾)………328</p> <p>第57表 綿スフ織布業者の産地別経営規模 (小巾)………332</p> <p>第58表 綿スフ織布業者の性能別経営規模 ……………336</p> <p>第59表 ギンガム, 別珍業の企業規模 ……………340</p> <p>第60表 自動織機及び半自動織機の台数 ……………340</p> <p>第61表 昭和31年の過剰綿スフ織機の処理………341</p>	<p>第62表 昭和32年の過剰綿スフ織機の買上計画………341</p> <p>第63表 綿糸の標準品(20S)の価格の推移 ……………341</p> <p>第64表 綿織物の標準品の価格の推移 ……………342</p> <p>第65表 中小企業金融の現況 ……………342</p> <p>第66表 原料部門の生産設備 ……………343</p> <p>第67表 綿製品の需給 ……………343</p> <p>第68表 綿スフ織機の地区別登録台数 (昭和33年2月末)………344</p> <p>第69表 綿スフ織機の規模別台数 (昭和32年2月末)………344</p> <p>第70表 綿スフ織物の業種別生産高 (昭和30~32年)………344</p> <p>第71表 綿スフ織物の品種別生産高 (昭和30~32年)………345</p> <p>第72表 スフ糸, スフ織物の在庫の推移 (昭和31~32年)………346</p> <p>第73表 綿スフ織物価格の推移 (昭和30~32年)………346</p> <p>第74表 綿スフ織物業者生産動態統計 (昭和32年12月度) ……………347</p>
---	--

第46表 綿スフ織物輸出の推移

(単位：1000平方碼)

期	種類		期	種類	
	綿織物	スフ織物		綿織物	スフ織物
大正12年	811,529	—	昭和17年	166,612	13,376
昭和1年	1,348,505	—	18	189,043	13,725
2	1,395,000	—	19	90,706	—
3	1,418,812	—	20	16,742	—
4	1,790,761	—	21	982	—
5	1,571,827	—	22	387,009	—
6	1,413,780	—	23	422,059	—
7	2,033,723	—	24	746,571	8,375
8	2,090,228	—	25	1,104,049	44,104
9	2,577,263	—	26	1,095,963	60,648
10	2,725,109	—	27	761,980	93,435
11	2,709,884	—	28	914,009	144,926
12	2,643,429	16,755	29	1,278,107	302,542
13	2,180,810	60,453	30	1,138,829	521,391
14	2,446,036	48,730	31	1,262,049	697,629
15	1,854,011	23,943	32		
16	1,018,797	20,538			

第47表 綿織物輸出の仕向先別数量の推移

(単位：1000平方碼)

仕向地	期	昭和9～11年平均	昭和22年	昭和26年	昭和31年
総計		2,670,800 (100.0)	377,257 (100.0)	1,094,503 (100.0)	1,262,049 (100.0)
アジア州		1,717,000 (64.3)	241,758 (64.2)	751,054 (68.6)	765,349 (60.6)
ヨーロッパ州		74,500 (2.8)	83,004 (22.0)	144,051 (13.1)	132,628 (10.5)
アメリカ州		305,000 (11.4)	6,218 (1.6)	15,088 (1.4)	217,384 (17.2)
アフリカ州		485,000 (18.2)	34,440 (9.1)	132,142 (12.1)	89,739 (7.1)
太平洋州		88,200 (3.3)	11,836 (3.1)	52,205 (4.8)	56,948 (4.6)
インドネシア(a)		387,700	100,406	238,625	138,511
インド				260	3,146
パキスタン(b)		482,000	21,775	248,951	12,000
タイ(c)		68,100	23,983	47,763	79,423
主要三市場(a+b+c)		937,900 (35.1)	146,164 (38.7)	535,339 (48.9)	229,934 (18.2)
英国		12,100	64,439	83,232	35,994
南アフリカ連邦		24,000	9,140	20,884	19,825
ビルマ		*	3,076	7,041	47,312
香港		56,800	3,681	49,502	137,985
シンガポール		61,400		53,127	78,821
英領西アフリカ		7,000	5,826	34,813	41,664
米国		46,400	5,829	4,005	122,547
豪州		77,100	11,831	49,945	47,908
イラン		24,700	105	2,396	11,117
韓国		—	—	318	3,584
スウェーデン		7,100	18,903	24,428	15,672
英領東アフリカ		88,700	6,480	40,785	3,938
セイロン		18,500	6,004	13,831	54,735
イラク		61,700	—	22,144	11,615
その他諸国		1,247,400	96,779	152,453	396,217

注：日本綿糸布輸出組合の日本綿業貿易小史63～64頁による

第48表 戦後における綿製品の輸出状況

期	数量 (1000ポンド)				金額 (100万円)			
	綿糸	綿織物	綿二次製品	計	綿糸	綿織物	綿二次製品	計
昭和24年	23,668 (11)	180,601 (83)	14,221 (100)	218,490 (100)	4,796 (8)	48,580 (85)	3,624 (7)	57,000 (100)
26	28,114 (10)	244,152 (84)	19,335 (6)	291,601 (100)	11,749 (9)	114,266 (87)	6,082 (4)	132,097 (100)
31	27,294 (7)	271,191 (74)	69,281 (19)	376,766 (100)	9,450 (7)	95,993 (75)	23,338 (18)	128,781 (100)

注：日本綿糸布輸出組合の日本綿業貿易小史62頁による

第49表 昭和31年度綿織物仕向地別・加工別輸出数量

(単位：1000平方碼)

国名	昭和31年							昭和30年 年計
	生地	漂白	浸染	捺染	糸染	その他	合計	
<b>アジア州</b>								
韓国	66	1,076	638	1,773	1	30	3,584	2,502
中琉球	633	586	1,394	2,425	—	62	5,100	2,747
香港	103	3,342	1,189	3,302	288	307	8,531	8,141
台湾	18,722	48,878	15,208	52,215	2,608	355	137,986	61,386
度・支那	11	3	—	—	2	1	17	338
タイ	9,135	27,551	23,645	10,779	1,371	9	72,490	22,043
マレー	3,670	35,728	14,942	21,900	3,138	44	79,422	97,107
シンガ	41	2,231	1,302	2,764	424	16	6,778	6,685
ボルネ	1,006	16,805	8,277	49,626	2,795	311	78,820	72,876
インド	34,739	2,094	2,662	11,307	8,815	78	59,695	22,714
ネパール	818	94,497	6,742	34,381	2,006	67	138,511	108,322
ヒマ	2,216	21,677	4,692	16,499	2,225	4	47,313	42,507
パキ	2	1,037	970	1,043	86	7	3,145	1,702
スタ	150	6,054	1,557	4,143	97	0	12,001	32,426
セイ	283	15,389	5,754	31,018	2,150	141	54,735	34,966
アフ	291	783	415	1,172	68	—	2,729	1,338
ガニ	—	1,964	15	400	12	—	2,391	4,646
イラ	—	4,477	3,503	1,560	1,569	7	11,116	33,120
イラ	273	5,258	1,319	3,119	1,642	5	11,616	16,931
バ	6	1,079	830	1,696	—	—	3,611	2,178
アラ	1,366	2,630	1,111	1,622	315	182	7,226	6,925
アラ	358	4,586	2,927	4,504	101	87	12,563	11,793
パ	6	326	963	154	1,128	8	2,585	3,573
バ	33	1,159	1,822	235	48	—	3,297	7,743
レ	—	7	46	32	3	—	88	699
英領	—	—	—	—	—	—	—	24
トル	—	—	—	—	—	—	—	182
計	73,928	299,217	101,923	257,669	30,892	1,721	765,350	605,613
<b>欧州</b>								
アイス	—	17	32	—	2	—	51	13
ノウ	41	—	—	—	—	—	41	—
スウ	13,206	1,356	879	175	56	0	15,672	14,185
デン	1,011	2,224	810	534	296	—	3,875	895
英	35,739	73	27	50	99	5	35,993	51,260
ア	76	681	1,481	293	97	—	2,628	1,775
オ	37,393	363	81	374	22	—	38,233	41,164
ベ	2,279	161	199	4	36	—	2,679	2,987
フ	0	0	0	—	—	—	0	0
西	18,001	82	53	—	203	—	18,339	11,798
ス	5,403	248	55	—	—	—	5,706	4,607
ア	—	—	—	—	6	—	6	—
ス	—	25	39	12	—	—	76	127
ジ	—	—	—	3	—	—	3	—
イ	977	75	—	—	—	—	1,052	—
フ	—	163	530	15	25	—	733	442
オ	6,633	283	54	—	—	—	6,970	3,187
ギ	—	331	241	—	—	—	572	10
マ	—	—	—	—	—	—	—	15
計	120,759	5,082	4,481	1,460	842	5	132,629	132,465
<b>北米州</b>								
カナ	2,432	5,814	1,674	2,546	3,658	11	16,135	13,756
米	38,689	472	5,353	939	76,834	260	122,547	140,247
メ	20	88	24	5	30	—	167	510
グ	—	2	6	—	35	—	43	82
ホン	629	423	914	1,325	764	—	4,055	3,233
英	—	—	0	12	20	—	32	63
サル	862	1,476	5,300	2,164	1,995	0	11,797	6,895
ニ	7	699	610	845	937	4	3,102	5,152
コ	702	345	504	262	607	—	2,420	3,025
パ	189	250	372	2,096	999	4	3,910	1,711
運	—	—	—	7	374	—	381	—
ジ	—	127	46	220	31	42	466	484
リ	—	3	—	—	—	—	3	9
ウ	—	12	1	7	2	2	24	12
バ	—	11	23	18	—	—	52	564
トリ	—	269	215	84	26	—	594	1,027
ド	—	—	279	2	—	—	281	6
キ	282	303	1,047	867	2,111	354	4,964	3,516
ユ	—	13	20	87	16	3	139	137
計	43,812	10,307	16,388	11,486	88,439	680	171,112	180,429

国名	昭和31年							昭和30年 年計
	生地	漂白	浸染	捺染	糸染	その他	合計	
<b>南米州</b>								
コロンビア	—	5	5	—	—	—	10	18
ベネズエラ	50	8,331	8,966	3,459	7,596	35	28,437	28,254
英領ギアナ	2	110	7	68	—	—	187	133
スリナム	42	103	75	269	178	3	670	431
エクアドル	151	62	125	385	1,827	—	2,550	2,100
ペルー	171	876	1,535	880	6,002	7	9,471	5,728
ボリビア	6	358	142	184	1,796	—	2,486	1,179
チリ	—	9	30	4	1,117	—	1,160	438
ブラジル	58	—	15	114	6	—	193	1
パラグアイ	—	186	267	248	362	—	1,063	1,480
アルゼンチン	—	—	5	—	—	—	5	—
ウルグアイ	—	19	17	—	—	10	46	1,070
計	480	10,059	11,189	5,611	18,884	55	46,278	40,832
<b>アフリカ州</b>								
タンザニア	—	295	61	8	—	—	364	891
リビア	—	5	—	—	—	—	5	—
エジプト	—	—	38	166	—	—	204	619
アンゴラ	17	2,296	784	21	5	—	3,123	4,553
南スーダン	—	—	—	—	—	—	—	—
西領アフリカ	93	31	—	53	—	—	177	1
仏領西アフリカ	—	14	—	—	—	—	14	48
仏領赤道アフリカ	—	—	10	19	—	—	29	7
英領西アフリカ	305	5,528	4,858	24,584	5,396	993	41,664	57,758
葡領西アフリカ	—	150	22	56	17	—	245	172
リベリア	1	7	31	651	224	9	923	1,077
白領アフリカ	—	10	—	4,797	300	2	5,109	3,915
伊領ソマリア	—	—	91	—	57	13	161	207
エチオピア	4,491	2,143	4,814	1,200	10	5	12,663	6,953
仏領ソマリア	12	3	28	23	22	40	128	82
セイシラス	—	4	1	—	—	—	5	2
モーリシウス	—	4	18	151	48	—	221	400
英領東アフリカ	168	657	936	2,033	68	111	3,973	11,408
モザンビーク	—	3	12	223	—	—	238	49
仏領東南アフリカ	—	22	12	19	61	—	114	115
南西アフリカ	47	3,100	7,241	8,914	273	198	19,773	13,450
中央アフリカ連邦	—	—	—	51	—	—	51	63
仏領カメルーン	2	57	451	45	3	1	559	369
西領モロッコ	—	—	—	—	—	—	—	60
西領モロッコ	—	—	—	—	—	—	—	40
計	5,136	14,329	19,408	43,014	6,484	1,372	89,743	102,239
<b>太平洋州</b>								
豪州	8,651	12,256	8,519	12,854	5,578	52	47,910	70,841
バプア	2	58	139	23	1	—	223	373
ニューギニア	14	128	862	10	—	6	1,020	1,745
ニュージーランド	545	1,101	932	1,360	544	26	4,508	1,892
西サモア	—	4	—	63	—	—	67	66
クック諸島	—	3	—	—	1	2	4	—
ニューヘブリズ	—	—	—	1	—	—	1	44
フィジー	—	60	7	137	6	—	210	52
英領ソロモン	—	—	2	19	—	—	21	37
ニューカレドニア	2	21	33	196	4	—	256	257
仏領オセアニア	—	—	—	242	5	—	247	298
ハワイ	4	2	81	2,170	16	1	2,274	1,530
ゲアム	—	1	2	7	0	0	10	12
米領サモア	—	—	—	5	—	1	6	6
アナ・マーシャル・カロリン	2	29	36	125	1	—	193	101
計	9,220	13,663	10,613	17,212	6,156	86	56,950	77,254
<b>合計</b>	253,335	352,657	164,002	336,452	151,697	3,919	1,262,062	1,138,832

第50表 昭和31年度スフ織物仕向地別輸出数量

(単位：1000平方碼)

仕向地	種類	スパンレーヨン								アセテート	総計	
		モスリン(生のもの)	モスリン(生のものをのぞく)	サージ	金巾	ポプリン	ギャバジン	パイル織	その他			合計
<b>アジア州</b>												
南	鮮	23	39	—	—	—	8	—	8	79	2	80
中	共	—	6	266	—	1	284	—	1,971	2,529	—	2,529
琉球列	島	22	887	434	347	41	186	2	3,099	5,018	5	5,022
香	港	5,947	17,831	1,771	1,083	374	2,622	—	11,904	41,533	30	41,562
台	湾	—	15	—	—	—	—	—	7	22	—	22
南ベトナム	ム	10,197	11,016	81	606	1,162	593	—	2,230	25,885	22	25,907
カンボジア	ア	110	1,791	39	90	213	293	2	612	3,148	8	3,156
ラオス	ス	2	166	16	15	21	17	—	59	296	—	296
タイ	ス	112	5,627	751	109	461	329	—	7,035	14,425	33	14,458
マレー連邦	邦	—	3,003	141	524	335	117	4	1,274	5,399	—	5,399
シンガポール	ル	128	18,186	1,583	2,131	619	1,206	14	9,247	33,112	14	33,126
フィリピン共和国	国	1,835	26,044	363	3,340	2,849	188	—	7,633	42,252	26	42,279
インドネシア	ア	218	8,064	—	1,119	345	—	—	1,190	10,936	—	10,936
蘭領ニューギニア	マ	—	—	3	—	—	2	—	26	32	—	32
ビル	度	5	799	120	77	365	97	—	569	2,032	188	2,219
印	度	—	47	63	15	49	510	3	1,311	1,997	—	1,997
東パキスタン	ン	—	1,272	—	—	—	—	—	25	1,297	8	1,305
西	ン	—	2,201	27	17	82	75	—	359	2,762	1	2,763
セイロン共和国	国	32	11,001	102	471	315	75	—	3,765	15,760	—	15,760
葡領印度	度	—	457	8	40	11	57	—	100	673	2	675
アフガニスタン	ン	7	11,137	1,407	126	291	251	3	1,059	14,281	59	14,340
イ	ン	1,048	7,085	459	12	163	116	—	1,725	10,610	22	10,631
イ	ン	239	26,085	10,662	1,352	1,035	182	13	7,541	47,109	56	47,165
バーレーン	諸島	—	1,811	188	57	169	159	—	293	2,678	—	2,678
アラブ	諸島	—	4,681	134	330	529	43	4	3,121	8,840	—	8,840
サウジ・アラビア	半島	—	3,488	225	975	622	74	—	840	6,225	15	6,239
クウェイト	半島	61	8,263	662	137	479	108	—	2,343	12,052	—	12,052
トルシアル・クワター	半島	—	4,513	52	170	154	46	—	261	5,196	—	5,196
オマーン	半島	4	1,788	—	51	88	10	—	89	2,031	—	2,031
イスラエル	国	1,051	—	—	—	—	—	—	—	1,051	—	1,051
ヨルダン	国	—	948	128	46	153	62	4	1,002	2,342	2	2,344
シリア	国	—	—	22	—	24	43	—	149	239	—	239
レバノン	国	—	31	4	6	26	26	—	158	251	—	251
小計		21,041	178,283	19,711	13,244	10,976	7,779	48	71,008	322,089	490	322,579
<b>ヨーロッパ州</b>												
スウェーデン	国	428	34	10	753	51	476	—	191	1,942	—	1,942
デンマーク	国	359	112	83	102	38	22	—	662	1,377	2	1,378
イギリス	国	7,374	277	—	1,114	—	—	—	608	9,374	—	9,374
アイルランド	自由国	—	859	150	12	24	17	3	242	1,307	—	1,307
オランダ	国	18,450	728	21	352	3	23	—	336	19,913	—	19,913
ベルギー	国	11,540	1,280	66	149	6	51	—	113	13,204	1	13,205
西ドイツ	国	30,300	502	22	650	216	—	—	216	32,004	—	32,004
東	国	14	—	—	—	—	—	—	—	14	—	14
スウェーデン	国	229	—	25	1	—	—	—	3	258	—	258
ス	国	—	7	—	—	—	—	—	—	7	—	7
ジブラルタル	領土	—	—	—	—	5	1	—	—	6	—	6
イタリア	国	3,737	—	—	32	—	—	—	1	3,770	—	3,770
マルタ	国	—	128	74	28	43	1	—	202	476	—	476
フィンランド	国	—	14	—	—	—	82	—	126	223	4	227
ソ	国	—	—	—	—	—	126	—	—	126	—	126
オーストリア	国	3,584	58	—	—	—	—	—	13	3,655	—	3,655
小計		76,114	3,998	451	3,192	386	798	3	2,712	87,656	7	87,662
<b>アメリカ州</b>												
カナダ	国	—	—	—	—	—	—	—	87	87	—	87
アメリカ合衆国	国	58	141	37	—	10	—	—	886	1,132	—	1,132
メキシコ	国	95	719	13	14	27	8	6	312	1,193	—	1,193
ホンジュラス	国	—	2,546	1,479	112	682	106	17	1,430	6,373	—	6,373
英領ホンジュラス	領土	—	23	1	5	—	—	—	55	84	—	84
サルバドル	国	—	88	128	20	9	1	—	356	602	—	602
ニカラガ	国	—	29	47	6	4	84	—	71	242	—	242
コスタ・リカ	国	—	64	42	28	60	30	—	370	595	—	595
パナマ	国	21	1,730	288	110	124	124	—	1,367	3,765	1	3,766
運河地帯	地帯	—	189	44	—	10	50	—	56	349	—	349
バハマ	領土	—	—	1	—	—	—	—	10	11	—	11
ジャマイカ	国	44	3,033	129	148	60	7	—	1,864	5,286	—	5,286
リワード諸島	諸島	—	55	1	9	5	—	—	39	109	—	109
ウインドワード諸島	諸島	—	179	9	10	18	—	—	124	340	—	340
バルバドス	国	4	182	27	6	36	—	—	150	405	—	405
トリニダード・トバゴ	国	80	635	18	9	9	—	—	318	1,069	—	1,069

仕向地	種類	スパンレヨン								アセテート	総計	
		モスリン (生のもの)	モスリン (生のものをのぞく)	サージ	金 巾	ポプリン	ギャバジン	パイル織	その他			合 計
キューバ	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6	—	6
ドミニカ共和国	—	21	6	—	—	—	—	—	49	76	—	76
キューラソ	—	379	8	32	32	2	—	361	814	—	814	
他の蘭領西印度	—	9	—	—	—	—	—	4	13	—	13	
ベネズエラ	—	—	—	—	—	—	—	4	4	—	4	
英領ギアナ	1	955	43	57	39	—	—	603	1,698	—	1,698	
スリナム	—	275	25	48	30	1	—	940	1,319	—	1,319	
ペルー	—	—	—	—	—	9	—	102	111	—	111	
ボリビア	—	27	411	—	23	48	—	378	888	—	888	
チリ共和国	—	5	—	—	—	15	—	59	79	—	79	
ブラジル	817	30	—	—	—	—	—	13	860	—	860	
パラグアイ	—	—	—	20	—	—	—	97	116	—	116	
アルゼンチン	—	—	—	—	—	2	—	—	2	—	2	
小 計		1,121	11,314	2,757	634	1,180	486	23	10,111	27,627	1	27,628
<b>アフリカ州</b>												
タンザール	—	219	200	—	4	300	40	237	1,000	8	1,008	
アングロ・エジプト	384	1,712	8	43	496	20	—	495	3,158	—	3,158	
シアン・スーダン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
西領モロッコ	—	15	3	—	—	2	—	15	36	—	36	
カナリー諸島	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	
仏領赤道アフリカ	—	14	14	—	—	—	—	12	40	—	40	
仏領カメルーン	5	81	12	10	—	—	—	66	174	—	174	
ナイジェリア	852	37,330	1,785	6,329	1,432	2,036	111	59,133	109,008	340	109,347	
ゴールドコースト	153	9,947	807	891	409	1,516	69	19,135	32,926	33	32,959	
シエラ・レオ	—	2,852	114	211	44	500	—	2,569	6,289	—	6,289	
ガンビア	—	77	27	106	1	8	—	810	1,029	—	1,029	
アンゴラ	—	18	—	—	—	5	—	—	23	—	23	
ケープ・ベルデ	—	2	—	—	1	—	—	—	3	—	3	
葡領ギニア	—	6	—	—	—	—	—	6	12	—	12	
リベリア	—	314	30	62	20	17	—	1,066	1,509	—	1,509	
白領コンゴ	532	2,513	819	336	82	287	—	1,159	5,728	3	5,731	
ルアンダ領ウルディ	13	193	78	31	—	3	—	300	619	—	619	
エチオピア	6	1,556	179	148	32	42	—	665	2,627	—	2,627	
セイチレス	—	7	—	—	—	—	—	3	10	—	10	
仏領ソマリランド	—	—	—	2	—	—	—	—	2	—	2	
モーリシウス	—	29	4	2	1	1	—	28	65	—	65	
ケニア	251	3,677	443	3,046	380	79	—	4,384	12,261	1	12,261	
ウガンダ	146	2,519	327	2,877	263	40	—	3,235	9,404	—	9,404	
ザンジバル	79	901	77	345	171	32	—	816	2,421	—	2,421	
タンガニーカ	117	6,858	295	1,269	286	86	—	1,473	10,384	—	10,384	
モザンビーク	—	16	4	2	—	3	—	114	139	—	139	
マダガスカル	312	1,158	1,106	263	281	110	—	2,617	5,846	—	5,846	
南阿連邦	1,016	8,311	7,257	4,035	658	1,060	196	22,001	44,533	17	44,550	
南西アフリカ	—	58	1	11	—	—	—	158	228	—	228	
中央アフリカ連邦	352	141	553	768	19	172	1	1,141	3,148	20	3,168	
英領南アフリカ	—	—	3	—	—	—	—	—	3	—	3	
小 計		4,215	80,525	14,144	20,787	4,578	6,319	418	121,637	252,623	421	253,045
<b>太 洋 州</b>												
オーストラリア	506	53	12	116	3	6	—	46	742	—	742	
パプア	—	26	—	—	—	—	—	—	26	—	26	
東北ニューギニア	—	47	13	—	—	—	—	52	112	—	112	
ビスマーク群島	—	75	30	—	—	28	—	414	547	—	547	
ニューゼaland	4	402	578	51	319	92	—	559	2,004	5	2,008	
西サモア	—	—	—	—	—	13	—	5	17	—	17	
クック諸島	—	6	—	—	—	—	—	8	14	—	14	
フィジー	3	473	2	14	40	1	—	85	618	1	619	
ニューカレドニア	—	8	—	—	—	—	—	—	8	—	8	
ソサエティ諸島	—	19	1	3	—	—	—	32	54	—	54	
ハワイ	3	44	—	—	—	—	—	3	51	1	51	
グアム	—	—	—	—	1	—	—	10	11	—	11	
マリアナ・マーシャル ルカロリン群島	4	28	—	3	—	—	—	3	37	—	37	
小 計		520	1,181	635	186	363	140	—	1,216	4,241	6	4,247
総 計		103,011	275,302	37,698	38,043	17,484	15,523	492	206,685	694,236	925	695,162

第51表 織布専業者の輸出綿織物産地別生産実績（昭和32年7月の賃織によるもの）

（単位：1000平方碼）

調整組合 種類	東北	栃木	常総	遠州	天竜社	石川	知多	三河	三州	名古屋	尾北	岡崎	豊橋
金巾 (31吋以下)	—	—	—	—	—	—	159	—	34	22	—	—	—
〃 (31～40)	—	—	—	89	—	—	7,326	495	414	382	100	—	24
〃 (40吋以上)	—	—	—	205	—	—	2,007	83	378	317	39	33	—
マキヤンブリック	—	—	—	5	—	—	1	21	5	34	—	—	—
粗布及細	—	—	—	57	—	—	29	—	60	62	61	—	—
仁布ス	—	—	—	—	—	—	325	—	—	—	—	42	—
太ギヤバジ	—	—	—	1	—	—	157	—	13	—	—	—	—
サヤ	—	—	—	240	—	—	188	7	—	—	—	—	—
朱子	57	—	—	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポプリ	121	—	—	349	1	—	—	93	—	—	19	—	—
帆布	—	5	65	7,779	665	—	94	12	168	152	—	—	168
ロン及ボー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘンヤ	—	—	—	163	—	—	34	29	6	—	—	—	—
綿変り	—	—	—	—	—	—	—	36	29	68	—	—	—
その他生地	—	—	—	695	—	39	12	209	30	—	—	82	—
ソジャカー	—	—	—	17	—	—	3	86	4	—	—	—	—
ドビ	—	—	—	—	—	—	—	36	—	—	—	—	—
別ル	—	—	—	170	4	—	23	58	—	—	—	—	—
コネ	—	—	—	186	1,138	—	—	—	—	—	—	—	—
サロン (31吋以下)	—	—	—	141	504	—	3	—	—	—	—	—	—
〃 (31～40)	—	—	—	—	—	—	7	35	—	—	—	—	—
〃 (40吋以上)	—	—	—	62	—	—	48	34	20	15	—	—	—
〃 (キコイ, パカマ)	—	—	—	15	—	—	796	9	15	92	40	—	—
テギン	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小ヤ	—	—	—	62	—	—	—	27	3	—	—	—	—
ネハ	—	—	—	8	—	—	—	31	—	—	—	5	—
その他先染織物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	178	5	65	11,054	2,453	39	12,531	2,064	1,179	1,144	259	162	192

調整組合 種類	三重	滋賀	高島	奈良	和歌山	泉州	大阪南部	河内	播州	加西	野間	中町
金巾 (31吋以下)	—	—	—	—	—	173	116	—	52	—	—	—
〃 (31～40)	12	—	—	222	442	3,164	4,680	—	663	39	—	—
〃 (40吋以上)	—	109	47	39	136	1,791	643	13	546	6	—	—
マキヤンブリック	—	—	—	55	—	274	—	—	—	—	—	—
粗布及細	—	—	—	29	—	249	280	—	46	—	—	—
仁布ス	—	—	—	14	4	549	430	—	75	5	—	—
太ギヤバジ	—	—	—	—	—	234	136	12	—	—	—	—
サヤ	—	—	—	—	—	339	405	—	185	—	—	—
朱子	—	—	—	—	—	57	138	54	10	—	—	—
ポプリ	—	35	—	—	—	—	—	—	13	—	37	8
帆布	—	527	—	—	—	278	75	—	49	5	—	—
ロン及ボー	—	0	—	—	440	883	1,179	50	588	53	119	87
ヘンヤ	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—
綿変り	—	—	—	—	—	184	212	12	—	—	—	—
その他生地	30	—	—	5	—	319	255	—	—	—	—	—
ソジャカー	—	—	—	242	—	—	—	—	1	—	—	—
ドビ	—	—	—	—	—	1,074	143	90	47	46	60	26
別ル	10	—	—	64	—	—	—	—	69	—	—	21
コネ	—	22	—	—	—	—	—	—	31	—	—	22
サロン (31吋以下)	—	5	—	—	—	—	—	22	—	—	—	—
〃 (31～40)	—	—	—	—	56	506	1,598	—	—	—	—	—
〃 (40吋以上)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〃 (キコイ, パカマ)	—	—	—	—	—	—	—	—	61	10	22	—
テギン	—	—	—	—	—	24	10	—	119	—	37	90
小ヤ	—	—	—	—	51	—	41	—	3,135	670	740	934
ネハ	—	—	—	—	9	—	—	—	158	—	—	30
その他先染織物	—	—	—	—	—	—	—	—	37	—	—	—
合計	52	780	48	674	1,287	10,815	10,825	253	6,412	834	1,031	1,312



種 類	調整組合												合 計
	播 一	岡 山	備 前	備 中	広 島	今 治	八 幡 浜	富 山	徳 島	福 岡	そ の 他		
金 巾 (31 吋以下)	—	—	—	—	—	—	58	—	8	—	—	622	
〃 (31 ～ 40)	—	341	2	—	166	—	101	—	49	263	—	18,974	
〃 (40 吋以上)	—	12	24	—	97	30	174	—	—	55	—	6,784	
マ ル	—	94	—	—	—	—	—	—	—	—	—	489	
キ ャ ン プ リ ッ	—	15	—	—	133	—	—	—	—	—	—	1,021	
粗 布 及 細 布	—	14	—	—	61	270	—	—	—	25	—	1,814	
仁 太 吉 太 仁	—	—	—	—	12	—	—	—	11	—	—	576	
ギ ャ バ ジ	—	225	304	—	—	100	—	—	66	—	2	2,063	
サ バ ー	—	148	103	21	—	—	—	—	198	—	—	743	
朱 子	—	10	—	—	—	—	—	—	27	—	5	619	
ポ プ リ	12	124	26	—	—	28	—	—	284	—	—	2,062	
帆 布	3	9	—	—	13	210	1,208	—	—	129	49	16,666	
ロ ン	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	
ヘ ヤ コ ー ド	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	649	
綿 変 更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	723	
そ の 他 生 地 綿 織 物	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	1,293	
ジ ャ カ ー ド	—	20	5	—	—	—	—	—	—	—	100	1,389	
ド 別	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53	
コ ー ル	—	—	—	—	23	—	—	—	—	—	—	589	
ネ サ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,346	
サ ロ ン (31 吋以下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	680	
〃 (31 ～ 40)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,205	
〃 (40 吋以上)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	
〃 (キコイ, パカマ)	28	—	—	—	—	—	121	286	—	—	—	151	
テ イ ッ キ	17	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	136	
ギ ン ガ ム	120	—	—	6	321	—	—	—	—	—	—	274	
小 ヤ	—	—	—	53	62	45	—	—	—	—	—	6,110	
ネ テ ン	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	401	
ハ ー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	137	
そ の 他 先 染 織 物	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	
合 計	286	1,023	464	80	961	814	1,827	5	643	472	183	72,406	

第 52 表 織布専門業者の輸出綿織物産地別生産実績（昭和 32 年 7 月の糸買布売によるもの）

（単位：1000 平方碼）

種 類	調整組合															
	遠 州	天 竜 社	知 多	三 河	名 古 屋	尾 北	岡 崎	豊 橋	滋 賀	和 歌 山	泉 州	大 阪 南 部	播 州	八 幡 浜	福 岡	合 計
金 巾 (31 吋以下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	72	44	52	24	—	192
〃 (31 ～ 40)	—	—	627	4	298	51	—	—	—	408	1,795	2,058	464	120	—	5,825
〃 (40 吋以上)	—	—	222	—	213	25	32	—	—	56	1,330	295	255	118	—	2,546
マ ル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	325	—	—	—	—	325
粗 布 及 細 布	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	138	253	37	88	—	520
仁 太 吉 太 仁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	67	—	—	115	—	182
ギ ャ バ ジ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	224	—	226
朱 子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	13
ポ プ リ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	158	—	—	105	—	263
帆 布	449	—	16	141	—	—	—	191	502	466	608	466	—	1,150	93	4,082
ロ ン	—	—	—	—	—	—	—	—	82	—	6	—	—	—	—	88
ヘ ヤ コ ー ド	—	—	—	—	97	—	—	—	—	—	50	159	—	—	—	306
そ の 他 生 地 綿 織 物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	745	—	—	—	—	745
ジ ャ カ ー ド	66	4	—	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36
コ ー ル	172	88	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	260
ネ サ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	530	—	60	—	590
サ ロ ン (31 ～ 40)	—	—	—	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15
〃 (40 吋以上)	—	—	—	—	117	—	—	—	—	—	343	—	—	208	—	668
ギ ン ガ ム	11	—	—	—	—	—	—	—	—	26	—	—	—	—	—	37
合 計	698	92	865	181	740	76	32	191	584	962	5,637	3,805	808	2,225	93	16,989

注：本表と前表の賃織によるものは、綿スフ工連が輸出船積実績とコード証明書によって調査したものである。

織布専門業者の生産したものは、このほかにダマスマワテブルクロス、ハンカチーフ、サリー、キコイ、マフラー、先染サロンの綿二次製品扱となって輸出されている。この月の船積総量は 112 百万平方碼で、うち織布専門の生産にかかるものは 87%にあたる。

第53表 綿糸及び綿2次製品の輸出高（昭和31年度）

（単位：1000ポンド）

綿糸	27,294	蚊帳類	3,714	ブラウス	7,937
サロン類	6,267	じゅうたん類	10,679	ハンカチ	2,243
タオル類	2,296	メリヤス肌着	3,021	その他	7,837
網と網類	1,785	メリヤス製以外の服類	6,203		
毛布と膝かけ	8,647	シャツ類	8,651	計	69,280

第54表 純綿糸の番手別生産高（昭和32年12月度）

（単位：1000ポンド）

グループ 番手	10大紡	比	新紡 24社	比	新々紡 120社	比	計		参考（昭和11年）	
							154社	比	生産	比
18S 以下	3,464	7.9	332	1.9	4,602	17.9	8,398	9.7	1,015千梱	28.1
20S-22S	5,717	13.1	3,443	19.8	10,016	38.9	19,176	22.1	1,027	28.6
23S-44S	30,924	70.9	13,481	77.4	10,963	42.6	55,368	63.8	1,425	43.0
45S 以上	3,500	8.1	169	0.9	144	0.6	3,813	4.4	138	0.3
計	43,605	100.0	17,425	100.0	25,725	100.0	86,755	100.0	3,607	100.0

第55表 純綿糸の用途別引渡高（昭和32年12月度）

（単位：1000ポンド）

グループ 番手	10大紡	比	新紡24社	比	新々紡120社	比	計	
							154社	比
自家消費	13,231	31.8	2,438	13.9	3,342	13.7	19,011	22.7
貸織用	10,484	25.2	2,453	14.0	1,934	7.9	14,871	17.8
市販用その他	17,936	43.0	12,611	72.1	19,183	78.4	49,730	59.5
計	41,651	100.0	17,502	100.0	24,459	100.0	83,612	100.0

第56表 綿 ス フ 織 布 業 者 の

都 道 府 県 別	調 整 組 合 名	工場数	台数計	4 台以下		5 ～ 9		10 ～ 14		15 ～ 19		20 ～ 24		25 ～ 29	
				工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数
北海道	東北	1	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	青森	2	165	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	秋田	6	93	—	—	2	12	1	10	—	—	2	41	—	—
	山形	22	308	7	22	4	25	6	69	1	16	3	60	—	—
	岩手	1	17	—	—	—	—	—	—	1	17	—	—	—	—
	宮城	5	15	4	5	—	—	1	10	—	—	—	—	—	—
新潟	福島	4	473	1	2	1	5	1	12	—	—	—	—	—	—
	新潟	383	4,872	107	307	117	800	64	753	26	444	22	471	13	357
	群馬	61	435	31	86	18	114	8	88	2	33	1	20	—	—
埼玉	栃木	535	3,864	275	769	151	1,024	64	751	18	297	11	231	4	107
	所沢	55	1,144	12	33	13	91	9	101	5	85	2	40	1	28
	川越	29	399	6	20	8	58	2	24	6	98	2	41	1	28
	加須	3	159	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	秩父	38	374	14	44	5	26	10	104	5	85	1	20	1	27
	埼玉計	119	2,626	15	51	28	186	21	245	9	150	13	293	10	272
千葉	千葉	24	777	10	31	2	11	3	34	—	—	1	24	—	—
	葉城	38	643	8	24	9	64	3	37	4	65	5	109	2	55
	土浦	2	11	1	1	—	—	1	10	—	—	—	—	—	—
	水海道	4	108	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	27
	常総	3	80	1	4	1	6	—	—	—	—	—	—	—	—
	霞北	2	29	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	28
東京	東京計	49	871	12	31	10	70	4	47	4	65	5	109	4	110
	青梅	184	1,625	98	288	34	237	18	211	8	132	11	235	4	108
	東京計	17	354	2	3	3	19	4	47	3	54	—	—	—	—
長野	東京	201	1,979	100	291	37	256	22	258	11	186	11	235	4	108
	野梨	17	53	14	24	2	13	—	—	1	16	—	—	—	—
	神奈川	13	57	9	15	3	21	—	—	—	—	1	21	—	—
静岡	静岡	11	207	5	12	—	—	—	—	—	—	1	24	1	25
	天竜	758	9,879	92	344	376	2,686	93	1,135	87	1,403	46	1,024	6	163
	州計	1,057	23,267	84	299	322	2,276	172	2,040	145	2,367	133	2,564	20	546
富山	富山	1,815	33,146	176	643	698	4,962	265	3,175	232	3,770	159	3,588	26	709
	山川	34	952	2	8	5	30	12	138	2	34	4	88	1	25
	石川	87	2,434	15	50	31	195	11	122	4	70	8	176	3	76
岐阜	岐阜	388	1,851	691	691	81	505	21	234	6	97	5	104	1	29
	岐阜	257	1,510	430	430	69	428	20	239	8	133	3	62	1	28
	岐阜計	645	3,361	1,121	1,121	150	933	41	473	14	230	8	166	2	57
愛知	知多	332	23,344	19	19	28	205	40	464	22	367	38	832	12	321
	三州	223	8,498	196	196	31	205	22	261	9	147	15	326	8	225
	岡崎	69	1,648	59	59	18	124	12	138	4	66	3	61	3	79
	三河	455	10,586	293	293	112	809	71	834	35	565	38	834	6	163
	尾北	391	4,883	517	517	97	641	33	378	18	300	13	282	8	216
	尾西	1,004	2,933	1,801	1,806	86	553	17	187	5	82	3	66	2	56
	尾州	474	1,535	847	847	45	297	14	156	3	51	3	63	1	27
	豊橋	62	718	61	61	20	142	6	70	5	84	3	64	2	57
	名古屋	71	2,429	41	41	20	134	12	131	5	83	2	40	2	53
愛知計	3,081	56,574	3,843	3,843	457	3,110	227	2,619	106	1,745	118	2,568	44	1,197	

## 産地別経営規模(1)……広巾

(30. 7. 25. 現在)

30～34		35～39		40～44		45～49		50～99		100～199		200～299		300～499		500～999		1,000台以上	
工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数
—	—	—	—	—	—	1	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	2	165	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	30	—	—	—	—	—	—	—	—	1	116	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	454	—	—	—	—
6	191	7	247	5	204	3	137	12	791	1	170	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	1	94	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	97	2	72	—	—	—	—	6	308	—	—	1	208	—	—	—	—	—	—
3	92	—	—	1	40	1	49	7	479	1	106	—	—	—	—	—	—	—	—
4	130	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	1	37	—	—	1	48	1	74	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	30	1	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	256	3	112	4	167	—	—	5	326	4	568	—	—	—	—	—	—	—	—
15	508	5	187	5	207	2	97	13	879	5	674	—	—	—	—	—	—	—	—
1	32	—	—	1	44	—	—	3	254	3	347	—	—	—	—	—	—	—	—
2	65	3	110	1	44	—	—	1	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	2	80	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	1	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	65	3	110	3	124	—	—	2	140	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	192	2	74	2	88	—	—	1	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	30	2	75	—	—	1	48	1	78	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	222	4	149	2	88	1	48	2	138	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	60	—	—	1	40	1	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	632	6	218	5	202	11	527	9	583	7	962	—	—	—	—	—	—	—	—
48	1,523	20	730	22	921	29	1,386	49	3,424	27	3,413	3	722	3	1,056	—	—	—	—
68	2,155	26	948	27	1,123	40	1,913	58	4,007	34	4,375	3	722	3	1,056	—	—	—	—
2	66	1	36	2	84	1	46	1	64	—	—	—	—	1	333	—	—	—	—
2	62	1	36	1	40	—	—	4	220	4	537	2	453	1	397	—	—	—	—
3	94	—	—	—	—	1	45	1	52	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	1	38	—	—	—	—	—	—	1	152	—	—	—	—	—	—	—	—
3	94	1	38	—	—	1	45	1	52	1	152	—	—	—	—	—	—	—	—
29	915	5	182	16	651	10	482	61	4,230	41	5,698	12	2,775	7	2,834	4	2,107	1	1,262
7	228	5	183	6	250	5	235	25	1,568	17	2,405	6	1,464	2	805	—	—	—	—
1	34	1	37	—	—	—	—	1	68	3	362	—	—	—	—	1	620	—	—
16	519	7	256	8	322	7	336	32	2,178	21	2,751	3	726	—	—	—	—	—	—
9	284	6	218	2	80	7	327	9	700	5	695	1	245	—	—	—	—	—	—
2	66	1	36	2	86	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	33	—	—	—	—	—	—	1	61	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	1	38	—	—	1	46	1	56	1	100	—	—	—	—	—	—	—	—
2	62	2	74	1	40	1	45	5	298	5	724	—	—	2	704	—	—	—	—
67	2,141	28	1,024	35	1,429	31	1,471	135	9,159	93	12,735	22	6,210	11	4,343	5	2,727	1	1,262

都道府県別	調整組合名	工場数	台数計	4台以下		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29	
				工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数
三重	三重	25	841	3	8	4	29	5	54	—	—	2	42	1	28
	福井	251	3,446	72	192	75	487	46	480	17	276	11	228	4	104
	京滋	45	1,029	9	31	8	51	8	99	3	54	6	121	1	29
	賀高	53	2,605	9	28	14	98	10	113	1	16	1	23	2	52
	計	150	1,033	60	192	71	447	10	115	3	46	1	21	1	25
大阪	計	203	3,638	69	220	85	545	20	228	4	62	2	44	3	77
	泉州	335	22,047	8	25	37	263	46	525	24	397	34	734	9	245
	大阪南部	406	19,827	62	172	88	583	59	675	28	456	28	612	12	328
	日本紋羽	27	807	—	—	3	18	6	71	4	64	3	63	2	55
	河内	53	2,056	9	24	2	12	3	36	2	32	5	111	3	77
和歌山	計	821	44,737	79	221	130	876	114	1,307	58	949	70	1,520	26	705
	和歌山	149	4,423	21	52	16	111	24	274	12	199	25	543	2	52
	日本紋羽	1	18	—	—	—	—	—	—	1	18	—	—	—	—
奈良	計	150	4,441	21	52	16	111	24	274	13	117	25	543	2	52
	奈良	75	3,688	2	6	1	6	10	116	7	118	7	150	10	277
	加西	114	3,067	11	40	33	238	19	223	11	186	9	194	4	108
	中町	137	2,610	13	50	39	279	33	383	7	122	16	361	2	54
	野間	119	2,157	7	28	22	163	23	277	30	502	18	385	3	81
	播州第一	108	1,462	11	42	41	303	21	243	13	220	11	248	2	52
	播州	474	12,749	25	92	93	695	94	1,106	53	889	70	1,541	30	809
	兵庫重布	10	121	—	—	2	17	1	12	3	46	1	21	1	25
岡山	計	960	22,163	67	252	230	1,695	191	2,244	117	1,965	125	2,750	42	1,129
	岡山	113	5,749	8	23	23	153	23	272	6	96	14	312	1	26
	備前	124	3,866	8	24	25	179	17	207	19	292	18	408	—	—
	備中	196	3,879	47	167	57	391	31	359	14	239	14	304	3	77
鳥取	計	433	13,494	63	214	105	723	71	838	39	627	46	1,024	4	103
	岡山	4	24	2	4	1	6	1	14	—	—	—	—	—	—
	鳥取	232	6,244	36	130	55	388	38	440	11	188	21	455	7	186
	山口	23	987	—	—	—	—	3	38	7	112	1	24	—	—
愛媛	鳥根	2	25	—	—	1	5	—	—	—	—	1	20	—	—
	伊予	8	988	—	—	1	9	1	12	1	18	1	20	—	—
	八幡浜	18	2,992	—	—	3	20	2	24	2	32	—	—	—	—
	今治	52	3,757	3	5	4	28	1	10	3	48	9	198	2	53
徳島	計	78	7,737	3	5	8	57	4	46	6	98	10	218	2	53
	徳島	25	2,504	2	8	2	12	3	34	2	34	1	20	1	26
	香川	9	948	—	—	—	—	2	20	1	19	1	20	—	—
福岡	知	6	132	1	4	1	7	1	11	—	—	1	24	—	—
	福岡	80	1,892	11	37	15	113	16	179	7	115	9	202	2	53
	賀	1	18	—	—	—	—	—	—	1	18	—	—	—	—
	分	2	24	1	2	—	—	—	—	—	—	1	22	—	—
	崎	1	6	—	—	1	6	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島	鹿島	1	8	—	—	1	8	—	—	—	—	—	—	—	—
	本	6	135	1	3	1	7	2	23	—	—	—	—	—	—
	熊本	10,673	233,564	3,381	8,788	2,482	17,074	1,331	15,478	740	12,193	712	15,643	220	5,948
紡績兼営	31	75,913	2	3	0	0	0	0	4	64	3	64	0	0	

30～34		35～39		40～44		45～49		50～99		100～199		200～299		300～499		500～999		1,000台以上	
工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数
3	93	1	36	—	—	—	—	3	194	3	357	—	—	—	—	—	—	—	—
5	158	5	181	3	133	1	45	9	584	1	178	2	400	—	—	—	—	—	—
1	33	1	39	2	83	1	49	3	177	2	263	—	—	—	—	—	—	—	—
3	92	—	—	1	40	2	94	5	329	—	—	2	522	3	1,198	—	—	—	—
—	—	2	74	—	—	—	—	2	113	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	92	2	74	1	40	2	94	7	442	—	—	2	522	3	1,198	—	—	—	—
23	683	18	697	14	575	10	476	50	3,613	36	4,885	16	3,831	7	2,501	2	1,447	1	1,150
18	559	10	366	9	380	9	396	35	2,458	26	3,622	12	2,897	6	2,123	2	1,194	2	3,006
—	—	2	74	1	40	—	—	6	422	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	191	2	73	5	208	4	189	9	609	2	287	1	207	—	—	—	—	—	—
27	1,433	32	1,210	29	1,203	23	1,061	100	7,102	64	8,794	29	6,935	13	4,624	4	2,641	3	4,156
14	437	6	219	3	121	2	96	17	1,037	3	337	4	945	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	437	6	219	3	121	2	96	17	1,037	3	337	4	945	—	—	—	—	—	—
7	223	1	38	6	257	4	191	11	728	6	826	3	752	—	—	—	—	—	—
7	219	3	114	2	82	3	141	7	456	2	256	2	492	1	318	—	—	—	—
4	128	6	216	7	288	2	94	7	498	1	137	—	—	—	—	—	—	—	—
6	192	1	37	2	82	2	96	4	208	1	106	—	—	—	—	—	—	—	—
2	62	3	110	1	40	3	142	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	964	12	444	13	536	8	381	33	2,348	5	716	4	1,057	3	1,168	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	1,565	25	921	25	1,028	18	854	51	3,510	9	1,215	6	1,549	4	1,486	—	—	—	—
7	218	3	107	3	126	3	144	10	772	2	270	7	1,858	2	654	1	718	—	—
7	224	6	217	2	92	5	235	9	573	5	652	3	763	—	—	—	—	—	—
3	95	7	258	2	81	4	190	9	667	4	606	—	—	1	445	—	—	—	—
17	537	16	582	7	299	12	569	28	2,012	11	1,528	10	2,621	3	1,099	1	718	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	376	6	221	4	166	1	48	31	2,125	7	866	3	655	—	—	—	—	—	—
1	32	—	—	2	86	1	48	6	400	2	247	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	60	—	—	—	—	—	—	—	—	1	137	—	—	—	—	1	732	—	—
2	64	—	—	—	—	1	48	4	298	—	—	2	465	—	—	1	841	1	1,200
5	174	3	112	2	84	2	94	9	582	4	522	3	694	—	—	2	1,153	—	—
9	298	3	112	2	84	3	142	13	880	5	659	5	1,159	—	—	4	2,726	1	1,200
2	65	—	—	2	84	3	138	5	326	—	—	—	—	—	—	2	1,757	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	3	187	—	—	1	229	1	473	—	—	—	—
1	32	—	—	—	—	—	—	1	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	223	2	78	2	83	2	96	5	272	—	—	2	441	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	2	102	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
358	11,320	178	6,558	170	7,050	154	7,282	535	36,403	255	34,376	95	22,801	41	15,463	16	10,569	5	6,618
2	63	0	0	0	0	0	0	10	648	13	2,042	7	1,738	17	6,952	43	32,764	23	31,575

第57表 綿 ス フ 織 布 業 者 の

都 道 府 県 別	調 整 組 合 名	工場数	合 計	緋		4 台以下		5 ～ 9		10 ～ 14		15 ～ 19		20 ～ 24		25 ～ 29	
				工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数
青 秋 山 岩 宮 福	森 東 北	1	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	田 “	7	243	—	—	—	—	1	6	1	12	—	—	—	—	1	28
	形 “	39	1,102	—	—	1	2	3	19	10	114	3	50	4	86	1	26
	手 “	4	35	—	—	1	4	2	13	—	—	1	18	—	—	—	—
	城 “	8	104	—	—	—	—	3	22	2	22	1	16	2	44	—	—
	島 “	15	470	—	—	1	2	1	6	4	48	—	—	1	24	1	25
新 群 栃 埼	鴻 新 鴻	157	2,630	1	4	16	55	44	308	44	496	9	150	17	364	7	186
	馬 群 馬	1	4	—	—	1	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	木 栃 木	75	289	—	—	55	126	16	109	3	34	—	—	1	20	—	—
	所 沢 越	53	531	—	—	17	54	12	78	11	126	5	80	6	136	1	25
	川 須 父	4	58	—	—	1	4	1	6	1	12	—	—	—	—	—	—
	加 須 父	19	329	—	—	3	10	3	20	4	48	3	51	2	44	1	26
	秩 玉	86	599	—	—	35	96	32	193	13	148	1	16	2	41	1	25
	埼 玉	15	328	—	—	—	—	1	8	6	68	—	—	4	84	1	26
	計	177	1,845	—	—	56	164	49	305	35	402	9	147	14	305	4	102
	千 茨	葉 千 葉	93	1,402	20	88	8	29	15	106	20	239	12	206	5	108	1
城 下 館		9	23	—	—	8	17	1	6	—	—	—	—	—	—	—	—
土 浦		11	110	—	—	5	16	2	14	1	12	1	16	1	20	—	—
水 海 道		8	86	—	—	1	3	4	23	1	12	—	—	1	21	1	27
常 総 北		12	210	—	—	1	3	—	—	6	79	1	18	3	68	—	—
霞 計		6	59	—	—	1	4	4	26	—	—	—	—	—	—	1	29
東 京	青 梅	643	8,311	—	—	157	479	189	1,220	108	1,247	54	916	53	1,196	15	406
	東 京	11	44	—	—	8	21	2	11	1	12	—	—	—	—	—	—
	計	654	8,355	—	—	165	500	191	1,231	109	1,259	54	916	53	1,196	15	406
長 野 神 山 静 富	東 京	17	104	—	—	12	35	2	12	1	13	1	18	—	—	1	26
	川 “	3	76	—	—	—	—	1	8	—	—	—	—	1	20	—	—
	梨 “	1	7	—	—	—	—	1	7	—	—	—	—	—	—	—	—
石 岐	遠 州 小 巾	1,678	13,914	53	395	111	1,115	919	6,125	261	2,976	58	961	40	947	10	269
	山 富 山	51	594	11	128	10	34	15	92	6	64	2	34	3	66	—	—
愛 知	川 石 川	5	56	—	—	—	—	2	14	2	26	1	16	—	—	—	—
	阜 岐 阜 南 部	41	249	—	—	21	65	14	85	3	32	1	16	—	—	2	51
	“ 中 部	9	32	—	—	6	12	3	20	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	50	281	—	—	27	77	17	105	3	32	1	16	—	—	2	51
愛 知	知 多	520	25,930	—	—	6	14	11	86	100	1,189	35	592	73	1,619	41	1,107
	三 州	171	2,353	—	—	36	117	64	438	31	368	8	138	9	196	5	135
	岡 崎	111	970	—	—	26	86	52	361	21	238	4	69	5	112	—	—
	三 河	1,023	9,050	—	—	324	1,079	371	2,386	166	1,917	84	1,422	37	821	11	299
	尾 北	2	25	—	—	—	—	1	6	—	—	1	19	—	—	—	—
	尾 西 州	5	16	—	—	4	8	1	8	—	—	—	—	—	—	—	—
	尾 州	3	9	—	—	3	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	豊 橋	38	306	—	—	16	39	10	61	7	76	2	36	1	22	—	—
	名 古 屋	17	333	—	—	1	4	6	47	5	57	—	—	1	23	—	—
	計	1,890	38,992	—	—	416	1,356	516	3,393	330	3,845	134	2,276	126	2,793	57	1,541

## 産地別経営規模(2)……小巾

30～34		35～39		40～44		45～49		50～99		100～199		200～299		300～499		500～999		1,000台以上	
工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数
1	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	3	125	—	—	1	72	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	92	5	185	2	84	2	90	4	244	1	110	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	92	—	—	1	41	—	—	3	232	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	249	4	144	2	84	—	—	2	146	2	228	1	216	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	1	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	32	—	—	—	—	1	48	1	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	31	—	—	—	—	1	49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	32	—	—	—	—	—	—	2	110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	127	1	36	—	—	2	97	3	160	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	98	4	145	1	42	—	—	3	172	1	143	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	1	42	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	32	—	—	1	42	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	768	13	473	2	82	9	423	18	1,101	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	768	13	473	2	82	9	423	18	1,101	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	182	5	182	7	289	3	143	5	330	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	64	—	—	—	—	—	—	2	112	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	1,435	17	623	27	1,115	20	951	83	5,584	44	6,196	8	1,808	7	2,399	2	1,212	—	—
6	183	4	145	2	84	1	48	2	133	3	368	—	—	—	—	—	—	—	—
2	64	—	—	1	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	494	3	110	5	208	1	48	5	266	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	32	—	—	1	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	45	3	157	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71	2,208	24	878	36	1,487	23	1,092	93	6,140	47	6,564	8	1,808	7	2,399	2	1,212	—	—



都道府県別	調整組合名	工場数	合計	緋		4台以下		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29	
				工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数
三重	三重井都賀高島計	28	882	—	—	2	3	5	34	4	42	3	47	6	133	1	28
		10	87	—	—	3	9	4	26	2	22	—	—	—	—	—	—
		1	1	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		15	135	—	—	5	12	4	27	2	23	2	33	2	40	—	—
		21	67	—	—	16	35	5	32	—	—	—	—	—	—	—	—
36	202	—	—	21	47	9	59	2	23	2	33	2	40	—	—		
大阪	泉州大阪南部河内計	483	19,459	—	—	4	10	26	184	145	1,710	37	602	62	1,360	32	859
		75	621	—	—	25	81	31	192	13	152	2	34	2	40	1	26
		30	1,254	—	—	4	8	3	24	4	44	3	53	3	66	—	—
		588	21,334	—	—	33	99	60	400	162	1,906	42	689	67	1,466	33	885
和歌山	和歌山奈良加中播州第一播州計	27	373	—	—	7	18	4	24	7	82	3	50	1	22	2	54
		9	188	2	14	—	—	—	—	3	35	—	—	2	44	—	—
		3	28	—	—	1	2	1	8	—	—	1	18	—	—	—	—
		3	10	—	—	3	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	25	—	—	1	2	1	8	—	—	1	15	—	—	—	—
		16	174	—	—	10	30	4	24	1	12	—	—	—	—	—	—
		25	237	—	—	15	44	6	40	1	12	2	33	—	—	—	—
岡山	岡備備計	7	130	2	17	1	2	1	8	1	12	1	13	—	—	—	—
		7	52	—	—	4	6	1	9	—	—	1	17	1	20	—	—
		14	59	3	13	8	22	2	14	1	10	—	—	—	—	—	
28	241	5	30	13	30	4	31	2	22	2	30	1	20	—	—		
鳥取	岡山備後計	4	32	—	—	2	4	1	8	—	—	—	—	1	20	—	—
		289	3,230	—	—	53	194	125	798	55	638	17	291	14	315	5	129
		658	4,139	658	4,139	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
947	7,369	658	4,139	53	194	125	798	55	638	17	291	14	315	5	129		
山口	広島	4	119	—	—	—	—	—	—	1	12	—	—	1	24	—	—
		5	14	—	—	5	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	伊予八幡今計	87	2,313	78	2,120	4	9	—	—	4	42	—	—	—	—	—	—
		16	424	1	4	—	—	—	—	5	54	2	33	1	20	—	—
		8	492	—	—	1	4	3	18	2	20	—	—	—	—	—	—
		111	3,229	79	2,124	5	13	3	18	11	116	2	33	1	20	—	—
徳島	香川	8	183	1	6	—	—	—	—	2	25	1	18	—	—	1	26
		4	33	—	—	3	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	59	—	—	—	—	1	5	2	24	—	—	—	—	—	—
福岡	福岡久留米計	139	1,698	—	—	33	112	45	303	20	226	17	276	9	191	4	105
		136	970	136	970	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		275	2,668	136	970	33	112	45	303	20	226	17	276	9	191	4	105
佐賀	福岡	3	16	—	—	1	3	2	13	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	35	—	—	1	4	1	7	—	—	—	—	1	24	—	—
		2	28	—	—	—	—	—	—	1	12	1	16	—	—	—	—
		5	75	—	—	1	4	—	—	1	10	1	16	1	20	1	25
熊本	熊本	9	252	—	—	—	—	—	—	2	23	2	36	1	20	—	—
		7,018	108,679	966	7,898	1,295	4,155	2,079	13,716	1,117	12,915	383	6,426	381	8,464	149	3,994
紡績兼営	2	1,645	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

30～34		35～39		40～44		45～49		50～99		100～199		200～299		300～499		500～999		1,000台以上	
工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数	工場数	台数
—	—	1	36	1	44	—	—	1	62	4	453	—	—	—	—	—	—	—	—
1	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	1,080	13	470	23	951	15	714	49	3,286	29	4,004	6	1,422	6	2,230	1	577	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	1	96	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	66	—	—	1	44	—	—	7	506	2	204	1	239	—	—	—	—	—	—
37	1,146	13	470	24	995	15	714	57	3,888	31	4,208	7	1,661	6	2,230	1	577	—	—
1	32	1	35	—	—	—	—	1	56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	31	—	—	—	—	—	—	1	64	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	108	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	108	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	1	78	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	1	78	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	186	3	110	4	162	2	96	5	311	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	186	3	110	4	162	2	96	5	311	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	32	—	—	—	—	—	—	1	51	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	99	—	—	1	40	—	—	3	174	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	450	—	—	—	—	—	—
3	99	—	—	1	40	—	—	3	174	1	142	2	450	—	—	—	—	—	—
2	60	—	—	—	—	1	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	92	2	71	2	82	—	—	4	240	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	92	2	71	2	82	—	—	4	240	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	2	74	1	42	—	—	1	57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
183	5,681	78	2,839	83	3,641	58	2,751	209	13,690	88	11,956	18	4,135	13	4,629	3	1,789	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第58表 綿 ス フ 織 布 業 者 の

都 道 府 県 別	調 整 組 合 名	工 場 数	合 計				足 踏	27 吋 未 満				27 吋 ～ 32 吋				33 吋 ～ 38 吋			
			普 通	ドビー	ジャガード	計		普 通	ドビー	ジャガード	計	普 通	ドビー	ジャガード	計	普 通	ドビー	ジャガード	計
北海道	東北	1	48	—	—	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
青森	〃	3	97	63	36	196	—	31	—	—	31	—	—	—	—	—	—		
秋田	〃	8	324	12	—	336	—	243	—	—	243	—	—	—	—	—	—		
山形	〃	41	1,317	93	—	1,410	—	1,096	6	—	1,102	—	—	—	8	8	—	16	
岩手	〃	5	52	—	—	52	—	35	—	—	35	—	—	—	—	—	—	—	
宮城	〃	7	117	2	—	119	—	104	—	—	104	—	—	—	4	—	—	4	
福島	〃	15	763	180	—	943	—	470	—	—	470	—	—	—	5	—	—	5	
新潟	新潟	479	3,400	4,060	42	7,502	—	2,535	95	—	2,630	2	79	—	81	408	820	14	1,242
群馬	群馬	62	203	134	102	439	—	2	1	1	4	—	—	—	—	1	6	2	9
栃木	栃木	623	1,078	3,136	3	4,217	64	278	11	—	289	4	—	—	4	74	184	—	258
埼玉	所沢	122	965	720	—	1,685	10	494	37	—	531	3	—	—	3	6	—	—	6
	川越	32	365	92	—	457	—	6	52	—	58	—	—	—	—	4	—	—	4
	加須	20	476	12	—	488	—	329	—	—	329	—	—	—	—	—	—	—	—
	秩父	113	785	148	50	983	10	579	—	20	599	135	—	—	135	29	—	—	29
	埼玉	124	2,644	261	49	2,954	—	306	22	—	328	3	—	—	3	51	—	—	51
	計	411	5,235	1,233	99	6,567	20	1,714	111	20	1,845	141	—	—	141	90	—	—	90
千茨	千葉	80	2,123	64	—	2,187	8	1,402	—	—	1,402	—	—	—	—	8	—	—	8
	下館	41	661	5	—	666	—	21	2	—	23	398	—	—	398	46	1	—	47
	土浦	11	169	—	—	169	48	110	—	—	110	6	—	—	6	—	—	—	—
	水海道	9	174	20	—	194	—	86	—	—	86	—	—	—	—	1	—	—	1
	常総	12	286	6	—	292	2	210	—	—	210	—	—	—	—	2	—	—	2
	霞北	7	81	—	8	89	1	59	—	—	59	—	—	—	—	1	—	—	1
	計	80	1,371	31	8	1,410	51	486	2	—	488	404	—	—	404	50	1	—	51
東京	青梅	645	9,460	464	25	9,949	13	8,296	15	—	8,311	126	8	—	134	539	109	—	648
	東京	17	348	50	—	398	—	43	1	—	44	3	—	—	3	1	—	—	1
	計	662	9,808	514	25	10,347	13	8,339	16	—	8,355	129	8	—	137	540	109	—	649
長野	東京	25	109	45	3	157	—	103	1	—	104	—	—	—	—	1	1	—	2
神奈川	〃	13	131	148	4	283	—	76	—	—	76	—	—	—	—	4	1	—	5
山梨	〃	13	26	33	5	64	—	7	—	—	7	—	—	—	—	2	1	—	3
静岡	天竜社	758	9,873	6	—	9,879	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	遠州	1,060	21,067	2,130	70	23,267	—	—	—	—	—	—	—	—	—	459	22	—	481
	遠州小市	1,919	13,701	487	—	14,188	274	13,427	487	—	13,914	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	3,737	44,641	2,623	70	47,334	274	13,427	487	—	13,914	—	—	—	—	459	22	—	481
富山	富山	70	1,489	57	—	1,546	—	594	—	—	594	—	—	—	—	114	—	—	114
石川	石川	89	2,011	411	68	2,490	—	56	—	—	56	—	—	—	—	12	—	—	12
岐阜	岐阜南部	421	372	1,643	85	2,100	—	224	25	—	249	—	—	—	—	5	3	3	11
	岐阜中部	261	664	803	75	1,542	—	32	—	—	32	—	—	5	5	31	4	—	35
	計	682	1,036	2,446	160	3,642	—	256	25	—	281	—	—	5	5	36	7	3	46
愛知	知多	660	48,994	280	—	49,274	—	25,930	—	—	25,930	—	—	—	—	4,003	76	—	4,079
	三州	350	10,367	484	—	10,851	—	2,353	—	—	2,353	6	—	—	6	1,799	105	—	1,904
	岡崎	151	2,306	312	—	2,618	—	970	—	—	970	—	—	—	—	72	1	—	73
	三河	1,301	12,965	6,630	41	19,636	—	8,997	53	—	9,050	—	—	—	—	159	107	—	266
	尾北	391	3,683	1,085	140	4,908	—	19	6	—	25	—	22	—	22	50	12	2	64
	尾西	1,008	149	2,766	36	2,951	2	15	1	—	16	—	—	—	—	—	7	—	7
	尾州	476	102	1,421	21	1,544	—	9	—	—	9	—	—	—	—	—	25	—	25
	豊橋	76	781	242	1	1,024	—	304	2	—	306	2	—	—	2	17	1	—	18
	名古屋	80	2,426	281	55	2,762	—	315	18	—	333	—	—	—	—	177	—	—	177
	計	4,493	81,773	13,501	294	95,568	2	38,912	80	—	38,992	8	22	—	30	6,277	334	2	6,613

性能別経営規模

(昭和30年7月25日現在)

39吋～44吋				45吋～59吋				60吋～74吋				75吋～99吋				100吋以上				内絨織機	
普通	ドビー	ジャガード	計	普通	ドビー	ジャガード	計	普通	ドビー	ジャガード	計	普通	ドビー	ジャガード	計	普通	ドビー	ジャガード	計	力	足
—	—	—	—	48	—	—	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	57	—	57	34	3	—	37	34	1	—	35	—	—	36	36	—	—	—	—	—	—
81	10	—	91	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—
187	58	—	245	11	17	—	28	15	4	—	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	—	—	16	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	5	4	1	—	5	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	40	—	54	128	—	—	128	146	140	—	286	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
304	1,783	4	2,096	70	847	7	924	67	340	10	417	14	96	2	112	—	—	—	—	4	—
122	41	11	174	48	62	45	155	30	23	40	93	—	1	3	4	—	—	—	—	—	—
459	2,386	1	2,846	52	486	2	540	2	12	—	14	137	57	—	194	8	—	—	8	—	64
351	470	—	821	80	133	—	213	21	47	—	68	—	33	—	33	—	—	—	—	—	10
342	39	—	381	12	—	—	12	1	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
147	12	—	159	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	77	—	109	—	71	30	101	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
1,496	126	—	1,622	468	47	11	526	247	46	38	331	73	20	—	93	—	—	—	—	—	—
2,368	724	—	3,092	560	251	41	852	269	94	38	401	73	53	—	126	—	—	—	—	—	20
547	64	—	611	74	—	—	74	84	—	—	84	—	—	—	—	—	—	—	—	88	8
163	2	—	165	33	—	—	33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48
84	20	—	104	3	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	6	—	78	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
8	—	—	8	12	—	—	12	—	—	8	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
332	28	—	360	48	—	—	48	—	—	8	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51
415	266	2	683	36	48	1	85	35	18	22	75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
135	30	—	165	91	15	—	106	60	4	—	64	14	—	—	14	1	—	—	1	—	—
563	296	2	861	127	63	1	191	95	22	22	139	14	—	—	14	1	—	—	1	—	—
20	19	—	39	6	1	—	7	2	—	3	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	133	2	147	4	10	1	15	31	1	—	32	8	—	—	8	—	—	—	—	—	—
19	18	1	38	—	7	3	10	—	—	—	—	—	3	—	3	—	3	—	3	—	—
8,574	—	—	8,574	1,263	6	—	1,269	36	—	—	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15,536	1,267	—	16,803	4,217	665	2	4,884	849	176	20	1,045	6	—	44	50	—	—	4	4	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	395	274
24,110	1,267	—	25,397	5,480	671	2	6,153	885	176	20	1,081	6	3	44	50	—	—	4	4	395	274
330	25	—	355	355	24	—	379	86	8	—	94	10	—	—	10	—	—	—	—	128	24
1,075	97	6	1,178	785	265	62	1,112	66	37	—	103	14	12	—	26	2	—	—	2	—	—
136	1,410	4	1,550	—	49	65	114	—	—	13	13	7	156	—	163	—	—	—	—	—	—
508	657	36	1,201	35	87	23	145	4	—	11	15	54	55	—	109	—	—	—	—	—	—
644	2,067	40	2,751	35	136	88	259	4	—	24	28	61	211	—	272	—	—	—	—	—	—
12,263	157	—	12,420	3,702	40	—	3,742	3,071	7	—	3,078	17	—	—	17	8	—	—	8	—	—
5,089	357	—	5,446	391	6	—	397	623	16	—	639	106	—	—	106	—	—	—	—	—	—
584	191	—	775	328	33	—	361	269	75	—	344	83	12	—	95	—	—	—	—	—	—
3,157	6,019	2	9,178	394	123	—	517	221	191	30	442	37	137	9	183	—	—	—	—	—	—
1,436	863	81	2,380	2,091	127	51	2,269	32	19	5	56	55	36	1	92	—	—	—	—	—	—
58	1,479	11	1,548	20	11	18	49	16	14	—	30	38	1,254	7	1,299	—	—	—	—	—	2
88	998	7	1,093	3	20	11	34	—	17	—	17	2	361	3	366	—	—	—	—	—	—
408	177	—	585	13	46	—	59	37	16	—	53	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
1,003	185	22	1,210	719	1	19	739	200	17	—	217	12	60	14	86	—	—	—	—	—	—
24,086	10,426	123	34,635	7,661	407	99	8,167	4,469	372	35	4,876	350	1,860	35	2,245	8	—	—	8	—	2

都道府県別	調整組合名	工場数	合計				足踏	27吋未満				27吋～32吋				33吋～38吋			
			普通	ドビー	ジャガード	計		普通	ドビー	ジャガード	計	普通	ドビー	ジャガード	計	普通	ドビー	ジャガード	計
三重	三重井都賀	43	1,535	188	—	1,723	—	882	—	—	882	—	—	—	—	117	16	—	133
		257	1,988	1,240	305	3,533	—	87	—	—	87	—	—	—	—	75	9	—	84
		46	902	48	80	1,030	—	—	—	1	1	1	—	3	4	13	10	4	27
		56	2,591	127	22	2,740	—	135	—	—	135	18	—	—	18	138	—	—	138
		150	1,094	3	3	1,100	—	67	—	—	67	1	—	—	1	14	—	—	14
	計	206	3,685	130	25	3,840	—	202	—	—	202	19	—	—	19	152	—	—	152
大阪	泉州大阪南部日本紋羽河内	668	41,099	352	55	41,506	—	19,459	—	—	19,459	49	—	—	49	1,799	20	—	1,819
		456	19,385	710	353	20,448	—	621	—	—	621	—	—	—	—	2,770	11	—	2,781
		27	807	—	—	807	—	—	—	—	—	427	—	—	427	144	—	—	144
		66	2,998	307	5	3,310	—	1,253	1	—	1,254	5	—	—	5	322	—	—	322
	計	1,217	64,289	1,369	413	66,071	—	21,333	1	—	21,334	481	—	—	481	5,035	31	—	5,066
和歌山	和歌山日本紋羽	154	4,318	478	—	4,796	—	367	6	—	373	13	1	—	14	810	113	—	923
		1	18	—	—	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	155	4,336	478	—	4,814	—	367	6	—	373	13	1	—	14	810	113	—	923
奈良	良加中野播州第一播州兵庫重布	78	3,572	304	—	3,876	—	168	20	—	188	4	—	—	4	164	15	—	179
		115	2,253	788	54	3,095	—	28	—	—	28	22	—	—	22	760	242	—	1,002
		138	1,181	922	517	2,620	—	10	—	—	10	43	—	—	43	455	66	4	525
		118	1,606	551	—	2,157	—	—	—	—	—	49	—	—	49	669	135	—	804
		107	718	637	132	1,487	—	25	—	—	25	10	—	—	10	172	78	—	250
		474	7,848	3,896	1,176	12,920	—	174	—	—	174	211	—	—	211	2,070	664	—	2,734
		8	121	—	—	121	—	—	—	—	—	2	—	—	2	—	—	—	—
			計	960	13,727	6,794	1,879	22,400	—	237	—	—	237	337	—	—	337	4,126	1,185
岡山	山前中備	121	5,538	457	—	5,995	51	91	39	—	130	33	—	—	33	23	—	—	23
		125	3,674	235	9	3,918	—	52	—	—	52	—	8	—	—	6	—	3	9
		205	3,438	500	—	3,938	—	57	2	—	59	—	—	—	—	60	—	—	60
		451	12,650	1,192	9	13,851	13	200	41	—	241	33	8	—	33	89	—	3	92
鳥取	岡山備後	8	56	—	—	56	—	32	—	—	32	—	—	—	—	19	—	—	19
		492	8,182	1,274	18	9,474	—	3,033	194	—	3,230	—	—	—	—	330	121	—	451
		831	5,461	—	—	5,461	—	4,139	—	—	4,139	—	—	—	—	—	—	—	
	計	1,323	13,643	1,274	18	14,935	—	7,172	194	—	7,369	—	—	—	330	121	—	451	
山口	広島島根	23	822	278	6	1,106	—	119	—	—	119	—	—	—	82	118	—	200	
		7	37	—	2	39	—	12	—	—	14	—	—	—	—	—	—	—	
愛媛	伊予八幡今	200	10,505	—	—	10,505	274	2,313	—	—	2,313	—	—	—	336	—	—	336	
		28	3,351	127	—	3,478	—	424	—	—	424	—	—	—	815	—	—	815	
		57	3,805	424	20	4,249	—	492	—	—	492	—	—	—	176	35	—	211	
		285	17,661	551	20	18,232	—	3,229	—	—	3,229	—	—	—	1,327	35	—	1,362	
徳島	香川高知	26	2,557	130	—	2,687	—	183	—	—	183	—	—	—	1,088	33	—	1,121	
		10	929	52	—	981	—	33	—	—	33	—	—	—	2	2	—	4	
		6	147	44	—	191	—	59	—	—	59	—	—	—	—	—	—		
福岡	福岡久留米	164	3,523	64	3	3,590	—	1,688	9	1	1,698	—	—	—	71	12	—	83	
		298	2,677	—	—	2,677	1,707	970	—	—	970	—	—	—	—	—	—	—	
	計	462	6,200	64	3	6,267	1,707	2,658	9	1	2,668	—	—	—	71	12	—	83	
佐賀	福岡分崎鹿見本	3	34	—	—	34	—	16	—	—	16	—	—	—	—	—	—	—	
		3	59	—	—	59	—	35	—	—	35	—	—	—	—	—	—	—	
		2	34	—	—	34	—	28	—	—	28	—	—	—	—	—	—	—	
		6	83	—	—	83	—	75	—	—	75	—	—	—	—	—	—	—	
		9	385	2	—	387	—	252	—	—	252	—	—	—	—	9	—	—	9
合計		17,105	306,483	42,924	3,679	353,086	10,843	107,545	1,106	28	108,679	8	22	—	30	21,596	3,198	34	24,828

39吋～44吋				45吋～59吋				60吋～74吋				75吋～99吋				100吋以上				内絣織機	
普通	ドビー	ジャガード	計	普通	ドビー	ジャガード	計	普通	ドビー	ジャガード	計	普通	ドビー	ジャガード	計	普通	ドビー	ジャガード	計	力	足
416	162	—	578	86	4	—	90	34	—	—	34	—	6	—	6	—	—	—	—	—	—
857	295	32	1,184	925	918	247	2,090	34	18	26	78	10	—	—	10	—	—	—	—	—	—
517	2	7	526	187	24	44	255	119	12	20	151	65	—	1	66	—	—	—	—	—	—
1,716	100	—	1,816	464	2	22	488	86	20	—	106	34	5	—	39	—	—	—	—	—	—
505	3	—	508	67	—	3	70	413	—	—	413	27	—	—	27	—	—	—	—	—	—
2,221	103	—	2,324	531	2	25	558	499	20	—	519	61	5	—	66	—	—	—	—	—	—
14,779	282	—	15,061	3,649	30	4	3,683	1,272	8	23	1,303	92	21	28	132	—	—	—	—	—	—
12,666	168	—	12,834	2,365	267	21	2,653	877	252	101	1,230	69	12	223	304	17	—	8	25	—	—
226	—	—	226	10	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,210	168	—	1,378	140	20	—	160	62	102	—	164	6	16	5	27	—	—	—	—	—	—
28,881	618	—	29,499	6,164	317	25	6,506	2,211	362	124	2,697	167	40	256	463	17	—	8	25	—	—
2,349	275	—	2,624	316	57	—	373	357	25	—	382	106	1	—	107	—	—	—	—	—	—
18	—	—	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,367	275	—	2,642	316	57	—	373	357	25	—	382	106	1	—	107	—	—	—	—	—	—
1,465	132	—	1,597	1,183	122	—	1,305	93	—	—	93	434	15	—	449	61	—	—	61	14	—
873	135	—	1,008	483	294	6	783	78	117	48	248	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
283	211	1	495	277	410	33	720	64	213	311	588	49	22	168	239	—	—	—	—	—	—
615	135	—	750	247	253	—	500	26	28	—	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
235	305	—	540	214	175	58	447	58	65	49	172	4	14	25	43	—	—	—	—	—	—
2,479	858	30	3,367	2,268	1,867	54	4,189	566	493	702	1,761	79	14	390	483	1	—	1	1	—	—
40	—	—	40	20	—	—	20	50	—	—	50	9	—	—	9	—	—	—	—	—	—
4,525	1,644	31	6,292	3,509	2,999	151	6,659	842	916	1,110	2,868	150	50	583	783	1	—	1	1	—	—
4,040	301	—	4,341	766	52	—	818	227	48	—	275	229	17	—	246	13	—	—	13	16	116
3,516	179	4	3,699	82	—	2	84	18	56	—	74	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,566	389	—	2,955	86	22	—	108	427	61	—	488	242	26	—	268	—	—	—	—	13	—
10,122	869	4	10,995	934	74	2	1,010	672	165	—	837	471	43	—	514	13	—	13	13	29	116
5	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3,489	550	—	4,039	491	195	—	686	721	172	3	896	118	42	12	172	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,139	1,322
3,489	550	—	4,039	491	195	—	686	721	172	3	896	118	42	12	172	—	—	—	—	4,139	1,322
489	126	6	621	—	—	—	—	112	34	—	146	20	—	—	20	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	24	—	—	24	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
584	—	—	584	68	—	—	68	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,120	7,204
1,164	123	—	1,287	874	—	—	874	12	2	—	14	—	2	—	2	—	—	—	—	4	62
2,740	355	—	3,095	279	8	2	289	96	17	—	113	6	9	18	33	16	—	—	16	—	—
4,488	478	—	4,966	1,221	8	2	1,231	108	19	—	127	6	11	18	35	16	—	—	16	2,124	7,266
889	77	—	966	343	20	—	363	54	—	—	54	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—
681	49	—	730	150	—	—	150	58	1	—	59	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—
88	44	—	132	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,555	27	2	1,584	112	10	—	122	97	6	—	103	—	—	—	—	—	—	—	—	970	1,707
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,555	27	2	1,584	112	10	—	122	97	6	—	103	—	—	—	—	—	—	—	—	970	1,707
10	—	—	10	8	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	—	—	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	4	4	—	—	4	—	—
108	2	—	110	—	—	—	—	16	—	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
118,484	24,992	277	143,753	31,715	8,001	847	40,563	12,313	2,981	1,483	16,777	2,304	2,508	990	5,802	131	3	12	146	7,897	10,867

第59表 ギンガム、別珍業の企業規模

(昭和32年1月現在)

ギンガム(兵庫県)

別 珍(全国)

規模	区分	工場数	比	織機台数	比
1-9台		293	32.0	1,759	10.6
10-19		290	31.8	3,024	18.2
20-49		262	28.7	6,447	38.3
50-99		52	5.6	2,990	18.0
100以上		16	1.9	2,393	14.4
計		913	100.0	16,613	100.0

規模	区分	工場数	比	織機台数	比
1-8台		670	51.4	4,611	22.0
9-20		422	32.4	6,319	30.2
21-50		164	12.6	5,359	25.6
51以上		47	3.6	4,641	22.2
計		1,303	100.0	20,930	1,100.0

注：企業形態は、ギンガムにあつては個人73.3%、株式21.5%、有限会社4.2%、その他。別珍にあつては各々76.6%、16.4%、1.5%、その他である。

第60表 自動織機及び半自動織機台数

(昭和30年3月11日現在)

組 合 名	自 動 織 機		半 自 動 織 機		合 計	
	工場数	台 数	工場数	台 数	工場数	台 数
東新群	2	104	18	872	20	976
北	—	—	2	86	2	86
馬	1	80	—	—	1	80
栃	2	19	3	203	5	222
川	—	—	30	428	30	428
加	—	—	2	109	2	109
海	2	34	23	909	25	943
須	—	—	4	48	4	48
玉	—	—	2	103	2	103
北	—	—	9	237	9	237
道	6	60	6	78	12	138
総	3	244	9	237	12	481
京	17	230	746	13,686	763	13,916
州	1	8	1,065	8,503	1,066	8,507
中	17	418	740	8,393	757	8,811
社	1	20	39	1,092	40	1,112
山	4	410	16	400	20	810
川	19	1,588	155	14,135	174	15,723
多	6	426	18	716	24	1,142
河	4	170	37	2,766	41	2,936
州	1	80	8	1,082	9	1,162
屋	3	11	3	153	6	164
西	2	28	12	686	14	714
北	3	610	2	322	5	932
崎	11	83	7	260	18	343
橋	4	39	3	178	7	217
部	4	235	—	—	4	235
重	3	478	39	1,379	42	2,084
賀	1	1	26	173	27	174
島	1	10	7	368	8	378
井	1	100	—	—	1	100
都	—	—	22	1,379	22	1,379
良	4	402	16	771	20	1,173
山	5	165	95	9,561	100	9,776
州	4	114	114	11,019	118	11,133
部	—	—	12	616	12	616
内	1	88	22	1,123	23	1,211
州	—	—	4	318	4	319
西	—	—	2	38	2	38
間	—	—	13	137	13	137
町	—	—	21	310	21	310
一	5	276	10	533	15	809
山	5	469	37	1,320	42	1,789
前	—	—	17	609	17	609
中	5	227	50	1,993	55	2,220
島	8	114	145	1,302	153	1,416
絏	1	222	9	1,589	10	1,811
島	—	—	6	651	6	651
川	4	120	25	2,063	29	2,183
治	2	503	5	1,104	7	1,607
浜	1	732	1	137	2	869
予	4	42	39	1,005	43	1,047
岡	—	—	2	82	2	82
本						
計	168	8,956	3,698	95,539	3,866	104,495
紡績兼営	123	54,579		19,207		73,786

第61表 昭和31年の過剰綿スフ織機の処理

処理		業種	織布専業	紡績兼営	化繊兼営	処理		業種	織布専業	紡績兼営	化繊兼営	
買上台数の区分	45吋以上	鉄製	397	452	6	スクラップの重量	kg	kg	2,410,020	1,133,276	20,814	
		半木製	64	45	0							
	45吋未満	鉄製	3,791	1,216	32	分 担 金 額	円	分 担 金 額	分 担 金 額	分 担 金 額	分 担 金 額	分 担 金 額
		半木製	174	1	3							
	小巾	鉄製	3,786	108	0	補 助 金	円	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金
		半木製	329	0	0							
	小計	足踏	529	0	0	スクラップの価額	円	スクラップの価額	スクラップの価額	スクラップの価額	スクラップの価額	スクラップの価額
		広巾	4,426	1,714	41							
		小巾	4,640	108	0	支 払 額	円	支 払 額	支 払 額	支 払 額	支 払 額	支 払 額
		小										

注：第43表参照

第62表 昭和32年の過剰綿スフ織機の買上計画

処理区分		企業者数	実台数	換算台数	基礎控除台数	処理対象台数	買上計画台数	分担金基礎控除台数	分担金対象台数	分担金額	
広巾	組合員	9,726	241,740	271,798.8	71,459.2	200,339.6	2,800	42,325.4	226,673.4	63,468,552	
	非組合員	専業	639	8,124	9,259.6	4,207	5,052.6	59	2,626.2	6,574.4	1,840,832
		紡績兼営	30	67,830	84,608.8	294	84,314.8	1,217	149	83,242.8	37,459,260
		化繊兼営	4	1,766	1,967.2	34	1,933.2	28	19	1,920.2	864,090
	小計	10,399	319,460	367,634.2	75,994.2	291,640.2	4,104	45,119.6	318,410.8	103,632,734	
小巾	組合員	4,989	86,988	81,428.87	54,837.4	26,591.47	1,749	22,278.76	57,401.11	14,350,299	
	非組合員	専業	820	3,275	3,093.28	2,782.28	311	19	2,139.29	934.99	233,749
		紡績兼営	2	1,645	1,645	48	1,597	81	10	1,554	1,460,760
		化繊兼営	1	1	1	1	—	—	1	—	—
	小計	5,812	91,909	86,168.15	57,668.68	28,499.47	1,849	24,419.15	59,890.1	16,044,808	

第63表 綿糸標準品（20S）の価格の推移

年	高 値	安 値	平 均	年	高 値	安 値	平 均
大正4年	130.5 (12)	98.7 (1)	114.15	昭和12年	283.0 (1)	307.0 (8)	245.06
5	196.4 (11)	123.0 (1)	146.52	13	238.3 (1)	183.9 (7)	209.34
6	465.0 (7)	169.0 (2)	252.65	14	—	—	230.78
7	424.9 (9)	288.0 (12)	351.92	15	—	—	296.54
8	699.0 (11)	309.5 (1)	451.95	16	—	—	312.09
9	649.1 (3)	221.1 (10)	398.93	17	—	—	383.92
10	314.0 (10)	172.2 (3)	241.19	18	—	—	400.48
11	270.0 (7)	191.6 (9)	230.68	19	—	—	547.30
12	313.4 (12)	227.1 (9)	254.84	20 (2月)	—	—	1,239.00
13	355.8 (12)	277.2 (6)	308.06	21 (3月)	—	—	2,300.00
14	360.0 (1)	263.5 (12)	310.22	22 (9月)	—	—	9,920.00
昭和1年	283.9 (1)	170.2 (10)	233.29	23 (7月)	—	—	20,897.00
2	260.9 (9)	190.5 (1)	229.10	24 (8月)	—	—	66,239.00
3	259.8 (7)	206.9 (2)	233.85	25 (3月)	—	—	62,246.00
4	240.4 (3)	189.5 (2)	218.32	25 (11月)	—	—	81,246.00
5	193.0 (1)	105.0 (6)	144.66	26 (4月)	—	—	140,000.00
6	144.3 (3)	92.0 (9)	119.40	26	350 (10)	218 (8)	284.3
7	214.9 (8)	116.1 (6)	158.34	27	283 (2)	152 (11)	215.7
8	212.8 (11)	168.1 (2)	192.54	28	268 (9)	169.9 (4)	206.7
9	227.8 (8)	182.1 (1)	206.00	29	224 (2)	170 (5)	198.6
10	222.3 (1)	181.7 (9)	205.15	30	201.9 (2)	161.9 (12)	183.6
11	254.0 (12)	185.7 (3)	201.37	31	219.3 (5)	161.1 (1)	184.5

注：東京経済新報社 経済年鑑 昭和15年版、26年以降大阪三品取引所調査による。括弧の中の数字は月を示す。単位は、昭和26年4月までは1 梱…円、その後は1 ポンド…円である。



第64表 綿織物の標準品の価格の推移

期	種 類	生産者価格	期	種 類	生産者価格
昭和14年	天竺2A(1反)	12円48銭	昭和24年(8月)	天竺2A(1反)	2,200円69銭
15	糸使20S×20S	12.48	25(3月)		1,895.92
16	密度60本×60本	12.48	”(11月)		2,441
17	巾長30吋×40碼	14.31	26(4月)		3,920
18	糸量9.628ポンド	14.99	26	#2023(1碼)	91.50
19		14.99	27	糸使20S×20S	67.10
20(2月)		21.93	28	密度60本×60本	66.20
”(12月)		49.95	29	巾長30吋×40碼	59.70
21(3月)		103.39	30	糸量11.55ポンド	56.70
”(9月)		113.72	31		60.70
22(9月)		476.80	32(1月~9月)		57.20
23(7月)		940.82			

注：天竺2Aは⊗にて、#2023は東京の市中仲間相場である。

第65表 中小企業金融の現況

(昭和32年10月)

金融機関		融資残高	昭和32年10月の融資残高			うち設備資金		
			貸出残高	中小企業向貸出残高	構成比	貸出残高	中小企業向貸出残高	構成比
企業銀行	銀行勘定	長期信用銀行	446,617	19,422	0.9	360,271	15,779	4.4
		都市銀行	2,835,858	776,200	28.9	224,888	23,154	10.3
		地方銀行	1,273,488	736,037	27.4	81,698	27,435	33.6
		信託銀行	137,488	21,916	0.8	3,444	763	22.2
	小計	4,693,452	1,553,576	57.8	670,303	67,132	10.0	
	信託勘定	340,024	38,350	1.4	165,763	8,543	5.2	
	計	5,033,476	1,591,926	59.2	836,066	75,675	9.1	
開発銀行		408,016	3,523	0.1	407,381	3,314	0.8	
輸出入銀行		64,759	83	0.0	—	—	—	
中小企業専門金融機関	相互銀行	—	484,342	18.0	—	77,184	27.1	
	信用金庫	—	323,243	12.0	—	36,862	12.9	
	信用組合	—	67,934	2.5	—	—	—	
	商工組合中央金庫	—	80,379	3.0	—	12,729	—	
	中小企業金融公庫	—	74,857	2.8	—	63,071	22.1	
	国民金融公庫	—	64,810	2.4	—	16,180	5.7	
	計	—	1,095,565	40.7	—	206,026	72.3	
合計		6,601,816	2,691,097	100.0	1,449,473	285,015	100.0	

注：商工金融 第7巻11号 28~29ページによる。単位は100万円。

中小企業向財政投融资

(単位：億円)

区分	昭和32年			昭和33年			参 考
	融 資	自己資金等	計	融 資	自己資金等	計	
中小企業金融公庫	300	215	515	275	295	570	金利(32年12月) 市中銀行 商手割 23厘 輸出前貸割 17厘 国債担保 24厘 一般担保 25厘 商工中金 商手割 26.5厘 一年未済もの26.5厘 1~2年もの年1割 2年以上年1割5厘 中小公庫 年9分6厘
国民金融公庫	270	485	755	235	610	845	
商工組合中央金庫	(債券)70 (出資)15	自己調達 65	150	債券 30	自己調達 70	100	
計	655	765	1420	540	975	1515	

第66表 原料部門の生産設備

(32年10月)

原料部門の区分		設備	生産(1000ポンド)
スフ	ビスコース アセテート	日産 1,309.440 屯 14.000	スフ 51,976
	計	1,323.440	
合織	ナイロメント モノフィラメント 長織 短織	日産 0.180 屯 50.120 23.200	合織短織維 4,214 ビニロン 2,808 ナイロン 1,017 その他 389
	計	73.500	
	ビニロメント モノフィラメント 長織 短織	0.500 0.037 52.632	
	計	53.169	
	ビニリデン アクリル短織維 塩化ビニール モノフィラメント 長織	12.500 7.500 3.000 5.000 8.000	
綿スフ紡績	9,013,979 錠 2,935,348	綿糸 84,882 ビスコース アセテート 50,561 1,229	
合酢紡績	281,792	合織糸 4,284 長織維 5,756 短織維	

注：織維月報 第15巻1号 6～14頁による

第67表 綿製品の需給

(単位は梱)

区分 月別	月始国内 総在庫	綿糸 生産高	総供給高	輸 出 実 績 (a)					特需 (b)	合 計 (a + b)	月末国内 総在庫高	差 引 推定内需
				綿 布	綿糸	二次製品	三次製品	計				
31年1月	362,600	183,700	546,300	54,600 (100,449,000)	6,100	12,200	3,000	75,900	200	76,100	356,400	113,800
6	373,900	216,900	590,800	43,300 (79,720,000)	3,300	12,900	3,000	62,500	100	62,600	377,200	151,000
12	416,000	242,500	659,500	77,200 (142,103,000)	5,900	20,000	3,000	106,100	200	106,300	431,100	122,100
32年1月	431,100	214,600	645,700	50,400 (92,656,000)	5,900	10,800	3,500	70,600	200	70,800	433,000	141,900
2	433,000	244,400	677,400	63,800 (117,325,000)	5,700	12,200	3,500	85,200	200	85,400	454,200	137,800
3	454,200	226,400	680,600	67,300 (123,793,000)	10,200	15,500	3,500	96,500	200	96,700	471,100	112,800
4	471,100	243,500	714,600	57,400 (105,707,000)	10,300	15,400	3,500	86,600	100	86,700	487,700	140,200
5	487,700	239,500	727,200	66,200 (121,799,000)	7,000	14,400	3,500	91,100	100	91,200	500,900	135,100
6	500,900	249,000	749,900	72,800 (133,990,000)	4,500	15,200	3,500	96,000	100	96,100	502,600	151,200
7	502,600	246,200	748,800	61,200 (112,679,000)	8,900	17,800	3,500	91,400	100	91,500	510,700	146,600
8	510,700	235,300	746,000	72,100 (132,673,000)	6,700	15,600	3,500	97,900	100	98,000	529,600	118,400
9	529,600	222,500	752,100	66,600 (122,629,000)	6,300	15,200	3,500	91,600	100	91,700	525,500	134,900
10	525,500	205,000	730,500	65,200 (120,026,000)	5,900	13,000	3,500	87,600	100	87,700	523,300	119,500
11	523,300	204,400	727,700	71,200 (131,040,000)	4,400	16,300	3,500	95,400	100	95,500	537,000	95,200

注：通産省織維局の調査による。括弧内は平方碼。

第 68 表 綿スフ織機の地区別登録台数

(昭和33年2月末現在)

	綿スフ調整組合の組員			同 非 組 合 員						合 計		
				織 布 専 業 者			紡 績 兼 営 業 者					
	企業者数	広 巾	小 巾	企業者数	広 巾	小 巾	企業者数	広 巾	小 巾	企業者数	広 巾	小 巾
仙 台	68	927	1,670	47	116	34				115	1,043	1,704
東 京	4,755	49,523	24,169	441	5,014	632	11	16,665	1	5,207	71,202	24,802
名 古 屋	4,353	73,212	25,916	89	435	184	6	8,685	1,645	4,448	82,332	27,745
大 阪	2,934	88,081	16,341	72	1,003	49	16	43,716		3,022	132,800	16,390
広 島	1,332	18,470	5,940	671	1,584	2,211				2,003	20,054	8,151
四 国	233	9,905	9,399	6	47	16				239	9,952	9,415
福 岡	334	1,519	3,331	10	46	129	1	402		345	1,967	3,460
計	14,009	241,637	86,766	1,336	8,245	3,255	34	69,468	1,646	15,379	319,350	91,667

第 69 表 綿スフ織機の規模別台数

(昭和32年2月末現在)

台 数 規模別	綿スフ調整組合の組員				同 非 組 合 員							
					織 布 専 業 者				紡 績 兼 営 業 者			
	広 巾		小 巾		広 巾		小 巾		広 巾		小 巾	
	企業者数	台 数	企業者数	台 数	企業者数	台 数	企業者数	台 数	企業者数	台 数	企業者数	台 数
1台～5台	3,035	7,726	1,049	2,928	253	661	549	1,467	2	8	1	1
6台～10台	2,205	15,712	1,645	10,583	202	1,674	103	732				
11台～30台	3,004	50,101	1,563	25,193	150	2,713	22	413				
31台～50台	811	29,049	379	12,355	24	963	2	88				
51台～100台	470	34,587	198	12,012	18	1,199	4	296	1	67		
101台～200台	249	33,806	85	11,980	2	262	2	260	2	281		
201台～300台	81	19,613	13	3,108	2	455			4	917		
301台以上	92	51,043	20	8,607	1	318			25	68,195	2	1,645
計	9,947	241,637	4,972	86,766	652	8,245	682	3,255	34	69,468	3	1,646

注：組員の品種別台数は、広巾生地 3,414 人—163,754 台、広巾先染は、5,139 人—53,827 台、別珍コール天 1,374 人—21,560 台、小巾生地 1,294 人—42,889 台その他である。

第 70 表 綿スフ織物の業種別生産高

(単位 100 万平方碼)

業 績	昭 和 30 年		同 31 年		同 32 年	
	綿 織 物 (A)	スフ 織 物 (B)	A	B	A	B
綿スフ織布専業	2,063.9	674.6	2,452	875	2,724	1,102.3
綿紡兼営織布	934.6	123.6	1,011.4	127.7	1,090.4	131.9
絹人織織布	16.4	69.2	14	78.1	24.5	90.7
毛織織布	0.4	28.5	0.3	31.3	0.3	28.9
麻織織布	3.1		1.3		1.4	
計	3,018.5	895.9	3,479.5	1,112.1	3,840.6	1,353.8

注：(1)通産省調査による

第71表 綿スフ織物の品種別生産高

(単位：1,000万碼)

区 分		綿スフ織布専業			綿紡績兼営		
		30年 1～12月	31年 1～12月	32年 1～12月	30年 1～12月	31年 1～12月	32年 1～12月
生 地 織 物  (純綿)	金 巾	415,460	508,450	525,278	575,917	584,884	615,627
	ポ プ リ ン	235,354	284,900	364,293	178,722	247,276	283,686
	粗布, 天竺, 細布	119,836	141,630	166,494	60,835	57,304	46,230
	小 巾 白 木 綿	197,665	219,114	205,239	15,522	15,326	23,006
	ネ ル	117,820	130,952	148,806	9,449	7,177	12,603
	仁 斯, 細 綾	28,775	34,334	34,234	2,860	1,088	1,592
	雲才, 葛城, 太綾	66,043	92,107	97,762	9,873	12,426	16,290
	サージ, ギャバ	34,539	53,009	47,321	3,467	5,787	9,287
	朱 子	18,553	27,901	35,012	3,432	7,465	12,965
	別 珍	46,518	53,151	30,007	405	930	630
	コ ー ル 天	23,206	38,881	32,368	111	687	510
	敷 布	7,373	12,891	24,151			
	帆 布	7,315	10,284	13,986	3,857	3,876	4,035
	厚 織	22,081	22,610	23,251	3,768	4,104	3,672
	タイヤコード	1,254	1,609	1,264			
毛 布 地	149	214	492	7,357	8,331	7,971	
その他生地織物	195,094	260,023	333,863	47,605	44,682	44,255	
生地織物計		1,537,035	1,892,060	2,183,821	923,180	1,001,343	1,082,359
糸染織物 (純綿)	ギ ン ガ ム	100,942	122,441	95,964		111	
	縞 三 稜	817	512	669			
	テ イ キ ン グ	3,819	5,228	3,240			
	サ ロ ン 類	4,293	5,400	3,398			
	タ オ ル	65,344	70,338	79,013	111	616	672
その他糸染織物	177,247	202,969	257,919	211	1,016	486	
糸染織物計		352,462	406,888	440,203	322	1,743	1,158
混 落	交 織 綿 織 物	145,863	123,274	83,749	11,138	8,512	6,237
	綿 織 物	28,543	29,851	16,382	705	86	416
綿織物合計		2,063,903	2,452,073	2,724,155	935,345	1,011,684	1,090,170
ス フ 織 物	モ ス リ ン	360,449	454,584	646,803	113,908	115,030	121,611
	サージ, ギャバ	79,825	86,742	72,215	3,782	3,321	1,066
	糸 の 他	—	—	200,814	—	—	—
	そ の 他	234,624	333,793	181,667	5,889	9,329	9,291
スフ織物小計		674,898	875,119	1,101,494	123,579	127,680	131,968
和 紡 織 物	毛 布	14,751	15,075	5,760			
	敷 の 物	3,590	3,449	2,591			
	そ の 他	34,345	40,502	40,454	4		
特 梳 紡 絹 亜 苧 (黄)	紡 織 物	5,964	729	7,409	6		
	毛 織 物	3,832	6,439	12,298			
	紡 織 物	3,203	5,348	5,909			
	紡 毛 布 地	116	368	264			
	絹 織 物	134	192	51			
	絹 紡 織 物	797	1,196	533			
	亜 麻 織 物	5,081	3,564	7,567			
	苧 麻 織 物	3,185	2,741	2,730			
(黄 麻 織 物)	6,692	4,126	4,212				
強 力 人 絹 織 物	タイヤコード	18,883	23,394	34,196			6,863
	ベルトその他	4,396	4,717	238			104
	小 計	23,279	28,111	34,434			6,967
人 絹 織 物	—	—	2,332				
合 成 織 維 織 物	ナイロン織物	—	—	25,433			3
	ビニロン織物	—	—	41,051			844
	その他織物	—	—	5,246			128
	小 計	31,086	57,191	71,730	1,159	1,167	975
その他織物		9,490	8,122	5,270	5,989	6,500	
合 計		2,884,346	3,514,255	4,029,194	1,066,082	1,147,031	1,230,081

注：通産省調査による。本表は、付表25のうち二業種のものである。

第72表 スフ糸・スフ織物在庫の推移

(単位：梱)

年 月	スフ糸	内 訳				スフ織物	内 訳				総 計
		紡 績	織物業者	二次製品	卸 商		紡 績	織物業者	二次製品	卸 商	
31年1月	47,845	17,885	17,393	1,070	11,498	63,897	10,026	342	24,132	29,398	111,742
31年12月	69,513	28,678	22,658	1,593	16,585	76,801	11,518	213	30,684	34,387	146,314
32年1月	72,943	32,185	22,888	1,648	16,223	78,678	12,113	167	32,301	34,098	151,621
2	79,960	37,625	24,793	1,835	15,708	84,280	12,846	261	35,580	35,593	164,240
3	86,888	44,630	24,493	1,775	15,990	91,558	15,014	246	38,115	38,182	178,446
4	91,780	44,340	25,678	1,910	19,853	96,222	16,184	222	38,136	41,681	188,002
5	108,218	59,465	24,720	1,845	22,188	105,829	19,950	210	43,558	42,111	214,047
6	112,035	66,673	25,805	2,045	17,513	112,363	24,010	222	45,605	42,526	224,398
7	118,178	76,645	25,578	2,173	13,783	116,017	25,107	216	46,964	43,729	234,195
8	126,685	86,893	24,555	2,328	12,910	120,921	24,345	259	47,957	48,359	247,606
9	121,635	80,753	24,530	2,568	13,785	121,436	23,911	273	47,619	49,633	243,071
10	115,233	70,253	24,793	2,630	17,558	125,896	26,803	271	47,639	51,183	241,129
11	142,833	94,338	22,513	2,433	13,550	129,459	31,530	196	48,135	49,599	272,292
12	128,665	94,098	20,923	1,093	12,553	129,614	33,729	230	47,120	48,536	258,279
33年1月	134,335	98,275	21,155	2,683	12,223	131,445	33,276	211	50,088	47,870	265,780
2	136,640	100,020	21,200	2,973	12,268	130,161	33,758		47,553	49,350	266,801

第73表 綿スフ織物価格の推移

(単位：1碼当)

年 月	2003		2023		遠州ブロード1号		別珍(3022)		スフモス1号	
	糸 代	製品相場	糸 代	製品相場	糸 代	製品相場	糸 代	製品相場	糸 代	製品相場
30年平均	— 円	— 円	55.9 円	56.7 円	— 円	— 円	82.9 円	126.0 円	23.4 円	28.0 円
31年1月	50.2	56.4	53.7	58.1	64.7	74.3	88.9	117.0	27.4	36.0
2	53.4	58.5	55.3	58.4	71.5	85.2	99.3	121.0	26.0	33.4
3	55.1	56.3	58.5	58.6	75.6	90.9	102.9	135.0	24.6	31.5
4	59.2	63.0	61.5	64.2	79.6	101.3	105.1	141.0	26.9	33.5
5	61.1	64.9	61.8	67.2	82.8	114.8	113.3	149.0	28.4	33.6
6	56.3	58.6	60.6	64.0	72.8	89.7	100.8	145.0	28.2	33.4
7	49.7	56.0	58.4	60.5	62.6	70.4	87.9	135.0	27.8	31.7
8	50.3	56.4	57.9	59.1	61.6	70.6	87.7	125.0	27.3	30.9
9	51.9	56.4	59.6	58.6	63.1	73.2	89.9	124.0	27.1	33.4
10	49.0	54.2	57.3	57.5	61.9	74.2	87.0	115.0	24.6	32.1
11	49.8	55.2	58.1	60.3	65.8	80.0	90.8	110.0	24.9	34.5
12	48.9	53.9	57.6	61.8	66.5	79.9	90.8	108.0	24.7	36.0
32年1月	48.8	54.2	56.3	61.9	65.6	78.9	90.0	112.0	24.2	32.6
2	47.9	57.7	55.1	61.9	63.1	78.2	87.0	114.0	22.0	31.6
3	45.8	57.5	53.1	59.6	59.9	74.0	83.0	115.0	20.5	27.8
4	46.6	56.9	54.3	57.9	60.3	73.6	84.3	114.0	21.2	27.9
5	43.9	51.8	53.4	56.7	56.5	66.3	79.0	106.0	20.0	24.8
6	43.1	49.9	53.0	54.6	55.7	63.1	77.4	98.0	19.6	23.5
7	42.5	49.0	51.5	54.3	54.7	61.2	76.3	96.1	18.7	22.8
8	44.1	49.1	50.9	54.7	55.8	61.2	78.4	92.0	18.3	23.5
9	46.4	50.5	52.5	53.7	58.1	64.1	81.9	105.0	20.0	24.4
10	47.6	49.8	55.2	54.3	60.8	65.2	85.4	111.0	19.9	24.5
11	45.5	45.8	55.2	52.4	57.2	62.9	80.6	101.0	18.6	22.4
12	42.5	45.5	51.9	52.4	55.2	60.4	76.5	102.0	16.5	20.4
33年1月	43.4	46.7	51.4	51.5	56.4	60.8	78.4	104.3	17.3	20.7
2	43.1	42.5	50.2	47.7	55.5	58.1	77.2	97.3	16.1	17.4
3	43.1	41.6	50.3	46.5	54.7	57.6	76.8	93.7	15.2	17.3

注：(1) 日本経済新聞社調べによる。

(2) 適正職工賃は2003は、860銭、2023は840銭、遠州ブロードは14,70銭、別珍は50円、スフモス1号は660銭である。

第74表 綿ス・フ織物業者生産動態統計

(昭和32年12月度) (通産省調査統計部資料)

1. 労 務

区 分		月 末 在 籍 従 業 者 数			月 間 平 均 実 働 従 業 員 数		
		男	女	合 計	男	女	合 計
綿織 専業	直 接	26,063	135,814	161,877	28,524	146,007	174,531
	間 接	4,382	5,636	10,018	4,696	6,097	10,793
	管 理	5,679	2,212	7,891	—	—	—
	合 計	36,124	143,662	179,786	—	—	—
紡績 兼営	直 接	3,614	23,782	27,396	3,382	22,532	25,914
	間 接	1,110	303	1,413	1,083	291	1,374
	管 理	2,303	1,289	3,592	—	—	—
	合 計	7,027	25,374	32,401	—	—	—

2. 織布工場数

区 分	綿 織 専 業		紡 績 兼 業		電力消費量 (32年12月度) (1,000キロワット時)
	32年12月	31年12月	32年12月	31年12月	
操 業	12,130	12,539	105	100	綿 織 専 業 39,796 紡 績 兼 営 15,465
休 止	417	769	10	12	
合 計	12,547	13,308	115	112	

3. 織機運転

区 分	綿 織 専 業 者			紡 績 兼 営 業 者			
	月末運転可能	月末運転不能	月間平均実働	月末運転可能	月末運転不能	月間平均実働	
力 織 機 手	広巾 (箆巾51吋以上)	59,488	1,339	56,551	15,116	586	13,412
	並巾 ( " 27~50吋)	169,993	3,577	154,668	58,961	827	52,058
	小巾 ( " 27吋未満)	70,840	1,844	60,667	3,313	799	2,217
	機 足 踏 機	13,340	384	10,354	—	—	—
合 計	313,661	7,144	282,240	77,390	2,212	67,687	

4. 原糸の受入, 投入, 織物の生産, 引渡, 在庫

(単位: 糸 1,000 封度, 織物 1,000 平方碼)

区 分	月 初 在 庫		糸の受入	糸の投入	織物の生産	織 物 の 引 渡		月 末 在 庫		
	糸	織 物				輸出用	内需用	糸	織 物	
綿 織 物	綿織専業者	17,330	60,375	64,305	61,095	219,543	116,694	111,860	17,818	60,525
	紡績兼営	2,207	61,079	21,449	20,644	91,241	66,523	22,252	2,088	66,477
	絹人絹織業者	363	474	881	812	2,388	983	1,803	361	436
	毛織業者	515	11	498	361	21	51	17	522	6
	麻織業者	55	146	66	61	160	—	146	165	59
	合 計	20,470	122,085	87,199	82,972	313,353	184,251	136,078	20,954	127,503
ス フ 織 物	綿織専業者	6,829	35,247	26,593	26,440	98,756	59,835	40,100	6,390	37,261
	紡績兼営	465	12,706	2,113	2,125	10,210	4,363	4,110	437	14,519
	絹人絹織業者	1,158	2,079	3,979	3,835	7,434	4,019	3,976	1,013	1,911
	毛織業者	604	485	2,077	1,784	2,230	797	1,860	470	415
合 計	9,056	50,517	34,762	34,184	118,630	69,014	50,046	8,310	54,106	
そ の 他	綿織専業者	4,074	5,520	9,099	8,976	17,861	2,552	15,508	3,962	5,682
	紡績兼営	171	608	275	242	368	129	344	165	504
	合 計	4,245	6,128	9,374	9,218	18,229	2,681	15,852	4,127	6,186
幅 別 生 産 (専 業)	区 分	綿 織 物		ス フ 織 物		(兼 営)	綿 織 物		ス フ 織 物	
		生地	糸 染	生地	糸 染		生地	糸 染	生地	糸 染
	広 巾	169,681	20,815	80,219	14,686		87,365	11	10,210	—
	小 巾	20,308	11,457	11,675	2,174		2,299	38	—	—
計	198,989	32,272	91,894	16,860	89,664	49	10,210	—		

5. 綿織專業者賃織生産高

区 分	紡績・化織	商 社	親 機	そ の 他	合 計	賃 織 割 合	
綿 織 物	廣 巾	42,502	61,163	8,582	846	113,093	55.7
	小 巾	819	5,439	2,786	221	9,265	
スフ織物	廣 巾	17,618	37,776	4,536	195	60,125	63.9
	小 巾	608	1,282	982	61	2,933	
そ の 他 織 物	3,653	3,775	807	413	8,648	48.4	
合 計	65,200	109,435	17,693	1,736	194,064	57.7	

6. 織物品種別生産高

(単位：1,000 平方碼)

品 種	綿 織 専 業 者			紡 績 兼 営 業 者			
	32年12月	前 月	31年平均	32年12月	前 月	31年平均	
生 地 織 物 (純 綿)	金 巾	45,162	55,947	42,371	48,557	49,801	48,740
	ポ プ リ ン	31,622	31,405	23,742	27,352	25,458	20,606
	粗布, 天竺, 細布	14,212	15,823	11,802	3,850	3,545	4,775
	小 巾 白 木 綿	15,343	15,592	18,253	1,959	2,235	1,277
	ネ ル	15,617	18,853	10,912	748	1,737	598
	仁 斯, 細 綾	3,014	2,940	2,044	146	134	907
	雲才, 葛城, 太綾	6,557	7,614	7,676	1,663	1,798	1,035
	サージ, ギヤバ	3,932	4,009	5,251	905	823	482
	朱 子	2,567	2,705	2,325	1,210	1,192	622
	別 珍	1,932	2,087	4,429	41	50	77
	コ ー ル 天	2,583	3,218	3,240	—	45	57
	敷 布	2,176	2,112	1,074	—	—	—
	帆 布	956	1,095	857	678	647	694
	厚 織	1,543	1,653	1,884	269	295	323
タイヤコード	100	117	134	276	228	342	
毛 布 地	1	220	17	—	—	—	
そ の 他 生 地 織 物	25,269	25,061	21,669	3,232	3,230	3,723	
小 計	172,586	190,451	157,671	90,886	91,218	83,445	
糸 染 (純 綿)	キ ン ガ ム	8,424	8,351	10,203	—	—	—
	縞 三 綾	113	101	42	—	—	—
	テ イ キ ン グ	199	234	435	—	—	—
	サ ロ ン 類	303	323	450	—	—	—
	タ オ	6,563	6,784	5,861	52	56	51
	そ の 他 糸 染 織 物	23,232	22,259	16,913	49	41	86
小 計	38,834	38,052	33,907	101	97	145	
混 交 織 綿 織 物	6,938	6,829	10,273	219	295	709	
落 綿 織 物	1,184	1,149	2,487	35	36	7	
綿 織 物 合 計	219,542	236,481	204,339	91,241	91,646	84,307	
和 紡	毛 布	508	596	1,256	—	—	—
	敷 布	331	315	287	—	—	—
	そ の 他	4,034	4,098	3,541	—	—	—
特 紡 織 物	609	538	719	—	—	—	
スフ織物	モ ス リ ン	62,197	64,592	37,881	9,423	9,900	9,586
	サージ, ギヤバ	4,997	6,573	7,228	1	6	277
	糸 染	16,861	16,910	—	—	—	—
	そ の 他	14,701	16,779	27,816	787	871	777
小 計	98,756	104,854	72,926	10,211	10,777	10,640	
梳 紡	毛 織 物	1,130	1,242	536	—	—	—
	紡 毛 織 物	478	444	445	—	—	—
	紡 毛 布 地	41	32	30	—	—	—
	絹 織 物	1	1	16	—	—	—
	絹 紡 織 物	1	—	99	—	—	—
	亜 麻 織 物	354	321	297	—	—	90
	苧 麻 織 物	374	292	239	—	—	—
	苧 麻 織 物	670	372	343	—	—	—
	強 方 人 絹 織 物	2,330	2,768	1,949	341	422	440
ベ ル ト 所 他	24	12	12	1	20	1	
小 計	2,354	2,780	1,961	342	442	441	
人 絹 織 物	455	236	381	—	—	—	
合 成 織 維 織 物	ナイロン織物	2,258	2,006	1,325	—	—	—
	ビニロン織物	3,422	3,640	1,351	24	18	34
	そ の 他 織 物	650	698	61	2	6	6
	小 計	6,330	6,344	4,783	26	24	40
そ の 他 織 物	191	246	677	—	—	—	
合 計	336,159	359,192	292,875	10,182	102,889	95,518	

綿織専業者各種織物生産高

(単位：1,000平方碼，通産省調査統計部資料)

年 月	区 分	純綿織物	混交織	落綿織物	特和紡	スフ織物	合織織物	その他	合計
31年	月平均	191,578	10,273	2,487	5,803	72,926	4,783	5,025	292,875
32年	1月	190,200	7,082	1,790	4,794	78,730	5,293	5,145	293,034
	2	207,578	6,911	2,083	4,564	86,034	6,295	5,533	318,998
	3	211,594	6,382	2,238	4,488	84,573	5,971	7,069	322,315
	4	224,311	6,562	2,234	4,732	87,734	5,871	7,273	338,717
	5	230,518	7,741	1,820	4,550	89,654	6,212	7,505	348,000
	6	228,457	7,560	1,196	4,798	91,433	6,545	7,482	347,471
	7	221,968	7,118	533	4,882	93,448	6,005	7,125	341,079
	8	210,268	6,866	478	4,436	90,802	5,203	5,843	323,896
	9	230,177	7,469	667	4,477	97,448	5,636	9,644	351,681
	10	229,038	6,290	1,007	5,101	98,829	6,027	6,099	352,391
	11	228,504	6,829	1,149	4,636	104,854	6,343	6,877	359,192
	12	211,422	6,938	1,184	5,482	98,756	6,330	6,048	336,160

運転可能織機1台当，実働従業員1人当織物生産高

(単位：平方碼)

年 月	区 分	綿織専業		紡績兼営	
		1台当	1人当	1台当	1人当
31年	月平均	1,127	1,765	1,181	3,483
32年	1月	944	1,703	1,187	3,441
	2	1,029	1,841	1,315	3,785
	3	1,036	1,887	1,240	3,547
	4	1,089	1,837	1,334	3,552
	5	1,221	1,892	1,288	3,374
	6	1,118	1,879	1,370	3,732
	7	1,097	1,758	1,325	3,695
	8	1,042	1,841	1,260	3,571
	9	1,126	1,858	1,383	3,820
	10	1,123	1,858	1,330	3,726
	11	1,140	1,877	1,318	3,718
	12	933	1,814	1,316	3,731

綿糸，スフ糸，合成繊維糸等生産，引渡，在庫

(単位：1,000封度，通商産業省調査統計部資料)

区 分	生産高		引 渡 高 (12月度)					合計	1月末在庫
	12月	11月	自家消費	賃織用	市販用	その他			
綿紡績	純綿糸	86,755	81,368	19,011	14,674	49,452	465	83,603	28,785
	混紡綿糸	416	400	11	70	395	14	490	327
	落綿糸	1,232	1,176	7	171	1,053	—	1,231	233
	計	88,403	82,944	19,029	14,915	50,900	480	85,324	29,345
	スフ糸	1,933	2,069	75	68	1,688	—	1,831	1,219
スフ紡績	その他糸	642	835	2	150	214	306	672	992
	合計	90,978	85,848	19,106	15,133	52,802	786	87,827	31,556
	スフ糸	37,838	44,970	2,222	4,213	31,077	1,090	38,602	34,180
	ビスコース糸	37,102	44,282	2,222	4,172	30,601	952	37,947	33,826
	アセテート糸	736	688	—	41	476	138	655	354
合成繊維	合成繊維糸	1,205	1,217	43	31	782	201	1,057	980
	ビニロン糸	363	394	—	28	189	82	299	254
	ナイロン糸	842	823	43	3	593	119	758	726
	その他糸	25	12	3	5	12	13	32	29
	合計	39,068	46,199	2,268	4,249	31,871	1,304	39,691	35,189

各種糸，織物生産高

(単位：糸1,000封度，織物1,000平方碼)

	32年12月	32年11月	31年月平均	
糸	スフ糸	52,141	51,975	57,494
	綿糸	90,877	85,803	90,585
	スフ糸	45,160	52,140	42,887
	合成繊維糸	6,148	6,066	6,781
	人絹糸	18,866	19,081	18,950
織物	特和紡糸	9,062	9,384	9,172
	綿織物	313,425	330,776	289,968
	スフ織物	123,747	125,718	92,688
	合成繊維織物	11,834	11,853	9,020
	人絹織物	75,201	77,231	76,724
特和紡織物	5,634	5,673	5,951	

純綿糸番手別生産高

(単位：1,000封度，紡協資料)

	12月度(%)	11月度(%)
10 <sup>s</sup> 未満	391( 0.5)	361( 0.4)
10 <sup>s</sup> ~ 19 <sup>s</sup>	8,007( 9.2)	7,179( 8.8)
20 <sup>s</sup> ~ 22 <sup>s</sup>	19,176( 22.1)	17,949( 22.1)
23 <sup>s</sup> ~ 29 <sup>s</sup>	2,054( 2.4)	2,119( 2.6)
30 <sup>s</sup> ~ 39 <sup>s</sup>	24,154( 27.8)	23,809( 29.3)
40 <sup>s</sup> ~ 49 <sup>s</sup>	30,061( 34.6)	27,123( 33.3)
50 <sup>s</sup> 以上	2,912( 3.4)	2,829( 3.5)
計	86,755(100.0)	81,369(100.0)
平均番手	31.183	31.212



## 綿糸布在庫推移(糸量換算)

(単位：梱、出所：通産省)

	綿糸	内 訳				綿織物	内 訳				総計
		紡績	織物業者	その他	商社		織物業者	その他	染色整理業	商社	
昭和31年12	143,605	48,455	58,483	10,137	26,530	287,470	40,575	10,222	112,928	123,745	431,075
昭和32年 1	144,160	47,938	60,370	10,702	25,150	288,763	41,358	9,330	116,528	121,547	432,923
2	148,240	51,050	63,185	10,768	23,237	305,928	41,098	10,985	125,017	128,828	454,168
3	151,235	50,648	67,382	10,930	22,275	319,867	43,070	11,337	151,300	134,160	471,102
4	151,770	50,600	62,008	10,770	28,392	335,955	44,685	11,498	132,397	147,375	487,725
5	149,865	56,735	61,268	11,220	20,642	350,998	50,600	13,417	135,048	151,933	500,863
6	154,928	59,528	57,885	11,092	26,423	347,628	54,953	13,172	228,978	150,525	502,556
7	160,238	73,010	54,110	11,340	21,778	350,498	59,983	12,700	1,136,987	140,828	510,736
8	167,053	85,150	52,158	11,333	18,412	362,583	60,648	12,960	147,273	141,782	529,636
9	153,603	73,058	52,803	11,265	16,477	371,943	62,305	13,220	156,540	139,878	525,546
10	147,155	60,325	53,158	11,352	22,320	376,120	66,817	13,645	152,201	143,460	523,278
11	146,613	66,160	50,755	10,803	18,895	390,337	76,305	13,235	156,385	144,412	536,950
12	155,395	74,093	51,572	9,215	20,515	388,358	79,765	12,028	152,695	143,870	543,753

## 糸、織物輸出高

(単位：糸 1,000 封度・織物 1,000 平方碼、大蔵省税関部資料)

	綿糸	スフ糸	人絹糸	生糸	綿織物	ス・フ織物	人絹織物	絹織物
31年中	27,294	35,536	18,591	9,957	1,262,049	695,160	438,105	47,884
32年 1月	2,345	2,946	1,151	663	92,656	43,676	16,581	3,823
2	2,298	3,858	1,658	596	117,325	68,370	35,952	4,359
3	4,077	3,050	2,233	653	123,793	71,598	37,451	4,974
4	4,106	2,328	1,357	672	105,707	60,891	31,265	3,853
5	2,789	1,792	2,906	632	121,799	70,728	30,637	4,451
6	1,806	1,912	2,228	666	133,990	73,028	30,605	5,287
7	3,574	1,240	2,573	850	112,679	87,091	32,132	4,976
8	2,682	3,953	2,036	1,067	132,673	84,907	33,134	6,642
9	2,528	3,517	2,015	1,015	122,629	90,713	33,704	5,750
10	2,353	4,969	1,862	873	120,025	91,875	32,590	5,989
11	1,756	2,360	3,533	864	131,040	84,441	38,362	6,153
12	※1,833	1,555	5,517	1,385	153,994	110,500	43,891	8,714

※印：概算

## 綿織物加工別輸出高

	生地	晒	浸染	捺染	糸染	その他
	%	%	%	%	%	%
31年中	253,334 (20.1)	352,658 (27.9)	164,002 (13.1)	336,447 (26.7)	151,692 (12.0)	3,916 (0.3)
32年 1月	24,661 (19.9)	38,976 (31.5)	18,933 (15.3)	31,866 (25.7)	9,036 (7.3)	321 (0.3)
4	24,411 (23.1)	27,847 (26.3)	15,974 (15.1)	26,641 (25.2)	10,315 (9.8)	519 (0.5)
6	39,369 (29.4)	41,983 (31.3)	16,373 (12.2)	23,904 (17.8)	11,925 (8.9)	436 (0.4)
8	36,876 (27.8)	38,552 (29.0)	16,748 (12.6)	28,425 (21.4)	11,868 (8.9)	204 (0.3)
9	32,171 (26.2)	32,323 (26.4)	17,484 (14.3)	30,405 (24.8)	10,038 (8.2)	207 (0.1)
10	33,418 (27.8)	27,036 (22.5)	17,226 (14.4)	31,988 (26.7)	10,075 (8.4)	282 (0.2)
11	31,516 (24.1)	24,171 (18.4)	19,304 (14.7)	42,838 (32.6)	12,972 (9.9)	238 (0.3)
12	43,484 (28.2)	27,757 (18.1)	23,543 (15.3)	43,223 (28.1)	15,479 (10.1)	507 (0.3)

## 綿糸布現物仲間相場の推移

	綿糸 16s	綿糸 20s	綿糸 30s	綿糸 40s	ブライツ スフ 30s	金巾 2003	細布 2023	ブロード 遠 1	白木綿 5号	スフモス 1号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
31年10	78,240	79,509	89,202	94,587	138	54.2	57.5	74.2	223.4	32.1
11	79,208	80,688	88,938	100,396	140	55.2	60.3	78.0	236.8	34.5
12	78,696	80,021	86,609	101,500	138	53.9	61.8	79.9	239.2	36.0
32年 1	77,283	78,217	86,804	100,172	132	54.4	61.9	78.9	240.2	32.6
2	75,365	76,260	85,646	96,333	123	57.7	61.9	78.2	244.0	31.6
3	72,087	73,793	82,174	91,467	115	57.5	59.6	74.0	236.6	27.8
4	72,458	75,479	83,896	92,094	119	56.9	57.9	73.6	240.3	27.9
5	70,284	74,180	78,830	85,900	112	51.7	56.4	66.0	221.7	24.8
6	69,700	73,600	77,470	84,720	110	49.9	54.5	63.1	202.0	23.5
7	70,440	71,450	76,700	83,509	102	49.0	54.3	61.3	202.5	22.8
8	70,860	70,630	80,260	85,150	103	49.1	54.7	61.0	202.0	23.5
9	73,590	72,910	84,280	88,760	107	50.5	53.7	64.8	218.0	24.4
10	76,850	76,700	87,750	92,550	112	49.8	54.3	65.2	222.0	24.5
11	76,390	76,378	83,029	87,308	104	35.8	52.4	62.9	213.0	22.4
12	73,318	72,102	76,943	83,724	93	45.7	52.3	60.4	209.0	20.3
33年 1	71,300	71,268	78,065	86,108	98	45.9	51.3	60.7	211.0	17.3

(注) 東京市場相場、スフ糸、ス・フ織物のみ大阪市場相場。綿糸は10大紡、木管別現金取引。ス・フ糸、スフ織物のみ手形取引、他は現金。

昭和32年12月度コード番号証明書発行件数

(綿スフ検査協会)

品種別	区分	12 月 度			累 計				
		前工程証明書 のあるもの	前工程証明書ないもの		計	前工程証明書 のあるもの	前工程証明書ないもの		計
			1貫工場	そ の 他			1貫工場	そ の 他	
整理前 織物	生地	3,787	—	869	4,656	46,757	—	4,991	51,748
	糸染	1,494	—	6	1,500	16,035	—	137	16,172
整理後 織物	糸染	129	—	1	130	1,207	—	4	1,211
計		5,410	—	876	6,286	63,999	—	5,132	69,311

織布専業者生産綿織物輸出実績

(単位：1,000 延碼)

品 種	11 月	1~11累計
	累 計	数 量
11 金 巾 (31吋以下)	1,375	11,973
12 " (31~40)	11,560	139,471
13 " (40吋以上)	5,378	65,972
14 マ ル	325	7,911
15 キ ヤ ン ブ リ ッ ク	71	5,028
22 細 布 及 粗 布	977	19,804
31 仁 斯	728	6,271
32 太 綾	1,114	19,344
33 ギ ヤ バ ジ ン	998	8,223
34 サ ー ジ	454	6,626
35 朱 子	1,530	21,746
41 ボ プ リ ン	15,535	162,030
45 帆 布	55	603
51 ロ ー ン 及 ボ イ ル	336	9,089
52 ヘ ヤ コ ー ド	617	8,690
53 綿 縮	27	209
54 変 り 織	1,053	15,628
55 其 の 他 生 地 織 物	792	20,013
56 ジ ヤ ガ ー ド 織	231	2,201
57 ド ビ ー 織	424	7,688
58 タ イ ヤ コ ー ド	—	32
61 別 珍	571	9,103
62 コ ー ル 天	516	9,605
63 ネ ル	2,591	25,460
71 サ ロ ン (31吋以下)	31	149
72 " (31~40)	42	1,094
73 " (40吋以上)	4,092	35,903
74 マ ル	—	—
78 サ ロ ン (其の他)	—	42
79 " (キコイパカマ)	261	2,594
91 テ イ ッ キ ン グ	353	2,338
92 縞 ド ビ ー	—	8
93 ギ ン ガ ム	5,726	67,451
94 小 倉	197	4,225
95 ヤ ジ マ グ	65	1,018
96 ネ ー テ イ ブ ク ロ ス	13	488
97 ハ ン カ チ	716	2,733
99 其 の 他 先 染 織 物	66	1,745
合 計	58,820	702,562

綿織物 スフ織物主要仕向先国別輸出実績

(単位：1,000 平方碼 大蔵省資料)

仕 向 先	32.1~11 数 量	31.1~12 数 量
<u>綿織物</u>		
イ ン ド ネ シ ア	95,903	138,125
香 港	137,943	137,985
U. S. A.	67,547	122,547
タ イ ー	83,918	79,423
シ ン ガ ポ ー ル	64,178	78,821
フ ィ リ ピ ン	97,290	59,694
南 ベ ト ナ ム	52,121	56,362
セ イ ロ ン	41,824	54,735
濠 洲	70,502	47,908
ビ ル マ	51,598	47,312
オ ラ ン ダ	59,170	38,232
イ ギ リ ス	45,928	35,934
ベ ネ ズ エ ラ	36,293	78,436
ゴ ー ル ド コ ー ス ト	—	20,142
南 亜 連 邦	26,218	19,825
ナ イ ジ ェ リ ア	24,195	18,442
西 ド イ ツ	35,676	18,339
ス エ ー デ ン	19,888	15,672
小 計	1,010,192	1,017,934
そ の 他	304,183	244,115
合 計	1,314,375	1,262,049
<u>スフ織物</u>		
ナ イ ジ ェ リ ア	102,440	109,347
イ ラ ク	47,315	47,165
南 亜 連 邦	63,228	44,779
フ ィ リ ピ ン	17,639	42,279
香 港	43,408	41,562
英 領 東 ア フ リ カ	67,527	34,470
シ ン ガ ポ ー ル	32,661	33,126
ゴ ー ル ド コ ー ス ト	—	32,957
西 ド イ ツ	62,064	32,004
印 度 支 那	—	29,359
オ ラ ン ダ	25,028	19,913
タ イ ー	16,659	14,458
ア フ ガ ニ ス タ ン	—	14,350
ベ ル ギ ー	14,496	13,205
ク エ イ ス ト	10,746	12,052
イ ン ド ネ シ ア	—	10,936
イ ラ ン	14,287	10,631
小 計	517,497	542,583
そ の 他	309,861	152,577
合 計	827,358	695,160

綿糸布相場の日英米比較

年 月	綿 糸 20 <sup>8</sup> (1封度)				金 巾 2003番 (1碼当)		
	日 本		米 国	英 国	日 本		米 国
	国 内	輸 出 向	国 内 相 場	輸 出 相 場	国 内	輸 出 向	国 内 相 場
	円	円	円	円	円	円	円
31年1月	186.9	192.6	248.4	230.9	59.0	55.8	62.1
32年1月	196.9	189.0	237.6~241.2	224.3	56.3	51.8	60.8
2	186.3	190.8	234.0	224.3	58.8	52.6	66.6
3	188.8	190.8	230.4~234.0	225.0	57.3	52.6	65.7
4	186.9	191.5	230.4~234.0	225.0	55.0	53.6	65.7
5	183.1	191.5	234.0	225.0	49.0	51.1	66.7
6	186.3	191.5	234.0	224.3	51.5~52.0	50.4	56.7
7	178.8	185.4	238.8	227.2	49.5	48.6	56.2
8	175.0	183.6	234.0~237.6	227.2	48.5	48.2	56.2
9	190.0	180.0	234.0	227.2	52.5	47.5	55.8
10	190.6	190.4	234.0	229.3	47.5~47.8	47.5	55.8
11	185.0	185.0	229.0	229.3	45.5~46.0	46.4~46.5	56.7
12	180.0	180.0	229.0~232.0	231.8	45.8~46.0	45.7~46.1	56.7

(注) 各月末現在。米英相場は円貨に換算す。

綿、ス・フ織物検査高月報

昭和32年11月度 (綿ス・フ織物検査協会)

区 分	単 位	輸 出		内 需		合 計	
		11 月	前 月	11 月	前 月	11 月	前 月
綿 織 物	千方碼	162,425	154,141	10,206	9,135	172,631	163,276
泉 州 綿 ネ ル	〃	—	—	14,069	12,057	14,069	12,057
別 珍 コ ー ル 天	〃	3,302	3,302	4,688	3,574	7,990	6,876
ス フ 織 物	〃	79,480	72,044	15,824	11,751	95,304	83,795
ス フ コ ー ル 天	〃	38	20	—	13	38	33
ビ ニ ロ ン 織 物	〃	682	628	42	55	624	683
綿 毛 ( 含 特 紡 )	〃	976	1,043	—	—	976	1,043
ス フ 毛 布	〃	456	226	—	—	456	226
ガ ラ 紡 毛 布	〃	393	245	—	—	393	245
サ ロ ン ・ サ リ ー ・ キ コ イ	〃	132	147	—	—	132	147
ダ マ ス ク ・ テ ー ブ ル ク ロ ス ( 含 ナ プ キ ン )	セ ッ ト 枚	—	—	—	—	—	—
	打	—	—	—	—	—	—
マ フ ラ ・ ス カ ー フ ・ シ ョ ー ル	千方碼	236	302	—	—	236	302
ハ ン カ チ	枚	1,104,683	—	—	—	1,104,683	—
〃	打	4,853	—	—	—	4,853	—
ヤ シ マ グ	千方碼	504	575	—	—	504	575
テ ー ブ ル ク ロ ス ( 含 ナ プ キ ン )	セ ッ ト 枚	3,800	—	—	—	3,800	—
	打	600	—	—	—	600	—
	打	2,267	—	—	—	2,267	—
紋 織 敷 布	千方碼	759	731	2	2	761	733
紋 織 以 外 の 敷 布	〃	—	—	2	3	2	3
デ ィ ッ シ ュ ク ロ ス	〃	309	372	—	—	309	372
綿 再 織	打	127	—	—	—	127	—

木綿緋の生産

産 地	織機台数 (昭和32年末)		生産高 (昭和30年度)	
	力 織 機	足 踏 機	数量(千反)	金額(百万円)
備 後	4,271	1,262	2,171	1,150
久 留 米	969	1,707	766	626
伊 予	2,168	6,816	1,671	844
遠 州	403	270	272	122
富 山	128	24	80	40
千 葉	84	8	51	26
大 和	34	(手機 900?)	40	26
計	8,057	10,087	5,051	2,834

輸出織物染色堅牢度表示月報  
(32年12月度)

綿スフ織検査協会

品 種		無 表 示	WASHABLE	FAST	計		
		平 方 碼	平 方 碼	平 方 碼	平 方 碼		
糸 染	整 理 前	ギ ン ガ ム	1,586,589	9,501,287	69,360	11,157,236	
		縞 綿 布	216,321	250,252	32,494	499,067	
		縞 三 綾	24,584	—	—	24,584	
		ス レ ー キ	—	—	27,755	27,755	
		ネ ル 生 地	6,548	658,132	—	664,680	
		ポ プ リ ン	334,563	1,197,875	182,383	1,714,821	
		蚊 張 地	—	—	—	—	
		小 倉	115,379	243,517	15,712	374,608	
		先 染 先 晒 綿 布	460,478	1,518,277	396,944	2,375,699	
		其 の 他	—	—	—	—	
		交 織 ギ ン ガ ム	—	134	—	134	
		〃 縞 三 綾	2,417	—	—	2,417	
		〃 シ ャ ツ カ ー	4,320	—	—	4,320	
		〃 先 染 先 晒 綿 布	—	8,775	—	8,775	
		混 紡 縞 綿 布	—	12,980	—	12,980	
		〃 小 倉	—	—	—	—	
〃 其 の 他	951	—	—	951			
計		2,752,150	13,391,229	724,648	16,868,027		
品 整 理 後	整 理 後	ギ ン ガ ム	38,023	38,387	962	77,372	
		縞 綿 布	87,288	7,154	—	94,442	
		縞 三 綾	4,713	—	—	4,713	
		ネ ル 倉	5,000	437,393	—	442,393	
		小 倉	40,170	80,542	4,480	125,190	
		先 染 先 晒 綿 布	—	2,000	—	2,000	
		交 織 物 縞 三 綾	2,333	—	—	2,333	
		計		177,527	565,476	5,442	748,445
		合 計		2,929,677 (16.6%)	13,956,705 (79.2%)	730,090 (4.2%)	17,616,472 (100%)
		累 計		49,962,954 (30.3%)	107,159,784 (65.1%)	7,522,771 (4.6%)	164,645,510 (100%)
品 種		無 表 示	WASHABLE	FAST	計		
		点	点	点	点		
糸 染	品 整 理 後	サロン, サリー, キコ イダマスクテーブルク ロス(含ナフキン)	14,370枚	—	—	14,370枚	
		〃	2,100セット	—	—	2,100セット	
		〃	2,500枚	—	—	2,500枚	
		マフラー, スカーフ, } ショール	一枚	—	—	一枚	
		ハ ン カ チ	一枚	460,223枚	60,404枚	520,627枚	
		〃	一打	—	—	一打	
		ヤ シ マ グ	19,650打	—	—	19,650打	
		テ-ブルクロス(ナフキン含む)	1,140枚	—	—	1,140枚	
		〃	一打	—	—	一打	
		ディッシュクロス	99,095打	—	—	99,095打	
		ベットスプレット	9,240枚	—	—	9,240枚	
		合 計		2,100セット (100%) 27,250枚 (5%) 118,745枚 (100%)	— — 460,223枚 (84.0%) —	— — 60,404枚 (11.6%) —	2,100セット (100%) 547,877枚 (100%) 118,745打 (100%)
		累 計		140,898セット (100%) 2,706,834枚 (31.7%) 1,539,795打 (97.5%) 28,513反 (100%)	— — 5,579,995枚 (65.5%) 28,867打 (1.8%) —	— — 238,691枚 (2.8%) 11,614打 (0.7%) —	140,898セット (100%) 8,525,520枚 (100%) 1,580,276打 (100%) 28,513反 (100%)

輸出綿別珍検査成績月報

(32年12月度)

綿スフ織物検査協会 (単位：平方碼)

区分	品名	A 級	B 級	C 級	合計
整	S/# 3020	86,926	7,535	713	95,174
	3021	326,122	50,057	1,900	378,079
	3022	329,917	18,480	451	348,848
	5023	—	—	—	—
	5024	82,849	48,869	2,640	134,358
理	その 他の 単糸使い 平綾	66,676	16,794	1,390	84,860
		110,627	12,273	1,190	124,090
	双糸使い 平綾	14,456	3,781	33	18,270
前	小 計	(86.0%) 1,088,088	(13.2%) 166,725	(0.8%) 10,374	(100%) 1,265,187
		(82.4%) 14,501,598	(16.6%) 2,922,113	(1.0%) 175,759	(100%) 17,599,470
	累計 (1~8)				

全国地区糸商扱綿糸番手別用途別実需渡販売数量表

(32年12月度)

日本綿糸商連合会調 (単位：梱)

番手別	純混別	織物用	メリヤス用	漁網用	雑品用	その他用	合計	糸輸出 (船積)	綿紡績会社	
									自家消費用	賃織用引渡
10	純	4,257	509	285	305	443	5,799	12		
	混	1,635	452	34	26	78	2,225	—		
16	純	7,053	515	62	266	334	8,230	—		
	混	789	9	29	13	9	849	—		
20	純	34,215	5,072	1,814	1,619	5,768	48,488	690		
	混	3,875	89	19	126	224	4,333	—		
30	純	27,062	10,713	574	889	2,172	41,410	123		
	混	710	50	10	3	18	791	—		
40	純	31,594	4,974	233	489	1,666	38,956	317		
	混	117	1	—	—	6	124	—		
その他	純	8,704	1,190	143	361	1,229	11,627	782		
	混	63	125	—	—	23	211	—		
計	純	112,885	22,973	3,111	3,929	11,612	154,510	1,924	47,528	36,685
	混	7,189	726	92	168	358	8,533	—	45	603

紡績会社引渡は通産省調査統計部資料による

全国地区糸商扱府県別綿糸実需渡販売数量表

(32年12月度)

日本綿糸商連合会調 (単位：梱)

府県別	純混別	純綿糸	混紡綿糸	合計	府県別	純混別	純綿糸	混紡綿糸	合計
山形	147	13	160	滋賀	1,653	321	1,974		
福島	100	27	127	京都	880	61	941		
青森, 秋田, 岩手, 宮城	143	15	158	大阪	49,570	2,846	52,416		
栃木	397	86	483	奈良	1,676	380	2,056		
茨城	246	44	290	和歌山	6,866	813	7,679		
埼玉	2,373	201	2,574	兵庫	1,697	167	1,864		
千葉	343	73	416	岡山	7,084	673	7,757		
東京	12,888	574	13,462	広島	2,003	60	2,063		
群馬, 神奈川, 山梨	480	33	513	山口	38	5	43		
新潟	1,949	71	2,020	鳥取, 島根	17	—	17		
長野	426	7	433	四国 { 愛媛	6,122	70	6,192		
静岡	17,671	171	17,842	徳島	142	48	190		
愛知	33,585	1,490	35,075	国 { その他	169	—	169		
岐阜	905	74	979	九州 { 福岡	1,069	53	1,122		
富山	430	29	459	州 { その他	37	—	37		
石川	128	36	164						
三重	2,847	67	2,914	合計	154,510	8,533	163,043		

## 綿工連史編纂会議開催経過

### 【編纂委員会】

平成 17 年 1 月 26 日	綿工連会館会議室
平成 17 年 9 月 29 日	大阪綿業会館
平成 17 年 12 月 7 日	東京ビックサイト会議室
平成 18 年 3 月 3 日	大阪綿業会館

### 【ワーキンググループによる編纂会議】

平成 17 年 2 月 24 日	大阪綿業会館
平成 17 年 7 月 8 日	三河産地
平成 17 年 9 月 22 日	大阪綿業会館
平成 17 年 12 月 7 日	東京ビックサイト会議室
平成 18 年 3 月 3 日	大阪綿業会館

### 【参考文献】

書 籍 名	著 者・編 者
「詳解中小企業近代化促進法」(昭和 51 年)	中小企業庁計画部計画課
「特定繊維産業構造改善事業の実績資料」(昭和 49 年)	繊維工業構造改善事業協会
「繊維産業の構造改善とともに」(平成 11 年)	繊維産業構造改善事業協会
「戦後紡績史」(昭和 37 年)	日本紡績協会
「続戦後紡績史」(昭和 54 年)	日本紡績協会
「化学繊維産業年表」(平成 11 年)	日本化学繊維協会
「日本における産地綿織物業の展開」(平成元年)	阿部武司著 東京大学出版会
「知多織物百年の歩み」(昭和 53 年)	知多織物工業協同組合, 知多綿スフ織物構造改善工業組合
「年表昭和史 (1926-2003)」(平成 17 年)	中村政則著 岩波書店
「昭和・平成現代史年表」(平成 12 年)	神田文人著 小学館
フリー百科事典「ウィキペディア」(平成 17 年)	
「綿スフ織物工業発達史」(昭和 33 年)	日本綿スフ織物工業連合会
「綿スフ織物情報」	日本綿スフ織物工業連合会

## 綿 工 連 史

平成 18 年 5 月 10 日 発行

編集・発行 日本綿スフ織物工業組合連合会  
日本綿スフ織物工業連合会  
〒106-0031 東京都港区西麻布 1-8-7  
TEL 03-3403-9671

印 刷 (株)外為印刷  
〒111-0032 東京都台東区浅草 2-29-6  
TEL 03-3844-3855